# 日野市議会会議録

## 平成６年第３回定例会

第 23 号 ～ 第 31 号

９月６日 開 会
９月29日 閉 会

日 野 市 議 会

日野市立図書館 ☎81-7354
1889735

# 平成６年　第３回定例会日程

| | | |
|---|---|---|
| ９月　６日 | （火曜日） | 会議録署名議員の指名、会期の決定、<br>行政報告、諸般の報告、議案上程、請願上程 |
| ９月　７日 | （水曜日） | 一般質問 |
| ９月　８日 | （木曜日） | 一般質問 |
| ９月　９日 | （金曜日） | 一般質問 |
| ９月１２日 | （月曜日） | 一般質問 |
| ９月１３日 | （火曜日） | 一般質問 |
| ９月１４日 | （水曜日） | 議案上程、請願上程 |
| ９月２８日 | （水曜日） | 議案審査報告 |
| ９月２９日 | （木曜日） | 議案審査報告、請願審査報告、<br>請願上程、議案上程 |

1889735

# 平成6年 第3回定例会 日野市議会会議録目次


○9月6日　火曜日（第1日）

出席議員 …… 1
欠席議員 …… 1
出席説明員 …… 2
議事日程 …… 2
開会 …… 7
会議録署名議員の指名 …… 7
会期の決定 …… 7
行政報告 …… 8
諸般の報告 …… 9

（設置・選任）

日野市議会平成5年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任について …… 9

（請願審査報告）　（厚生委員会）

請願　第6-16号　定住外国人の無年金者に対する適用拡大を求める陳情 …… 10

請願　第6-21号　在日朝鮮、韓国人高齢者と障害者に国民年金適用の救済措置を求める陳情 …… 10

（議案上程）

議案　第47号　平成5年度日野市一般会計決算の認定について …… 11

議案　第48号　平成5年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について …… 12

議案　第49号　平成5年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について …… 12

議案　第50号　平成5年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について …… 12

議案　第51号　平成5年度日野市立総合病院事業会計決算の認定

について …… 12
議案 第52号 平成5年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について …… 12
議案 第53号 平成5年度日野市老人保健特別会計決算の認定について …… 12
議案 第54号 平成5年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について …… 12
議案 第55号 日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 14
議案 第56号 平成6年度日野市一般会計補正予算（第1号） …… 15
議案 第57号 平成6年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） …… 43
議案 第58号 平成6年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号） …… 46
議案 第59号 平成6年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第1号） …… 46
議案 第60号 平成6年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号） …… 50
議案 第61号 平成6年度日野市老人保健特別会計補正予算（第1号） …… 50
議案 第62号 市道路線の一部廃止について …… 56
議案 第63号 市道路線の廃止について …… 56
議案 第64号 市道路線の認定について …… 56
議案 第67号 日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について …… 58
（報　告）
報告 第5号 平成5年度日野市土地開発公社決算の報告について …… 62
報告 第6号 平成5年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について …… 66
報告 第7号 議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告

について …… 67

（請願上程）

請 願　第 6-32 号　緊急避難通路整備及び消雪・凍結防止対策を求める請願 …… 68

請 願　第 6-33 号　旭が丘六丁目の、仮称“中島ビル”建設計画に関する請願 …… 68

請 願　第 6-34 号　日野市東平山二丁目消防署建設に関する陳情 …… 68

請 願　第 6-35 号　教職員の給与費半額国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情 …… 68

請 願　第 6-36 号　私立幼稚園の教育諸条件改善と父母負担の軽減のため、東京都へ公費助成の拡充を要請する意見書提出を求める陳情 …… 69

請 願　第 6-37 号　犬の不妊・去勢手術の委託事業の改善及び猫に対する助成金制度の確立のための陳情 …… 69

請 願　第 6-38 号　重度重複障害児・者のための通所施設建設に関する請願 …… 69

請 願　第 6-39 号　多摩平団地の建て替えに伴い、住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願 …… 69

請 願　第 6-40 号　核兵器廃絶の国際条約締結に関する請願 …… 69

散　　会 …… 69

○９月７日　　水曜日（第２日）

出 席 議 員 …… 71

欠 席 議 員 …… 71

出 席 説 明 員 …… 72

議 事 日 程 …… 72

開　　議 …… 73

（一般質問）

竹ノ上武俊議員

１．改憲阻止で国民的共同を、いまこそ革新が必要と問う …… 73

２．程久保川などの更なる自然の回復を …… 83

3．川崎街道など歩道拡幅の見通しについて問う …… 87
鈴木美奈子議員
1．多摩平団地建て替え事業計画について …… 89
2．終戦・被爆50周年の1995年を迎えるにあたり、平和へのとりくみを更にすすめよ …… 103
橋本　文子議員
1．重度重複障害をもつ人が通所できる市立の施設建設について、その後の経過を問う …… 110
2．有用微生物による水の浄化（リサイクル）と、ごみの減量（堆肥化とリサイクル）について問う …… 117
簾野　行雄議員
1．平成六年固定資産評価替について …… 126
2．地域の諸問題について …… 134
散　　会 …… 140

○9月8日　木曜日（第3日）
出　席　議　員 …… 141
欠　席　議　員 …… 141
出　席　説　明　員 …… 142
議　事　日　程 …… 142
開　　議 …… 143
（一般質問）
沢田　研二議員
1．公園管理（ゴミ処理、砂場、トイレ等）について問う …… 143
2．市立病院建設計画は具体性あるものに！ …… 155
奥住日出男議員
1．「文化・スポーツ行政推進本部」の業務内容について問う …… 166
執印真智子議員
1．男女混合名簿をすすめよ …… 179
2．日野市の環境行政を問う …… 193
江口　和雄議員

１．災害に強いまちづくりについて市の基本姿勢を問う …… 205
散　　会 …… 220

○９月９日　　金曜日（第４日）
出　席　議　員 …… 221
欠　席　議　員 …… 221
出　席　説　明　員 …… 222
議　事　日　程 …… 222
開　　議 …… 223
（一般質問）
吉冨　正敏議員
１．21世紀への福祉ビジョンについて問う …… 223
２．多摩平地区のまちづくりについて問う …… 230
田原　　茂議員
１．市長は本当に市立病院の建て替えを実行する意志があるのかを問う！ … 239
内田　　勲議員
１．日野市内に休日歯科応急診療所を開設せよ …… 258
天野　輝男議員
１．区画整理事業内の諸問題について問う …… 275
２．ミニバス運行計画を発展せよ …… 285
板垣　正男議員
１．酒の自動販売機撤廃を！――飲酒三ない運動への支援を―― …… 288
２．「サッカーくじ」にレッドカード（反対）を …… 301
散　　会 …… 308

○９月12日　　月曜日（第５日）
出　席　議　員 …… 309
欠　席　議　員 …… 309
出　席　説　明　員 …… 310
議　事　日　程 …… 310
開　　議 …… 311

（一般質問）
米沢　照男議員
１．生活破壊の村山自民党政治から市民のくらしを守るために …… 311
２．浅川堤防道の整備と豊南橋架橋計画について …… 323
菅原　直志議員
１．雨水利用による日野独自の水源確保へ向けて（その１） …… 326
２．学校における空き教室の有効利用について（その３） …… 340
３．男女共生社会の実現を目指して～男女混合名簿導入に向けて …… 342
小島　　久議員
１．ゴミに勝てるかゴミ減量リサイクル作戦について問う …… 348
夏井　明男議員
１．多摩平団地14階ビル群を建てる森田市長の構想を問う …… 363
２．児童・生徒の人権保障をいかに教育現場では確保しているのか …… 379
３．日野駅新改札口を！――大坂上・神明・日野台からみて―― …… 384
散　　会 …… 387

○９月13日　　火曜日（第６日）
出　席　議　員 …… 389
欠　席　議　員 …… 389
出　席　説　明　員 …… 390
議　事　日　程 …… 390
開　　議 …… 393
（一般質問）
土方　尚功議員
１．用途地域見直し素案、地区計画等にみる行政対応に問う …… 393
中谷　好幸議員
１．学校図書館職員の雇用問題は、教育的見地で解決を …… 412
２．乳幼児医療助成を未就学児全体に広げよう …… 422
佐藤　洋二議員
１．ＪＲ豊田駅西側の踏切道の拡幅について …… 428
２．湯沢福祉センターの諸問題解決に向けて …… 437

馬場　繁夫議員
1．災害時、市民生活を守るため防災情報センターの組織体制確立を再び問う …… 447
2．地球にやさしい循環型都市を求めて …… 466
延　　会 …… 470

○９月14日　　水曜日（第７日）
出　席　議　員 …… 471
欠　席　議　員 …… 471
出　席　説　明　員 …… 472
議　事　日　程 …… 472
開　　議 …… 475
（議案上程）
議案　第　68　号　日野市国民健康保健条例の一部を改正する条例の制定について …… 475
議案　第　69　号　日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について …… 475
（請願上程）
請願　第 6-41 号　年金改悪反対、制度の拡充を求める陳情 …… 477
請願　第 6-42 号　消費税の税率引き上げ反対、廃止を要求する陳情 …… 478
請願　第 6-43 号　米輸入自由化に反対し、食糧の安定供給・安全をもとめる陳情 …… 478
請願　第 6-44 号　保健所・市町村の公衆衛生機能の拡充強化をもとめる陳情 …… 478
請願　第 6-45 号　安心して働ける看護婦制度の拡充を求める陳情 …… 478
請願　第 6-46 号　学校図書館事務嘱託員の雇用の継続を求める請願 …… 478
請願　第 6-47 号　豊田南地区の区画整理に伴うまちづくりに関する請願 …… 478
請願　第 6-48 号　文化施設の充実と、公立校の空き教室と特別教室の市民開放を求める請願 …… 479
散　　会 …… 479

○９月28日　　水曜日（第８日）
出　席　議　員 …… 481
欠　席　議　員 …… 481
出　席　説　明　員 …… 482
議　事　日　程 …… 482
開　　議 …… 489
（議案審査報告）　（総務・文教・厚生・建設）
議案　第 56 号　平成６年度日野市一般会計補正予算（第１号） …… 489
（総務委員会）
議案　第 4 号　第３次日野市基本構想の制定について …… 497
議案　第 5 号　政治倫理の確立のための日野市長の資産等の公開に関する条例の制定について …… 497
議案　第 67 号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について …… 497
（厚生委員会）
議案　第 57 号　平成６年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号） …… 499
議案　第 60 号　平成６年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号） …… 500
議案　第 61 号　平成６年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号） …… 502
議案　第 68 号　日野市国民健康保健条例の一部を改正する条例の制定について …… 502
議案　第 69 号　日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について …… 502
（建設委員会）
議案　第 55 号　日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 504
議案　第 58 号　平成６年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号） …… 506

議案　第　59　号　平成６年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）…… 506
議案　第　62　号　市道路線の一部廃止について …… 506
議案　第　63　号　市道路線の廃止について …… 506
議案　第　64　号　市道路線の認定について …… 506
（一般会計決算特別委員会）
議案　第　47　号　平成５年度日野市一般会計決算の認定について …… 507
延　　会 …… 513

○９月29日　　木曜日（第９日）
出　席　議　員 …… 515
欠　席　議　員 …… 515
出　席　説　明　員 …… 516
議　事　日　程 …… 516
開　　議 …… 521
（議案審査報告）　（一般会計決算特別委員会）
議案　第　47　号　平成５年度日野市一般会計決算の認定について …… 521
（特別会計決算特別委員会）
議案　第　48　号　平成５年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について …… 545
議案　第　49　号　平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について …… 545
議案　第　50　号　平成５年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について …… 545
議案　第　51　号　平成５年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について …… 545
議案　第　52　号　平成５年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について …… 545
議案　第　53　号　平成５年度日野市老人保健特別会計決算の認定について …… 545
議案　第　54　号　平成５年度日野市老人入院共済事業特別会計決算

の認定について …… 545

（請願審査報告）　（文教委員会）

請 願　第 6- 5 号　「学校五日制にふさわしい、ゆとりある教育内容にするために新学習指導要領を早急に再改訂することを求める意見書」を国にむけて提出することを求める請願 …… 547

請 願　第 6-35 号　教職員の給与費半額国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情 …… 548

（厚生委員会）

請 願　第 6- 4 号　年金支給開始を65歳に遅らせることに反対する意見書提出を求める請願 …… 552

請 願　第 6-23 号　「日野市立かしまだい地区広場」の施設充実に関する請願 …… 554

請 願　第 6-28 号　社会保障の拡充を求める意見書採択の請願 …… 555

請 願　第 6-38 号　重度重複障害児・者のための通所施設建設に関する請願 …… 560

請 願　第 6-41 号　年金改悪反対、制度の拡充を求める陳情 …… 561

（建設委員会）

請 願　第 6-33 号　旭が丘六丁目の、仮称“中島ビル”建設計画に関する請願 …… 562

請 願　第 6-43 号　米輸入自由化に反対し、食糧の安定供給・安全をもとめる陳情 …… 562

（継続審査）　（総務委員会）

請 願　第 6- 9 号　南平一丁目～二丁目住宅地内への路線ミニバス導入計画の見直しについての陳情 …… 564

請 願　第 6-12 号　真に国民のための公共事業推進を求める陳情 …… 564

請 願　第 6-13 号　真に国民のための公共事業を求める陳情 …… 564

請 願　第 6-18 号　「日本のプルトニウム利用に反対する」意見書提出の請願 …… 564

請 願　第 6-24 号　日野市に政治倫理確立の条例制定を求める請願 …… 564

請 願　第 6-27 号　消費税率の引き上げ反対を求める請願 …… 564

請 願　第 6-30 号　「核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める意見書」採択に関する陳情 …… 564
請 願　第 6-34 号　日野市東平山二丁目消防署建設に関する陳情 …… 564
請 願　第 6-36 号　私立幼稚園の教育諸条件改善と父母負担の軽減のため、東京都へ公費助成の拡充を要請する意見書提出を求める陳情 …… 564
請 願　第 6-40 号　核兵器廃絶の国際条約締結に関する請願 …… 564
請 願　第 6-42 号　消費税の税率引き上げ反対、廃止を要求する陳情 …… 564
（文教委員会）
請 願　第 6-46 号　学校図書館事務嘱託員の雇用の継続を求める請願 …… 565
（厚生委員会）
請 願　第 6- 7 号　多摩平五丁目地区センター設立に関する請願 …… 565
請 願　第 6-22 号　日野市に重度知的障害者が主に入所出来る更生施設の建設に関する請願 …… 565
請 願　第 6-37 号　犬の不妊・去勢手術の委託事業の改善及び猫に対する助成金制度の確立のための陳情 …… 565
請 願　第 6-44 号　保健所・市町村の公衆衛生機能の拡充強化をもとめる陳情 …… 565
請 願　第 6-45 号　安心して働ける看護婦制度の拡充を求める陳情 …… 565
請 願　第 6-48 号　文化施設の充実と、公立校の空き教室と特別教室の市民開放を求める請願 …… 565
（建設委員会）
請 願　第 6-10 号　公園建設に関する請願 …… 566
請 願　第 6-11 号　神明緑地の伐採反対に関する陳情 …… 566
請 願　第 6-15 号　程久保一丁目下程久保自治会私道を公道移管に関する請願 …… 566
請 願　第 6-26 号　地元中小建設業者の不況打開と振興政策を求める請願 …… 566
請 願　第 6-29 号　潤徳小学校の北側の環境の保全を求める請願 …… 566
請 願　第 6-32 号　緊急避難通路整備及び消雪・凍結防止対策を求める請願 …… 566

請 願　第 6-39 号　多摩平団地の建て替えに伴い、住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願 …… 566
請 願　第 6-47 号　豊田南地区の区画整理に伴うまちづくりに関する請願 …… 566
（継続審査議決）
議会運営委員会の継続審査議決に関する件 …… 566
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 567
スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 567
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 567
市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 567
（請願上程）
請 願　第 6-50 号　多摩市和田1869番地、公私災害研究会の借家の畳床陥没状況の視察調査を求める陳情 …… 568
（議案上程）
議 案　第 65 号　日野市教育委員会委員の任命について …… 568
議 案　第 66 号　日野市監査委員の選任について …… 569
議員提出議案第10号　在日韓国、朝鮮人高齢者と障害者に対する国民年金、厚生年金適用拡大を求める意見書 …… 569
議員提出議案第11号　ＮＴＴ日野営業所の廃止に反対し存続を求める決議 …… 570
議員提出議案第12号　サッカーくじ法案化に反対する意見書 …… 570
議員提出議案第13号　米輸入自由化に反対し、食糧の安定供給・安全をもとめる意見書 …… 571
議員提出議案第14号　教職員の給与費半額国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める意見書 …… 571
議員提出議案第15号　学校五日制にふさわしい、ゆとりある教育内容にするために新学習指導要領を早急に再改訂することを求める意見書 …… 571
閉　　会 …… 572

# 9月6日　火曜日　（第1日）

平成6年
第3回定例会　日野市議会会議録　（第23号）

9月6日　火曜日　（第1日）

出席議員　（30名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1番 | 江口和雄君 | 2番 | 佐藤洋二君 |
| 3番 | 菅原直志君 | 4番 | 渡邉馨鴻君 |
| 5番 | 吉冨正敏君 | 6番 | 小島久君 |
| 7番 | 小川友一君 | 8番 | 森田美津雄君 |
| 9番 | 佐瀬昭二郎君 | 10番 | 中谷好幸君 |
| 11番 | 沢田研二君 | 12番 | 田原茂君 |
| 13番 | 宮沢清子君 | 14番 | 執印真智子君 |
| 15番 | 土方尚功君 | 16番 | 天野輝男君 |
| 17番 | 奥住日出男君 | 18番 | 橋本文子君 |
| 19番 | 板垣正男君 | 20番 | 鈴木美奈子君 |
| 21番 | 内田勲君 | 22番 | 馬場繁夫君 |
| 23番 | 夏井明男君 | 24番 | 黒川重憲君 |
| 25番 | 福島盛之助君 | 26番 | 旗野行雄君 |
| 27番 | 小山良悟君 | 28番 | 一ノ瀬隆君 |
| 29番 | 竹ノ上武俊君 | 30番 | 米沢照男君 |

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 森田喜美男君 | 助役 | 前田雅夫君 |
| 助役 | 坂口泰雄君 | 収入役 | 落合豊君 |
| 企画財政部長 | 大崎茂男君 | 総務部長 | 小林修君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 生活文化部長 | 小野宗市君 |
| 環境部長 | 山口正夫君 | 都市整備部長 | 鈴木栄弘君 |
| 建設部長 | 小俣雅義君 | 福祉部長 | 藤本享一君 |
| 水道部長 | 土方重男君 | 病院事務長 | 須藤雄示君 |
| 教育長 | 園田匠君 | 学校教育部長 | 谷正幸君 |
| 社会教育部長 | 大谷俊夫君 | | |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 局長事務代理 | 田中正美君 | 書記 | 濃沼哲夫君 |
| 書記 | 橘達雄君 | 書記 | 山田二郎君 |
| 書記 | 田倉芳夫君 | 書記 | 鈴木俊之君 |
| 書記 | 堀辺美子君 | 書記 | 永野裕子君 |

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　田中住枝君

議事日程

平成6年9月6日（火）
午前10時開会

日程第　1　会議録署名議員の指名
日程第　2　会期の決定
日程第　3　行政報告
日程第　4　諸般の報告
（設置・選任）
日程第　5　日野市議会平成5年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任について
（請願審査報告）　（厚生委員会）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日程第 6 | 請 願 | 第6-16号 | 定住外国人の無年金者に対する適用拡大を求める陳情 |
| 日程第 7 | 請 願 | 第6-21号 | 在日朝鮮、韓国人高齢者と障害者に国民年金適用の救済措置を求める陳情 |

（議案上程）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日程第 8 | 議 案 | 第47号 | 平成5年度日野市一般会計決算の認定について |
| 日程第 9 | 議 案 | 第48号 | 平成5年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第 10 | 議 案 | 第49号 | 平成5年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について |
| 日程第 11 | 議 案 | 第50号 | 平成5年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第 12 | 議 案 | 第51号 | 平成5年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について |
| 日程第 13 | 議 案 | 第52号 | 平成5年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第 14 | 議 案 | 第53号 | 平成5年度日野市老人保健特別会計決算の認定について |
| 日程第 15 | 議 案 | 第54号 | 平成5年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について |
| 日程第 16 | 議 案 | 第55号 | 日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 17 | 議 案 | 第56号 | 平成6年度日野市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第 18 | 議 案 | 第57号 | 平成6年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 19 | 議 案 | 第58号 | 平成6年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 20 | 議 案 | 第59号 | 平成6年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 21 | 議 案 | 第60号 | 平成6年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日程第 22 | 議案 | 第６１号 | 平成６年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号） |
| 日程第 23 | 議案 | 第６２号 | 市道路線の一部廃止について |
| 日程第 24 | 議案 | 第６３号 | 市道路線の廃止について |
| 日程第 25 | 議案 | 第６４号 | 市道路線の認定について |
| 日程第 26 | 議案 | 第６７号 | 日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| （報　告） | | | |
| 日程第 27 | 報告 | 第 5 号 | 平成５年度日野市土地開発公社決算の報告について |
| 日程第 28 | 報告 | 第 6 号 | 平成５年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について |
| 日程第 29 | 報告 | 第 7 号 | 議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について |
| （請願上程） | | | |
| 日程第 30 | 請願 | 第6-32号 | 緊急避難通路整備及び消雪・凍結防止対策を求める請願 |
| 日程第 31 | 請願 | 第6-33号 | 旭が丘六丁目の、仮称“中島ビル”建設計画に関する請願 |
| 日程第 32 | 請願 | 第6-34号 | 日野市東平山二丁目消防署建設に関する陳情 |
| 日程第 33 | 請願 | 第6-35号 | 教職員の給与費半額国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情 |
| 日程第 34 | 請願 | 第6-36号 | 私立幼稚園の教育諸条件改善と父母負担の軽減のため、東京都へ公費助成の拡充を要請する意見書提出を求める陳情 |
| 日程第 35 | 請願 | 第6-37号 | 犬の不妊・去勢手術の委託事業の改善及び猫に対する助成金制度の確立のための陳情 |
| 日程第 36 | 請願 | 第6-38号 | 重度重複障害児・者のための通所施設建設に関する請願 |
| 日程第 37 | 請願 | 第6-39号 | 多摩平団地の建て替えに伴い、住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願 |

日程第　38　請 願　　第６-40号　　核兵器廃絶の国際条約締結に関する請願

本日の会議に付した事件

　日程第１から第38まで

午前11時16分　開会

**○議長（福島盛之助君）**　おはようございます。

まだまだ残暑厳しい折、御出席の議員の皆様には大変御苦労さまでございます。

それでは、これより平成６年第３回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより日程第１、会議録署名議員の氏名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定より議長において

５番　吉冨正敏君

６番　小島久君

を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長　登壇〕

**○議会運営委員長（天野輝男君）**　議長の指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

去る９月１日午後２時から、議会運営委員会を開催いたしました。

議案、請願の取り扱い、また日程などの協議の結果、会期は本日より９月28日までの23日間と決定いたしました。

議案、日程の状況につきましては、お手元に配付してあります資料のとおりです。

なお、理事者より追加議案の上程を予定しているということがありました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって会期は、本日から９月28日まで、期日23日間と決定いたしました。

次に日程第３に入る前に、理事者から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。助役。

**○助役（前田雅夫君）**　それでは、御報告をさせていただきます。

さきの第２会定例会で、選任並びに任命の同意をいただきました特別職の人事及び説

明員の変更について、御報告を申し上げます。

７月１日付で、助役に坂口泰雄、収入役に落合　豊の選任をいたしました。

続いて教育長ですが、８月３日付で、教育委員会は、教育長に園田　匠を任命をいたしました。

次に一般職ですが、８月１日付で、生活文化部長に小野宗市、福祉部長に藤本享一を発令をいたしました。

今後ともよろしくお願いをいたします。（拍手）

○議長（福島盛之助君）　　次に日程第３、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　本日より、平成６年第３回市議会定例会を開いていただきますので、議案等の審議について、よろしくお願いを申し上げます。

さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な行政事項について、私より３件の報告を行い、他は提出資料をもってかえさせていただきます。

１、日野都市計画の中の国道３・３・２号線、それから都道３・２・７号線にかかわる多摩川架橋の情報についてであります。

国道20号バイパスの日野都市計画道路３・３・２号線の実現のために、当市では浅川左岸に万願寺土地区画整理事業、豊田南土地区画整理事業、西平山土地区画整理事業等を施行して、その用地確保を推進していることは御承知のとおりであります。

去る６月30日、管理当局の相武国道事務所より、この路線の多摩川架橋に着手したいとのことで、当市及び国立市の市長が参加する「新日野橋デザイン懇談会」による現地説明を受けました。

今回着工の設計では、延長380メートル、３橋脚片側２車線の12.5メートル幅で、平成６年度に着工し平成９年度に完成予定とのことであります。

次に、日野市百草から府中市四谷間をつなぐ、都道３・２・７号線、（仮称）第２関戸橋であります。その延長446メートル、幅員28.2メートル、うち歩道幅4.35メートルの設計で、平成５年度より着工の府中市側の工事に続き、平成６年度より日野市側の工事が始まり、平成９年度に完成予定との当局の情報であります。

以上２件の多摩川架橋の事業化は、地元の運動の一成果であるとともに、橋の実現で、将来像が明確となり日野市内の各事業にも理解が進み、全体の促進に役立つものと期待するものであります。

2、都道3・4・8号線高幡不動駅東踏切立体化工事の着工について。

高幡土地区画整理事業の中で、所要する用地確保を進めてきた都道3・4・8号線の高幡不動駅東踏切立体化工事がいよいよ着工される見通しとなりました。

この立体化工事は、モノレールコース、京王線軌道敷と都市計画道路の3重構造となるもので、都が京王帝都電鉄株式会社に委託をして実施するものであります。市よりの問い合わせに対して、年度内に着工し、平成9年度完成予定で進められるとの回答を得ております。

事業概要で、立体化部分延長は約340メートル、幅員約17.5メートル～38.5メートルと設計されております。

市では交通の補助手段とともに促進について十分な対応を行う考えであります。

3、平山用水の排水樋管の完成に伴う周辺交通の将来像についてであります。

京浜工事事務所に工事委託して、平山用水の流末箇所に排水樋管が完成いたしておりますが、一見して周辺交通が複雑化しております。

今後、関係機関との協議をもって、周辺交通の将来像を明確にし利便化をはかる考えであります。

現在、排水樋管の完成に合わせて、堤防上の兼用道路とサイクリング道路の新設を計画しておりますが、河川管理当局の改修工事とも調整を図りながら整備を進める考えであります。

以上、行政事項の3点について報告を行い、また、今後の理解と御指導をお願いする次第であります。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　収入役以下については、報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これをもって行政報告を終わります。

次に、日程第4、諸般の報告を行います。会務報告についてはお手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長事務代理の報告は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

これより日程第5、日野市議会平成5年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任の件を議題といたします。

一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任については、お手元に配付いたしました印刷物のとおりです。

質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって日野市議会平成５年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより請願第６－16号、定住外国人の無年金者に対する適用拡大を求める陳情、請願第６－21号、在日朝鮮、韓国人高齢者と障害者に国民年金適用の救済措置を求める陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（橋本文子君）　厚生委員会の審査報告を申し上げます。

陳情が２件ございまして、１件は６－16号、定住外国人の無年金者に対する適用拡大を求める陳情と、あとの１件は６－21号、在日朝鮮、韓国人高齢者と障害者に国民年金適用の救済措置を求める陳情でございます。

いずれも、本年度第２回定例会に提案されまして、厚生委員会に付託されたものでございます。６月の定例会に引き続き、休会中の８月23日に行いました委員会で一括審議とさせていただきました。

陳情者は西條正弘様と朴慶蘭様です。

陳情の趣旨は、在日韓国、朝鮮人高齢者と障害者に対する国民年金、厚生年金保健の適用差別是正のための法改正を求めるもので、改正が実施されるまでの暫定的措置としては日野市独自の給付制度を実施して下さいというものでございます。

我が国では、1982年１月１日より難民条約の批准に伴って、国民年金法が改正され、受給資格から「日本国籍を有する者」という国籍条項が撤廃されました。

それにもかかわらず、当時20歳以上だった障害者、60歳以上の高齢者及び母子家庭の状態にあった人たちは、その適用から除外され今日に至っております。

高齢者、障害者ゆえに無年金のまま、不安な日々を送っておられますこれらの在日韓国、朝鮮人の方々が、一日も早く救済されますよう法改正をし、日野市といたしましても、法改正が行われるまでの代替措置として、市独自の特別給付制度を行うべきものと

の結論に達し、全会一致、採択すべきものと決しました。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。

本２件に対する委員長報告は採択であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって請願第６－16号、定住外国人の無年金者に対する適用拡大を求める陳情、請願第６－21号、在日朝鮮、韓国人高齢者と障害者に国民年金適用の救済措置を求める陳情の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより議案第47号、平成５年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第47号、平成５年度日野市一般会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、平成５年度日野市一般会計決算の認定を求めるものであります。

なお、同規定により監査委員の意見書及び主要な施策の成果等の書類を添えて提出いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　代表監査委員から審査報告を求めます。代表監査委員。

〔代表監査委員　登壇〕

○代表監査委員（星野幸夫君）　議案第47号、平成５年度一般会計決算審査の結果について御報告申し上げます。

平成５年度日野市一般会計の決算審査につきましては、市長より依頼を受けました決算書関係附属書類等について、板垣監査委員とともに慎重に実施いたしました。また、部課長を初め、関係職員からもその内容について事情聴取を行いました。

審査の結果、決算書を初め、関係附属書類の計数は関係諸帳票及び証書類といずれも符号し、また出納閉鎖日における平成５年度歳計剰余金と指定金融機関の発行した証書

類と照合検算した結果、その金額は合致しており、当年度における決算を適正に表示しているものと認めました。また、予算の執行状況についても、関係法令の趣旨並びに議会の趣旨に従い、概ね適正に執行されているものと認めました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第47号、平成５年度日野市一般会計決算の認定の件は、一般会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一般会計決算特別委員会に付託いたします。

これより議案第48号、平成５年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第49号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第50号、平成５年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第51号、平成５年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第52号、平成５年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第53号、平成５年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第54号、平成５年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第48号、平成５年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、平成５年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第49号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、平成５年度日野市土地区画整

理事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第50号、平成５年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、平成５年度日野市下水道事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第51号、平成５年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について。

本議案は、地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき、平成５年度日野市立総合病院事業会計決算の認定を求めるものであります。

議案第52号、平成５年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、平成５年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第53号、平成５年度日野市老人保健特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、平成５年度日野市老人保健特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第54号、平成５年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、平成５年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

以上７議案につきましては、監査委員の意見書を添えて提出いたしますので、よろしく御審議、御承認のほどお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　代表監査委員から審査報告を求めます。代表監査委員。

〔代表監査委員　登壇〕

**○代表監査委員（星野幸夫君）**　決算審査の結果について御報告申し上げます。

議案第48号、平成５年度日野市国民健康保険特別会計決算、議案第49号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計決算、議案第50号、平成５年度日野市下水道事業特別会計決算、議案第51号、平成５年度日野市立総合病院事業会計決算、議案第52号、平成５年度日野市受託水道事業特別会計決算、議案第53号、平成５年度日野市老人保健特別会計決算、議案第54号、平成５年度日野市老人入院共済事業特別会計決算、以上７件の特別会計の決算審査につきましても、一般会計と同様、市長より依頼を受けました決算書及び関係附属書類等について、板垣監査委員とともに慎重に審査を実施いたしました。また、部課長を初め、関係職員からもその内容について事情聴取を行いました。

審査の結果、決算書を初め、関係附属書類の計数は関係諸帳票及び証書類といずれも符号し、また年度末及び出納閉鎖日における平成５年度歳計剰余金と指定金融機関が発

行した証書類と照合検算した結果、その金額は合致しており、当年度における決算を適正に表示しているものと認めました。また、予算の執行状況についても、関係法令の趣旨並びに議会の趣旨に従い、概ね適正に執行されているものと認めました。

以上で決算審査報告を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本７件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第48号、平成５年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第49号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第50号、平成５年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第51号、平成５年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第52号、平成５年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第53号、平成５年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第54号、平成５年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定の件は、特別会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め、特別会計決算特別委員会に付託いたします。

これより議案第55号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第55号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、南百草園地区並びに多摩みなみが丘地区を新たに地区計画の区域として加えるため、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　議案第55号、日野市地区計画の区域内における建築物

の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

2ページ目をお開き願いたいと思います。今回の改正でございますが、高幡鹿島台ガーデン54地区を初めとして、現在まで6地区定められております。これに新たに南百草園地区と多摩みなみが丘地区を追加するものでございます。

なお、この両地区とも、今まで建築協定が定められている地域でございまして、この内容を基本的には尊重した内容となっております。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。8ページ、9ページをお開きねがいたいと思います。南百草園地区でございますが、主な内容といたしましては、住宅地域につきましては原則として一戸建ての住宅という形になっております。建物の敷地の面積で、最低限の面積でございますけれども170平方メートルということでございます。

なお、建築物の高さの最高限度が9メートルかつ軒の高さが7メートルということでございます。

続きまして10ページをお開き願いたいと思います。多摩みなみが丘地区でございます。

ここにつきましても、一戸建ての住宅が基本的に原則ということで、敷地の面積が150平方メートル。高さでございますけれども9メートル、軒の高さが6.5メートル、2階以下と、こういうふうな内容になっておるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第55号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第56号、平成6年度日野市一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第56号、平成6年度日野市一般会計補正予算（第1号）。

本議案は、平成６年度、日野市の一般会計補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ４億2,331万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を430億3,582万円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　歳入歳出全般及び第２表地方債補正の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　議案第56号、平成６年度日野市一般会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

まず、条文の第１条でございますけれども、今回４億2,331万4,000円を追加するものでございます。

第２条には、地方債の補正がございますが、地方債の補正につきましては第２表のとおりでございます。

次に２ページ、３ページをお開き願いたいと思います。ここでは、今回補正の款、項の金額でございますけれども、詳細内容につきましては、事項別明細書でさらに御説明申し上げたいと思います。

次に４ページでございます。第２表の地方債の補正でございますけれども、今年度、所得税並びに住民税の特別減税がございました。これに伴う市税のうち、住民税との減税に対する補てん債、起債でございます。23億7,280万円を起債としてお願いするものでございます。

次に８ページ、９ページに移らせていただきます。まず、市税でございますけれども、大分起債のところでも申し上げましたように、平成６年度の特別減税、住民税20％の減税がございました。これに伴いまして、６年度会計におきます減収は23億7,281万8,000円を見込んでおるところでございます。

次に下欄の国庫支出金でございますが、国庫負担金並びに補助金いずれも対象者の増による収入増でございます。

次に10ページ、11ページでございますけれども、東京都の支出金のうち、都の負担金、補助金、これらも国の支出金同様それぞれの項目の対象者の増によるものでございます。

12ページ、13ページに移らせていただきます。上段、繰入金でございますが、老人保健特別会計繰入金2,772万2,000円でございますが、これは平成５年度の老人保健特別会計の決算に基づきます清算金の戻入でございます。

下欄の繰越金でございますが、繰越金につきましては、前段で決算の上程をいたしましたけれども、平成５年度の決算によります繰越金は10億1,230万4,254円になっております。そのうち、今回の補正財源といたしまして、３億5,439万3,000円をお願いするものでございます。

次に14、15ページでございますが、これは先ほど第２表で申し上げました住民税の減収に伴う起債でございます。端数を切り捨てておるところでございます。

次に、歳出に移らせていただきます。16ページ、17ページでございます。

総務費のうち、総務管理費の一般管理費で、委託料として給与事務経費の計算業務委託料が補正になっておりますが、これは職員の給与等の特別減税徴収の中の特別減税の計算事務等に変更が生じましたことによるための委託料でございます。

次に、財産管理費のうち、第８小学校敷地内水路つけかえに伴う補償料でございますが、これは、過去昭和45年に第８小学校を建設しておりますが、この当時、民地との交換の覚書によりまして、財産処理をすることになっておりましたが、このたび処理が整いましたのでつけかえに伴う補償料として支出するものでございます。

次に、企画調整費でございますけれども、説明欄の（４）、国際親善推進事務費の中の費用弁償、32万6,000円でございますが、これは昨年発足しております国際交流協会の事務局職員の海外出張旅費としてお願いするものでございます。広く、海外知識を習得するために海外視察をしたいということでございます。

（５）番の（仮称）西豊田駅誘致対策事務費の中の看板設置委託料でございますが、西豊田誘致につきましては、長いこと当局に陳情いたしておるものでございますが、このたび、地元住民による期成会も発足の段階でございます。その高揚を図るためにも、予定地近くに誘致のための看板の設置をお願いするものでございます。

次に、企業公社の法人化事務経費でございますが、これにつきましては当初予算においてお願いしたものでございますが、再度、改めてお願いをするものでございます。

次に、諸費の返還金でございますが732万1,000円、合計でございますが、これは平成５年度分の決算に基づく清算による、国あるいは東京都への返還金でございます。

18ページ、19ページをお開き願います。徴税費でございますけれども、説明欄の中で13番、市都民税税額計算委託料がございます。この計算委託料も、税制の改正に伴うシステムの変更でございます。

下欄の選挙費でございますけれども、公選法の改正によりまして、広くＰＲするためのパンフレットが国より送付されてきております。これにつきまして、市民６万6,000

世帯に配付をする経費でございます。

次に、20ページ、21ページでございますけれども、民生費に移らせていただきます。

この欄は、需用費のガス代、水道料を除きましては、収入と同様、対象者の増による経費でございます。

なお、最下欄の老人福祉施設費が、次のページにまたがりますが、この項目につきましては、老人福祉施設の浅川苑、高幡福祉センターの公共下水道への切りかえに伴う経費でございます。

次に、児童福祉費でございますけれども、児童福祉総務費の中の委託料271万円につきましては、保育所措置電算委託料でございます。これは、市税の口座振替等の検討しております中で、ほかの使用料、手数料についても振替制度という検討がされてきております。その中で、来年を予定いたしまして、保育所措置料の口座振替をしたいということでの電算委託料でございます。

下欄の学童クラブ費でございますが、第１小学校の学童クラブが定員オーバーしております。来年度以降も定員がオーバーする見込みですので、ここで補正で、若干の増築をしたいということでございます。

次に、24、25ページに移らせていただきます。衛生費の中の清掃費でございますけれども、報酬の欄でございますが、廃棄物減量等推進審議会委員報酬51万円を追加させていただいておりますが、これは、この審議会に分課会を設置して、さらにきめ細かく審議していくためのものでございます。

それから、需用費に修繕料が950万お願いしてございますが、これはし尿処理施設の乾燥汚泥バンカーの修繕、また、脱水機室の屋上防水をするものでございます。

次に、26、27ページに移らせていただきます。土木費でございますけれども、土木総務費のうち、節の13番の公共用地測量委託料がございますが、これは南新井道路の拡張に伴います測量、また、浅川処理場の中にある赤道処理のための測量費でございます。

次に、道路新設改良費でございますが、道路新設改良は南平の79－２号線、ほか一か所でございます。舗装改良につきましては、神明の幹線１－10号線で、生活保健センターへ下っていく坂道の改良工事3,300万円でございます。

交通安全対策費の修繕料につきましては、第８小学校のたもとの橋のところにあります交通安全施設の修繕でございます。

最下欄に、高幡団地市営住宅の駐車場整備費がございますが、建て替えに伴いまして、駐車場を19台分新設するものでございます。

次に、28、29ページでございますが、消防費でございます。下欄に委託料41万3,000円が計上してございますが、同報無線撤去及び取りつけ業務委託料でございますけれども、これは平山住宅に設置したものですが、公社が建物修繕をするというようなことで、1度取り外し、また付けかえるときのための費用でございます。

次に、30ページ、31ページの教育費でございますけれども、小学校費の学校建設費でございますが、13番の委託料864万6,000円は、第6小学校の校舎の大規模改造を来年度行う予定でございまして、それの事前の設計委託でございます。

社会教育費の中の図書館費でございますが、高幡図書館管理経費354万7,000円ございますが、これは公共下水道への切りかえに伴う費用でございます。

次に、32、33ページでございますが、諸支出金のうち、開発公社助成金でございますが2億817万6,000円。これは、当初予算において年間経費としての不足分がございました。これを追加させていただくものでございます。

34、35ページでございますが、予備費でございます。3,050万円につきましては、委託調整費の企業公社の法人化に伴う費用として振りかえ、充当させていただくものでございます。

以上、説明終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後12時4分　休憩

午後1時19分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは質疑を行います。沢田研二君

○11番（沢田研二君）　1点だけお伺いをしたいと思うんですが、24ページの衛生費に関係する項目なんですが、リサイクル関係でここに計上されている項目とは別にしまして、今回の補正の中に含められてくるのかなというような期待感があったものですから、それが入ってなくて、あえて質問するんですが、昨年の10月からだったと思いますが、各業者に委託をした行政側としてのリサイクルをモデル地区のような形で特定して、かなり聞くところによりますと、当初から比べて相当の成果という言い方がどうかわかりませんが、上がっているというようなことも伺っております。で、それはそれで非常に

結構なことなんですが、実際にそれに取り組んでいる業者関係の方などの声も聞きますと、これは１度、私、一般質問の中でも取り上げた事例があるんですけれども、とてもとても、今の現状の契約の中で運営していくにはやりきれる範囲ではないと、こんなようなことも伺っております。

そのあたりの実態を見て、こういった補正という機会もあるわけですから、ほぼ、１年を経過した中で、当初と比べての相当の仕事量がふえているという判断をされているのであれば、何らかの対策をしていくことが、単なる関係業者云々の問題ではなくて、今、大きな社会問題になっているこのごみ行政のより確かな対策につながっていくんではないかなと思うわけなんですが、そのあたりをどのようにとらえておられるのか、考えておられるのか伺いたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　答弁を求めます。環境部長。

**○環境部長（山口正夫君）**　お答えいたします。

確かに、昨年条例施行とともに６％の地区をモデル地区として行政指定をし、それらを資源回収業者に委託をし、現在、毎月ごとに量がふえてきているという、大変好ましい状況がございます。

さらに本年度は、それを60％以上の地区に適用すべく、現在、ステーションの設置、――昨日ですが、業者を交えましてステーション予定地の現状を見てまいっております。

今現在、概ね、15カ所程度のステーションにつき１台という形で業者との基準を設けまして、お話し合いをしながらこの事業を進めていっておりますし、また、今後も引き続きそのような形で協議をしながら対象地域を拡大していこうと、このように考えておるところでございます。で、ただいまのお話で、かなり業者の方で経営と言いましょうか、大変量が多くなっているので、厳しいという状況が私どもにも入っております。

それらの中で、この15カ所で１台が適切な、また、場所によってはまだ資源物が少ない地区もございますので、多い地区、少ない地区、一律15カ所でいいのかどうか、それらも考えなければならぬところだと思います。さらに、この10月以降、かなりの場所を拡大いたしますので、そういう中で資源回収業者の団体つまり共同組合ができましたので、そちらとは情報交換は常にしているんですが、さらに、また詰めて、今後の課題という形で検討している段階でございます。以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　沢田研二君。

**○11番（沢田研二君）**　ありがとうございました。

確か、半年前にも、そういった関係の質問をさせていただきまして、その場でも「検

討していきたい」あるいは「業者とも連携をとっていきたい」というようなことの御答弁をいただいたんですが、ちょうど、この９月議会が終わった時点からが、新しいスタートをしてから１年ということになるわけなので、ある程度、実績というか傾向というようなものをかなり明確につかんできているんではないかなと思います。また、決算委員会もありますので、そのあたりでもう少し詳しく伺いたいと思いますが、ぜひ、その辺の実態を十分調べて、いつ聞いてもまた検討という答えではなくて、具体的な方向を示し、行政側としてもその目的というものが明確にあるわけですから、その明確な目的に沿えるような施策をぜひとっていただきたいということを申し上げて終わります。

**○議長（福島盛之助君）**　次に、田原　茂君。

**○12番（田原　茂君）**　１点だけお尋ねいたします。

直接、補正予算にかかわることではないんですけれども、御存じのとおり、固定資産税と都市計画税の課税通知に懸案だった明細書が本年からスタートいたしました。５月に初めてその明細書添付を手にしたわけでございますが、以前、いたるところで誤課税が勘校されて、各市でも恐らく取り組みが行われいて、日野市でも割合に早い時期に実現ができたのではないかと思っているわけでございますが、そこで誤課税で、自分で確認ができるようになったということでございますので、５月上旬だったでしょうか、各御家庭に配付されていると思うんですが、まだ数カ月ではありますけれども、今の段階で、誤課税を御自分で確認されるようになったわけですから、間違えがあるというかおかしいんではないかというような、そういうな問い合わせなりお申し出といったものが、どのくらいあったかどうか、そんなところをまずお聞きしたいんですが。

**○議長（福島盛之助君）**　市民部長。

**○市民部長（永瀬誠一君）**　お答え申し上げます。

本年の固定資産による課税時から原案の明細書を各家庭に同封しております。これは１～２年前からの提案でございますが、その当時から直接明細書を入れた場合には、かなりの誤課税が発見されると。川崎等では4,000件～5,000件という非常に数の多い問題がありました。

日野市では、そのような時点で混乱を起こさないように、事前に登記所との土地台帳、家屋台帳の照合を２年間重ねまして、その上でその通知をさしあげたということで、思ったより問題になるようなところはございませんでした。

５月に令書を発行しまして明細書を入れましてから、もう既に４カ月たっておりますけれども、細かい件数はわかりませんが、聞くところによりますと数十件の問い合わせ

があったと。しかし、解決できない問題はなかったということでございますで、まあまあ、うまくいったんではなかろうかと、このように考えております。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　そうしますと数十件、今のところ出ているということでございましょうか。それで、先ほども平成３年～４年ですか、土地・家屋について調査されて、とつごうをした上で明細書添付という、こういう順序立てをやってきているというように私も理解をしているところでございますが、１つに登記簿謄本からの転記ミスもかなりこの誤課税の中にはあるというふうに――うちの人はどうかそれはわかりませんが、一般的にそういうことがよく言われております。その上で、平成３年～４年ととつごうされて明細書添付されているわけなんですが、やはり、ある程度ここで終わりということではなくて、点検という作業が、毎年やることにはなっていないわけですけれども、数年に１回くらいは、もう１回やらないと登記簿謄本からの転記ミスということも、それこそ人間がやる作業ですからあり得るのではないかというふうに思っているわけであります。

そういう意味で、今後の点検作業というものをどういうふうに考えておられるのか――明細書添付をされているわけですが、その辺の数字の、やはり数年間のうちにまたやるということが私は必要ではないかと思っておりますが、それはどうお考えでしょうか

○議長（福島盛之助君）　市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　税の課税につきましては、常に公正、適切な課税をするということでもって、台帳の見直しについては、毎年行っているところでございます。

法務局から送られてきます登記済通知書によって日野市の台帳を訂正しているわけですけれども、人間のやることですから、これは完全とは言いきれない部分もあります。

それと１番多いのは、やはり、未登記の物件の、知らない間に家を建てたと。これは登記してありませんから通知は何もありません。職員の足と目で見つけなければならないものです。それとあったものがいつの間にか、登記に載っておりませんので、それを壊してしまったということで課税がされていたという、未登記物件が１番多いんです、そういう問題になりますのは……。

ですから、常に航空写真でその土地あるいは家屋の素材、あるいは職員が年に１度その地域を家屋担当が回ってみるとか、そういう形でそのような誤課税がないように努めておりますけれども、なお一層引き締めて、そのようなことを繰り返していきたいと、このように思います。

○議長（福島盛之助君）　　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　　わかりました。

今後も適正な課税事務――本当に、これは大切な税金の中で間違いがあってはならない税金の部分もございますので、さらなる点検等をお願いしたいと思います。

最後に、今、27市中で、日野市を含めて何市になったか、それを教えていただけますか。

○議長（福島盛之助君）　　市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　　各市の状況は知り得ておりませんが、まだ半分にはいっていないと、このように思います。

○議長（福島盛之助君）　　次に、小川友一君。

○７番（小川友一君）　　それでは、委員会審議を伺う前段として１～２点確認をさせていただきたいことがあります。それは17ページの日野市企業公社法人化事務経費の件であります。

予算審議の場で、議会から指摘をされて予備費に戻した経過があります。その中で、何点かの、整備をすべき要件が理事者側に提示されたと思います。そこで役員の名簿、そして法人化に向けて、法人がどのような形の内容を持ったものか、いわゆる定款の写しをいただきたい。それと１番大きな問題は業務委託、いわゆる企業公社に業務を委託する範囲はどういうふうなものを範囲として決めていくのか。そして、ほかの委託業務を受けている福祉事業団とかシルバー人材センターとかいろいろ委託業務を行っているものとの整合をどこで図っていくのか。企業公社の将来構想はどういうふうな形で採算をとっていくのかということを指摘させていただいたと思います。その辺の計画書等も委員会の場に提示をしていただきたいと思います。

最後に、資本金を幾らにするのか、そのほかの残金は使途をどこに持っていくのか、その辺のものを委員会の場に提示をしていただいて、予算審議に入っていきたいと思います。

以上、企業公社の件は資料請求と審議の中での方向を見出していきたいと思っています。

そしてもう１点、この企業公社に関係して、このたび職員食堂が再開されました。この職員食堂の委託先を選定した主管課はどこなのか教えていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　　ただいまの質問について答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　　企業公社の法人化の関連でございますけれども、御指

摘の定款の案ですとかあるいは役員構成、そういうものについては委員会に提出したいと思います。また、3,000万の資本金の規模とか決め方あるいはそのほかの経費、そういうものも委員会で改めて御説明申し上げたいと思います。

私の方からは以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　職員食堂の件について、お答えいたしたいと思います。

職員食堂は、庁舎内に業者選定委員会をつくりまして、その中で志望する業者を募りました。その結果、６業者が希望を出しました。そのうち、最大手ですけれども、ある業者は途中で辞退されましたので、最終的には５業者をいろいろな角度から、書類を提出してもらったりした中で、最終的に現在の日野給食センターに委託するという形で決定されたものでございます。以上です。

○議長（福島盛之助君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　前段の企業公社の件でありますけれども、企画財政部長の方から、要するに今の３点に対しては資料を出しますと。しかし、私が指摘したのは業務委託の範囲、いわゆるここの部分が１番問題であって、3,000万を出資して、以後、運営できるのかどうかが１番問題なわけですね。出しました、お金が足らないから、また増資ですというのでは困るわけです。要するに、独立採算性で企業公社が運営できるのか、ここの部分が１番問題なわけです。

ですから、この業務委託の範囲が明示されない限り、企業公社の必要性はないというふうに思います。この辺の資料は出せないんですか。

それともう１点、続いて総務部長から今説明を受けました。業者委託の選定は、庁内に選定委員会をつくって選定したと。総務部長がお答えになったんですから、総務課が主管としてそういうふうなものをつくられたんでしょうか。それでよろしいでしょうか。

それともう１点、あくまでも聞いた話ですからわかりませんが、この食堂は企業公社に委託をして、企業公社からその業者に委託をしたというふうな形になったというお話をきいているんですけれども、これはあくまでも聞いた話ですから、公の場で、それが事実かどうか、それを確認したいと思います。以上です。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　１点目の企業公社の委託業務の範囲の決め方でございますけれども、現在の企業公社の業務につきましては、ただいまの食堂の件と駐車場の件を除きましては、市からの予算に基づきます業務の委託を請け負っているわけでござ

います。年間の事業料といたしましては３億円が決算で出ておりますし、また、平成６年度におきましては４億円くらいの事業料ということになります。

現状の業務につきまして、定款でも範囲として含めるほか、さらに発展的にしていきたいという業務についても定款にうたっておるところでございます。ただ、シルバー人材センターとか、ほかとの競合するようなものも、定款として、範囲としてはうたってございますけれども、いざ仕事を受けるに当たっては、その方との調整によって、それぞれに委託をしていきたいと、競合にならないようにしていきたいというように思います。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　お答えいたします。

食堂は、御存じのように、業者を選定するまでは総務部の庶務課、ここが庁舎管理上がありますので、庶務課が責任を持っていたと。前回についても、今回と同じような形で選定委員会を開いて業者を決めて、市が直接業者と契約したと。今回はそこまでは同じなんですけれども、あと、管理運営を企業公社に任せるという形をとったわけでございます。

ですから、選定委員会は助役を長に総務部の私と各課長、それから互助会の責任者が選定委員になりました。以上です。

○議長（福島盛之助君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　前段の企画財政部長の方は、あとは委員会の場で審議をしたいと思います。

今、総務部長からお話をいただきました件でありますけれども、企業公社が委託を受けて、その食堂を運営するんであれば、企業公社はそういうふうな業者選定をやっていくのが普通じゃないですか。庁内の主管課で業者を決めて、それを企業公社に委託する必要はないんで、まさに、これピンはね会社なんだよ、言葉悪いけども。要するに、必要以上のものを企業公社に支出することになるわけでしょう。

じゃ、もう１点お聞きします。今、この食堂の運営に関しては、企業公社の職員は何名入っているんですか。食堂を委託して運営するでしょう、食堂には企業公社の職員は何名はいっているのか。それと、もし、食堂に事故があった場合、食中毒とか何か事故が発生した場合は、どこが責任を持つんですか。その委託された日野給食さんが持つのか、企業公社が持つのか、その辺はどうなんですか。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　　お答えいたします。

企業公社が責任を持つ範囲は、メニューの価格と種類、衛生面それから防災等については企業公社の方が責任を持つということでございまして、大きく施設管理につきましては日野市の庶務課が責任を持って当たるというふうになっておるわけでございます。

○議長（福島盛之助君）　　小川友一君。

○7番（小川友一君）　　私がお聞きしたのは、その部分じゃないんですね。事故が発生した場合には、じゃ、企業公社が持つんですかということですね。企業公社から日野給食センターに業務委託をしているような形をとられているわけでしょう、そうでしょう。であれば、市との契約は企業公社でしょう。そうしたら企業公社が責任を持つんでしょうに。どうなっているんですか、その辺は。

○議長（福島盛之助君）　　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　　お答えいたします。

今、私がお答えしましたように、企業公社自身も責任を持つ範囲と、それから、御存じのように、施設は市のものでございますから、大きな施設とか設備については、従来どおり市の方が責任を持ってやるということでございまして、管理運営面については企業公社の方が責任を持ってやるということでございます。そして、私の聞くところによりますと企業公社の方から、食堂関係の責任者は1名であるということを聞いているところでございます。以上です。（「おかしいな、はっきりしないな」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　　小川友一君。

○7番（小川友一君）　　肝心な質問にお答えいただけないんですけれども、いわゆるこの企業公社のあり方っていうものが、今、私は質問をしたいんですよ。食堂運営に関しては、総務部長これ大変お困りでしょうけれども、その辺、はっきりしないとおかしいんだよね。企業公社が何のためにあるのか、住民のニーズにこたえたり、住民サービスをするためにやるということで、市長、いつも言っていたでしょう。何も企業公社がここへ入る必要ないじゃないですか。（「そのとおりだよ」と呼ぶ者あり）裏を返せば……。それで責任をとるのはどこだっていったら、企業公社がとるんでしょう、これ。

市長、どうですか、その辺はどうするんですか、これ。じゃ、食中毒が発生したら、だれが責任をとるんですか、これ。日野給食ですか、企業公社ですか。

○議長（福島盛之助君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　これまでも説明をしてきておるわけでありますが、企業公社の発想は、いろいろな行政サービスを市にかわって、市の組織を膨大させない役割とし

て代行するということを期待をしておる機関であります。

したがいまして、今回、食堂を第１次の受託者として、企業公社に担当をさせたということでありまして、実務は給食会社が日常的に担当するわけでありました。衛生の事故とか、いわゆる給食を原因として発生をする衛生事故につきましては、給食業者が責任を持つと、こういうことは当然だというふうに申し上げておきたいと思います。

ちょっと、複合的で理解がしにくいとおっしゃられるかもしれませんが、なるべく、市の職員をあるいは組織を膨大させない、職員の数をふやさない、こういうような意味を持って、将来、企業公社に大きい役割を担当させるという見通しで発足しておりますので、なるべく、いろいろと研究、検討を行って、適正ということを基準にして疑問のないようにしていきたいと、このように考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　小川友一君。

**○７番（小川友一君）**　１番大切な部分だと思うんですね、市長。企業公社にいろいろなものを委託をして行うことは、市長の頭には、職員の再雇用というものが優先するからそういうふうな発想になるんですよ。

公有財産は、あくまでも、日野給食には使用貸借を認めているだけでしょう、使用貸借を。要するに、行政財産を、使用貸借を認めているわけですね、そうでしょう。その旨に対しての責任というのは、これからいろいろな公有財産を業務委託していく中で、今、市長がおっしゃるみたいに、市がやればそこの企業公社に対して一定の手数料を払わないでいいわけでしょう。企業公社がそこにいるために、その日野給食センターですか、その業者は企業公社に一定の割合で支払いをするんでしょう。しないんですか。運営だけを任せるんですか。そこに何らかの付加金がつくんじゃないですか。その辺はどうなっているんですか。

**○議長（福島盛之助君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　今の件についてでございますけれども、企業公社は、業者から売り上げの２％を管理費として受け取るという契約書が出ております。以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　小川友一君。

**○７番（小川友一君）**　（「随分、高くなったもの」と呼ぶ者あり）今、そういうふうなお話が出ています。いわゆるそういうふうなことをすることによって、最終的には、市長がおっしゃっている市民ニーズ、市民サービスに直結をするサービスをする企業公社じゃないんだよな、市長がおっしゃっている。そうでしょう。

市がやれば２％いらないわけでしょう。その分、市民に還元できたり職員もあれでき

るわけですよ。これからそのような発想で、いろいろな公有財産を企業公社に委託することによって、企業公社が本当に必要なのかどうか、これを含めて、総務委員会の場を含めて審議をしていきたいと思います。

この辺で限りがないから終わります。

○議長（福島盛之助君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　うちの方も、今、小川議員が質問をして、それぞれがみんな完全に注目しているところですから、私も幾つかあるんですが、１つは、私の後の人に任せるとして（「遠慮するなよ」と呼ぶ者あり）１点だけやります。

土地開発公社の経費の関係でございますけれども、このことは先ほどの説明の中に、年間予算云々というようなことで、これは当初予算の審議の中でもありましたけれども、今回初めて年間予算にかわってくるわけですけれども、これは本来、当初予算に来年度はかわっていくでしょうが、先ほどの一般会計の決算の中にも数字は出てまいりますし、これから行われる土地開発公社の決算の報告の中にも明記されておりますけれども、平成５年度で12億1,896万7,000円余の利子の補助金があるわけですが、今回これをトータルして、こちらの補正の額の合計が８億4,526万8,000円というふうになるわけですが、現実その差は、単純比較では３億7,000万ほど浮いたという形になるわけです。それは、いろいろな手だてがあって、こういう対応をされていると思うんですけれども、それが十分精査されているのかどうかということで質問しておきたいと思うんです。というのは、今後、また、運営上うまくなくて、12月なり３月に補正せざるを得ないというような現状になっては困るわけですから、あえて、確認という形をとらせていただきたいと思うんですが。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　土地開発公社への助成金の件でございますけれども、御質問にありましたとおり、昨年度の決算では12億1,800万ほどの利子を寄与しておるわけでございますが、今年度につきましては、予算でいきますと７億9,500万ほどになるわけでございます。この４億近い差でございますけれども、これは今まで開発公社の金融機関からの借り入れにつきましては、上記の固定金利ということで借りていたものが多いわけでございます。昨年の途中から、ここ２、３年金利が低下していく中で、高利なものを何とか低利な方に切りかえられないかというような交渉をいろいろ行っておりました。昨年の中途から固定金利でなく、変動金利と言いますか、そういうような金利に切りかえまして、現在、公定歩合が下がっておりますので、変動金利の方が安いわ

けでございますがそういう中で平成６年度からは一斉に変動利子に切りかえたわけでございます。

従前では、年利7.6％という高い率のものもございました。あるいは昨年でも３％というものもございました。３から7.6というような幅がありまして、それぞれ借り入れの時期によりまして利率が違ったわけでございますが、これを今年度一斉に変動性の利率に切りかえ、大体3.5％から3.7％くらいの金利に切りかえたことによります経費の減でございます。

この数字は、今後どうなるかということにつきましては、一部長期物が、若干変動利率が上がっておる経済情勢でございますが、年度上期と下期にわけまして、上期は3.5％の金利が多いわけですが、下期も3.5％でそのまま推移するように交渉していきたいと思っています。ただ、公定歩合が極端に変わりますと、その率は維持できなくなるかもしれませんが、現状で年間の見通しを立てたところでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　土方尚功君。

**○15番（土方尚功君）**　いずれにしても、若干の動きはやむを得ないとして、それだけの評価を――この場合、そういったことを図ったことによって、少なくとも４億近い金額が浮いたわけです。さっきの小川議員の質問ではありませんけれども、殊さら、その企業公社を使って２％余計に市民に負担してもらう形を今片方ではとっているんです。

私は、この土地開発公社のことについては評価するわけです。こういう形になって、市の貴重な――これについては補助金すら向こうから見込めない、単独で出す費用ですから。そういったことからすれば、これは大きな事業成果として見るわけです。

ぜひ、ほかの面でも相当そういったことが、ある意味で見直しをすると出てくるんじゃないかと、こういうふうに思っているんです。今の、この部分は評価をする立場で見ているわけですけれども、総務委員会でもこの企業公社の法人化に向けてあるいはそういった食堂の問題に向け、いろいろな一つ一つを見てみますと、逆に市が余計に金を出していると言わざるを得ない部分がありますんで、ぜひ、今後の行政の中にそういった視点で向かっていっていただきたいということを申し述べて、この質問を終わります。

**○議長（福島盛之助君）**　次に、夏井明男君。

**○23番（夏井明男君）**　何点か質問をさせていただきます。

まず一つは、西豊田駅の誘致対策ということで、誘致看板を設置するということで470万円の計上がされていますが、これは地域の運動の志気を公布するという、そのための看板ですというんですけど、これはどういう意味なのか、どういうねらいなのか、お

金をかけてやるというからには、明確なものが私はあると思うんですけれども、この使い方の発想、見込み、そういう点について、もう少し詳しくお話をしていただきたいというふうに思います。

２点目は、先ほど質問がありましたけれども、企業公社の法人化の事務経費ということで、予算委員会でもかなり、いろいろな角度から議論をされました。この構想は大分前にどういう性格のものとして展開をするかということで、多少、紆余曲折があったわけですが、こういう形でもっていく本当のねらいというものは、かなりぼけてきているんではないかなというふうに思うんですね。そういう再確認の意味も含めて明確に――定款の目的を見れば明らかですよ、というふうにおっしゃるかもしれませんが、ねらいとか目的が非常に不鮮明になってきています。そういう意味で、この形態がこれからも継続性が持たれるようなものかどうか、きちっとした説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、今回の補正予算の中で計上されるかなというふうに、ひそかに期待もしたんですが、いわゆる放置自転車対策のことなんですが、前回６月の議会でも、かなりいろいろな議員の方からも御指摘がありましたし、法律の改正の施行という部分も含めて御答弁もあったんですが、この辺についての動きがこの予算上から見えないわけですけれども、どういうふうに考えておられるのか、これは特に市長からも答弁をいただきたいところですけれども……。以上３点です。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　御質問の１点目の（仮称）西豊田駅誘致に関する看板設置の件でございますが、予算の提案説明でも申し上げましたように、市としてＪＲ当局に駅設置についての陳情を10年近く続けておるところでございますけれども、なお一層、地元の市民の皆さんの力もお借りし、また一緒になってこれを実現化していこうという中で、一つには都立美術館の誘致につきましても、看板を掲げさせていただいたことがございますが、この駅につきましても、市民並びにＪＲ利用者あるいは当局にも強く駅設置を望んでいるということをアピールするとともに、市民の皆さんの意識を公布するというように議員さんもおっしゃっておりましたが、そのようなことをねらったものでございまして電車側並びに市民側双方から看板がわかるような、両面の看板を用意しているというようなことでございます。

２点目の企業公社の法人化の構想の件でございますけれども、企業公社につきましては先ほど市長が答弁いたしましたように、市の行政事務につきまして、さらに市民サー

ビスをきめ細かくしたいという意味からも設立されたわけでございますが、この組織におきましても10名を超える組織になりますし、また、事業費につきましても年間３億あるいは４億というような規模にもなります。やはり、それだけの事業料、組織の中ではひとつ責任ある法人人格を得たいということで、当初、公益法人を決定したわけでございますが、なかなか難しい中で人格を得るには株式会社というようなことになってきたわけです。

今回、株式会社にいたしますことについては定款の案がございますけれども、企業公社の名前ももともとそうでございますけれども、企業性というようなところも特に強くいたしまして、合理的な運用をしたいというようなことでございます。言いかえますと、企業公社をもう少ししっかりした位置づけにしたいということがねらいでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　建設部長。

**○建設部長（小俣雅義君）**　放置自転車の件であります。

現在、条例に基づいて各種の対策を講じているわけであります。現在の条例に決めてあります移動から処分まであるいは場合によってはリサイクルに至るまでの措置に対する根拠法令が従来不明確であったと。これは、今回の自転車法の改正で根拠付けられたということで、当面、自転車法の改正を背景に現在の条例の施行を実施する場合には、力強い補強となっております。

この後、自転車法の改正の中の１つであります実費徴収の部分、これは法律改正の中にも位置づけられております。これをどのような形で日野市に当てはめていくか、より効果的にしたらいいのか、これが今一番問われている問題です。いろいろ附帯的な設備の問題もありますし、諸問題もからんでおります。

現在、管理課の方でチームをつくって、このあたりを詰めておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　夏井明男君。

**○23番（夏井明男君）**　西豊田駅の看板の方の話でお聞きしますけれども、前に例がありますということで、都立美術館の誘致の話をされたんですが、これはちょっと違うと思うんですね、看板は同じですけれども……。

それとアピールの点は同じかもしれませんが、都立美術館を誘致する話はちょっと角度が違うと思います。これは誘致合戦があって、その中で盛り上げていくという形態で、言ってみれば全市的な話でもありますし、そのとき申し上げたのは、余り市民の方に強い期待感を与えて、その後落胆するような形態にならないようにしていただきたいとい

うことを注文したわけですが、この西豊田駅の場合に、ちょっと立ち入りますけれども、ぜひこういうふうなことにして、運動をまとめてやっていった方がいいというのは、要するに、ここに住んでいらっしゃる市民の方、地権者の方から声が上がってきて、それでそうしようというふうな形になったんですか。それとも、そうではなくて、いろいろＪＲとも交渉してきたけれども、なかなかこれでは突破口が見出せないと、もう少し市民の方のアピールが必要なんで、そういう意味でＪＲに対する対策として、いま混濁とした説明があったんですけれども、１番の話はどこなのかお聞きしたい。

恐らくＪＲの中央線を通って来る場合――八王子、高尾の方から皆さん来られる方多いわけで、その看板というのは恐らく見えるということで、もう少し一回りも二回りも大きいＰＲを兼ねての話なのか、どの辺で着地点があるのか。

もっと意地悪な言い方をしますと、市の方がここまでやっていますよというジェスチャーで終わる話なのか、もしもジェスチャーで終わるような要素としてあるんでしたら、余りにも私はよくないと、こういうふうに思うんです。ここら辺のところ、もう少しずばっと話をしていただきたいというのが１点です。

第２点の公社の法人化の話ですけれども、今、お話がありました、当初は公益法人として努力したけれども、公益法人としては難しいという話になって、それじゃ株式会社でやろうじゃないかという話なんですね。

同じ団体ですけれども、公益法人と株式会社とは違いますよね――違うというのは中身的にも目的的にも違うわけですけれども、要するに公益法人として当初ねらって、公益法人にふさわしい対象としてこういうものがあるというふうな、事業の対象にふさわしいものと一緒になって説明を私たちは受けてきたんです。しかし、途中から公益法人化は非常に難しいということで、組織化を考えたときに株式会社という手法をとったと。当然、そこには対象も変わってくるわけですよね。そこの心配が非常にあるんですけれども、そこで今のお話ですと、既に実態はあるということで、また実態に合うような３億～４億の収支的な事業も中身はもう既にでき上がっていると。これは不安定だから、過渡的なものをいつまでも続けているわけにいかないから、だから株式会社としてやるんだという、こういう話になっているような感じなんですね。

ですから、公益法人として当初ねらった目的とその性格と、単に株式会社としていったものとでは違いが、本質的に私は長期的な運用の中から必ず制度として出てくると思うんですけれども、その辺の深刻な理解は伝わってこないんですが、どういうふうに理解をされているのか御説明願いたいと思います。

3点目の放置自転車の方ですが、ちょっと、私、先走った予算的な面から話をさせてもらいましたが、今の部長のお話ですと、かなり期待が持てるというふうに受け取ったんですけれども、どのくらいの時期に実現化にこぎつけたいということは、今の時期で私はおおよそ言える時期に入ったんではないかと思うんですが、その辺の見通しを含めてお話をして下さい。以上です。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問にお答えをいたします。

まず、西豊田駅新設誘致に関する看板という発想でございますが、今まで日野市の大きな願望として、中央線に西豊田駅の設置を期待をすると。これは行政ももちろんでありますし、地域住民の方々のあるいは全市を挙げて取り組んでいい課題であるというふうに思います。

特に、西平山区画整理事業を施行するに当たりまして、駅前広場を公共事業として位置づけると。そういう趣旨で地権者の方々にも理解をしていただき、公共減歩の中でその用地を設定することも、これも御理解はいただき得たという状況でありまして、そうなりますと、区画整理地域地権者の方々には、特に、用地を割いてという理解をいただいたことになりますと、何といっても、この事業をもっと積極的にＰＲもし、大きな市民運動あるいは日野市の運動として位置づけて取り組むべきであるということを痛感をいたしております。

どちらかと言いますと、これまで、特に区画整理事業地域の方に、することの意味と御理解を求めたわけでありますが、その周辺地域から、もっと自分たちもその運動に参加をして、地域の各自治会あるいは企業関係の申し合わせの団体、いろいろのところからもだんだん声が上がってまいりましたので、日野市民にはもちろんでありますし、列車、電車で通学、通勤をするような方にも日野市の願望ということをしっかりと見定めておいていただきたい、そういう世論がとりもなおさずまた当局を動かす原動力にもなる、こういう期待に立ちましてとりわけ、住民の方々でも地域の方々でも期成会をつくろうという会合が持たれておりますし、そのことを我々ももっと具体的なＰＲ手段を込めてやっていこうということで、その期成会の事務所あるいはＰＲとしてのこの看板、これらについても地域の意思に沿ったという意味合いで発想をしたということであります。

適当な場所がありまして、中央線の沿者からも見えるし、線路の南側の公有地関係に予定をしているわけであります。両面看板で、地域のみんなにも現実に地域運動あるい

は自治体の運動として大きく役割を果たしているということを共感並びにまたＰＲを込めて、このたび実施をしたいという発想でございます。

よそにも、ちょいちょいそういう例は見るわけでございますから、十分な意義はあるものであるというふうに思っております。

それから、企業公社の法人化のことについて、いろいろと意見をいただいておるわけであります。確かに、公益法人として設置するのが、自治体の外郭団体としてはふさわしいというふうに思って今までまいっておりますが、認可庁の見解ですと、なかなか事業内容が特定しがたい、つまり他市の例でもいろいろな経験を聞いたわけでありますが、たまたま我々と同じ発想で、同じような事業形態を既に行っていると聞いております世田谷区の例で少し発想が進んだといいましょうか、株式方式で比況的な意図も込めて、行政の行う行政サービスの仕事と外郭団体の編成と、また参加、努力によって――特に企業という名前を冠します意味は、企業性という競争の原理を取り入れた発想で運営したいと、このような考え方でございます。

いろいろ不備な点があるかもしれませんが、積極的な御理解をしていただいて、これからの成長に御指導いただければ幸いだと、このように思っております。

それから、放置自転車関係。先般、行政公聴会、市民公聴会という形で、放置自転車に対します何か新しい発想を聞きたいと思って、そのような機会を催しました。

集まられた方は、数は多くはなかったんですが、つまり取締り論――かなり厳しい、制裁的な負担もかけて成果を上げたらどうかと、こういう御意見がどうしても強くなるわけでありまして、私は、特に自転車という性格は奨励をしていいくらいな小規模の、しかもエネルギーを要しない健康にも役立つ乗り物ですから、なるべく取締りという形ではなくて、自治という理解によって解決をするのが大切な発想であるということで今まで取り組んできておるわけでありますが、やはり日野市でも各駅に無料駐車場を、かなりの規模で整備ができております。そして無料駐車場は、どちらかというと、まだまだ収容力が残っていると、こういう状況の中で、まだ放置自転車が残りますので、撤去とかというそういう言い方でなくて、移動をしたという言い方である程度の負担をしてもらう。一番いいのは労務が確保できれば、積極的に最寄りの無料駐車場に移して、そして100円なり200円程度の実費を支出していただくと、こういうことがうまく機能すればありがたいと思っておりますけれども、今、労務を確保することが非常に難しくなっております。そのあたりの区分を一層進めまして、それぞれの駅前等でいろいろ迷惑な状況が解消できるように、担当の方では自転車法の改正に伴って、条例改正あわせて、

それらの対応を含めて来る議会に提案をしたいと、このように今、検討、準備を進めつつあると、こういう状況でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　夏井明男君

○23番（夏井明男君）　西豊田駅の看板の話なんですけど、これは、私、単なる看板の設置の問題でないから聞いているんです。で、どこが違うかというと、かなり実現性の高い話だと。これは、もう10年以来取り組んでいると。

今、市長の方から答弁ありましたけれども、地権者にも大変な負担をかけて駅広等のものを含めて、将来投資するような形で進んでいるというものですよね。

その一方で、議会でも何遍も質疑がありましたが、ＪＲ側との交渉の過程というものも何回かお話を聞いていますけれども、中身が見えないんですよね、いろいろな角度からお話されていても……。

市長、今、答弁されたんで、ずばりお聞きするわけですが、地権者にこれだけの負担をかけて、駅広の準備もして、そういうことも含めてＪＲ側の方は理解をして、何とか実現にこぎつけようという姿勢は、市の方の答弁からはなかなか見えてこない、困難だという話だけは見えてくるんですね。で、その困難だという状態がずっと続いている中で、いろいろな話をされています。市の方から通じて何が困難なのか、ＪＲ側としてどうなのかということも理由は聞いています。

しかし、それは今までの交渉の過程の中で、かなり時間を詰めて行けばクリアができるんだろうなということは、その区画整理事業の地権者の方の協力の話があったときに、私はかなり明るい見通しが、内内的にはかなり進んでいるんだろうなというふうに理解に立って聞いておりましたけれども、その延長線で、この看板というのは出てきているのかどうか。そうではなくて、そこまでクリアできない状態の中で、言葉は悪いですが、力ずくでそういうふうな世論関係をして押し込んで行かなければいけない状態というふうな、険悪的な話になっていく要素が入ってきているのかどうか。

今、市長、安易におっしゃっていますが、これは部長の方でお聞きしたいところですけれども、ほかにもそういうふうな例がありますよということなんですが、いわゆる日野と似たような状況のものというのはかなりあるんですか。要するに、これが対立関係の話になっていくような形を私は心配するわけですけれども、その辺のことはどうなのかお話をしてください。

それから、公社法人の話は、世田谷の例は何遍も出されます。これは成功例だと思う

んですが、しかし一つの組織体をつくって、それが成功しましたから、うちの方の地方自治体でもこうだっていうふうなことは、私はいろいろな経過から見ても簡単にはいかないと思うんです。先ほど小川議員の方からお話がありましたけれども、日野の職員食堂をこの組織形態にやらせたという発想は、どの辺にねらいがあるかなということはわかります。しかし、ちょっとこれは安易じゃないかなという感じがします。

今、質問されたのはマイナス面といいますか、デメリット、メリットから言えばデメリットの方のことのお話をされているなというふうには聞いたんですが、メリットの面の話というのは一切ない、話ができないのかもしれませんけど、こういうときに安易な組織として企業公社を持ってきて対策をするという発想がもしもあるのならば、私は混乱を将来に残していく芽を、そのままにしていくだろうというふうにお聞きをしています。これは意見としてお話をさせてもらいました。で、この西豊田駅の方の話は、ちょっと私、心配ですから、どういうふうな流れの中の看板なのか、ほかにも例があったということですから、もう少し話をして下さい。納得のいくように。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　西豊田駅誘致に関するいろいろなアピールあるいは推進の対応がなければならないと思います。

今日のＪＲ東京支社、何回も責任者の方にお会いをして話を聞いておりますが、採算を――今度、株式会社になっているわけですから、積極的な採算のめどを立てて、それに応じる投資をすると、こういう企業原理にすべて発想が出るというふうに受けとめております。

したがいまして、いろいろな調査によって赤字にはならない、黒字になる計算があるということを鉄道関係の方々の団体による指導に基づいて説明もいたしておりました。

ですから、新しい交通会社としての企業として、どこに重点的投資をするか、おのずから順序があるだろうと思っておりまして、よその例で駅の新設も聞くわけでありますが、西豊田駅の場合は区画整理事業が伴ってＪＲ東日本という企業の、何か事業を始める、そのような何かが求められている、それがこの言葉の言い方では土地の確保ができるかと、この土地というのは何か企業をおろすということもあるかもしれませんし、大きな話では一町ぐらいというような言い方もありますから、何か住宅地の開発をするというような意図があったかもしれません。

そういうことで、我々は区画整理事業の中でできるだけ用地は確保して、そして提供したい、このようには説明をいたしておりますので、もっと具体的な意見交換を行って

そのような理解を広げていきたい、こう考えております。

そして、今回、看板のことを思い立った一つの直接的な動機は地元で声が上がって、その看板に題を掲げる部分には日野市、西平山区画整理事業、そして住民期成会、このような表現の仕方が適当ではないかということを考えております。

そのような発想でございますので、ぜひ実現をして、いろいろな形で具体的に目に触れる、そしてＪＲにもそのうち駅ができるのが当たり前だという雰囲気にひとつ持ち込んで実現を早く可能にしたい、こう考えております。以上です。

○議長（福島盛之助君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　ちょっと長くなりましたけど簡単に再確認ですが、今ＪＲが株式会社というものになったと。営利的なものをやはり重視する形になったと。その前提で交渉を進めていると。それで市の方で西豊田駅を開設することによって黒字になるんですよと、赤字ではありませんよと、そういう報告書を持ってＪＲに上がったということですね、黒字になりますよと。ＪＲの方も「ああ、そうですか」と立派な報告書で確かに黒字になるんですねと。ただし、ＪＲ側の方も順番があるんで、もう少し待ってほしいという順番の話ですね。駅の順位の話、どっちを先に持ってくるかという……。

そういう土台の上の看板というふうに理解をしていいわけですね。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ＪＲの了解をとって、ＪＲの中に看板を出すということではありませんで、むしろ地域の住民の意思を大いにＰＲする意味で、みんなにもその気になっていただく、そしてその力を、また、当局にも強い原動力として訴えていく、こういうことに役立つということは間違いないと考えております。

○議長（福島盛之助君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　第１点目は、今の西豊田駅誘致に関連するわけですけれども、話も、いつ聞いてもやりきれない思いをするわけで、私はこの看板の問題はいいとか悪いとかここの場で言うつもりはありませんが、それ以前の問題が非常に大きくあるということで、先に市側の取り組みについて、短絡的にすぐわかる話として、市長及び助役が昨年１年間とことしの９月までの間に市長が何回、助役が何回ＪＲに陳情に行かれたかということをお伺いしておきたいと思います。答えてからまたその件についての質問をしたいと思いますが、第２点目は、総務費の企画調整費の中で、国際親善推進事業費ということで事務費の中の費用弁償32万6,000円計上されておるんですが、これは、当初予算で対応できなかったのかどうか。この補正でやらなきゃならない必然性は何なの

か。で、どこへ研修に行かれるのか。それから、だれがいつごろ行くのか、このことを御回答いただきたいと思います。（「いい質問だな」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市国際交流協会という団体を設立したことは御承知いただいていると思います。そして会長あるいは副会長の方、それから会員メンバーの方、だんだんと整ってまいっております。そして、ことし定年退職いたしました日野義人氏を事務局長として委嘱をいたしております。

かねがね、議会でも情報として御承知していただいていると思いますが、北京市海淀区の関係の、平和事業を背景にした市民交流の視界を広げていきたい、こう考えております。

ことしの３月でございましたが、海淀区長から心緒をいただいております。そして、この日野市にもみえた前区長は北京市の公職に就任をされて、後任の区長さん、張茅という方でおられます。

引き続き、今までの交流のきっかけが、海淀区からも一部の幹部の方はおいでいただいたりしておりますので、ぜひ、日野市からも――市長の今後も期待をしていると、こういう招待の通信でございました。これにおこたえする意味もありますし、将来また、国際交流協会が、日野市民のいろいろな海外友好交流等の関係で、非常にいい拠点になり得る海淀区という地域でございます。

私自身が10月に、なるべく都合をつけて、４泊５日くらいの日程で行きたいと。その際に日野市の国際交流協会の事務局長も伴って行きたい、こういう考えでございます。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　御質問の１点目のＪＲへの要請でございますけれども、ＪＲにつきましては、毎年市長が社長にお願いにまいっております。しかし、今年度はまだ行っておりません。

助役の訪問でございますけれども、１度、相手方と日程を詰めましたけれども、東京本社が丸の内から田端の方へ引っ越し等があって、なかなか日程の調整がつかないということで、今年度についてはまだ訪問してございません。

○議長（福島盛之助君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　まず、今の西豊田駅の件ですけれど、私が一番気にするのはそこら辺のことなんですね。市長は、随分気楽に考えているかどうか知りませんが、大変重大な問題を市長は起こしていると言いますか、もっとはっきり言えば、無責任なこと

をやっているということです、この十数年。（「そのとおりだよ」と呼ぶ者あり）

普通に、例えば、住民の方から駅が欲しいんだということで、住民の中で起きてくる、それに行政も一緒になってやっていくということは、これはいいですよね。ただ、問題は、このケースの場合は違うんですよね。日野市のまちづくりの中に西平山の区画整理事業があるんです。その区画整理事業の基幹となるものの中に駅の用地が入っているわけです。

例えば都立美術館みたいに、東京都がどこかにつくりますという、つくるということをある程度明確にしておいて、その場所がどこだという場合の誘致運動と意味が違っている。ＪＲは、全然、つくる意思も何もないわけですね。そういう中に、日野市長が西豊田の駅を誘致しましょう、これを区画整理の中に入れようと言って、今やっている区画整理事業の中にはめ込んで、そして現場の問題とか、いろいろなことが絡んで進んできたわけでしょう。大変重大なことをやっているわけなんです。

そういう中で、ことしは、まだＪＲには市長は行っておりません。昨年はどうなっているのか、まあ、行かないのかもしれませんね、回答がなかったから。毎年行っていますという話だけど……。十数年の間で、何回かは行ったのかもしれませんが、助役に至っては先方と調整をしたけど、先方が事務所の移動ですか、ということで云々になっていますね、たまたまそういうふうな時もあったかもしれませんが……。この１年間の間に担当者がいないなんていうことはないわけで……。

市民に西豊田の駅を実現しますということを請け負っちゃっているんですよ、市側は。そういう立場の日野市が、市民に対する責任を果たすということになれば、ＪＲに対して必死になって、市長なんか、それこそ毎月行かなきゃいけない、毎月。こう気迫も伴って。そのぐらいの必死さがなきゃ、市民に対して責任なんか果たせませんよ、これ。

言っていることは、例えば、黒字になりますよ、西豊田駅は。いろいろな資料を整えてこうですよというのは、こっち側の一方的な売り込み、願望だけなんですね。大事なのはＪＲ側が、どう受けとめているか、どうそろばんをはじいているのか、そのことが一番大事なわけですよ。だから、こちら側が区画整理の中にもう入れちゃったから、何とかつくって下さいと、そこまではいいんだけど、黒字になりますよというのは、こっち側が一方的に、希望的に言っているだけに過ぎない。実際のＪＲ側が、全然腰を上げていないというのが実態なんです。

十数年もやってきて、さっきのやりとりを聞けば、全く実質的にＪＲ側が真剣になって対応していないというのはよくわかる。しかし、区画整理事業は進んでいく、大変な

ことになってくる。だから、ここら辺で住民に少し騒いでもらってというふうなことかもしれません。しかし、幾ら住民が騒いだといったって、これはＪＲ側の事業として成り立たなきゃどうにもならないわけです、役所じゃありませんからね。住民運動にほだされて、じゃあ、やりましょうというふうな性質の事業形態ではないわけですから、相当いろいろな角度から努力をしなきゃ実現できない状況だということですね。

そういう中でこの看板を出して、だれに効果を出すか。住民に効果を生んだって、住民はみんな欲しいんですから、駅は。実現してほしいんですよ、住民は。問題はＪＲ側なんですよ。ＪＲ側が、その看板を掲げたことによって「あっ、そうか」というような、打たれるような状況にあるのかどうか。

さっき、夏井さんが指摘するように、逆にＪＲ側に悪感情を与えるというようなことも一面では、対立の構造をつくっていくというような図式になりかねないということを、私どもは心配するんです。とにかく、西豊田駅の誘致については、広報にもあれだけ書いている。もう、市民の皆さんは本当にできるんだというふうに思っている人は多いわけですよ。で、選挙のときに、そのたびに利用してきている。市長が市長をやっているときには西豊田駅は実現しないというようなことで、その間は引っ張るだけ引っ張っていけばいいんだというようなことでやっているのかどうかは知りませんが、そう言われてもしようがないぐらい、無責任な取り組みですよ。（「そんなことない」と呼ぶ者あり）市側のＪＲに対する説得とか陳情の努力が全然足りない、話にならない。努力をするなら、そっちの方に真剣になって、我々が頭が下がるぐらいやってほしいんですよ。500万の看板でしょう、これ。むだだとか何とか言いませんよ、もったいないとは言いませんよ。意義があるなら大いにやるべき、看板も出すべき。その前に、市側が本当に必死になって取り組むことがあるはずですから、毎月、市長、助役がＪＲに行かなきゃいけませんよ。そのことをひとつ、この場で約束をお願いしたい。

それから２点目の国際親善の件ですが、話を聞いていると国際友好都市の道を開くということで、国際親善協会の事務局長を伴って市長も行くということなんですね。

一つには、退職された局長については、個人的には本当に御苦労さまでしたというふうに思いますが、ただ、これは客観的に、冷静なとらえ方をすれば論功行賞的な意味合いはないのかということが一つ。なきゃいいんですよ。そういうことを指摘をしておきたいと思います。

それから、いわゆる必然性ですね。これは、市長の体調が大丈夫かということも聞いておきますけれども、退院されて間もないときに、そこまで行かなきゃならない必然性、

もっと、それ以前の問題として、海淀区が日野市の友好都市にふさわしいのかふさわしくないのかという議論が出し尽くされていないんですよ。我々もまだ十分な理解もしていない。その辺のところの取り組みが、その前にやるべきではないか。それをまずやってからの話ではないかということも一つ言っておきたい。それをやる気があるのかどうかですね。

もう一つ、市長が行くというのはわかった。事務局長を伴って行くということで、2名で行くということなのか。民間人を伴って行くということはないのか、市長と事務局長だけなのか。市長の体調も大丈夫ですかということも老婆心ながらお伺いしておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の平和事業として、中国に一自治体といいましょうか、交流関係を持つということは大切な施策というふうに思います。

信義を大事にするお互いの関係でありますから敬意を表しておかなければならない、このように思っております。それから、私が海外出張するということになりますと、短い期間といえども、関係部局の職員も伴ってまいります。総務部長あるいは秘書課参事、それに友好交流協会の日野さん、そういうメンバーが予定をされるところであります。（「ＪＲはどうしたんだ」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　よろしいでしょうか。（「よろしくないよ」と呼ぶ者あり）

市長。

○市長（森田喜美男君）　ＪＲにつきましては、御指摘のとおり、大きく運動並びに活動をしていきたいと考えております。

○議長（福島盛之助君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　ＪＲの方ですがね、市民が聞いていたらどう思うかということですが、私は半分は怒りを込めてというふうに言いたいんです。今の海淀区の友好姉妹都市云々なんていうのは、話を聞けば、ぞろぞろ、随行に総務部長も行くんだ、秘書課長も参事も行くんだとかいう話で、説明を聞いても、これだけで国際友好事業云々の需用費だけという感じがするんです。だがそのことは、やっぱり、最初からちゃんと説明するやと思うんですが、それ以前に、さっき言った、西豊田の駅は大変なことなんだと、そう指摘しましたね。中国に行く暇があるならＪＲに行きなさい、一生懸命、真剣になって。毎日でも。極端なこといえば。

友好都市云々なんていうのは、議会の理解とかを得られて、日野市が海淀区と姉妹都

市を結びたい、友好都市を結びたい、ついては市長行ってくれということなら、公費を使って行くというのもいいでしょう。まだ、理解を得てないんでしょう、実は海淀区の話は。

そういう状況の中で、市長の思い込みで行ってくる。定年退職した国際親善協会の事務局長を伴って。そのことの位置づけがどういう位置づけでいるのかどうか、ということも議論しなくちゃいけないんですけれども、果たして、そういうことがいいのかどうかということも、もし行くなら現役の部課長、職員を伴って海外研修をやってくるというなら、まだ意義もあるんじゃないかというようなこともある。だから、その辺のところをもう少し慎重に検討してもらいたい、ということと、市長がそれだけぞろぞろ中国に連れていくなんていうなら、ＪＲに行きなさい。大変なことなんだから、こっちの方が。西平山の区画整理事業に関係している人たちは大変なんですよ。事業がなかなか進まない。それで駅の誘致の話が失敗したらどうするんです、だれが責任を負うんですか。そのころ市長は市長をやっていない。そのときの市長は大変ですよ。無責任なことをやっているんですよ。

今、市民感情からいって、西平山の皆さんの住民感情からいっても、中国の海淀区、議会が全然考えもしていない海淀区に、市長が随行を伴ってぞろぞろ行くなんていうよりも、ＪＲに行ってくださいと、西豊田駅の実現を図って下さい、そして区画整理事業が狂わないようにやって下さい、こっちの方がよっぽど大事でしょう、というのが市民感情でしょう。

これだけ言われたら、中国の話はよく検討して、ＪＲの取り組みの方に、いかにやっていったらいいか、そのことを市長以下、皆さん真剣になって協議していただきたい。このことを強く申し上げておきます。

両方絡めての質問を最後にしましたけれども、そういったことで十分に再検討をお願いしたい、こういうように思います。以上。

○議長（福島盛之助君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。森田美津雄君。

○８番（森田美津雄君）　企業公社のことに関して、一つ意見を述べたいと思います。

行政というのは、常々、いかにすれば市民サービスの向上ができるかと、このことを追求することを本来的な責務とういふうに心得ていますけれども、その責務を実現するために、市民サービスのすべてが、先ほどおっしゃったように、職員を十分配置して行うことができるのならば問題はないわけですけれども、残念ながら、この間の職員の定

数というのは、十分に充てるだけのものはないと、こういうことが前提にあると思うんです。

そうしますと、有限な職員の有効な利用、配置、そして市民サービスも向上という、その両立を図ろうとするならば、やはり私は、企業公社のような組織を十分に育てて、なるたけ可能な事業、そういう場面での積極的な活用、市民サービスの場面の拡大とさらにきめ細かなサービスの可能性を行政としては、むしろ、積極的に図るべきであるというふうに思うわけです。

したがって、今回の企業公社の法人化ということについても、むしろ、私は市民サービスの向上を積極的に図っていくという立場から、企画を中心として、積極的に推進をしていく。そしてその意義を、議会をとおしても積極的に訴えていただくということが必要だろうというふうに思うわけです。

及び腰になることではなくて、そのことが、むしろ、行政の役割だというふうに理解していただいて、がんばっていただきたいというふうに意見申し上げます。（「よし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第56号、平成６年度日野市一般会計補正予算（第１号）の件は、歳入全般及び歳出のうち、総務費、消防費、諸支出金、予備費、第２表地方債補正を総務委員会へ、歳出のうち、民生費、衛生費を厚生委員会へ、歳出のうち、土木費を建設委員会へ、歳出のうち、教育費を文教委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第57号、平成６年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

**○市長（森田喜美男君）**　議案第57号、平成６年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について説明をいたします。

本議案は、平成６年度日野市の国民健康保険特別会計の補正予算第１号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ3,062万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を54億2,436万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　議案第57号、平成６年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を御説明申し上げます。

補正額は3,062万7,000円を追加するものでございます。

それでは６ページ以降で御説明申し上げたいと思います。

まず、歳入でございます。款15、療養給付費交付金でございます。これは退職者等の被保険者の療養給付費交付金でございますが、前年度の清算によって追加交付をされたものでございます。64万7,000円。

下欄の繰越金でございます。前年度の繰越金が２億4,047万4,000円でございますが、今回の補正予算の歳出経費に充当するために、2,998万円を追加していただくということでございます。

次に、８ページ、９ページでございます。歳出でございます。総務費のうちの総務管理費、一般管理費の委託料55万です。これは、本年度より医療費通知が今までの１回から２回になりました。東京都全都でございますが当初予算では１回分を計上しております。

したがいまして、１回追加になりましたので、その分が不足いたしますので補正をお願いするものでございます。

なお、今までは５月診療分を８月にということでしたが、さらに９月分を12月ということで、２回行うことになりました。

次に、10ページ、11ページでございます。保険給付費でございます。療養諸費のうちの退職被保険者療養費524万7,000円の追加補正でございますが、これは、いわゆる立てかえ払いによる窓口清算分でございます。退職被保険者の数は非常にふえております。また医療の件数もふえております。４月から７月までの実績からみましても、今後不足が見込まれますので補正をお願いしたいと、このように思います。

次に、助産費でございます。この助産費は、その下の出産育児諸費という、この２つと関連するものでございますが、法の改正がございまして、平成６年10月１日から施行されるものでございますが、今までの助産費が今度出産育児一時金という形に変更されることになりました。そのために４月から９月までを助産費、10月から来年の３月までを出産育児一時金と、このように分けて取り扱うということになりましたので、予算の

方も、このように直させていただくということになりました。

なお、支給額も今までの24万から、10月１日以降は30万円に大幅に引き上げるということになりますので、御理解いただきたいと思います。

なお、件数は、以前より若干たして、トータルでふえておりますが、これも前年度の実績で計上しましたが、今年度は月平均で出産件数がふえております。そういうことで年間を通した数で計上させていただきました。

なお、出産育児一時金等の改正につきましては、条例改正が伴います。今回の議会の中で国民健康保険条例の一部改正ということで、追加議案で調整する予定でございますので、あわせ御審議をいただきたい、このように思います。

次に12ページ、13ページでございます。老人保健拠出金、これが315万円でございます。

今までこの項目につきましては、事務費の拠出金と医療費の拠出金の二通りございますが、今度新たに、これも法の改正でもって事業費の拠出金ということがふえました。

これは、高齢化の進展に伴いまして、将来の老人福祉施策等の事業費に充てるということで、各市、保健者が負担をして基金を積み立てておくと。将来、それらを老人の福祉事業に充てるということで、今回初めて出てきたものでございます。本年度は10月からでございますので、１年のトータルの半分を計上させていただきました。

下欄の保健施設費、68万でございますが、これについては郵送料です。医療費の通知書が２回になりましたので、１回分不足分をここに計上するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第57号、平成６年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時59分　休憩

午後３時34分　再開

**○議長（福島盛之助君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第58号、平成６年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）、議案第59号、平成６年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

**○市長（森田喜美男君）**　議案第58号、平成６年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成６年度日野市の土地区画整理事業特別会計の補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ２億9,310万円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億5,022万3,000円とするものであります。

議案第59号、平成６年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）。

本議案は、平成６年度日野市の下水道事業特別会計の補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ1,080万円を追加し、歳入歳出予算の総額を83億3,931万5,000円とするものであります。

以上２議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　議案第58号、平成６年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）につきまして御説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ２億9,310万を追加補正するものでございます。事項別明細表に基づきまして御説明申し上げます。

20、21ページをお開き願いたいと思います。歳入でございます。豊田南の区画整理事業に対しまして、国庫補助金、都補助金の増額がございましたので、それに伴う補正で

ございます。

続きまして22、23ページでございます。一般会計の繰入金でございますが、これは区画整理管理費、西平山区画整理費の組み替えのものでございます。

繰越金につきましては、ここに記載のとおりに前年度の繰越金でございます。

続きまして24、25ページでございます。歳出でございます。区画整理管理費、５目の一般管理費でございます。区画整理事業の助成経費でございますけれども、各組合に対します東京都の補助金等が確定してまいりました。これに伴う補正でございます。

それから15項５目の高幡土地区画整理費でございます。13節、区画整理業務委託料でございますが、これは高幡不動駅前の３棟がここで移転の方向の調印ができましたので、補正をお願いするものでございます。

５目の豊田南区画整理費でございます。これは国庫補助金、都補助金が増額になったものに伴う補正でございます。

続きまして議案第59号、平成６年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）につきまして御説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ1,080万円を追加補正するものでございます。

32ページ、33ページをお開き願いたいと思います。繰越金につきましては前年度の繰越金でございます。雑入でございますけれども、人孔位置変更工事負担金ということになっております。80万円でございますが、これは東京電力の工事にかかわりまして――既に市で布設しております下水道管、一部マンホールが支障となるということで、東京電力から負担金をいただいて、その移設をする費用でございます。

次に、34ページ、35ページをお開き願いたいと思います。歳出でございます。維持費でございます。修繕料でございますけれども、現在、市管理の樋管が９カ所ございます。この９カ所に対しまして、建設省から一部補修をするよう指摘がございます。この費用が不足するものでここに補正をさせていただくと。それから15、工事請負費でございますけれども、先ほどの東京電力からの委託を受けて行う費用でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。橋本文子君

○18番（橋本文子君）　23ページ、西平山区画整理費というのがございます。万願寺及び豊田南の区画整理について３・３・２号線ですか、国道が28メーターというこうで通ってきて、西平山に入って緩衝地帯の植木を植えるからというふうなことで40メーター道路という計画がされております。12メーター広いところが緩衝地帯になるんでしょうけ

れども、その12メーター広げることで、どのくらい土地が奪われるかというと、ほぼ2万平米という試算が出てくるわけですね。そのことによって、そうでなくてもウサギ小屋と言われる――日本人の家は、みんなウサギ小屋ってからかわれるわけですが、ネズミ小屋になってしまうんじゃないかと、とても自分の家の庭木も植えられなくなる。事と次第によっては車庫も取りにくくなると。だとしたら、その2万平米を何とか、12メーターふやすんじゃなく、ずっと同じ幅で、28メーター道路で――なおかつ人間の心理というのは、真っすぐ道を通すと飛ばしたくなるんです。あの広い大地の北海道が、広い道を取っていて真っすぐ通っているばっかりに交通事故が多いということを伺っておりますから、真っすぐの道ではなく、28メーター道路を少しくねらせながら走らせて、その周囲にこれからも住み続けていきたいとおっしゃっておられる住民の皆さんが、少しでも庭に木が植えられて、しかも快適な住まいが、地域が確保できるというふうなことを考えていただけないかどうか質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　都市計画道路3・3・2号線の構造でございますけれども、確かに豊田の区画整理は28メーターが基本です。ただ、現在平山橋に行く都道がございます。この都道と立体交差になる関係で、この一部分はすごい掘り割りになってまいります。ちょうど、西平山の中間あたりまでその掘り割りの部分が出てまいります。これがまず一つ、大きな道路の条件がございます。

したがいまして、豊田の区画整理も、ちょうど駅前の通りまではほぼ40メーターの幅員になっておるわけです。その構造は、28メーター分は下にいきますけれども、側道もまず一つ出てまいります。そうでないとそれに面する土地が利用できません。そういう関係で側道が出てくる、その分が必要なんですということで、どうしても、最低それだけの幅員が必要であるというふうに考えております。それから先の八王子の方につきましては平面で考えております。この平面の部分につきましては、先ほど言うバッファーゾーンを両側に設けるということで、その拡幅される部分は環境の整理帯という形で自然環境を守っていくというのに利用されるということでございます。

もう1点、そういう部分が小宅地に対して、なお、余分な負担をしているんではないかと、こういうふうな御指摘でございますけれども、小宅地につきましては、市が先買いをした土地を持ちまして減歩緩和を行っております。したがいまして、その小宅地につきましては、例えこの道路がなくなったといたしましても、小宅地の緩和そのものは残ってまいりますので、それに対する影響はないと、こういうふうに考えております。

ただ、今、それを見直すということでございますけれども、基本的に区画整理事業の事業計画、都市計画でも既に決められておる路線でございますので、現時点ではなかなか難しいというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　これをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　小さい宅地の方には補償をなさるということも、十分承知しての質問をさせていただいたわけですが、何としても、古くからあそこに住んでいて、車がビュンビュン走らない環境で皆さん住んでこられた。非常に、人間が住む町としてはいい環境だなと思って、私もときどきあの辺を散策をすることがあるんですが、道が優先してしまうと、どうしても人間の暮らしは人間らしい暮らしから遠ざからなければいけない。28メーター道路でも大変な広い幅だと私は思っているんですが、それが、さらに、40メーターとなると、きのうまで隣同士だった家がある日突然40メーター向こうの、ほとんど日常的に「こんにちは」、「さようなら」というふうな関係もなくなってしまうだろうというふうな恐れを感じています。

人間の住む町というのは、歩く人に一番親切で、優しくつくる道が一番住み心地のいい町だというふうに私は思っておりますので、そして従来植わっている木が、なるべくそのまま残して、大事にしていった方がいいということも、私が言うまでもなく、行政の皆さんも御承知のことでございます。

なおかつ、家の位置にしても、できることなら、その場で余り引き入れをしないで住み続けたいと思うのも人情でございます。特に、日本の家屋を動かしたことによって、その耐用年数がはるかに短くなるということも、多分、御存じの上で区画整理をなさる方は、心を痛めながら区画整理に携わっていかれるんだろうと思うんですけれども、そういうことで、あそこにこれまで住んでこられた方々の御意見をもっともっと聞いていってほしい。

もっともっとゆっくりと聞いてあげて、それでどうしてもできないときは、納得がいくような説明をとことんしてあげてほしいというふうに思っておりますので、言いたいことはいっぱいございますが、とりあえず、住民の声を十分聞いてほしいということをここで要求をして、私の意見とします。

○議長（福島盛之助君）　これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第58号、平成６年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）、議案第59号、平成６年度日野市下水道事業特別会計補正予

算（第１号）の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第60号、平成６年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）、議案第61号、平成６年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

**○市長（森田喜美男君）**　議案第60号、平成６年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成６年度日野市立総合病院事業会計の補正予算第１号であります。

補正予定額は、資本的支出に9,300万円を追加するものであります。

議案第61号、平成６年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）。

本議案は、平成６年度日野市の老人保健特別会計の補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ6,210万円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億8,731万円とするものであります。

以上２議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

**○病院事務長（須藤雄示君）**　議案第60号、日野市立総合病院の事業会計補正予算について御説明申し上げます。

37ページをお開き願いたいと思います。総則第１条につきましては省略させていただきまして、資本的支出、第２条でございますけれども、この内容につきましては40ページ41ページをお開き願いたいと思います。まず、建設改良費でございますけれども、そのうち委託料でございますが2,500万。これは病院建設基本計画委託料でございます。多摩平四丁目３番地において建てる計画を推進していきたいと。内容的につきましては、建て替えの基本方針あるいは建て替え計画条件、建て替え整備等と具体的に詰めておりませんけれども、これから詰めていきたいという意味でございます。

なおあわせまして、企画財政部の所管でございますけれども、企画財政部の課長職が１人院内に配置になりまして、院内におけるノウハウはいろいろ持っておりますので、それを吸収しながら、こうして委託に努めていきたいという所存でございます。

次に、ボイラーの配管工事でございます。当初予算に組んだわけでございますが、当初予算は１月ごろでございます。その後２月、３月かけましてボイラーが直後に破損いたしまして、かなり危険な状態に陥っております。ただいま現在は夏ですから使いませんけれども、来るべく冬には漏電の心配があろうかと思いまして、補正予算とは言いながらボイラー配管工事4,300万計上させていただいたわけでございます。

次に、有形固定資産でございますけれども、ふろ浄化につきましては、新しい機能が出ましたので、各病院ともおふろ場の浄化器具を買っていきたいと。私どもの方は４カ所ございますから、これらを有し衛生的に完備したいということでございます。あとモニターとか大腸ファイバー、人工呼吸器につきましては、ほとんど買いかえでございます。

よろしく御審議願います。

**○議長（福島盛之助君）**　福祉部長。

**○福祉部長（藤本享一君）**　議案第61号、日野市老人保健特別会計補正予算の第１号について御説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ6,210万円を追加補正をお願いするものでございますが、説明書の方で御説明を申し上げますので、48ページ、49ページをお開き願います。

歳入の５款の支払基金交付金、10目の審査支払手数料交付金のさらに10節の過年度分でございますが、これは、当初は科目存置でございましたが、前年度の清算で112万5,000円が生じましたので補正をお願いするものです。

10款の国庫支出金、さらに５目の医療費国庫負担金の10節の過年度分におきましても、前年度の清算で467万6,000円が生じましたので補正をお願いするものでございます。

次に、50ページ、51ページをお開き願います。25款の繰越金、５目、５節繰越金でございますが、前年度からの繰越金が5,630万2,000円ありましたので、補正をお願いするものであります。

52ページ、53ページをお開き下さい。歳出の10款、諸支出金、５目の償還金、23節の償還金、利子及び割引料でございますが、老人医療費の清算で支払基金と東京都に対して返還金が生じ、合計3,437万8,000円の補正をお願いするものでございます。

その下の10項、繰出金、５目一般会計繰出金、28節の繰出金でございますが、これも

清算の結果、市の一般会計へ2,772万3,000円の繰り出しが必要となりましたので、補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　病院事業会計の中で、41ページの病院建設基本計画委託で2,500万の補正が出ておりますが、これは当初予算で確か同じような内容であったような気がするんですが、500万とってありますね。これは当初予算との関連というんでしょうか、簡単に500万にたして3,000万と言っておられるんだろうと思うんですが、当初予算で組まないで、なぜ補正で出てきているのかということと、この整合性はどうなっているんでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　大変説明不足で失礼いたしました。

当初予算500万組んでおりまして、このたび2,500万加えまして3,000万で建設委託というふうに予定でございます。また、当初予算のときには、非常に、一般会計財政が厳しいということでございます。当初、この財源につきましては、手前どもの内部留保資金で――もともと内部留保資金というのは減価償却費でございますので、建物の減価償却が年々2,200万ずつ出ておりますので、これに見合った２年分を計上した意味ではなかろうかということで、一般会計の苦しさを補う意味において、足した形で病院の会計で埋めたというふうに御理解願いたいと思います。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　今の議論はちょっとおかしいんではないでしょうか。病院事業というのは、先ほどの西豊田駅の件も出ましたけれども、市民要望が一番強い事業なんです。これを、まして基本設計3,000万ぐらいのせられないようでは、本当に市立病院の建て替えをする気があるのかどうかということが問われると私は思っておるところでございます。

これは、恐らく市長の方の判断で当初予算にのせなかったんだろうと思っております。市長のお考えをはっきりとここでお聞かせ下さい。なぜ、当初予算でのせなかったのか、まして、ここで1,162床でしょうか、南多摩医療圏の病床数の確保が今、一日も早く叫ばれているときに、のこのことこの９月補正の中で出てくること自体が、市長の、この日野市立総合病院の建て替えをする気が本当にあるのかどうかっていうことが、今、問われています。どうでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市立病院の建て替え計画につきましては、長い期間紆余曲折を経た経過がございました。客観的にも、いよいよ建て替えに取り組むべき状況にあるということを、これまでも痛感をしてきた経過があるわけでございます。

確かに当初予算で500万円を計上、つまり基本設計という概念でいるわけでありましたが、事業を促進するためにも、また具体的な設計に取りかかる姿勢があるという考え方に基づきまして、今回、大型の補正を行って、いよいよ実質設計に該当するものに取り組もうと、こういう考え方と経過でございます。

御指摘のとおり、多少不手際ということも言われるかもしれませんが、どうか取り組みの意のあるところを御賢察いただきましてお認めいただきたい、このように思っております。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　この問題につきましては、当初予算の中でも衛生費の中で出資金で確か組まれていたわけですね。そのときに私も一般会計予算の特別委員会の委員になっておりまして、500万で何ができるのかという質問をしたことがあります。

市長は、その中で基本設計をやっていきたいということで、逃げる一手で終わってしまったという感じで、今さらこの3,000万が出てきても、私たち信用できないんです、はっきり言って。ただポーズというか、ここで何かしなきゃいけないということでのポーズとしか私は受けとめられません。（「そんなことない」と呼ぶ者あり）

本当に、これで1,162床の不足の中で、日野市の病床数が確保できるのかどうか。まして、そこではまだまだ消防署の問題や、あるいは社教センターの問題も解決していない、多摩平支所の問題はどうするんだということもはっきりしていない。この状況でこの基本設計を４・３ブロックの中でつくって、それを東京都が認めるものとなるかどうか、そういう問題は問われているのにもかかわらず、東京都で受理できるのかどうかということも非常に疑問であるわけであります。そういうところをクリアできるかどうかということは市長、どういうふうに考えているんでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　住民要望も極めて高いわけでありますし、これまでいわゆる病床規制ということが伴って不慮した期間があるわけでございますが、日野市の事情は、十分、東京都の当局にも御理解をいただけておりますし、これからの手順を正確に遂行することによって十分説明もできるし、また御了解もいただけると、こんなふうに考えております。

今まで4・3ブロックの公共施設をどういう手順で切り回しをするかということに、かなりの苦慮を持ったわけでありますが、手順をきちんと行って、十分了解を得ながら事業の推進を図っていかなければならない、こういう決断に基づきまして、今回、補正予算の形で実施設計に相当するものに取り組もう、こういう意欲でありますので御理解をお願いいたしたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　田原　茂君。

**○12番（田原　茂君）**　詳しいことは、また、私も一般質問でこの問題を取り上げておりますので、その場に譲るということにしておりますけれども、昨年の12月議会で、市長は、平成7年には着工したいということを明言しておりました。今、市長は何年に着工するということを明言できるんでしょうか。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　平成7年に四丁目3番地ブロックで手順を経て、病院の新しい改築に着手をすると、こういうことに一応の結論を持ち得ておりますので、それに沿って実施していきたい、こう考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　田原　茂君。

**○12番（田原　茂君）**　そういう意味で申しわけないんですが、着工と着手というのは違いますよね。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）着工というのは、工事の具体的な作業が始まるという意味ですよ。着手というのは、設計ができたとか基本計画ができて提出したとか、こういうことで逃げられると困るんですよ。着工なんですか、着手なんですか、もう一回その辺をはっきりと。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　着工というのは、具体的に工事に入ることを普通言うわけでありますが、着手というのは、その前段の整備をきちんと整える、こういうことでございまして、このあたりの意味は御理解をいただきたいと思っております。

**○議長（福島盛之助君）**　田原　茂君。

**○12番（田原　茂君）**　市長は着工すると、昨年の12月の議会で申されておりました。そのことを変更するなら変更するで正直に言ってもらいたいんですよ。それは変更して着手するということに変更したいと言うんであれば、それはそれで議論の出し方が違ってくるんですよ。この場で、また、そういうあいまいな言葉で逃げられると、私たちも市民の方々に、この病院問題というのは非常に関心が高い問題でありますから、説明がつかないんです。

どうなんでしょうか、着工をあきらめて着手ということで変更していくのかどうか、それともももう一度、着手なのか着工なのかということを明確に答弁していただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　着工に向かって着手したいと思っております。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　一部、着工もできるということで考えていいんですか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　できるだけ、手順を正確に行って能率的な仕事を進めていきたい。したがって、７年に着工できれば大変幸いだというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　後は、一般質問でまた議論していきたいと思います。（「がんばれ」と呼ぶ者あり）以上です。

○議長（福島盛之助君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　今現在の工事請負費が4,300万ほど補正で出てきました。

実は、行政報告の中には、先日の大雨が降って床上、床下浸水あるいは崖崩れがありましたけれども、この報告はなかったわけですが、特に、病院の中に大変雨漏りがひどくて、そういう現実があったというような話も聞き及んでいます。

今の説明はボイラーの配管関係で、冬場で今は直接はまだ影響がないんだけれども、こういう形をとっていきます、という説明がありました。

現実、雨漏りの方が、病院としてはどんな状況だったのか、また、実際に入院している人たちに対して影響があったのか、ないものなのか。そういった場合によれば、優先的に、ボイラーも必要でしょうが、雨漏りの状況も大きくとらえなければいけない、こういう現実があろうかと思いますけれども、事務長は、その辺どのような御判断をされているのか、仮に雨が漏らなかったのが事実であれば、何の問題もないんですけれども、もし漏ったという事実があるとすれば、その辺の手だてはどのように考えているのか、ちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　先日の大雨のときは、確かにバケツをこぼすような状態の雨漏りでございました。そのことにおきまして、屋上に防水設備をするという原型の予算の中でやっていきたいと。

ただ、ここに4,300万の予算を組む中で等と書いております。もう一個、契約差金が出た場合は、もともとある予算に加えまして雨漏り対策をしていきたいと思います。

もう一つの雨漏りは、先ほどのボイラーの関連でございますけれども、ボイラー配管が腐食いたしましてそこが穴が出ます。穴が出ますと水蒸気となり、それが水滴となり約3倍ぐらい病室からこぼれてくるのは事実でございます。

それを含めまして、今回のボイラーを天井裏につけるのではなくて、足場を組んで外につけたいという構想でございます。以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　土方尚功君。

**○15番（土方尚功君）**　要するに、含まれているんですよというような言い方で、あわせボイラーの実質的な対応、その中に防水工事も含んでいると、こういう解釈でいいんですね。

**○議長（福島盛之助君）**　病院事務長。

**○病院事務長（須藤雄示君）**　基本的にはボイラー配管工事をやっていきたいと思います。原型の予算の中で一部分を、ひどいところはこのたび漏水を投資する予定でございますけれども、なお一層、昭和39年に建てたところは優先的にやり、年次的に防水工事をやる予定でございます。

これは、あくまでも、ボイラー配管が主でございまして、万一差額が出た場合にはこれをつかわしていただいて、第2次の工期に入っていきたいということでございます。

（「結構です。あとは委員会で」と呼ぶ者あり）

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第60号、平成6年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号）、議案第61号、平成6年度日野市老人保健特別会計補正予算（第1号）の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第62号、市道路線の一部廃止、議案第63号、市道路線の廃止、議案第64号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないもの認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第62号、市道路線の一部廃止について。

本議案は、E109号線路線について、新規認定道路の区域に編入されたため、道路法第10条第３項の規定に基づき、市道路線の一部廃止をするものであります。

議案第63号、市道路線の廃止について。

本議案は、P25－４号線路線について、開発行為完了に伴う新設道路への付け替えのため、道路法第10条第３項の規定に基づき、市道路線の廃止をするものであります。

議案第64号、市道路線の認定について。

本議案は、B93号線ほか８路線について、自転車・歩行者専用道路の整備完了等により、道路法第８条第２項の規定に基づき、市道路線の認定をするものであります。

以上３議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　議案第62号、市道路線の一部廃止について説明申し上げます。

一部廃止路線は１路線であります。路線名はE109号線、豊田四丁目45番１地先を起点とする、延長16.18メートルであります。新規に認定される道路、E104－３号線の区域に編入されるもので、略図は次のページのとおりであります。

議案第63号、市道路線の廃止についてであります。

廃止路線は１路線であります。路線名はP25－４号線、三沢1,087番３地先を起点とする、65.00メートル延長のものであります。廃止の理由につきましては、三沢1,087番地先の開発行為に伴う財産処理を目的として廃止するものであります。廃止路線の財産は隣接する新設道路、P25－17号線と交換及び区域に編入する予定であります。略図は次のページのとおりであります。

次に、議案第64号、市道路線の認定についてであります。

認定路線は９路線であります。１番、B93号線は日野本町五丁目32番４地先を起点とする、延長790.50メートルであります。２番、B94号線は大字日野1,246番４地先を起点とする、延長669.20メートルであります。３番、E104－３号線は豊田四丁目45番１地先を起点とする、延長111.80メートルであります。４番、M11－10号線は南平四丁目

２番49地先を起点とする、延長96.80メートルであります。５番、M11－11号線は南平四丁目２番31地先を起点とする、延長45.60メートルであります。６番、P25－17号線は三沢1,094番２地先を起点とする、延長114.60メートルであります。７番、P40－６号線は大字新井799番６地先を起点とする、延長121.48メートルであります。８番、P40－７号線は大字新井797番15地先を起点とする、延長105.62メートルであります。９番、P63号線で落川511番３地先を起点とする、延長171.00メートルであります。

１番のB93号線及び２番のB94号線及び９番、P63号線は、建設省より自転車・歩行者専用道路として河川区域の占用を受けて整備が完了したために、今回市道路線として認定するものであります。

３番、E104－３号線は、過去の路線認定から漏れていたことが判明したために、今回認定するものであります。

４番、M11－10号線及び５番、M11－11号線は南平四丁目２番地先の開発行為によって新設された道路用地が市に帰属となったため、市道路線として認定するものであります。

６番、P25－17号線は三沢1,094番地先の開発行為によって新設された道路の用地が市に帰属となったため、市道路線に認定するものであります。

７番、P40－６号線及び８番、P40－７号線は新井797番地先位置指定道路の用地が市に寄附されたため、市道路線として認定するものであります。

以上、略図は次のページ以下であります。よろしくお願いします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第62号、市道路線の一部廃止、議案第63号、市道路線の廃止、議案第64号、市道路線の認定の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないもの認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第67号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

**○市長（森田喜美男君）**　議案第67号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定。

本議案は、日野市職員の定数を1,598名に改めるため、日野市職員定数条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　議案第67号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

本議案は、平成８年度に予定されます建築確認事務の市移管に伴う必要な職員を確保しまして、当該事務の円滑な執行を図るために、職員の定数の増員をお願いするものでございます。新旧対照表によって御説明申し上げますので、４ページ、５ページをお開きねがいたいと思います。

職員定数でございますが、職員の総数は1,591名に７名を追加しまして1,598名に改めるもので、市長の補助職員として、行政部門が936名から943名に増員されるわけでございます。内容といたしましては、さきに申しました、この増員は平成８年４月から、当市が建築確認事務を行うことに伴いまして、研修等も含め、その準備を平成７年４月から開始するためにお願いするものでございます。

なお、この建築確認事務を行うための職員数は13名を予定しておりますが、このうち６名につきましては現行定数内でやりくりしまして、不足する７名の定数増をお願いするものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　これより質疑に入ります。天野輝男君。

**○16番（天野輝男君）**　今の説明だと、確かに処分内容がふえるわけですから定数増をしなきゃならない部分があるとは思います。

しかしながら、日野市の場合には、昨年度も大幅な定数増を認めたわけであります。そういう中で、私はもっとやる方法があるんじゃないか、地方に行けば、当然この定数を削減をしておる市町村がたくさんあるわけです。そういう中で、もっと努力ができないものか。それと、市の職員の――ここで募集をしておるようでありますが、昨年度は女性の方が不幸にしてお亡くなりになったように聞いておりますが、職員を募集するにあたって適性検査、そういうものが学力本位で――次試験を受けなければ通れませんか

らね、そういうところに多少問題があるんじゃないかと思うんですが、その部分をどう考えておるのか、一人の職員でも、途中で死んだらどうしようもないわけですから、このあたりの適正な職員の募集の方法を、もう少し改めるべきではないかということが1点。そして、このやりくりをして、とりあえずは、この定数をふやすということは持ち帰るべきだと私は思うんですが、いかがですか。

**○議長（福島盛之助君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　1点目の、できるだけ定数をふやすなということは、ごもっともな御意見でございまして、いつも定数改正をお願いするときは、議員の皆様からそれを指摘されているところでございます。

今回も、さきにちょっと申しましたように、13名の職員が必要になってくると。申し上げておきますと、13名の内訳でございますけれども、建築主事が8名、事務職員が3名、機械関係が1名、電気が1名、合計13名、これは東京都の試算によって、1年間で1,000件あった場合にこれだけ必要ですという職員数です。それから日野市の各5年間の平均処理件数をみますと1,003件になっております。その点からしまして平成8年から始めます確認事務は13名にしたいということをお願いしているわけでございます。

その13名ですけれども、努力はこれからもしていかなければいけませんけれども、先ほど申しましたように、変更件数がまだ6名ほどありますので、その定数を優先的にあてはめて、増員を7名にさせていただきたいとお願いしているわけでございます。天野議員が今、言われました定数増については、今後もスクラップ・アンド・ビルドでやっていきたいと思います。その点については承っておきたいと思います。

募集の改正でございますけれども、たまたま今年は現職の職員が二人、一週間おきに亡くなりました。採用されたときは元気な職員でございました。我々は学科だけでなくて健康審査も一通りやって、それに合格して初めて職員採用という姿でございます。職員の健康管理につきましては、法律もありますので、毎年1回定期健康診断をやっておりますし、日野市の場合は、特に法定以外の検査もやって職員の健康管理に努めているところでございます。今後とも市としての責任として健康管理をやっていくとともに、各個人の健康管理も指導してまいりたいと思いますので、募集のあり方としては、今までどおりでも間違いないんじゃないかと認識しているところでございます。以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　天野輝男君

**○16番（天野輝男君）**　この定数増員に対しましては、当然私は、この日野市の一般会計の中でこの職員の増、また職員の給与、こういうものが他市よりも高い、そういう中

で大変圧迫をしておるのは事実であります。そういう面で、私はこの内部努力をもっとすると。確かに定数がふえたときに、今の説明をいただいて十分に納得できるものじゃ私はないと思うんです。もっともっと汗をかいて、努力すべきところは努力するべきじゃないかというふうに私は感じております。

２名亡くなった女性につきましては、その職場に私は図書委員で寄りました。その図書委員会の中で、そのことの説明がありました。入った当時から、多少うつ病のような、そういう性格だったということを聞いておるわけでございます。だから、必ずしも、人と合うのが難しい性格だったのか――今の子はわからない部分がありますから、そこになじめなかった部分があったかもわかりません。しかしながら、図書の方に入ってきた女性は図書委員の資格を取って、１年間浪人して入ってきた女性であるというこも聞いておるわけです。だから確かに能力的にはあったかもわからない。しかし、その職場に配置されたときには、もう既に問題を抱えておって、図書館長がやりくりをして困っていたということを聞いておるわけです。

少なくとも、そういう人を適性検査できないということであるならば、日野市の中でも大変問題があるんじゃないかなと、このように思うわけです。健康であったと、それはわかるけれども、配属されたときには問題があったわけですから、その問題があった部分を新入社員で採るときに、適正に判断しなきゃならない部分があるんじゃないかと私は思うわけです。それができていなかったんじゃないかなということを、そのときに感じたわけです。ぜひ、もう一度、今後同じような職員の採用試験をするのか、そのあたりいかがですか。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　一名一名大事な職員を採用するわけでございますから、今議員さんが申しましたように学科試験のみならず、心身ともに健康な職員を採るように市は努力していかなければいけないし、またそのようにやっていくつもりでございますのでひとつ御了承願いたいと思います。以上です。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　この定数増につきましては十分審議していただきたいと、このように思いますが、やはり、日野の財政が圧迫してくるような時期に、少なくとも定数増を認めるわけにいかない、このように私は思います。以上です。

○議長（福島盛之助君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　ただいまのやりとりを伺いながら、私は少々怒りが沸いてきております。今、世の中はノーマライゼーションの時代です。健康な人も、弱い人も、障害があっても、いろいろな人がこの世の中で、ともに支え合って生きていけるような、この職員の間でも私は同じようにさまざまな人がいていいと思います。そして、今、職員の皆さんがどんな状態で仕事をされておられるか、例えば、生活課のことを申し上げますと、生活課の文化係は職員が３名で、本当に少ない職員で、一人が本庁に用事があってくれば、あと二人しか残らない。それでも、一生懸命、窓口で対応をなさっておられる、忙しく立ち働いておられる姿を見るにつけ、もっともっと職員はふやした方がいいとさえ私は思いました。

女性センターも２名しか職員は配属されておりません。私は、この世に生まれたすべての人が、生まれてよかったと思えるような社会を、そして、この行政の中からそういう姿をつくっていくべきだと、今、やりとりを伺いながら考えておりましたので一言意見を述べさせていただきました。ありがとうございます。

○議長（福島盛之助君）　これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第67号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより報告第５号、平成５年度日野市土地開発公社決算の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第５号、平成５年度日野市土地開発公社決算の報告について。

本報告は、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、平成５年度日野市土地開発公社決算を報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　報告第５号、平成５年度日野市土地開発公社決算書の内容につきまして御説明いたします。

お手元の平成５年度日野市土地開発公社決算書をごらんいただきたいと思います。始めに事業報告でございます。１ページ目をお開き下さい。事業概要ですが、本年度の用地取得状況は、土地区画整理事業用地5,633.71平米、その他用地が１万1,423.17平米、合計で１万7,056.88平米でございます。

また、用地の処分は合計で１万3,455.46平米で、内容は記載のとおりでございます。

なお、事業資金の年度末の現在の借入額は225億9,788万7,600円となっております。

次に、２ページ、３ページをお願いいたします。２ページは理事会の開催状況を記載してございます。３ページは役員に関する事項でございます。

４ページ、５ページをお開き願いたいと思います。取得用地の明細を記載してあるものでございます。平成５年度は18件、29億8,409万8,870円となってございます。

次に、６ページ、７ページでございます。処分用地の明細を記載してございます。４件でございまして22億6,454万2,696円でございます。

次に、８ページ、９ページ決算報告でございます。収益的収入及び支出について、平成５年度の公社の事業活動により発生しました収益と、それに対応しますすべての使用が発生の事実に基づきまして計上してございます。まず、収入でございますが、事業収入として用地の売却代金22億6,454万2,696円と事業外収益の受取利息27万5,375円で、合計22億6,481万8,071円となっております。

10ページ、11ページをお願いいたします。収益的支出でございます。事業原価として売却した用地の原価22億5,752万9,313円、販売費及び一般管理費として1,053万5,888円事業外費用として、平成５年度は日野市から63年度に借り入れました５億5,000万の償還をしましたが、それに伴う利息715万円ございます。合計で22億7,521万5,201円となります。

次に、12ページ、13ページをお開き願いたいと思います。資本的収入及び支出でございます。これは、用地取得にかかわります収入及び支出を計上いたしました。収入ですが、資本的収入として、市から運営費補助金、市中銀行からの長期借入金でございまして合計51億4,024万2,676円となってございます。また支出につきましては、資本的支出として用地取得事業費及び借入金の償還金で、総計74億7,380万4,946円となります。

資本的収入支出のバランスにつきましては、支出欄の欄外に記載しております資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額23億3,356万2,270円は当年度分及び過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

次に、14ページ及び15ページをお願いいたします。14ページでございますが、平成５

年４月から平成６年３月31日までの公社事業会計損益計算書でございます。ここでは平成５年度におきます公社の営業成績をあらわしています。結論的には、この表の一番下のとおり、平成５年度は1,039万7,130円の損失となっております。

次に、15ページから17ページは、先ほど８ページから10ページで説明しました収益的収入及び支出の明細となっております。ごらんいただきたいと思います。

次に、18ページ、19ページをお開き願いたいと思います。ここでは12ページ等で説明いたしました資本的収入及び支出の明細を記載してございます。ごらんいただきたいと思います。

次に、20ページ、21ページをお開き願いたいと思います。貸借対照表でございます。公社の財政状況を明らかにするため、年度末現在の資産及び負債と資本の明記をしてございます。資産の合計と資本の合計はそれぞれ278億1,712万2,272円で貸借は一致するわけでございます。

22ページ以降は公有地明細表及び有形固定資産明細表、長期借入金明細表、基本金明細表となってございますので御参照ねがいたいと思います。以上、雑駁でございますが、平成５年度日野市土地開発公社決算の報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　これより質疑に入ります。土方尚功君。

**○15番（土方尚功君）**　処分の関係で、たまたま６ページ、７ページのところで処分をしておりますが、大いに処分をしてもらって借入金を少なくする姿勢ということが必要なわけですけれども、その中で特に、この３番目の平成６年２月21日に３・４・14号線の関係で、万願寺の区画整理その他については、かつての取得の価格、事業原価をはるかに上回る、これは取得した時点以降処分した間まで価格の上昇があったという理解をしますが特に、この３番目のものは取得をした以降、価格の原価を下回って処分をしていると、このことは明らかにここに表示されているんですが、これは極端にそういった土地であったのかどうか。それでこれに見合うものがたまたま26、27ページの中に、64番に同じ番地の表示がありながら、ここでは面積が大きいし、５－27－３外３筆、前も５－27－３外３筆、こういったことでありますから、そこら辺にどのような関連があるのか、その２点だけ伺っておきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　御存じのように、事業原価というものは用地費プラス利子及び諸経費等が入ったものが事業原価でございます。それを市に売却する場合には、用

地費と事務費１％を計上したもので売却しているわけでございまして、利子につきましては日野市から補助金をもらっておりますから、それはこの代金の中に入っておりません。その関係で事業原価より安くなっているという現状でございます。ですから、上の１、２番につきましては市以外に売っております。例えば２番目の公共施設用地は東京都に売っておりますから、時価で売却しております。この１、２番目はそういう現状になっておりますので、そういう違いが出てくるということでございます。

それから、26ページの３・４・14号線ですけれども、これそのものは売却でなくて公社で所有しているものでございます。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　事務費の１％、利息の関係ということは結構ですが、１番質問した要旨は３・４・14号線については事業原価を下回って出ていますよと、この部分だけはね、そこら辺のことの確認で、今の説明で果たしていいのかなどうかなということとあわせて、関連する片方は平成５年度に処分をしましたよ、公社から離れましたよという土地ですと。後ろについては公有用地の明細書として平成６年３月31日に公社が持っている土地の一覧表ですよと言っているわけですね。で、両方に同じ番地が載っているのはどうなんだということなんですよ。３・４・14号線にかかわる日野市南平五丁目27番地の３外３筆を５年度で処分しましたと言っているんですね、前で。ところが、後ろに、平成６年３月31日付において公有地用地として、この同じ土地を持っていますということが表示されているのはどういうことかということです。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　その件でございますが、売却した分とこの26ページに載ってますものは分筆して、分割して売却した分とまだ開発公社に所有している土地であるので、残っている土地については公社が所有している土地と明細したものでございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　分筆をすれば、新しい番地が発生するんですよ。つまり、１という番地があったとしてそれを分筆したとすれば、片方が２になったり３になったりという、例えば五丁目27番地の３を分筆したとすれば、３以降、例えば20まであれば21番地というのが発生するんです。同じ番地が両方に表示されることはあり得ないんです。もしそうだとすれば、これは表示が間違えているということだと思います。そこは明らかに。

今、ここでやっても無理だとすれば、それなりの回答をしていただければ結構ですけれども、少なくとも私の視点は間違っていないと思っているんです。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　大変申しわけありません。後ほど調べましてお答え申し上げたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　ほかに御質疑ありませんか。なければ、これをもって報告第5号、平成5年度日野市土地開発公社決算の報告の件を終わります。

これより報告第6号、平成5年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第6号、平成5年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成5年度財団法人日野市環境緑化協会決算を報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　報告第6号、平成5年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について御説明申し上げます。

お手元の資料、財団法人日野市環境緑化協会事業報告書・決算書をお開きいただきたいと思います。3ページをお願いします。昭和64年1月に財団法人として発足して以来、市の施策等の連携を図りながら緑化推進事業に取り組んでまいりました。

平成5年度は当初から長雨と低温のため、花などの成育に厳しい年でありましたが、何とか乗り切ることができ、当協会設立の趣旨と初期の目的が達成できたものと考えております。

緑化推進に関する事業は啓発事業、事業活動、調査研究及び受託事業を柱に実施しました。事業実績は6ページから11ページに記載のとおりであります。

協会の理事会及び評議委員会の活動状況は12ページから15ページのとおりであります。

次に、決算についてであります。18ページ、19ページをお開きいただきたいと思います。収支計算書であります。まず、収入の部であります。当期収入合計は6,933万7,270円で当期繰越収支差額1,605万9,841円とあわせ収入合計は8,539万7,111円で、対前年比

で7.9％の減であります。執行率は107.7％です。基本財産運用収入は1,155万円で、対前年比26.9％の減であります。市からの補助金収入は、当初予算3,220万2,000円に対し減額補正を行って、決算額は2,987万6,656円で、対前年比19.3％の減であります。

次に、支出の部についてであります。24ページ、25ページをお開きいただきたいと思います。当期支出合計は7,612万3,218円、対前年比で0.66％の減であります。執行率は96％です。当期収支差額はマイナス678万5,948円で、前期繰越収支差額を加えて時期繰越分は927万3,893円で、前年比で42.3％の減となっております。支出内容は管理費を極力抑え、緑化月間行事その他の諸事業の確保に努めました。

26ページ以降は、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等その他の資料であります。説明は省略いたします。以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　これより質疑に入ります。なければ、これをもって報告第６号、平成５年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告の件を終わります。

これより報告第７号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

**○市長（森田喜美男君）**　報告第７号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について。

本報告は、市の義務に属する交通事故に係る相手方との和解の締結及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、専決処分したものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって、会議時間の延長をすることに決しました。

これより関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　報告第７号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について御説明申し上げます。

２件ございます。２ページ、３ページをお開き願いたいと思います。

１点目は、日野市栄町三丁目８番地の54の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害補償の額の決定についてでございます。事故名は日野市栄町三丁目８番地の54の事故でございます。和解の相手方は日野市栄町三丁目８番地の54、金子高一様でございます。

事故の発生状況でございますが、記載のとおりでございます。損害賠償額９万4,502円で和解が成立いたしましたので、平成６年６月６日専決処分させていただいたものでございます。

次に、４ページをお開き願いたいと思います。

日野市程久保550番地、日野市立高幡台小学校内の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定でございます。事故名は日野市程久保550番地、日野市立高幡台小学校内の事故でございます。和解の相手方は八王子市鹿島３番地３－308、古越富子様でございます。事故の発生状況は記載のとおりでございます。損害賠償額６万1,779円で和解が成立いたしましたので、平成６年７月22日に専決処分したものでございます。

よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって報告第７号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を終わります。

これより請願第６－32号、緊急避難通路整備及び消雪・凍結防止対策を求める請願、請願第６－33号、旭が丘六丁目の仮称〝中島ビル〟建設計画に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６－32号、請願第６－33号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第６－34号、日野市東平山二丁目消防署建設に関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６－34号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第６－35号、教職員の給与費半額国庫負担制度の堅持と除外された費用

の復元を求める陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６－35号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において文教委員会に付託いたします。

これより請願第６－36号、私立幼稚園の教育諸条件改善と父母負担の軽減のため、東京都へ公費助成の拡充を要請する意見書提出を求める陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６－36号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第６－37号、犬の不妊・去勢手術の委託事業の改善及び猫に対する助成金制度の確立のための陳情、請願第６－38号、重度重複障害児・者のための通所施設建設に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６－37号、請願第６－38号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第６－39号、多摩平団地の建て替えに伴い、住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６－39号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第６－40号、核兵器廃絶の国際条約締結に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６－40号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時１分　散会

# 9月7日　水曜日　（第2日）

平成6年
第3回定例会　日野市議会会議録　（第24号）

9月7日　水曜日　（第2日）

出席議員　（30名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1番 | 江口和雄君 | 2番 | 佐藤洋二君 |
| 3番 | 菅原直志君 | 4番 | 渡邉馨鴻君 |
| 5番 | 吉冨正敏君 | 6番 | 小島久君 |
| 7番 | 小川友一君 | 8番 | 森田美津雄君 |
| 9番 | 佐瀬昭二郎君 | 10番 | 中谷好幸君 |
| 11番 | 沢田研二君 | 12番 | 田原茂君 |
| 13番 | 宮沢清子君 | 14番 | 執印真智子君 |
| 15番 | 土方尚功君 | 16番 | 天野輝男君 |
| 17番 | 奥住日出男君 | 18番 | 橋本文子君 |
| 19番 | 板垣正男君 | 20番 | 鈴木美奈子君 |
| 21番 | 内田勲君 | 22番 | 馬場繁夫君 |
| 23番 | 夏井明男君 | 24番 | 黒川重憲君 |
| 25番 | 福島盛之助君 | 26番 | 簾野行雄君 |
| 27番 | 小山良悟君 | 28番 | 一ノ瀬隆君 |
| 29番 | 竹ノ上武俊君 | 30番 | 米沢照男君 |

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 森田喜美男君 | 助役 | 前田雅夫君 |
| 助役 | 坂口泰雄君 | 収入役 | 落合豊君 |
| 企画財政部長 | 大崎茂男君 | 総務部長 | 小林修君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 生活文化部長 | 小野宗市君 |
| 環境部長 | 山口正夫君 | 都市整備部長 | 鈴木栄弘君 |
| 建設部長 | 小俣雅義君 | 福祉部長 | 藤本享一君 |
| 水道部長 | 土方重男君 | 病院事務長 | 須藤雄示君 |
| 教育長 | 園田匠君 | 学校教育部長 | 谷正幸君 |
| 社会教育部長 | 大谷俊夫君 | | |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 局長事務代理 | 田中正美君 | 書記 | 濃沼哲夫君 |
| 書記 | 橘達雄君 | 書記 | 山田二郎君 |
| 書記 | 田倉芳夫君 | 書記 | 鈴木俊之君 |
| 書記 | 堀辺美子君 | 書記 | 永野裕子君 |

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　山川芳子君

議事日程

平成6年9月7日（水）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時12分　開議

**○議長（福島盛之助君）**　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問１の１、改憲阻止で国民的共同を、いまこそ革新が必要と問うの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔29番議員　登壇〕

**○29番（竹ノ上武俊君）**　トップバッターを受け持ちまして、一般質問をさせていただきます。

ある女性雑誌の記事を最初に御紹介したいと思います。「『朝４時に起床、朝ぶろに入って、缶ビール（極小タイプ）を飲む、いい気分よね』。坂上高代さん（97歳）の話に、私は一瞬耳を疑ったのでした。なんと楽しい方なのだろう。渋谷区笹塚の都営住宅の３階に１人で住んでいる方が、97歳で毎朝ビールを楽しんでいるというのですから。体はムダのないやせ型、ビールと体型、そして底抜けの明るさが、長寿というだけでなく元気な積極人生を送っている力なのかなと、私は考え込んでしまいました。

買い物は毎日、料理は毎日３回。とくにてんぷらが得意というんです。自分で食べる量は限られるので、人にごちそうするのが好きなのだそうです。〝一人暮らしのおばあさんだから油は使わないで〟といわれるのがいちばんの心外なんですよ。

そして、『私は10年前に、日本共産党に入党した党員ですよ』と晴ればれしくいう顔をみて、この超元気な秘けつがよくわかりました。」

この記事は、日野市など都内の高齢者のお宅や老人ホームを訪問しての、緒方靖夫さんが書いた「女性のひろば」から紹介しました。

さらに、緒方靖夫さんは「革新日野市では、365日、温かい食事のサービスがあるのですから、やる気があればできるんですよ」と、都内各地の高齢者のお宅を話して回ったと書いておられます。

この緒方靖夫さんが、国を相手の裁判で、きのう勝利をされました。人権と民主主義では、おくれた日本ということになっているその象徴として、盗聴問題が国内はもとより国連でも議題となった。この権力犯罪に、ついに断が下されました。日本共産党の緒方靖夫国際部長宅盗聴事件の今回の判決を「権力犯罪を裁いた画期的、歴史的判決。民主主義と人権の勝利」と語った緒方靖夫さんの発言の記事を読み、この発言を強く私は支持するものでございます。

民主主義は闘いなしには守れません。しかし、きのうの裁判の勝利からも粘り強く頑張れば、民主主義を守っていくことが証明されたわけであります。憲法を守る私たちの闘いも、必ず粘り強く頑張っていくことによって勝利を続けていくことができるというふうに確信をしまして、質問をするものでございます。この３日の日に社会党の臨時党大会がございました。ここでの結論というものは、憲法を守る国民にとっても重要な変化でございましたので、この点にも触れたいと思います。

ある新聞に、村山首相を採点するという女性リポーターの紙上討論というのが出ておりました。69人の方が意見を述べておられます。その中で「０点、自民党の操り人形。今までの社会党の政策はいったい何だったのか。村山さん個人はいい人のように思えるが、政策的には自分の考えを表していない。武蔵野市、野本さん」。０点が３人おりまして、もちろん50点以上もおりましたが、最高点は88点ですので、日本社会党の村山さんのために、これも紹介だけさせていただきます。「誠実で実直、風ぼうが捨てがたい。気どらない、威張らない、着飾った妻を同伴しない、金満家の二世議員でない」こういう点が評価されて88点ということでございまして、ほかは評価されておりません。

社会党の臨時大会をめぐってはいろいろの論評がなされております。今、参議院選挙が行われている愛知県の労働運動の幹部でした方の、私は意見を紹介したいと思います。成瀬昇という元愛知県労働組合評議会の議長の発言でございます。

「社会党が党として『自衛隊合憲』『安保条約堅持』へ政策転換することを決めたことは、同党が保守の軍門に下ったことを示している。

反共主義のなれの果てだ。80年『社公合憲』いらい、革新の旗を投げ捨てた社会党は地方政治のうえで保守化をすすめたが、それがついに中央に及んだといえる。政策転換のやり方がきわめて強権的だったが、政権党が政策転換するのだから、国民に信を問うべきだ。

『軍縮』といっているが、自民党でさえ、『専守防衛』といいながら自衛隊を肥大化させてきた。社会党も『軍縮』といいながら軍拡をすすめている。

社会党は憲法９条を放棄したが、それだけにとどまらない。主権在民をないがしろにする小選挙区制に賛成し、年金改悪をすすめるなど、憲法の平和的民主主義的原則をほりくずそうとしている。

まして『冷戦が終わったから保守と革新の対立の時代が終わった』などというのは、自己の変質をごまかすものにすぎない。対立がなくなったのではなく、社会党が革新の立場を名実ともに、投げ捨て、保守の軍門に下ったにすぎない。

多くの社会党支持者はもちろん、良心的な社会党員もいまの社会党の現状には怒り、嘆いていると思う。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

日本の明るい未来を築くためには、反共主義を克服し、悪政に反対する国民が広く手を結び、共同していくことが求められている。」というような趣旨の発言をるるしておられます。

また、一橋大学名誉教授、南博さんという方も発言をされております。

「社会党は、自民党内の最大派閥、自民党村山派になってしまった」こういう中で、「学者・知識人の中には、内心で日本共産党を支持し、期待を寄せながら、そのことを率直に表明しない人もいます。しかし、学問というのは、真実と真理を人に伝えるのが使命です。だから、客観的に見て、いま真の野党は日本共産党だけしかないという真実を語ることに躊躇してはなりません」

そして、８月15日のことにも及んで語っておられます。「８月15日は、二度とあのような戦争をしないことを誓う日です。しかし、私は毎日が８月15日でなければならないと思います。戦争責任を問い続け、誤りを繰り返さないことを誓う。それは、交通安全週間が終わっても、交通安全をおろそかにしていいことにならないのと同じです」ということをおっしゃっております。

こういう発想の方は日野市にもたくさんいらっしゃいまして、先日も、元議員の長老の方が、共産党の控室にお立ち寄りになりました。今、老人会全員がこの方が所属するところでは、８月15日にどういうふうに日を過ごしたかという文集を一人残らず書く運動をされているそうです。こういうふうにして、おじいさんやおばあさんなどから聞いて、追体験をするという子供たちが、また全国にだんだんふえていく、こういうことも憲法を守る上でも必要なことだというふうに思います。

さらに大学の先生や評論家の方々が、これ以上許せない村山内閣の自民党政治であるということを、マスコミ紙上などで発言をされているわけでございます。そして、元防衛庁防衛研修所第一研究室長でありました評論家の前田さんという人もおっしゃっております。

「村山首相は軍拡推進の〝確信犯〟である　村山首相のひょうひょうとした顔にだまされてはいけません。気がついたら〝大東亜共栄圏〟というようなことがないように、いまこそ警鐘を鳴らすことが求められます。」こうおっしゃっているわけでございます。

また、社会党が冷戦集結論ということで、自民党と共通の土俵に上がったことに対しても、浅井基文さん、元外務省、そして東大教授などをされた方ですけれども、この人

も厳しく社会党の今の憲法に対する態度を批判をされております。若干御紹介いたします。

「村山氏や河野氏は、いまは小沢一郎氏に対する反感が広がっているので、なるべくハト派という印象を与えることによって独自性を出そうとしていますが、アメリカの対日軍事要求にどうこたえるかという点では、小沢氏と同じ問題意識をもっていると思います。彼らの場合、なし崩し的に既成事実を積み重ね、最後に『やはり改憲に踏み込まないと仕様がない』などという手法をとることになるのではないか。これは、なし崩し的解釈改憲の積み重ねでやってきた従来の自民党的手法ですが、結果的には同じ結論にもっていくことになるという点では、その危険性は小沢氏の路線に負けず劣らずです。

村山政権の本質は自民党主導内閣です。ですが、まだ多くの国民のなかには『村山は村山なりに悩んでいるのだからそこまでいうのは酷じゃないか』『いままでの自民党的アプローチを少しでも直すということはあるんじゃないか、それはそれで評価すべきではないか』という議論もあります。社会党に多くの知人をもつ私としては、そういう議論をする人たちの気持ちはよくわかります。

しかし、残念ながらこの議論は幻想でしょう。『冷戦が終わって従来の保革の争点が消えた』と言い切った時点で、自民党とも新生党とも、共通の土俵で議論することに踏み切ったわけですから。全面的に保守の政治に歩み寄った彼らに幻想を持ちつづけることは、結局日本の進路を誤ると思います。」こういうふうに断言をされております。

ソ連がなくなったから、冷戦が終結したからという言葉をにしきの御旗にいたしまして、社会党のいろいろの変質が行われました。しかし、一例を挙げますと、大変な矛盾のある論議の進め方でございます。ソ連がなくなったら、自衛隊と憲法の関係が、なぜ180度変わってくるか。不思議なことには、社会党が憲法を盾にしてＰＫＯ法案に反対したのは昨年のことでございます。ソ連がなくなったのは、その前の年のことであるわけです。そういうわけで、社会党は、ソ連がなくなった後でも内閣に加わるまでは、自衛隊は憲法違反だと見ていたわけであります。

社会党について、中日新聞に時事川柳が出たそうでございます。「魂を売って大きな椅子を買い」ということで、この作品は秀逸ということで○印がついていた。自民党と社会党は双方で「お互いに自己変革を遂げる」という決意で手を組んだと言っております。しかし、「自己変革」をしたのは社会党だけで、自民党の方は前と全く変わっていない、はっきりしております。変わりました変わりました、といって大会を開きましたが、政策の根本転換をやったのは社会党の方でありましたし、自民党は何も変わってい

ないわけでございます。

こういう政治状況の中で、いかに憲法を守る国民の運動を進めるか、いろいろ考えることが必要です。特に旧連立、新連立の状況は、全く国民にとっては失礼な状況になっております。今、愛知県で参議院選挙が行われております。日本共産党の志位書記局長の演説の一部を紹介したいと思います。

しかも皆さん、政策不在だけではない。候補者不在、これも特徴であります。旧連立の新生党の羽田前総理が、出陣式の日に、この名鉄メルサ前にきて、候補者の名前をまちがえた。私もテレビで見ておりました。自分の陣営の候補者の名前を呼ばないで、相手の陣営の候補者の名前を叫んでしまって「これからの日本には水野さんのような国際派が必要」と言ったわけでございます。

そうしましたら、今度は次に応援に来た新連立の田中真紀子科技庁長官はこう言ったそうでございます。「今回の選挙を見て一番感じたことは『候補者の顔が見えない』ことだ」。隣に自分たちの推している候補者がいるのにそういう演説をしたということでございます。そして、「応援団の人たちがワーワーいっているだけで、一体何をしているのかわからない」。自分でこういいながら最後に、自分たちの候補者の「水野」を「清水」と呼んでしまって聴衆が笑ったということでございます。

そしてまた、まだ間違った人がいらっしゃいますが、旧連立の方、公明党の黒柳さんという国会議員が応援にきて、この人は候補者の名前をまちがえたのでなくて、（「人の悪口ばかり言ってんじゃないんだよ」と呼ぶ者あり）選挙をまちがえてしまって、参議院の再選挙をやっているのに、「どうか知事選挙で勝たせてください」といった。

皆さん、こういうふうにして国民を無視した政策抜き（「名前を間違えたぐらいで……」と呼ぶ者あり）こういう政治が行われている状況を、私たち国民は厳しく批判をしていくことが必要ではないでしょうか。

きょうのある一般新聞には出ております。これは、私が言っているんじゃなくて、今いろいろ新聞の論評を紹介しているわけです。きょうも、朝刊に出ておりました。

〝新社会党〟へ捧ぐ、新ネーミング集、第２民社党がいいという評論家、日本迎合党とつけたらどうだという評論家、本音は…化石党、化石という字は石が化けるの化石でございます化石党、日本日の丸党、自民党村山派、風吹けば…灰じん党、眉ツ派（マユツバ）、すぐヤダ党、こういうのが有名な評論家の皆さんが、そういうネーミングをつけたらどうだと。もちろん少し期待したいという評論家も１人いらっしゃいますが、ほとんどがこういうふうに、今の社会党の憲法に対する変質を批判をされております。

憲法問題で、社会党の変節が憲法改悪勢力を力づけるものとなっている。その証拠は自民党の機関紙「自由新報」が「社会党の村山総理が先の臨時国会で自衛隊合憲・日米安保条約堅持、非武装中立政策の転換を明言したことで、憲法をめぐる環境は大きく変化しつつある」と歓迎し、また、自民党の塩川正十郎憲法調査会長が、こういう動きの中で「憲法の論議を高めていきたい」と憲法改悪に向けて新たな意気込みを示しているわけでございます。

社会党の変節に対しては、良心的な社会党員や支持者からの反発とは対照的に、財界の方では、豊田章一郎経団連会長が「村山政権の現実的な政策対応を反映したもの」として歓迎をしている。こういうことからも、だれが喜んでいるかということが伺われるわけでございます。（「共産党が喜んでいる」と呼ぶ者あり）

ある週刊誌に共産党に対する評価をあらわす記事が出ておるということでございました。これも紹介したいと思います。

河島英五さんの歌で「酒と泪（なみだ）と男と女」という歌があります。これに替え歌が紹介されたというんですね。（「歌ってみろ」と呼ぶ者あり）私は節は下手ですので、文章だけ紹介いたします。「のんでのみつかれるまで、自民の政策のんで、やがて社会党は静かに滅ぶのでしょう。また一つ共産党がえらくみえてきた」これは一般の週刊誌に載ったんですね。この替え歌をつくった筆者は、「内容はどうあれ、共産党のように自分たちの信じたことを命をかけ、守りとおすのが政治家だ」と書きそえていらっしゃるわけです。

こういう状況の中で、（「もういいかげんにしろよ」「市政を語れ、日野市政に訴えろ」と呼ぶ者あり）今、憲法を守ろうという動きが全国で活発に起こってまいっております。「いまこそ憲法９条を守り、（「日野市政について論ぜよ」と呼ぶ者あり）広めることを訴える」と題して、憲法の研究者の皆さんが17人呼びかけを発表されました。これは８月中旬のことであったわけでございます。有名なそうそうたる憲法学者の皆さん、東大の名誉教授あるいは現職の中央大学の教授、北海道大学の教授、一橋大学の教授、九州大学の教授、早稲田、明治両大学の教授など、こういう人が呼びかけられました。ところが、この半月でこの賛同者が231名にふえてまいりまして、国内の有力な憲法学者の大多数は、社会党の変質などに対して断固声明を発表されております。平和憲法の指針に沿って日米安保条約を見直し、そのもとで育成された自衛隊を根本的に再検討することである、こういうような訴えの内容になっております。

このような自衛隊は、一貫して違憲であると指摘した「この学問的な見解は、権力に

よって軽視されてはならない」こういうふうに声明をされているわけです。私たち地方自治体で住民運動、政治を行う者にとって、今こそこの憲法を守る、この立場がいかに重要かは、先ほどの不規則発言がいかに市民の心に合っていないかということを証明するに違いございません。

地方自治体の首長も発言をしております。例えば、沖縄の大田知事が力説をされているわけであります。

保守と革新とはどう違うか。まず第一に平和を大切にする、日本国憲法を大切にすることを、はっきりうたっているのが革新です、こうおっしゃっております。そして、もう一つは、世界中どこでもそうですが、保守は力の強い人と手を結んでいきますが革新は力の弱い人と手を結び助け合っていくということである。保守と革新の三つ目の違いは、革新は市民が主人公の社会をつくろうとしているということです。

私が、今まで紹介しているこれらの発言は、皆さん、私の信念とも相一致するものでございますので、他の方々の発言を活用させていただきまして、私の憲法を守る、平和を守る、そのために今こそ革新の運動が必要だ、そういう立場から、一般質問でも通告をし、ただいま以上のような発言を申し上げたわけでございます。

また、そういう点では長崎の本島市長も、毅然として憲法を守り抜かなければいけない、このことを強く内外におっしゃっております。特に、例えば核抑止論を批判をされております。本島長崎市長の発言でございます。「よく言われる核軍縮という考え方は、突き詰めて考えれば核抑止の立場に立っているんです。核兵器を減らしても、最低限のものは持っていなければならんという考え方ですから、これではお互いの国同士がいつまでたっても完全に信頼しないことになります。我々が核兵器廃絶というとき、具体的に何を指すかというと、核兵器全面禁止条約を結ぶということです」

これは、市長個人の考えではなくて、昨年、市の平和宣言起草委員会の中できちっと整理された市の統一見解です。そういう立場から、平和と憲法が大事であることを、地方自治体の長である本島長崎市長がおっしゃっているわけでございます。ここにいらっしゃる森田市長も、やはりそういう立場で頑張り抜いてこられた、私は全国に誇れる市長ではないか、そういうふうに確信をいたしております。

私は、東大和でありました「母親大会の集い」に行かれた森田市長のあいさつというものを速記をおこしていただいた資料から読ませていただきましたが、本当に感心をいたしました。そういう立場で、今回の質問に対してお答えをいただきたいと思います。

私が質問したいことは、１点に尽きているわけでございます。こういう憲法学者の発

言や運動、全国各地で憲法を守れという、今声が高まっている。そして、それにとって大切な時期である、こういうことがいろいろの場で言われている情勢のときでございます。森田市長が日野市の自治体の長として、今考えていらっしゃる憲法を守りたい、地方自治に生かしたい、そしてまた、革新を名乗っている我が日野市が、あるいはその自治体の首長として、今何かやらねばならない、そういうことを常日ごろ考えていらっしゃると思いますが、感想でも結構です、具体的な見解でも結構です、御答弁をお願いをいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。市長。

（「質問ではないよ」「宣伝だよ」「質問でも何でもないよ、宣伝だよ」と呼ぶ者あり）

**○市長（森田喜美男君）**　竹ノ上議員が、みずから思想信条に基づいて所属される政党の立場から現状についてのいろいろな感想を含めて……（「政党の宣伝だからね、今のは」と呼ぶ者あり）行われておるというふうに伺っておるわけでありますが、私は、一地方自治体の長として、全体の奉仕者という立場で、市民にあらゆる行政面の奉仕の立場にあるというふうに、みずから律しております。（「してないけどな、奉仕を」と呼ぶ者あり）今、中央政界において、いろいろな動向のあることはよく承知しておりますが、本来の政党の使命は、やはり国民の支持に立って、国民大多数の期待するところに向かって、それぞれ切磋琢磨しながら努めていただくというところにあるわけであります。大きな国際的変動もあるわけでありますし、それなりのまた政策的な変化も伴わなければなりませんが、幸いに我が国においては、いわゆる日本国憲法、これはまた別の言葉で平和憲法あるいは主権在民の民主憲法、そして生活や文化を支える文化国になる、こういうことが基本的な理念として掲げられておるわけでありますから、客観的な情勢がいかに変化があろうとも、日本国憲法そのものに変化を求めなければならない理由は、私は全くないというふうに思っております。いわゆる今までの政党の政策あるいは政党がつくった政府の政策によって、解釈改憲、憲法の意味を解釈だけ勝手に変えて、全く文字どおり憲法の表現とは、現実とは相入れないという状況もないわけではありませんが、日本国民は賢明でありますから、文言を変えたり理念を変えたりすることに容易に屈伏するというふうには考えなくていいんではないかと思います。

特に、私どもの自治体では、全国数多い自治体の中ではありますけど、初心のときから、憲法を市政に生かそうということを最高の行政スローガンにして掲げ、そのことがまた市民にも支持をされ信頼を受けておるわけでありますから、まだまだ努力の不足はあるわけでありますけど、向かうところに大きな変えなければならない理由はないとい

うふうに考えております。

とりわけ近ごろ言われる言葉で、ソ連の崩壊によって、いわゆる55年体制が全く変化をして、いわゆる55年体制のもとで一つの分岐点をもって主張された政治理念、つまり保守・革新はもう存在をしなくなった、こういうことが言われておるわけでありますけど、私のあるいは私の信ずる学説の立場からも、我が国の経験では旧憲法、つまり欽定憲法という天皇制の憲法に対して、８月15日を記念日といたしますいわゆる終戦という大きな痛手に対して、国民が考え方を全く新たにして今の憲法を制定をする、こういうことになったわけであります。したがいまして、旧憲法の理念が、あるいは旧憲法に近いものが、私は思想的に言うならば保守の思想であり、（「それは違う」と呼ぶ者あり）今の日本国憲法を守ろうという思想は、私は革新と言っていいんではないかというふうに思っております。（「それは話が違いますよ」と呼ぶ者あり）いろいろ論議はあるだろうと思っておりますけど、私らの考えるところで、日本国憲法を金科玉条として、そのまた具体化のために国政においても地方自治においても、民主主義という制度を建前にして、そして前進を図っていくというのが、今日の時代でも全く変わらないというふうに考えております。

特に地方自治という理念は、新憲法によってその基礎が定められておるわけでありますし、その地方自治が現在もまだ十分機能していない、国政に対して地方自治との関係が機能していないという部分も多いわけでありますから、やはり地方自治というものを一番市民に近い、市民生活に近いあるいは民主主義の基盤となる仕組みとして、大いにこの制度を市民とともに（「共産党とともに」と呼ぶ者あり）お互いに意見交換も図り、また信頼関係をつくることによって……（「いつも口だけで実体がない、実体が」と呼ぶ者あり）ソフト、ハードのまちづくりに邁進をするというのが、私ども日野市の現実であるというふうに考えております。

したがいまして、情勢に大きく動揺することなく、正しい理念に沿って頑張っていこうというのが、我々の立場だというふうにお答えをしておきたいと思います。（「市長の答弁は長いよ、要領よく」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございます。

戦前の旧憲法、戦後の新憲法、両方を生き抜き頑張ってきた市長の答弁でございます。もっともっと聞きたかったんですけれども、時間の点もありますので再質問はいたしません。最後に若干の意見を申し上げまして、この件の質問は終わらせていただきたいと

思います。（「質問になっていないよ」と呼ぶ者あり）

現在の改憲策動の最大のねらいは、第９条でございます。「憲法は古くなった」「時代おくれ」という見解を宣伝しようとされております。しかし、皆さん20世紀の歴史は戦争を禁止し、武力行使を排除して国際紛争の平和的解決の方向へと進んできているわけであります。憲法９条は、みずからの一切の軍備を禁止することで戦争の放棄という理想を、極限にまで推し進めたという点で、平和理念の具体化として、国際的にも先駆的な意義を持っているものでございます。外国でも、日本の憲法を知った人たちが「９条を守る会」という組織をつくって運動をする動きなども国際的に出ているわけであります。

日本共産党は、この憲法９条について、さきの党の大会におきまして、さらに論議を深めました。「憲法９条にしるされたあらゆる戦力の放棄は、日本共産党の綱領が明記しているようにわが党が目指す社会主義・共産主義の理想と合致したものである」。共産主義社会の高い段階では、「組織的かつ系統的な暴力、一般に人間にたいするあらゆる暴力は廃絶される」としているわけでございますが、憲法９条の立場は、恒久平和主義の一つの具体化という点では、この理想にも通じるものだ、こういう構えで、私たちは憲法の平和の精神と条項を守っていくために、全力を尽くしていく決意でございます。

そして、革新の勢力をこれからも大きくしていくために、三つの基準を国民の皆さんに訴え、これで一致する国民多数が力を合わせていこうではないかと、絶えず申し上げております。

第１は、日米軍事同盟をやめ、自主独立の日本へ転換をしていこう。第２は、大企業優先から国民生活優先の経済発展への転換を目指していこうではないか。第３は、金権腐敗政治を一掃して、国民が主人公の日本への転換を図ろうではないか。この三つなら思想、信条、党派を超えて団結できるではないか、これを一貫して私どもは呼びかけてきているわけです。そして、今の各政党のさまざまな変質、動きの中で、保守の立場の人たちも、今、平和の問題あるいは生活の問題、産業の問題等で、革新の立場、日本共産党とも一緒にやりたい、こういう変化が市内でも各所で、全国でも各所であらわれてきている状況にございます。これまでの政党支持の違いを超えて、これまで社会党の支持だった人も、これまで保守だった人も政党支持のなかった人もみんなでこの目標で手をつないでいこう、これが日本共産党の立場でございます。（「何だよ唯我独尊だろう、そういうのは」と呼ぶ者あり）ぜひそういう点を正しく知っていただきまして、今後の地方自治を守る、憲法を守る運動を一緒にやっていただきたいというふうに思います。

間もなく一斉地方選がやってまいります。東京都でも都知事選挙が行われます、注目をされております。また、全国で地方自治体の首長も選挙されるわけでございます。こういう中で、全国で誇れる日野の革新の市政、地方自治体の首長として、森田市長が大きく新しい意味での革新の地方政治の流れ、こういうものをさらに再構築する、あるいは新しく大きく展開をしていく、そういうためにリーダーシップをとって頑張っていただくことを心から期待をいたしまして、質問を終わります。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって１の１、改憲阻止で国民的共同を、いまこそ革新が必要と問うの質問を終わります。（「議会を利用して政党の宣伝なんかするんじゃないよ」「質問になっていない」と呼ぶ者あり）

一般質問１の２、程久保川などの更なる自然の回復をの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

**○29番（竹ノ上武俊君）**　程久保川の清流の復活、周辺環境の改善については、20年来この壇上で繰り返し取り上げてまいりました。また、改めまして取り上げましたのは、程久保川に対する清流の復活など日野市が大きく力を入れてきた、また実った成果もある、そういう時点で、さらなる前進をと願って質問をするものでございます。

日野市が「清流となりわい」という博物館での企画展をされました。程久保川にも、市の職員や住民の皆さんの協力によって、湾処というものなどがつくられました。そういう中で14種類にも魚がふえてきている、そういうことが調査によってわかる状況が出てきたわけでございます。今、程久保川の周辺では、道路も住民が親しまれるように整備がされまして、お年寄りから子供たちまで散歩する姿がふえております。犬の散歩、ジョギングをする人、また中には熱心に毎日缶を拾い集めて美化に努めているお年寄りもおられます。こういうふうにいたしまして、だんだん下流の方から上流に向けまして、そういう水に親しむという政策が実現をしてきているわけでございます。また、向島の用水路の用水親水路、これについても、住民やさまざまなサークルと協力して日野市が頑張りまして、清流を残そう、復活させよう、そういうものが進んできております。雨水浸透ますの設置の運動、さまざまなことが本当に積極的に行われてまいりました。

この中で、全国ただ一つしかない課というものも誕生したわけでございます。それは水路清流課でございます。これが、だんだん市民にも浸透してまいりましたし、全国の専門家、学者なども注目する実績を上げてきております。私も先日、市の職員の人の講義をいろいろと聞きまして、本当に頭が下がるようなこの努力に感想を持ったわけでございます。そういう立場から、簡潔に質問をいたしたいと思います。

一つは、程久保川の水に親しむさまざまな活動、この中で、川におりていく、こういう道をつくるということについて、ぜひ工夫改善をしていただきたい。今、川の周りは、だんだん本当に公園らしくなってきております。また、特に潤徳小を含むあのあたりの努力というものは、相当広い範囲の専門家からも注目をされております。教育上も大きな効果を上げているというふうに思われます。そういう中で、程久保川はがけが真っすぐ何といいますか、下水排水路のような構造でありまして、せっかく歩道から川を眺められる、魚もだんだん上流まで泳いでくるようになった。しかし、下におりていって水に親しむということが、なかなかまだできておりません。こういう点についての改善、工夫はできないか。

次に、今、魚が上流まで来ておりますけれども、まだ小さなせきなどがありまして、例えば七生支所あたりまでは、まだきておりません。少なくとも七生支所付近まで水質を変化させ、せきを改善して魚を呼び戻すことはできないか、あるいは水生植物をもっともっと清流にして変化させることはできないか、これらの今後の考え方をお伺いしたいと思います。

また、いわゆる湾処というものが、程久保川の下流、浅川との合流地点にできております。先日、雨の後、見に行きましたところ、土砂が流れ出しまして埋まっておりましたけれども、早速また市の職員がこれを直すことをされたというふうにも伺っておりますけれども、この湾処というものは、大変貴重な考え方であり、生物を多くするという点でもすばらしいものであり、人間とのふれあいでも大切なものであると思います。今後、これをどういうふうに守り延ばしていこうとされているか、その辺もあれば聞かせてください。

最後に倉沢川のことでございます。市の職員の人が仕事が終わってから蛍がどのぐらい残っているか調査したりされたそうです。ことしは15匹発見したということでございます。この自然の中で、蛍が生きるということは貴重なことであり、今後も続けてもらいたいわけです。下水もあの地域完備いたしましたが、しかしまだ生活雑排水が少々川に流れ込んだりしております。そういう点について、もちろん住民も協力しなければなりませんが、住民に対する指導とともに、この清流をさらに一層守り抜くために、市の考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

質問は通告のとおりでございまして、１本に絞っての質問でございますので、細かい点は指摘いたしましたが、１本とみて御答弁いただければ結構です。

○議長（福島盛之助君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　日野市の用水路は、都市化の影響によりまして減少しつつありますが、まだ180キロにも及ぶ水路網が市内にあり、水に恵まれたまちと言われております。身近な水辺環境を日常の暮らしと調和し、多様な生物がそこに生息できるように保全、復元することが大切になってまいりました。

このような状況の中で、平成４年度日野市水辺環境整備計画を策定して、水辺環境の保全、復元を位置づけたところであります。生物が保全、生息できるような近自然河川工法を多用した整備を行っております。水際に水生植物を繁茂させて、生物にとって重要な隠れ家、産卵場所、えさ場などを確保した結果、カワセミが飛来してダイブなんかをしたり、子供たちが水辺に集う光景なんかが、向島用水なんかでは見られるようになりました。

程久保川は東京都管理の一級河川であります。平成２年度から平成７年度まで、事業計画で始まったいこいの水辺計画というのがありますが、管理用通路を遊歩道に整備するものであります。平成５年度から遊歩道の管理が当市に委託されたこともあって、当市や市民の考え方、要望が生かされるように今後も協議を進めてまいりたいと思います。しかしながら、河道内というのは、治水のための構造という制約があります。都管理となっておりますので、今後とも魚道の整備やあるいは河川の中に市民がおりられるような構造にするような協議を進めてまいりたいと思います。現在、階段構造になっているのは１カ所だけ完成しておりますが、まだ必ずしも水辺に直接おりられるような構造にはなっておりません。程久保川沿いの下水道も着々と整備されて水質もかなり向上し、今後、希望が持たれます。この程久保川と浅川の合流点、浅川、多摩川の合流点に市民の呼びかけで掘った湾処、水のたまりですけれども、以前の程久保川に生息していた魚の種類が大分ふえたことは確認されております。生息しやすい環境に近づいたことになりますが、今まで遠ざかっていた人たちが訪れたり、今まで見られなかった魚取りの子供たちが出現していたりなんかすることも見られます。しかし、先日の集中豪雨によって、湾処の一部が土砂に埋もれたわけです。直ちに重機を入れて直しましたが、自然とのふれあいの難しさを痛感しているところで、今後の研究課題となりました。

先日、倉沢川に白い水が流れているという情報が市民からあって、調査したところ、この信販内の住宅の改築の業者がペンキを流してしまった、そういうことが原因だったことがわかりました。みんなで水辺を守るという考え方がどうしても必要になってまいります。今回のケースは、公害防災とも連絡をとって厳重に注意するとともに、今後こういうことがないように、またむしろ水質を守る、向上させるために協力を求めたとこ

ろであります。市民の情報に基づいて、今後とも対処してまいりたいと思います。

蛍については、日野市内、現在4カ所発生が確認されております。今後、この数少ない蛍の生息地を保全し、頭数が少しでもふえるような活動を進めていく所存であります。以上です。

○議長（福島盛之助君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

ただいまの答弁の方向で、ぜひ全力を尽くして程久保川などのさらなる自然の回復に努めていただきたいと思います。一言だけ意見を申し上げまして、この件の質問も終わりたいと思います。

先日、日本共産党の村松美枝子都議会議員と一緒に東京都のこういう問題の担当のところに、お話を伺いに行きました。平成6年度1994年の東京都が管理する日野市内の川に対する予算というものが2億4,600万でございます。東京都の全体の予算からしますと、非常にささやかなものである。もっともっとこういうことに東京都は力を尽くさなきゃいけないということを要望いたしました。また、進め方についても、例えば三沢橋、たばこや橋のいこいの水辺整備事業、こういうことも予算化されておりますが、日野市の部長以下の職員の皆さんと、ちょっと発想が違うような気もいたします。私は、そういう点で、この水路清流課と建設部、こういうところが専門家ともよく相談され、また住民の力も借りていただきまして、積極的に本当に生きた川、子供たちが川を川として遊ぶことができる、親しむことができるような、そういう発想というものを、ぜひ盛り上げていっていただきたい。また、都や国にも、そういうことを今までも努力されておりますけれども、今後も大いに頑張って、あるいは独自の市の予算も組んだりして、今後それらの施策を進めていただくように心から願う次第です。

水路清流課に限りませんけれども、先ほどのフロンの回収にいたしましても、東京都で初めての冷蔵庫からの完全回収など、私は市の職員の努力があったのではないかというふうに思います。こういう点で、福祉の分野、さまざまな分野で日野市の職員の皆さんが頑張っておられます。そして、全国的に誇れる全国で最初という施策が次々に打ち出されているわけでございます。今後も、そういう市の職員の積極的な活動を市長以下、酌み取り評価していただきまして激励して、日野の緑と清流を守っていく、こういうふうにされることを心から念願をしているわけでございます。

また、倉沢川の蛍の生息というような問題につきましても、付近の自治会にもそういうことについて、すごく積極的な気持ちを持った住民もおられますので、近隣自治会等

にも、もし必要な場合は協力など呼びかけたりして、自然の保護ということにお力を尽くしていただきたいと思います。

また、市長もかねがねある場所でも発言されておりますが、自然が、生体系が健全に生きていく状態でなければ、本当の教育、本当の福祉も成り立たない、そういうことで環境自然をしっかり守っていく、こういう立場で頑張るということを市長がおっしゃっております。こういう精神が市役所にいっぱいになりまして、日野の市政が進むことを願いまして、この件は終わります。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって１の２、程久保川などの更なる自然の回復をの質問を終わります。

一般質問１の３、川崎街道など歩道拡幅の見通しについて問うの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

**○29番（竹ノ上武俊君）**　川崎街道などの歩道のことにつきまして、質問いたします。

このテーマにつきましても、20年来繰り返し取り上げてまいりました。幸いにも一定の前進が行われ、また区画整理の事業等も進展をいたしまして歩道の拡幅、安全な場所はふえてきているわけでございます。しかしながら、日野市は御承知のように新市民が毎年ふえてまいっております。日野市のまちづくりの過去を知らない、初めて日野市に来た方は、高幡不動尊周辺の歩道、高幡橋から甲州街道に至る歩道、この狭さというものに、本当にびっくりされているわけでございます。また、最近では健康の問題もありまして、歩く通勤者、駅まで、バス停まで歩くという人がふえてまいりました。また、さらに中高年の人もふえまして、歩こう会というようなサークルももう各地にできてまいっております。そういう人たちがふえておりますために、この歩道――人命が安全であるような歩道、これをつくってくれという市民からの要求は、非常に強いものがございます。

そこで、今回、この点を取り上げました。この点でも、東京都に調査に行ってまいりました、また要望もしてまいりました。しかし、東京都の方が言うには、高幡不動の歩道拡幅に対する用地買収費、非常に予算が少ない。今、用地買収に対する予算というものは少ない。しかも、高幡不動の周辺の土地の価格が、三多摩では一番単価が高いような地域になってしまっている。こういう条件の中で、今行政を行っているんだという話でございました。こういう点では、東京都の予算というものをもっともっと都道についてはふやさせる、これは市からも毎年要望されているわけではございますけれども、もっともっと強く要望していただきまして、人命という観点から、歩道の拡幅について鋭意

努力をしていただきたいと思うわけです。現在は御承知のように、体を横にしないと歩けないような都道も、まだ一部残っております。一応、七生交差点から高幡不動尊までの買収はかなり前進をし、これから高幡不動尊から高幡橋になってまいります。ここが、大変困難な場所でございますので、ぜひここに力を尽くしていただきたい。

もう１点は、高幡橋から甲州街道についてでございます。これは、区画整理地内に今後都道をつけかえるという予定で道路工事が進んでまいっております。そうなりますと、今の川崎街道は旧川崎街道ということになって、市道になってくるのではないかと思われます。そういう点で、都道でありながら、東京都は全然ここには予算はつけていない、拡幅の計画もしていない、また住民の方も既に長く住みついていらっしゃる、そういうような困難な条件がございます。しかし、ここらにつきましても、特に厳しい歩道の狭いところ、用水路の上でございますとか、そういうところについて、今後何らかの東京都と日野市による解決策が待たれているわけでございます。これらの点につきまして、お答えをお願いしたいと思います。質問の趣旨は通告のとおりでございますので、１点ということでお答えいただければ結構でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　川崎街道の整備につきまして、お答え申し上げます。

まず、今議員さんの方からのお話にもございましたとおり、高幡の交差点から高幡不動の駅に新しい道路ができますけれども、この近くまでは区画整理事業の中で、ほぼ用地が現在あいてきて、工事そのものも８割方終わっている状況でございます。問題は、それから高幡橋までの区間でございますけれども、この区間につきましては、現実には、もう事業化一部されております。議員さんの御指摘のように用地買収も進んできております。当初の計画でございますけれども、９年度までに一応予定としては、高幡橋までは工事をしていきたい、これは東京都施行で行うということになっておるものでございます。歩道の件でございますけれども、この路線は総幅員が16メーター道路ということでございますので、その中に歩道、片側3.5メートルの歩道が設置される、こういう計画になっております。

それから、高幡橋から国道20号線までででございますが、これも万願寺の区画整理、それから万願寺第二区画整理の中で高幡橋と日野橋を結ぶ路線、これが都市計画道路と位置づけられておりまして、３・４・11号線、この路線に将来的には都道が、川崎街道が変わっていくということになっております。

ただ、問題は現道でございます。今、御指摘の現道でございます。東京都としては、こういう形でこの切りかえ区画整理の中で都の補助金をいただいて、この道路をつくっておりますので、現状の道路について抜本的な改修、そういう計画はない、こういうことでございます。ただ、今、議員さんの御指摘のように非常に歩道はない、部分的には狭い部分もございますので、これからそういう交通渋滞または交通上、非常に危険な箇所もございますので、東京都と十分に協議をして、暫定的にも何かの処置をしていきたいというふうに、努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

ぜひ東京都に強く働きかけていただきまして、頑張っていただきたいと思います。この点でも、川崎街道、私が指摘しました地域につきましては、本年度の都の予算は、わずかに路面補修100メートル分、街きょを含めての工事ということでございまして、こういう調子では何年かかるやら、東京都の対応を待っていたのではなかなか大変であるということが言えます。そういう点で、もちろん住民の協力は前提としてでございますけれども、歩道拡幅という点について、私の質問の趣旨を踏まえていただきまして頑張っていただきたいと思います。

日野市も今年度、市税の収入の減が23億もあるという厳しい財政状況でございます。そういう中であるだけに、東京都にもっと予算をつけるように運動していただきまして、頑張っていただきたい。

以上のことを申し上げまして、この件の質問も終わります。御協力ありがとうございました。

○議長（福島盛之助君）　これをもって１の３、川崎街道など歩道拡幅の見通しについて問うの質問を終わります。

一般質問２の１、多摩平団地建て替え事業計画についての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔20番議員　登壇〕

○20番（鈴木美奈子君）　それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初は、多摩平団地建て替え事業計画についてでございます。私は、多摩平団地に入居いたしましたのが1960年、もう34年という長い年月を多摩平で過ごしておりますが、団地ができましたのが1958年、第１次の入居が世帯数が712戸ということで、きょう、今から十数年前、1980年に発行されました「多摩平」という自治会が編集した20年の歴

史の本、これをまた開いて見ましたところ、本当に多くの方々が住民の暮らしを守るために、多摩平自治会を中心にして活動してきた、この中身が報道されております。写真も、ずっと移り変わりということで、この20年史の中には、もう20年も市長は市長になられてから今六期目でございますので、この20年史の写真の中に、市長として入って写真に写られたりごあいさつもしていただいております。

そして、豊田の駅前が非常にまだ長靴を履いて駅まで行ったり、あるいは子供が病気になったときには氷嚢を買いに八王子の駅まで行ったり、そして、池袋のアパートで2人で暮らしていた方が2人しか住めないということで、ようやくの思いで多摩平に来て、一番うれしかったのはここで子供を産むことができる、こういうこともおっしゃっている対談もございます。しかし、もう団地ができて1958年ですから、もう長い年月の中で、この写真の中でももう移られた方、そして亡くなられた方という、本当に年月を感じる多摩平でございます。それで、今20年史の記念のときにハナミズキというお花をみんなで植えたんですけれども、その花が、今は南集会所と自治会のそばの地区センターのところに、ピンクのお花が咲いておりまして、やはり年月がたったなということを感じるわけでございます。

今、多摩平ではこうしてここで子供を育て、そして、この中で生涯住み続けていきたい、こういう思いで多くの方が住んできたわけでございますが、公団住宅が本当に住民の意思と反して建て替えをやるということの中で、今大きな問題が起きているわけでございます。

建て替えする対象団地も1993年では96団地4万4,000戸、そしてことしの1994年度第1次分としても4団地、2,426戸が建て替えられるということで、本当に今、こういう状況の中で日野市がこれにどういうふうに対応していくか。私は革新自治体のもとで、こうした市民の声も入れたこういう建て替えが進められるべきだというふうに思いますし、森田喜美男市長は、そういう中で本部長となって住宅都市整備公団多摩平団地建て替え事業行政指導本部設置要綱というものをつくられ、1から9の部会、ここでそれぞれこの団地の中のまちづくりをどういうふうにするか、教育をどういうふうにしていくかということで、これが今、検討に入っているわけでございます。今までの96団地の中で、私は市長が本部長としてこういう建て替え事業にかかわるという、こういう自治体は本当に数が少ない。私はないと言っても過言ではないというふうに思います。

今までは、公団がそこに住んでいる市民に、公団の事業の建て替えの計画を押しつけて、それに従いなさいという、こういう問答無用とも言うべきことが行われているとき

に、皆様もテレビなどでもごらんになったと思いますけれども、これに抵抗して、明け渡しを請求された団地の住民の男の方が体に鎖を巻いて抵抗している、こういうことが行われているのが事実なんです。しかし、日野市においては、市長が本部長として住民を泣かせない、そういう立場で、憲法第25条のもとで市民を守る姿勢を貫いていることを、私は皆様にも知っていただきたいというふうに思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

今、団地に住んでいる多くの方々は、ことし、本当は10月１日から家賃の値上げがされそうでございました。三つのお部屋の方は9,000円、二つのお部屋は8,000円という形で、年金暮らしの方がどうして家賃を払っていこうか、こういうふうにおっしゃっていることも、私お聞きいたしました。しかし、政策的なことで10月１日実施は見送られましたけれども、来年、これは実施される、そういうふうになっております。これも３年ごとのこういうことの繰り返しで、私たちはもっともっと家賃の問題などについても住民の声を聞いたり、あるいは建設省や公団が、地価の再評価によって地代相当額を含めるために、こういう家賃の値上げを行う、このことを本当に皆さんと一緒に、今運動をやっているわけでございます。

そういう中で、公団住宅が賃貸住宅の建て替えを進める。公団住宅の４分の１に当たる16万戸です。それを１棟も残さず取り壊して建て替えてしまう。これは今、利用できる、こういう建物もあるはずでございます。70年というこういう中で住めるという、これが統計上も出ている中で、私はごみと化してしまう、こういう建て替え、もう一回考えてもいいのではないか。これは、やはり公団が考えるべきだというふうに思います。そして、建て替えを契機に単位の面積当たりの家賃を３倍以上にして、今の３万から４万の家賃を十数万に引き上げるという、ここで最大の問題は、高齢者が住んでいけなくなる、あるいは低所得者の方が住んでいけなくなる、こういうことになるわけです。

東京全体でも60歳以上の居住者が３割以上にものぼりますし、多摩平団地というのは昭和30年代に建てられて、そこでみんな子供を産んで、あるいは小さな子供をここで育てながらやってきたわけですから、高齢になるのは当然なんです。そして、毎月の今では年金暮らしの方が多い。この中で、どうして10万を超える家賃が払えるでしょうか。戻り入居した17団地では、建て替え団地に戻ったのは６割弱という、こういうことが今までの皆様の運動の中の報告にもあらわれております。そして、世田谷の西経堂団地では66平方メートルの３ＬＤＫで19万8,000円という、こういう家賃が提示されて、これはお年寄りだけでなくて、今、子育てをしている中堅の方たちであっても、これでは家

賃が払えないというふうに思います。なぜこういうことが起きるのか、ここが私は大きな問題だというふうに思います。

公団が利益を上げるために、30年前には、この多摩平も本当に緑の多い、そして、便利ではなかったけれども、今は一等地になっております。ここで有効利用をして、ここで利益を上げたい、このために建て替えなんかの問題が起きますと、この団地の土地を分譲にしてもうけよう、こういうことも提案をしておりますけれども、日野市においては分譲は認めない、この姿勢を貫いていることは私は評価できるというふうに思います。

住都公団が、もともと住居に困窮する勤労者のためにということで、これは日本住宅公団法の第1条、良好な住宅を供給することを目的として発足したものです。ところが、1970年以降には、住宅の量的な不足が解消したとして、公団住宅の建設を大幅に減らしました。そして、大きな問題は、1986年の6月10日に住宅都市整備公団は臨時行政改革推進協議会、これが最終答申を出しましたら途端に建て替えの事業を出す。土光さんが臨調行革の会長でありましたけれども、目刺しを食べていたことを誇りに思ってお話ししましたけれども、私たちとは全く相入れない、こういうことが国の政治、そしてまた住都公団の経営の中でこれが行われ、そのしわ寄せが私たち国民あるいは多摩平の住民、そういうところに来ているわけでございます。財界や企業、そのためのこういう建て替え、そしてまた、この建て替えによっては、大手の企業がもうけることは必至でございます。

私たちは、ぜひそういう中で、今、上田耕一郎参議院議員が長いこと建設委員をやっておりましたので、国会での集中審議、さらには全国公団自治協が発表いたしました、92年の9月でございますが公団住宅の建て替え後の家賃についての提言、これは定住を保障する家賃制度の導入、公営住宅入居資格のある団地住民への公営住宅に準ずる家賃制度の適用、このことが大きく団地住民の中には共感が広がって、そしてまた、この提言の実現を求める国会請願、これは全国の自治協が中心になりまして、多摩平も行っておりますけれども、国会請願には50万人の署名が集まり、そしてまた、地方の議会でも二つの県と五つの政令市、そして47の議会で同趣旨の意見が採択されております。私どもも多摩平自治会やあるいは高幡台、百草台、こういう公団住宅居住の自治会が中心になりまして、日野市にも、こういうことの請願、ぜひ意見書採択をということが出されてきておりますが、私どもこういう立場を支持して、やはり住まいは人権、そしてまた憲法25条に保障されております、すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生

の向上及び増進に努めなければならない。

これを守り、そしてまた、森田喜美男市長は常に憲法を守る立場で市政を執行されておりますので、こうしたことについては、ぜひ住民の立場に立った施策を行っていただきたいというふうに思っております。

それでは、質問にまず入らせていただきます。

一つ目は、多摩平団地建て替え事業行政指導本部、これは1から9までございまして、都市計画に関係すること。また、まちづくり指導要綱。第3が公園緑政道路に関すること。第4部会が住民福祉に関すること、日野市福祉環境整備要綱に関すること。そして、第5が教育に関すること。第6は環境美化に関すること。第7が住宅政策に関すること。第8が商工政策に関すること。第9が環境防災に関することです。そして、第1部会が総合政策ということで、住民対応に関することというふうになっておりますが、やはりこれくらい九つの部会をつくって、大きなプロジェクトをつくらなければ、今までの建て替えの団地というのは、非常に小さな数の団地が多かったんです。多摩平のように、こうして2,800近い、こういう団地の建て替えというのは、今まで全国ではまだそこまで到達していない。ですから、割と公団の方は市の方を通さないで、いきなり住民の方に言っていく、このことが問題であったわけでございますけれども、この今第9部会が、どのような状況の中で検討が進められているか。公団の方では2,000戸、増戸はどうか、そういうことなども言ってきておりますけれども、これによって今、第9部会で進められていると思いますので、この検討状況がどういうふうになっているかお知らせいただきたいと思います。

それから、2番目でございますが、用途地域の変更及び多摩平団地の地区計画の国・都・市の経過についてでございます。この用途地域の変更というのは、国の法律のもとで今、行われて、それが、東京都を通じ、また日野市を通じてこの計画が出されて、これからずっと長い何年かを経ながらやっていくわけでございますけれども、この計画がどのようなプロセスをずっと踏んでやってきたのか。用途の見直しスケジュールなども私もいただいておりますし、多摩平団地の建て替え対策委員会にもこのことも示されておりますが、地区計画の問題では特に一言ちょっと言っておきたいことは、地区計画も多摩平の地区計画を決めていくわけですけれども、この地区計画を決めるに当たっては、地区計画等の案の作成手続に関する条例というものが日野市にございます。59年7月6日にこれが施行されておりますけれども、この1条では、都市計画法の16条第2項の規定に基づき、地区計画等の案の作成、手続について必要事項を定めるものとするという

ふうになって、市長は２条で、地区計画案を作成しようとする場合においては、あらかじめ次に掲げる事項を公示し、当該当地区計画等の案の内容となるべき事項、これを当該公告の日の翌日から起算して２週間、公衆の縦覧に供しなければならない。これは、もうそうなんですけれども、そして、原案であるとか種類、名称、位置、それから縦覧場所、説明会の開催、こういうものが決められて、私は市長は――市長だけでなくてこの担当はこうした法律のもとで手続をやっているというふうに思いますけれども、地区計画を決めるときに住民に知らせなかったという非難の声もございますので、手続的にどういうことであったのか、そのことをはっきりとお答えいただきたいというふうに思います。

それから、３番目には、住宅難の中、建て替え事業のためといって、今入居者の募集を中止して、もう８年近くこれが中止されておりまして、空き家が大変増加しております。一つの棟で、私は４階建てのところに住んでおりまして、４階建ては四つの階段がございますが、その四つの階段で１軒、２軒、空き家というのはざらでございます。私の階段も１軒ずつ、お隣も１軒空き家ということで、平屋のところでは、１棟６戸のうち３戸ぐらいもう空き家というところもございますし、これについては、今私たちは住宅難で、みんな苦労しているんです。

お年寄りが住宅を借りたいといって行っても、貸してくれない。そして、お年寄りの方には、４階で住むのは大変だったら１階にという、そういうことをやってくださっておりますけれども、２人、３人のお子さんを持つ家庭では、二つの部屋ではとても住めない。それでは、まだ建て替えもまだ先だろうから、ぜひ例えば、高層の４階建ての住宅であいていればそこに移していただきたい、こういう交渉を私どももいわさ恵美衆議院議員などと一緒に上田耕一郎参議議員の秘書も御一緒に、住都公団交渉を何回かやってまいりました。そのときには、お年寄りはいいです。また、テストケースによってはお引き受けいたしましょう、こういうふうなこともやっておりますけれども、なかなか実現しないんです。そして、住都公団に関係する管理人の方が、先日空き家に入ったという、こういう情報が入っているときには、ぜひ私は、今住宅難の中で空き家があるわけですから、まだまだ先の建て替え問題については、ぜひ高層の住宅、そこでは第４団地というふうになるかもしれません。第４団地は、道路から挟んで別のところでございますので、そういうところにぜひ入れるような申し出を、公団に働きかけていただきたいと思います。

最後に、市長は今後とも多摩平住民と会って声を聞き、建て替え事業を強引に進める

住都公団、建設省に住民を守る立場で働きかけよということでございます。市の方もそれなりに、私は住民の方に、議員を通じていろんな資料もいただきますのでお渡しはしておりますけれども、その中でも、なかなかスムースに声が届かない。そのために、市政に対する批判があるわけでございます。私は、市政に対する批判ではなくて、これは、やはり国が進める公団や建設省がこの建て替えをやり、そのためにいかに多摩平にお住まいになっている住民の方たちが困っているか、こういうことでございますので、ぜひ、私は市長が住民を守る立場で住民の方とも会ったり、そしてまた、建て替え事業を強引に推し進める、そういう建設省がもっと予算をつぎ込めば、家賃も引き下げることができるわけでございますので、その点についてお尋ねをし、また、一番最後に総括的な質問を市長にお答えいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　ただいまの御質問に順次お答え申し上げていきたいと思います。

まず第１点の行政指導本部、９部会の検討の状況ということでございます。この住宅都市整備公団多摩平団地建て替え事業行政指導本部が設置をされたのは、ことしの４月でございます。この４月に設置をされまして、６月に行政指導本部、それから調整担当部会、この合同の会議を第１回行っております。この中で基本的な確認をしたものでございます。その後、調整担当部会でございますが、２回会議を持っております。これは、住都公団の示されている試案につきまして、公団からその説明を受けた。それで、多少の意見交換をしたという状況でございます。現在は、各この担当の部会の方で、これらの課題、それから問題点、こういうものを現在整理している段階でございまして、具体的にまだその内容等についての方向が決まったものは、まだございません。これが、第１点目でございます。

次に用途地域の変更の関係でございますけれども、用途地域等の変更でございますけれども、これは、平成４年度に都市計画法、それから建築基準法の一部が改正されております。この施行が平成５年度に施行されておりますので、この中で３年以内に、この用途の見直しをするということになっておるわけでございます。東京都は、この見直しに当たりまして指定方針、それから指定基準、こういうものを定めまして、各自治体に一斉に見直しをするような指導を行ってきております。今回のこの見直しの主なもので

ございますけれども、用途地域がもとは８種類でございましたけれども、それが細分化されまして12種類に分かれた、これによるものが主なものとなっているわけでございます。ただし、現在、ある程度具体的に開発計画、こういうものがあるものについては、この中で見直しをしていくということになっておるわけでございます。多摩平団地につきましては、住宅都市整備公団の建て替え計画もありますし、また東京都、それから日野市の住宅マスタープランの中でも、その増戸を計画されておりますので、今回のこの用途の見直しにのっけたということでございます。（「はっきり言った方がいい、14階建てっていう話を出さなきゃだめですよ。それではわからないじゃないですか」と呼ぶ者あり）

それから、これらのＰＲ等でございますけれども、まず５年の11月の広報で用途の見直しのお知らせをいたしております。その後、ことしの６月の広報でなお具体的にこれらのＰＲを行うと同時に、６月22、23日、２日間でございますけれども、七生公会堂、それから市民会館でこれらの説明会も行っております。

これからの予定でございますけれども、この原案を９月の中ごろまでに、東京都に一応提出する、こういうことの予定になっております。東京都はこれを都の素案といたしまして、今後、縦覧に都市計画法の手続を踏んでいくという形になるわけでございます。現在のところ、東京都は平成８年の２月ごろの都計審に諮っていきたいというふうに計画ではなっておるところでございます。

それから、特に地区計画の関係がございました。地区計画につきましては、縦覧をこの８月18日からいたしまして８月いっぱいで一応終わっております。状況としては、地区計画につきましては、当然、この用途地域と連動するものでございますので、最終の段階では合致するような形で定めていくということになるわけでございます。

それから、３点目でございますが、多摩平団地につきましては住宅都市整備公団が建て替えの対象団地、こういうふうな形でなっております。したがいまして、空き家住宅につきましては、建て替えの円滑な推進を図るということで、原則としては、空き家募集、それから住宅等の変更、こういうものはしていないということでございます。今、議員さんの御指摘のような実態も十分わかりますので、大変難しいと思いますけれども、公団に働きかけはしてみたいというふうに考えております。

それから、４点目でございます。住民との対応の件でございますけれども、公団の建て替え計画、これはあくまでも総体的には、具体的な内容等は、今これから詰めていくわけでございますので、現時点で言えるのは、地区計画、それから用途地域を定める上

で、その総枠としてとらえた形の用途、地区計画の対応をしているということでございます。したがいまして、今後、この部会なり行政指導本部の中で、ある程度具体化してまいりますと、その都度必要に応じまして、その情報等も提供していきたい、また地元に対する説明もしていきたい、このように考えております。状況としては、今のところは、あくまでも用途、それから地区計画のための総枠のとらえ方で、市は考えておるということでございます。以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　鈴木美奈子君。

**○20番（鈴木美奈子君）**　それでは、再質問いたします。

今、部長から答弁いただきまして、多摩平団地の中では、今14階建て、そして10棟それが建つ、もう決定したかのようなそういう情報が流れておりますけれども、（「本会議で言ったじゃない」と呼ぶ者あり）このことが事実なのかどうか。私は６月議会の夏井議員の議事録を読ませていただきました。その中で、鈴木都市整備部長の答弁は「公団の試案という形で提案されてきているものがございます。これは、まだ部会で第１回の説明を受けた段階でございますので、これから部会の中で検討していくという資料でございます」ということで、それからきょうまでの説明は、先ほど第１から第９までの説明を聞きましたけれども、これの最後のところで「建ぺい率の問題とか１期、２期に分けていくとか、こういうことが出されておりますが、こういう計画で進めていきたい、こういう内容の第１回の説明があったということでございます。これは、この内容を現在受けているのは、各部会で受けているわけでございまして、部会の中でこれから検討し、その内容を本部の方へ具申する。それで最終的に、本部の中で市の案として決定していく、こういう形になるものでございます」という答弁がございます。

今の第１から第９までの部会の中の状況をお聞きいたしましたら、６月の本部の担当して、今２回目の会議を持ったということで、この中でこれから整理して決めていくということでございますので、まだ決定でないという、そのことを事実なのかどうか、私はそこを明らかにしていただきたいというふうに思います。そうでないと、これが今ひとり歩きして、もうとんでもない緑はなくなるし、14階建てでは困るという、私も14階建てというのは子供たちへの影響もございますので、2,000戸増と14階建て、これがひとり歩きしておりますので、この点をこれから検討して住民と一緒にこれをどういうふうにしていくか、これをやるんだということを、ちょっと答弁お願いしたいと思います。これ一つ目ね。（「市長、答弁」と呼ぶ者あり）

私の質問に不規則発言しないでください。

それから、２番目には、多摩平の方は第１部会の中に入れていただきたいということが要望でございます。私は、第１部会というのは、行政の側の中でやる問題ですから、第１部会というのがもし難しいのであれば、第１部会の別個の関係を持って、そこで住民との話し合いをやる、その場を持つべきだというふうに思います。そうでないと、本当にいろんなうわさがうわさを呼んで、不信感になってきているんですね。市に対する不信感になっておりますので、私はどこの段階で市が住民と会って話し合って要望を聞き、その住民の意見を入れていくのか、それが大体いつごろになるのか。第１部会に入れるのがもし無理であれば別個のものをつくって、第１部会が総合政策、対住民に関することですから、ここは企画部長です。この企画部長が担当の方たちと会って、住民の代表と会って、ここで話し合う。そして、十分意見を吸い上げていく、こういうことをやるべきだというふうに思いますが、そういうことができるかどうか、ここをお願いしたいと思います。

それから、都営住宅を建てていただきたいという、このことも、本当に団地の中、お年寄りが多いもんですから希望が多いんですが、東京都は何しろ保守の鈴木都政になってから、この15年間で革新都政の４分の１の約２万5,000戸しかふやさない。これも、今建て替えてそこに移るという、そういう都営住宅も含まれておりますので、この都営住宅に入るというのは、これは多摩平の団地は別になると思いますけれども、宝くじ並みの入居だというふうにも言われておりますので、私は、ぜひ多摩平の方たちがこの都営住宅に入れる、そのことを望みますが、この働きかけをぜひ鈴木都政のもとで、そういう状況があっても多摩平の住民を守る、その立場で都営住宅を建て替えるために日野市が働きかけていただきたいと思いますが、そのことについてお尋ねをしたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　鈴木美奈子君の再質問に対する答弁を求めます。都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　まず第１点目の14階建て、またはその具体的な内容、こういうことでございますけれども、公団の試案の中では、前回の議会の中でも申し上げましたけれども４階から14階、こういう計画で来ております。この内容は、市としてまだ認知したものでもなんでもないわけで、これから、こういう内容、今部会で聞きながら検討しているというのが実態でございまして、この公団の試案の中での内容としては、何一つ決まっていないというのが実態でございます。これは、そういうことで御理解をしていただきたいと思います。（「何で用途変更するの、うそばっかりついて」と

呼ぶ者あり）

それから、第１部会に地元住民、または住民との話し合いはいつごろどういうふうにするのか、こういうことでございます。多摩平の団地の開発につきましては、開発指導要綱に準拠して取り扱っていくということになっておりますので、都市整備の方で窓口として対応しているところでございます。したがいまして、この本部の部会の中に地元の住民を入れるということは、これはどうかなというふうに考えておりますので、これからは、公団なりこの部会の方向が出て、本部である程度検討された時点でできるだけそういうふうな情報の提供、または地元との話し合い等をしていきたい、こういうふうに考えております。その時期がいつかということでございますけれども、具体的にまだ内容的には、部会の方で検討がされている段階でございますので、何一つ詰まっておりませんので、その状況を見た上で考えていきたいというふうに思います。

それから、都営住宅の併設ということでございます。これも、以前からそういうお話もございます。この部会の中で、今、公団との話の中でもある程度そういう話が出ているやに聞いておりますので、ここら辺も今後の部会の検討、それから、行政指導本部の中でこういう検討をしていきたい、提案していきたいというふうには考えております。以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　鈴木美奈子君。

**○20番（鈴木美奈子君）**　どうもありがとうございました。

これからいろいろとやっていくということで、今明らかにされてまいりましたが、私はぜひ……（「しり切れトンボだよ」と呼ぶ者あり）（不規則発言あり）不規則発言やめてください。（「人のときも静かにしてろ」「自分勝手だ、少し。人のとき、うるさいくせに」「そのとおり」「頑張れ」「人のときはうるさくないよ、鈴木さんは」と呼ぶ者あり）

14階建てと、それから10棟という、そのことが非常に団地住民の方にとっては、それができるのではないかということでございますので、私はその14階建てをもっと減らして、それから、2,000戸の増戸を減らしてもいいのではないかというふうに思うんです。それが住民の要望であれば、そうやるべきだというふうに思いますし、それから、地区計画というのを見ますと、中身は、やはり都市計画の目的もそうですけれども、地区計画も中の方たちの建物を初め、中の整備ですね、生活上、そしてまた緑地の問題、建築物を建てるときの用途が混在でないようにきちっとした町並みとか、そういうものなんかも制限されたり、この地区計画というものは中身をよく見ればいいんですけれども、

ただそれが14階建て10棟、それだけが強調される余り、大変みんなに不安を覚えさせられるということもございますので、私の意見としては、これをもっと低くするとか、あるいは増戸を2,000戸増、それはやはり、今住宅の中でこういうふうに公団が言ってきたから認めなければならないということも、一応わかりますけれども、しかし、団地住民の意思がそういうことであれば、もっと低くしてもいいのではないかということを、私は思うわけです。そして、公団のこうしたやり方がいかに住民を泣かせているか。私は、やはり公団や建設省の方にもっと声をかけていく、こういう必要があるというふうに思います。

市長に、私の今までの質問をいたしましたが、ぜひ私はこの革新自治体の中で、建て替えをやらざるを得ないという、こういう状況の中では、憲法を守る精神で建て替えをやっていただくんだったらやっていただきたい。そしてまた、こうして本部長が市長という自治体は、私はないというふうに確信を持っております。

先ほども言いましたけれども、皆今まで泣く泣く追い出されているんです。そして戻れない、こういう方たちがいるんです。企業の方たちは家賃が補助をされるから、また戻ってこられると思うんです。しかし、今戻れない、こういう方たちが多摩平団地の中には多い、こういう状況を考えますと、私は本当にこのことは森田市長に頑張っていただいて、そして住都公団や国の方にしっかりとした、今も言っていると思いますけれども、なおのこと一層頑張っていただきたいというふうに思います。それで、私の質問に対して、総括的な回答をお願いをいたします。（「市長、正直に答弁してよ」と呼ぶ者あり）

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　多摩平団地が昭和30年代に現在の新しい社会に対応するといいましょうか、高度成長政策に呼応する形で人口が都市集中をした、それにまた対応の住宅政策として住宅公団かつくられ、多摩平団地が当初の時期に大きな開発の形で、当時の日野町に忽然と2,800戸という団地ができた。日野市も、ちょうどそのころから、都市化への大きな変化を強いられたという時期でありまして、比較的土地条件がよかったものですから、かなり樹木、自然を残して今のたたずまいがある。そのたたずまいが、今、環境的には評価をされる状況にあります。それから、居住者の方々には、入居された方々が、だんだんとよわいを重ねられて、あるいは年金住まいの方もある、あるいは若い方がよそに行かれて老人世帯の形で残っておいでの世帯もある。こういうことの社会的な変化が我々にもよく理解できるわけであります。

そして、住宅公団は本来、国の住宅政策を代行する立場で大型団地を全国に造成してきた。ちょうど30年あるいは三十数年経過した今日の時点でありますから、当初建てた建物は、今の居住条件から考えると狭隘でありましたり、あるいはいろいろと不備が多い。したがって、社会的条件に沿う形で老朽化に対して建て替え計画が生まれるということは、公共事業としても当然の筋だというふうに思っております。とりわけ多摩平団地は、日野市にとりましては、その戸数や人口の関係でも大きい割合を占める団地でありますし、また日野市が都市計画の方向に一歩歩み出したという意味におきましては、非常に貴重な性格を持つ、いわゆる住宅団地でありますので、建て替えに対して、地元の自治体行政が大きい責任を持って、将来の市の展望と住民の方々に対する、一口で言えば困られることのないようにという立場に立つのは当然だと思っております。

したがいまして、今言われておりますような指導要綱に基づいた、いわゆる行政指導本部を設けておるということでありまして、具体的に建て替えたいという希望は、責任者の方から申し出を受けておりますのと、戸数の2,000戸増戸を行いたい、こういうごく原則的な申し出でありますので、できるだけそれらが順調に進捗できるように、そして、国民の財産である、いわゆる住宅団地がより一層国民の要望にこたえ、福祉政策になり、また現在の居住権を持たれる方々にも支障のない、そういう対応を図るべきだろうというふうに、自治体側としては考えておるわけであります。

したがって、まだ住まいを求める方が多いわけであります。日野市も、人口が現状では停滞をしておりますし、いろいろな諸施設、一応人口の多少の増加を受け入れていいという条件にありますので、団地の増戸もなるべく認めるように、そしてまた、全体の環境が大きく壊れないように、住まっておいでの方がお困りになるようなことのないようにということを、大きな前提として考えるというのは、またこれも当然のことだろうというふうに自覚をいたしております。

御承知のとおり、開発指導要綱というのを我々もここ20年来堅持して改善を図りつつ、開発をされる方々に対してきちんとしたお願いをするという役割をお願いをする基準になっております。これは、都市計画の立場から、あるいは将来の町並みといいましょうか、いろんな意味で市民生活に支障がない、こういう条件をハードな面あるいはソフトな面にも将来を目指して、一応の指導に応じていただく、こういうことで比較的理解を得ることによって、今日まで指導要綱が立派に機能しております。

住宅公団と都営住宅は、その対象外ではありますが、より高い次元で指導要綱の意味すること、原則を高い基準に置いてそういう適用を図っていこう、こういうことであり

ます。用途地域のことも、そういう見地から現在の見直しの時期に将来像を描いて、可能性をだんだんと整えていっておるということであります。多分地区計画も同様な内容だというふうに思っております。

ですから、御質問の何か団地に不安を与えているというようなことは、我々としては思い当たらないことでありますが、いわゆる住まっておいでになる当事者としてみれば、いろいろな将来のことで御心配も伴うことだと思っておりますから、私も積極的に出向いて現状の説明もし、それから、将来像も市としての考え方をお話をしながらやっていきたい、このように考えております。以上です。

○議長（福島盛之助君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　今、市長から最後のところで、出向いてこれからお話ししたいということでもございましたので、やっぱり市長が出向くということは、皆さんも希望もしておりますし、それから、市が知り得た情報なども隠す部分、あんまりないと思うんです。オープンにした方が、かえって不安を与えないという部分もございますので、私は、ぜひそういうことなども今後ともやっていただきたいというふうに思います。そうでないと、相手がどこなのかというところが見えなくなってきているのではないかというふうに、私は思うんです。

多摩平団地も建て替えの運動が起きたのが1987年９月です。ここで、もう多摩平の建て替えがあるんですよという話が入ってきたものですから、ここで準備会が発足して、11月に対策委員会がつくられて、現在までいるわけです。もう自治会長も２代にわたっての自治会長になっておりますけれども、この７年間、本当に建て替えを市長が中心になって、公団が言ってきたけれども、でも、それが住民を泣かせることになるんだということで、ここまで頑張ってこられて、そして、今これからどういうふうな形に進むかということの正念場でもございますので、ぜひ住民参加を貫くということが、一番住民に対する不信といいますか、またそういうことも解消できるのではないかというふうに思います。

そして、私は、やはり住都公団が経営の面などでも本当にもっとオープンにして、もうけ本位の状況をなくしていく、そしてまた、公団の今建て替えなども含めまして、公団が民活の路線に乗って、三井資本の大川端開発だとか、それから三菱資本の横浜みなとみらい21だとか西新宿の開発とか、こういうところに公団がかかわっているという、こういうことが、私たちのまた家賃にもはね返ったり、建て替え問題にもはね返っているわけですから、ぜひ私は革新自治体の長としては住民の参加を本当に貫いて、住民の

方たちとの話し合いもよく聞いて、そこでどういうふうにしたら、この団地の中でみんなが安心して住んでいける状況をつくり出していけるのか、このことをぜひつかんでいただきたいというふうに思います。

私は、議会でずっと一般質問を建て替え問題やらあるいは多摩平の問題などを、もう７回か８回させていただきました。その都度、自治会がアンケートをとった中身、そしてまた、お年寄りの皆様がこんなに困っているんだという、そういう中身なども市長や担当の部長などにもお話をしてまいりましたので、状況はつかんでいるというふうに思いますけれども、しかし、ここまで今、来てまいりますと、やはり情報をつかみたいというのが、団地住民の皆様のそういう願いでもございますので、ぜひスムーズに住民との対話なども進めていただきまして、協力のもとでこの建て替え事業がどういうふうになっていくのか、私どもも協力したり、また御一緒に国や、そして住都公団の方にも働きかけていきたいと思いますので、先ほど最後のところで三つ目の団地内の移転ですね、それについても、ぜひまだ建て替えが計画は今、段階ですから、まだまだ10年、15年先ぐらいになるんじゃないかというのが、公団の試案の中にも入っているようでございますので、そしたら、第４団地は私は一番最後になるのかな、個人的な判断ですけれども、そしたら、そこにも移られるわけですから、ぜひそういう形で空き家を残すということは、火事の問題あるいは防犯上いろいろ危険な中身もございますので、ぜひそのことをお願いして、市長にもぜひ公団や建設省にも、うんとこちらの立場、住民の立場を発表していただいて頑張っていただきたいと思います。

ちょうどお昼過ぎまして申しわけありません。御協力ありがとうございました。

○議長（福島盛之助君）　これをもって２の１、多摩平団地建て替え事業計画についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時14分　休憩

午後１時32分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問２の２、終戦・被爆50周年の1995年を迎えるにあたり、平和へのとりくみを更にすすめよの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君）　それでは、質問をさせていただきます。終戦・被爆50周年の1995年を迎えるに当たり、平和への取り組みをさらに進めよということで4問質問させていただきます。

ことしも広島、長崎の被爆の日を迎え、そして、ことしは森田喜美男市長も長崎の市の式典にも参加されました。暑い中、本当にことしは大変な年だったというふうに思います。また、日野市でも、毎年市民に対して広島、長崎、沖縄、ここにいらっしゃる方たちに交通費が支給され、ここにも多くの市民の代表が参加しております。原水爆禁止1994年の世界大会、海外の代表団は18カ国、27の組織、7の国際地域から85人が参加し、そして、国内の代表も8,000人、長崎では3,300人という、こういう集会が持たれました。特にことしは、来年の被爆50年を迎えるに当たり、どうしても私たちは、次の世代に平和なこの日本、また世界を残していかなければならないというふうに思っております。

ここに原水爆禁止1994年世界大会広島のアピールがございますので、その最初だけ少し読まさせていただきます。

『1945年8月6日、月曜日、午前8時15分、広島。空襲警報は解除されていた。朝なぎの空には明るい光が満ち、いつもの一日が始まるはずだった。だが、この世の地獄が何の前ぶれもなく唐突に襲いかかってきた。核の劫火は瞬時にしてまちを火の海と化し、押しつぶされた家の下敷きとなった多くの人々を生きながら焼いた。男も女も病人も妊婦も老人も子供も赤ん坊も胎児も戦闘員も非戦闘員も、だれかれの区別なく殺された。どれほどの人が目の前で生きながら焼かれる親や子を見殺しにしなければならなかったか。辛うじて急性の死を免れた人々にも、やがて放射能が緩慢な死をもたらした。その年のうちに14万人が死に追いやられ、生き残った者も原爆を背負った苦悩の生を強いられた。広島の心は、怒りをもって核兵器の完全廃絶を強く要求する。』

そして、行動提起が示されまして『広島、長崎からのアピール署名を全世界の隅々まで広げるとともに、とりわけ日本では国民過半数6,000万の署名を必ず達成し、来年の8月6日、広島原爆投下の日に核兵器全面禁止、核兵器廃絶国際条約締結を求めて国連に提出しよう。そして、被爆者とともに、国家補償の被爆者援護法制定を求める闘いを強めよう。広島、長崎の被爆の実情と核兵器開発に伴う世界各地の被害の実態調査を進め、被害の責任を明らかにして、その補償を求めていこう。被爆者の組写真、被爆者証言ビデオなどを国の内外に普及し、自治体等の協力も得て被爆の実情、核実験被害の実情を知らせる取り組みを進めよう。被爆建造物の保存など、被爆の実情を次の世代に伝えるための運動を進めるとともに、若い世代による被爆体験継承の運動を発展させよう。』

これが８月６日の広島大会のアピールでございます。

最初に読んだときのように、本当に何でもなかった毎日の暮らしの中、８月６日の午前８時15分には、どこの御家庭でも朝の食事やあるいは出勤、本当に生活があったというふうに思いますけれども、戦争というものは、こういう悲惨なものをすべての国民に押しつけるものでございます。

日野市は、平和予算でも27市のうち一番多い予算が2,371万5,000円組まれております。秋川市ではゼロということで、羽村でも27万3,000円ということで、私はぜひこの核兵器廃絶をずっと市は述べてもおりますし、憲法の中にこの戦争はもうやらないという、こういうことが述べられておりますので、ぜひこの平和の問題にも、来年がちょうど50年を迎えますので、取り組みをしていただきたいというふうに思います。

１番目の消極的姿勢をとる村山内閣に被爆者援護法の制定を強く求めよというのが、１番目の質問でございます。戦後50年を前にして、そしてまた、村山首相が誕生したから、被爆者援護法の制定について、今度は何とか補償があるのではないかという多くの国民と、そしてまた被爆者の方たちの願いに背いて、国家補償には否定的な姿勢を示して、被爆者の方を初め多くの方々の怒りを買っているのが現在でございます。また、村山首相は、先日の対外的な戦後補償問題での基本的な考えについても談話を発表しました。談話は、さきの戦争を侵略戦争と認めることを拒否をし、従軍慰安婦問題についてもただおわびを言うだけ、そして、民間の基金にゆだねようとする、このことについても多くの方々が無責任なものであるというふうに怒っております。私もテレビ、新聞などで、このことを報道したときに、何で政府が責任をもってこれをやらないのか。歴代の自民党内閣から、細川、羽田、そして村山内閣へ引き継がれた、この戦争責任を本当に国民の前に明らかにしていくことが必要ではないかというふうに思います。

そういう意味で、ぜひ革新の自治体の長としての森田喜美男市長が、村山内閣に被爆者援護法の制定を強く働きかけていただきたい。日野市の中の被爆者に登録されたり、あるいは団体に入っていらっしゃる方が約130人、しかし、お名前を隠して生きていらっしゃる方も多いわけでございますので、このことをぜひやっていただきたいというふうに思います。

２番目は、来年が50周年を迎えます。次の世代に平和を語り、そして平和を残すためにこの自治体で市民参加の行事をやっていただきたい、このことが２番目でございます。世界大会に行っても、また広島、長崎、沖縄に行っても、本当に若い方たちの参加、これが多いわけでございます。次の世代に引き継がれているなという心強い認識も持ちま

すけれども、でも、まだまだ無関心の方もいらっしゃるわけでございますので、８月15日を中心にマスコミは取り上げますけれども、その時期が過ぎると、もう一切知らん顔ということでございますので、ぜひ来年の50周年、これは意義のあるまた歴史に残る、こういう年にもなると思います。

日野市も、ことし８月を中心に被爆展も101会議室、そしてロビーでも行われましたけれども、私はもっと大がかりなものを、市民と一緒にどういうふうにしてやったらいいかということも加えながら、ぜひこれをやっていただきたいというふうに思います。

３番目は、ふるさと博物館での平和展の開催でございます。ことし夏は「清流となりわい」というのを、私はふるさと博物館に行って見てまいりました。日野市の川との関係、本当に緑と清流を取り戻す、日野市のことがよくわかってたくさんの方に見ていただきたいというふうに思いました。今度は、このふるさと博物館で１カ月間にわたり50周年にふさわしい平和展の開催、これは日野市内でも爆弾が落ちていろいろと困った方もいらっしゃいますでしょうし、そしてまた、今、それぞれの地域の中で、おうちの中で持っているそういう戦争の品物、こういうものなども展示して、若い方にこれを引き継ぐことも必要でもございますので、ぜひ平和展の開催をお願いしたいと思います。

私は、過去に平和展を資料館ができない段階ではやっていただきたいという提案もしてございますので、この点をお願いいたします。

四つ目には、平和資料館の建設でございます。前にも沖縄に行ってまいりまして、ここで沖縄の平和記念館を見てきて、本当にもう声が出ないくらい、私は衝撃を受けました。それから、広島、長崎に続いて私は沖縄こそ、やっぱり一緒の問題、そしてまた東京の大空襲、この四つが、私たちは語り継ぐべきものだというふうに思っております。そういう意味において、この日野市の中では平和資料館を建設をし、ここに多くの方々が戦争によって、どんなにつらい思いをしたか。そしてまた、毎日暮らしているこういう家庭の方たちの苦しみ、こういうものなども、品物や写真や文章、そういうものなどによって市民にアピールすることも必要でございますので、今、大変財政が厳しい折でございますが、ぜひとも今の私たちがやることは、後世にこの平和を伝えることでございますので、ぜひ御答弁をお願いしたいと思います。よろしく。

**○議長（福島盛之助君）**　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

**○福祉部長（藤本享一君）**　日野市では今、原子爆弾被爆者に援護に関する条例に基づきまして、見舞い金を１万円出しているわけですが、平成５年度の対象者が122名ございました。それから、社会福祉団体で日友会と申しますが、これがいろいろ来年の被爆

50周年に向けまして、各兵器廃絶と被爆者援護法制定を目指しまして、被爆者の証言運動、原爆投下の日の行動で賛同署名運動を実施しているとともに、通常国会において提案と成立を求めて要請行動運動等を行っておりますが、この団体に対して15万円の補助金を出しています。こういうことを日野市で支援をしているということになります。この原爆犠牲者の思いを無にしないために、この課題、使命を果たすために、被爆者援護法の制定についての支援等に協力をしていきたいという考えでおります。

**○議長（福島盛之助君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　２点目、４点目について、私の方からお答えさせていただきます。

御存じのように、日野市は核兵器廃絶、平和都市宣言を全国の中では早い時期に宣言しております。また、平和条例、平和事業基金条例をつくりました。そういうような中で、平和に関する行政は進んで取り組んいるところであります。また、今、御質問者が言われましたように、来年はちょうど終戦・被爆50周年に当たるわけでございます。先日、広島の非核自治体全国大会の中でも、大会決議として、来年は50周年に当たるので非核自治体挙げて、その核兵器廃絶を含めた平和のために全国的なＰＲ活動を広げていきたいという決議がなされているわけでございますけれども、当市は、その点の具体的な来年についての内容まではいっておりませんけど、庁内の関係部課、それから、私たちは毎年市民会議というのを開いてございますけども、それを早い時期に開かせていただいて、その中で、市民の皆さんの声を聞いた中で、市民参加で何ができるかということを検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、４番目の資料館の建設でございます。これは、先ほど申しましたように、平和市民会議の中で、本当に多くの方がだんだん年々に資料がなくなっていってしまう。年がたつほど、そういう資料が薄れてしまうので、私たち市民もいろんな資料を収集するから、市はひとつそれを保存、陳列する資料館を建ててもらいたいというような強い要望が何人もの方から寄せられております。それを受けて、また財政的なものも、また場所的なものもありますけど、そういう市民の皆さんの声を何らかの形で具体化していかなきゃいけないと思っているところです。

私たちとしては、資料館そのものは新しく建てなくても、何かそういう古い建物の中、うまいものがあれば、そういうものを利用してもいいんじゃないかと思っておりますし、できることなら、これは担当部局の中ですけど、よその市もちょっとやっているところがあるんですけれども、資料館を建てるために、平和資料館建設構想委員会を設置して、

市民参加によって平和資料館の基本的な考え方を検討しようということを、都内のある区でやっているということを聞きました。そのようなことも参考にさせていただいて、平和資料館の取り組みをさせていただきたいと思っているところでございます。以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　社会教育部長。

**○社会教育部長（大谷俊夫君）**　それでは、３番の御質問につきましてお答え申し上げたいと思います。

ふるさと博物館といたしましては、今のところ、平和展の開催につきましての計画は持ってございませんが、ふるさと博物館といたしましても、市で行う平和事業の一部を担当したり、これに協力していくことにつきましては十分考えているところでございます。ふるさと博物館の企画展といたしましての平和展の開催につきましては、今後検討させていただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　鈴木美奈子君。

**○20番（鈴木美奈子君）**　それぞれ御答弁いただきまして、ありがとうございました。

やはり来年という思い、そしてまた忘れられない平和への願いを込めた戦争が終わって被爆を受けて50年というこういう年でございますので、ぜひ私がきょう質問をいたしましたこの中身についても、今検討していくというまだ具体的なものにはなりませんけれども、市民参加の平和の問題についていつもやっておりますので、その中で検討するとかあるいは平和展なども、これから研究してやっていきたいということや、あるいは平和資料館の建設構想の委員会などもというお話もございますので、私はぜひこれを前向きに検討していただいて、侵略戦争の反省に立っていない歴代の自民党の政治から受け継いだ村山内閣の今日まで、本当に今どんなにか多くの方たちが、軍事費はふやすけれども、福祉や教育の予算を削る、それによって、どんなに多くの方々が困っていらっしゃるか、皆様もおわかりかというふうに思います。

そしてまた、外国では、第二次世界大戦の敗戦国であるドイツですら、６兆円の予算の規模をつぎ込んで、戦争中に迫害したユダヤ人などへの個人の補償なども行っているんです。日本はそれにほおかぶりをして、そして侵略行為と、侵略戦争とは異なる、こういうふうなことで逃げているわけでございます。そして、被爆者の方たちも議員立法によって、援護法が参議院で２回にわたって可決されました。これは、あの自民党が倒れて、そして野党がふえたときにこうなったんですけれども、それがまた引っ繰り返されて全然やられない。全国2,455の自治体で、被爆者援護法の制定の決議がされて国会

に送られているにもかかわらず、政府は責任を放棄しております。ぜひ私どもは、こういう中で憲法を市政に生かす、そしてまた国民を大事にして憲法によって守られている、こういう日野市において、ぜひ私は、平和の問題、子供たちが大事にされる、障害を持っている人たちもみんなすべての方たち、お年寄りも安心して住んでいける、こういうまちをつくるためにも、平和はどうしても大事でございます。

最後に森田喜美男市長より御答弁いただきまして、この質問を終わりとさせていただきます。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　戦後、いよいよ来年は半世紀、50年という相当長い期間を迎えるわけでありまして、歴史を評価するのに、大きい事件であればあるほど、長い期間の反省を経て、一定の結論がだんだん一つの歴史として残っていくというふうに言えるわけであります。ことしも49年という終戦の日を迎えたわけでありまして、私自身も終戦記念日の日の重みという趣旨の小論を広報に書かせていただきました。

戦後の評価ということは、いろんな形で市民にもう感覚的にわかっているわけでありますが、戦争を知らない世代が国民の大多数になっていく、こういう時期にも当たるわけでありますから、やはり平和教育あるいは戦争体験者のいろいろな感想なり、それから、具体的な体験記事なりを後世に残し、いわゆる資料として若い世代、次の世代に伝えていくということが重要な時期であるというふうに考えるわけであります。そういう観点に立ちまして、自治体でなすべきことあるいはなし得ることは何であるか。日野市は比較的平和行政に積極的に取り組んだ自治体の立場でもありますし、それぞれの担当でお答えしておりますごとく、適当な施策を考えてその実現を図っていきたい、こういうふうに今のところでは、お答えをしたいと思っております。

かつて、今、市民の森スポーツ公園と言っておりますけど、当時、平和公園という名称にして平和記念塔を建て、何か節目の機会あるいは結婚をした方々が花輪でも供えられるというふうな場所が、荘厳な感覚が持てる場所がほしいということを考えておりましたが、議会のまだ賛同を得られることができず終わってしまったという経過もあります。それから、原爆の火を受け継いで日野市内にそういうともしびの長い追憶のもとになるような施設ができないかということも、議会から提案をいただいたこともあるわけであります。いろいろ検討いたしまして、また市民の御意見も伺う機会を持って、しかるべき施策をやっていきたい、このようにお答えをしておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　それでは、この質問を終わりますけれども、来年の終戦50年、被爆50年というこの節目の年に革新自治体として、憲法を市政に生かすこの日野市で、ぜひ平和の問題に積極的に取り組んでいただきますように、来年の予算化も含めましてお願いをして、この質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（福島盛之助君）　これをもって２の２、終戦・被爆50周年の1995年を迎えるにあたり、平和へのとりくみを更にすすめよの質問を終わります。

一般質問３の１、重度重複障害をもつ人が通所できる市立の施設建設について、その後の経過を問うの通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

〔18番議員　登壇〕

○18番（橋本文子君）　通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

第２回の定例会におきまして一般質問、福祉作業所などに通所できない重い障害を持つ成人、18歳以上の方のために通所による療育施設をというタイトルで行わせていただきましたが、今回は、その続きということで理事者側の御答弁をお願いするものでございます。

去る９月４日の日曜日、地域で生きる障害児・者を支える会からのお呼びかけをいただきまして、これは全議員に送られたそうですが、その呼びかけに対して５名の議員が参加いたしました。会の方からは、重度重複障害を持つお子さんを抱えておられるお母さんが４名、都立日野療護園の職員の方が１名、もうお一方、八王子東養護学校の先生もお見えになって11名の参加があって話し合いが始まりました。４名のお母さんは、それぞれのお子さんの生まれたときのこと、障害を持つに至った経過などを話され、私たちはあふれそうな涙をこらえながら、そのお話をお聞きしました。

Ｔさんは、お子さんが今、東養護の中学２年生、14歳です。２カ月半たったころ、急にけいれんが起きて障害を持つようになったということでございます。寝返りも半分しかできず、１日中、食事と介護で明け暮れているというお話でございました。もう一人のＴさんは、やはり東養護小学校３年にお子さんを出しておられます。８歳のお子さんでございます。まだ胎児のころ、羊水が濁ってその汚れが胎児の肺にこびりついたために呼吸困難となり、酸素が脳に行かないために脳性麻痺になったということです。首が座らないで10㎤のミルクをやっと飲むというふうな生活をしてきた。３歳ぐらいまでは入退院の繰り返しをされたそうです。３人目のＯさんは、やはりお子さんが東養護小学校４年生で９歳だそうですが、同じように羊水が胎児の便のために濁ってしまって障害

の原因になったらしいということです。都立の多摩療育園に５年間通ったけれども、大変苦労しましたと話しておられました。また、Ｆさんにつきましては、前回の質問でも由紀ちゃんのことでお話しいたしましたその由紀ちゃんは、東養護高３です。高等部３年生にいらしてまして、一卵性双生児のお一人でございます。出産のときにへその緒が首に巻きついて脳性麻痺、そして小頭症という障害を持たれました。お母さんは疲労が重なって椎間板ヘルニアになり、一生治らないというお医者様の宣告を受けているそうです。

このような報告を受けた後、参加者一同、質問や意見を出し合いました。そして、お母さんたちの要求は、大きく二つのことに絞られたように思います。その一つは、養護学校を卒業した後、安心して通所できる公立の施設をつくってくださいというものです。それから、２点目といたしましては、公立の施設ができるまでのつなぎとして、学校の空き教室等を利用しての通所場所の確保と人的な面での措置を講じてくださいという、この２点の要求でございました。

例として、調布市では、既に学校の空き教室を使って「学び屋クラブ」という名称で始まっているという話。そして、府中では、アメリカンスクールを使ったこともあるというふうなことで、まだほかにも例があったわけですが、２番目の要求に対しては、そういう例も出されました。お買い物に行くにも、はらはらしながら家をあけ、途中で出会ったお友達との会話も本当に上のそらで、駆け足で用事を済ませてくる。ある別のお母さんは、入学のとき、校長先生から「卒業後のことを考えておきなさい」と入学時に既に言われたそうですが、今ようやく実感としてそのことが胸に迫ってきて、とても不安であるというお話。また、別のお母さんは、普通の人と同じように子供の人生を、とにかく楽しませてやりたい。また、毎日学校に通うことで生活のリズムができて、体力もついてきた。見る、聞く、さわるという学校での目標を卒業後も保障してほしいというお話なんです。重度の子供は寝たきり老人と同じような状況なんだ。老人だけではなくて、重度重複障害を持つ子にも福祉の光をもっともっと当ててください、お母さんたちは口々におっしゃいました。

また、直接の問題ではございませんが、道路についても車いすのための道路はできたけれども、その入口のわずかな段差のために、車いすで通れないという話。また、市制20周年のときに、日野市の学校では子供たちに記念品が出たのに、養護学校に行ってる子には、その学校が都立だということで、日野の子供であるにもかかわらず何も出なかった。とても寂しい思いをしましたというお話もございました。

また、参加されている八王子の東養護学校の先生からは、日野市の子供たちが約30人ぐらい通っておられます。障害の進行を食いとめるためにも、卒後の――卒業後の通所施設はぜひとも必要なんだ、そういう強調がされました。また、参加した議員の方からも、公立でつくっていくことが大切だ、必要である。国の施策を見ると、どうも高齢者福祉が先行してしまっていて、障害者の問題が後回しになっているような気がする。この問題については、超党派でみんなでやってまいりますというふうな発言もございまして、参加した一同みんなでその話に合意をし異論がなかったように思います。

そんなことで、前回も質問させていただきました通所の施設、この施設についてどのくらい行政側で話し合いが持たれたのか、その後の経過についてお聞きしたいと思います。これが、第１点目の質問でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

**○福祉部長（藤本享一君）**　６月議会に引き続いての御質問で、今回答弁者がかわりましたが、私の方から引き継いだ経緯のことを先にお話をさせていただきますが、特別障害者手当の受給者が、今20歳以上の精神、または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時、特別の介護を必要とする状態の方々で、受給該当者は63人であり、うち施設通所者が６人で在宅者が57人であるということは、前回の議会でもお話があったところでございますが、この受給該当者のうち、身体障害者の１、２級の方が37人、それから脳性麻痺が11人、筋ジストロフィーが２人の計50人についてですが、これは知的障害がございませんで、そのほとんどの方は在宅の各種サービスにより、自立または社会参加が可能で、施設通所の希望は特にないところでございます。しかしながら、精神薄弱者の13人のうち、施設の通所者は４人で在宅者は９人います。さらに身体障害と精神薄弱の重複障害者が38人おります。重複の障害を持つ38人については、通所訓練施設へ７人、入院３人、養護学校等に13人、また未就学児が３人、その他１人おりまして、在宅は11人ということになっております。この在宅者20名につきましても、枠を広げて各種調査を実施しています。なお、６月以降、担当課といたしましては、都立八王子東養護学校を訪問して、保母、教師からの要請についての話を初め、また七生福祉園、日野療護園、それから未認可の通所訓練施設、かざぐるまやすずかけでございますが、の皆様と話し合いを続けております。現在、その結果を分析して個別についての検討を行っているところでございます。

知的障害者の通所施設は、法内施設としてはくちょう学園、それからつばさ学園のひばり学級をはじめ、未就学児を対象とした希望の家、それから民間の小規模グループに

よる通所訓練施設が５カ所あります。しかし、平成７年度には、七生養護学校の高等部の卒業生が９人、また８年度には10人が見込まれて、知的障害者は増加の傾向にあることが確実でございます。

また、身体障害者の通所施設は公営の施設がなく民間の小規模グループによる施設の２カ所だけでございます。かざぐるまの家、それからおちかわ屋ですか、全員が車いすで障害の程度も最重度であり、親の高齢化や介護の負担が大きいため各種要望があります。重度の障害児の通所施設につきましては、日野市保健・福祉計画の中にも重点事業に位置づけまして、重度の障害者が地域で生きがいをもって生活できる施設を計画するということになっております。具体的内容につきましては、今さらに検討を重ねているところでございます。また、この考えの中には、今いろいろの意見を入れて詰めているところでございますが、できれば、弾力的な運営ができる施設を目指して、今検討しています。

それから、特に来年卒業するとか、個人的な相談で来年に向けての入所または通所等のことにつきましては、個々に相談を受けて対応できるようにしたいというふうに考えています。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君。

**○18番（橋本文子君）**　ただいまの御答弁でございますが、その後、どのくらい話し合いが進んだのかなという点が、いま一つ具体的なものが見えてこないなって、感じをしながら伺っておりました。57名在宅の方がいらっしゃるということも、前回伺っていました。具体的に保健・福祉計画の中で検討中だと、これからやるんだということのうちにも３カ月もう既に質問してから時がたっているわけですから、その３カ月の間に、例えばどの場所がよさそうだねとか、どのくらいの規模でつくったら、今おっしゃったようなさまざまな障害を持っている方たちが、特に身体に障害を持っている方の公営は一つもないというお返事でございましたから、その辺、もう少し３カ月で具体的に進んだものがあるんじゃないかというふうに思うんですが、再度その点を御答弁いただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　福祉部長。

**○福祉部長（藤本享一君）**　今、議員さんがおっしゃったような件を含めて、場所の問題、また障害者の施設の課題だとか、それから法内施設の場合にはどうであるかとか、それから、対象者が幅広く弾力的に入れられるのかどうであるかとか、いろいろのことを、またつくる場合の補助金の問題、それから、運営費や財源の問題とか施設を法人化

するかどうかの問題だとか、相当具体的に、私も着任してちょうど１カ月になりますが、そのことを担当の部内の中では協議をしておりますが、今、確定的にこういうふうにするというお話、まだできる段階でなく、あくまでも検討をさらに重ねる状況であるということでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君。

**○18番（橋本文子君）**　ということは、何らかの形でつくると。まだ、御就任間もない福祉部長に、それにしても、もう当然そこのポストにつかれたわけですから、かなり助役になられた元の部長との話し合いはされていると思うんです。ですから、必ずやりますというお答えを、ぜひここで引き出したいと思うんですが、その点お伺いします。

**○議長（福島盛之助君）**　福祉部長。

**○福祉部長（藤本享一君）**　そういう方向で検討を今しているところでございますが、その内容によりましては、いろいろの面で問題がある点がまだまだありますので、そこらをもう少し詰めた中で最終的に決めていきたい。まだこの最終案を市の理事者の方へ詰めるという段階に、間もなくもっていきたいというような状況で、今、調査をしているところです。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君。

**○18番（橋本文子君）**　それでは、ひとつ角度を変えて、再度質問させていただきましょう。

この日野からそう遠くないある市の話なんですが、重い障害を持っている、重複の障害を持っているお子さんを抱えている御家族がかなりいる。としたら、市の方は、まずその責任をとる体制をとらなければということで、まず施設をつくられたそうです。そして、その施設にこういうのができました、お宅のお子さん来られると非常にいいと思いますと、一人ひとりのお子さんのお家を訪問なさりながらニーズを確かめ、そして、そこに通所なさるように進められた結果、今、その療育園では大変通うところができてよかったという御家族の思いを聞くことができる状況になっています。

そういうことで、やり方はいろいろ市によってあるんでしょうけれども、とにかくこの通所の施設はどうしても必要なんです。日野市では、57名の在宅を余儀なくされている方たちお一人お一人、訪問しながらお尋ねになられたことがございますでしょうか、それをお伺いします。

**○議長（福島盛之助君）**　福祉部長。

**○福祉部長（藤本享一君）**　私は、直接にはまだ、もちろんお伺いしませんが、それぞ

れのケースワーカーが、そこに訪問し意見を聞きということで報告は受けております。

○議長（福島盛之助君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　そうすると、その57名の方のニーズについては、３カ月ありましたから、もう半分なさっているというふうに、私は理解するわけですが、そのうち何名ぐらいの方が通所の施設をほしいとおっしゃっておられるでしょうか、教えてください。

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　今、私たちが検討している中では、20名の通所ができる可能性のある施設をつくれば、当分対応ができるんじゃないかというふうに考えています。

○議長（福島盛之助君）　橋本文子君。

○18番（橋本文子君）　20名のということは、大体20名ぐらいそういう御希望があったというふうに、私はこの場で了解させていただきます。

いずれにしましても、重い障害、重複の障害を持っているお子さんを抱えているお母さんは、一日も早く卒後について安心するような市のお答えがほしいと願っておられることが、４日の日の集まりでもひしひしと私たちには伝わってまいりました。そして、前回、第２定例会のとき出されていたあの通所ではなく入所の施設がほしいという、その請願に対して、私は社会福祉課長の方から、入所の施設は大変難しいけれども、通所については鋭意努力して、今やりたいという方向でやっていますと、やりますと、やりたいですというふうなことを御答弁としても、たまたま入所の問題で伺うことができましたので、一刻も早くその20名ぐらいの大きさということでしたら、市でも土地が全くないわけじゃないと思うんですよ。例えば、私のこれは勝手な思惑なんですが、南平の小学校のすぐ東側、お寺のすぐ裏っ側に木の枝をチップにして、それを積み上げて堆肥にしている場所を知っているんですけれども、あれは市の土地だということで、かなり広い面積があることを承知しています。あの場所ですと、例えば橋を渡って川の北側から来るにしても、また平山の方から来るにしても、非常にその接点の場所というふうな感じでとてもいいなというふうに、私が勝手に思っているんですけれども、その辺を何とかそういう施設のために使っていただけないかどうか、お伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　今、お話ししましたように、場所も含めいろいろ検討している中でございまして、今、ここ、ここというようなことを具体的にちょっと申し上げ

られない状況にあります。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君。

**○18番（橋本文子君）**　こういう施設をつくるというのは、計画をしてからでも３年や４年はすぐかかってしまいます。また、場所を探すといっても、本当にまとまった土地というのは、あるようでなかなかございません。また、あったとしても場所が非常に偏っていたりすると、それはまた使いにくい。今のところ、二つも三つもつくられる状況はないようですから、せめて便利ないい場所にそういう施設をつくっていただけたらいいなというふうに思っております。その場所のこととか、いつごろつくりたいとか、最後に森田市長の方から御答弁をお伺いしたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　かねて当事者の家庭のお母さん方、あるいはグループ、あるいは議会の言葉として、重度障害児の処遇のことについて、いろいろと提言をいただいております。本来、福祉事業の完成の姿は法律があり、それにのっとった、いわゆる行政施策が国、都、また地方自治体、こういった順序で整っている。そして、財政的にも一応の定着状態が存在するということが、仕事を行う根拠として最も望ましいことでありますが、重度障害児の特に御提案のような場合には、一番制度としておくれている福祉の大切な領域である、こう受けとめております。いろいろと考えを巡らせて、例えば法人化をするような手だてがないだろうか、また、場所は使える場所がないだろうかと、いろいろなことも今考慮中でもございますし、また、担当者もお答えをしておりますとおり、だんだんとある程度の方向づけが進みつつあるということでありますので、これから具体化しなきゃならないという判断のもとで、政策化をしていくというふうに考えております。内容がないわけじゃありませんが、今日のところは、そういう考えだというふうにお答えをしておき、具体的な手順をいろいろとこれから説明もしながら進めていきたい、こう考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君。

**○18番（橋本文子君）**　ありがとうございました。

市長みずから、この分野が一番おくれている福祉の部分だというふうに、今お答えくださいました。そして、これからも具体的な手順を踏みながらやっていきたいという意思もお示しいただいたと、私は理解いたします。

この問題が解決するまでは、私は引き続いてまた12月議会にも、もし具体的に見えてこなければ質問させていただかなければと。そのときは、かなり厳しい対応の仕方もし

なくちゃいけないかなというふうに感じておりますが、とにもかくにも一番おくれているからやるんだという市長のお言葉ですから、私はそれを信じて今回のこの質問については終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって３の１、重度重複障害をもつ人が通所できる市立の施設建設について、その後の経過を問うの質問を終わります。

一般質問３の２、有用微生物による水の浄化（リサイクル）と、ごみの減量（堆肥化とリサイクル）について問うの通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

**○18番（橋本文子君）**　それでは、２番目の質問をさせていただきます。

前回の一般質問の中で、公明党の馬場議員の方から地球に優しいリサイクル行政を求めてというふうなことで、悪臭が出ない、埋める場所がなくってもごみがリサイクルできて、なおかつ環境も浄化されるというふうなことで、ＥＭの質問が行われたように私も記憶しておりますが、今回はそこの部分を大きく取り上げさせていただいて、質問とさせていただきます。

この質問を行うに当たりましては、沖縄県具志川市の図書館長をお訪ねいたしました。知念信正さんという館長さんでございましたが、余談ですが、その具志川の図書館というのは、日野の図書館がとてもすばらしいということで、日野市の図書館へ来て教えを請いながら、以前の前川図書館長のときだそうでございますが、いろいろと勉強させていただいて日野市には大変御恩がありますと、私がお礼を言われて恐縮をいたしました。その図書館長をお訪ねいたしまして、具志川市立図書館で導入されております微生物による浄化法について、いろいろとお話を聞かせていただきました。浄化槽の中を見せていただいて、その悪臭のないのに、とても驚かされました。今のところ、この中水は、トイレ用水や樹木への散水、車の洗浄に使っているそうでございますが、１年間の水道代を当初予算では120万円と見込んでいたのが、20分の１の６万円で済んでいるそうです。その上、有用微生物の働きによりまして、有害な微生物の繁殖が抑えられて便器が汚れにくく悪臭も出ないそうでございます。この浄化槽は３層からでき上がっておりまして、普通の合併浄化槽でございます。有機物が水と炭酸ガスに分解されて、雨水と一緒に貯留タンクに蓄えられ再利用という、そういう方法を行っておりました。

これが、浄化槽の方で私が見学したことですが、同じこの有用微生物が、さらにごみを堆肥化したりあるいは土を肥沃にしたりということで、畑や田んぼにも非常によいというお話を聞きまして、その図書館長の知念さんの御紹介で千葉県の富里町というところに行ってまいりました。これは何郡でしたか、印旛郡というところですね、そこの越

川さんというお百姓さんをお訪ねしたわけでございます。そして、その有用微生物による農業現場を見せていただいて、土の本来の能力を引き出す蘇生型の土づくりのお話を聞くことができました。お話を聞きながら、本当にただただ驚きの連続でございました。化学肥料や農薬で汚染された土壌は、今とても病んでいます。ここで申し上げる有用微生物とは、馬場さんのお話にもございましたようにＥＭという名前で売り出されている微生物群のことを指しておりますが、このＥＭが病原菌の活動を抑え、なおかつ土壌の団粒化と、肥沃化を促進して、作物が育ちやすい状態にかえられていくというふうなお話でございました。ＥＭは琉球大学農学部教授の比嘉照夫先生が発見された有用微生物群のことですが、通性嫌気性菌や微好気性微生物を80種類組み合わせたものをＥＭと命名されております。

本日の一般質問で申し上げるＥＭ農法及びＥＭ浄化法という技術は、光合成細菌、乳酸菌、酵母、放線菌、糸状菌などを中心に、微生物層をより多様化し利用する技術のことを指しています。そして、ＥＭ浄化法は豚舎の悪臭対策のために、ＥＭ農法を応用したところ、ふん尿の浄化にすばらしい効果を上げたことがきっかけとなって、確立されたそうでございます。そして、この牛や豚の飼育で効果を上げている市は四国の高松市に例があるというお話も伺いました。

ＥＭを使うことのメリットは限りなく数え上げることができるわけですが、まず農薬や化学肥料を使わないで土壌改良ができる。しかも費用が安いこと。次に、収穫量が多く品質のよい安全な野菜や果物、お米がつくれること。さらには、先ほど申し上げましたように牛や豚、鳥小屋等の悪臭を消して病気のない良質の肉をつくり出すところにございます。しかも、ＥＭは農業問題だけではなく、具志川市の図書館のように水や河川の浄化にも役立つという地球環境にとっては、いいことずくめの有用微生物群であるということが、素人の私にもわかってまいりました。

では、ＥＭ発見者の比嘉先生が、最初から学者として園芸学と微生物をドッキングして考えておられたかと申しますと、実はそうではなくて、化学肥料や農薬等を使ってケミカルコントロールすれば、農業問題はすべて解決できるんだと考えていたということを述懐なさっておられるわけです。それでは、何がきっかけとなって農薬園芸からＥＭ技術へと移っていかれたのか。それには二つの理由があるということをお聞きしました。その一つは、園芸作物の連作障害に対する研究、そして、もう一つは、園芸作物の品質、つまり栄養価についての研究を進めていく中で行き着いたのが、微生物の世界だったということなんです。実際に、ＥＭ着想を得たのは1968年ごろだということでございます

が、成果らしい成果も当初は得られず悶々としておりましたと、比嘉先生はおっしゃっておられます。

本来、微生物の研究をするときに、一つずつ研究するのが学者としては常識なんだそうです。当然、比嘉先生もそういうやり方で有用なものと有害なものをいろいろと研究していく中で、一つずつより分けていった。有用な微生物は一つのバケツに入れ、研究の終わった有害な微生物は、もう一つのバケツの中に入れるというふうなことで、研究を進められたそうでございます。悪臭を発するものが、すべて有害と考えていいそうです。そして、反面、香ばしい香りがするものを有用微生物という位置づけをしていいそうでございます。ですから、有害な発酵するもの、つまり硫化水素とかアンモニア、炭化水素、メタンなどの悪臭を発する微生物については、滅菌をして捨てていった。有用発酵する使用済みの微生物をバケツの中にどんどんどんどん入れていった。その入れていったものを、ある日、旅行するために入れっ放しも困るから、もう使い終わったものだしということで、雑草の生えている庭にまいて旅行に出かけられたそうです。そして、四、五日留守をして帰ってこられたら、その草むらだけがけた違いに繁茂していた。そのけた違いに繁茂していたことについて不思議に思われて、教え子の学生たちに「きみたちあれ何かしたのたか」って聞かれたら、「いいえ、先生のやってらっしゃるところへは、僕たちは手は出しません、何にもしておりません」という答えなので、初めてそのとき、そこにまいた微生物が非常に土を蘇生の方向に向けてもっていく、つまり環境問題を解決する微生物群であるということをお気づきになったそうでございます。

このＥＭを使うと、土が柔らかくなって耕す手間も省ける。おまけに質のよいおいしい野菜や果物が、普通の何倍も量多く収穫できるということでございます。越川さんという、このお百姓さんをお訪ねしたときに、私は大量のゴボウをちょうだいしてまいりました。この写真がそうでございます。ごらんのとおり、はじから抜いて、またのできた、つまりこぶができたりするのはセンチュウという虫が原因でなるそうですが、ＥＭを使うことによって土の中の虫もいなくなる、近づかなくなる。そういうことで、ゴボウも素直にもう二またになることも節ができることもなく、きれいなものができる。深く掘らなければいけないその畑も、ＥＭの力で耕すから、余り労力を使わないで済む。おまけに、それはおいしくて安全だということで付加価値がついて、なぜか値段も高く売れていくというふうなお話でございました。

そこで、きょうの質問に入るわけでございますが、まず有用微生物を利用して、水の浄化を試験的に取り組んでみてはもらえないかということなんです。例えば、この庁舎

は、皆さん御存じのように合併浄化槽でございます。で、日野市ではＥＭではなく、別の形で浄化をして中水をお手洗い等に使っていることも存じております。その中水と、今、先ほど私が見せていただいてきた具志川市の図書館の中水の違いというのは、歴然としておりまして、具志川市の方のその注水は、おのずと水の中の悪い菌を分解していくわけですから、それが便器に流れることによって、いつでも便器がきれいになっている、浄化されている。しかも、その水は薬品も何も使わない本当に安全な水ですから、自然のためにも川に流しても、海に流れていっても大丈夫だというふうな違いが、とても大きくございます。

そこで、私はできることならば、ここの本庁を使って、このＥＭ浄化法をやっていただきたいと思うんですが、それをいきなりというのが難しいようでしたら、何かたまった水のところ、池状のもの、そういうところで実験をしてみるとか、あるいは職員の皆さんがそれぞれ御家庭のお手洗いで試してごらんになるとか、というふうなことができないかどうかお尋ねをいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　今の議員さんの庁舎の中で、何か実験的にやってみたらどうかという御提言がございました。先日も、ちょっと担当者と橋本議員さんがお話し合いになったということは聞いておりましたけど、内容の難しいとこまで聞いておりませんでした。

一応、担当者がおることでございますから、その担当者ともよく相談して、実験ぐらいは少なくともできるはずだと思いますので、担当者にお願いしておきたいと思っております。庁舎関係はそうしたいと思っています。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君。

**○18番（橋本文子君）**　これは、後で質問に出るものでございますが、私は既にこの容器を使って、家から出る野菜くず等をそのＥＭを使って堆肥化しております。で、堆肥になったものは、もう８分目までできたものは、実は控室の方へ持ってきておりますので、関心のある方はぜひ見ていただきたいと思うんですが、ぜひ行政の方には見ていただきたいです。

ここで堆肥をつくっていきますと、ここに蛇口の形がありますね、ここから毎晩、液肥が取れます、ＥＭの液肥が取れるんです。その液肥を、私は今、私のうちのお手洗いのタンクに毎晩入れております。それをやってきた結果、今、これまで例えば、本当にびろうな話ですが、少し便器の話をさせてください。タンクから水が流れます。そこに

は穴が幾つかあいています。どんなにお掃除をしていても、そこに茶色いくまができます。そのくまは、かなりこう……塩素等を使えば、これは危険ですから使えませんが、簡単に落ちるかもしれませんが、私はそういうものを使いませんので、なかなか落ちません。で、その茶色いくまがなかなか落ちなかったのに、今、このＥＭの液肥をタンクに毎晩、毎晩入れておくことで光ってきました。くまが取れてきたんです。非常にきれいな便器になってきました。いつも洗っていたのと状態が違うんですね。そういうわけで、本当にささやかな具志川市に行って帰ってからの実験ですから、本当にわずかの日程でございますが、その一つのことを見ても、これは非常に環境にとっていいなということを感じております。ですから、ぜひ行政の方で、できるだけいい形の試験を行っていただきたい。今、試験をやってみたいとおっしゃっていただきましたので、その試験の仕方もいろいろあると思います。また、御相談しながらやっていただきたいこともございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一つ目の質問は終わりまして、次は、台所から出るごみを堆肥化するための、このバケツに対して、日野市ではコンポストについては、補助金が今年から出ることになりました。生ごみ堆肥化容器購入補助金という形で90万円の予算がついて、伺ったところによりますと、300個分のコンポストのその予算のうち180個分がほぼ御家庭で使われている。しかし、そのことを知った方たちも、このバケツならば置けるのに、コンポストなんて大きなものは庭があっても埋められない。あるいは団地住まいの方は、もう全くコンポストは使うこともできない。できることなら、別の形で庭がなくってもごみを堆肥にして、ごみを減らし、なおかつそれを肥料に変えていく、ごみの減量と肥料化、リサイクルでございますね、そういうことをやりたいんだと御希望が結構このバケツについてあるわけです。予算書の項目では、生ごみ堆肥化容器購入補助金という名称でございますから、コンポストでなくっても１機種と限らないで、行政の側では１機種と決めたんだから、コンポスト以外は使えないとおっしゃるだろうと思うんですが、そこをお役所的な考えではなく、よし、それじゃバケツを使いたい人には、バケツの方へも90万がなくなるまでは、何とか対応していこうという、そういういきなお計らいがしていただけないかどうかお尋ねをいたします。（「値段はどのくらい」と呼ぶ者あり）

値段でございますか、これは大体2,000円ぐらいいたします。しかし、１個では間に合いませんので２個必要なんです。２個必要で、こういうボカシという名称になっております。これは町田のＪＡです、つくったのは、町田の農協でございます。既に、町田の農協ではこれに手を染めております。そして、市でも比嘉先生をお呼びして、講演会

をなさったそうですが、このバケツにごみを入れ、これを少々まく、また、翌日も夜ごみを入れ、これをまく、それを毎日繰り返して堆肥をつくるわけです。いっぱいになったとき、とめてから夏場なら１週間、冬ならば２週間ぐらい置けば、上は堆肥になる。その間、ずっと下からは液肥が出て、それを1,000倍に薄めて野菜にかけ、お花にかければよく成長する。ＥＭですから、同じことなんです。

千葉のお百姓さんたちは、このボカシをじかに土にまぜ込んでおりました。もうこれをすき込んでいくんです。そして、農協でつくっておられるように、もうお百姓さんたちは納屋を持っていますから、それぞれの納屋の中でこれをつくっておられました。で、化学肥料、農薬を使っていたころの経費の大体20分の１で済む。そして、収穫は５倍６倍。例えば、トウモロコシ１本でお百姓さんの方なら御存じですが、せいぜい１個か２個です、取るのは。１個か２個なんですが、５個、６個と取れるのが普通だそうです、これをすき込んだ土では。というふうなことで、このバケツ、金銭的な補助金の形で生ごみ堆肥化容器購入補助金を90万がなくなるまでは、コンポスト、できれば当然コンポストに、バケツやりたいという方にはバケツでというやり方をやっていただけないものかどうか、御答弁お願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　環境部長。

**○環境部長（山口正夫君）**　生ごみの減量から、それを堆肥化するためにということで、その補助制度というお話がございました。

日野市の生ごみの状況を申しますと、現在約年間総ごみ量５万7,000トンございますが、その18.2％、これが生ごみの量であろう、つまり１万トン、これが生ごみの量であろうというふうに推計をしております。これは５年度ベースでございます。先ほど来、ＥＭという話でございましたが、確かに10属80種以上の微生物群を選んで、これを複合し培養液をつくったという比嘉教授がＥＭ菌という俗名をつけた、こういうデータは私の方にもございます。

それで、各種の状況等もいろいろ調べまして、私どももこれが大変画期的なものであるというような情報も得ておりますので、クリーンセンターの内部でも３名の職員が、今モニターとして実施をいたしました。なかなか条件がございまして、私どもでも３名のうち２名が失敗をいたしました。１名は立派な堆肥ができました。こういうことがございました。それは、どういうところに原因があるかというと、分別の問題が一つございます。それから、先ほど液肥といいましょうかね、下から液肥を毎日抜かなければならないということ。これを抜き損なうと、なかなか有効な微生物群が死んでしまうとい

うか、活動が活発にならないということがございます。それから、ある程度１週間経過いたしました後に、今度はそれを１週間以上保存するという、その際にベランダへ置いて日を当ててしまった。その結果、もう完全に虫がわいてきたというようなこともございました。これも一つのテストでございます。

今、橋本議員さんの方からは、大変造詣の深い、技術的にも明るい状況でお話をいただきました。私ども、生ごみ、これ４月１日からスタートいたしまして、現在184基の申し込みがありまして、市民の皆さんも深い関心を持っているというふうに感じているところでございます。

そこで、現在、コンポストで補助制度しておりますけれども、これは一定の用地がなければ、コンポストが有効に活用いたしませんので、それにかわるものとして、やはりマンションとか、あるいは先ほどちょっと言った用地の狭い方でベランダ等で、これが堆肥化できるような堆肥化容器、これらを今後、さらにいろんな角度から研究しながら、この拡大をしていきたいというふうには思っております。ただ、今お話ございましたそのバケツについてどうかというお話でございましたが、現在、町田市の例が出ましたけれども、町田市の場合には、その袋の部分がぬかで500グラムで200円でお売りしている。それから、容器の方は、定価は、これはメーカー販売価格でしょうけど2,500円、これが1,980円で農協でお分けする。市の方からの助成というのはございません。

この堆肥化にいたしましても、生ごみの減量というのは、やはり市民の意識の向上、これが大変御理解いただきたいところでございますし、市民の自主的な行動を行政がバックアップしていくというのが、生ごみ減量の理想だと私は思っております。したがいまして、これらの動向等もよく見極めながら施策として考えてはいきたい、このように思っております。以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君。

**○18番（橋本文子君）**　例えば、岐阜県に可児市というまちがございます。ここの可児市では、１人の職員がこのＥＭのことを知って、一生懸命行政の中で話して、市を挙げて今、ＥＭを使ってごみの減量化に力を入れているという話でございます。埼玉県の和光市、ここの市長さんは実はお医者様でございまして、そういう微生物について大変造詣が深い方なんです。それで、もう市長さんの方から、とにかくこれはやるべきだ、やるしかないというふうなことで、むしろ担当の職員の方といろいろお話をしたんですが、もう私どもはあおられてあおられてアップアップしながら、でも一生懸命ごみの減量のため、そしてこの地球環境を浄化するために頑張っておりますというふうな、和光市の

職員のお話もお聞きしました。

そんなふうに例を挙げればたくさんあるんですが、ここに沖縄の方の畑の例も出ております。いずれにしても、例えば葉物をつくられた方なんかはよく御存じと思いますが、コナガというのが非常にコマツナ等あるいはキャベツ、ブロッコリーなどもやられるんでしょうか、コナガがもう大量についてしまうと困るんですね。ところが、このＥＭで栽培していくと、青虫もコナガもナンプ病などという病気も、非常に発生しにくくなるという結果があらわれています。それは、非常に有用な微生物の働きによるものであろうというふうに、皆さん口々におっしゃっておられます。

そこで、市長の方にもお尋ねをしたいんです。市長も大変農業に関してはあるいは動物の飼育に関しては、もう私ども足元にも及ばないぐらい非常に専門的に勉強され、しかもそういう仕事をしてこられた方でございますので、こういう微生物についての御理解は大変早いであろうと、私は推測させていただいているところでございます。どうぞ、市長の方から、先ほどのこのバケツの補助金のこともあわせて御答弁をちょうだいしたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　橋本議員さんから、沖縄に多分おいでになられた一つの勉強の成果だというふうに思うわけでありますが、いわゆる琉球大学の比嘉教授が書かれた「健康も農業も地球環境もＥＭ菌群」と言うんだと思いますけど、それが万能的に大きな役割を果たせる、こういう学説であります。我々の専門知識で言いますと、地球の生体系の一番基盤をなすのはまさに微生物でありますから、微生物はまだまだ人事の及ばないところが多いわけであります。ようやく戦後といいましょうか、抗生物質が微生物から培養される、あるいは微生物を応用した、そういう学問の領域が、まあ醸造の仕事をする者は本来そうだったわけですが、だんだんとその有用性が拡大をされてくる。こういう傾向には、特に環境問題が厳しく論ぜられる時代になっただけに意味があるというふうに思うわけであります。

飲んでよし肥料にしてよし、また農作物が豊作になる、川の汚染が浄化されたり地球環境全体が回復の方向に向かう、こういうちょっと誇張された面もあろうかと思っておりますけど、学説としては、可能性を提案されているというふうに評価できると思います。ただ、微生物は恐らく無限大の数字に当たるというぐらいだと思っておりますけど、それをどのように分離するか、それが学術の培養といいますか分離のかぎになるわけでありまして、たまたま比嘉教授の教室において、そういう研究が成功された。それをま

た自治体で大きく取り上げた自治体があるということだろうと思うわけであります。

今、業界でも家庭用のいわゆるコンポスター、乾燥させましたり、あるいは有用な菌を添加をして消化分解を促進をする、いろいろ業界でも将来の家庭電気製品に相当するぐらい研究体制が進んで、そろそろ商品になって市販されるものもあらわれてきた、こういう情勢下でありまして、我々が一番、今回例の機器を奨励するに当たりまして、土のあるということが条件なものですから、土のない２階や高いところに住んでおられる世帯、これに、いわゆる生ごみ処理分解器、このようなものを使用してもらうには、いわゆる排水をどうするか、将来下水道につなぐ、こういう方式が装置の上で開発されていかないと、ちょっと使いものにならないという感じがするわけでありまして、今、伺ってみますと、やっぱり排水は受けるんだ、こういう機器のようであります。

そして、もう一つ、分離培養した菌を、これが金で売られるわけですから永久のコストとして商品になり得る。ですから、商業化に役立つという意味もあり得るわけでありまして、そのあたりのところをもっと正確に見極めて、一番有益なものを、機能のいいものを取り上げていくべきだというふうに、担当の方と話し合っておるような状況であります。性能のことも十分お伺いもいたしましたし、これからの課題として試みの期間をとらせていただきたい、こんなふうに思っております。（「バケツについては。お尋ねの中に、バケツについてもお伺いしていたんですが」と呼ぶ者あり）

それらのことも含めて、これからの試験の期間をほしい、こんなふうに思っております。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君。

**○18番（橋本文子君）**　ＥＭは、既に48カ国で使われてすばらしい成果を上げているそうでございます。タイ、マレーシア、フィリピン、インド、スリランカ、バングラデシュ、ネパール、ブータン、パキスタン、オーストラリア、ニュージーランド、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、アルゼンチン、ペルー、メキシコ、アメリカ、カナダ、中国、ドイツ、イギリス、ポーランド、フランス、スイス、イタリア、スペイン、エジプト、スーダン、タンザニア、ケニア、アンゴラ、南アフリカ連邦等、まだまだございます。日本の中で発見されたＥＭであるにもかかわらず、なぜか外国の方が先にこれに目をつけて、外国では非常にすばらしい農業でも水の浄化でも、成果を上げている。それが、最近になって逆輸入される形で、日本の中で今、静かなブームを呼び始めました。有用な微生物は暮らしを助けるということで、ここに書かれている、これは沖縄で開かれた講演会の冊子でございますが、昔から世界各地にある発酵食品、例えばパンやヨーグル

ト、納豆、みそ、しょうゆ、酒などは発酵微生物を利用してつくっています。微生物の有効利用は、私たち人間が古くから行ってきたことなのです。このように自然界にたくさんいる微生物の中には、人間の暮らしを助けるものも多く、とても身近な存在であると言えるでしょう。つまり、昔から自然界に存在していたものですから、本当に安全なわけです。それらをもっともっと有効に使えるように、その80種のバクテリアを選別して集めて微生物群をつくられたこのＥＭという名称の品物は、これまでたくさんバクテリアを使って研究をされてきた学者はいらっしゃるんですが、このＥＭに勝る研究は、まだ出ていないそうでございます。

すぐれた環境浄化力で、今社会は競争から共生へと、その共生という言葉の中には、自然とともに生きる人類への指針も示されているといっても過言ではないと、私は思っています。この日野市の中で、試験的に水の浄化、あるいはこのバケツについても使いたくってもごみを減量したくってもできないで困っている市民の皆さんに、コンポストを使うのと同じように対等に平等に補助金がいただけるように、一刻も早くこのまちがなるようにお願いをいたしまして、私の二つの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって３の２、有用微生物による水の浄化（リサイクル）と、ごみの減量（堆肥化とリサイクル）について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時８分　休憩

午後３時43分　再開

**○議長（福島盛之助君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問４の１、平成六年固定資産評価替についての通告質問者、簇行雄君の質問を許します。

〔26番議員　登壇〕

**○26番（簇行雄君）**　先ほどの橋本議員の微生物に関する御質問、私、感心して聞いていたわけです。私、農家でありまして、トウモロコシが１本の株から５本も６本も取れる。びっくりして聞いておりました。普通、トウモロコシというのは、市場価値のあるのは１株で１本、（「そうです、常識的には」と呼ぶ者あり）これが普通ですね。まれ

にできがいいと、うちで食べられるぐらいのがいま一本取れる、こういう程度です。これが５本も６本も取れれば、農産物の需給問題なんか……（「本題はどうした」と呼ぶ者あり）たちまち解決できるんではないかと感心して聞いていたわけですが、よく言われるように、今の世界的な問題として一つは人口問題があり、一つは環境問題があり、一つはこの人口増をクリアできるような先端技術が、これからどうなるであろうかという問題は確かにあるわけで、宇宙技術の問題とか微生物の問題、品種改良の問題とか、大きなこれからの解決すべき課題だと思うんですが、今、控室で我々も雑談的にこの話をしていたわけですが、微生物の問題は、いろいろうまい話には裏があるというのがこれは普通でありまして、（笑声）これは真剣な話なんです。一歩間違うと、生体系の破壊につながるという非常な危険があるわけです。この問題は、慎重に検討してもらえればと、こういうふうに考えております。

ところで、戦後長い間、世界の政治を支配していました東西冷戦があっという間に終結しました。そして、その国内版とも言うべき55年、つまり昭和30年ですね、保守合同と社会党の左派、右派の合同によって、55年体制も長く続いていたわけですが、これも急速に東西冷戦体制の崩壊に伴って、これは必然といえば必然かもしれませんが、崩壊して、現在、幾年か前には思いもかけなかった自社連立政権、村山政権の誕生という事態になったわけです。やがてこの次の総選挙は、小選挙区比例代表並立制でやることになるでしょう。それを前にして、これからの政界は合従連衡をしばらくの間は繰り返すんではないか。我々にはどうなるか、とんと検討がつかないのが今の政界の現状だと思います。経済的には長らく平成不況が続いておりまして、いろいろな経済事情がようやく明るい展望が見えてきたという段階だと思います。

よく複合不況ということばが言われております。この不況の原因がいろいろの、あるいは円高の影響、あるいはバブルの崩壊の影響、あるいは景気循環の影響もあるでしょうし、けさの新聞に載っておりましたが、日本の経済の国際競争力が長年世界の、これはあるアメリカの調査機関の調査結果ですが、長年トップであったのが、１位を占めていたのが、ことしは、ついにシンガポール、それから、米国に抜かれて日本の国際競争力は３位だという数字が出ておりました。その問題は別に置きまして、いま一つの大きな日本の政治課題として、このような経済大国でありながら、生活の豊かさがそれに伴わない。これを何とかしなければならない。むしろ生産よりも生活に重点を置くべきではないか、こういう声が聞かれるわけです。確かにそのとおりだと思います。

どうしてそんなことになっているのかといいますと、生活費が諸外国に比べて非常に

高いということが原因だろうと思います。その一つとして、地価が非常に国際的に見て高い水準にある。こういうことが生活の豊かさを阻害する一つの原因であることも事実であります。国際的に見て、日本の地価水準がどの辺にあるだろうかということですが、これはある物の本によると、日本の地価総額が、これは二、三年前の恐らく数字だろうと思うんですが、2,000兆円だそうです。あの広大な米国の地価総額が、その４分の１、約400兆円から500兆円だと。それから、類推すると、世界の日本を除く地価総額は1,200兆円だろうと。ということは、2,000兆円プラス1,200兆円、3,200兆円のうち、2,000兆円が日本の国土の地価総額ですから、世界の地価総額の６割を日本の地価が占めている、こういう数字が出てくるそうであります。日本の国土の面積は、世界の国土面積の0.3％だそうです。そこに１億2,000万ですから、これがこの本によると、今世界の人口はたしか現在は55億ですね。１年に１億人ずつふえますから、52億と書いてありましたが、その数字だと、52億だと2.4％ぐらいになるそうです。そこで、ＧＮＰが17％、400兆円ですから、そこから18％という数字になるわけで、まして非常に日本という国は山岳地帯が多い。可住面積は国土の約35％であると言われております。そして、戦後、人口の都市集中が続いている。

都市への集中は殊に著しいという状況がありまして、地価が非常に高騰したというのは皆さんも御案内のとおりであります。一番大きな引き金となったのは、昭和58年ごろ、都心の東京の国際経済都市化に伴ってオフィスビルが足りなくなった、都心のビル用地不足に端を発したわけです。それが23区に波及し、その近郊に波及し全国に波及する。二、三年たって61年あたりに、地価が最高値に達した。平均すると、約その高騰前の４倍になったというのが数字上出ております。平成元年といいますから、たしかこれは昭和64年に当たるわけですが、その時分から安値に転じて、平成３年の後半から地価は急落した。現在は、じり安傾向ですが、それでも地価高騰の前の２倍ぐらいの水準にあるのが、現在の地価の状況のようであります。今、ほとんど土地の取引は業者に聞いてみてもそんなにないわけです。相続税にしても、これは売れないから仕方がないから、路線価の関係もありますが、物納が多くなってきた、こういうのが現実であります。

これは、前提ですが、平成６年度は３年ごとの評価替えの年に当たるわけですが、昨年の12月議会に条例改正が行われたわけです。この評価替えは、数十年来の大幅な評価替えであったわけで、日野市の場合には、評価額が土地については平均約６倍弱になったわけです。ただ、一挙に固定資産税を増額するわけにいかないんで、課税標準の特例というのを幾重にも設けて、例えば一般住宅用地は、課税標準を２分の１から３分の１

に下げるとか、小規模住宅用地200平米以下の宅地については４分の１から６分の１に課税標準を下げるとか、さらに上昇率によって暫定特例を新設したり、税額それ自体も負担調整率を設けて、最大限、恐らく年率10％以内におさめてあります。

どうしてこんなに固定資産税の評価替えで大幅に評価を上げたのかということなんですが、土地問題が大きな問題になって、平成元年、土地基本法というのが成立、施行されました。この土地基本法の第１条の目的ですが、これは正常なる需給を確保し適正なる地価の形成を図るという、これは当たり前のことですが、土地利用については、公共の福祉優先だというようなことがうたわれております。民法の第１条に、これは土地ばかりではなく「私権ハ公共ノ福祉ニ遵フ」こういう規定があるわけですが、これと同じ趣旨で、土地利用についても公共の福祉を優先しなければならない、こういう条文を設けたわけであります。

この16条にこういうことが書いてあります。これは「公的評価の適正化等」こういう見出しですが、「国は、適正なる地価の形成及び課税の適正化に資するため、土地の正常な価格を公示するとともに、公的土地評価について相互の均衡適正化が図られるよう努力するものとする」という条文があるわけです。この条文に基づいて、今回、地価公示価格との、あるいは路線価とのバランスをとるために、このような６倍――日野市の場合にも６倍にも及ぶ評価の上昇が図られたと見ていいかと思います。

そして、国の指導で地価公示価格の固定資産税の評価は７割にしなさい、こういうようなはっきり通達があり、これに基づいて評価額を決めた、こういうことのようであります。よく一物五価とか四価とかいうわけですが、地価についてはいろいろ価格が設定されているわけです。地価公示価格というのがあります。これは国土庁の所管ですが、毎年１月１日現在を基準で３月下旬あたりに発表になるわけですが、これと同じような趣旨で地価調査価格というのがあります。これは、いわゆる通常基準価格と言われておりますけれども、これは都道府県で設定するもの。これは７月１日現在で、９月の25日に発表、こういうのが毎年の例であり、これはまだことしについては発表されておりません。資産税課で調べてみたんですが、この地価公示価格の調査地点、日野市には49カ所設けてあります。

その次に路線価というのがあります。これは国税庁の所管ですが、平成４年にこれについて改正がありまして、今まで地価の公示価格の約70％だったものを80％にアップする。それから、基準日を７月１日だったのが、その年の１月１日現在にしろ。それから、路線価の地点を全国で39万地点、約倍にふやしたというのが、路線価についての現状で

あります。せんだって先月の18日の新聞だったでしょうか、路線価について新聞に掲載されておりましたので、皆さんもごらんになったかと思いますけれども、路線価が地価下落に伴って大幅に、ことし分については下落した。東京圏が平均して約20.5%、23区については下落率が25.6%だということのようであります。これで見ますと、首都圏は神奈川県が平均が11.4%、千葉県が12.5%とか、埼玉県についても約10%とか、大幅に路線価は下落しているわけです。

税務署へ行きまして、ことしの路線数をとってみたんですけれども、これは資産税課でも聞きました。日野の場合にはどういうわけだか平均約路線価の下落率は6%弱というようなことのようです。路線価というのは、もちろん地価公示価格に連動するものでありますから、地価公示価格もそれほど今年度分については下がっていない。この49地点の地価公示価格あるいは5年分対比どのぐらいになっているんだろうかということですが、ほぼ住宅地については6%内外の下落率のようであります。ただ、商業地が下落率が非常に高い。例えば、多摩平の1の3の12といいますと、これは多摩平の駅前だと思いますが、下落率が約25%です。それから、いま一つ高幡の3の3といいますから、これも前年比75%ですから、同じ下落率を示しておりますが、ほかについてはほぼ1けた6%前後のところが多いようであります。

ところで、これは地価公示価格の7割に自治省、国の指導で、評価額を決めたわけですが、6年については。これが、果たして妥当なのかどうかということですが、これは日野市の問題でなくて国レベルの問題ですから、市の理事者なりに質問してもどうにもならないんですが、そもそもこの今の固定資産税という制度ができたのが昭和25年、例のシャウプ勧告によって、昭和25年から固定資産税というのは設けられたわけです。それまでは、地租とか家屋税とかそういった個別に幾らかのものについて、資産的なものに税金が課せられたという程度でありましたが、25年から固定資産税というものに統一されたわけです。以前、地租については、これは収益課税だということでありました。というのは、基準が賃料、賃貸価格基準で地租は計算されていたわけです。ところが、固定資産税はそうじゃないんで、実際の正常な取引価格について、それを基本に評価しろ、こういうことになっております。地価公示価格も同じ趣旨ですが、これについては、固定資産税あるいは路線価についても言えることですが、不動産は固定資産税は収益税的性格を持った財産税だ、こういうふうに基本的には言われているわけです。どういうことかというと、その土地を所有するについての収益が払えるから、納められるような水準でなければならない、こういう考え方があるわけです。これは当然の話で、土地を

切り売りしなければ払えないような数字の固定資産税ではおかしな話でありますから、当然そういうことになるかと思います。

ただ、外国の場合には、この収益から見た土地の評価と、それから取引事例から見た土地の評価というのが、ほぼ一致するのが現実だそうですが、日本では、収益価格と取引価格とが非常に離れてしまっている。これはいろいろバブル経済時代に土地が投機対象になったということがあって、著しく両者が離れてしまったということだろうと思います。

今回の評価替えで言えることは、この二重構造をそのまま肯定すること。結果として、割合いろいろ規制もありまして、土地の賃貸借については、その相場というものは戦後安定してきたんですが、固定資産税が地価水準で決定され、かけられることになると、この地価のそういう賃貸価格に影響してくるんではないかと、一つは不安があるわけであります。これは、毎年１割アップだと、基準年度の３年目には固定資産税は35％上昇ということになって、かなり負担が上昇するわけです。

先日、農業委員会が毎年開かれるわけですが、その後、いろいろ雑談的に農家からこんな相談受けたよとかいうような話が出ます。たまたま私も議会選出で農業委員を仰せつかっているわけで、そのときにこんな話が出ました。ある農業委員が、固定資産税を物納できないだろうか、こういう相談を受けたという話です。毎年毎年払い、また物納というわけにはいかないだろうか、これはまあ当然の話ですけども、これは笑い話では済まされない話なんですね。例えば、古い貸家、今、家賃は統制されていますから、昔の低額の家賃、そのままで据え置きのところがあるわけですが、そうなると家賃収入は極めて低いわけですね。固定資産税は大幅に上がってくると、むしろ足し前しなければ固定資産税が払えないという例も出てくるはずです。これは、真剣にこれからもそういう例もほかにも出てくるはずですから、対応しなければならない問題だと思います。

なかなかこの問題はむずかい問題で、私もちょっとこの問題について一般質問してみようかなと思ったんですが、調べれば調べるほど内容が複雑なのがわかってきたわけですが、例えばこのまま土地の下落傾向が続く。それを反映して路線価あるいは地価公示価格が毎年下落することになるかと思います。それに対して、固定資産税の評価額は３年据え置きですよね。そうなると、自治省の指導による地価公示価格の７割という線は、３年後には守られなくなるわけです。恐らく８割にもなってしまうんではないかということが、これは数字的に出てくるわけです。この辺も、問題ではないかと思います。

ところで、これは全国的な話で、日野市の評価替えですが、私自分の固定資産の評価

台帳をとりまして、地価公示価格あるいは路線価と比較してみたわけですが、おおむね路線価あるいはそれから割り出す路線価が地価公示価格の８割だとしますと、路線価割る８で地価公示価格が出てくるわけですから、それと比べますと、ほぼ７割の線は守られているんではないかというような気がしますが、場所によっては７割以上に達しているところもあるようでありますが、現状ほぼその辺に落ちついているのかということが、ひとつわかったら答弁願いたい。

それから、話は元に戻りますが、地価公示価格の７割で評価したいというそもそも自治省の通達が果たして妥当なものかどうなのか、こういう問題もあるわけですが、これは答弁の範囲以外だと言われればそれまでですが、それについて見解があったらお聞かせ願いたいと思います。

それから、固定資産評価審査委員会というのがあるわけです。これは日野市にも設けられておりますけれども、余りにも大幅な評価替えであったために、全国的には非常にその固定資産評価替えへの審査申し立てが、大幅に新聞によると出たようであります。全国では、これはめったに審査要求なんていうのは、日野市でもかつて数年前例がないはずだと思いますが、一つは、余りにも大幅な引き上げだったので、それについての不満ということもあるし、評価額と地価が下落したんで逆転現象を起こしていることへの不満、こういう二つの不満からこういうふうな審査申し出が出たのかと思いますが、日野市ではどうなっているのか。先日配られた行政報告の資料の中にも載っておりますが、それについての申し立ての状況はどうなのか、審査の状況はどうなのか、結論はどうなったのか、この辺について説明をお願いしたいと思います。

まず、以上について答弁をお願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　旗行雄君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

**○市民部長（永瀬誠一君）**　それでは、お答え申し上げます。

まず、今回の評価替えが土地基本法の理念を尊重して一物三価のお互いの関連を持たせるということから、路線価につきましては公示価格の８割、固定資産評価額については公示価格の７割ということで、評価替えを全国的に一律に行いました。そのために、日野市では、先ほど旗議員がおっしゃいましたように約６倍、細かく言えば5.7倍、約5.7倍という評価替えを行ったわけでございます。そのために、今まで日野市の宅地の平均が平方メートル当たり４万1,700円であったものが、23万7,500円というふうになったわけでございます。そこに引き上げたということは、先ほど申し上げましたように公示価格の７割に一律に持っていったために、これがそのような形になったということでご

ざいます。この評価替えは、日野市に公示価格の地点、それと東京都の地価調査の地点、そのほかに今回は不動産鑑定士による鑑定ポイントをさらに175ポイントつけまして、日野市全部225ポイントすべて土地鑑定をして、それによってはじき出した数字に、これが７割を乗じて算出したものでございますので、日野市の平均がもう既に公示価格の７割ということで、それについては大差はない、このように思っております。ただ、商業地域、工業地域等で今までかなり高い数字でもってって評価していたところについては、引き上げの倍率は5.7倍までいきませんが、公示価格の７割ということは堅持されている、このように理解しております。

それと、７割を、これは妥当かどうかということにつきましては、これは国の固定資産の調査会ですか、これの答申を得て一応７割ということの数字が出たということでございます。このような急激な引き上げがございましたので、おっしゃられますとおり、全国的に非常に多くの審査請求が出ております。全国では１万9,405件、東京都23区では2,317件という数字でございます。日野市につきましては、行政報告にも載せておきましたけれども、３名の方から４件の申し出が出ております。申し出につきましては、いわゆる固定資産の評価額が公示価格の７割を超えているとか、公示価格を超えたという逆転現象を理由に出たものは、日野市ではございません。23区では、そのような理由で出ているのがほとんどですけれども、日野市については、そのような内容ではございません。

要するに、一般的に土地については公示価格が選んだこの標準地に比較して評価が高いというような理由であるとか、あるいは対象地が無道路地、道路がないところであるけれども、実勢価格に比べてそれが高いとか、あるいは相続税の評価額が、今までは固定資産の7.1倍、いわゆる倍率方式で7.1倍だったんだけれども、これが地価が下がっているのに、それではどうなのかというようなことが出ておりました。

今回の固定資産の評価につきましては、固定資産の評価替えは前々年度の７月１日が、大体調査時点なんですね。今回に限っては地価変動があるということで、平成５年１月１日に再修正をしてこれを行ったということでございますけれども、これはあくまでも国の基準がそうであります。平成５年の１月１日の修正を６年の評価替えに使ったということですから、１年間の確かにハンディー、差はあるわけですから、その辺のとらえ方に対する異議申請がほかではあります。日野市では、その逆転現象という理由ではございませんでしたけど、今申し上げたように３人から４件の申請が出ました。７回にわたる慎重審議、書類審査、現地調査、それと口頭審理を重ねまして、すべての不服申し

立てにつきましては、市の評価の方法、評価額は国の基準にのっとってすべて適正に行われているということで、すべて棄却の決定をされたということでございます。以上です。

○議長（福島盛之助君）　　簇行雄君。

○26番（簇行雄君）　　今、市民部長から話がありましたように、これは自治省の指導で地価公示価格の――地価公示価格と言えば、これは事実上土地の時価、適正なる時価と言いかえてもいいわけですが、それの約７割に抑えてあるということで、これについての意見はとにかく、やむを得ないことだとは思います。ただ、戦後昭和30年代の後半までは、市税収入のうちの半分以上は――市税収入は市民税とそれから固定資産税が主たるものですが、固定資産税の方が多かったわけですが、現在、たしか市税収入の日野市においても37％ぐらいの水準で、市民税が、逆に約50％ぐらいですね、ということ。これは、経済活動が活発になって市民の所得がふえてきたという結果であるかと思いますが、これから地価が下落、恐らく多少なり下落傾向にあるかと思いますが、となると、毎年税額が１割なり上昇するわけですから負担はふえてくるわけです。自治省の後ろでやったんだからしようがないよと言えばそれまでですが、ひとつ慎重にこの取り扱いについても、今後配慮できる範囲内で市民の負担の軽減を図ってもらいたい、このことを要望して、これについては質問を終わります。

○議長（福島盛之助君）　　これをもって４の１、平成六年固定資産評価替についての質問を終わります。

一般質問４の２、地域の諸問題についての通告質問者、簇行雄君の質問を許します。

○26番（簇行雄君）　　何点か地域の問題について、質問させていただきます。

まず一つは、きのうの行政報告で、市長から発言がありました。南平の駅の北側の排水樋管の問題です。前にこのことについては、私、質問した記憶があるので、議事録を調べてみましたら、平成元年、今から５年前にこのことについて、南平駅周辺の諸問題についてということで一般質問をしております。この樋門のことについては、むしろあの堤防道路があそこで途切れている。あそこは急激なカーブを描いて切りかえをしなければ通れないような現状で、何かがあった場合に東西道路が、今、北野街道１本しか、あの地区についてはないので困る。普段ももちろん困るわけですが、ひとつ何とかしてくれないかというあの近くの市民からの要望で質問したわけです。このことは市長も御存じかと思います。今、結果として、現場を見ますと樋門のところがこう高くなっておるわね。そして、七中側から来る堤防道路につなぐには、余りにも勾配があり過ぎると

いうのが現状のようであります。

どうして、あれが上へ道路があの工事と一緒にできなかったのか。もちろん建設省の指導によるのかと思いますが、その辺はどうなっているのか、また将来どうするつもりか。せんだっても、あの近くの方のとこへお訪ねしましたけど、あんなことじゃ道路つながらないじゃないか、こういうおしかりを受けたわけですが、その辺どうするつもりか。

それから、これは市長の発言の中で、平山用水の流末箇所に排水樋管が完成したと、こう書いてあるわけですが、これは事実ではないわけです。これは、都市下水路、つまり雨水排水路の流末になっているわけです。都市下水路の地図を私の控室にも壁にかけてありますけど、今も見てきたんですが、あれは南平西排水区（「そうだ」と呼ぶ者あり）の本管の終末に当たるわけで、これは私、今確認してきましたから間違いのない事実、たしか平成元年の一般質問でもそう申し上げたはずであります。その辺どういう解釈かということが、まず第１点。

それから、これも一般質問に取り上げた問題ですが、平山京王緑地といいますか、京王電鉄から無償提供を受けたところを基本に、その後、買い増しをして、かなりの面積を緑地とする計画があるわけですが、それについて、前回の一般質問のときには平成６年度の前半に都市計画決定をして整備に取りかかりたい、こういうような答弁があったわけですが、今、現状はどの辺まで話が進んでいるのか、そのことについてお伺いします。これが第２点。

それから、平成４年、一昨年の９月に城址公園の駅の前の公共用地、あそこへひとつ文化施設をつくってくれないかという要望について、市で懇談会を設けて、その答申をたしか平成４年の９月に市長にしているわけです。それをもとに、基本計画までは進んで、約1,500平米規模の地上２階、地下１階の施設を市民センターといいますか、つくろうというところまで話が進んだわけですが、その後、遺跡調査の関係やら、あるいは図書館をその間どうするかというような問題もあって、延び延びになっているわけですが、現在その取り扱いがどうなっているかということで、ことしもたしか遺跡調査には若干の予算はついているかと思いますが、その辺、今後の見通しはどうかということについて質問いたします。

あと、西平山の区画整理について若干質問したいわけですが、これは後回しにしますので、まず以上の問題について答弁をお願いします。

○議長（福島盛之助君）　旗行雄君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　南平駅北側の排水樋管についてお答えいたします。

南平駅北側の浅川右岸、通称南平霞堤の場所に、平成５年度６年度事業で、下水道の一環として南平西排水樋管が完成したわけであります。この霞堤の部分の堤防が接続されることによって、次の段階として兼用道路の整備が必要となっております。建設省では、この付近一帯を河川安全度を高めるということで、堤防高を現在よりも約60センチから１メートル程度上げる計画を持っております。この計画は、平成六、七年度にわたって、この樋門から七生中学校までの右岸を本築堤によって整備しようということが計画されております。それとの整合を図りながら、なおかつ、したがって堤防高が１メートル近く高くなるということで、既設道路や住宅地等の接続の関係なんかの問題がございます。なるべく早い時期に周辺住民あるいは建設省との調整を図った上で工事に着手し、東西交通をつなげるあるいは駅からの市道の接続を図ってまいりたい、このように思っております。

次に、平山京王緑地につきましては、平成２年３月14日に３万1,000平方メートル余りを京王帝都から寄附を受けて、市が現在、維持管理を行っております。内容は、地域全体の草取りあるいは樹木の萌芽更新、その他大雨や大風のときのがけ地の監視業務が中心になっております。現在の土地境界の問題がございます。南側と東側のがけ地の地域を中心とした問題ととらえております。この境界の問題が、計画にある程度影響があるわけであります。なるべく早い時期に緑地整備計画を立案してまいりたいと思っております。

なお、平山京王緑地の北に隣接して、宗印寺を中心とする平山緑地（仮称）については、約3.8ヘクタールの緑地がございます。既に公社所有という形になっておりますが、現在、都市計画決定の準備をしております。以上です。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　御質問の３点目についてお答え申し上げます。

平山駅前の公共施設の建設の件でございます。御質問者のお話にもありましたとおり、平山駅前会館というようなことで、この計画についての地域なり学識経験者を交えました懇談会を設置いたしまして、９回にわたって審議をされているところでございます。その内容につきまして、市長の方に報告が出されまして、これに沿った形で既に実施設計は終わっておるところでございます。お話にありましたように地下１階、地上２階の約1,500平方メートルの建物を建てたいということで、現在の図書館用地のところに建て替えたいという計画でございます。

御質問の中で、建て替えに際しましての図書館の問題でございますけれども、図書館につきましては、建て替えのときに一部といいますか、ほかに移転をいたしまして建て替え工事が終わって戻るというようなことが望ましいわけでございまして、これまでも平山の近くの公共施設等に移転できないかというような検討をしてきておりますが、なかなか面積的な確保が難しい状態でございます。したがいまして、図書館側と協議いたしまして、場合によっては建設中は移動図書館によってカバーすることもあり得るのではないかというような考えも持っております。

なお、計画の実施を進める中で、今年度180万の遺跡調査の費用を計上しておりまして、ちょうどきょう９月７日から遺跡調査に入ったところでございます。以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　　簗行雄君。

**○26番（簗行雄君）**　　第１番目の問題の、せんだっての市長の行政報告にあった樋管の「平山用水の排水樋管」こういうタイトルで文書も配られておるわけで、これについてはどういう解釈なのか。

**○議長（福島盛之助君）**　　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　　それぞれ内部で検討したところでありましたが、南平西排水区のことにつきましては、今御指摘のとおり平山用水の流末箇所というような言い方で間違えておったということでありますので、訂正をして認識を改めていきたい、こんなふうに思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

**○議長（福島盛之助君）**　　簗行雄君。

**○26番（簗行雄君）**　　それでは、それは間違いであったと正式に訂正します、こういうことで理解しました。（「はい、そうさせていただきます」と呼ぶ者あり）

あとの平山緑地については、もうほぼ説明で了解しましたが、なるべく早い機会にあそこに緑地ができ、多少の萌芽更新なり、あるいはほかの遊歩道を設置するとか、ところどころにベンチを設置するとか、その程度のことはぜひ市民のいこいの場所としての緑地でもありますので、これから計画して実現してもらいたいということを要望しておきます。

それから、平山の駅前会館ですが、既に７日に、きょうからですか遺跡調査に入ったということですが、前回の一般質問のときの説明では、遺跡調査に約２年を予定しているとか、解体に１年、建築に１年と、約４年ぐらい実現は先になるのではないかというような説明があったわけですが、あそこは別に遺跡、埋蔵文化物の保存地域でもないん

ですが、特にああいうところですから遺跡調査をしようということで遺跡調査となったわけですが、この２年という日数ですが、これはもし遺跡調査が早期に終われば短縮するという解釈でいいわけですね。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　平山駅前会館の敷地の遺跡調査、きょうから入ったわけでございますけれども、建物がございますから、建物のないところ――建物の周辺を一応きょうから試掘をいたします。それで、特に遺跡がないようであれば、御質問のように２年というようなことはないわけでございますが、もしそれなりの遺物が出ますと、また解体後の遺跡調査等も出てくるかと思いますが、きょうからの遺跡調査の結果を待たないと、まだ何とも言えないと思っております。

**○議長（福島盛之助君）**　簇行雄君。

**○26番（簇行雄君）**　遺跡のことですから、掘ってみなければわからないというのが実情かと思います。その辺で、これ以上あえて申し上げません。

あと、西平山の区画整理の問題ですが、せんだって、来年度一応仮換地案ができ上がるという予定が大幅に延長されて、平成９年度になるという案内が、各地権者に発送されました。今現状はどうなっているのか。いろいろ問題があって、一つはあの事業計画の変更も必要ではないか、見直しも必要ではないかというようなことも言われておりますが、その辺を含めて、担当部長の説明をお願いしたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　それでは、西平山の区画整理の現状につきまして御説明申し上げます。

現時点では、換地を定める上で一番最初に基準になる換地の計算のもとになります従前地の地籍を確定しなければいけません、各筆の。確定するには、例えば個々に申し出、要するに換地に対する査定等の申し出がありますと、こういう土地についておのおの査定をし、または測量したり、そういうことで従前地を個々の筆を確定していく作業、これが一番大事なわけです。それで、現在のところは、この作業が主体となって進んでおります。したがいまして、現地で査定、それから測量等が行われているはずでございます。

それから、なお、この換地の作業でございますけれども、ここの地区につきましては、土地を組合をつくって買い増しをしている状況もございます。こういうものも換地の中でこれを合併していくという作業が、当然換地の中で検討していくわけですから、こう

いうものもその換地の中に考慮しながら、現在全体の調査をそういう換地のための基礎調査を行っておるというのが実態でございます。

それと、換地の発表が７年から９年におくれた、その理由ということでございますけれども、この西平山の区画整理事業が認可をとったのは、ちょうど平成４年でございますので、ちょうど地価が一番高い時期であったわけです。そういうことで、今、こういう地価が下落している状況の中で、全体を、やはり見直しをしなければしようがないという形で、ある程度建物をできるだけ移転しないような方法で、それから、現状の道路で生かせる部分をできるだけ生かすような方法を含めまして、検討も換地の作業と同時に進めておるということでございます。その結果、換地が９年ごろになるだろう、９年度になります、こういうことでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　　旗行雄君。

**○26番（旗行雄君）**　　地価が下落している。これからの区画整理は非常に難しくなるのではないか、こういうことは理解できるわけであります。例えば、西平山の場合にも最初に事業計画が発表になり収支計画も発表になったわけです。あそこの収支計画を見たら、かなり安全度を見て、時価よりも安く評価してあるのではないかというのが、そのときの私の印象でしたが、それをはるかに上回るような地価の下落が見られて、この事業計画を大幅に変更しなければならないということが一つはあるはずであります。したがって、公共減歩を何らかの形で減少させるか、あるいは390億とか当初言われておりました工事費を圧縮するかでないと、これは減歩をふやすより仕方がないんであります。27％弱の減歩で済ませようということで、この事業はスタートしたわけですから、ひとつその辺を含んで慎重に、この問題を検討してもらいたいと思います。

次に、例の新駅の問題ですが、これについては、きのうもいろいろと発言があったわけですが、確かに新駅実現のためには、地元の協力体制も必要かと思います。地元でも、この長い間の念願ですから、ぜひ実現させたいという意向がもちろん圧倒的に強いわけです。これはあります。ただし、地元の協力も必要でありますが、先頭になってやってもらわなきゃならないのは市長なんです。きのうの質問で、ことしになって市長はＪＲ当局に１回も行ったことはない、こういうような発言でしたが、これでは困るわけです。これはＪＲばかりではないんですが、いろいろなことを都なり国なりへ要望することが多いかと思いますが、役人でも人間ですから、たびたび来られれば、そうかひとつそんなに来られるんじゃ面倒を見てやろうかという気持ちになるかと思います。ひとつそれでなくても、この問題は、非常にＪＲのガードがかたいわけですから、ぜひこれから、

いろいろ市長も健康上の理由はあるかと思いますが、ひとつ市長でもほかの助役でもだれでも結構ですから、たびたびＪＲの方へ足を運んで、実現に向かって努力してもらいたいと思います。

本来、この駅の問題は区画整理と同時進行でやらなければ、多少問題が出てくるわけですが、これは、といって今、では同時進行でできるかとなると、これは事実上できないわけですから、まず区画整理では進入路と駅広をあけるということで、真剣にこの新駅の早期実現に向かって取り組んでもらうより仕方がないわけですから、その辺は地域住民の強い要望ですから、市長も、これは市の一番大きな問題と言っても、難しい問題かと言ってもいいかもしれません。ひとつこれからもよろしくお願いします。そのことを要望して、質問を終わります。

○議長（福島盛之助君）　これをもって４の２、地域の諸問題についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

あすの本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後４時53分　散会

# 9月8日　木曜日　（第3日）

平成6年
第3回定例会　日野市議会会議録　（第25号）

9月8日　木曜日　（第3日）

出席議員　（29名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1番 | 江口和雄君 | 2番 | 佐藤洋二君 |
| 3番 | 菅原直志君 | 4番 | 渡邉馨鴻君 |
| 5番 | 吉冨正敏君 | 6番 | 小島久君 |
| 7番 | 小川友一君 | 8番 | 森田美津雄君 |
| 9番 | 佐瀬昭二郎君 | 10番 | 中谷好幸君 |
| 11番 | 沢田研二君 | 12番 | 田原茂君 |
| 13番 | 宮沢清子君 | 14番 | 執印真智子君 |
| 15番 | 土方尚功君 | 16番 | 天野輝男君 |
| 17番 | 奥住日出男君 | 18番 | 橋本文子君 |
| 19番 | 板垣正男君 | 20番 | 鈴木美奈子君 |
| 21番 | 内田勲君 | 22番 | 馬場繁夫君 |
| 23番 | 夏井明男君 | 24番 | 黒川重憲君 |
| 26番 | 簇野行雄君 | 27番 | 小山良悟君 |
| 28番 | 一ノ瀬隆君 | 29番 | 竹ノ上武俊君 |
| 30番 | 米沢照男君 | | |

欠席議員　（1名）

25番　福島盛之助君

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 森田喜美男君 | 助役 | 前田雅夫君 |
| 助役 | 坂口泰雄君 | 収入役 | 落合豊君 |
| 企画財政部長 | 大崎茂男君 | 総務部長 | 小林修君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 生活文化部長 | 小野宗市君 |
| 環境部長 | 山口正夫君 | 都市整備部長 | 鈴木栄弘君 |
| 建設部長 | 小俣雅義君 | 福祉部長 | 藤本享一君 |
| 水道部長 | 土方重男君 | 病院事務長 | 須藤雄示君 |
| 教育長 | 園田匠君 | 学校教育部長 | 谷正幸君 |
| 社会教育部長 | 大谷俊夫君 | | |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 局長事務代理 | 田中正美君 | 書記 | 濃沼哲夫君 |
| 書記 | 橘達雄君 | 書記 | 山田二郎君 |
| 書記 | 田倉芳夫君 | 書記 | 鈴木俊之君 |
| 書記 | 堀辺美子君 | 書記 | 永野裕子君 |

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成6年9月8日（木）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時８分　開議

○副議長（宮沢清子君）　　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第１、一般質問を行います。一般質問５の１、公園管理（ゴミ処理、砂場、トイレ等）について問うの通告質問者、沢田研二さんの質問を許します。

〔11番議員　登壇〕

○11番（沢田研二君）　　通告に沿いまして質問いたします。

まず１点目は、公園管理についてでございます。公園は、都市の景観を整え、災害時には避難場所となり、日常の市民にとっては、大切な憩いとレクリエーションの場として活用されるかけがえのない場所でございます。また、都市化が進む中で、自然を残す、自然を守る、緑を残すという面からも、貴重な役割を果たしていることは言うまでもありません。とりわけ日野市の目指す都市像は、「緑と文化の市民都市」であり、その中心に掲げられているのは、「緑と清流と太陽の都市」となっています。言うなれば、日野市にとっての緑行政、すなわち公園行政は、シンボルの一つとも言える重要行政と位置づけられているのではないかと思われます。

現在、日野市には、百二十数カ所の公園緑地を擁し、面積は421ヘクタールで、市民１人当たりの面積は、2.58平方メートルということで、決して広いとは言えない面積でございます。公園の規模は、種類もいろいろあり、児童公園、近隣公園、都市緑地などさまざまですが、いずれにしろ、近隣の市民の皆さんにとっては、かけがえのない貴重なゾーンであることは言うまでもありません。

そこで、今回は、市民の皆さんにとってかけがえのない貴重なゾーンであり、スペースである公園が、市民要望に沿った管理が十分行われているかという疑問の声が多くありますので、その中の代表的なものを取り上げて、その実態の確認と、内容によっては、改善をお願いいたしたく質問として取り上げた次第でございます。今回、代表的なものとして取り上げたのは、一つにはごみ処理の問題、二つには砂場管理の件、そして三つ目には、トイレの活用と設置の件、以上３点を中心に伺います。それぞれ分けて伺いますので、ひとつよろしく御了承願いたいと思います。

まず１点目の、公園内及び周辺で発生するごみの処理はどのようにすべきと考えておられるのかという点でございます。言うなれば、何らかの規定というようなものがある

のかどうかということで、単純な内容でございますけれども、５点ほど伺いたいと思います。

まず１点目は、公園のごみ処理の管理基準といいましょうか、ちょっと言い方が大げさかもしれませんが、そういったものがあるのかどうかということ。

それから２点目は、公園の大きさ、規模によってごみかごが置いてありますけれども、その置く、あるいは置かないといったようなルール的なものがあるのかどうか。

３点目は、公園の中によくベンチが置かれておりますけれども、このベンチとごみかごとの関係というのは、どういう関係になっているのか。

それから４点目は、ごみを実際に管理をしているのはだれなのか。例えば、どこかの業者に委託をしているとか、大きな公園等においては、高齢者の方々にお願いしているとか、いろいろあると思いますが、この辺は改めてお伺いをしたいと思います。

それから５点目は、現在の管理方法で特段の問題はないと考えているかどうか、まずこの５点について伺いたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　沢田研二さんの質問についての答弁を求めます。建設部長。

**○建設部長（小俣雅義君）**　現在、日野市の公園緑地の現状というのは、今お話のように、120カ所余りございます。このうち、ごく近くの市民が利用、つまり、いわゆる誘致距離が250メートル前後ということの設置基準になっている街区公園というのが、96カ所で、面積が13万8,996平方メートルであります。

公園内の周辺で発生するごみでありますが、街区公園、いわゆる誘致距離が250メートル、比較的身近な公園と位置づけられているものについては、管理としては業者委託と市民団体への協力を求めて行っているのが実態であります。約月２回ほどの清掃収集等を行っております。

それから市民団体への協力でありますが、公園等地域に密着した施設の管理を積極的に参加していただくという立場から、地域を愛する市民運動の一つとしてこれを推し進めるのに力を入れているところであります。市民団体に協力していただく仕組みというのは、一つには、財団法人日野市環境緑化協会を通して、それぞれ地域に組織していただいております愛護会に委託の形をとっております。これは平米当たり幾らという形で月２回ほどの清掃と、あと除草等を行っていただいておるわけですけれども、そんな形で管理をしております。今年度こういう形をとっているところは、大体37公園。96カ所のうち、37公園について、面積が６万5,000平方メートル近い公園をこの方法をとって管理をしております。

街区公園の利用から発生するごみについては、基本的には、利用者に持ち帰っていただくということを期待しているところであります。そしてみずからが処理していただくということを基本に据えております。したがいまして、ごみかごについては、街区公園の場合には、基本的には置かない形をとっているわけであります。この方式をぜひ市民の皆さんにも御理解をいただくように、市の広報等での啓発をしていきたいと考えております。

大小のかごの設置ルールということでありますが、やはり大きな公園、いわゆる近隣公園とか、何万平米とかというような規模については、基本的には人材シルバーセンターに管理を依頼して、月曜日から金曜日までは、除草あるいは刈り込み、ごみの処理、そんなようなことを行ってもらっておりますので、かごの数は設置していない――設置してあるところももちろんありますけれども、極力かごの設置についても、なるべく置かない方向で考えているところであります。

現状の方法で十分かという問題でありますが、必ずしもそうは思っておりません。ただ、非常に箇所数の多い中、あるいは面積も多い中での管理には、どうしても利用者あるいは近隣の方の協力が得られないと、万全ということにはなりませんので、なお一層協力関係を築いていきたいと思っております。

それから、管理者は今申し上げましたように、最終的には市ということになりますけれども、今申し上げましたように、基本的には、大きい公園は委託の形をとって管理をし、街区公園のような近隣の公園については、市民団体への協力要請、そのような形で一応分けております。

以上です。

**○副議長（宮沢清子君）**　沢田研二さん。

**○11番（沢田研二君）**　ありがとうございました。

基本的な姿勢が今わかったわけなんですが、私は、この質問をするに当たり、あるいはこういったことの市民要望を受けまして、何カ所かの公園を見て歩いたわけなんですが、そこで感じたことを何点か申し上げますと、狭いところでも数多くのかごが置かれているところもありますし、逆に広いところでもわずかしか置いていない。また、利用者が非常に多い公園だなと思われているけれども、余りそういったものを置かれていないところもあります。それから設置場所も、バランスよく置かれているなと思うところと全くアンバランスだなというところもあります。それから、常にごみだとか缶などが散らかっていても、配置替えをして、その対策をしている様子が全くないというような、

こんなようないろんな実態が見えたわけなんですけれども、今の最初に答弁いただいたことと、こういう実態との兼ね合いについては、何かコメントがございますでしょうか。

○副議長（宮沢清子君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　大きい公園等について管理がほぼ行き届いていると私も認識しているわけですけれども、事実、こういうようなことがもし指摘されるとすれば、即対応するように努力したいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　先ほどの答弁の中でも、基本的には利用者の協力を願いたいと。これは日野だけではなくて、全国的にもそういう運動的なものが展開されておりますし、その方向にあることは事実だと思うんですが、基本的には、全部ということではないにしても、ごみかごは公園の中には置かない方向で進んでいるというふうに理解をしてよろしいんでしょうか。まず、ちょっとそこを、もう１回確認させてください。

○副議長（宮沢清子君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　極力そのような形を望むわけですけれども、なかなかそこまで踏み切れておりません。もしごみかごをなくした場合に、依然として逆にそのまま周辺に乱雑にごみが散らかっている状態というのは、考えただけでもちょっと怖いわけですので、よほどその方向を取り入れるとすれば、協力関係、あるいは周辺の管理に協力していただいている団体との連携を進めながら、それなりの対応をしていかないとならないのではないかなと思います。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　全くそのとおりだと思うんです。もしそういう方向で動いていくのであれば、やはり学校関係の十分なＰＲと協力要請、それから企業関係団体、あるいは自治会等への協力要請、そういったことをもっともっと事前に十分行った上で、その方向を見出していかないと、今の現状はかなり気持ちと実際にとっている行動というのは、あいまいな部分があるんではないかなと思うんです。

例えば、私の身近なところの事例で申し上げますと、旭が丘中央公園という非常に大きな公園がございます。このあたりの事例を申し上げますと、先ほど何点か指摘事項といいますか、こんな実態が見られるんだけれど、というような中の悪い部分が常に集約しているような、そういう面が見られるわけです。これはほかにもあると思うんですが、身近なところで言えばですね。例えば、ごみかごの置き方が、以前は、ベンチとの兼ね合いで、ベンチのあるところにすべて置いてあるわけではないんですが、ほどよく置か

れていたのが、ある時期から、全部それが撤去された。撤去されて全部なくなったわけではなくて、公園の中央に集中して五、六個置かれているんです。その結果どうなったかというと、そのベンチの周りには常に缶が置かれたり、弁当の食べ残しが置かれていたり、紙が、雑誌が置かれていたりという、非常に見苦しい状況がずっと続いているんです。これが一向に改まろうという傾向がないんですね。それで先ほど、だれが管理をしているんですかということを申し上げたのは、これはシルバー人材センターの方に委託をしているような感じなんですが、やはり、どこに委託しても、市民団体に委託してもいいんですが、行政側としての管理責任というのがあるわけですから、そういう状況、あるいは実態を見ながら管理していくのが、本来のあるべき行政の姿ではないのかなと。

それからもう１点、同じ公園の事例で申し上げますと、たまたま公園の入り口は、四方八方、たくさんあるんですが、その中の一つに、バス停と公園の入り口が一緒になっているところがあるんですね。このバス停の周りは、本当に見苦しいぐらいに、これはたばこの吸い殻あり、缶があり、もう本当によく気になるほど汚されています。これは単なるバスの利用者なのか、公園を利用した人がバスで出かけるのか、ちょっとその辺の関係は十分わかりませんけれども、いずれにしても、その地域が非常に見苦しく汚れているということ。

御存じのとおり、この旭が丘中央公園の例でいいますと、非常に子供たちがたくさん、また子供だけじゃなくて、大人もそうなんですが、非常にたくさん人の集まるところなんです。ですから、こういういわゆる公共の場所という事柄を十分考えた管理というものをしていく必要があるんではないかなと。八王子がたしか、１年か２年前から、公園にはごみかごを置かないという方針を掲げて今に至っていると思うんですが、たまたま今回のきっかけで八王子の住民の方にも一、二伺ったんですが、実態はかなりひどいような状況で、近隣の人がもう見るに見かねて、休みごとに、ほうきとちり取りを持って掃除して回るようになったというような状況です。全部が全部はそうではないかもしれませんが、やはりそんな状況のようです。

ひどいのは、掃除している横で空き缶を平気な顔して置いていく子供たちがいるとか、子供だけに限らないのかもしれませんが、そんなような状況があるということのようです。

それから、どこの公園も、子供たちの遊び場であり、親子の触れ合いの場であると、また老いも若きも憩う場であるということで、そういう場所がいつも空き缶が転がっていたり、雑誌が、あるいは紙くずが散らかっているということは、本当に教育上からも

よくないんではないかなというふうに思います。いくら学校で基本的なことを、マナーを教えても、あるいは家庭の中で教えたとしても、公共の場に行けば汚してもいいのかなという錯覚を起こすほどのようなことであれば、まさしく問題ではないかなというふうに危惧をするところでございます。この辺については、もう一度やっぱり公園の管理は、今最初にお答えいただいたようなことでのそれなりの管理はされているとはいいながらも、もう少しきちっとしたルールのようなものを設けて、ただ任せてあるからいいんだではなくて、よりきれいに使うためにはどうすればいいのかということを改めて研究していただきたいということの今回は問題提起にさせていただきたいと思います。ひとつよろしくお願いいたします。

それから、同じく公園の中に設けてあります砂場の管理についてお伺いをしたいと思います。この砂場の管理につきましても、その設置基準のようなものがあるのかどうか。大体見ますと、どこの公園にも大小の砂場のようなものがありますけれども、公園の大きさ等によって、つくる、つくらない、あるいは面積の同じつくるにも、その大きさの差があるのか、個数の差があるのか、この辺の設置基準みたいなものがあるのかどうか、１点目。

それから、これは砂場どこでもそうなんですが、砂の補充方法に対しての基準のようなものがあるのか、これは一定の期間で必ず入れかえるというようなことがあるのかどうか、あるいはその近隣の利用者からの連絡で臨機応変に対応するシステムになっているのか、その辺のことはどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

それからもう１点、砂の衛生管理の問題です。これが一番大きな問題だと思うんですが、公園の砂場が犬とか猫のふんで侵される、いわゆる黄害、黄色い方の黄害ですが、どこの自治体も非常に頭を痛めているというのが現実ではないかと思います。特にこの人体に有害なふん便性大腸菌というのは、相当検出されているというのが実態のようでございますけれども、そこで日野の実情について何点か伺いたいと思うんですが、この砂場の衛生実態調査というようなものがまず行われているのかどうか。

それから、行われているとすれば、どんな方法で行っているのか。

それから、その衛生管理基準のようなものを設けておられるのかどうか。

それから４点目には、実際の対策というのは、どこがどんな形で行っておられるのか。職員が片手間で行っているのか、あるいは一定の専門業者がそういう調査なり対策を行っているのか。

それから５点目は、対策費というのも、これは予算のときにも若干過去にも触れられ

た経過があると思うんですが、対策費と言えるほどの予算もないように思うんですが、このあたりはどういうふうな管理をされているのか。

それから６点目には、犬などペットの侵入対策についてはどういうふうに考えておられるのか。

それから７点目に、担当部門、これは公園緑政課ということになるのかもしれませんが、その担当部門での砂場対策といったものに対しては、どんな形で扱われているのか、この点、ちょっと簡単にお答え願いたい。

以上７点についてお答えをいただきたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　建設部長。

**○建設部長（小俣雅義君）**　砂場の設置基準というのは、市独自のものは特にございません。御承知のように、都市公園法の中の施行令の中で、いわゆる児童公園、最近では、昨年の５月ですか、施行令の改正があって、児童公園はすべて街区公園という形に変更になりましたけれども、その児童公園に設けるべき施設ということで、児童の遊戯に適する広場、植栽、ブランコ、滑り台、砂場、ベンチ、便所、こういったものが、いわゆる設けるべきものという形で位置づけられておりました。しかし、昨年のこの施行令の改正で、この条項がすべて削除された形になっております。日野市の現状での扱いは、砂場については、基本的には設ける形をとっておりますが、公園が非常に狭隘であったり、いろんな近隣の要望等にとって、砂場よりもオープンスペースとしての広場に重点を置く場合には、これは設置しないケースもございます。そういう意味では、特段の設置基準というのは設けておりませんけれども、基本的には、いわゆる設けるべきものという位置づけにはなっておりますが、事情によっては設けないこともあるという、そういうような形であります。

それから、砂の補充方法でありますが、これは担当職員が砂の状況を一定のサイクルでは見て回って、適宜補充をしております。また、市民からの情報、あるいは要望によって補充をしているケースがございます。これは通常の原材料費で補っております。

それから、砂の衛生管理の件でありますが、まず市で行っているのは、調査であります。分析試験を専門業者に依頼をしております。これはいわゆる一般の生菌数の調査、一般の大腸菌の調査、それから今言われましたふん便性大腸菌群の調査、この３種類について採取場所、位置については、表層、それから表層下10センチ、そのあたりを調査をしております。当初、平成５年１月の13日に分析調査をした段階では、調査公園数は６カ所。表層調査、それから表層下10センチ、表層下30センチという形での調査を行っ

ております。

それで、現在、この中で、幾つか挙げた大きい公園の調査の中で、一番数字的に大きな数字をあらわしているこの日野中央公園のみ、ことし経過調査という形で継続してやっております。この調査の結果では、特にふん便性の大腸菌がいわゆる問題なわけですけれども、中央公園の場合の事例では、３月末に砂の入れかえをやって、５月末に検査をしました。この段階では非常に良好な結果が出ておりますが、６月末、いわゆる高温多湿の時期に至ると、これは元に戻って悪化する状態になっております。他市のケースでも、砂の入れかえの効果がほとんどないということで、また入れかえた後の砂の捨て先の問題だとか、いろんな問題で、今まで砂を入れかえた措置を講じていたところも、現在中断をしております。私どもの日野市の場合には、各公園ほぼ水道を完備しておりますので、利用する子供のお母さん方に、ぜひ砂場で遊んだ後、手洗いの励行をしていただくようなお願いをしているところであります。

それから、調査費の関係は、直接的にはこの分析試験の費用、昨年度は五十数万、今年度は二十数万ということで計上しております。ほかは通常の原材料費その他の費用で充てております。

犬猫対策でありますが、今のところやはり、ＰＲ以外にはないと思っております。シートカバーをかぶせる方法、いろんなペット用のトイレをつくっているところとか、いろんなことがありますけれども、どうも結果は抜本的な対策にはなっていない。あるいは砂場をフェンスで囲っているケースもありますが、どうもいかがかということで、私どもも、シートカバーをかぶせる方法をどこか試験的にやってみるかどうか、これは今検討しているところであります。

それから、砂場対策については、現在、近隣市との情報交換が中心になっております。

以上です。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。

これは本当に、特にこの衛生管理の問題については非常に頭の痛いところなんですが、まず設置基準の方でございますけれども、公園法の変更等でいろいろ市の独自の解釈で運用できる部分も出てきたわけなんですが、いずれにしても、先ほど答弁いただいた中にもありましたように、使う人の使い方によっては、砂場も遊具も要らないと。緑さえあればいいんだ、広場さえあればいいんだという声もあるでしょうし、一方では、やはり遊具をぜひ置いてほしい、砂場をぜひきれいに使わせてほしいという、いろんな声が

ありますので、そういう時世の状況も見ながら、一定の基準のようなものも、逆に今これから必要になってくるんではないかなと思いますので、ぜひこの件は検討しておいていただきたいなというふうに思います。

それから、砂の補充については理解いたしましたけれども、逆な見方をすると、これもきちっとしたルールにのっとってやっているわけではない。何となく流れに沿ってということのようなんで、これはやはり、衛生管理との兼ね合いも十分あることなんで、もちろん市民の声に沿って適時怠りなくというのは一番聞こえはいいんですけれども、それなりの管理にのっとってやるべきではないかと思います。

それから、問題の衛生管理の方なんですが、この汚染対策としてとられる方法、世間一般的にというか、砂をそっくり入れかえるという方法、これも先ほど説明ありましたとおり、なかなか入れかえたすぐはいいけれども、その後長続きしないというようなことの問題があるようです。それから、砂を焼くという方法も、これは前に調査、実験の段階で過去にやられていたというふうなことも聞きますけれども、これもやはりさほどの効果もないというようなことで、それから動物が入ることを防ぐために、さくで囲うというようなことも実験的にいろんなところでやられているようですが、これもやっぱり限度があって、うまくいっていないと、こんなようなことでございます。

先ほど七つほどいろんなことを伺った中で、担当部門というのは、こういった、非常にあれもこれもうまくいかないという中で、砂場対策をどんな形で扱われているのかという質問をしたんですが、この部分については、ちょっとこう、改めて問題意識を持って、こんなふうに真剣に取り組んでいるんだというような答えもなにもなかったんですが、後でもう１回、この部分をお答えいただきたいんですが。

それで、ある情報によりますと、オゾン水をまいて殺菌をするという方法があるということで、これはかなり実験の段階でも効果を出しているというようなことも聞くんですが、このあたりについては何か情報を得ているんでしょうか。

**○副議長（宮沢清子君）**　建設部長。

**○建設部長（小俣雅義君）**　砂場対策については、現在、各市との研究成果の情報交換を中心にしているわけです。それで、抜本対策ということではありませんけれども、手洗いの励行ということが、やはり私どもが一番期待するところであります。ぜひこれを、より徹底した形でお願いしたいと思います。

それから、オゾン水その他抗菌砂を使うとか、いろんな方法があることは承知しております。その実験成果についても、ある程度情報としては得ておりますけれども、まだ

当市でこれを導入しようということの段階には至っておりません。

以上です。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　対策については先ほども言われたような、情報交換ということがどうもメーンだということで、私はこれは対策とは本当に言えるのかなというような疑問で受けとめたものですから、改めて聞かせていただいたんですが、それでオゾン水なんですが、これは新宿では、もう既に区内の四十数カ所で実際に処理を行っているということです。それから埼玉県のある幼稚園で実験をした、専門業者による実験の結果なんですが、砂１グラムの中に処理前は、ふん便性大腸菌が980個見つかったのが、処理後数時間たって測定したところ、２個に激減をしていたと、こんなような数字、データも出ております。費用も若干かかるようですけれども、現にこういう方法で対策をしているところもあるようでございますので、このことも含めてぜひ、この衛生管理については特に注目をして、取り組みをしていただきたいと、このことをお願いしておきたいと思います。

それから３点目の、公園へのトイレの設置についてでございますけれども、これまでも公園内に公衆トイレの設置要望というものは何度かいろんな方から提案をされていたというふうに思います。しかし、そのときの答弁が、下水道の普及率が極めて低いために、その状況にないというようなことで、やむなく見過ごしてきたというか、またあきらめざるを得なかったという観があったのではないかと思います。ここへ来て、ようやく下水道の整備率も50％を超える状況になっておりまして、その地域内には当然多くの公園があるわけでございまして、あとはやる気の問題、ポリシーの問題ということになるんではないかと思います。

今回、この件を取り上げて、その考え方を伺いながら、ぜひ市民要望にこたえていただきたいということなんですが、まず１点目に、現在、何カ所ぐらいの公園にトイレは設置されているのか、もしわかれば教えていただきたい。そして、その設置目的というのはどんなふうに位置づけられているのか、それもあわせてお伺いをしたいと思います。

それから２点目に、現在設置されているものを使用することに対しての制約と言ったらおかしいですが、何かそういうものがあるのかどうか。例えば、この公衆トイレは公園使用者のみに限るんだとか、あるいは市民なら通行人であれだれでも、これはもちろん管理はできないんですけれども、基本的な決め事として何かそういうものの制約があるのかどうか、このことについても２点目としてお伺いしたいと思います。

それからもう１点、公園に公衆トイレを設置するということに対しての何らかの基準みたいなものがあるのかどうか。また、今後、ある程度の条件整備、下水道整備もされてきておりますので、将来的にはこの程度のトイレをまち全体の中に整備していきたいというような計画があるのかどうか。

以上３点について伺いたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　建設部長。

**○建設部長（小俣雅義君）**　公園のトイレの設置については、比較的遠くの市民が利用する、いわゆる誘致距離500メートル以上とする近隣公園以上の公園には設置してあります。先ほども話が出ておりましたように、誘致距離250メートル、いわゆるごく近くの市民が利用する街区公園では、ごく限られておりまして、多摩平第八公園、あるいは大久保公園、河内公園の３公園にトイレの設置をしております。この近隣の方々の迷惑の問題もあって、非常に苦慮しているところであります。したがいまして、私どもとすれば、いわゆる街区公園についてはトイレ設置はないけれども、利用実態、つまりゲートボールだとか、そういうような比較的利用のある程度特性を見ながら、要望によって、あるいは近隣の方々の迷惑、そのあたりの話し合いをつけた中で、設置ができるものについては今後とも考えていきたいと思っております。

それから、トイレの利用制限でありますが、基本的には不特定多数の方がこれを利用するということが基本であります。特に最近では、近隣が迷惑としている一つの形態として、例えば大久保公園なんかでは、昼休みに樹木の下で車をとめてお昼を食べて、ごみを散乱させて、そこにあるトイレを使っていくと、そういうような、ある意味ではそういう形での利便性のために、かえって近隣が迷惑するというケースもございます。そのようなことから、やはり所管とすれば、設置には相当慎重に対処せざるを得ないのが実態であります。

設置基準の話がありましたけれども、今申し上げましたように、一応誘致距離によって考えていくこと、それから利用状況によって、ニーズによって対処する、その二つが設置基準といえば設置基準であります。

以上です。

**○副議長（宮沢清子君）**　沢田研二さん。

**○11番（沢田研二君）**　ありがとうございました。

利用者についてですけれども、不特定な方で利用していただいても結構だということです。確かに、せっかく設置して、こういう人はだめだ、ああいう人はだめだ。近所迷

惑ということは、確かに今事例に挙げたような近所迷惑もあることは事実だろうと思いますが、これも一つの事例として身近なところで申し上げたいと思うんですが、旭が丘の中央公園のような大きな公園ですから、当然トイレがあるわけです。で、部長御存じかどうかわかりませんが、あの公園の周りにはずっと鉄パイプで、すべて囲ってあるわけじゃないんですが、囲ってあるんです。そうしますと、一般の公道から公園に入るところに鉄パイプのさくがあって、その中にトイレがある。以前も担当の方に問題提起したことがあるんですが、公園の利用者のための施設というふうな考え方であれば、何ら支障のないさくなんですが、現実は通行されている方も、そのさくをまたいで飛び越えて利用している。けもの道じゃないですが、トイレ道が自然のうちにできているんです。ですから、どうせ幅広く市民の皆さんに利用していただくんだったら、その通路部分だけでもパイプを切って、もっとお年寄りも、男の場合ですとズボンですから余り支障ないんですが、女性の方も自由に危なくなく渡れるような方法で設けるのが市民サービスではないか、というようなことで問題提起をさせていただいたこともあるんですが、今伺うと、別に公園利用者のためだけのものではないということのようなんですね。やっぱりそいう視点でもう一度、今現在あるところの利用しやすい状況になっているかどうかということを、再検証していただきたいなというふうに思います。

先ほど、市内公園に何カ所ぐらい設置されているのかということは、３カ所の事例がありましたけれども、大きく120カ所の中で何カ所かもしわかったら、これもスポーツ公園だとか、多摩平みたいないろんな公園もありますので、カウントしにくいのかどうかわかりませんが、もしわかれば、もう１回お願いします。

**○副議長（宮沢清子君）**　建設部長。

**○建設部長（小俣雅義君）**　近隣公園のほかに３カ所ということで、合計10カ所になります。

以上です。

**○副議長（宮沢清子君）**　沢田研二さん。

**○11番（沢田研二君）**　ありがとうございました。

それでは、既に50％を超えるような地域の中での条件整備、いわゆる下水道整備がもう進んできているわけですし、いろんな制約事項もあるかと思いますが、まさに生理的な要求でございますので、最近流行の「人にやさしい政治云々」という言葉もありますけれども、意外とこういったトイレ行政などは、その一つとして位置づけられる行政サービスではないかと思いますので、もちろん、近隣の迷惑にばかりなっては困るんですが、

その辺を十分見きわめて、ぜひ適当な――適当という言い方はおかしいかもしれませんが、必要な場所にほどよく配置をして、そういう面でも一歩進んだまちづくりをしていただきたいということをお願いいたしまして、公園管理についての質問を終わります。

**○副議長（宮沢清子君）**　これをもって５の１、公園管理（ゴミ処理、砂場、トイレ等）について問うの質問を終わります。

一般質問５の２、市立病院建設計画は具体性あるものに！の通告質問者、沢田研二さんの質問を許します。

**○11番（沢田研二君）**　それでは２点目、市立病院建設計画は具体性あるものに！ということでの質問をさせていただきます。

市立病院の建設については、現在でも最も市民要望の強い、しかも共通した課題と断言してもよいのではないかと思っております。当然のことながら、私たち議員の皆さんも、同じ思いに立っておられるというふうに推察をいたします。これまでも既にいろんな方々が、いろんな角度から要望また提言をしておりますし、私自身も何度かいろんな場を通じて提言をさせていただいているところでございます。そんな経緯のあるテーマでございますので、基本的な推移なり経過については、すべてもう割愛させていただきます。今後の問題を中心にして、質問のテーマにもありますように、具体性のある建設計画を明確に示していただきたいという観点で質問いたしますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

そこでまず、現状確認という意味から一、二お尋ねをしたいんですが、昨年の10月１日の広報「ひの」の「市長室から」の情報として、「市立病院の建て替え問題」と題して、改めて市長から考え方が示されました。また、昨年の12月議会で、私の一般質問を受けて、再度市長から考え方が示されております。そういった時期から間もなく１年近くが経過をされようとしているわけでございますが、その間、待ちに待ったと言ってもいいと思うんですが、「東京都保健医療計画」の改定が12月24日に公示されました。日野市が関係する南多摩医療圏のベッド数は、これまで8,202床から9,367床、すなわち1,165床の増床が発表されたわけでございます。このことは極めて日野市にとっては明確な目標が示されたということが言えるんではないかと思います。そういった状況の中で、基本的な計画は日野市として従来どおり変わらないのかどうかということの確認を、まず改めて１点目はお伺いをしたいと思います。

そして変わらないとするならば、その計画が具体的にどのように進展、またどの程度進展をしているのか、その進捗状況を伺いたいというのが２点目でございます。

あえて昨年10月１日の広報の内容、また昨年12月の私の一般質問に対する市長の御答弁についてはここでは繰り返しませんけれども、ただし、広報で示された、「平成７年の着手を目指す」という一文がございました。この部分と、私の12月議会での質問に対していただいた答弁、この中では「平成７年には何らかの形で具体性について一歩前進できる明確な計画として挙げていきたい」、こういう答弁をいただいております。この年次計画の部分については、よりわかりやすくまずお答えをいただきたいというふうに思います。非常に日本語的で、先日もありましたように、「着手」なのか「着工」なのか、わけのわからない答弁が最後にありましたけれども、少なくともこの10月の広報、あるいは12月の一般質問に対しての答弁で私どもが受けていたのは、着工ということをイメージして受けとめていたつもりなんですが、先日のやりとりを聞くと、相当後退してしまったのかなと、こんなような受けとめができなくもないんですが、まず現状の確認ということで、できれば市長から答弁いただければありがたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　沢田研二さんの質問についての答弁を求めます。市長。

**○市長（森田喜美男君）**　市立病院の建て替えという課題が、日野市の行政の重要な事務に位置しているということは、行政に関心をいただく方の極めて強い関心事であるというふうに思っております。そこで、日ごろ市立病院の建て替えの実現をどのような手順によって進めるかということを、関係組織の調査等を行いながら、進めてまいっております。現在到達し得ております考え方の現状と申しますのは、多摩平四丁目３番地の１街区、市の市有地であり、また市の行政施設がある約１万平米、この場所を用地として考えておるということであります。それから、その街区には、御承知のとおり行政施設がいろいろございますので、それらのいっときの仮施設でありますが、対応につきましてのおのずからの納得のいく手順ということがなければならないわけであります。そこで、着工という言葉になったり、あるいは着手という言葉になったりして、御迷惑をかけておる面もあろうかと思っておりますけれど、全体としては一つの方向性を持って事業として軌道に乗せると、こういう考え方であります。

保健医療計画の見直しに伴いまして、日野市の場合、一番市立病院として苦心の、つまり増床ということをどういふうに対応できるかということを苦心をしたわけでありますが、市立病院の将来像として、300床を保有できると、そしてまた、１次、２次というふうなことをこれまでも考えていたわけでありますが、全体計画と、それから当面計画、全体計画の中に当面計画を位置づけて、そして経費のこともありますし、いろいろな手順のこともございますので、それらがうまく整合できるようないわゆる手順と方策

をとっていきたい、こういう考え方でございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　沢田研二さん。

**○11番（沢田研二君）**　要するに基本的姿勢は変わっていないということで受けとめてよろしいわけですね。そういうふうに受けとめさせていただきます。

では具体的にちょっと伺いたいと思うんですが、東京都の保健医療計画、平成５年度改定に伴って、先ほども申し上げましたように、1,165床が発表されたわけなんですが、この発表に対して、当然日野市だけではなくて、南多摩医療圏の他市もそれなりの動きがされているというふうに思うわけなんですけれども、私どもが漏れ聞く範囲でも、例えば八王子なんかでは、病院誘致計画もあり、また精神病院を一般病院に切りかえるというようなことが、もう既にいち早く行われているというようなことの情報もあります。また町田あたりでは、市立病院の改築計画もあるということで、これも機敏な動きがあるということも聞いております。それから同じ圏内で、多摩あるいは稲城市についてもいろんな具体的な動きがあるというようなことも聞いておりますけれども、全体を通じて日野市としてはどんなような状況を把握されているのか、そのことについて伺いたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　生活文化部長。

**○生活文化部長（小野宗一君）**　ただいまの東京都保健医療計画に基づきます、日野市を含む南多摩保健医療圏の中の各市の病床の増加の計画、こうしたものがどうなのかと、こういうことになろうかと思いますが、東京都保健医療計画の平成５年12月の改定によりまして、日野市を含みます南多摩保健医療圏の必要一般病床数は、9,367床ということでございます。これに基づきます既存の一般病床数、これは既に用意されているという病床数であります。それは平成５年の12月１日現在では、8,202床と、こういうことでございました。よって、平成５年12月１日現在の同圏域におけます整備が必要な一般病床数、これは1,165床となりますということでございます。要するに1,165床不足すると、こういうような計画であります。

ここで本年の９月の５日に、東京都の衛生局の方へ確認をしました状況を報告をさせていただきたいと思いますが、それから計画を作成し以来、計画も進みまして、現在の状況では、8,290床となっておりまして、今後整備が必要な病床数は、1,077床と、こういう数字であります。1,165床であったものが、1,077床というのが現況数字でございます。

そして９月の５日現在の確認ではありますが、これに対しまして、東京都への病院開

設等の計画書が提出されている状況についてでありますが、九つの医療機関から1,239床の提出があるという状況でございます。この状況につきましては、どこのどなたがというようなことにつきましての細かな点については、プライバシーに関することでございます。公表はしていないという状況ではありますが、各市の状況につきましての提出状況でありますが、まず八王子市でありますが、６医療機関から879床、町田市２医療機関から222床、日野市１医療機関から138床、田無、稲城市にはないということでございます。したがって、９の医療機関から1,239床というのが状況であるという確認であります。したがって、今後整備が必要病床数というのは、1,077現行に対しまして、計画書の提出数は1,239ということで、162床がオーバーをしているという現況を確認しております。

以上、現況を報告をさせていただきました。

**○副議長（宮沢清子君）**　沢田研二さん。

**○11番（沢田研二君）**　ありがとうございました。

いずれにしましても、既に日野市も入っておりますけれども、1,165という数字をオーバーしているということが現状だということは確認されました。そこで、その具体的な建設計画について改めてお伺いをしたいわけなんですが、先ほど日野市の具体的な計画はいつごろかということを伺ったんですが、結果的には数字として出てまいりませんでした。そのことも含めてお伺いしたいんですが、改定が平成５年の12月24日に行われて以降、随時受け付けが行われているということです。これは病院開設に関する事前相談という受け付けでございまして、それが先ほどの1,239ということなんだろうと思います。で、この審査時期というのも、年２回、１月と７月ということのようなんですが、12月から今日に至るまで、２回の機会があったわけなんですが、この日野の、138床というふうな今言われ方をしたんですが、これは病院開設計画書を正式に提出したということで受けとめていいのか、ただ意思表示をした程度なのか、ここが非常に大事なところだと思うんですが、まず１点目、そのことをお伺いをしたいと思います。

それから２点目に、病院建設基本計画委託料の絡みなんですが、これも話題になったように、当初500万、今回2,500万補正して、今3,000万にしたいということの提案がされております。で、このやりとりの中で先日、「予算がなかったから500万円にせざるを得なかった」という苦しい答弁を病院事務長がされておりました。計画との兼ね合いでいきますと、予算がなければ後回しにするような今テーマなのかどうか。非常に問題ではないかなと思うんですが、この点についてもう一度、これは市長から御答弁いただ

きたいと思います。

それから、病院開設計画書を提出するには、どんな書類等整備されたものが必要になっているのか、このあたりが日野市は非常に、我々中にいる人間でも見えてこないわけですから、そのような書類整備がちゃんとされて、正式な事業という形になっているのかどうか、この整備するものがどういう内容なのかを、ちょっともう１回伺いたいと思います。

それから４点目に、病院の建設に至るまでいろんなステップがあるというふうに思います。どんなステップがあって、どの程度の時間、期間を要するというふうに考えておられるのか、このことについても伺いたいと思います。

以上４点お伺いいたします。

**○副議長（宮沢清子君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　具体的計画ということでの御質問でございますが、まずその中の第１点目につきましては、東京都への事前相談というものでございます。これはいつごろ、どんな内容でというような御質問でございますけれども、平成５年の12月の医療計画の改定も先ほど生活文化部長からの説明のとおり、1,165の枠が出てきたわけでございます。そういう中で、ことしの１月に入りまして、その1,165の枠の中で申請するという意味で、事前相談書を提出してございます。この事前相談につきましては、口頭での相談というよりは、文書によるものが主体でございまして、その文書につきましては、どこの場所にどの程度の規模のものを、いつから幾らぐらいかけてつくるか、またその診療科目、あるいは医師の確保、看護婦の確保等を添付書類にいたしまして、出しておるわけでございまして、これにつきまして具体的なヒアリングというものは今回なかったわけでございますが、それはなかったということは、病床が過剰であるという12月以前にも出してございますので、その内容については前にヒアリングしておりますので、東京都としては改めて出し直したという理解をしておりますので、ヒアリングはなかったわけですが、事前相談につきましては、東京都として今後の医療施設を整備していく中での事前の資料としてとっておるものでございまして、正式には計画書の提出が必要になってきます。御質問の中にありましたように、大体年２回の受け付けで、締め切りで審査をするということになっておるものでございます。

２点目の、今年度予算で、病院建て替えの費用が500万というようなことでの、財政事情というようなことでの御質問でございますが、さきに行いました基礎調査によりましても、病院建設につきましては、100億を超える費用でございます。こういう中で、

市民ニーズの高いことは十分承知してございますけれども、やはりここ二、三年の経済情勢により財政の逼迫を考えますと、この事業はいつ始めるかというようなことがかなり財政的なフレームの中で問題になってきております。そんな中で、病院建設担当といいますか、部門としては、それなりにステップを踏んでいきたいということでの予算要望もあったわけでございますが、、全体の財政事情、あるいは事業の内容等から、結果的には基本計画の一部分としての500万ということに終わっておったわけでございます。この間、やはり病院の必要性ということは十分わかってございますし、各議会を初め、それぞれからの要望も強うございますので、ここで9月に追加補正をさせていただいたという経緯でございます。

それから3点目の、正式な計画書の書類はどんなものかというようなことでございますけれども、正式に許可を得るについては、建築確認書といいますか、建築確認が終わるぐらいの具体的な設計図ができておると、それの財政的な裏づけ、それから医療スタッフの確保、それから地元医師会との関係、そういうようなものをすべて整えて申請することになるということでございます。

それから、スケジュールでございますけれども、今般、2,500万の追加補正をお願いしてございますが、これは基本計画ということでございまして、基本設計に一部加わってもございますが、段階といたしましては、次には基本設計、実施設計ということになってまいります。その間、既存施設の移転等も行うわけでございますが、一般的に既存施設は別といたしましても、設計の段階で2年から3年、それから工事についても2年から3年かかる。ですから、全体として4年ないし5年はかかるのが一般的なものでございます。7年度に着手あるいは着工というようなことにつきましては、ただいま市長からも答弁がございましたように、既存施設の移転工事というようなものがもし7年にできれば、着工というようなこともできますでしょうし、着手ということであれば、7年度でなくても、この2,500万がお認めいただければ、6年度から一種の着手というようなことにもなろうかと思います。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　再質問をする元気もなくなってきたんですが、いずれにしても、先ほど、南多摩医療圏として日野も入っていますと、138床入っていますと言ってみても、今の御答弁からしますと、最低必要な要件というのは何も満たされていない。まだ場所だって、4―3ブロックとはいいながら、確認されていない。即ち建築確認はもち

ろん全くない。医療スタッフについても確認されていない。財政の裏づけも何もない。ということは、全く何もできていないということと同じですよね。これで市民の皆さんから聞かれたら、やります、つくります。間違いなくつくる方向にはあるんですけれども、これが今始まった話じゃなくて、もう３年も５年も10年も前から出されてきて、よその市はもう既に、八王子にしろ、町田にしろ、1,165床が知らされたら、すぐに出しているわけですよ。本来、そういう形がとられるのが本当の計画であり、意気込みだと思うんですが、これでは全く話にもならないんではないかと思うんですね。

それから予算の問題も、今回、追加予算として出されてきた背景には、病院対策特別委員会の中でも前回、いろいろ論議させていただいて、この９月議会で何としても補正を出さないと、どんどんおくれていくんではないかと。そんなようなことの大きな論議があって、それも踏まえてのことだろうと思うんですが、それ以前の問題として、この1,165床が認められた時期というのは、平成６年度の予算の１次予算か２次予算かわかりませんが、大体、その予算を検討されている真っ最中なわけですよね。ですから、そういうことを考えても、これが全く出ていない時期ならともかく、ちょうどタイミングよく出てきたにもかかわらず、予算がないからといって、500万程度で、形だけの予算をつけるというのは、もう全く意気込みもなにも感じられないんではないかと思うんです。この財政の厳しい時期ですから、ほかをことしだけカットしても、あるいは多少抑えてでもこっちに回すぐらいのが当たり前のことじゃないんですか。それをやってもだれも怒らないと思いますよ。市長、ちょっとこの辺、もう一度御答弁いただけますか。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　大事業でありますということは言うまでもないわけでありますし、いろいろな手順の整備を進めなきゃなりませんので、必ずしも年次的に明確な見通しが立ちにくいという状況の中であります。今回補正予算をもって基本設計、あるいは実現のための一歩の大きな前進ということで、将来の明確性を確保していきたいと、こう考えておりますので、ぜひ議会でも御理解をいただきまして、ひとつ仕事の推進のために御指導、また御協力をお願いしたいと思っております。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　市長に伺いたいのは、本当にこの病院事業を一日も早く進めようという観点に立てば、当然この500万では基本計画、基本設計ができるわけがないということは十分御承知だと思うんです。にもかかわらず、ほかからの予算の工面もしないで、500万円で出したということは、改定された、1,165床という具体的な数字が見え

てきたことを、この範囲の中で日野も何としても食い込むんだという何か目算みたいなものがあったんですか。私はそこがやっぱり基本的な姿勢だと思うんです。何としてもここで、今回のこのチャンスをとらえるんだという観点に立てば、500万やそこらで予算を出す方法自体が全くおかしいと思うんですが、もう一度そこを伺いたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　いろいろな諸情勢の中のことでもありましたし、いよいよ病院改築の事業に取り組もうという大きい決意のもとに前進をするつもりでございますので、500万という計上では、もちろん不十分でありましたので、今回補正をしたということに御理解をお願いしたいと思っています。

**○副議長（宮沢清子君）**　沢田研二さん。

**○11番（沢田研二君）**　それはそのとおりです。それはもちろん、病院対策特別委員会でさんざん指摘をして、どうもいろいろ企画財政部長を初めとした病院関係の論議をした中で、これはもう市長のポリシー、決断しかないんだということで、本来であれば、休会中に市長を交えてもう１回、委員会をしようというような話にまでなったわけなんです。ところが病気になったために、我々は残念でしょうがないんです。しょうがないと思っていたら、長崎まで行っているんです。（「治ったから行ったんでしょう」と呼ぶ者あり）だったら、病院対策特別委員会をやるべきだったんです。おかしいんですよ、ですから。本当に市民の要望にこたえようということがあるんだったら、長崎へ行くのは結構ですけれども、もっと身近で熱望されている病院対策もしっかりやっていただく、このことが大事だと思うんです。

市長、御存じだと思うんですが、予算云々というのは本当に詭弁だと思うんですが、本当にどこからも融通できないということであるならば、例えば最近の事例で、町田市が長寿金を半減したというニュースが出ました。大変これは勇気のあることだったと思います。決して福祉をおろそかにしてもいいという話ではないんですが、例えばの事例として、これをやれとかという意味ではなくて、例えばこの町田の福祉を事例にしてとりますと、以前も問題になった理美容券が１回2,000円、６回分年間補償されます。これを年間６回を、ことしは大変厳しい情勢なんで、１回我慢してくれと言ったら、もう2,000万出るんですよ。１万人のお年寄りがいるんですから。別にそこだけにターゲットを当てるという意味じゃないですよ。例えばの事例を申し上げているんですが。きのうも平和資金事業が、日野が誇る三多摩27市一番、2,000万前後の予算がついているということも事例として挙げられました。秋川がゼロで、羽村が二十何万とか言いました

ね。羽村が二十数万しか平和事業費をつけてなくても、全国六百六十何市の住みよいまちのランクのベストテンに入っているんです。いいですか、ですから、予算というものと、市民感情とかいろんなことを総合してみたときに、何でも喜ばれる、目先で喜ばれる行政をいつまでも続けることが、状況に関係なく続けることが決していいことではないんです。やっぱり、状況を見ながら判断をしていくということが大事なんではないかと思うんです。特にこの病院問題というのは、極めて関心の高い、そしてお年寄りにも、もちろん若い人にもみんなに熱望されている行政ですから、ぜひ、もっと真剣に考えていただきたいなと。

今、企画財政部長からの、完成するまでには、最低でも４年から５年かかるということ、これはもう常識的に考えれば、全くそのとおりだと思うんです。そういうことは今わかったわけではなくて、もう以前からわかっていることだと思うんです。日野市は第３次基本構想があって、その方針に沿ってということでの考えを持って進んでいるわけなんですが、その都の保健医療計画というのは、何も日野市のペースに合わせてやっているわけではないわけです。当然この枠がなくなってしまえば、それで終わりと。今回、５年ごとに見直されるこの枠の中にまた入らない、前回と同じような轍を繰り返すことになってしまう可能性もあるわけです。非常にどなたも心配をされていることではないかと思うんですが……。

それでもう１点だけお伺いしたいと思うんですが、平成６年の４月に医療法が改定をされました。特定病院、それから一般病院、療養病院という三つの大きな区分けがあって、特定病院というのは、当然大学病院並みの500床、一般病院が300床、それからそれ以下が療養病院ということで、そうなりますと、今の日野市の病院のランクといいますか、ベッド数との兼ね合いからいきますと、療養病院並みということになってしまうんですね。今、市立、公立病院、一般病院ですから、そういうものに対しては何らかの特典があるのかどうかわかりませんが、下手すると、高度医療のできる病院どころか、療養病院に位置づけされてしまう。今の年次計画からいっても、４年、５年かかるということは、その間にそういう位置づけされかねないという心配もあるんですが、その辺は絶対大丈夫なのかどうか、憶測で多分大丈夫でしょうじゃなくて、ある程度裏づけ持って大丈夫なのかどうか、もう一度ここで確認したいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　答弁を求めます。病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　お答えいたします。

確かに医療法は改正ございまして、いわゆる今後の病院の中のあるべき姿ということ

で、厚生省では特定機能病院、また一般病院に区分けいたしまして、また御質問にもございましたように、特定機能病院と一般病院の区分けの中に、特定病院というのは500ベッド以上、しかも大学病院を目指しているということを言っております。そのほかに一般病院の中に、ただいま御質問の中にございました療養型病院、それから一般病院と二つに分かれるわけです。この療養型病院というのは、一般的に長期入院する方を対象にする。一般病院というのは、急性的な患者を扱うというふうに二またに分かれるわけでございます。

そこで、療養型病院につきましては、従前の看護体制、医師体制を減らしまして、いわゆる介護士というものを重点に置きまして、長期にまたがって療養をしていただく。一般病院については基準看護を重視していくということで、看護婦の不足対策をこういうところで補うという方法をとりまして、二つに分かれるということ。もう一つは、診療所20ベッド以下でございます。したがいまして、特定機能病院というのは500ベッド以上、それから一般病院の中の療養型病院というのは、いわゆる東京都知事の権限でございますけれども、希望があれば療養型病院、希望がなければ一般病院。ただし、基準看護をしっかりしてくださいというようなことで定められたものでございます。

したがいまして、今後、私ども病院を経営するに当たりましては、あくまでも療養型じゃなく、一般病院の300ベッドということを目指せば、何らの支障はないということを確信して言えると思います。

以上でございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　沢田研二さん。

**○11番（沢田研二君）**　確信するのも結構なんですが、やっぱり裏づけがないと、現場の人たちも非常に心配というか、されているんではないかと思います。もっと市民としては困るわけなんで、その辺をしっかり見守って、一般病院としての位置づけを確保できるように、目を光らせていただきたいなと思います。

最後に２点ほど、もう１回市長に確認をさせていただきたいと思いますが、簡単にで結構なんですが、このほかにもいろんな問題がありますけれども、時間の関係もありますので、あれしますが、４―３ブロックの移転計画というものが既に、どういう手順でどういうふうに移転してというようなことの計画ができているのかどうかということを、これはもう、できているかできていないかだけで結構です。もう一度確認させてください。

それから、先ほど企画財政部長の一般常識的な見方からすると、今、基本計画によう

やく入る段階から、建築確認まで早くても約２年、通常３年はかかると。そしてさらに工事期間を含めると４年から５年と言いましたが、恐らくこれは最大努力してのことだろうと思いますが、市長の気持ちの上では、この市立病院の建て替えは、これから何年間の中でやろうという決意を持って今まで来ておられたのか、その点について改めて最後に確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

**○副議長（宮沢清子君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　多摩平四丁目３番地ブロック、これの病院建て替え用地としてのこれからの手順、これにつきまして既存の行政施設等のそれぞれの仮設ないしは移設、それらについての構想は一応持ち得ております。書き物にしたり、また発表したりという状況ではございませんが、それらの手順を今後十分進めていかなければならない、このように考えております。

それから、病院の建て替え計画の年次のことでありますが、諸般の条件が複雑に伴うわけでありますので、明確に何年というふうにはちょっと申しがたい面があるわけでありますけれど、大きなレールを敷いて、そして将来像をしっかり描いて、伴わない財政等の事情につきましては、多少年次計画のゆとりを持って取り組む課題であるというふうに考えておりますので、正確なスタートだけは必ず近い機会にスタートしたい、こういうことであります。

**○副議長（宮沢清子君）**　沢田研二さん。

**○11番（沢田研二君）**　わかりました。移転計画も、構想を持っているという今時期ではないと思うんです。年次計画も、努力をしますとかという段階でもないし、本来でしたら、もう町田も八王子もきちっと出ているわけですから、それが本来の先取り行政ではないかと思います。いずれにしても、このあたりはもう、いくら時間かけても明確な数字が出てきませんし、またこの後同じようなテーマで田原さんもやることになっておりますので、ちょっと時間の関係もありますので、この質問についてはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○副議長（宮沢清子君）**　これをもって５の２、市立病院建設計画は具体性あるものに！の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時35分　休憩

午後１時７分　再開

○副議長（宮沢清子君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問６の１、「文化・スポーツ行政推進本部」の業務内容について問うの通告質問者、奥住日出男さんの質問を許します。

〔17番議員　登壇〕

○17番（奥住日出男君）　　それでは議長のお許しをいただきましたので、「文化・スポーツ行政推進本部」の業務内容について問うについて質問いたします。

平成元年の８月30日に、日野市における文化・スポーツ行政の総合的な推進を図るために、「文化・スポーツ行政推進本部設置要綱」が制定をされております。あれから６年目が経過しようとしているわけでございますけれども、この間の市民生活を見てきますと、急速に余暇時代という中で、多くの市民が学習に、あるいはスポーツ・レクリエーション活動にと意欲の高まりを見せておることは既に御承知のとおりでございます。しかしながら、この本部の活動状況がいま一つよく見えてこない。即ち時代を先取りした施策の推進、こういう点で、私どもが考えて、あるいは評価をしますと、まだまだ市民の満足度は低い、こう言わざるを得ません。そこで、この文化・スポーツ行政推進本部の業務について３点に絞って質問をいたします。

まず１点目は、推進本部の本来業務は何か。

二つ目が、推進本部が発足してから今日まで６年が経過しようとしているわけでございますけれども、これまでの業務内容についてお聞きをいたしたいと思います。例えば、基本計画等が推進される中で、関係部署とどんなかかわりを持ってきたのか、具体的な事例を挙げて御説明をいただきたいと思います。この要綱の中には、行政組織のネットワーク化、あるいは事務事業の推進、連絡調整等々あるわけでございますので、かなりのめっこく行っているのかなというふうに思ってきているんですけれども、なかなかどうもそうでもないような気もしますので、できれば何点か事例を挙げて説明いただきます。また、この間の主要な施策の成果、こういうものもありましたら、例を挙げてお聞かせいただきたい。

それから最後の３点目、冒頭申し上げましたように、今日の市民生活、かなりさま変わりをいたしておりまして、それぞれ家庭生活、あるいは個人の生活においても、それぞれ生きがい等々を持ちながら努力をしているわけでございますけれども、そういう背

景の中で、現状の問題点が何かあるのか、あるいは今後の課題についてお考えがあるかどうか、具体的にこれも、文化施設あるいはスポーツ施設に区別をして御説明をいただきたい。

以上３点について御答弁をお願いします。

**○副議長（宮沢清子君）**　奥住日出男さんの質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　文化・スポーツ行政推進本部についての御質問でございます。

質問者のお話にもございましたように、文化・スポーツ行政推進本部は、平成元年８月に設置されております。この本部は、最近のゆとりのある社会といいますか、ゆとり社会の中で、文化・スポーツ・レクリエーション等が市民生活にかなり入ってきているというような中で、これまで文化あるいはスポーツについて、教育行政の分野として行政の範囲を定めておったわけでございますけれども、これを超えるいろいろな市民ニーズも出てきております。したがいまして、行政全般にわたるというようなことから、行政内部の横断的な組織といたしまして、推進本部を設置したものでございます。内容については、その文化・スポーツにかかわる課題につきまして検討し、また横の調整を行い、事業について促進を図っていきたいというのがこの本部の設置目的でございます。

２点目に、これまでどんな活動をしてきたかというような御質問でございます。平成元年に発足いたしましたこの本部につきましては、本部会と幹事会がございますが、まずその設置いたしました平成元年には、この推進本部の今後の運営について会議を設け、それから各部課での問題点等についての提案が出されております。その後、今回５回というふうに回を重ねておりますが、具体的には浅川公会堂の基本計画のこと、あるいは生涯学習事業の体系化、あるいは公共施設のネットワーク化、これにつきましては一部署だけでなく、全般にわたるような情報提供というようなこともございます。それから市民文化祭の活性化だとか、あるいは市民花火大会ができないかとかいうようなこと、それから硬式野球場グラウンドの確保などが行われております。この推進本部は、事務局を当初、教育委員会の社会教育部に置きましたけれども、平成４年４月１日からは、企画財政部に事務局が移っております。その後の活動といたしましては、流域下水道処理場の利用、あるいは北川原公園といいますか、その利用をどうするかというようなこと、あるいは空き教室をスポーツに開放できないか、特に卓球の問題でございます。あるいはふれあい橋際の河川敷の利用、それから多摩川の河川敷にあります立川市のグラ

ウンドの利用、最近に至りましては、今年度予算で総合体育館の建設検討委員会を予定しております。これについての進め方、あるいは多摩川河川敷が新しく橋をかけること、あるいは建設省の浄化施設等によりまして、地表が狭められてきておりますので、今後グラウンドの確保をどうしていくかというようなことが、これまで本部の中で議論されてきております。

それから、特に基本計画等を推進する上での関係でございますけれども、一番は総合体育館建設などは基本計画の中で重点的な事業でございます。これの位置づけ等も行っておりますとともに、学校開放の問題とか――学校開放といいますか、ナイター施設等のことも基本計画の中にも出てきております。そういうようなところとの整合も図っております。

また、主要な施策の成果ということでございますが、この推進本部ができて、その後いろいろ議論はしておりますが、なかなかこの文化施設、あるいはスポーツ施設を建設するに当たりましては、何としても用地が一番問題でございます。また、用地確保、それに続くものとしての財源の裏打ちというようなことがございますので、特に主要な成果というのは具体的には上がってきていないのが現状であります。ただ、この推進本部におきましては、それぞれの文化あるいはスポーツ施設の必要性、あるいは今後の計画について一主管部だけのことでなく、横断的に各行政面の関係部署が共通の認識を持って協力していくというようなことでは、意義あるかというふうに思っておるところでございます。

最後の３点目の現状の問題点、あるいは今後の課題でございますけれども、ただいまも申し上げましたように、まだ十分な成果は出ておらないわけでございますが、今後の課題であります文化施設につきましては、昨日も御質問がありました平山駅前会館、あるいは中央公民館の建て替え、浅川公会堂の建設、中央図書館の建て替え、女性センターの建て替え、あるいは文化複合施設の地域への建設というような問題がございます。これらにつきましては、遺跡調査だとか、あるいは中央公民館で申しますと、用地の面積あるいは用途地域の問題とか、財源の問題とか、いろいろ出てきておりますが、一応懸案事項ということになっております。

また、スポーツ施設の今後の課題でございますが、一番大きいものとしては、総合体育館の建設でございます。先ほど申し上げましたように、一応どのような体育館を、どういう計画で、年次でつくっていくかというようなことの検討を今年度から行っていきたいということでございます。

また、野球場の建設につきましては、なかなか北川原公園の下水道のふたの土手が先になっておりますことから、別の候補地等も探さなければならない、またかなり面積が必要というようなことでの難しさも出ておるところでございます。一番具体的になろうかと思いますのが、市民プールの第２期工事でございますが、これも予定をおくれておる問題ですが、一通りの手順が終わっておりますので、あとは財政的な問題かと思いますが、ぜひプールの仕事も近いうちに実施したいというようなことでございます。

あと、小中学校の校庭のナイター施設につきましても、計画の中で一応進めていきたいというようなことがありますが、いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、かなり用地だとか、財源を必要とするようなものでございますので、基本計画の中に今後位置づけて、計画的にやっていきたいというふうに考えております。

**○副議長（宮沢清子君）**　奥住日出男さん。

**○17番（奥住日出男君）**　ありがとうございました。

今、企画財政部長の方からそれぞれ御答弁いただいたんですが、過去、この本会議の中で、それぞれの議員の方から、文化施設の問題、あるいはスポーツ施設の問題についてるる質問等が出されております。さらには委員会等でも、その都度、検討する、あるいは財政的なものもあるからと言いながら、検討検討でずっと来ているんですが、それぞれ今問題点等々が挙げられまして、成果は全くないと、こういうような言い方なんですけれども、実際に健康行政という面から、森田市長は、大変その辺を過去何度となく強く言われている。当然のことなんです。病気になってからいろんな施設をつくっても遅いわけですから、ならないような施策をするのが、これは当然イロハでございますけれども、今のこういう、余暇を楽しむというのか、社会情勢の中で、こういう自由時間がどんどん生まれてきている。これをそれぞれ市民がどんなふうに活用しようかということで考えている。当然行政側としても、それなりの施策を推進してきたことは認めるわけでございますけれども、まだまだ健康という面からとらえてみるならば、そういう機会の提供であるとか、あるいは活動の場の整備、こういう面では、他市に比べて大幅におくれている。こういうことが言えると思うんです。推進本部が発足してから今日までの業務内容、ただいまの回答で５回開催をして、それぞれ各部の問題点を吸い上げてきたと、問題点はこれこれこうですよと、それでおしまいなんですね。じゃあ、具体的にそれを実現に向けてどうするのかというのが、どうも見えてこない。

第３次基本計画のあれがまだ通っておりませんけれども、あれを読んでも、何か検討する、後期には何とか実現をさせたいというようなことで、市民にとってみれば、ただ

飾りとして書いて、ポーズだけを見せて、濁している。選挙になると、あれをやります、これもつくります、こういうことをどんどん出してくる。それは公約ですから、このようにしたいという努力目標ですから、できないものはしょうがないんですが、他市と比較して、前にも私、一般質問したんですが、16万を超えたこの日野市、27市のうちで上から数えて6番目にランクされるかなり中核的な都市に発展をしているわけですけれども、こういう文化・スポーツの施設を見ると、余りにもおくれてきている。

例えば、今言われたいわゆる文化の面で、文化施設がかなり整備不足なんですが、例えば都立美術館の誘致、これも何となくかけ声だけで、余り都の方には足を運んでいない。公民館をもっと充実させてくれという声が毎回ごとに出るんですが、これも検討課題、財源がない。（仮称）浅川公会堂も、何となく消えてしまった。今も白紙の状態である。経過はそういうことでずっと来ているんですけれども、何ひとつきちっと整理して完成したものが見えてこない。

推進本部を設置したときに、平成元年ですから、かなり期待をしておったわけです、この本部に。総合的な推進を図るんだと。そうすると、我々がここで質問して、担当部長にどうですかと言って、担当部長が、それは検討しましょうと言って持ち帰る。この組織の中には、当然各部の部長が入っていますから、そういう推進本部の本部会議の中では、それが反映されるようになるだろうというふうに見ているんですが、どうもその後聞くと、いまひとつ見えてこない。

例えば、スポーツ施設の問題で浅川スポーツ広場、今国から、毎年1年間1年間更新しながら、かなりのお金をかけて借りている。1年契約。2万平米の土地があって、1万平米だけを借りているわけです。あと1万平米を何とか借りてくださいということを、もう毎回言ってきている。あそこは少年野球、さらにはソフトボール、少年サッカー、いろいろやっているんです。浅川沿いのあの空き地は、駐車場にしていますけれども、あの半分を整備することによって、野球とサッカーが仲よくできるという、名とかひとつその辺を、こういう要望も出してきているんですけれども、その場で終わってしまう。我々が一般質問して、どうですかと言って、検討しますと言ったらば、本来ならば、その後、我々フォローしなきゃいけないんでしょうけれども、その前に担当部長あたりから、あの件はこうなりました、今こんな状態です、こういうことがあっても、私は何て言うんですか、余計なことを言っていると言わないし、さすがにきちっとやってくれているんだなというふうに評価できるんですが、何かこういう問題を質問しないと、きちっと返ってこない。

市民プールの２期工事についても、本来ならば、もう２期工事に入っているわけです。ところが、いまだに流れるプール、あるいはスライダー、この辺は全く財源が不足だということでとまっている。財政難というのはわかりますから、ある程度延びるのは仕方ないにしても、こういう状況だから、この計画はこのように延ばしますとか、そういうものが一切報告がありません。大変残念です。

多摩川のグラウンドの件もそうです。おとといの行政報告の中で森田市長が、あそこに橋がかかる。これはいいんですね。かかることによって交通状態が緩和されますから大変結構なんですが、それによってあの多摩川のグラウンドが使えなくなる。じゃあ、その多摩川の代替地をどこに持ってくるんだ。これがない。前に聞いたところでは、市内の企業のグラウンドを借りるとか、あるいは学校のグラウンドを借りるとか、こういうことになっておるんですけれども、それは根川のああいう改修工事があったからであって、今回の橋の件についてはどうなるのか。今の答弁では、その辺も課題といえば課題だという程度で終わってしまう。市民というのは、難しいことはいいんですよ。こういうものが今こういう状況になっているから、その対策としてはこうしたいんだと、こうしますとか、そういうものが見えてくれば納得するんです。失礼な言い方をすれば、ただいまの企画財政部長の答弁は、すべてが継続、今こういうあれで検討したい。何ひとつ、こうやりますというのが見えてこない。市長がこの本部長ですから、本部長として、この推進本部の活動状況、きちっと我々の声がこの本部の会議の中で反映されていると思われるのかどうか、その辺もお聞きをしたいと思います。

それと、先日も委員会の中で質問したんですが、市民陸上競技場、あの件について、この本部の業務事項の中に、行政組織のネットワーク化というのがあるんです。ですから、当然それは、各部間の中でスムーズに連絡が行き来しているなというふうに我々理解しているんですが、そうでなきゃいけないんですが、例えば市民陸上の件を一つ取り上げますと、あそこは夜は使えないんです。市民陸上競技場は。会議室だけは使えるんです。６時から９時まで。

ところが、先日もどなたかがお話しされていましたように、歩け歩け運動というのが今非常に盛んです。これは自分たちの健康管理ということで、夜多くの方が市内を歩いております。特に御婦人が非常に今多い。御婦人層というのは、なかなかお忙しい方です。ですから、昼間歩けない。夜、それも家庭の食事を全部終えて、それから自分の時間になったということで、歩かれる。大体それはもう、９時近くになる。それで何とか陸上競技場のあのトラックを歩かせていただきたいということで、現在９時半まで照明

がついていますから、歩いております。９時から９時半です。なぜあの中を歩かなきゃいけないのか、使えないところを。周囲に公園がありまして、歩くことは歩けるんですけれども、じかの土がないんですね。コンクリートになっていますから、ひざに非常に悪い。ですから、ああいうトラックを歩くことによって、ひざのばねもよくなるだろうし、足腰も丈夫になる。こういうことで歩いているんですけれども、これについて私が委員会の中で、１回あそこを使うと100円なんです。10分でも15分でも100円なんです。会議室は、３時間使って300円。50人以上の会議ができます。家庭の主婦というのは非常に敏感ですから、１回100円払う。１カ月間歩いて、月曜日は休みですから、使えませんけれども、20日歩いたとして2,000円。毎日毎日歩かなきゃいけませんから、真ん中とって25日ぐらい歩いて、毎月毎月2,500円払って、あそこを使わせてもらう。何とかならないんでしょうかねというような相談を受けまして、じゃあひとつ、会議室が団体で使えますから、それに匹敵というよりも、それを勘案すると、そういう何か会をつくって、歩け歩けの会なら会をつくって、団体として使えるようにできないかという、こういう質問を委員会の中でやりました。現在、検討しますということになっているんですけれども、健康行政という面で言うんであれば、お母さん方が30人歩いたら、みんなそれぞれ100円出さなきゃならない。月に2,000円も3,000円も出さなきゃならない。そこまでしても自分たちの体を鍛えたいという、そういう意欲があるわけですけれども、反面、そういう財政の面で、100円がもったいないかどうかわかりませんけれども、やはり考えてみれば、家庭の主婦ですから、月に3,000円ずつこう、陸上競技場を15分ずつ歩くだけで払うのも、何となくもったいないし、ばかばかしい。団体でそういう会をつくって、それを登録することによって、団体として月1,000円とかなんとかなれば、１人の持ち出し分も少なくなる。こういうことも当然考えるわけです。本来ならば、そういう声があったらば、こういう文化・スポーツ行政推進本部の中で、確かにこの文化・スポーツ行政推進本部というのは、そういうことも大変重要なことだろうと。速やかにそういう条例を改正するとか、あるいは弾力的に運営するとか、これが市民に対する私は住民サービスであろうかと、こんなふうに思うわけでございます。

体育施設条例によりますと、今、陸上競技場の使用料については、夜はだめなんですね、トラックは。会議室だけですけれど。でも実際には、御無理を言って、歩かせてもらっています。９時半まで今歩けます。９時半になると照明が消えますから、家庭の主婦は９時ごろ集まってきて、ある会をつくったんです。四、五十名の会です。それは歩け歩けの。あの周辺の方、あるいはかなり広範囲の方も来ています。いっときは歩けな

いというんで、立川の方まで行っていたんてすけれども、あそこを使わせてもらうということで、大変喜んでいるんですけれども、反面、今言ったような、そういうお金の問題が絡んでくる。何とかその辺も、ぜひ本部長である市長の方から、今後の課題としてもいいですから、何とか住民のためにもう少し改善をしたいとか、そういうことを言ってもらえないかどうか、その辺もお聞きをしたいというふうに思います。

それから、問題点ばかりで申しわけないんですが、中学校ナイター設備、先ほど企画財政部長が、小中高のナイターの設備、これは基本計画の中にありますから、いずれ何年か後にはすべてつくるんでしょうけれども、中学校が今５校終わったんです。あと３校がまだついていない。この辺が今後どんな計画で整備されるのか、その辺も具体的にお聞きをしたいというふうに思います。

いずれにしても、この推進本部の本来業務は、先ほど言われたような形でもって各部間の連絡調整をやるということでキャッチボールはされているんでしょうけれども、どうもその割りには本部の活動がとまったままのような気がします。そこで市長に、今いろいろと申し上げたようなことを整理して御回答いただくと同時に、本部の会議というのは市長が招集することになっていますから、これは必要において、どういうときにこの会議が開催されるのか、これを１点お聞きしたい。それからその下に幹事会というのがあります。この幹事会は事務局長、即ち企画財政部長が責任者です。ですから、この幹事会はどういうときに開かれるのか、それも含めてもう一度御答弁をお願いしたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　今、市民意識、あるいは社会行政、大きく転換をする必需ある、こういう時代を迎えまして、いわゆる文化行政、あるいはスポーツ行政が、教育委員会のみの行政の範疇だけでは市民要望に対応し切れないという見解に基づきまして、文化・スポーツ行政推進本部という大げさな名称ではありますが、連絡調整、並びに事業の推進機関を設けておるということは御指摘のとおりであります。そして１年１年の予算、あるいは事業計画に基づいたそれらの事業が一つの成果ではあるわけでありますが、大きな課題、あるいは小さな解決、こういうことにまだまだ機能を果たし得ていない面もあるということで、御指摘のとおりの御意見が出てくるものというふうに理解をいたしております。

日野市は、地形上と申しましょうか、あるいは今までの歴史的経過に基づきまして都市化に変貌し、将来の都市へのあるべき姿を、ハードの面、ソフトの面、いろいろ整備

をしながら、今日の状況に到達し得ておるということでございまして、他市との比較ということもおのずからあるわけでありますが、日野市に大きく遜色があるというふうには我々は思いたくないわけでありまして、可能な点、不可能な点は、まだまだこれから大きく取り組んでいかなければなりません。その中のごく具体的な施策として、御質問にもありました中学校ナイター、これはできるだけ、そう大きな予算を必要ということでもありませんので、順序をたどって施設を普及させていきたい、こんなふうに考えております。

それから、市民の森スポーツ公園のいわゆる競技場施設の部分、この施設の中にトラック、フィールドがあるわけでありますが、そのトラックはやっぱり、専門的な陸上競技の用にかなうということで設計されております。したがって、管理の立場から言うと、歩け歩け運動に果たして適当だろうかということの前段の判断が伴うわけでありまして、本来、歩け歩け運動は、日野市内では早く堤防敷等の条件を整えて、そしてそれにふさわしい場所をつくるということが当然必要になるわけであります。自転車のサイクリングロードというような言い方の堤防敷の整備は進めておるわけでありますし、その場所をジョギングやいろんな形で利用していただくということも可能なわけですが、夜間の使用ということも、一面に照明が必要だというようなこともあるかもしれません。フィールドをその歩け歩けにもちょっと開放するということは、その施設の維持管理上からも、少し無理があるんではなかろうかという感じが、今のところいたします。

大きな課題、それから具体的に市民要望に直ちに即応できる仕事など、いろいろもっと広範に、緻密に考えを展開をするということも極めて大切でありますので、それぞれの組織を督励いたしまして、なるべく早く解決を進めていくというふうには努力したいと思っております。

本来の文化・スポーツ行政推進本部は、大局的な将来の市民生活を描きながら、もちろん健康の増進の施設も大切でありますし、そして余暇時代、あるいはゆとりの時代というふうに時代が大きく進むわけでありますので、それらに十分対応できる、市民がみずから使っていただける、こういう装置を提供するということが当面の行政に必要であると。従来の行政範囲を拡大いたしまして、そういう発想にこたえられる機能を行政として推進しようと、こういうことでございますので、できるだけ機能を果たし得るように本部長といたしまして努力をしなければならないということを、御指摘の中で痛感しておる次第であります。

○副議長（宮沢清子君）　奥住日出男さん。

○17番（奥住日出男君）　ありがとうございました。

市長ね、今陸上競技場の話が出ましたけれども、何か、歩け歩け運動にはあれは不適当だというような、そんなような見解ですけれども、適当なんです、あれは。適しているんです、あのグラウンドは。ほかにないんです。例えば、そういう活動する場を整備してほしいという市民要望に対して、市民の森云々というのがあそこへできまして、確かに陸上競技場の周りに歩くスペースはあるんですけれども、それが歩け歩け運動には逆に適していない。照明が暗いとか、あるいはコンクリートを打ってあるとか、決して足にはよくない。ですから、せっかく中にナイター照明がありますから、あの中を使わせていただきたいということで今、許可をもらって使わせてもらっている。ということは、本部長である市長が、今実際にあそこを使わせてもらっている、許可を出している担当部とのめっこくなっていないんですよ。ネットワーク化されていない、こう言わざるを得ないんです。ですから、本部長はそういうことを知らないんです。本来、きちっとその会がスムーズに機能しているんであれば、今のような答弁は決して出てこない。確かに堤防をきちっと整備すれば、堤防も歩けるでしょう。ところがまだ、整備をされていませんし、実際に既存のそういう施設を使わせてもらって、市民の皆さんは自分の体力を維持しながら、健康増進に努力をされているという。逆にそういうところを使わせてほしい。当然ですね。自分たちの税金でつくった施設ですから、使わせないなんていうのはとんでもない。しかも有料でもって使わせているわけですから、私ども、あんなところは無料にしなさいと。八王子の富士森公園なんていうのはただですから、そういうことを考えれば、100円取るのも腹立たしいんですけれども、いろんな過去の理由があって、現在そうなっていますので、それでしつけの面で、これはそういう過去の背景がありますから、今はやむを得ないのかなと思いますけれども、将来的には、ああいう施設は無料で使わせてもらうべきだと。そんなに市民はルール違反をしていないし、みんなありがたいということて使わせてもらっているわけですから、ちょっと今の市長の答弁はいただけません。もっとそれでは、市民要望にこたえるようにこれから推進本部の中でも話し合っていくとか、解決するとか、そういう御答弁をいただきたかったんですが、今の件は私は納得できない。

ナイターの件が、順序をたどって今後整備していきますということですけれども、それでは具体的に、残されたのはあと３校あるわけですね。大坂上中、平山中、それから三沢中ですか、これが今後どんな順序でもって整備をされていくのか、これは担当部長の方から具体的にお聞きをしたいと思います。

それと、陸上競技場も、市長はそう言いますけれども、本部長という立場でそう言うんですけれども、統括している担当部長としては、どのようにお考えになっているのか。検討しましょうということになっていますから、使う意味で。料金も含めて、その辺どのように御見解を持っているかお聞かせいただきたい。

私はあくまでも、この文化・スポーツ行政推進本部というのは、庁内の中の最高の機関であって、難しいことはすべてそこでもって各部長が集まっていますから、たたいて決める。それをそれぞれの担当部が責任持って管理運営をしていくという、こういうような組織かなというふうに理解をしておったんですが、余り機能していないんで、市長はまだ発足してからそんなにたっていないと言いますけれども、５年が経過したんです、丸５年が。５年経過してまだそんなにたっていないと言うのは、いかがなものかなと。もう５年も経過しているんですから、かなりの成果も上げてきて、さらにもっともっと前向きに、こういうようにやってきたけれども、まだこんな問題点もあるし、課題も抱えていますと、こういうふうにお答えいただければ大変ありがたかったんですけれども、残念ながらそういうお答えは返ってこないので、連絡調整をする機関でもありますから、担当部長の方にその辺の、今度は中へひとつ飛び込んだ中で、ナイターの問題、あるいはプールの問題、ただいまの陸上競技場の使用の問題等々をどのように考えておられるかお聞きをしたいと思います。

それと（仮称）浅川公会堂、これも厚生委員会の中でいつの間にか白紙に戻されて、今全くどうなっているのか、さっぱりわからない。この辺も、現在どのように推進本部の中で話題になっているのか、このことについてもう一度お答えをいただきたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　社会教育部長。

**○社会教育部長（大谷俊夫君）**　それでは御質問でございますナイターの件と、それから陸上競技場の件につきまして私の方からお答え申し上げたいと思います。

ナイターにつきましては、御質問の中にございましたとおり、８校の中学校の中で５校が設置されております。残る三沢中、平山中、大坂上中でございますが、今学校の方と協議をいたしまして、次に設置することの了解が得られているのは三沢中ということでございますから、予算のつき次第、三沢中になると思っております。

それから陸上競技場につきましては、陸上競技場の設置目的あるいは使用目的につきましては、ただいま市長の方から答弁いたしましたとおりと私も理解をしております。しかしながら、そうした夜間等の御希望がありましての使用につきましては、ただいま

体育課で対応していることで御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の中の一つの推進されていない例として、（仮称）浅川公会堂の状況があるということだと思っております。浅川公会堂は御承知のとおり、区画整理事業の中で、将来の複合文化施設の用に充てるために、3,000平米の用地が既に確保されております。たまたまどういう性格を内容とするかということで、移転のまだ整合ができ切らなかった、調整ができ切らなかったということがありまして、現状としてまだ具体的な施設にはなっていないわけでありますけれど、これから楽しみの多い、将来像の描ける場所になるに違いないと、こう思っておるわけであります。たまたま財政的な厳しい状況の中にあるものですから、箱物は当分先送りしようという状況ですから、消えたということでは決してありません。そのように御理解をしていただきたいと思っております。

○副議長（宮沢清子君）　奥住日出男さん。

○17番（奥住日出男君）　本部の業務内容を聞きたいということが趣旨でございますから、これ以上突っ込むのはやめますけれども、今社会教育部長が、陸上競技場については、市長のおっしゃるとおりであると。あくまでも体育課としての対処であるということは、あれは例外的に認めているというふうに私ども理解すべきなのかどうか。私ども、健康だけじゃないんですよ。もちろん、社会教育部長も御承知だと思いますけれども、奥さん方があれだけ多くの、30人、40人というふうに団体で歩いているということは、青少年の非行防止にも役立っているんです。過去何件か例があるんです。例えば、何か子供たちがたばこを吸っていて、そこをお母さん方が通ったというんで、何しているのということで、泡を食ってそれを消して、逃げていったと。それ以降、そういうことはなくなったとか、さらには、若い女の子たちが二、三人でもって暗闇で、まあ何をやっているかわかりませんけれども、たむろしていたと。そこもお母さん方が見ることによって、注意をすることによって、そういうことがなくなったと。

ですから、そういう多くの方が、大人が目を光らせることによって、青少年の非行防止にもつながっているという、こういう背景もあるということを考えますと、あそこは不適当であるとかいうことは、どうも納得できませんし、であるならば、9時半まで照明をつけないで、電気代がもったいないから、6時で消しちゃえと。この方がすっきりしていいわけです。使わせないんなら、電気なんかむだですから、照明なんかつけてお

くことはない。やっぱり照明をつけるということは、そういう環境の面もあるだろうし、特に今のこの夏場というのは、もう夏過ぎましたけれども、夏休み中というのは、非行に走りやすい子供たちもおりますし、格好のたまり場なんですね、ああいうところは。そういうことをわざわざＰＴＡでもってチームまで編成をして、夏休みにパトロールをしようという、こういうことまでやっているわけです。それを日常活動の中でお母さん方がやってくれているという、これも私は、行政の方としても、違った面でありがたいなというふうな評価もいただきたいし、お母さん方はそういうことを言いませんけれども、こういうこともあったんですよ、こういうこともあるのよという、こういうことを聞くにつれて、何とかそういう人たちの要望はお聞きをして、ぜひ執行部側に改善をしていただきたい。こういうことを言わざるを得ないし、ぜひ言ってほしいと言うし、我々も当然のことですから、言っているんですけれども、今の部長の御答弁だと、市長がおっしゃるとおりだということになりますと、今使っているのは例外的であるから、いずれ時期が来たら、そういうことはもう廃止しますよというふうになるんですか。そこだけちょっとお答えいただきたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　社会教育部長。

**○社会教育部長（大谷俊夫君）**　現在の陸上競技場の使用の形態、あるいは料金の形態も、夜間９時ごろからお母さん方が歩くというふうなことを想定してつくられておりませんので、現在では体育課の方で一つの便宜としてそれを認めているわけでございますが、それをこれから認めないというわけじゃなくて、要するに料金なり使用形態を改めた中では堂々と使っていただきたいと、このように考えるわけです。

**○副議長（宮沢清子君）**　奥住日出男さん。

**○17番（奥住日出男君）**　わかりました。そういうことだと思うんですね。ですから、何かつくったときには、すべてどういうふうになるかわからない、将来は。ですから今回も、そういうことで認めているとか、認めないとかじゃなくて、そういうことでつくったんじゃないというのはわかりますけれども、時代がさま変わりをしてきた。市民の生活様式も、社会経済の急速な変化に伴って変わってきているという、そういうふうに変わってきているんですね。ですから、先ほど言ったように、時代を先取りした施策の推進という点では、満足度は非常に低いよと言ったのはそこなんです。ですから、時代は変わってきている。市民生活も変わってきている。個人個人の生きがいも変わってきている。変わってきたのに合わせて行政もそれなりの手助けをしてあげて、場所がないんなら整備をする、チャンスがないんなら提供する、これがやっぱり行政の仕事だと思う

んです。

ただいまの社会教育部長の御答弁を聞いて、私も安心しましたけれども、ぜひそういった面がこれからいろんなところに波及してくると思いますので、かたくなに、規則は規則だから、こうなっているからこうだよというんじゃなくて、弾力的に運営をしていただきたい、このことを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

**○副議長（宮沢清子君）**　これをもって６の１、「文化・スポーツ行政推進本部」の業務内容について問うの質問を終わります。

一般質問７の１、男女混合名簿をすすめよの通告質問者、執印真智子さんの質問を許します。

〔14番議員　登壇〕

**○14番（執印真智子君）**　それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。男女混合名簿をすすめよという質問です。

昨夜、女性センターで、「優しく学ぶ女性問題パートⅢ」「女と男、共につくる暮らし」という学習講座がありました。つくられる女の子、男の子という話がありました。これは、「らしさはつくられる」。「家庭からの影響、学校教育が与える影響、メディアからのメッセージ」とありまして、私たちが暮らしている中で、どんなふうに女の子がつくられ、男の子がつくられていくかという話があったわけです。その中の１番目、「らしさはつくられる」というところで、セックスとジェンダーという話が出てまいりました。セックスというのは、生物学的性差、胎児期のときにできるものですけれども、これが誕生を挟んでジェンダー、社会的・文化的性差、これがつくられていく、強められていくんだという、そういう話があったわけです。

例えば、男のくせに泣いちゃだめとか、男の子なんだからさっさと決めなさい、女の子なんだからお行儀をよくしなさい、女の子なんだから茶わんを洗いなさい。そういう家庭からの影響、または教科書の中で、エプロンをかけているのはお母さん、新聞を読んでいるのはお父さん、そういった挿絵の中から、または出席簿の中から、部活動、スポーツ関係は男の子、料理や刺しゅうは女の子というような中でつくられていく。またメディアから、白雪姫だとかシンデレラとか、そういうものの中からも、女の子はこうあるべき、男の子はこうあるべきだというものがつくられていくという、そういう話でした。

その中で申し上げましたように、出席簿、学校教育が女の子をつくり、男の子をつくってしまう、その影響として出席簿も挙げられておりました。なぜ、今男女混合名簿とい

うことをすすめよという質問をするかということを言いますと、やはり男女がともに生きる社会へ向けて、女性の側からの、また男性の側からのあるべき姿への当然の要求であるということが言えると思います。

まず、この20年ほどの世界の男女平等へ向けての流れを確認をしたいと思います。女性はもっと社会や政治の場へ、そして男性は家庭へと、あらゆる分野へ女性と男性が共同参画することを提唱する国連婦人の10年が、1975年の国際婦人年から始まり、1985年に終わっています。

中間年の1980年には、女子差別撤廃条約の署名式が行われ、日本を含めて57カ国の代表が署名をしました。日本は非常に大きな影響を国際婦人年と国連婦人の10年から受けて、女子差別撤廃条約を批准しようと決心したと聞いております。そして条約の文言に抵触すると思われる三つの法制度が改正されました。

一つは、国籍法にかかわる問題です。条約では、国籍について、男女平等を規定しています。これに反して、日本の旧国籍法では、父親しか子供に日本国籍を与えることができなかったのです。1984年に改正法が国会を通過し、成立しました。

第2は、労働法です。条約では、雇用の場での差別の撤廃を規定しています。労働関係は男女差別が最も顕著にあらわれるところでもあり、男女平等法の必要性が強く指摘されていました。男女雇用機会均等法の制定と、労働基準法の改正が行われました。

第3は、教育の問題です。条約では教育について、厳格に同一の教育課程を男女に確保することを求めています。日本の場合特に問題なのは、高校の家庭一般が女子のみの必修となっているところでした。文部省もようやく重い腰を上げ、1989年、学習指導要領で、家庭男女共修が告示されました。しかし、完全に実施されたのは1994年、つまり今年度の4月からでした。

このように、国内法の整備を行いつつ、日本では1985年に条約の批准が国会で承認をされました。

しかし、今後に残された課題として、多くのことが挙げられています。その中の一番は、意識の改革、男は仕事、女は家庭という役割分担の見直しであると考えます。東京都は国連婦人の10年を受けて、各自治体がつくることになっておりますので、1983年に婦人問題解決のための新東京都行動計画、男女の平等と共同参加への東京プランを策定し、事業化を図ってきています。日野市では、昭和62年に日野市婦人行動計画がつくられています。このような世界の流れ、国の動きを受けて、学校教育における男女平等教育の推進を東京都も提唱しています。特に男女平等教育の教育課程への位置づけ、及び

学習内容の検討、確立が強調されております。中学校の技術課程はもちろんのこと、教師用、児童生徒用の資料を作成し活用も図っております。区市町村においても、各自治体の教育委員会が男女平等教育の指導の手引をつくり、活用を図っていると伺っております。

ところで、男女平等を進める上で、最も大きな課題は、意識の改革であると既に述べておきました。意識の改革とは、男女の役割分担の見直しであると指摘しました。この役割分担については、非常に根強いもので、今まで当たり前に思ってきたことですので、これを見直すのには、粘り強い取り組みが必要となります。先ほど、昨夜の女性センターの講座の話を紹介をいたしましたけれども、ジェンダーの中で思い込まされてきておりますので、暮らしの中でのさまざまな場面で男女の役割分担は生き残っています。意識の下の男女差別も生き残っています。

しかしながら、ここに参りまして、夫婦別姓への法改正も議論をされております。少しずつでも確実に、女性から見た男女の関係づくりが進み始めているように思われます。男女混合名簿への取り組みも、男が先、女は後というこれまでの慣習を見直し、男女平等を進める上で、最も大きな課題である意識改革を進める上での大きな役割を果たすと考えております。

そこで７点の質問をいたします。これまで小中学校でどのような男女平等教育を進めてきたのでしょうか。

二つ目、先生に向けての男女平等教育の研修はどのように行ってきたでしょうか。

三つ目、昭和62年にできました第１次婦人行動計画につきましては、どのように進め、この間、どのようなチェックを市全体で行ってきたのでしょうか。

四つ目、学校での名簿については、現在どのような取り決めがあるのでしょうか。文部省、都、市というふうに取り決めがあればお教えください。

五つ目、男女混合名簿を実施している自治体は全国にどれぐらいあるというふうにつかんでいらっしゃるでしょうか。また、現在日野市で実施しているのは何校、何クラスあるでしょうか。

六つ目、日野市はこれまで、男女別名簿を続けていますけれども、続けている理由というのは何でしょうか。

七つ目、日野市も男女混合名簿実施を進めるべきときが来ていると考えますが、いかがでしょうか。

以上お願いいたします。

○副議長（宮沢清子君）　執印真智子さんの質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　「男女混合名簿をすすめよ」というタイトルでございますけれど、出席簿は、児童生徒の授業の出席状況を記録する名簿として用いられています。また、出席簿は校長が作成するもので、学校教育法の施行規則12条の４に示されております。これまで学校でも、出席簿を男女別に作成し、使用してきていますが、このことでは必ずしも男性優位というような考え方に立っているものではないと考えております。しかし、日常の教育活動において、名簿の扱い方によって固定的な男女の性役割、分業等の意識の醸成をすることがあるならば、そのようなことのないように各学校で配慮が必要であると考えます。

日野市の教育委員会としては、各小中学校において、男女平等教育をさらに推進し、一人ひとりが個人として十分に尊重され、人間として両性が同等に政治や社会生活、家庭などあらゆる分野で参画できる態度や意欲をはぐくむ教育の推進について今後も引き続き、指導助言してまいりたいと考えています。

それで今の内容でございますけれども、小中学校でどのように男女平等教育を進めてきたかという質問ですが、教科書の学習や道徳、特別活動の中で、人権尊重の教育の視点に立ち、男女平等教育を進めております。

それから２番目ですが、先生に向けての研修は行ってきたかということですが、年々教員対象の人権尊重の教育にかかわる研修を実施しております。その内容としては、男女平等等教育や人権の尊重等を取り上げております。

名簿の取り扱いについてはどうなっているかということでございますが、出席簿に関する法定の要式はありません。そういうことです。

男女混合名簿を実施している自治体は全国にどれくらいあるか、日野市の実施校はということでございますが、最近の新聞報道等でしか把握しておりませんが、自治体としては、埼玉県桶川市、大阪府東大阪市。都内では、自治体が一律に各学校に出席簿を混合するように指導している例は見当たりません。各教育委員会が、学校教育法施行規則12条の４にのっとっているものと考えます。日野市では、学校として実施しているところはございません。

日野市が男女別名簿を続けている理由は何かということでございますが、各学校は、先ほど説明いたしましたとおりですが、学校教育法施行規則12条の４にのっとって実施しております。

７番ですが、日野市も男女別名簿を進めるべきと考えるがいかがかということですが、各教員が指導や、事務上使用する各種の名簿は、目的に合わせて工夫されております。出席簿は校長が作成するものであるので、その目的から、学校において統一されることが望ましいと考えております。

以上でございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　生活文化部長。

**○生活文化部長（小野宗一君）**　３点目の、第１次の婦人行動計画の進め、そしてチェックでございますが、この昭和62年に策定しました日野市婦人行動計画、これは昭和62年、63年策定の日野市基本計画の中の「女性の英知と力を地域社会に」と、こういう基本的施策の方針に沿いまして、事業の推進が図られてきておるというものでございますが、また昭和61年に設置をしております庁内婦人行政連絡会、この組織を中心に、関連部課との調整を図りながら、全庁的に事業の推進に取り組む体制ができておると、こういう状況でございます。

計画の推進状況調査につきましては、平成元年と３年に実施はしております。今後につきましても、庁内女性行政連絡会の機能を生かしまして、計画的に状況調査を実施するなど、施策の推進に取り組んでいきたいと、このように考えております。

以上でございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　執印真智子さん。

**○14番（執印真智子君）**　ありがとうございました。

今、７点お答えをいただいたわけですが、まず一番最初に、出席簿は校長が作成するもので、現在は男女別になっている。これが男性優位と考えていない。あるならば、各学校で配慮が大事という、こういうまずお答えがあったというふうに思います。それで、ここがやっぱり問題なんですね。ここが知らず知らずのうちに、男らしさ、女らしさを押しつけられてきたという、そういうところにつながっていくわけなんですけれども、次に移る前に、日野市では混合名簿を学校としてやっているところはない、というふうに先ほどお答えがあったんですが、クラスでやっているところは幾つかあるはずなんです。数はつかんでいらっしゃいますか。まずそれでは、これを確認いたします。

**○副議長（宮沢清子君）**　学校教育部長。

**○学校教育部長（谷　正幸君）**　やっているクラスがあるということは聞いておりますが、数ははっきりとつかんでおりません。

**○副議長（宮沢清子君）**　執印真智子さん。

○14番（執印真智子君）　わかりました。それではまず、男性優位と考えていないという、そういう考え方だということが先ほど示されたわけですが、例えば小学校のとき6年間で、男女別名簿にしていると、何回ぐらい男女別に呼ばれたり、男女別に並んだりするか御存じでしょうか。

○副議長（宮沢清子君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　ちょっと数え切れないと思いますが。

○副議長（宮沢清子君）　執印真智子さん。

○14番（執印真智子君）　これは学校の先生が大体調べたそうなんですけれども、6年間のうちに約1,500回、名簿別に呼ばれたり、並んだりということがあるそうなんです。これがその都度、男が先、女は後、男が先、女は後、男が先、女は後、男が先、女は後、というふうになっていくわけですから、知らず知らずのうちに、男は先にやっていいもの、女は待っているものということが植えつけられていくわけです。どうでしょうか、その辺は。

ここに福岡県の中間市というところでアンケート調査をしたものがあるんですけれども、これは1993年の11月19日の新聞に載っておりますので、恐らくその少し前に調査されたんだろうと思いますけれども、女子中学生の半数が、「生まれ変わるなら男」というふうに答えているんだそうです。これは53％の女子が、「生まれ変わるのだったら男」というふうに答えた。そして男子で、「生まれ変わるんだったら女」というふうに答えたのは5％だったということなんです。この差は何か。嫌な理由というのは、出席簿を初めとする男女の順番、体育の授業や体育会での種目の違いなどが理由になっているんだそうです。これは明らかに女子から見たときには、差別なんですね。嫌なことなんです。ここをまず大事に考えてもらうことが必要だろうというふうに思います。

また、先生の話を聞きますと、例えば、男が先に身体検査をする、女が後に待っているということになりますと、寒いときなどは、女子の方が廊下でずっと待っていることがあるっていうんですね。それからまた、女の子は休み時間にかかってしまいますから、結局休み時間がなくなってしまう。女の子の方がなくなってしまう率が高い。人権問題だと言うんです。私はそのようにとらえているんです。

今、教育委員会の方では、男女平等教育、人権教育をずっと続けてきたんだ、というお答えがあったわけですけれども、男女別名簿をずっと続けているということは、まず人権問題なんだというふうにとらえていただきたいんですけれども、その辺はいかがですか。

○副議長（宮沢清子君）　　教育長。

○教育長（園田　匠君）　　それではお答えをさせていただきます。

今御指摘のように、女性の方がいわゆる出席が後の方にあるということで、待ち時間が長いというようなことは、これは現実問題として、私はあるだろうと思います。順番が後になっているんですから、そういうことはあり得ると、こう考えます。それから、そういうようなことがたび重なると、人権問題である。確かに女子の生徒の方が待つということになれば、そこに苦痛を伴うこともあるかもしれまん。また、そいうものがたび重なっていくと嫌だという、先ほどの福岡の調査にも出ているようなことも起きるかもしれません。そういうことは、私は謙虚に、やはりあるんじゃないかというふうな認識をいたしております。

教育委員会としましては、やはり女性であれ男性であれ、一個の人間として、そして豊かに社会生活を送っていくと、そういう意味からの男女平等教育というものを推進してきているわけでございます。これは約10年ほど前からこういった取り組みというのが行われてきたと私、記憶しておりますけれども、そういった教育の成果というのは、徐々に上がりつつあると思います。先ほども議員さんの方から御指摘がございましたように、この差別という問題は、一人ひとりのいわゆる意識の問題に深くかかわってきていて、なかなか表にあらわれてこないという面もございます。そういった意味で、教育の果たす役割は非常に大きいと、こういうぐあいに認識をしております。

それから、出席簿のことでございますけれども、やはり日野市の教育委員会として出席簿のいわゆる男女混合、例えばアイウエオ順とかというようなことだろうと私は推測いたしますが、そういうふうにする意思はないかと、こういうことでございます。これにつきましては、先ほど学校教育部長の方からも御答弁させていただきましたように、出席簿というのは校長が作成することになっております。学校教育法施行規則によって、なっております。それで、全国的に見ましても、新聞等を見ましても、いわゆる男女別の出席簿はまだ残念ながら多いという状態でございますけれども、これがなかなか普及してこなかったというところがどの辺にあるのか、というようなことも含めて、学校とよく話し合いをしてみたいと、こういうぐあいに考えております。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　　執印真智子さん。

○14番（執印真智子君）　　ありがとうございます。

ずっと待っていることが人権問題に「なるかもしれない」というあたりを、「なるの

だ」というふうにしっかりと認識をしていただけたら、さらにいいというふうに私は、今お話を伺いながら思ったわけですが、期待をしておりますが、混合名簿についての日野市内でクラスで混合名簿をやっている先生のアンケートがありますので、ちょっと御紹介をいたします。

結局今、校長が出席簿をつくるものだ、というふうなお答えがありましたので、これも御紹介しながら、少しまた進めたいと思いますけれども、これはまず、「どうして混合名簿にしようと考えたのですか」という質問をしました。「実践例を読んだり聞いたりして刺激された」「男女差別は幾つかあるが、形として一番明確に出ている」「男女で分けることの弊害を感じた」「女と男を分けることのおかしさがやっとはっきりわかったから」「男女を区別したくない」「男女の壁を外したかった」。

「いつごろから始めたか」「混合名簿でクラス編制した子は何人ぐらいになるか」「子供たちの最初の反応はどうだったか」という質問に対しましては、「ことしが１人、２年前からが１人、４年前からが３人、５年前からが１人、７年前から１人」というふうになっています。それで、35人から40人、多い人では200人の子供たちをその混合名簿で呼んできたということなんですね。「子供たちの最初の反応」というのは、「特に反応がない」「抵抗なく受け入れた」「すごくいいと感激した子もいた」「男女仲よくしようと話をして名簿を出した」。

「不便なこと（健診などで混乱したこと、時間をとられたことがあったか）」という質問に対しましては、「子供たちが番号などで混乱したこともあった」「保健関係、特に医師が関係しているものについて、別にと言われた」「内科や計測では分けている」「並び方がいろいろで、覚えるのが大変」「問題なし」。

４番目、「混合名簿にしてよかったことは何か」。これについては、「女子が活発になった」「リーダーにも進んで立候補するようになった」――これは女子のことですね――「子供たちがお互いに尊重し合ってきた」「性別によって分けることをしなくなった」「男女を区別することが少なくなった」「自分の気持ちがすかっとした」「生活面全体も、男女の協力や、意識的に取り組むようになった」。

「休み時間の子供たちに変化はありますか」という五つ目の質問ですが、「男女まじって遊ぶようになった」「仲良よく遊ぶ」「男女の壁がなくなった」「一緒に遊ぶことが自然になった」「特に変化はない」。

６番目、「男女別名簿にすることは、双方の特質を生かすという意見が片方にありますが、混合名簿にしたことで、双方の特質が生かされなくなりましたか」。これは「個

人が認められたと思う」「生かされる特質とは何でしょうか」「特質という見方に疑問を感じる」「一人ひとりの個性の問題かと思う」「そんなことはないと思う」。

7番目、「この間、親からの反応はどうか」。「特にない」「自然でいいと言われた」「賛同してくれるお母さんからお便りが1通あった」「年に1人程度に頑張ってほしいと言われるが、それ以上の接触はない」「混合名簿にしてうれしかったの声があった」「親のつくった名簿は男女別になっていた。理由は、わかりやすい」「卒業式などよかったという反応が大」「運動会の徒競争で混合にしたら、男の子が負けるとかわいそうという声が上がった」。

8番目、「学校長、また同僚の先生の反応はどうか」。「あえて反対はしない」「同僚は特になし」「仕方ないと思っている」「歩み始めてはいるが、自分からやるという点まで至っていない」「並び方を混合に指定したら、周りと同じようにするようにと言われた」ということです。それから1件、「学校長はやめてほしいと言った」「同僚は特に何も言わない」というのがあるんです。

これが今実際に日野市でやっている先生からアンケートをとりまして、今お聞きいただいたように、子供たちにとってみれば、「女子が活発になったり、お互いがよく遊ぶようになったり、いいことがあった」という報告が出されているわけです。既にやっているところがあるということなんですが、この中で一つ気になりますのは、「学校長がやめろと言った」という、そういうところもあるわけです。実際には男女平等というのを進めたくて、やりたいと思っている先生がいても、市の教育委員会が、「今はそれをやっていない」とか、それから学校長が、「これまでのやり方と違うことをされるのは困る」というふうなことがあれば、できない、やりにくいということもあるんです。その辺を少し教育委員会として、男女別名簿が本当に慣習でこのまま進んでいっていいのかどうか、それが男女差別を増長することにつながるかどうかという、その辺の見きわめをしっかりとして、教育委員会としての進み方というのを決めていく必要があるのかなというふうに思っているんです。

そこで、いろんなことも御紹介したいと思うんですけれども、杉並では、平成5年から男女混合名簿が行われているそうですが、これは1枚に男子も女子も書ける用紙をつくった。小学校では、実に単純なことなんですけれども、これもちょっと日野市からお借りをしてまいりましたが、これだと、30人、30人書くようになっておりますので、例えば36人学級だとわかりやすいから、こっち側に男子、こっち側に女子ということになっていくわけですね。それを杉並では、36人全部入るようなというんですか、そういうも

のにしたというんです。それで、それは学校の裁量で決められるので、75％が実施をしたということなんです。５％は学年により実施、20％は別名簿というのがまだあるそうです。これについては、必ずやれというのも、それもまた、逆から見ますと怖い話ですから、こういうふうな緩みというのはあってもいいのかなというふうに私も感じております。それから中学校になりますと、１校のみが学年によって実施ということです。これは恐らく、中学校になりますと、教科によって先生が違う、また男の先生がふえるということもあって、やめてくれという話になるんだろうと思うんですけれども、しかし、思春期ですね、そのときが一番大事なんじゃないかな。そのときに常に男女別で、しかも男が先、女が後という形をとっていくのか、いつもまじって勉強でも遊びでもしていくということが、やっぱりそこで思い込まされるものが違ってくると思います。

先ほど中学校の「生まれる変わるなら男」という、女子中学生の回答が53％あるというふうに御紹介しましたけれども、これが高校生になると、約60％の子供たちが、「考えたこともない」というふうな回答に変わっていくんです。それは東京都が出していた資料にあったんですけれども、その３年間の間に、当たり前になっていく。考えることもなくなっていくものになっていくということが怖いかな、というふうに私は思いました。

杉並の話に戻りますが、１年間で75％実施をして、その後揺り戻しはないそうです。不都合もないそうです。

それから次に、これは混合名簿というのは世界にどれぐらいあるだろうかということを調べた方がいらっしゃいまして、元英語教師の中島さんという方が、1985年にケニアの国連婦人の10年の最終年の世界会議の際に、ＮＧＯフォーラムの会場で、18カ国49人からアンケートをとったんだそうです。これは欧米、アフリカ、アジア、南米といった国の人が多かったそうですが、男が先で女は後というのは、インドただ１国だったそうです。あとはすべて男女混合、アルファベット順だったということなんです。私たちが暮らしの慣習の中で、やっぱり名簿は男女別が便利よねとか、男が先で女が後は仕方がないわよね、というふうに思っていたのは、本当に狭いこの国の中の慣習だったというふうに思います。

で、日本の別名簿についての感想を聞きましたところ、「正義に反する」「差別だ」「闘うのみ」「男の子に、自分が女の子よりすぐれているという考えを与えてしまう」、そういう各国の女性からの意見があったということなんです。

それで、教育長も、校長会とも話をしていきたいということで、先ほど御答弁もあり

まして、ぜひ積極的にやっていただきたいんですけれども、そのときに、一番私が言いたいことというのは、先ほど女子中学生のアンケートを御紹介いたしました。これは日野でも恐らく同じような数字が出るんだろうというふうに私感じておりますけれども、人権問題を考えるときに、「足踏み議論」というか、そういうものがあるんだそうです。足を踏まれている側と、足を踏んでいる側とがありまして、足を踏んでいる方というのは、踏んでいるような気がするけれど、そんなに痛いわけじゃないと。でも、足を踏まれている方は痛いんだ、ということなんですね。それで、今、学校教育の中で、教育長も長いこと校長先生もなさってきたわけですけれども、こういう場合に、どういうような指導をされてきたんでしょうか、これをお尋ねしたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　教育長。

**○教育長（園田　匠君）**　お答えいたします。

今、足を踏まれた者の痛みということでございますが、私たち、日常生活において、足を踏むだけではなくて、また、言葉によるそういったこう、非常に痛手をこうむることがございます。そういったときも、痛手をこうむった人の心というのは、なかなかその人でないとわからないというところがございます。しかし、やはり、例えば今言ったように、足を踏んだ、電車に乗っていて足を踏まれて痛い、と言ったときに、申しわけありませんでした、すみませんでした。どれぐらい痛かったかということは、踏まれた人でないとわかりませんけれども、踏んだ者は、最大のやはり相手に対して申しわけなかった、痛かっただろうという、こういう気持ちを一人の人間として持つべきだし、こういった心があるところから、いわゆるお互いにともども助け合っていくという、温かい心が生まれるものだと、こういうぐあいに考えております。

以上です。

**○副議長（宮沢清子君）**　執印真智子さん。

**○14番（執印真智子君）**　ありがとうございます。

本当に私も、そのとおりだというふうに思うんです。やっぱり人権問題というのは、踏まれている方の身になって解決をしないと、何事も進まないだろうと思うんですが、先ほど紹介しました、女子中学生の半数が「生まれ変わるなら男」というこのアンケートにつきまして、出席簿を初めとする男女の順番、体育の授業や体育会での種目の違いが、その不平等感を感じている理由になっているんですね。これは足が踏まれて痛いんだ、ということを言っているわけです。そこを大事にこの混合名簿実施に向けて考えていっていただかなくちゃいけないというふうに思うんです。

それでしかも、私がここで問題だなというふうに感じたのは、女子中学生の半分は「生まれ変わるなら男」というふうに答えている。これはどういうことかというと、今度は足を踏む側になりたい、と言っているということなんです。これでは本当の意味での人権教育というのはなされていない。私は女性の立場から、そのように感じるわけです。で、学校長もどれだけ女性の方がいらっしゃるかわかりませんし、教育委員会も男性の方が多いので、この足を踏まれて痛いんだというところがどこまで通じるか、これをどこまで大事にして教育委員会の中で話をして、そして校長先生に伝えていってくれるか、きっちりと論議をしていくか、ということが一番大事なところだというふうに思うんですが、教育長、いかがですか。

それで、東京都の「男女平等教育指導資料集」というのが平成６年３月に出ていますけれど、これを見ますと、これは「小学校における男女平等教育の視点」という中に、（１）は「男女の役割分担や、差別による固定観念の発見と指導」、それから（２）は「出席簿や整列の仕方など形式的な環境整備」、（３）は「教科及び各領域における授業による指導」というふうになっているんですけれども、東京都もその混合名簿についてこういう書き方をしているんですね。「朝会や集会などの並び方、出席簿、作品の掲示、卒業式の呼名など、男女混合で行うことによって、男女の触れ合いを多くし、個人のよさを認める機会とする、などである」というふうに、こういうふうに入っていまして、これが中学校になると、そういうふうにはっきり書いたところがないので、私はぜひ日野でやるときには、中学校の混合名簿というのもきっちり話し合いをしていただきまして、それで国立では、「国立市男女平等教育指導手引」というのがあるんですけれども、その中ではっきりと混合名簿のことに触れているんです。やっぱり毎日毎日の暮らしの中から男女平等というのを身につけなければならない、ということが書かれているわけです。しっかりと教育委員会で話をしなければならないのであれば、しっかりと話をしてもらって、うるさく言うから実施しようというんじゃだめなんです。これは人権問題だというところをきちっと押さえてもらって、そして進めていただきたいんです。

で、杉並のように、これは日野の中学校の出席簿なんですけれど、これは55人まで一度に書けるようになっているんです。こういうふうに形を変えれば、問題が解決しやすいのであれば、それはすぐ解決していただきたいと思いますし、ぜひ早急に検討していただきたい。ぜひとも、先ほども、人権問題である、足を踏まれている側の身になって解決をしていくことが人権問題は大事なんだ、というふうにおっしゃったわけですから、来年の４月からでも実施をするような方向で、ぜひ話し合いを進めていただきたいと思

いますが、いかがでしょうか。

○副議長（宮沢清子君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　２点にわたってだと思います。後の方からお答えさせていただきます。

出席簿の形といいますか、規格といいますか、それは教育委員会で決めているというものではございませんで、聞いてみますと、いわゆる各学校から代表者の方においでいただいて、そこの中でどういう形がいいかということを過去に決めてきている経緯があると、こういうことでございますから、今度出席簿の規格につきましては、そういう話し合いがあるときには、今御指摘のようなことも話をして、検討して、話し合いを、その学校から来た担当の方々にも、そういうようなことを話してまいりたいと、こう思っております。

第２点目のことでございますけれども、出席簿は学校でつくるものでございますから、学校の先生方の一つの理解と意識の深まりというものがなければ、先ほど議員さんの方からもありましたように、いわゆるうるさく言うから形式だけ整えればいいっていうんではだめだ、という御指摘がありましたように、全く私も、そのとおりだと考えます。したがいまして、学校の先生方の意識も深めながら、そういった中でどういうような各学校が出席簿をつくっていったらよいのかということを考えてもらうようにしてまいりたいと、こう思っております。その中で私、先ほど議員さんの方から、子供の作文というんですか、アンケートというんですか、そういったものをお聞かせいただきました。で、この出席簿につきましても、教師の論理だけでなくて、やはりそれを受ける子供の気持ち、心というものも酌みながら考えていくことが大事だというようなことは、学校の方へも伝えてまいりたいと、こう思っております。したがって、あくまでもこれは、教育委員会で命令化、きちっとこうしなさいというようなものではございませんで、法によって学校長がつくるということでございますので、その中で話し合いを深めさせていっていただきたい、こう思っております。

以上です。

○副議長（宮沢清子君）　執印真智子さん。

○14番（執印真智子君）　今のお話ですと、これは先生方が集まってつくっている。次はいつになるんですか、これを見直すのは。平成２年度に見直ししたというふうに聞きましたけれど、次はいつになるんですか。

それと、先生方の意識を高めてという、そういう発言がありました。男女平等教育と

いうのを、今資料をつくりながら進めているわけです。それは、男女平等がまだ実践されていないからやっているんだと思うんですね。混合名簿については、先生方の意識が高まってからやるんですか、それとも、やりながら先生の意識も高めていくんですか、そこのところをはっきりさせていただきたいんです。今の御答弁だと、ちょっと不確か過ぎて、これは先生がつくるものだから、そのときが来るまでできないのか。それと、片方で人権教育、男女平等教育をやっていながら、先生の意識が変わらないと、男女混合名簿もできないというようなことでは、やっぱりそれじゃおかしいんですよ。で、そこのところが、やっぱり教育長なり教育委員会なりで、男女が常に別に呼ばれるということが人権問題にかかわるんだということをしっかり押さえているか押さえていないかというその分かれ目になると思うんですけれども、その辺、いかがですか。

**○副議長（宮沢清子君）**　教育長。

**○教育長（園田　匠君）**　私の答弁がちょっと言葉足らずであって、大変申しわけございませんでした。先生方の意識が高まってから名簿のことを考えるということではございません。ともどもに考えていくと、こういう立場でございます。したがいまして、学校の方と相談をしてまいるということと、それから現実の問題として現在いわゆる男女別名簿を使っているということでございますので、それを混合名簿へしていくということについて、やはり先生方に男女平等のこういう教育の中の一環として意識を高めていただく、こういう意味でございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　執印真智子さん。

**○14番（執印真智子君）**　もう少しじゃあ具体的に聞きましょう。早急に教育委員会で検討をお願いしたい。それから学校長との話し合いを早急にしていただきたい。ことしじゅうにきちっと話し合いをしていただきたい。教育長としては、人権問題ということも含めて、痛いと言っている方の声を聞かなくちゃいけないというころまではさっき一致をしたわけですから、それを現実的に進めていただきたいわけなんです。で、話し合いはしましたけれど、だめでしたとか、そういうこともあるかもしれませんけれども、必ず今年度のうちにはきちっと話し合いを進めていく、そのことの確認だけさせていただいていいですか。

**○副議長（宮沢清子君）**　学校教育部長。

**○学校教育部長（谷　正幸君）**　そういうことで進めたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　執印真智子さん。

○14番（執印真智子君）　それではお約束をいただきましたので、これにつきましては、実施されるまで私も粘り強く質問してまいりますので、これは先ほども申し上げましたように、中学生３年間の間で、半分が「嫌」と言っていることから、高校生になったら、「考えたこともない」というふうになってしまうんです。その間にジェンダー、男女による性というものが、男と女がつくられていくわけなんです。それは女にとっても不幸ですけれど、男にとっても不幸だ、と私は思っているんです。男は泣いちゃいけないというふうに言われて、何て理不尽なんだろう、というふうに思ったことないですか、皆さん。（笑声）それを、ぜひもう一度考えてもらいたいんです。笑っている場合ではないというふうに私は思いますけれども、そこをしっかり押さえていただきたい。男女共同参画型社会に向けてきちっ勉強していただきたいし、それから今「女性行動計画」策定をしているようですけれども、つくっておいてそのままにしておいてもだめなんです。平成４年度、平成５年度と一度も開いたことがないんじゃないですか。そんなようなことがあっては困るんです。それは強く今ここで申し上げます。そして、ただいま、ことしじゅうには必ずやります、という答弁をいただいたわけですから、必ずやってください。これで終わります。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって７の１、男女混合名簿をすすめよの質問を終わります。

一般質問７の２、日野市の環境行政を問うの通告質問者、執印真智子さんの質問を許します。

○14番（執印真智子君）　それでは、日野市の環境行政を問うを質問させていただきます。

日野市の環境行政につきましては、平成４年９月議会での「地球に優しい町づくりのために、熱帯材不使用をすすめるとともに、トータルな環境施策を実施せよ」、また平成５年９月議会の「環境都市日野をめざして、丘陵地・崖線の緑を保全せよ」の中で、質問させていただきました。

２回目の質問からちょうど１年になるわけですが、その間、国では平成５年11月「環境基本法」が制定されました。平成４年のブラジルの地球環境サミットを受け、日本もいよいよ地球環境保全の法整備が進み出したことになります。そしてこれまでの公害対策基本法、自然環境保全法では対応し切れない、地球規模という空間的広がりと、将来的世代にも影響を及ぼす時間的な広がりを持つ現在の地球環境問題をいかに解決するかが問われています。

環境基本法では、「地方公共団体の責務」を「地方公共団体は基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定をしています。

東京都はこの６月議会で「東京都環境基本条例」の制定を行いました。国の環境基本法では、国民の環境権については、慎重に「権利」という言葉を排除しておりますが、東京都の条例の中では前文で「すべての都民は良好な環境の下に、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有する」とあり、実質的な環境権が盛り込まれております。また都民参加を提唱し、素案段階で都民に公表、意見書の提出、「都民の意見を聞く会」などを経ての「環境基本計画」の策定なども評価できると点と考えております。

さて、この日野市におきましては、水路清流課が雨水浸透施設設置の施策を始めるとか、リサイクル課がフロンガスの回収を始めるなどという施策が始まり、地球の資源を循環させ、地球環境保全を進めるための施策も始まっております。

しかしながら、先の一般質問でも指摘をさせていただきましたように、トータルな地球環境保全となりますと、組織的にも施策的にも検討の余地が大きいのではないかと考えております。

そこで、これまでの私の一般質問での市からのお答えを踏まえながら、まず３点質問をさせていただきます。

１点目は、市の環境担当の組織に関する質問です。この４月からこれまで「環境防災課」でありましたものが「公害防災課」に変わっております。これまでの施策はそのまま続けられているということではありますが、地球環境保全がすべての人々の関心事になっております時代に、なぜ名称の変更をしなければならないのか、まずこの点をお尋ねいたします。

２点目といたしまして、昨年９月の私の一般質問の中で、環境に関する全庁的な連絡会議の必要性の問いに答えて総務部長は「横の連絡ができる、そういう体制づくりはしていかなきゃいけないだろうと思います」とお答えになっていらっしゃいます。その後どのように進められてきたのでしょうか。

３点目としまして、環境管理計画についても総務部長が「環境管理計画をまとめていくことも大切なことではないかと思っているわけです」とお答えになっております。これについて現在どのようなことが進められているのでしょうか。

以上３点お願いいたします。

**○副議長（宮沢清子君）**　執印真智子さんの質問についての答弁を求めます。企画財政

部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　御質問の第１点目は、「環境防災課」を「公害防災課」に戻したが、その考え方は、というようなことでございます。公害防災課というのは、現在では公害の仕事を、環境の狭い意味での公害と防災の二つをやっている、二つの係を代表して、そういうふうに呼ばせてただいておりますが、ここに至るまでの経緯を若干述べさせていただきますと、以前、公害対策課というのがございましたが、昭和56年に防災業務も担当することになりまして、公害防災課というふうになっております。

その後、平成３年に清掃部が環境部というふうに名称変更いたしまして、またそれに際しまして、「公害」という言葉をもう少し広い意味での「環境」というふうにいたしまして、公害係を環境係という名称に変えたことによりまして、その頭として環境防災課というふうにしてございます。

その環境防災課を本年６月に、元の公害防災課に戻したわけでございますが、これにつきましては、この二つの業務のうち、特に防災につきましては、災害時における災害対策本部を設置するにつきましては、全庁的な組織の行動が必要なわけでございまして、この全職員を指揮命令するにつきましては、やはり総務部が妥当だということで、防災を主体といたしましたことによりまして、総務部に置きかえたわけでございます。

そうしますことによりまして、総務部に環境公害課というようなことですと、環境部に「環境」という言葉があり、また総務部に「環境」という言葉が出てきまして、紛らわしいということもございまして、狭い意味での実際の仕事をやっております、公害の仕事の名称に戻したというような経緯がございます。また考え方もそのような中で行っております。

また、環境あるいは公害等防災という仕事が、同一の課に必ずしもなじまないわけでございますので、広い環境という意味では、今後どういう組織になるか、今後の推移によっては、組織の改正も考えていきたいと思っておりますし、また、環境だけでなく、都市基盤関係とか、いろいろ時代の推移によっても組織はそれにマッチしたものに変えていかなければならないわけでございますので、そういう機会にも考えていってみたいというふうに思っております。

**○副議長（宮沢清子君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　お答え申し上げます。

昨年９月の御質問に対するお答えのこともちょっと申されておりました。結論的に申せば、去年９月に私が答弁したその一言で尽きるとは思います。ただ、反省してみます

と、去年の言葉は、私、総務部長としては、少し行き過ぎた答弁であったかとも反省しているところでございます。

それで質問の、庁内調整機関の件でございますけれども、御存じのとおり、環境行政と申しますと、環境汚染や水質汚染なんかをつかさどる公害行政があります。それから緑と清流、そういう動植物と共生できるような自然環境の行政の部門があります。それから町並みが、史跡、その他歴史的建造物の環境、景観の維持をする。それに地球を守るための行政、廃棄物をどうするか、という形に大きく分けられると思います。したがいまして、環境行政というのは、広義に考えますと、かなり多岐にわたって市の行政の中に包含されているのが現実だと思っています。言いかえますと、まちづくりそのものが環境行政のすべてだ、と言っても過言ではないと思っているこのごろでございます。

このように、環境行政は多岐にわたっているわけですから、今現在、日野市の中でできるとすれば、企画課が調整機関になっていますから、企画を中心として横の連絡をとって進めていくしかないんじゃないか、ということが１番目のお答えとさせていただきます。

それから、環境管理計画の件もございました。確かに東京都の環境管理計画の中で市町村の役割として、各種の策定や事業の実施に際しては、東京都の環境管理計画を指針として、地域の特性を生かした環境づくりのために、地域環境づくりをすることを期待するという位置づけでございました。実際には御存じのように、都内では平成３年度ですか、小金井市だけが実施しております。

ちょっと余談になりますけれども、平成７年度の市長会における東京都の予算編制に対する要望の中に、たくさんの環境部会に、東京都の方へ挙げている中の一番初め、環境調査及び地域環境計画を策定する事業に関する補助制度の創設をお願いしたい、という要望が一番先にあるわけです。ということは、この中に、各市とも環境管理計画を策定することは、必要だということは認識しているんですね、各市とも。ところが、その中だけの、さっきも言いましたように、大気とか水質とか、生活環境を初め、水辺とか緑、自然環境、都市景観、そのようなものを調査把握するためには、いろいろな施策がたくさんあるので、莫大な経費を要すると。であるから、東京都もひとつ、各市に環境管理計画を策定するに当たって、補助制度を創設してもらいたい、という要望を出しているところでございます。そのようにして確かに、各地域に合った環境計画をつくらなきゃいけないということは、私たちは思っておりますけれど、そのようなわけで、今のところできていない。ただ放棄したというわけではございません。

先ほどもブラジルサミットの件も申されておりましたけれども、確かにそのとおりでございまして、また今度の東京都の環境条例ができました中には、東京都として前に平成4年に一部改正したこの環境基本計画を見直して、都民参加で見直すということをはっきりと挙げているわけですけれど、それを平成7年度以降で新しく見直していきたい、ということも聞いております。

したがいまして、私たちとしても、その東京都が進めるであろう環境管理計画をちょっと見守っていかなきゃいけないかなと思っております。もう一つは、私たちが今までじゃあ、こういう計画をつくるときに、一つは、各自治体でつくった方がいいのか、それとも、もう少し広範の幾つかの町が一緒になってそういうものをつくった方がいいのか、それとも、都道府県がつくったものを私たちが利用していく方がいいのか、という幾つかのことも頭に描いてみたこともあるわけです。そのようなことをちょっと参考として申し上げておきたいと思います。

以上です。

**○副議長（宮沢清子君）**　執印真智子さん。

**○14番（執印真智子君）**　ありがとうございます。

1番目の、環境防災課がいろんな部を移り歩いたといいますか、その辺の経過はわかっているわけですけれども、全庁的に防災については組織が必要ということも、そのとおりだというふうに思います。環境部もあるので、紛らわしいので、また公害に戻したというのは、余り説得力がない話で、それまでも総務部で環境防災課というときもあったわけですから、あんまりこれは理由とは言えないんじゃないかなというふうに感じながら、聞きました。

また、課の名前が変更されるとともに事務分掌からも、「その他環境保全に関すること」というのが抜かれているんですけれども、これはどのように理解をすればいいんでしょうか。現在やっておりますその施策、酸性雨調査とか大気汚染調査というのは公害の範囲ですから、支障はないというふうに考えますけれども、先ほど総務部長さんの方から、環境というふうに考えたときに、自然環境とか景観維持、廃棄物、またアメニティー、そんなものも入ると思う、というお話ありましたけれども、環境基本法もできまして、国の環境行政、都の環境行政も変わっていく中で、これから先一体、どこが担当するのかということがひとつ問題になってくるだろうというふうに思います。

また市民感情からしましても、どうしてこの時代に環境から公害に戻すのかなということで、市の姿勢が大変不明朗に感じられると思うんです。先ほど企画財政部長さんか

らは、この先、組織を変えることは考えている、というふうにお答えはありましたので、問題は感じていないわけではないのかなというふうには思いますけれども、ひとつその前に、なぜ「環境保全に関すること」というのを抜いたのか。この先、それからまた頭の中で公害防災をどういふうにしていこうかというふうに描かれているものが、既に話し合いされているのでしたらば、その辺もぜひ伺わせていただきたいと思います。

それから、２点目、３点目につきましては、総務部長さんは行き過ぎた答弁だ、というふうにおっしゃいましたけれども、私は決してそうは思いませんので、やっぱりいろんな課を持っていて、担当している部長さんが必要だというふうに思ったものは、進めていくということが市民のためでもあるというふうに私は考えております。これまで、水や緑を守るということで、日野市は先駆けた施策をやってきているというふうに思います。それぞれ水路清流課もありますし、それから農地を守るということもしてきておりますし、三つとか四つとかという課が話し合いをしながら施策を進めるということは、当然あったんだろうというふうに思いますけれども、しかし、以前、ある職員と話したときに、日野市がやっている空き瓶回収について全く知らないということがあったんですね。初めて聞いたっていうんです。これは担当部署以外のことはわからないというのが行政の方のひとつつらい部分でもあるのかとは思いますけれども、こんなに縦割り行政では、片方で一生懸命環境保全するけれども、片方では環境破壊をしてしまうということにもなりかねないのではないかというふうに思うんです。これは職員の問題というよりも、やっぱり市の仕組みの中に問題があるのじゃないかなというふうに感じておりますし、行政の中で「隣は何をする人ぞ」というような進め方でありますと、効率が悪くて、市民の税金も有効に使われていかないだろうというふうに思います。

また、基本計画について、予算要望の中で出したというお話もありましたが、私、前回は環境管理計画ということで質問いたしましたけれども、都の方でも環境管理計画から、都民参加の環境基本計画というふうに変わってきているわけです。条例ができまして。この日野の中でも一番大事なことは、市民参加で基本計画をつくっていくことではないかというふうに考えます。先ほど申し上げました「アジェンダ21」の中でも、市民参加によって基礎自治体の中で計画を立てて、環境問題に取り組むことが一番大事であるというふうに確認をされております。当然こういう情報も御存じだと思いますけれども、これから一体、庁内の連絡会はしなくても十分にやっていけるというふうに考えているのか、やっぱり整理を少ししないといけないというふうに考えているのか、もう一度この辺はお聞かせください。

それから、今、環境問題が、なぜ法律を改正されてまで解決をされなければならないかということは、今までは公害の加害者は企業、被害者は市民という図がはっきりしていたわけですね、比較的。その中で行政が双方の真ん中に立って仕事をするというのがこれまでの形だったわけですけれども、今は例えば、ごみにしても排気ガスにしても、市民自身も公害の加害者である。フロンガスの問題もそうです。エアコンを使う、冷蔵庫を使う、そのフロンがそのまま空に上っていく。そうすると、地球環境に悪影響を及ぼす。つまり市民も加害者であり、そして被害者であるというふうに変わってきているわけです。そうしますと、やっぱり市民参加が一番になければ、環境問題の解決はできないと思うんです。今のままですと、日野市にすべてお任せくださいということにもなりかねないので、この市民参加についてはどのように考えていらっしゃるか。

また、環境審議会、東京都では今、環境審議会もここで条例がつくられるわけですけれども、市民が入った審議会についてはどのようにお考えでしょうか。これは昭和47年にこの日野市でも「日野市環境保全に関する条例」というのが制定をされております。現在実際にこの条例の適用を受けて行われていますのは、環境保全モニターだけというふうに聞いておりますけれども、都に公害防止条例がありながらも、市独自で条例をつくるという考え方は大変よろしいのではないかというふうに感じました。で、この条例が審議されたときの議事録も読ませていただきましたけれども、市の答弁の中で「都も条例をつくっているんだけれども、市で条例をつくるということついては、都につくった協議会に参加できるのは日野市からたった一人である。いろんな監視とか、それから環境保全に積極的に参加しようとしても、参加できる市民は限られてくるので、市独自であえて環境保全連絡協議会とか環境保全モニターをつくるという、そういう積極性を示すんだ」というようなことが語られておりました。現森田市長も、そのときは市議会議員として、是認の立場であるということで、航空機の騒音の問題もこの条例の中でやるように、というふうな質問をされていたようです。

今回、東京都の環境基本条例の中にも環境審議会が入っておりますけれども、日野市としては、市民の積極性をどういうふうに生かすかというような視点から、環境審議会を日野市でつくるような考えはないかどうか、これをあわせてお尋ねいたします。

それから、環境オンブズ的な環境調査会ですとか、それから環境行政が効率よく適正に進められているかどうか監査をするための「環境監査」については、その必要性をどのように考えているでしょうか。この環境監査につきましては、都は導入の約束をしております。

以上、まず整理をしますけれども、事務分掌から抜いた意味は何かあるのか。それから、公害防災課をどのように整理しようというか、その心づもりはもう既にあるのかどうか。それから市民参加の件。また、環境審議会、環境調査会、環境監査についての市の今のところの考えというのをお聞きしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　１点目の、事務分掌から「環境」という言葉を外したということの理由でございますが、先ほども「環境」という言葉が余りにも広い意味で使われておるわけでございますが、行政の中では、日野市の場合、公害も環境の一部でございますし、水路、緑の関係もそうでございますし、また廃棄物の関係も環境の一部ですし、まだほかにもあろうかと思いますが、どちらかというと縦割り行政が多い中で、環境の分野が日野市の場合、分散してございます。そういう中で、具体的な行政事務として公害だとか、あるいは廃棄物だとかというふうにイメージしている中で、そういった環境というような大きな言葉をそのまま残しておくのは大変問題が大き過ぎると。ですから、今回の環境基本法とか、あるいは環境基本条例というようなことにつきましては、内部的にも調整して、調整会議等をもってこれに対処していきたいと思いますし、また、先ほど申しましたように、今後組織を見直すことが必ず時期的にも出てこようかと思いますので、そういうようなときには十分検討してみたいと思っております。

○副議長（宮沢清子君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　お答えいたします。

総務部の中の公害防災課ですか、課長が新しく就任しまして、我々公害の職員といろいろ話したわけでございます。彼らについても、環境問題に対する関心は恐らく持っているわけです。ただ、ひとつ職員としてなかなか難しいといいますか、職員として今までの公害と防災だけは分けて仕事をさせてもらえないかというのが、担当職員全員から私に対する要望でございました。これについては、関係部局ともよく検討して、何らかスムーズにいくような形のものをやっていかなきゃいけないんじゃないか、という答えをしていたわけです。これは余談でございます。

それから、日野市には市民参加という要綱がございます。それを最大限に出すことは、これは要綱があるわけですから、当然のことと思っておりますし、環境審議会というものをつくったらどうかということですけれども、今のある、さっきおっしゃいました環境保全に関する条例の中に、環境保全連絡協議会という会を設置することができるような具体的な例があるわけですけれども、今つくっておりませんけれども、そういうもの

もひとつ利用して、環境審議会的なものができるんじゃないかとは思っております。また、それで不足ならば、こういうものも管理計画をまた条例の中で入れていくことも必要だろうと思いますし、それからまた環境調査については、形は違いますけれども、日野市においては先ほどおっしゃいましたように、環境保全モニター、または酸性雨の調査、それから水路清流監視員とか、緑化推進員というような形で、市民の皆さんにいろんな調査や監視なんかをお願いしているわけでございまして、また必要であるならば、別な形で市民参加で、市民の皆さんの力をかりてやっていくことがいっぱいあると思いますけれど、そういう中で市民参加要綱を生かした中でやっていく必要があるんじゃないかと思います。

それから、環境監査といいますか、これはわかります。ですけれども、今申しました環境調査という市民参加があれば、これは別に分けた方がいいのか、これは私、ちょっとわかりませんけれども、環境調査と、環境監視というものが一つであっても、別に矛盾はしないんじゃないか、と今のところは思っていますけれど、違いがあったらまた教えていただきたいと思います。

以上です。

**○副議長（宮沢清子君）**　執印真智子さん。

**○14番（執印真智子君）**　ありがとうございました。

１点目、あんまりいろいろ広いので、整備をしたということなんです。「環境保全に関すること」という、そういう事務分掌が抜けたことですね。これはこのままでは環境基本法には対応していけないわけですから、ぜひ整理をしていく必要があるだろうというふうに思うんです。そのときには、地球環境の保全とか、それから生活環境の保全、自然的環境の保全、公害も入れまして、それから環境基本法の中には環境学習とか、それから民間団体等の活動の促進というものも入れられておりますので、しっかりと事務分掌を整理をして、それで私は、環境部に入れるのがいいんじゃないかというふうに私自身は考えているわけです。そうしますと市民に見えやすいし、先ほど総務部長さんからもお話ありましたけれども、職員にとっても働きやすい組織の見直しができるのじゃないかなというふうに感じております。

それから、今、環境調査会の話がありましたけれども、これは環境オンブス的な視点を持ったものというふうに先ほど申し上げたんですが、例えば、日野市が環境行政を進めるときに、市民として異議申し立てができるところ、またもう少し積極的に環境保全に向けての調査や研究ができるところ、というようなイメージをしております。ですか

ら、環境保全モニターとか清流監視員ですか、それも当然、とても大事な役割というふうに思いますけれども、もう少しこれは、何かあったら市民が意見申し立てをできるようなところ、というふうに考えていきたいというふうに思っております。

それから環境監査は、これもそうなんですけれども、例えば監査がありますね。今回も決算があると、監査があるわけですが、これは昨年度の予算が適正に効率よく使われているかどうかということのチェックを監査をしているわけですけれども、環境監査についても、環境行政ということでいろいろなお金がそれぞれの課や部の中で使われていくわけですので、そのお金が適正に環境を保全するために使われているかどうかという、その監査をするための役割というふうに考えております。これは今後、検討の中にぜひ入れていきたいというふうに思っているわけです。

あと時間も11分になりましたので、市長に質問したいんですけれども、国は環境基本の中で、先ほども申し上げましたが、「地方公共団体はその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」というふうにあります。また国の方では、先月をもって各省庁からの概算要求が締め切られたそうですけれども、環境庁は各地域での地域特性に合わせた実施・行動計画づくりに対する補助として10億円を要求した、というふうに報道がされています。この補助は「がんばって補助」というふうに命名をされたそうで、市町村の個性的な計画に対して、その３分の１を補助するという予算要求なのだそうです。予算ですから、どうなるかわからないということはあるわけですが、国にしましても都にしましても、基礎自治体の環境保全に対する取り組みというのを、強制ではなくて、自主的に促進するように助成とか、それから情報提供を行い始めているということがわかると思います。自主性の重視というのは、「実施をするところは応援をする。しないところには何もしない」ということでもありまして、つまり環境保全に関しましては、将来3,300ある自治体の中で、その自主性において施策が展開されることになりますので、環境問題にとても熱心な自治体と不熱心な自治体との差が開いてくることだというふうに考えます。

これまで緑と清流を掲げてきました日野市であればこそ、ここでさらに全国に先駆けて環境問題について前進することが大事だというふうに考えます。

そこで先ほど申し上げましたように、市民参加で環境基本計画をつくっていく、それから東京都に条例ができたからいいではないかということではなくて、日野市環境保全に関する条例をつくったときのように、日野市民が積極的に環境保全にかかわっていくんだという、その受け皿の部署をつくっていくことも必要だというふうに思います。

先ほども申しましたので、繰り返しになりますが、ぜひ公害防災課を環境課と防災課に独立をさせまして、環境課は地球環境の保全、生活環境の保全、自然的環境の保全、環境学習、民間団体等の活動の促進、公害というふうに具体的に事務分掌を明らかにして、環境部に入れて市民に見えやすくしてほしい。環境の施策がどれだけ進んでいるか、チェックをしやすくしてほしいというふうに考えますが、市長はこのことをどのようにお考えでしょうか。

**○副議長（宮沢清子君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　概念的に申しますと、御提案には、私どもは、賛成だという立場であります。今日のような環境問題が喧伝される時代に先立って、日野市では緑と清流行政を標榜し、ごみと下水ということについて極めて関心強く施策を進めてきた、こういう経過であります。そして、確かに「環境保全」という用語そのものが、公害という概念からなお発展をして、今日のいわゆる自然環境、生態系環境というふうに用いられてきたように思っております。だんだんと人類が我が物顔に地球の資源を消費し、ついに地球の寿命を短くしているということに気がついたということでありますから、国際的な、あるいは先進国としてのとるべき態度もおのずからあると思いますし、また都市自治体としての市民生活を守るという立場から、取り組むべき課題が少なくないと、このように思っております。

公害という言葉は、どちらかというと後退と言われる範疇になるかもしれませんが、限られた人員、あるいは機構という中で、むしろわかりいいという、あるいは市民にも御理解がしいいということで、公害という便宜上の公害防災課という課にしておりますが、いずれは公害部をつくり、公害行政らしい組織に改めるべきものだと、このように考えております。その際に、市民の意見聴取の手段としての市民参加も大切でありますし、市民自身に環境保全の役割を果たしていただくということも、これまた大きな課題でありますので、十分配慮しながら、また御意見も伺いつつ、環境保全行政の日野市らしい取り組みを進めていきたいと、こう考えております。

**○副議長（宮沢清子君）**　執印真智子さん。

**○14番（執印真智子君）**　ありがとうございます。

ただいまお答えの中で、公害部というようなお答えがあった……（「環境部です」と呼ぶ者あり）あ、環境部でよろしいわけですね。そうしますと、私もじゃあ、公害部をつくりたい、というふうに聞いたように思うんですけれど、それは環境部を整理するということで……。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　環境部と申しましょうか、環境保全部といいましょうか、そういうイメージの行政を組織するということは、遠からず必要になると、こう考えております。

○副議長（宮沢清子君）　執印真智子さん。

○14番（執印真智子君）　そうしますと、私は先ほど、今の行革の中で、いろんなものを新しくつくるのも難しいというふうにも聞いておりましたので、環境課というのをまずつくって、環境部の中に入れて、フロンガスの回収とかダイオキシンの検査とか、これまでも環境部でも地球環境保全に向けてやってまいりましたので、ぜひトータルにまた環境行政が進むような形で、というふうに私自身はイメージをしたわけなんですが、その辺はいかがでしょうか。

それとまた、遠からず、というふうにお答えがあったわけですが、これについてはもう少し具体的に例えば、このまま公害防災課でずっと進むのも、市民に対してはなかなか日野市が環境を守りたいというふうに考えている部分が見えにくいところがありますので、なるべく早くに私は、環境課というものをきちっと位置づけをした方がいいのではないかというふうに考えておりますが、その目安ですね、例えば今年度中にはとか、そういうものがありましたらば、ぜひお答えをいただけたらと思います。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、課題として大きく受けとめておると、こういう状況でございまして、直ちに組織をどうというふうな回答の用意はできていないわけであります。たまたま特に清掃行政が本庁から離れて現業的な大きな規模と組織の仕事でもありますので、なるべく総合行政としての立場を本庁に置くということがやはり望ましいんじゃないか、こんなふうにも考えますので、そのあたりの整合をいろいろと工夫してみたいと、こう考えております。

ただ、今まで、環境モニター、公害モニターという言い方で市民参加の機会があったんですけれど、むしろ行政側が問い合わせるような形で、なかなか会合を開いてみても、公害に対する具体的な……（「市長、すみません。時間があと１分しかないものですから」と呼ぶ者あり）環境という言葉が近ごろ、また特別な意義を持ってきておりますので、十分尊重して考えていきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　執印真智子さん。

○14番（執印真智子君）　それでは、ぜひ積極的に取り組んで、いつとは言えないとい

うことだったんですけれども、このままにしておくのは、公害防災というところから見ても、大変問題があると思いますので、早急な対応をお願いいたしまして、この質問を終わります。

**○副議長（宮沢清子君）**　これをもって７の２、日野市の環境行政を問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（宮沢清子君）**　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時29分　休憩

午後３時54分　再開

**○副議長（宮沢清子君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問８の１、災害に強いまちづくりについて市の基本姿勢を問うの通告質問者、江口和雄さんの質問を許します。

〔１番議員　登〕

**○１番（江口和雄君）**　それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

災害に強いまちづくりについての市としての基本的な考え方をお聞きしたいというふうに思います。防災ということについての意識が市民にどのように受けとめられているのか、こういうこととあわせまして、理事者側がどう考えているのかについて、何点かお聞きしたいというふうに思います。

９月は防災にかかわる行事が全国的に行われています。日野市におきましても、過ぐる８月の28日は、市主催の総合防災訓練が行われ、大変な猛暑の中、関連部門の職員を初めといたしまして、市民の参加のもとに、真剣な訓練が実施されました。私も議員の立場で訓練を見学させていただきましたが、その中で感じたことにつきまして、順次お聞きしたいと思いますので、よろしく御答弁をお願いいたします。

まず第１点目は、防災訓練への参加者についてお聞きしたいというふうに思います。市の職員、消防、警察、電力会社やＮＴＴ、ほか協力団体、そして市民の参加人員について、この訓練には何人の方たちが参加をされたのか、また参加人員については、例年と比較して多かったのか、少なかったのか、あわせまして訓練をやった上での総合評価、あるいは訓練から得た成果ということについて、どう理事者側としては認識されているのか、これにつきましてお聞かせをいただきたいと思います。

とりあえず、以上でよろしくお願いします。

○副議長（宮沢清子君）　江口和雄さんの質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　それではお答えさせていただきます。

8月28日の総合防災訓練の参加のことでございます。1番目に、市の職員でございますけれども、5部1病院16課が参加しまして、人数として100名、この中には部長、参事は別でございます。課長以下の職員が参加させていただきました。それから防災関係の協力団体ですけれども、消防署を初め11機関から237名の職員の方が参加していただきました。それから自治会関係でございますけれども、宮を中心としまして14自治会に参加の御案内を申し上げましたところ、ことしは75名の市民の参加でございました。この自治会に参加を呼びかけましたけれども、市としては、各自治会に人数の割り振りは今までも行っていません。

昨年と比較してどうかということですけれども、昨年ちょうど台風の余波でありませんでしたけれど、おととし、平山でやったとき、私も参加しましたけれど、ちょっと人数は確かじゃないんですけれども、ことしの倍以上の市民の方の参加があったと記憶しております。先ほど議員さんが申しましたように、ことしは暑さも影響したかげんかと思います。私たち主管部としては、市民の方のさらに多くの参加をいただくように努めていかなければならないと思っております。

それから、その成果でございますけれども、御存じのように、総合防災訓練をやるには、この関係機関と何回か協議をして、一定の項目、予定をもちまして実施するわけでございますけれども、11項目の訓練を成果どおりに流れに沿ってきちんとできたんじゃないかと思っております。ただ、市民の参加が少なかったことがちょっと、私たちとしては遺憾であったと思います。これも成果としては各機関の御協力があったから、このようにスムーズにできた、と私どもは位置づけているところでございます。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　江口和雄さん。

○1番（江口和雄君）　ありがとうございました。

ただいまお答えをお聞きしたわけでございますけれども、特に総務部長も最後の評価の中で、市民の参加が少ないのは遺憾だった、という表現でおっしゃられましたので、この点につきまして、私は少しお伺いしたいと思います。

毎年行われている防災訓練ですから、市内各地域の市民が順番に参加をしているのではないかと、こういうふうに想定するわけでございますけれども、今回の訓練を見させ

ていただいて、一般市民の参加がやはり、今ありましたように、16万3,000の人口の市としては、余りにも少ないんではないかというふうに思います。もちろん、中央の会場以外に各地におきまして訓練に参加された方も大勢いらしたのではないかというふうに思いますが、改めて言うまでもなく、行政の関連部門が定例的にこのような訓練をするのは当然のことであり、市民にとりましては、頼りになる行政機関でなければならないと思います。一方、市民を見れば、行政や、あるいは関係機関の訓練参加への呼びかけに対しまして、自分から進んで積極的に参加をする方は極めて少ないのではないか、というふうに思います。

ということで、具体的には、市民の訓練参加について、どういうふうにやられているのかということでございますけれども、自治会等を通じてというお話もございました。あるいは広報でもその呼びかけがあったというふうに理解をしておりますけれども、この参加人員の規模については、訓練である以上、一定の人員を想定してやっているのではないかというふうにも思うんですが、そういったことで今回の訓練に当たっては、想定していた人員どおりであったのかどうかということ、このことが一つ。

あるいは、参加者が極端に少なくても、ただ訓練を実施すればよかったというふうに評価しているのかどうか。

あるいは、仮にある程度の人員規模が必要だということであるならば、どうすればこういった参加者をふやすことができるかということについて、行政としてどのような工夫をされているのか、この点につきまして再度質問をしたいというふうに思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　お答えします。

今回、宮を中心とした地域で、浅川グラウンドで実施したわけですけれども、あそこの14自治会の世帯数が約1,780ばかりあるわけでございますけれども、人数にすれば5,000人は住んでいらっしゃると思います。その観点から見ますと、100名に満たなかったということは、ちょっと少な過ぎるなと、率直な感じでございます。年に一遍やる総合訓練ですから、もう少し市民の皆さんも参加していただいて、起震車とか、それから消火とか、それから煙に巻かれないような点等がございましたし、そういう訓練もプロの方と一緒に市民の方が体験してくださることが、私たちにとっては大切だと思っております。これからもっともっと市民参加をしていただけることを要望したいわけですけれども、それには自治会の協力が必要です。

ただ、自治会というのは、任意の団体でございますから、各自治会に何名割り当てる

というのは、いいのかどうかということも、これは議論の対象になると思います。私なんかも、長年自治会の関係をやっておりますけれども、私たち自治会の立場からすれば、おまえの自治会は400世帯があるんだから、せいぜい100人ぐらい出してくれとかいうことがあった方がやりやすいことは一市民としては思っているわけでございますけれど、これが行政となると、どこまで強制できるかということも問題でありますので、この辺は研究させていただきたいと思っています。これにはやっぱり、そういう自治会の参加と、それからＰＲをもう少し、当日広報車で、やっていることを連絡しまして、参加してください、見にきてくださいということをＰＲしておりますけれども、なかなか思うようにいかないということでございますので、もちろん、議員さんがさっきおっしゃいましたように、広報、それから広報車、それから自治会への協力方の検討をさらにさせていただいて、少しでも多くの市民の参加をお願いしたいと思っているところでございます。

以上です。

**○副議長（宮沢清子君）**　江口和雄さん。

**○１番（江口和雄君）**　ありがとうございました。

ただいま、自治会等の協力については必要であるけれども、なかなか行政としての強制はでき得ない、今後研究したい、というような御答弁でございました。確かに自治会は、自主的な組織でございますから、行政がそこに一定の割り振りというようなことにつきましては、いかがなものかということにつきましては、私も理解をいたしますけれども、少しそこら辺のところについても、特に自治会の活動に対して、日常の市とのかかわりということについて、もう少し行政側に新しい考え方に立ってもらいたいというふうに私は思うわけでございます。

自治会からの要望といたしましては、常日ごろ、道路の問題やら、あるいは緑の問題、さらには下水の問題から交通対策、騒音、ごみの問題等々、大変各市の関係部門に自治会役員さんを通じて苦情等があるというふうに思いますけれども、そういったときに、やはり行政としての対応というものが、もう少し市民の目に立って物事を考えていけば、自治会に協力が要請しにくいというようなことはないのではないか、というふうに率直に思うわけでございます。そういった点につきまして、今、市のいわゆる自治会の窓口というようなことにつきまして、特に決まったところはないわけでございますけれども、そういったことにつきましても、今後、新たな組織体制のあり方だとか、行政としての仕事の改善の中で工夫を加えていただいて、そういったことによって、行政と市民とが

一体感が持てるような、こういったことについて、ぜひ重ねて御検討をお願いしたいというふうに思うわけでございます。

備えあれば憂いなしとか、災害は忘れたころにやってくる、と昔から位置づけられているわけでございますけれども、先般の広島の山火事等につきましても、大変不安を住民が持ったわけでございます。特に日野市におきましても、２本の川がありますし、その河川敷は広大なものがありますし、また丘陵地帯にはまだ緑もたくさん残っている。広島と違うのは、そういったところに民家が日野の場合には迫っているということがあるわけでございまして、あの事故が日野ではない、ということは言えないわけでございますので、そういった点につきましては、やはり常日ごろ、行政だけでなく、市民の方にも参加をしてもらえるような、ああいったことを教訓にして、そういった訓練がこれからできるように、ぜひ関係部門の方々の引き続いての御尽力をお願いしたいというふうに思います。

そこで次に、これは市長にお伺いしたいというふうに思うわけでございますけれども、市長は、日野市消防団の活動についてどのように考えていられるのか、こういったことにつきましてお聞きしたいと思います。

消防庁とは別の組織で日野市消防団の団員の方々が、日常の訓練を初め、火災や風水害時の出動など、日夜を問わず、市民の暮らしの安全のために御尽力をいただいていることにつきまして、心より敬意を表するものであります。先ほどの総合訓練を初めといたしまして、年間を通して相当の時間を消防団の活動のために当てていただき、本来のそれぞれの仕事とは別に活動していただいているわけであります。

去る７月の中旬には、２年に一度とお聞きしておりましたけれども、ポンプ操法審査会というものが開かれたわけでございます。各消防の分団が、日ごろの訓練の成果を示し、また競う場でもあります。私も招待を受け、その審査会を見学させていただいたわけでございますけれども、その審査会の初めの式典に、理事者側がだれも参加をされていない。進行役が市長のあいさつをマイクを通して呼びかけても、だれもそこに行政の代表がいない。こういう場面に私もいたわけでございますけれども、だれも参加ができないのであるならば、恐らくそのころ日程を想定すれば、市長も体調を崩されておられたころだと思いますし、また、それぞれのかわりの方々もお忙しい公務があったのかと思いますが、出られないということであるならば、やはりきちっとした対応をとるということが、行政の長として当たり前ではないか、こういうふうに思うわけでございます。こういった点につきまして、どういうふうにお考えになっているのかということを、お

聞きしたいわけでございます。

大変細かいことでありますけれども、こういったこととあわせまして、さらに広報の問題でございますけれども、９月１日の「防災の日」に関してでございますけれども、１日は御承知のように、市の広報発行の日でもございます。８月15日号には、先ほどの総合防災訓練の参加呼びかけを中心に書かれてございました。一方、９月１日号では「市長室から」という囲みの中では、「終戦記念日の重みとして」という記述がございました。このことも考えてみれば、大したことはないわけでございますけれども、９月１日というのは、朝からテレビ・ラジオ、あるいは新聞を含めまして、日本全体がその「防災の日」の行事ということについて、大変意識を持って防災のことについて考える、というふうにあったわけでございますけれども、入って見た日野市の広報に、終戦記念日ということで書いてあったものですから、そのこと自体はおかしくないんですけれども、何でその日に、８月15日号と９月１日号と変わったような取り扱いをしているのか、ここら辺についても、特に意図があってやったというふうに思いませんけれども、そういった点につきましての気配りという点で、私はどうも、防災とかそういったことに対するピントがずれているんじゃないかと、こんなふうにも感ずるわけでございます。ぜひ先ほどのことにつきましては、恐らく事務上の手違い等があったんではないかというふうに想定ができるわけでございますけれども、行政の長として日野市の消防団活動なり、あるいは防災ということについて、日ごろお考えになっていることにつきましての市長のお考えをお聞きしたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　今御指摘がございましたポンプ操作審議会の件について、私の方からおわびしなきゃいけないと思っています。御承知のように市長は、市立病院に入院して手術の後でございました。それからほかの理事者についても、前から所用があって出られないということを、私承っておりまして、消防団長に早目に言わなきゃいけないと思っていながら、ちょっと手違いございまして、おくれてしまいました。その点、私の立場上の責任でございますので、今後このようなことはないように配慮してまいりますので、お許しいただきたいと思います。

御存じのように、いろいろ消防団は、独自で活動したり、消防署と連携して、いろんな操行訓練とか、ポンプ操作訓練、応急、それから総合防災訓練、また出初め式なんかやっておりまして、理事者ができるだけ出て激励したり、労をねぎらっているわけでございます。たまたま今回は、このような私の手違いで、皆さんに申しわけないことをし

たということをおわびさせていただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市には住民組織による消防団が、古くから存在をしておるわけであります。たしか現在、７部24分団……（「違うよ」と呼ぶ者あり）28分団という組織で、いわゆる自治消防という役割を担当してやっているわけであります。人数はたしか470名。各自治体を見ましても、組織率の高い消防団であるということは、関係の方々の地域消防に関する熱心な成果だというふうに思っております。日野市、行政側といたしましては、消防団活動に支障がないようにと、そして装備の上でも組織の上でも、できるだけの御指導といいますか、直接の行政において、また相当な年次予算を設けてその活動の支援をしているということはもう御承知のとおりであります。

消防団のこの組織といいますのは、旧日野町、あるいは七生村当時のそれぞれの村落が一つの基礎となって組織をされ、なかなか新しい市民の居住する地域では拡大がしにくいという、ちょっと現状があるわけでありまして、やや歴史のある日野台等におきましては、地峡のこともありますし、住民意識がよくまとまりまして、立派な消防の活動をされておるという実績がございます。その後、都市化をするに伴いまして、何年かということはちょっと記憶しておりませんが、東京消防庁に一定の負担をもって消防行政の契約をするということになっております。したがいまして、なるべく消防団は、初期活動、あるいは災害後のいろいろな救援活動等もお願いするわけでありまして、特別職公務員という立場もありますし、市長を長として団長あるいは副団長、それぞれの分団組織、日常活動していただいておるわけであります。

今御指摘の、消防操法の訓練ということも、これは大切な日常活動の中で行われておるわけでありまして、そのまた訓練の発表会といいましょうか、能力を発揮される、そういう機会が定められております。その際に、今伺いましたら、行政側の対応が不十分であったと、このように御指摘をいただいております。これまでの行事には、私もなるべく努めて出席をし、直接訓辞やごあいさつをするとともに、消防団行政に対する自治体としての責任あるいは期待、それらのこともお話をしておるという状況でございますので、いわゆる行政としての消防活動は、委託機関であります東京消防庁にお願いをし、それの補助手段といいましょうか、あるいはおのずからの役割としての自治消防がある、というふうに御理解をいただきたいものだと思っております。

そのほか、事業所、企業、それらにおいて、それぞれ消防団組織、消防団と言っていいかどうか、ちょっと正確にわかりませんが、自衛消防がつくられております。いろん

な形を総合して、専門的な訓練は消防署の御指導に頼り、あるいは起震車という一つの訓練の手段といいしましょうか、市民に地震を体験していただく手段としてのそういう御協力もお願いをしておる、こういう状況でございます。

○副議長（宮沢清子君）　江口和雄さん。

○1番（江口和雄君）　どうもありがとうございました。

ぜひ、この問題につきましては、さらに市民全体の防災意識の高揚に向けて、関連部門の一層の努力を要請したいというふうに考えております。

次に、防災センターの関連につきましてお聞きしたいというふうに思います。日野市も他に比べて大変おくれたわけでございますけれども、市内全域に防災無線による放送設備の設置などの体制が整いました。また、都やあるいは関係機関との情報の伝達等についても、最新の設備が整ったというふうに伺っております。私もその内容につきましては、関係者の方から説明を受け、見学もさせてもらったわけでございますけれども、こういった設備の運用や、あるいは日常の保守管理、さらには、この設備を実際に使っての訓練など、相当の専門知識や公的な資格を持った職員の配置など、実務の面では多くの課題もあるのではないかと想定がされます。

そこで、何点かお伺いいたします。まず第1点は、この防災センターとしての機能の確認、いわゆる設備がきちんと予定どおりに働くのかどうかという、こういった意味での確認や、あるいはこの設備を利用して、関連部門との合同訓練など、こういったことについてはどのように日常実施されているのか、あるいは計画をされているのかお教えいただきたいというふうに思います。

あわせまして、職員の配置と、そのための公的資格などについてお伺いしたいと思います。現在は、防災センターにはアマチュア無線の公的資格を取得している職員が配置されておりますけれども、将来的には、これらの公的資格を必要とする職員の配置などにつきましては、そういった資格取得のために、どのように市として関与していくのか、こういったことについて教えていただきたいと思います。特にこれらの公的資格につきましては、防災業務以外にも市の行政のさまざまの面であろうかと思いますが、このような公的資格が必要な職務への職員配置の計画なり、その任用期間などについての考え方がまとまっているものがあれば、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○副議長（宮沢清子君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　お答えしたいと思います。

1点目の、防災センターとしての機能の確認やら、これらの設備を利用して関連部門

との共同訓練ですか、でございますけれども、防災センターの機能の確認は、防災におります職員を中心に、点検は怠りなくやっていると。また特に専門的なものについては、機械を委託している委託元と密なる連絡をとって、機械がスムーズに、その施設が動くようなことは、毎日やっているわけでございます。

それから、関連部門との合同訓練でございますけれども、実際今やっているのは、消防署との訓練、夜間訓練をやったり、それから機会あるごとに更新したりしているというのが、今の防災センターの訓練状況でございまして、将来的には、例えば病院とか、それから各機関がありますけれども、ＮＴＴ、それから警察とかそういうところの機械とも連動した中の計画的な訓練を進めていくということで、今その準備をやっているというのが現状でございます。

それから、それにつきまして、職員の配置と、それから公的な資格でございますけれども、ああいう無線通信設備ができましたものですから、電波法上の資格を有する職員が必要になってくるわけでございます。日野市としましては、陸上特殊無線技士と言われまして、１級から３級まであるわけですけれども、現在日野市の防災センターには、これは１級の免許を取得している者が３名、それから２級の無線士が１名で対応しているところでございます。ですから、４人で対応しているところです。この資格の取得は、これは国家試験でございますので、その試験に合格しなきゃいけないわけでございます。現在は、財団法人の日本無線協会というところが代行しておりまして、また東京都でも、都の防災無線との運用上の必要から、子局――我々子局ですから、設置されている市町村の職員を対象に、無線従事者の養成講習を行って、そこで取得をさせてもらっているということで、本市もこのような東京都のそういうのを利用させていただいて、資格を取っている職員もいるということでございます。

また、公的な資格が要る部門というのは、初めからその資格が、国家試験も受けた資格が必要な部署と、それからそのポジションに行ってから資格を取って対応するというふうに分かれているわけでございますけれども、たまたまこの防災センターには、前からその資格を自分で持っていた者もおりますし、そこに配属されて初めて、今言いました無線技士の資格を取ったという者もございます。

また、そういう資格を取った者につきましては、職員課にございます申請書を提出しまして、事歴の追加という形をとりまして、将来、そういう必要な部署に、資格を持った者が必要な場合には、そういう資格者を優先的に配属するという措置をとっております。一つの資格でございますので、職員カードに記載してあるということでございます。

たまたまこの無線技士については、都で無料でやらせていただいているわけでございますけれど、中には自分で金を払って取得する者もあるわけでございます。そのような関係で、資格が必要なところには、そういう者を優先的に配置するということ、また、そういう資格者がいなくても、資格が必要になってくれば、今言いましたように、そこで、その場で、ポジションへ行ってから資格を取ってもらうと。そういうときには、できるだけ市の研修ということと、それから資格を取るための試験の費用も出しているということもございます。

それから、一般的に、その任用期間といいますか、専門的な職員というのは、一般事務職とは違いまして、一般事務職は御存じのように、大体５年を限度に定期異動しますけれども、免許を持ったり資格を持っている者は、どうしても専門職になりますので、異動する機会が一般事務職より少ないわけでございます。適正配置をするという形で今対応しているところでございます。

以上でございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　江口和雄さん。

**○１番（江口和雄君）**　ありがとうございました。

今特に防災センターの日常の訓練等につきましては、怠りなく実施されているということでございますので、やはりぜひ、これらにつきましても、非常時があっては困りますけれども、そのときに、せっかくの宝の持ちぐされになっては何の意味もないわけでございまして、そういった点につきましては、今防災無線のスピーカー等につきましても、夕方に音楽を、市の歌を流して、それ自体がテストというふうになっている、というようなこともお聞きしておりますけれども、ぜひそういっ点につきましても、さらに一歩進んで、そういったことが市民の防災意識にもつながってくるわけでございますから、さらに工夫した形で、こういったものを、持っているものをフルに使いながら、お互いの意識高揚に役立てていただきたいなというふうに思っているわけでございます。

それから今、公的資格を受ける場合に、特に試験費用等につきましては、費用を市の方として出していると、こういったことでございましたので、これは大変これで結構なんでございますけれども、こういった方々につきましては、試験以外に相当そのための勉強もしなきゃいけませんし、時間もとられるわけでございますけれども、そういった点につきましては、業務の中できちんとそういったことに対する配慮がされているのかどうか、あるいは業務以外になるのか。これにつきましては、ややちょっと今回の質問要旨とはずれますけれども、参考までに他の公的な資格を必要とする職もあろうかと思

いますけれど、あわせまして、わかる範囲で、そういった点につきまして、その勉強の間の費用負担なり、あるいは時間のとり方なり、そういった点につきまして教えていただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　お答えいたします。

ただいま申し上げました無線なんかを取得する場合は、研修扱いで出させて、必要な時間、これは１日で済むものじゃございませんから、この資格を取るために必要な時間は、研修という形で出ております。それから例えば清掃部には、清掃へ配属されて、危険物取り扱いなんていうのは、そこの場所へ行ってから取るということで、これについても同様に、清掃、クリーンセンターへ行って初めて、その担当になって取るということがございますので、それからそういう研修扱いと、それから免許がもしか必要な費用を費用弁償するという制度になっております。まだほかに幾つかあると思いますけれども、ほかは大体国家試験とか、都知事の免許資格ですから、持っている方は多いんですけれど、そういう特殊なものについては、そういう形で派遣させているということでございます。そのようにやっております。

以上です。

○副議長（宮沢清子君）　江口和雄さん。

○１番（江口和雄君）　どうもありがとうございました。

以上でこの防災訓練等の質問を終わりまして、次にやや視点を変えまして、開発行為における防災上の市の指導ということについてお伺いいたします。

日野市は、「緑と清流のまち」と言われており、市内には山、川初め、多くの段差があり、そういった地形の上に日野市があるわけでございます。市民人口の変動につきましては、最近では落ちついてきているわけでございますけれども、新たな開発は、市内の各所で進んできています。旭が丘や多摩平地区においても、そのような光景が見受けられるわけでございますけれども、中には傾斜地での開発ということもあり、特に低い方の土地にお住まいの住民には、集中豪雨、局地的な雨というようなことにつきましては、大変水の災害に対する不安は常日ごろあります。過去におけるそういった災害で、既に市としては下水管の口径を大きくする、とこういったような対策をとる中で、改善はされているというふうには思いますけれども、まだまだその住んでいる方の不安が完全に払拭されているような状況にない、というふうに思います。

特に先般も大変、ちょうど「敬老の日」のイベントをした日でございますけれど、あ

のときにも相当な雨が市民会館周辺に降ったということで、その後を見てみますと、市立病院の前の通りあたりは、もう通れないと。こういったようなことがあるわけでございまして、恐らくそういったことが常にあるとは思いませんけれども、そこにお住まいの住民の方には、大変不安としてあるんではないかというふうに思います。

今、市におきましては、建物を建てるとき等につきましては、住みよいまちづくり要綱、こういったようなことに照らし合わせながら、その建築主に対しまして指導しているというふうに思いますが、特に今申し上げました、傾斜地におきます開発行為につきましては、より慎重な審査が必要ではないかと、こういうふうに思います。雨水浸透の問題につきましては、今年度から市としてもその取り組みをスタートしたわけでございますけれども、ぜひ、こういったようなケースでは、さらに強い指導を要請するものでございます。

そこで、現在の指導というものがどういうふうに生かされているのか、現状を聞きたいわけでございますけれども、あわせまして、道路の舗装等についても、雨水が浸透しやすい工法が積極的に採用されているような市もある、というふうに伺っているわけでございますけれども、これらのことについても、実際に指導の中に入れるべきではないかというふうに思いますけれども、こういった点についても、どんなものかということについてお聞かせをいただきたいと思います。

それとあわせまして、こういった建築申請が出たときに、市としては建築主に対しまして、一定の指導書というものが出されるというふうにも聞いておりますけれども、こういった指導書が出る前に、例えば傾斜地であれば、低い方にお住まいの近所の方々、いわゆる地域住民に対して、行政としてのヒアリングということがなされているのかどうか、あるいはそういうことはしていないのかどうか、これについても現状がわかればお教えをいただきたいというふうに思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　まず、現在市が行っております開発指導要綱、これに該当する事業といたしましては、都市計画法で言う開発行為、これで面積が500平方メートル以上あるもの、または宅地造成等規制法の区域の行為と、それからさらには、建築基準法の中で、ある一定以上の面積の建物をつくる場合、こういう場合が、この指導要綱で実際指導しているというものでございます。

それで、今御質問の、傾斜地での開発関係、宅地造成または建築行為でございますけれども、この傾斜地におきまして、やはり第一には、防災上の問題の見地から、排水関

係、それから擁壁等の重点的に指導をしていく、ということにしております。特に川崎街道、それから北野街道以南の方で、これは日野市で宅地造成規制区域に入っておりますので、この地域内でのそういう工事、造成関係は一段と厳しく取り扱っているという状況になっております。

そこで、雨水の浸透につきましては、こういう地域を含めまして、ただ崖地で、しかも土質的に非常に不安定な土質が一部にあるわけでございます。こういう箇所を除きまして、東京都、それから市の指導要綱の中でも、自然の水循環の促進という観点から、浸透ますの設置を要請をして、実施をさせております。これは各事業者にそのようにさせておるわけでございます。

それからさらに、浸透性のこの舗装の件でございますけれども、これにつきましては、開発行為でできる道路、それから市が独自で行う市の一般の道路、この道路も含めて歩道の部分につきましては、原則として浸透性の舗装を現実に行っているということでございます。

それから最後になりますけれど、地元の住民に対する対応でございますけれども、これは指導要綱の中で、業者が現地に広告板を設置をして、必要に応じて地元、そういう方たちに説明し理解を求めるというふうになっておりますし、市みずからその開発に対して説明に行くというふうなことは、今のところはやっておりませんけれども、業者の義務行為というふうな形で行っておるということでございます。それでさらに説明をし、理解を得た上での地元の権利者の了解を得たあかしを、しるしをとっているということでございます。

○副議長（宮沢清子君）　江口和雄さん。

○1番（江口和雄君）　ありがとうございました。

今御答弁いただきまして、大体おおよそわかりました。それで、今のお答えの中で、川崎街道の南側は一段と厳しい規制があるということでございまして、そうしますと、川崎街道から北ということになれば、いわゆる浅川を含めて北側の地域につきましては、そういったようなことにつきましては、通常の運用の中でやっているということで、改めて傾斜地ということについての規制とかそういったようなことは、意識をされているのか、されていないのか。質問としては、旭が丘、多摩平地区ということで一応お断りしたつもりでおるんですが、そういった点につきましては、こういった傾斜地というようなことについての見方がされていないのかというようなちょっと不安もするんですが、そこら辺につきまして改めてお聞きしたいというふうに思います。

それから、地域住民のヒアリングにつきましては、業者が広告板で建物を建てる場合に、掲示をして、必要に応じてやっているということで、行政としては特にこちらからやるということはない、ということでございますけれども、ここら辺につきまして、いいか悪いかということの論議は余りしたくはありませんが、地域住民の気持ちからしてみれば、やはり最終的な建築の許可をするのは行政でもあるわけでございまして、そういった点につきまして、できれば今後の一つの仕組みとして御検討いただければ、というふうに思うわけでございますけれども、そういった地域からの声に対しまして、行政としてその声の要するに吸い上げを業者に任せるのではなくて、行政の担当部署が出向いていってやるようなことというものは、できるんではないかというふうに思うんですけれども、そこら辺につきましていかがと思いますので、考えがあれば、引き続いてお聞かせ願いたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　大変説明が不十分で申しわけございません。この浸透ます、それから自然の水循環の促進、これにつきましては、日野市全域で行っておるわけでございます。ただ、したがいまして、今ここで言われております旭が丘、それから多摩平地域、こういう地域でも開発行為、こういうものに該当するものにつきましては、同じような指導をしておりますということでございます。さらに、それ以上に造成をする場合に厳しいのが、川崎街道、それから北野街道以南の方になっております、とこういうことでございます。

それから、住民に対する市が直接意見をと、地元に入って意見をということでございますけれども、今の開発指導要綱の中では、義務づけとしてそういう業者の責任においてそれをしてもらう、説明をし、理解を得た上で申請をしてもらう、こういうことになっておるものでございますので、その状況に応じては、市が中へ入って調整をすると、これは現実にそういうこともあるわけでございます。ただ、市が最初から積極的に入っていくのはいかがかなというふうに考えておりますし、今後のひとつ課題とさせていただきたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　江口和雄さん。

**○1番（江口和雄君）**　ありがとうございました。

最初の再質問につきましてはわかりました。

次の最後の、状況に応じて市が間に入ってやりたいと。初めから市として立ち入るということは考えていない、ということでお答えがあったかというふうに思います。そう

いったことであるならば、それはそれでよろしいかと思いますが、１点、別の形でお聞きしたいんですが、そうしますと、市の都市整備部の方の窓口に、住民要望として直接窓口に、こういった開発行為が行われるんだけれども、１回来てもらえないかといったようなときの対応というものは、実際にはしていただけるのかどうか、そこら辺につきましてもう１点だけお聞きしたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　窓口に来たときのその対応でございますけれども、これはそのケース・バイ・ケースによるんじゃないかと思います。例えば、開発業者のその状況もあるわけですし、また市が中へ入ってやる場合でも、なかなか限度を、その調整する範囲内が非常に難しいという実態があるわけです。企業者の方は、当然ある一定の法律的にはクリアしたものを持ってくるわけですから、その中での調整ということになるわけでございますので、その調整の方向、その限度、範囲が非常に難しいというのが実態でございます。したがいまして、ケース・バイ・ケースで対応していかざるを得ないのかなというふうに考えております。

**○副議長（宮沢清子君）**　江口和雄さん。

**○１番（江口和雄君）**　どうもありがとうございました。

９月のこの「防災週間」に当たりまして、私は、災害に強いまちづくりについて市の考え方をお聞かせいただきました。今までの議論を通して、まだまだやらなければならないことが相当あるというふうな認識を新たに持ったわけでございます。特に私は、今までわずか半年の議員経験でございますけれども、市民と一体になったまちづくりが大変おくれているということを強く感じたわけでございます。きょうの質問の中心でありました防災等については、まさにこれは行政だけでできるものではない、というふうに思います。日常の市民と市役所、あえて市役所と言いますけれども、このつながりが非常に大切だと。とりわけ自治会活動等を通じての窓口である関係部門の意識改革というものが、より一層求められるというふうに思います。そのためには、市長及び幹部が先頭に立ってみずから市民の中に入っていく、あるいは市の職員の小さな声も大きく取り上げていく、こういう姿勢が必要ではないかということを最後に申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

**○副議長（宮沢清子君）**　これをもって８の１、災害に強いまちづくりについて市の基本姿勢を問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より会議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時50分　散会

# 9月9日　金曜日　（第4日）

平成6年
第3回定例会　日野市議会会議録　（第26号）

9月9日　金曜日　（第4日）

出席議員　（30名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1番 | 江口和雄君 | 2番 | 佐藤洋二君 |
| 3番 | 菅原直志君 | 4番 | 渡邉馨鴻君 |
| 5番 | 吉冨正敏君 | 6番 | 小島久君 |
| 7番 | 小川友一君 | 8番 | 森田美津雄君 |
| 9番 | 佐瀬昭二郎君 | 10番 | 中谷好幸君 |
| 11番 | 沢田研二君 | 12番 | 田原茂君 |
| 13番 | 宮沢清子君 | 14番 | 執印真智子君 |
| 15番 | 土方尚功君 | 16番 | 天野輝男君 |
| 17番 | 奥住日出男君 | 18番 | 橋本文子君 |
| 19番 | 板垣正男君 | 20番 | 鈴木美奈子君 |
| 21番 | 内田勲君 | 22番 | 馬場繁夫君 |
| 23番 | 夏井明男君 | 24番 | 黒川重憲君 |
| 25番 | 福島盛之助君 | 26番 | 旗野行雄君 |
| 27番 | 小山良悟君 | 28番 | 一ノ瀬隆君 |
| 29番 | 竹ノ上武俊君 | 30番 | 米沢照男君 |

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 森田喜美男君 | 助役 | 前田雅夫君 |
| 助役 | 坂口泰雄君 | 収入役 | 落合豊君 |
| 企画財政部長 | 大崎茂男君 | 総務部長 | 小林修君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 生活文化部長 | 小野宗市君 |
| 環境部長 | 山口正夫君 | 都市整備部長 | 鈴木栄弘君 |
| 建設部長 | 小俣雅義君 | 福祉部長 | 藤本享一君 |
| 水道部長 | 土方重男君 | 病院事務長 | 須藤雄示君 |
| 教育長 | 園田匠君 | 学校教育部長 | 谷正幸君 |
| 社会教育部長 | 大谷俊夫君 | | |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 局長事務代理 | 田中正美君 | 書記 | 濃沼哲夫君 |
| 書記 | 橘達雄君 | 書記 | 山田二郎君 |
| 書記 | 田倉芳夫君 | 書記 | 鈴木俊之君 |
| 書記 | 堀辺美子君 | 書記 | 永野裕子君 |

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　山川芳子君

議事日程

平成6年9月9日（金）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時６分　開議

○議長（福島盛之助君）　　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問９の１、21世紀への福祉ビジョンについて問うの通告質問者、吉冨正敏君の質問を許します。

〔５番議員　登壇〕

○５番（吉冨正敏君）　　おはようございます。それでは、一般質問させていただきます。

最初に、３月議会以来、保育料の口座引き落としということでお願いをしておりましたところ、補正予算に電算化ということでのっておりまして、市長並びに関係の方々に保育園の父兄を代表しまして感謝申したいと思います。補正予算、ぜひ保育料の口座引き落とし、御承認いただけるように議員の皆様、よろしくお願いしたいと思います。

（「では、ほかのことも賛成して」と呼ぶ者あり）

さて、前回、私の質問の中で最後のところ、私の評価を９月に報告したいなということを言って終わりました。評価ですね、「市街化調整地だよ」という評価をいただきました。「何だ、それ」と聞きましたら、「評価に値しない。まあ緑地だから、そのうち何かに使えるだろう」と、何だかわけのわからない評価でして、そのときに「週間朝日」を手に持っていまして、この間、沢田先生の質問にあった例の全国ランキングの件なんですが、それを手に持ってお前は市街化調整だということを言われました。

それで、私はそのページを見せていただきまして、ナンバーワンのところを見たんですね。そしたらナンバーワンが出雲だということで、「この間、市の厚生委員会で行ってきたよ」と胸を張って言いました。で、橋本委員長には、もう本当に感謝、感謝ということを心に思いまして威張ったんですね。そしたら、「そうじゃないんだ、ベストじゃないんだ、ワーストを見ろ」と。で、私は前にほかの表で日野市の小売業のやつがっあったんですね。たしか15万以上の都市の小売業の何とかランキングというのがありまして、その中で日野市がワーストの12番だったと思います。そういうのを見たことがあったんでいやな予感がしまして、見ましたら、やはりワーストの９位ということに日野市が入っていました。どっか中部ですか、名古屋の方かなにかに日野市があるとかということを聞いたことがあったんで、そっちだといいなと思って見ましたら、日野市の後ろに（東京都）としっかり書いてあって間違いがないということで、返す言葉がなかった。これが、私の友人の言う市街化調整だと、何やってんだお前たちはという評価でした。

その評価の仕方は、その会社がいろんな項目を立てやったことですから、別に国の基準で評価したワーストとかいうことではないですが、そして、そのワーストランキングの最後の備考欄のところに、日野市は自然に恵まれた工業都市、人口急増期のひずみがいまだに解消されていないまちだというふうに書いてございました。

福祉に先立ちまして、市長にワースト９位という名誉なのか不名誉なのかわかりませんが、その辺のコメントをいただけるようでしたら、まずお願いしたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　吉冨正敏君の質問について、答弁を求めます。市長。

**○市長（森田喜美男君）**　自治体、日野市勢という言葉がありますが、政ではなくて市の勢いという書き方の市勢があります。これは短期的にとらえるか、長期的にとらえるか、そういう期間のとらえ方によって、いろいろな評価が出てくるかもしれません。私は日野市の、いわゆる基本的な土地の勢い、つまり地勢は大変恵まれておるということでありますし、それから、人口急増期を経て都市化の形成が急速に進み、それに対応するためにハードの仕事を今、懸命にやっておる、こういう客観的な位置づけができるだろうと思います。

したがいまして、流通とかあるいは商業とかそういう観点におきまして、どういう指数があるかよくわかりませんが、たまたま日野市を正確に表現しない、そういう領域の評価であったのかなというふうに思うわけでありまして、何一つ日野市が、他市に比べて遜色を持つという市の勢いではないというふうに、市民の皆さんも、また行政の我々も自覚をしているということでありますので、ひとつ自信を持って前進をさせていただきたいと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

**○議長（福島盛之助君）**　吉冨正敏君。

**○５番（吉冨正敏君）**　国とか都とかなんとかという指標ではないので、市長のおっしゃるとおり実勢を正確に評価していないんだろうということで理解をさせていただきますが、何の評価であれ、全国六百何十ですかの穴から９番ということは大変なことだと思います。ぜひ市長、そして部課長の方々、今度はベストワンになるように鋭意努力をしていただきたいと思います。

市長は今、遜色なくやっておられるということで、これから福祉の方の質問へいきたいと思います。

６月の市議会の一般質問のときに、ぜひ福祉のまち日野のため、福祉担当の助役をお願いしたいという質問をしましたら、私もびっくりしたんですが、坂口助役が誕生したということで、これは市長が全国ナンバーワンを目指して市の体制を立て直したという

ふうに、私は理解しております。ぜひナンバーワンのまち日野を目指してやっていただきたいと思います。旧の市議会が反対をして人事が決まらなかったというふうなうわさが流れておりましたが、新の市議会は市長の考え方、そして全国ナンバーワンの日野市を目指すため、市長の人事体制に協力をしてまいります。ぜひナンバーワンのまちを目指していただきたいと思います。（「それは違うぞ」「それは違うよ」と呼ぶ者あり）そうですか、済みません、新米なもんで。

さて、日野の保健・福祉計画の方へ話を進めていきたいと思います。このような本をいただきまして、それから、６月の議会中にこういう本をいただきました。それで、小学校の夏休みではないんですが、私は小学校２年の息子と一緒に夏休みの宿題のつもりで、この多摩川苑福祉ゾーンの本を読んでみました。これは議会に置いてあるんでページ開いてないんですが、１冊もらいまして家で勉強したんですが、私も実は保育園の園長で、昭和61年に国と都の補助金をもらって改築をやりましたんで、大体その補助金単価とかというのは、少しはわかるつもりで読んでいたんですが、この基本計画書、どこをどう足し算しても、何でこの数字になるのかなというのがよくわからなかった。要は宿題ができなかったというのが現実ですね。そのうち、どっかで説明会があるのかなというふうに期待をしております。単純に言いますと、特別養護老人ホーム42億、老人保健施設26億、総合福祉センター73億、ケアハウス７億、億の下を省きますと約150億、それから、土地の値段がよくわからないんですが、２万1,279平米ですから、あの辺坪100万はすると思いますので200億以上の総経費と、何だかんだ入れていくと300億円ぐらいになるのかなというふうに勝手に理解しております。この件は、後ほど質問される方がおりますので、私はちょっと辞退をさせていただきまして、こういう計画一つについても、何だか読んでもよくわからないというのが現実です。

そして、この保健・福祉計画にしましても、多摩川苑の予算１戸が300万円、じゃない300億円ですかね、あんまり億の話をしたことがないんで、300億。すると、福祉計画を全部やっていくと何千万かな、ごめんなさい何千億円か、どうも億単位の話はしないんで、何千億になるのか。全く見当もつかないというのが、私の能力です。福祉計画自体は、平成12年ごろに終了するというような、たしか計画だったんだろうなとは思います。そして、そのもとになっているのが旧のゴールドプラン、これは10カ年ですね。

今、旧のゴールドプランが施設収容主義であったのが、新のゴールドプランは在宅ケアということで、名前はゴールドプランですが、新旧の方針が全く違う。補助金予算が10カ年で、補助金の内容も右から左に変わっちゃって、総費用が1,000億円で、平成12

年までにというふうに考えていくと、例の新幹線だか地下鉄の漫才の世界になりまして、寝れなくなっちゃうよという感じですね。どう考えてもわからない。そんなときに、私の保育園に、この東京都発行の東京都福祉局発行社会福祉９月号というんですかね、来まして、ぺらっとめくりましたらば、これなんですがね。「優しいまち」と命題を打ちまして、拠点施設と地区施設、在宅復帰と支援サービスのネットワークをというタイトルで、東京都の福祉局が国分寺市の地域福祉・保健計画を取り上げまして記事にしています。これは編集者が優秀なのか国分寺の方が優秀なのかわからないんですが、何だか大変読むとよくわかるような気になる――気がするという、そういう内容だったもので、これよくわかるなということで見ました。たった２ページなんですがね、これ１冊じゃなくて２ページなんです。内容はといいますと、同じゴールドプランでやってきていますから中学校区を単位としてやっていく、中学校区を現行福祉住区と、そして地域トータルケアをやっていくんだという、そういう何だかよくわかるタイトルをつけられてやっています。そして、保健と医療と福祉の連携をして三位一体となって高齢者の介護に当たっていくという、非常に単純明快でわかりやすいなということですね。

何がもっとわかりやすいのかなといったら、施設体系と運用の体系が単純明快なんですね。この多摩川苑の福祉ゾーンと同じようなものを、まずセンターとしてつくる。老人保健施設を50床、国基準の最低基準ですね、の範疇でつくる。そして、中学校区ごとにデイケアセンターに匹敵するものをつくっていく。こちらは、もちろんデイケアセンターですから、補助金ももっと少ないですけども、施設も小さい。その中へ老人保健施設の出張所というんですかね、ということで10個のベッドを確保していく。擁するにセンターと診療所という拠点展開をしていく。その中へ障害者の施設、それから、児童館やら何やらの児童関係の施設も併設をしていく。中央、そしてブランチ、それを地区館という形で呼びましてセンター運営をしていく。何か大変わかりやすかったんですね。

介護される方の人はどうなるかというと、脳卒中で倒れます。脳卒中で倒れて後遺症がある。そうすると、老人保健施設の中央センターに入って３カ月間リハビリテーションを受ける。それから、自分の住区の地区館のミドルステイというのがありまして、それがさっき言った10個ぐらいのベッドというところで、在宅復帰訓練を受ける。それから、その地区館のデイサービスセンターに週２日通い、そして、在宅訪問看護を受けながら社会復帰をしていくという、予算とか規模とかというのは明示していませんが、ものすごく私が脳卒中で倒れた場合に、どうなるのかな。ここへ行って、ここへ行って、ここへ行って、あなたはお家へ帰れるんですよという非常にわかりやすく説明をされて

います。

それは、老人だけの施設ではありませんよ。子供のもの、障害者のものもこういうものが入っているんですよ。要するに複合型ですね。縦割指向の行政ではなく、複合型の福祉展開をしていく。それこそ福祉担当助役が必要だという行政サイドのものを現実的にやっているという、やろうということですかね、計画ですから。そういう形で国分寺のは書いてありました。大変よくわかる。

私は、一応漢字は読めるんですが、これを読んでいってもわからないんですね。お役所さん用につくったんだなというのは一目瞭然なんですが、私は役所の出じゃないんで、読んでも読んでも全くわからない。ぜひ日野市のこの同じような構想なら同じような構想で結構です。概略でちょっと説明をお願いしたいと思います、手短に。

**○議長（福島盛之助君）**　福祉部長。

**○福祉部長（藤本享一君）**　ただいま日野市の保健・福祉計画につきまして、非常にわかりにくい。また、国分寺と比較しての御質問でございますが、内容はほぼ今聞いている中では似ているというふうに感じましたが、この保健・福祉計画は、在宅サービスと施設サービスが一元的に、また計画的に提供できる体制に向けて、保健と福祉の分野が連携をとり一体として作成をしたものでございます。対象者でございますけど、これは高齢者のみならず、障害者、またひとり親家庭、乳幼児など社会的に弱い人々の支援を重視したものでありまして、計画期間は平成６年から12年というものでございます。このうち、高齢者を主体とした老人保健サービス対象人員が、今、日野市で推計をしているものとしましては、平成５年度で65歳以上が１万5,661人、また平成12年には２万2,664名を想定して計画をしているものでございます。この平成５年現在では、人口との割合では9.5％を占めていますし、また平成12年度には12.9％ということで、全国平均に比べて日野市は高齢化は低い方ではございますが、いずれにしましても、高齢化に向けて着実にどんどん進んでいるということについてはかわりはないと思っています。

この65歳以上の人口の２万2,644人のうち、1,103人が在宅要介護高齢者として、数字の上で出てくるわけですけれども、デイサービス、またはショートステイ、ホームヘルプサービスの対象になるものと推計をしています。この高齢者サービスセンターについては、基本計画においてはおおむね人口２万人を単位として、中規模の広がりを持つ地域、私どもでも中学校区というふうに申し上げていますが、これを福祉サービスの供給エリアに位置づけまして、その拠点として建設を図るものであるわけでございます。最終的には８館の整備を目標としております。

それから、保健・福祉計画におきまして、これを前提にいたしまして、平成12年次までに在宅サービスセンターを６館整備することを目標としているところでございます。それから、既に栄町サービスセンターができておりますけれども、これもこの事業の一環としてのものでございます。高齢者在宅サービスセンターの整備は、各団地の建て替えとか、そういう時期を調整しながら、また財政状況等を総合的に勘案したりした中で整えていくという予定になろうかというふうに思います。今後のこの状況によっては、事業計画のローリング等を行ってフォローして体制を整えていくというふうになろうかと思います。

それからあと、サービス提供のシステムでございますが、施設サービスの整備、目標等は、今申し上げたとおりでございますけれども、各種のサービスの申請や相談に対して、地域の医師、保健婦、ケースワーカー、民生委員、またはコーディネーター等で構成する高齢者サービス調整チームを発足させまして、各ケースの必要なサービスを検討、在宅サービスセンター等のサービス提供の拠点と連携をして、各サービスが円滑に必要な方々に供給が可能となるよう、サービスのネットワークをつくり促進していく考えのものでございます。このほかにもこの計画には、保健、福祉、医療、サービスのネットワークを図り、保健・福祉総合相談情報提供窓口制度の導入とか、またこの計画の前期の方で着手をすることとなっています。

それから、今、多摩川苑の福祉ゾーン基本計画のことも出てきておりますが、この高齢者在宅サービスセンターをおおむね中学校区ごとにサービスエリアとして、拠点として分散配置をしてサービスの地域化を推進するということは、今も申し上げましたとおりでございますが、そのサービス対象者はおおむね65歳以上の要介護者を主体とするものであります。多摩川苑福祉ゾーン基本計画においては、地域福祉サービスの核となるような特養老人ホーム、また在宅サービスセンター、総合福祉センター、この総合福祉センターというものには身障福祉センターとか児童館とか、老人福祉センター、または健康増進施設等の多目的機能を持つ複合施設を考えているわけですが、この老健施設、多目的広場等の複数の施設の群によります相互の連携を考慮した福祉ゾーンと位置づけているものであります。そのサービスの対象者は高齢者、障害者等のみならず、一般市民を含めた利用を想定をしているものでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　　吉冨正敏君。

**○５番（吉冨正敏君）**　　ありがとうございます。

157ページの構想を手短にということで、大変説明もしづらかったとは思いますが、

やはりサービスを受ける方は高齢者です。そして、それの介護をしている方々も、どちらかといえば、もうギブアップに近い方々という中で、やはりわからないですね。冷静に、そして余裕のある方は説明を聞いて勉強すればわかると思います。ただ、その対象の方々は、やはりわらにもすがるというのが本当だと思います。ぜひこの制度や、それからこういう地域にこういうものをつくって、こういうネットワークでサービスをしていくという、だれが読んでもわかるダイジェスト版をぜひ発行していただいて、絵にしていただきたいと思います。目に見えるようにしていただきたい。漢文学の世界だとわからないんですね。どうもお役所さんは、漢文学大好きですから、私たちは漫画世代ですからビジュアル化していただかないとわからない。ぜひ予算化していただいて、福祉の日野が市民によくわかって目に見えるというものを、ぜひ進めていただきたいと思います。

それで、ゴールドが新ゴールドになりまして、そこにエンジェルプランという子供の部分が新たに追加をされています。これも、センター構想、ブランチ構想というものがあります。子育てに関して、子供家庭支援センターをセンターに置き、それから、ブランチとして子育てセンター、保育園とか児童館ですね、というようなものを置いてセンターとブランチという構想でやっていくというものがあります。これをぜひエンジェルプランで後から出てきた話ですのでつけ加えてください。よろしくお願いをしたいと思います。

それから、エンジェルプランの中で児童クラブを全国に何万カ所かつくっていきましょうというのがあります。日野市で言う学童ですね。日野の場合は、学童が随分充実はしております。国の方針よりも先に福祉の日野市長ですから、十分にやられていらっしゃる。その部分を評価しないからワーストの９位なんだという市長の御意見もよくわかります。この議会でも、空き教室の有効利用とかいう御質問がありますが、ぜひ校庭の隅っこのプレハブ然とした学童クラブでなく、教育の一環として学童クラブをやっていただきたい。そして、空き教室、空き施設等が使用可能ならば、ぜひ学童の子供たちに放課後の学校を使わさせてください。現実的にやっていらっしゃるということは、お聞きしております。ぜひもっと充実をと、やっていないということではなく、充実ということでお願いします。ことしは長雨じゃなかったんで、子供たちはグラウンドで遊ぶことができました。去年のように長雨のときは、あのプレハブ然とした学童の中でワーワーガーガーやっていました。何とかエアコンを入れていただけてますので、窒息するようなことはございませんが、それにしても、目の前に体育館があいている、多目的があいてい

る、何があいているという中で、学童クラブのところで遊ばざるを得ないんだろうというのが現実だと思います。ぜひ地域に空き教室を開放する前に、まず内部の有効活用を御検討いただきたいと思います。その辺は、谷部長もよく御存じだと思いますので、よろしく御検討お願いしたいと思います。

以上をもちまして、１番目終わりたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって９の１、21世紀への福祉ビジョンについて問うの質問を終わります。

一般質問９の２、多摩平地区のまちづくりについて問うの通告質問者、吉冨正敏君の質問を許します。

**○５番（吉冨正敏君）**　この９月議会では、私を含めまして３名の議員が多摩平団地の建て替え関連の質問をするということで、21人中３名が多摩平について質問するということで、大変重要な問題だということを、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

先日、鈴木議員が一般質問の中で多摩平の情報がひとり歩きして大変困っているという質問がございました。14階が十幾つ建つとかという情報が歩いているということで、私は余り議事録を読むのは趣味じゃないんですが、議事録の224ページの市長答弁の中に、前段として後段がという部分がつきまして市長の発言として「全体数としては4,800、そして14階の中高層と言える住宅建物を十数棟建てたい」との話が来たという市長の答弁がありましたので、それが情報としてひとり歩きをしている。そして、森田市長が議会で答弁した情報は、多摩平の団地では流言飛語になっている。そういう大きな社会問題が、今多摩平の団地で起きております。（「市長の答弁じゃないのよ、ほかの方でしょう、言われているのは」と呼ぶ者あり）そして、市長の答弁ですら流言飛語になるという多摩平の中で、私がこの間、一般質問で駅前用途変更をして超高層ビルを建てて、そこへ全部入れたらというお話をしましたが、そういう解決策の方は流言飛語にならないという大変残念なんですが、そういうような形で、今、多摩平では上へ下への大騒ぎという状態が続いております。

私は目黒で生まれて、小学校の１年のときにこの多摩平団地の建ち上がりと一緒に引っ越してまいりました、第２団地ですが。そのときに、今、保育園で子供たちが「トトロ」を見ています。「トトロ」のオープニングにさつきとメイの兄弟がオート三輪に乗って新しい家にやってくるという風景がございます。私も35年前、おやじと一緒にオート三輪に乗っかって、目黒から多摩平に引っ越してまいりました。その当時、多摩平はできたばっかりで今の多摩ニュータウンみたいに木なんか生えてなく、赤土ぼうぼうのとこ

ろにマッチ箱のようなコンクリートがばんばんばんと建っているというところでした。そして、私は五小の行き帰りに、今の真ん中のバイパスのところを舗装も何もしていないところで、同級生と一緒にキャッチボールをしたり鬼ごっこをしたりして遊んでおりました。また、今、駅前のロータリーに銅像があります。あの銅像の犬の上にまたがりましてチャンバラをしてまいりました。そのころ、旭が丘には市長の養鶏場があって、その隣の競馬場がありました。これが35年前の多摩平の風景です。全くの「トトロ」の世界でした。

そして35年がたち、養鶏場のおじさんが、ここに市長として座っています。そして、その養鶏場の卵を盗んだ記憶はないんですが、養鶏場の周りで鼻ったれて遊んでいた小僧が、ここで多摩平の団地をどうしてくれるんだという質問をしております。

私も昭和28年生まれですから、高校、大学という時代、ベトナム反戦という時代に生きてまいりました。地方自治の長として森田市長が住宅都市整備公団、国家権力ですね、それに徹底抗戦できなかったという結果が来ましても、私たちの世代は別段責めるというつもりはございません。ですから、部長、課長の方々は法律や諸手続に従って、堂々と用途変更をされて公団との協定もやってください、結構です。それを責める気はありません。国家権力の前に市長が屈伏されても、それはもう何をか言わんやという世界ですから、私はとやかく言う気はございません。やはり地方自治の長は、その権限に限界があると思います。よくは知らないんですが、その範疇でベストを尽くしていただきたいということを、まず先に言っておきたいと思います。

その中で、きょう、団地の自治会長さん、事務局長さん、副会長さん、傍聴にお見えです。我々団地の住民は手をこまねいて追い出されるということは、もしかすると死につながるかもしれません。「座して死を待つ」という何か名言がありましたが、その状態なんです。ですから、市長は、ぜひ我々団地の住人の声を聞いていただいて、考えていることプランがあります、住民にも。そして希望も持っています、戻ってきたいという。ぜひ国家権力のもと、阻止できないという結論が見えていましても、建て替えの計画に市長の権限の中で我々の夢と考えを組み入れていただきたい、それをお願いしたいと思います。私も小学校２年と５歳の息子たちに、私のトトロの思い出とは違う多摩平の思い出を残してあげたいんです。そして、私の同級生が、その両親がこの多摩平で静かな老後を暮らせるようにしてあげたいんです。それを市長にわかっていただきたい。

先日、私、団地の180なんですが、ポストに住宅都市整備公団ユアーラウンジというのが入っていました。住宅公団の広報だと思いますが、その８月号に、表紙は何か格好

いいのがありまして、それをあけますと２ページ目に公団本社の管理部長の就任のごあいさつというのがございます。その文章の中に「昭和30年代に建設した賃貸住宅について、居住者の皆様の御理解と御協力を得ながら円滑に建て替え事業を推進していきたい」と書いてあります。ごもっともなごあいさつだと思います。

そして、その隣のページ、１ページ分ですね、公団建設事業の御紹介。「豊かな住宅づくりを目指して」というテーマがございまして、その下に公団の建て替えのやり方の御説明がございます。市の広報やなんかに出てくるいろんな説明と同じスタイルですね。団地の住民が頭にきているときに、こんなもの投げ込みやがってというプッツンする部分がありました。ですが、その中に平成６年度建て替えの一覧というのがございます。１次分ということですから、７月に国が承認した分だと思うんですが、その１次分ということで建て替えの対象は団地が四つなんです。総戸数が2,426戸、これは北海道から沖縄までを入れた中で四つの団地、合計2,426戸です。１年間の事業がこれだけです。

さて、2,400台といいますと、多摩平団地の全戸数より少ないんです。公団の１年間にやろうとしている建て替えの事業よりも、多摩平の建て替え戸数の方が大きいんです。だから、公団はメンツをかけて建て替えをやってきます。全精力を挙げてやってくると思います。その前に一地方自治体の長の市長が何ができるかという部分があると思います。ですから、市長が阻止をできなくても許しますよ、構いませんよということを先ほど言いました。成田空港の三里塚じゃないので、何とか住民はああいうことはしたくないというふうに思っております。

その中で、私たち住人はどういう死に方をするのか、追い出され方をするのか知る権利があると思います。そして、どうやったら戻ってきて生きていけるのかを知る権利、考え実行する権利があると思います。そのために、市長は私たち住人のために情報を公開をしてください。そして、住人を建て替え計画の立案に参加をさせてください。今、いろいろな方からいろいろなプランが来ていると思います。その中で、おおよそ整理をしていきますと、シルバー住宅がほしい、都営住宅がほしい、市営住宅がほしい、そして親子二世帯の住宅がほしい、大体こんなような希望だと思います。市長も、ぜひ鈴木都知事のところへ日参していただいて、多摩平の建て替えに都営住宅をつくってほしいということを嘆願してください、我々多摩平の住民のために。それをぜひお願いをしたいと思います。

また、私は団地っ子なんですが、団地に生まれて育った団地っ子にとっては、多摩平は私のふるさと、私たちのふるさとなんです。そして、団地っ子は、やはり団地っ子な

んですね。今でも埼玉や千葉、そして多摩ニュータウンの団地に住んでいます。みんな団地がマイホームなんです。ここで、私の一つ提案があるんてすが、戻り家賃とかなんとかということで、戻ってきても食っていけないというのが現実だと思います。もしできることならば、年金生活の方と新家賃との差を日野市の方で、老人住宅補助金制度のようなものを創設していただきたい。老齢年金で食っていけない払えない、その現実を日野市がカバーしますよというのを、ぜひ制度を導入していただきたい。都営住宅、市営住宅、二世帯住宅、そして市の補助、それがあれば戻り入居が可能になります。二世帯住宅があれば、私たち団地っ子はふるさとの多摩平に帰ってきます。そして、両親の老齢年金と自分の給料と合わせて、親子で孫も入れて三代で暮らしていくことができます。ぜひ老人の補助金を一考願いたいと思います。

それと、団地の用途変更等でいろんな方々といろいろ説明会があったようで、私たちの多摩平は住人ですので、権利が何もない。居住権はあそこは発生しませんので権利がないということで、もろもろいろんな資料はもらってはいるんですが、この間、中央マーケットの商店の方には説明会が別途開かれたというようなことで、こういう資料を私の方もいただきましたが、彼らは営業権がありますので対象になりますので、正式な説明会があったということを聞き及んでおります。その中で、団地と付随しまして多摩平の汚水処理場の跡地も、どさくさに紛れてと言っていいんだかどうかわかりませんが、一緒に用途変更がかかっております。また、斎場か何かをつくられるんでしょうかね。その辺を何をつくるから用途変更を考えたんだ、申請したんだという部分を説明お願いしたいなというふうに思います。

いろいろ言いましたので、ちょっと質問の項目を整理をさせていただきたいと思います。まず、公団が提示した建て替えの案、原文でもいいです、そのまんまでもいいです、ぜひ住民に公開をしていただきたいと思います。あちら様の提案ですから、市長に責任はございません。公団がそれを持ってきたということで、公開をしていただければありがたいと思います。

そして、次に、公団の案を白紙まで戻せるのか、どこまで変更ができるかですね。変更が可能なのはこの部分だろう、こういう施設をつくれとか、要するにバーターとか条件闘争とかという言い方ありますね、そういう形でできるのか。そして、そこへ住んでいる人間の意見はどういう形でどこのルートから反映させることができるのか、それをまずお願いしたいと思います。

それから、我々住民は法的権利があるんだかないんだか、ちょっとよくわからないで

みんなもめているんですが、現に反対している者がいるところになぜ用途変更をかけたのか、１専から１専への変更ならばだれも文句言わないものを、１専から２専に匹敵する用途変更をなぜしたんですか。団地の要望ですか、国の要望ですか、市長のお考えですか、その辺、もしできれば御返事をいただきたい。

それと、それに関連して、今どのくらいの事務手続で用途変更が進んでいて、それに対して団地の住人はどういう異議申し立てとかストップとかという行動ができるのかという権利義務ですね、について説明していただけるとありがたいと思います。

それから、先ほど言いました住民の希望ですね、シルバー住宅、都営１種、２種、そして日野の市営、それともう１個、企業がよくやりますね、借り上げちゃうという市が公団を借り上げちゃって市営住宅として貸すということが可能かどうか。

それと、先ほど言った年金暮らしの老人に補助金制度ができるかどうか。

あと、汚水処理場に斎場をつくるや否や。

それから最後は、周辺の商店会や自治会との連携、話し合い等は今後どうしていくのか、現状はどうかとかいうことをぜひ御答弁いただきたいと思います。

１個１個詳しく御答弁いただくと時間切れになりますので、端的にいただきまして、最後に市長の総括的な御答弁をいただけると大変ありがたいですね。多摩平二千何百戸の住民を代表しまして、きょうは会長と副会長と事務局長が傍聴に来ています。ぜひ傍聴の方々にもわかるように端的に御説明をお願いしたいと思います。以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　吉冨正敏君の質問について、答弁を求めます。都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　それでは、総体的にちょっとお話をさせていただきたいと思います。

まず公団の建て替えでございますけれども、もう既に御説明申し上げておるとおり、市の対応といたしましては行政本部をつくり、また現在、その部会の中で公団から意見を聞いて検討をしているという段階でございます。現在、その部会の中で検討いたしまして、部会としての意見、それから課題、こういうものを現在は各部会ごとに整理をしている。段階的にはこういう段階になっておるわけでございます。したがって、公団からまず示されておるのは、総体として約2,000戸の増戸をしたいということでございます。その内容としては、公団から出てきておるもの総体を受けまして、総枠としてその2,000戸が可能なような状況の、この地区計画、用途の変更を今回しておるというわけでございます。個々の建物の具体的なもの、または何階建てがどういう位置でどういうふうにという具体的なものについては今後、この部会、それから、行政本部の中で検討

して最終的に公団との合意を図っていくという形になるわけでございます。ただ、2,000戸増戸については、今のこの用途の中では対応できませんので、その関係で1専から2専に上げておるというのが内容として、総枠としてそういう形をとっておるということでございます。

それから、それにかかわる当然地区計画も定めておるということでございます。

それから、その内容等についての公開、説明をということでございますので、これは必要に応じまして、これからは公団または市の今検討されている内容、こういうものの情報は提供していきたいというふうに考えております。そういう中で、十分意見も聞きながら、今後の検討の中で反映していきたいというふうに考えております。

それから、処理場の跡地のところでございますけれども、これにつきましては、今回縦覧をいたしました地区計画の中に、こういうものがつくれますという形でつくれるものは整理をして記載してございます。したがいまして、これ以外のものについてはつくれません、こういうことになっておりますので、これは処理場だけでなく今回の地区計画を定めている地域の中、すべてにそういう制限を個々に課しております。内容につきましては、もし必要があれば、その地区計画の内容をまとめたものもございますので、後ほど資料として差し上げても結構でございます。以上でございます。（「住宅年金関係」と呼ぶ者あり）

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　多摩平団地の建て替えということについて、行政側の当然対応すべきこと、これは一に現在の住んでおられる居住者の方々の居住権を守るということと、将来の日野市の都市像として、どういう条件を整えて受け入れるかということになりるわけでありまして、私どもの認識といたしましては、市営住宅の場合も同様ですが、要するに住宅に地域として不足している、あるいは住宅を求める国民がまだまだ多い。そして、生産性の高い都市であるほど、ちょうど建て替え期にも入っておるわけでありますから、それなりの住宅政策というものがあるべきだという見解であります。

それで、公営住宅はこれは国民の財産であります。市営住宅が市民の財産であると同じことでありまして、つまり同じ国民、市民の立場で公共的な住宅がほしい、公共的のみでなくてもいいわけですが、政策として公共住宅がつくられるわけでありまして、国の政策を代行しているのが住宅都市整備公団、それから東京都の都営住宅、あるいは我々の市営住宅、こういう役割分担によって国民に提供する住宅をなるべく低廉でよい環境で、しかも数多く提供していこうというのが、住宅政策の本旨であるというふうに思っ

ております。

したがいまして、何か権力に屈伏したとかそういうことじゃなくて、国民の住宅をよりよい提供の状況をつくる、こういう政策でありますから、それに対して、行政の関係の立場がなるべく現地の需要を守る提案をするとともに、積極的に受け入れて、そして国民全体に大きなサービスが提供できる状態には協力をするというのは、私は当然だろうというふうに思っております。都営住宅の建て替えの受け入れも同様でありますし、市営住宅を少しでも多くしようという努力をしているのも、同じ原理であります。したがって、何か屈伏をしたとか、交渉事に何かこう退いたとかそういうことじゃ全くないということだけははっきりと申し上げておきたいと思っております。つまり、積極的にいい条件を受け入れるということで、市民にもサービスのできる、また国民の福祉向上にも役立つ、これが、いわゆる住宅政策の形で、建て替えでありますとかあるいは増戸であるとか、そういう手段がとられるということだというふうに認識をいたしております。（「市長はお金持ちだからどうってことないだろうが」と呼ぶ者あり）

そういうことですから、市民の望まないことをやったり、何か市の将来に禍根を残すようなことがあってはなりませんので、それに対する自治体行政の対応をしていこう、こういうことでありまして、ちょっと何か言われていることの意識の隔たりといいましょうか、そういうことに少々驚いておるわけでありまして、自治体は民間の開発を誘導と規制という形で指導しておるごとく、住宅公団においても誘導と規制ということで、日野市民の利益を守っていく、自治体日野市の、また将来像に大きく寄与してもらう、こういう展開であります。

したがって、住宅を建て替えるということにもあわせて、駅前の周辺の整備のこと、たまたま線路南の区画整理等をやっておりますので、それらとの多摩平の南北の整合性、こういうことも都市計画として考えていこうということでありますから、今、考え方に距離があると申し上げたわけですが、そのことをまず十分に理解をしていただきたいと思っております。あと、個々のことにつきましては、そういう理念に立って誘導と規制ということで行う内容だというふうに思っておりますから、いつもお伝えすることがあり次第、なるべくお伝えをし御意見を聞いたりしたいということに何らの変わりはありません。

**○議長（福島盛之助君）**　吉冨正敏君。

**○5番（吉冨正敏君）**　傍聴席とやりとりしていいんだかどうだか知りませんけど、市長説明よくわかった方は丸を。おりませんので、時間がもう少しありますので、またも

うちょっと説明をいただきたいと思います。

公団の要望、要求に対して、市長権限と市長の役分に応じて市長は最善の義務を、仕事を果たしていらっしゃるという説明かなというふうに理解したんですが、それでよろしいですか。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　おおむねそのとおりであります。

**○議長（福島盛之助君）**　吉冨正敏君。

**○5番（吉冨正敏君）**　それでは、その部分はよくわかりましたか。それでは、その部分については、職務権限で市長は公団と対峙をしており、職務権限で公団の、要請って言ったかな、たしか、で用途変更を進めているということで御理解をしてよろしいですか、市長。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　なるべく将来像に適合できる形を見直しの機会に整備しておこうというのが、いわゆる用途地域の見直しであります。

**○議長（福島盛之助君）**　吉冨正敏君。

**○5番（吉冨正敏君）**　そうしますと、とりあえず職務権限に応じて市長は進めていらっしゃるという事実確認だけは、とりあえず終わったということですね。

で、用途変更等の法的云々かんぬんについては、都市整備の方から住民によく説明を再度していただくといたしまして、シルバー住宅とか都営1種、2種、市営併設等お考えでしょうか、市長。それと借り上げとか二世帯とかって、ともかくありとあらゆるプランニングをぶつけて戻り入居ができるようなことを考えていらっしゃいますか、市長。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　住宅公団という、国の住宅政策を行う機関でありますから、いろいろな調査も整っているはずでありますし、また他地域の建て替えの経験もあるはずでありますから、住民に納得をしていただくためのいろいろな施策が行われるということは、当然だろうと思っております。私どもといたしましても、都営住宅の福祉のための特殊性のある政策もありますし、あるいは市営住宅の場合もあっていいわけでありますから、それらの要素が、全体の解決のためにといいましょうか、福祉の確立のために必要であるというならば、いろいろな工夫をし方式を取り入れて、そして安定をした不安のない、そういうレールを敷くということは、当然であろうというふうに思っております。

○議長（福島盛之助君）　吉冨正敏君。

○5番（吉冨正敏君）　もうちょっと具体的に話をお願いしたいんですが、例えば住宅の建設要望については、どこの課がどのような形で、例えば都と折衝を進める、開始する等というのがもしあれば御説明いただきたいんですが、市長がその考えがあるという時点で、今とまっているのか、行政がもうそれに対して調査、研究の範疇なのか、要請行動で動いているのか、経過の部分をもしありましたら、市長でも構いませんし担当の方でもよろしいですからお願いしたいんですが。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　公営住宅の併設につきましてでございますけれども、今の公団の制度としては、こういうものが併設は可能であるというふうに、一応公団の方からの説明はございました。ただ、具体的な内容、こういうものにつきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、公団この全体の建て替え、こういうものを今、市として詰めている段階でございますので、そういう具体的な内容は、今後こういう中で地元の意見等の要請も受けながら検討して、最終的な行政本部としての意見をまとめていく、現時点ではそういう段階でございますので、意見としてこういう意見がありますということは、これからの検討の中で十分生かしていきたい。

ただ、考え方としては、制度としてはこういうものはありますということでございます。

○議長（福島盛之助君）　吉冨正敏君。

○5番（吉冨正敏君）　私も先ほど日野市がワーストだということを言いましたが、市長のやっていることが正確に理解をされていないということで、ワーストという評価が出たというふうにお話がありました。そうしますと、今の市長の御答弁等をやっていきますと、ワーストの評価と同じで、何かかみ合わないんですね。私は一生懸命やっているんだ、国家権力が悪いんだということで、それを正式に評価しない人たちが悪いんですよと言っているように、私は聞こえました。でも、私たち団地の住民は追い出されるんですね。それが現実です。だれが評価しようと、どのような評価の仕方をしようと、追い出されるんです。それは、見逃せない事実だと思います。

ですから、職務権限の範疇、わかります。市長として、私たち住民のサイドに立って、（「立っているでしょう」と呼ぶ者あり）どこまでやっていただけるのか、それに私たち命はかかっております。別にお代官様お願いしますと言っているわけではございません。全国最長老の市長ですからね、我々の中で一番の市長です。ぜひナンバーワンの建

て替えの解決策を考えてください。そして、私たち住人に提示してください。年だけナンバーワンじゃ困るんです。やっていることもナンバーワンでやってください。出雲の岩國哲人さんのように、日野に全国最長老の森田あり、そして住民のためにこれだけのプランニングを私は考え実現した。そして、もろもろの補助金も私は日参して持ってきましたよというのを、私たち団地の住民の前に見せていただきたいと思います。ぜひ所轄が違う、権限が違うということもなく頑張って私たちのために先頭に立ってやっていただきたいと思います。

以上をもって終わらせたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって９の２、多摩平地区のまちづくりについて問うの質問を終わります。

一般質問10の１、市長は本当に市立病院の建て替えを実行する意志があるのかを問う！の通告質問者、田原茂君の質問を許します。

〔12番議員　登壇〕

**○12番（田原　茂君）**　それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。病院問題は、昨日も沢田議員の方から一般質問としてなされておりますので、重複する部分は極力避けながら、角度を少し変えながら一般質問をさせていただきます。

早速質問に入りますけれども、今回の市立病院事業会計の補正で2,500万円の計上で計3,000万円の予算が計上されることになるわけであります。この予算の内容をもう一度詳しく教えていただけないでしょうか。この辺からスタートさせていただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　田原茂君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　市立病院の建て替えにつきましては、市といたしましては多摩平四丁目３番地ブロックに建設したいという考えの中から、今回その基本計画を策定するために2,500万の予算補正をお願いしているところでございます。この内容でございますけれども、一般的に建物を建設するにつきましては、その目的等を定めるために基本計画というものをつくるのが一般的でございます。特に市立病院というような中で医療施設という中では、建物だけでなく中身が重要でございます。そういう中では、かなり詳細な計画を立てたいというようなことから2,500万をお願いし、当初の500万と合わせまして3,000万の予算に相なるわけでございます。

どんなことを進めていくかということになりますと、まず病院のあり方、特に医療機能等の整備の方針、それから建て替えの基本方針、あるいは建て替え計画の条件や周辺

の条件、あるいは建て替え計画のスケジュール、それから病院施設の運営計画、収支財政計画、あるいは病院を建てるに当たっての総予算がどのくらいになるかというような内容でございます。もう少し詳しく申し上げますと、病院建て替えのためあるいは地域医療のための理念、それから整備方針、あるいは中核的病院としての診療機能の設定、それから病院の施設設備の設定、各部門の計画とかアメニティー施設だとかいうようなことのハードの面、それから、基本運営システム、内部の情報システムあるいは電算関係等もございます。それから、病院を建て替えて今後運営していく上の経営管理方針、収支計画でございます。それから、ハードな面といたしましては、目的地に建て替えるための工事のスケジュール、費用等を調査しようというものでございます。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

当然、基本計画というからには、それなりの先ほども答弁のあったような、かなり詳しい内容で計画がされるんだろうと思っておりましたけれども、しからば、先ほどの答弁にもありましたけれども、周辺条件――周辺の条件というんでしょうか、また建て替え地の条件ということも、当然出てくると思うんですが、その辺の問題につきまして、次に質問させていただきますが、いわゆる基本計画ということでつくっていくということであれば、実質的に先ほどお話があったとおり４－３ブロックで確定をするということになっていくんだろうと思うんですね。そういうことになれば、普通であればいよいよ次の段階として、基本設計、実施設計と進んでいく、これが本来の段階であろうと思います。そういう意味においても、この基本計画というのは非常に重みがあるというふうに思っているところです。そういう意味で、この前提となるこの４－３ブロックにある既存施設、すなわち幼稚園、保育園、多摩平支所、消防署、社教センター、これらの移転計画はどうなっているんでしょうか。

次に、この移転計画、既存の公共施設の移転計画について、詳しく明確に御答弁をいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　多摩平四丁目３番地ブロックにつきましては、御質問にありますように既存の公共施設がございます。この土地を使うに当たりましては、この施設を移転あるいは一時仮移転等をしていかなければならないわけでございますが、まずその中にございます幼稚園あるいは保育園等につきまして、関係課長で昨年、内部検討いたしております。一応、一つの方向づけが出ておるところでございますが、まだ

病院の建設そのものの場所あるいは予算というものは確定しておりませんでしたので、特に明らかにする状態ではございませんでしたが、ここで四丁目３番地ブロックにお願いし、基本計画を進めるということになりますと、御質問にありましたように、今後は基本設計、実施設計、着工というふうに進んでいくわけでございます。これにあわせて既存施設の移転計画を進めていかなければならないわけですが、内部的な考えとしては、現在あります幼稚園、保育園につきましての移転につきましては、一つには近くにある土地に仮移転する、あるいは学校の余裕教室があれば、それを充てたらどうかというような考えが出ておるところでございます。

それから、多摩平支所につきましては、これは以前、廃止のお願いをしたこともございますが、これにつきましては、利用者の意識調査等が十分でないこと、あるいは代替施設といいますか、かわりのための交通手段、そういうようなことがございました。多摩平支所の廃止につきましては、病院の建て替えということもありますが、先般の一つの行政の見直しという中でも、多摩平支所の統廃合というようなこともございました。これらも参考に再度その存続、廃止について検討していきたい。特に連絡便を増発することによって、地元市民の御理解が得られればというような考えを持っておるところでございます。

それから、ほかには消防署がございます。消防署につきましては、西平山土地区画整理事業地域に移転をすることを３年前から地元に入っておるわけでございますが、消防署の設置につきましては、１種住専地域へのお願いというようなことの中で、なかなか地元の了解を得るには、まだ至っていないわけでございます。しかし、消防庁にも了解を得て移転をするということにもなっておりますし、また、４－３ブロックの跡地利用のこともございますので、早急にこの移転の結論を出したいというふうに思っております。なお、消防署の署長官舎につきましては、既に移転を終了しておるところでございます。

さらに一番大きな建物といたしましては、社会教育センターがあるわけでございますが、これにつきましては、平成10年までの契約になっております。また、病院の建設は１期、２期というふうに予定してございまして、社会教育センターは２期分に入ってございます。ちょうどその計画の中で社会教育センターの契約期限も来ております。それで、この４－３ブロックの敷地利用は、現在の病院との敷地交換というような前提の中から、現在の病院の敷地に社会教育センターを移すということを考えておるところでございます。以上でございます。（「４－３ブロック再検討を、こんな状態だ」と呼ぶ者

あり）

**○議長（福島盛之助君）**　田原　茂君。

**○12番（田原　茂君）**　どうもありがとうございました。

伺っていて、果たしてこれが基本計画を今、策定する段階における用地の現状なのかということで唖然といたします。こんな状態で、果たして基本計画がつくれるんだろうか。幼稚園や保育園、あるいは多摩平支所は、ある意味では内部的な施設でありますので、それなりの一つの検討の中での結論は出るでしょう。それにしても、多摩平支所が、まだ存続か廃止なんていうことを検討している段階ではないと思うんです、私はね。それからまた、最大の懸案事項、消防署移転、社教センター、これは何ら今聞いている限りでは具体的なものがありません。

私がお聞きしたいのは、今もきのうも質問の中にありましたとおり、また答弁の中にもありましたとおり、これはもうスケジュール闘争になっているわけです。スケジュール闘争が、ここで一歩でも二歩でもおくれるということは、枠がとれるかどうかという、そういう意味では、今ある意味でのせっぱ詰まった状態にあると、私は認識をしております。そういう中において、この基本計画にさあしようといったときに、これらがまだ明確な移転計画が立っていないといっても、これは言い過ぎではないと思うわけであります。そんな意味でもう一度お聞きしますけども、この消防署、本当に移転ができるんでしょうか。何かことしの５月ごろでしょうか、３年ぶりにやっと地元との話し合いの会合が持たれた、こんなことも聞いておりますけれども、３年間何をしていたのか。この４－３ブロックに病院を建てようという構想が、そのころから当然あるからこそ、そういうことを考えているわけですから、３年間も何をしていたのか。本当に４－３ブロックに建てる気があるのか、こんな疑問を持つのは、私一人ではないと思うんですね、現実が示しているわけですから。そんな意味での、この移転計画をもう少し私は詰めていただきたい。そういう意味での、この消防署、社協センターの平成何年にどこへ、こういうような具体的な計画があるのかどうか、再度お聞きいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　既存施設の移転につきましては、先ほど説明いたしましたように、内部的にその構想なり計画というものは持っておったわけでございますが、病院の建設地を４－３ブロックへというような市側の意向は、従前から持っておったところでございますが、ここへの正式な具体的な御提案というのがおくれておったわけでございますが、今回、基本計画の予算をお示しするということで、市としては具体的に

ここでいきたいということを位置づけたわけでございます。したがいまして、今まで内部的に持っておりました移転計画につきましても、この病院の基本計画を策定するにあわせてやっていきたいというふうに思っております。

消防署の移転につきましては、病院ということでなく、4－3ブロックの跡地利用ということで、3年前に移転を考えておったわけでございますが、現在、4－3ブロックに病院を建てるということに決めた中では、病院のための移転ということもあるわけでございますが、そういうようなことも含めて、改めて地元にお願いに参ったわけでございますが、なかなか3年前とそう変わらずに、かなり厳しい地元の状況でございます。したがいまして、西平山土地区画整理事業のまちづくりの中で、何とか病院用地を確保し、その病院の建て替えに間に合うように移転をしていきたいというふうに思っておるところです。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　お話を伺えば伺うほど、かなり厳しい状況が伝わってくるわけでございますが、社教センターについても、たしか2期工事で予定をされているということなんでありますけども、今、東京都への枠申請においては300床で出しているわけですよね。その中では、この社教センターが明確に平成10年、契約後には撤退をするという、この了解が今とられているんでしょうか、その辺のところを再度お聞きします。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　東京都への申請は、一応300を予定しておりますけれども、1期、2期というふうに分けて、当面200ということでやっていきたいというふうに申請しておるところでございます。また、この病院計画がございますので、社会教育センター側には、この病院計画についての話は申し出ているところでございます。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　ちょっとしつこくなって申しわけないんですが、了解はとられているんですか。社教センターで、じゃ平成10年には退きますと、場所的なものは、これから検討だとかということになっていても、それはいいと思うんですが、わかりましたということになっているのかどうかということです。話しただけで、これ話詰まりませんよね。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　社会教育センターには、そういうような申し出をしたところ、社会教育センターとしても施設の整備等で今考えているところで、この4－3

ブロックの見直し整備があれば、それに協力したいという意向は得ております。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　本当に、基本計画これでできるんでしょうか。

市長、ちょっとではお聞きしますけども、市長は昨日、この構想ということで構想を持っているんだと大見えを切っておりましたが、では、市長の構想なるものの一端をここでお示しいただけないでしょうか、この４－３ブロック、この既存施設についての構想も、当然市長もおありだと思うんですが、その辺市長どう思っていらっしゃるんですか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問のテーマに表現されております「市長は本当に市立病院の建て替えを実行する意志があるのかと問う！」という質問でありますので、明確にその意思を持って取り組みを進めておるというふうにお答えをしておきたいと思います。

それで、手順ということがおのずから伴うわけでありまして、四丁目３番地ブロックには行政施設が幾つか存在しておりますので、それをそれぞれ位置を変えて機能を全うする、こういう考え方であります。そのいわゆる構想なるものも具体的に解決の見通しありというふうにお答えをしておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　きのうは随分胸を張って構想があるとおっしゃっていましたけども、ずさんな構想としか断ぜざるを得ません。相手がいるにもかかわらず、何の了解もとられていない。消防署の移転しかり、社教センターについてもしかりですよ。こんな状態で、本当にできるんですか。私が言いたいのは、やはり議会に対する説明として、そもそも順序が逆だということを私は言いたいんです。（「そうだ」「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）順序としては、まず移転計画をきちっと示した上で、この土地で問題がないんだ、大丈夫なんだということをきちっと示した上で基本計画をつくっていく、これが本来の道筋ではないんですか。（「そのとおりだ」「いいぞ」と呼ぶ者あり）この順序が逆になっているということが、すべての問題の根源になっているんです。そうお思いになりませんか、市長は。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　たまたまこの場が本会議場でありますので、いろいろな手順、手続を経て確実に解決したという状況になれば、具体的な報告を申し上げるわけでありますけど、（「それは違う」と呼ぶ者あり）委員会などの席で、ひとつ考え方とそのま

た現状についてのことは御報告をさせていただきたい、こんなふうに考えております。

抽象的で恐縮ではございますが、解決の見通しは十分ある、そういう気構えのもとで病院の建て替えに確実に取り組み、また前進を図る、こういうふうに御理解をお願いしておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　どうも市長は、現状認識が全然できていないと思います。先ほど部長みずからも大変厳しい状況であると、消防署の移転計画は今、厳しい状況になっているという御答弁もございました。それで、現実に社教センターの了解も得られていないんでしょう。（「あんた聞いたの」と呼ぶ者あり）そんなに市長は、構想として見通しがあると言うんであれば、なぜ消防署の移転計画で3年間もほうっていたんですか。市長のやる気があるのかどうかということが、その辺で見て取れるんではないでしょうか。なぜもっと早く条件整備をしてこなかったのか。これは市長の行政の長としての怠慢であると断ぜざるを得ません。（「そうだ」「議会でさんざん反対してて何を言ってるの」「反対なんかしてないよ、反対なんか」と呼ぶ者あり）こんなことでスムーズに移転ができるなどということは、常識的にも考えられないことであります。このような状況について、市長はどういうふうに16万市民の方々に申し開きをするんですか。病院建設を願う16万市民に、私は申しわけないと思っております。余りにも、この移転計画がずさんではありませんか。（「質問もずさんだ」と呼ぶ者あり）

再度市長、どうお考えですか。市民の方々に対しての責任をどう考えていらっしゃいますか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　見通しありと申し上げておるわけですから、そのことを信用していただきたいと思います。そのことの説明は、もうしばらく時間をいただいて、必ず正確に御報告をする機会があるということを申し上げておきたいと思います。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　何事でも、言葉を発する場合には裏づけが必要ですよ。裏づけも何もないのに信じてくれと言っても、これ信じるわけがないでしょう。そういう意味で考えても、この基本計画がつくれるような、私は条件整備ができているとは、到底思えない状況であると思っているところであります。そもそも予算の組み方が場当たり的ですよ、これは非常に。当初予算ではたかだか500万円ぐらいでお茶を濁し、昨日も話

に出ておりましたけれども、病対特別委員会でやいのやいのと言われて、やっと９月補正で基本計画を組んできた。私のタイトルにもあるとおり、本当に市立病院の建て替えを実行する意志があるんですかと、これ言いたくなるでしょう。そういう意味で、この予算が本当に生かされているのか、生かされていくのか、予算が組まれる経緯が余りにも場当たり的であるがゆえに心配でならないわけであります。いずれにしても、厳しく監視をしていかなければならないと思っているところでありますけれども、いわゆるこのようにこの病院の建て替え問題については、その入り口論のところから、まず大問題ありと指摘をせざるを得ません。

次に、確認をしておきたいのですが、昨日の答弁の中にもありましたが、都への開設要望病床数として、日野市は１医療機関138床の要望を出しているとの話がありました。現在は162床ですから、合計300床になるわけですが、これはあくまでも市立病院の建て替えとして考えていいと思うんですが、気になるのは南部地域への医療機関としての考え方です。当然、合計で300床という枠が、申請のとおり認められてくるとなると、今計画では、市立病院の建て替えとして300床予定しております。そういう意味では、南部地域への医療機関、市長が常々話されているこの南部地域への医療機関、これは当然のことながら20床以下の診療所的なものにならざるを得ないと思うんですが、これでいいのかどうか、こういうことに南部地域の医療機関においては診療所としてそれ以上のものは考えないんだというふうに確定をしたものなのかどうか、その辺はどうこの市立病院の建て替え問題との300床の枠との関係で南部地域との医療機関との関連を教えていただきたいと思いますが。これは直接、市長に聞いた方がいいと思いますので、市長の方から。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　これまでいろいろ紆余曲折を経て、本院の建て替えとともに南部地域医療機関の開設ということについて、一定の前進を見ております。当初、市の事業として施行中の高幡区画整理事業の中の市有地を集合換地することによって用地を確保したい、そういう考え方を続けたわけでありますが、結局地元の関係者の方々との協議によりまして、全農の用地と交換をするということで、全農の御当局並びに地元の方々の御了解が完成できておる、こういうことでありまして、今、交換の手続を進めておる、こういう状況であります。今まで言明をしてまいっておりますとおり、南部医療機関、地域病院と言いたいわけでありますが、すぐには病院ということの性格を保ち得るかどうかまだ確認をし得ておりませんので、地元の医師会等には、まず診療機関――

整った診療機関としてスタートしたい、このようにお話をしております。そして、でき得べくば、地元の医師会の御意見に沿って、全体の日野市の医療体系の中で、本院の役割あるいは南部診療機関の役割、こういうことで医師会との完全な合意と協力によって、市民に対する保健医療行政の、何といいましょうか、十分な確保をしていきたい、こういうことでありまして、今、特に御質問にあります南部地域病院は、今、申請をする病床確保の中にはカウントしておりません。次の見直しの機会を待つということにならざるを得ないわけであります。大体５年置きに見直しということになるそうでありますし、南多摩地域に伺うところによりますと、閉鎖される病院もあるとのことでございますし、また今、人口がふえる地域は多摩地域でも南多摩が一番顕著なわけでありますから、一定の確保のできる条件は時間とともに整ってくる、このように考えております。

（「全く無責任だな、市長は。無責任だよ、少し」と呼ぶ者あり）

**○議長（福島盛之助君）**　田原　茂君。

**○12番（田原　茂君）**　南部地域の医療機関としては、今回考えていないということで受け取っていいわけですね。（「医療機関というのは病院」と呼ぶ者あり）病院です。いずれにしても、私が心配しているのは、市立病院の建て替え事業が、実質的に、もし暗礁に乗り上げたときに、この要望申請している138床、全部ではないにしても100床程度を南部地域への医療機関という形で振りかえてしまうのではないか、こんなことを心配しているわけであります。そんなことはないと、市長は言い切れるわけですね。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　そんな考え方は、全く思いついておりません。

**○議長（福島盛之助君）**　田原　茂君。

**○12番（田原　茂君）**　確認をさせていただきました。

次に移らせていただきます。次に、昨日も質疑にありましたが、大事な問題なので、もう一度お聞きして確認をしておきたいと思います。医療法改正に伴っての、いわゆる大学などの特定機能病院、そして一般病床を急性患者中心の一般病床と慢性疾患等の長期療養型の大きく分けて三つに分類されました。現在のままの市立病院ですと、診療報酬も極端に安いとされる高度医療、救急医療もできない、いわゆる長期療養型、俗に言う老人病院ということも言えるかもしれませんが、そのような病院に分類をされてしまうのではないか、中核病院とはほど遠い病院になってしまうのではないかという危惧する市立病院の職員の方々の声も多く聞いているところでございます。急性患者中心の、先ほどの第２番目の分類になる一般病床になるためには300床以上が必要であるという

話も、ある医療関係者からも聞いているところでありますけれども、いずれにしても日野市が建て替え問題でくずぐずしている間に、もうタイムリミットで長期療養型に指定されてしまうのではないかという心配があるわけであります。

昨日の御答弁では、そうはならないと確信をしているというような病院事務長の御答弁があったわけでありますが、やはりここはきちっとした根拠を示していただかないと「はい、そうですか」というわけにはまいりません。医療法第何条とか厚生大臣通達第何号とか省令第何号とか、そういったものがあるんであれば、そういった意味での根拠をお示しいただきたい。再度お聞かせいただければと思います。

○議長（福島盛之助君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　平成４年の７月11日に交付されました医療法の一部を改正する法律がございます。その中には、医療提供の理念、医療施設機能の体系化、医療に関する適切な情報の提供、業務委託の件、医療法人の業務範囲という五つのテーマで定義づけされたわけですけれども、その中に、ただいま申し上げました医療施設機能の体系化というのが、政府で打ち出されています。この内容につきましては、これからの高齢化社会へ向けまして、長期にまたがる入院患者あるいは慢性疾患等々で短期で入院できなくなってきておりますので、そういったものを体系化しなきゃならないということで、医療法第４条には総合病院というのがございますけど、４条の２項というのが新たに加わりまして、ただいま御質問の中にございました、いわゆる高度医療、いわゆる特定指定病院というベッド500床以上の特定機能病院というのが新たに加わったわけです。それになおもう一つは、ただいま御指摘のように医療法第７条には、いわゆる療養型病院も、ここに加わったわけでございます。内容的に申し上げるならば、昨日申し上げましたわけですけれども、長期に入院が必要な方は、いわゆる療養型病院、また急性期の患者を扱う場合の病院が、いわゆる一般病院、また診療所、これが19床以下のことを診療所。もう一つは高度な医療、いわゆる500ベッド以上のことを特定機能病院というふうに分かれたわけでございます。

特に、この療養型病床数という、病床群と言っておりますけれども、これは先ほど申し上げましたように、長期入院患者に適した病床ということで打ち出されたわけでございますけども、これは療養型も、それから特定機能病院も、いわゆる手挙げ方式と申し上げまして、その病院がこうしてほしいということを都知事に申請いたしますと、都道府県知事の承認で成り立つわけですけれども、療養型病院というのは条件がございます。一人当たり６平米以上、廊下の幅も談話室、食堂、いろいろと条件がございまして、な

かなかここで手を挙げなかった病院、たくさんあるわけでございます。

そこで、今、田原議員の御心配している当病院も療養型病院になるんじゃなかろうか、いわゆる急性期の病院にならないんじゃないかという御心配で御指摘あったと思いますけども、今、厚生省で指導、誘導しているのは、一般病院でいながら基準看護をとっていない病院、あるいは長期にまたがっている入院患者が80％以上、あるいは慢性疾患の入院患者が多い方は、いわゆる誘導的に療養型病院にするように指導があろうかと思います。

私どもの病院は、御承知のとおり基準看護、基準診療、基準給食をとっておりますから、まずそういう誘導はないということと、あわせまして入院患者の入院日数は20日以下でございますから、これも当てはまらないということでございますから、その御懸念は、まず100％ないと思っています。

この件につきましては、東京都衛生局にも照会したところでございますけれども、特に公立病院につきましては、今、病院経営はまことに経営が厳しいわけでございまして、民間の病院がつぶれていく状況の中で、公立病院の役目、使命がますます要求されてくるわけでございます。特に急性期のこういった患者を扱わなければならない。あわせまして療養型を入れる病院がいいのか、在宅で看護するのがいいのかということになってきますと、ますます公立病院の使命は、こうした在宅に対する医療も手を出さなければならない。いわゆる在宅支援センターも並行してやることが大事なことでございますから、いわゆる御心配の療養型へ持っていかれるんじゃないかということは、まずないと言えると思います。以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　田原　茂君。

**○12番（田原　茂君）**　ありがとうございました。

何となくわかってきたかなと、こういう感じですが、さらにちょっとこの点でもう１点だけ確認したいのは、近い将来、第３次、第４次の医療法の改正があるというふうに聞いておりますけども、それによると、またさらに細かく分類されるということも聞いております。この辺の情報は入っておりますでしょうか。その段階でそういう区分けが起こるというようなことはないんでしょうか、再度。

**○議長（福島盛之助君）**　病院事務長。

**○病院事務長（須藤雄示君）**　確かに、これから第３次、４次ということで、先ほどのような体系化をもっと強化していきたいということで、そういう要請があろうかと思います。ただいま申し上げましたように、ただいま精神病院とか、いわゆる老人病院とい

うのは、先ほどベッド数において一般病院に切りかえたいという要請があるようでございますけれども、一般病院はそれなりの基準看護あるいはそのような条件が厳しくなってきています。そうしますと、手を挙げた精神病院の方でもなかなか切りかえもできません。あわせまして、一般病院にいながら、なかなか基準看護は人件費等々でなかなか確保できない。やむを得ず一般病院の、いわゆる基準看護に達していない、そういうところは強制的にならざるを得ない第3次、第4次が起きるであろうという懸念はございます。

ただ、再度申し上げますけれども、公立病院ということは、特異なそういう使命がございますので、東京都衛生局においても、三多摩公立病院の中にも、先般も事務長会議がございましたけれども、まず100%ないだろうということでございます。以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　田原　茂君。

**○12番（田原　茂君）**　わかりました。

いずれにしても、病床数で線引きをするようなことがもしあれば、今の建て替え計画そのものにも大変な影響が出てきますので、あえて確認をさせていただきました。

次に、保健、福祉、医療の総合連携、在宅ケア体制の整備という、このような角度から質問をさせていただきますが、今後の超高齢化社会を見据えて、在宅福祉の中核的機能をも市立病院には持たせるべきであると思っているところであります。そういう意味で、今、厚生省が力を入れている訪問看護制度のセンター的機能をこの市立病院の建て替え計画の中に機能として入れる計画があるかどうか。また、先ほど部長の方からちょっと触れておりましたが、在宅医療センターなどの機能を備える用意があるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　御質問にありましたように、今後の社会におきましては保健、福祉、医療の連携が必要かと思います。病院を建設するに当たりまして、その保健と福祉との中でどう連携をとっていくかということが課題となっておるわけでございますが、この基本計画をつくるに当たりましても、その点を十分考慮してまいりたいと思っております。特に病院をつくるに当たりましては、地元医師会の声も反映させる必要がございます。看護センターにつきましては、地元医師会で、現在検討中でございます。そのセンターをどこに置くかというようなことにつきまして、これが病院にふさわしいということであれば、そういう中で取り入れていく考えでございます。また、お

話の中にありました在宅医療ということでございますが、在宅医療におきましては、訪問医療といいますか、お医者さんが出向いて診察するわけでございます。そういう中では、最近の診療所、開業医さんがなかなか往診というようなところまでは手が回らない中で、公的病院、市立病院が往診に行く在宅医療の役目が高まってきているわけでございます。そういうような中では、特にその施設としてではなく、スタッフといいますか、ドクターの確保という中で在宅医療に貢献していくようなシステムを考えていきたいと思っています。

**○議長（福島盛之助君）**　田原　茂君。

**○12番（田原　茂君）**　ありがとうございました。

訪問看護センターあるいは在宅医療センター、このようなものが、必ず今後の超高齢化社会においては、当然のことながら大きなウエートを占めてまいります。そんな意味で、ちょうど今、市立病院の建て替えのこのときに、きちっとした今から計画の段階で、そういったものが中核として担えるようなものを、ぜひとも充実をさせていただきたい、このことを要望させていただきたいと思います。

次に、この質問とも関連するんですが、この日野市立総合病院プラス、私どもはリハビリを中心とした中間施設をも将来的には、これはすぐというわけには当然まいりませんけども、将来的には併設する方向が望ましいと考えております。そういう意味で、もしこの４－３ブロックで計画を進めるのであれば、在宅ケア体制の整備や、先ほど御答弁いただいた訪問看護センター的なものも、構想としては考えられても、実際の敷地になった場合に今の４－３ブロック、１万平米でどうなのかな、こんなことも当然心配されるわけであります。まして、私どもが要望している先ほどの、いわゆる中間施設、こんなものも、もし併設をしようと考えれば、到底この４－３ブロック１万平米では不可能であろう、こんなことも考えているところであります。ですから、私は、もしどうしてもこの４－３ブロックで事業を進めていくということであれば、この隣接地域において、将来、土地を確保していく必要があろうかと思っているところであります。

先ほど多摩平団地の建て替え問題が一般質問でも出されて、大変な議論になっておりますけども、ちょっと角度が変わりますが、この建て替えのときに、住民側との話し合いも、かなり硬直状態というかあれなんで、すぐには当然建て替えもできるとは思いませんけれども、将来的なものとして、やはりこの公団の建て替え時には、公団側からこの４－３ブロックの隣接地に土地を無償提供をしてもらうような、このような考え方もあっていいのではないかと思っているところであります。この点については、いかがお

考えでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いわゆる中間施設と言われますリハビリ等を兼ね備えた老人病院的性格の医療機関は、市全体の事業計画におきましては多摩川苑福祉ゾーンの一環に位置づけておる、こういうことは、もう既に具体的な計画の内容に御承知のとおりだと思っております。それから、場合によりましたら、いわゆる南部地域医療機関、お隣にも浅川苑老人ホームがあるぐらいでありますから、可能な機能を位置づけるということも、これからの検討課題だというふうに考えております。御指摘のそういう在宅医療を中心としての、いわゆる中間施設型の医療施設、これらもきちんと位置づけて今後考えていきたい、こう思っております。

住宅公団の今後の交渉の中で、その発想は持っておりませんでしたが、これからの一つの市が提言をする要素として考えても差し支えないではなかろうか、こんなふうに思ったりして伺っているところであります。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　どうもありがとうございます。

中間施設は、何回も市長からそのような答弁を伺ってはおります。しかし、私どもは、以前、伊丹市の方に行政視察に行ったときに、中間施設を見学してまいりました。前にもちょっとお話をしたかと思うんですが、その中で、やはり中間施設は、もし病院があるんであれば病院と併設をした方が好ましい。これは医療費の関係とかいろいろありまして、国保の適用するしないとか、こういう事務的なレベルでのいろんろな課題、問題もありまして、併設をするとすべてが解消されるということで、その事務長のお話では、本当にぜひつくられるんであれば、病院と併設をされた方がいいですよという御提言をいただいているわけでありますので、そんな意味で、私どもは何とかせっかく病院を建て替えをするんですから、そのときにこの中間施設もできないのかという、このことを要望もし、またこれからも追求してまいりたいと思っているところであります。

また、先ほど、市長からも団地の建て替えのときには、そういう土地提供というものも今後考えていきたいというお話がありましたけれども、やはり2,000世帯もふえるわけでありますので、本来であれば何らかの、いわゆる公共施設なり、あるいは物納なりお金というんでしょうか、両方ともいろいろ考えられるわけですが、いずれにしても、公団側でのそういったものはあって当然であると思っておりますので、今後、多摩平団地の建て替えの交渉のときには、その土地提供というものを具体的な話の俎上にのせて

いただいて、具体化をもって進めていただきたい、そのことを要望させていただきます。

次に、先ほどもちょっと出ましたが、医師会との関係です。昨日のお話の中でも、最終段階での都への建て替え申請を出すときには書類的なものはさることながら、やはり医師会との話し合い、つまり医師会の了解が得られているかどうか、このことも必要であるということの御答弁が昨日あったわけでございます。現段階での医師会との話し合いはどうなっているのか、そもそも話し合いをしているのかどうかということも含めて、お答えをいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　現体制の医師会とのお話は申し上げております。原則的には賛成であり協力もできる、こういう回答をいただいております。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　わかりました。

この問題は、昭和63年の６月10日も野田先生が会長のときですかね、一応、市の方に要望書として市立病院の充実に関する要望書ということで提出をされておりますので、おおむね一つの了解のもとに進んでいると思っておったわけでありますが、さらにこれでつまずくことのないように医師会との連携もきちっととっていっていただきたいと思っているところであります。

最後に、この建て替え計画の財源内訳はどうなっているか、財源内訳を教えてください。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　病院の建設に当たりましては、これまで時間がかかった中にも、一つには財源の問題があったわけでございますが、この４－３ブロックに建設するに当たりまして、平成４年度に基礎調査を行ってございます。そのコンサルの一つの案では、200床の建物を建てるのに120億の費用が必要であるというように出ております。実際は、それ以内か、またふえるかわかりませんが、この120億で一応財政計画を持ちますと、現在積立金が40億、これに利子が３億ばかり加わっておりますが、40億でございます。それから、病院をつくるに当たりまして、東京都からの補助金が10億程度見込んでございます。これで50億になるわけですが、あとの70億のうち、積立金見合いの40億程度を起債でいきまして、残り30億を病院建設は２年あるいは３年に工事がわたるかもしれません。場合によっては、年度として３年にわたる場合があります。工期的には２年であっても３年にわたる場合がありますが、この２年ないしは３年の間に30

億の一般財源を投入していくことになろうかと思います。

さらにまた、既存施設の建て替えといいますか、移転についても10億程度は必要というふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　わかりました。

たしか起債については、人件費比率の関係でしょうか、かなり制限を受けると聞いているわけでありますが、この40億の起債という、そういったものを考慮した上、いわゆる制限をある程度考慮した、考えた上での最低限の起債である、こんなふうな考え方でよろしいんでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　一般に病院建設は、僻地あるいは特殊病院以外は国庫補助金が出ないわけでございます。自治体では、病院建設をどんな財政計画でやっておるかというと、ほとんどが起債でございます。90％からの起債の充当率というのが多いわけでございます。私どもは、かねてから積立金で40億を準備してございますから、これがなければ80億なり90億の起債を仰がなければならないわけですが、40億の範囲であれば、若干の現在の病院経営の状況も審査されるでしょうけれども、その状況によってゼロ査定というようなふうには考えてなく、100％にいかないまでも手持ちの40億の中で、さらに40億程度の起債をお願いしたいという気持ちでおるわけでございます。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　わかりました。

かなり、そうしますと希望的観測というような感じも受け取れるわけでありますけれども、いずれにしても、この希望的観測でいっても30億の一般財源、まして１期工事ですから、２期工事もこれからある。そしてまた、移転でも10億かかるというふうに考えてまいりますと、この移転なんかはまさしく一般財源で全部賄わなければいけない事業でありますので、もう30億以上、40億、50億にもある意味ではいくかもわかりませんね。また、事業費もこの120億というのは、３年ぐらい前の試算でしょうか、そんなことを考えますと、この事業費のアップも含めれば、かなりの一般財源の投入が必要になるということが、当然のことながら考えられるわけであります。来週には決算委員会が予定されておりますが、平成５年度の決算書の中で財政の弾力性を示す指標になる経常収支比率は、日野市は昨年に続けて80％を超えております、80.7％。いわゆる財政が硬直化してきている証拠であります。景気の先行きに明るい見通しが出てきたとはいえ、数年

のうちに財政が安定するとは考えにくい状況であります。

このような情勢の中で、日野市始まって以来の最大のプロジェクトである日野市立総合病院の建て替えが、本当にできるのかどうか。これは先ほどのハード的な面での困難さとともに財源的な意味での困難さも伴ってくるということを、あえて指摘をしておかなければなりません。そのためには、いわゆる何か犠牲にしなければいけない。これは決して市民要望からむげにそういったものを削っていくということでなくして、やはり精査をしていく中で、今こそ市民にとって真に必要なものは何か、先延ばしできるものはないのか、あるいは時代の流れからいっても、もはや必要のない事業もあるのではないか、このような事業の選別をする中で財源を生み出していく、このようなことが、今こそ必要ではないかと思うわけでありますけども、これはどのようにお考えでしょうか、この財源的なものの捻出というか、そんなものを考えて事務局は今どう対処しようとされているのかお聞かせください。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　病院建設の財政問題でございますが、御質問の最初にお答えいたしましたように、今回の基本計画の中には最終的には建築面積あるいは事業予算、財政計画等の課題もございます。この中でシビアに検討していくつもりでございます。いずれにいたしましても、高額な金額でございますし、国庫補助金もルールとしてはございません中では、起債といえども返済がございますから、市税に最終的には頼るということになうかと思います。

行政の中の市民ニーズの中でどれを優先させるかという中では、昨年12月の議会でも市立病院の建設の議会決議もいただいております。その優先度をしかと受けとめておるところでございます。そういう中で、財政的な財源確保につきましては、鋭意努めていくわけでございますが、病院建設に限らず現状の財政の中では、やはり行財政の見直しといいますか、そういうふうなものが強く必要な時期に来ておりますので、あわせて検討していきたい、こういうふうに思っております。

**○議長（福島盛之助君）**　田原　茂君。

**○12番（田原　茂君）**　ありがとうございます。

事務局の御答弁は、この時期にやはり行財政の見直しは必要である、このように御答弁をいただいたわけでありますが、市長はどのようにお考えでしょうか。この行財政の見直し、真に市民の要望は何かという観点で、やはり今こそこの行財政見直しをしていく中でしか、逆に言えばそういったものを経ていかなければ、日野市始まって以来の最

大プロジェクトであるこの日野市立総合病院の建て替えは、私は難しいのではないかということを、今御提言をさせていただいているわけですが、この行財政の見直しを含めたこの市立病院の建て替え計画、これについてはどう市長はお考えでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　自治体の行財政も、これはとりもなおさずすべての住民に優先順序を定めて公正、公平な、いわゆる行政サービスによる福祉の増進を図るということになるわけでありますので、事業の優先順位ももちろんのことでありますし、日野市といたしましては、特に今、ハードなまちづくりも進めておる、こういう情勢下でありますので、市民に十分御理解をいただきながら、いわゆる経営体としての財政運営につきましても十分配慮していかなければならない、こういう決意のもとに大きいプロジェクトに取り組むという決意でございます。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　市長もこの行財政はやっていく、こういう御答弁というふうに受けとめました。実際にいろいろ予算委員会の中でも議論になるいろんなことが、やはり今、必要なのかどうかという観点で議論になります。市長は、そんなことを真摯に受けとめていただきながら、本当にここで削れるものは削っていくということの、やはり決断をしていった中でこの財源問題を捻出していただきたい、このことを要望させていただきます。

以上、いろいろと問題点を指摘をしてまいりましたけれども、いわゆる基本的な問題である既存施設の移転問題や財源的なもの、もろもろの観点から、本当にこの建て替えができるのかと、最初に戻るわけでありますが聞けば聞くほど疑問がわいてくるのを禁じ得ません。まして、病床数の枠が決められるために、いつまでもぐずぐずはしていられません。昨日の質疑にも出たように、南多摩医療圏として既存の病床数1,077に対して、開設要望数が1,239床も出ているため、今でさえ要望総数が162床もオーバーしている状況であります。ここで、具体的な建設計画が他市からどんどん出てくれば、日野市がその枠から外れてしまうことも、十分私はあり得ることだろうと思っております。やはり、おどかすわけではありませんけれども、最悪のシナリオはベッド数が確保できず、しかも長期療養型病院に位置づけられ身動きができない状態になる、こんなことがもしあったとすれば、これは大変な問題であります。だれが責任をとるのか、それは市長であります。当然、市長のリコールさえ起こりかねないような、このような大問題に発展すべき重要な問題点を含んでいる今、瀬戸際の段階であるわけであります。そうならな

いことを願いながら、このような質問もさせていただいているわけでありますが、変な質問ですが、もしそうなった場合に市長はどう責任をとるんですか。（「仮定のことに答えるわけにいかないわよ」と呼ぶ者あり）あり得るから聞いてるんだ、私は。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そういうことにならないように努力をしなければならないという御指摘だろうと思っております。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　これが杞憂に終われば、それにこしたことはないわけでありますけども、今までのいろいろな問題を指摘をし、また状況を伺うにつけて、そういう可能性もなきにしもあらずということが、皆さんもおわかりになってきたと思うんですね。そんな意味で、そういう意味での覚悟と自覚をもって、この問題に取り組んでいただきたい、このことをお願いをしておきたいと思うわけであります。

最後に、今後のスケジュールとして、市長の言われた平成７年の着工に向けた着手をする。これをもう少し詳しく最後にお聞かせいただきたいと思うんですが。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　多摩平四丁目３番地ブロックに位置づけて、その用地の使える状態についての伴う諸問題の調整を図っていかなければなりません。したがいまして、着工という具体的な姿を目指しながら的確な着手を進めていくという考え方でお答えをしておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　言葉遊びはここまでにしておきますけれども、実際市民の方々は、そういうふうに言われれば、平成７年には何らかの形の一つの方向が見えてくるというふうに、当然思うわけであります。そんな意味で、私も、今後また議会報告の中で、市長がこのように述べていたということを大々的にアピールをさせていただきながら（「どうぞ」と呼ぶ者あり）16万市民の方々とともに、その状況を見守っていきたい、こんなことを考えているところであります。

いずれにしても、この日野市立総合病院の建て替えの問題は、市民要望も一番強く、かつ関心の高い問題であり最重要課題であります。市のかじ取りが誤りなきを期すためにも、その都度また、この一般質問で確認をさせていただきたい、このことを予告をしてこの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福島盛之助君）　これをもって10の１、市長は本当に市立病院の建て替えを実

行する意志があるのかを問う！の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時21分　休憩

午後１時32分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問11の１、日野市内に休日歯科応急診療所を開設せよの通告質問者、内田勲君の質問を許します。

〔21番議員　登壇〕

○21番（内田　勲君）　通告に従いまして質問を行います。

我が日野市の人口は16万人強となってまいりましたけれども、人口構造の高齢化や疾病構造の変化が顕著となってきていることは、理事者の皆様方も御承知のとおりでございます。したがって、従来行ってきました疾病の予防や治療対策といったネガティブ・ヘルス的な保健事業にとどまらず、積極的な健康増進を含む、いわゆるポジティブ・ヘルス的な保健事業の構築が必要になってきております。日野市の実施している各種の歯科健康診断や保健指導も同様の観点から、見直しやあり方を検討すべき時期に来ている、このように思います。今回の一般質問では、特に歯科診療のあり方についてお尋ねをし、また要望も述べたいと考えております。

今日、歯科における疾病の多くは慢性の経過をとるものであり、しかもその発病期が若年層にあることから見ても、早期からの一環した健康歯査及び保健指導や衛生管理等の保健対策が大変重要であると考えます。一方、現実的な課題といたしましては、休日歯科応急診療所の開設、在宅老人歯科診療の発足、特養老人ホーム内に歯科診療所の開設等々が考えられます。しかし、この課題を解決するには、行政の御努力と日野歯科医師会の御協力などが必要ではないか。また、これらの課題をすぐにすべてを実施するには、予算面の問題等、大変難しいと思いますけれども、関係各位の御努力を、特に要望するところでございます。本日は、特に休日歯科応急診療所の開設について、お尋ねをいたします。

参考までに、日野市民が八王子市や多摩市の休日歯科応急診療所をどの程度利用しているか調べてみましたので、御報告をさせていただきます。

まず八王子市の利用状況でございますけれども、最近３年間、平成３年から５年間の実績をまず申し上げます。利用した患者さんのトータル。そして、その中に市外の患者さんがどのくらいいるか。さらには、市外の患者さんの中に日野市民がどのくらいいるか。そして、日野市民の利用率が全体の何％ぐらいになるのか、こんな順に申し上げたいと思います。

まず、平成３年度、トータルとしまして1,276名、うち市外の患者さんが240名、この240名のうち、日野市民が191名、これは市外の患者さんのうち、占める日野市民が80％でございます。さらに全体の占める比率は15％でございます。同様に、平成４年度、合計1,078名、市外226名、日野市民149名、これは66％。さらには全体から見ますと13.8％、平成５年度、トータルで1,175名、市外が182名、日野市民130名、これは72％、そして、全体では11.1％でございます。これを、この３年間平均で見ますと、トータルが1,176名、市外の患者さん216名、うち日野市民が157名、この占める割合が73％、全体の占める割合が14％でございます。

一方、多摩市の利用状況はといいますと、同様な手順で申し上げますと、平成３年度、トータル654名、市外が208名、日野市民が118名、これは57％に当たります。全体で見ますと18％、平成４年度で見ますと、合計が560名、市外が169名、日野市民が105名、これは62％に当たります。さらに、全体では18.8％。平成５年度、合計で579名、市外が187名、日野市民が107名、これは58％に当たります。そして、全体では18.5％、この３年間平均で見ますと、合計が598名、市外が188名、日野市民が110名、その占める割合59％、全体では18.4％でございます。

このように現在では、八王子市、多摩市の診療所を利用している市民が多いわけでございますが、それではもう少しさかのぼりまして、昭和60年から３年間、多摩市の診療所がまだ開設していない時期でございますが、当時の数字をちょっと見ますと、平成60年度が194人でございます。そして、61年度が174人、62年が171人、平均で見ますと180人でございます。要するに、多摩市が開設する前は、平均で180人の市民が八王子市にお世話になっていた。その後、多摩市が開設された後は、八王子市、多摩市の方にそれぞれお世話になっておりまして、八王子市には157名、多摩市には110名という形でお世話になっていることがわかります。以上のように、多くの日野市民が八王子市、多摩市等にお世話になっているのが現状でございます。

したがって、何点かお尋ねをいたします。まず１点目でございますが、多摩地域においては、既に多くの自治体が休日歯科応急診療所を開設しております。いまだ実施され

ていない自治体は日野市、稲城市、東大和市と聞いております。事実はどうなのかお尋ねをいたします。２点目、日野市は、なぜいまだ実施しないのか。また、この件について、どのような見解を持っているのかお尋ねをいたします。３点目、この件について、八南歯科医師会及び日野歯科医師会と話し合った経緯があるのかどうか。また、あるならば、その経緯についてお尋ねをいたします。４点目、平成７年度には、何としても休日歯科応急診療所を市内に開設していただきたい、このように思いますけれども、この点についてどのような見解をお持ちなのかお尋ねいたします。

よろしくお願いいたします。以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　内田勲君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

**○生活文化部長（小野宗市君）**　ただいま議員さんの方から、数字的な実態というものが示されておりました。私どもの方でも、その資料を持ってございます。この休日歯科応急診療所についてでありますけれど、現在27市の中で日野市、稲城市、東大和市の３市については未実施、こういう状況でございます。したがって、24市が実施をしておる、こういう状況にございます。そして、この方法でございますけれど、実施の方法といいますか、どのような形態でなさっているのかということにつきましては固定式――固定式と申しますのは、一定の場所で診療所を設けるというのが固定方式と申しておりますが、これが11市であります。それと、輪番制、お医者さんが順番に受け持っていただくという輪番制の方式をとっているのが13市、こういう状況にございます。こうした形態の中で、各24市の中では実施をなさっておるということでございます。

当市につきましては、未実施という中で市民の方には常々、広報でもって八王子市、また多摩市の診療所での受診ということをお知らせしておる、こういうような状況でございます。歯科の急病患者の医療につきましては、他市に依存するということなく、市内に診療所を開設するなどの方法、必要性というものを十分認識した中で対応をしているという実態でございます。それにつきましては、日野の医師会、歯科医師会、これは八王子歯科医師会に属しておるというような中で、八南歯科医師会と協議を行って、そして、早期の開設実現に向けてお話を進めておるという状況にございます。八南歯科医師会とは開設に向けまして、ただいま申し上げましたように逐次協議を行っておる経緯がございます。八南歯科医師会といたしましては、八王子市、そして多摩市の実施の形態、これは固定の診療所方式をとっております。したがって、まずその方式をとってくれないか、こういう依頼に基づきまして、市の方では、場所の検討でございます。この場所の検討をしまして、現在、休日準夜診療所がございますが、そこの一室が27平米ば

かり９坪弱でありますが、そこで実施をしていただくような案を提示したわけであります。平成４年でありますけれど、そうした提示をいたしました。この提示に対しまして八南歯科医師会では、施設規模の問題で診療スペースあるいはスタッフの控室だとか更衣室のスペース上の問題で、市民のニーズにこたえるような歯科医療サービスの遂行が困難である、こういうようなことで、市の27平米の一室の提案、こうしたものは受け入れることはできない、このようなことでございました。これにつきましては、平成５年の11月に正式なそのような回答をいただいておる、こういうような状況にございます。

市といたしましては、市民の緊急時の歯科治療の必要性ということを十分認識しております。したがって、そうした固定的な歯科診療所方式ではなく、輪番制でスタートをしていただくのも一つの検討事項ではないだろうか、こういうようなことで、その旨協議を願いたい、こういうことで、今、八南歯科医師会に申し上げておるというところでございます。

いずれにいたしましても、医療の公共性ということを認識しつつ八南歯科医師会の方と、これからも実施方法の合意に向けまして、早期の実施方につきまして努力してまいりたい、こういうふうに考えておるところでございます。以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　内田　勲君。

**○21番（内田　勲君）**　どうもありがとうございました。

いまだ実施していないのが日野市、稲城市、東大和市ということでございます。福祉のまち日野市と、ある面では言われているわけですが、この日野市がどうしてこんなにおくれちゃったのかな、こんなふうに思うわけでございます。日野の福祉は、いろんな点から検討しますと、まだまだこのように落ちのあるところが多いわけでございます。したがって、こういった点を今後はどうしても充実していかなければいけない、こういう立場から今回質問をしているわけでございます。

そこで、再質問させていただきます。この問題につきまして、今のお話の中ですと、平成４年度あるいは平成５年度の日付が出ておりましたけれども、スタートしたのがいつごろなのか、何年ぐらいこの件について検討しているのか、その辺がちょっとわかりませんので、それだけ先にちょっとお伺いしたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　生活文化部長。

**○生活文化部長（小野宗市君）**　この制度がスタートしておりますのが52年でございますが、八王子市につきましては、52年11月にこの制度は実施をして、今の形態の中でおやりになっておる。また、多摩市につきましても、実施時期が昭和61年、こういうよう

な時期に実施をなさっておるということでございます。当市といたしましても、各市に合うようなことで努力をなさっていたというふうに認識はしております。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　内田　勲君。

○21番（内田　勲君）　八王子市、多摩市のスタートじゃなくて、日野市と八南歯科医師会と診療所開設に向けて話を始めたのは何年か。いつごろから日野市に診療所をつくってほしいと言われたのか、あるいは日野市の方からつくり始めたいんで協力してほしいと、いつごろから言ったのか。質問の意図がわかりませんか。

○議長（福島盛之助君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　この事業につきましては、昭和52年に東京都の一つの事業、こういう位置づけの中でスタートしておるというふうに認識をしております。したがって、八王子市52年のスタート、それから、多摩市が61年のスタート、こういう中で、当然その当時、八南歯科医師会の中での話し合いがあったというふうには伺っております。

したがって、その段階で一つの医療圏といいますか八南歯科医師会の中で、位置づけというものを決めたのかどうかということにつきましては定かではありませんけれど、そして、またこの制度の活用でありますけれど、いろいろな各市につきまして調査をしてみますと、委託の関係の補助のあり方であるとかというようなものがあるわけでございますけれど、独自各市ともいろいろな形態で、この事業の支援といいますか、委託の中の、こういうようなことをした中で、市単独の中での考えでのスタートであったのかなというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　内田　勲君。

○21番（内田　勲君）　そうしますと、昭和52年から検討しているというふうに理解するわけですが、それがいまだに解決していない、こんな馬鹿な話ってあるんですか、そんなに難しい話じゃないでしょう。この八南歯科医師会の方は、ぜひこういうことを進めたいと言っているわけですね。日野市も必要であるというふうに考えているわけでしょう。今の話ですと、問題は場所ですよね、特にスペースの問題ですよ。

そこでちょっとお伺いしますが、過去にこの問題に携わってきました方で学校教育部長、担当してきてますね。そこで、ちょっとお伺いしたいんですが、実際に検討した方は、例えば多摩市とか八王子市の現地を見ているんでしょうか。あるいは新しく部長になられました部長として、実際見てきているかどうか、その辺をちょっとお伺いしたい

と思います。

**○議長（福島盛之助君）**　生活文化部長。

**○生活文化部長（小野宗市君）**　現地の先ほど申しました27平米の提示をした、これにつきましては、私も現実に見ておりますし図面も持っております。そしてまた、八南歯科医師会の方でも、現地を踏査をいたしまして、とりあえずの確認をして無理だというような判断の中で正式に27平米では狭過ぎる、こういう回答があったということでございます。（「見てきているんですね、部長ね」と呼ぶ者あり）そうでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　内田　勲君。

**○21番（内田　勲君）**　担当が違うから答えられない場合は「答えられません」とはっきり言ってください、それで結構ですから。

**○議長（福島盛之助君）**　学校教育部長。

**○学校教育部長（谷　正幸君）**　その件で、部署は違うんですが、私どもも全部場所を調べまして調査をいたしております。そういうことで、ユニットを幾つ置くかによって狭いか広いかということでございます。９坪あれば十分であるというふうに思っています。

**○議長（福島盛之助君）**　内田　勲君。

**○21番（内田　勲君）**　実際に多摩市、八王子市を見てきて、私の調べるところでは、八王子市が53坪あるんですね。それから、多摩市が40坪ですよ。先ほどの私の報告しました患者さんの数から見まして、多摩市は日野市と大体人口が近いわけですね。それで、過去から見ていきますと、八王子市だけ行ってるときは180人だったんですよ。180人、平均でね。その後、多摩市と両方になって足しますと、これが約270人なんですよ、平均で。こういうふうにふえてきているんですね。要するに利用するところが近くなったりふえてくれば、患者さんもふえるんですよ。ですから、日野市にできれば、当然もっとふえるんですね。行きたいけれども、多摩市、八王子市まで行くのは大変だということで、しようがない、月曜日まで我慢しようという患者さんもたくさんいると思うんですよ。この日野市にあれば、もっと休日に利用する人がいると思うんですね。ですから、恐らく多摩市と少なくとも同じぐらいの患者さんが出るはずなんです。その多摩市が40坪でやっているんですよ。現地を見てきて狭いと感じませんかね。治療台の置く台数によって決まるって、当たり前のことじゃないですか、そんなことは。10台も置けば、40坪あったって狭いでしょう。台数で場所を決めるんじゃない。どのくらいの患者さんがいて、どのくらいの台数が必要か、それからスペースというのは決めるもんでしょう。

ただ１台あって日野市は診療所を開設してますと、そういうことを言うだけだったら１台もありゃいいんですよ。市民のニーズにこたえるために開設しようということなんですから、どのくらいの患者さんがいるか推測をして、どの程度の台を置いて、それにはどのくらいのスペースが必要かというのを考えるのが順序でしょう。しかも52年度からずっと検討してきて、いまだに８坪でどうかなんてとんでもない話ですよ。

いいですか。八王子市のこの診療所を見ますと、まず待合室がありますね、受付があります。当然トイレとかそういうのありますけども、それから、診察室があるんですね。それから医師の控室、レントゲン室、検診室、こういうのが必要なんですよ。それから、多摩市のを見ても、当然、待合室がありますね、医師の控室もあります、レントゲン室もあります、検診室もあります、受付もあります。日野市だって、これ必要なんですよ。８坪でどうやってやるんですか。８坪の中で、待合室があって受付があってレントゲン室があって、レントゲン室があるということは現像室も必要なんですよ、それから控室ですね、診察室、あるいは診察治療室のほかに、患者さんといろいろお話しする場所なんかも当然必要だと思うんですね。そうすれば、８坪はどう見たって狭いですよ。それをいつまでもいつまでも８坪８坪と言ってたんでは、これは解決するわけないですよ、どっちかが歩み寄らなければ。それが、40坪、50坪って日野市が言ってまして、それを医師会の方がもっと100とか200よこせと言ってるならわかりますよ。八王子市が57坪、多摩市が40坪、その中で40坪ぐらい用意してくださいと言っているわけですよ。それに対して８坪、何年言ってるんですか、これは。どう見たって、日野市の行政の方の言ってることがおかしいでしょう。もう少し譲る気持ちがなきゃ、これ10年やったってできませんよ。

こんな問題が解決しないで、市立病院が建てられますか。きのうもきょうの午前中も市立病院の話が出ていましたけれども、本当に市長がやる気があるのかなと思うぐらいな答弁ですよ。市長はやる気あるんだと思いますよ。だけど、伝わってこないですね。こんな問題が解決できないんじゃ、もうできるわけがないですよ。まだ部長さん、担当になられて日が浅いですからね、これにかかわってきてませんから、部長さんに余り言ってもいけませんので、市長にこの辺をお尋ねしたいんですが、市長、本当につくる気があるのかどうか。本当に８坪でいいのかどうか、実際に現地を見てそういうふうに判断しているのか。とにかく８坪やるから、それでできる程度のことをやれ、そうすれば、日野市民に対してもあるいは27市の中でも日野市も診療所をやっていますと、開設していますということが言えるわけですから、それでいいんだと、こういう考えなのかどう

か、その点について市長にお尋ねします。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　大分以前からの記憶をたどってお答えをしたいと思いますが、休日準夜診療所というのを、日野市は比較的早く医師会との合意ができて取り組んでまいりました。同じ意味合いの、いわゆる急患の対応ですから、同じ建物の中で一定のスペースを提供してやっていただくということを一番いい方法だろうというふうに考えておりました。たまたま日野のまだ歯科医師会は八南歯科医師会という系列に所属をしておられまして、つまり、日野の先生方だけの団体でこの結論を出すということが、権限の上でもまだ難しいという状況だそうでございまして、いろいろな提案の仕方をしておりますし、例えば医師会との合意のもとで市立病院に障害者歯科というのも開設をしておるわけであります。そういったスペースの使い方ということも、休みの日ということでダブらないようにできないだろうか、あるいは全く単独にしかるべき場所を賃貸でもして、提供することが了解できるかなというふうなことも考えておるわけでありますが、スペースのこともちろんありますが、たまたま医師会の方に先約をした形で休日準夜の診療所を設けておるもんですから、あれに対応できるような形でつくってほしい、こういう御意見が底流にあるのかなというふうな推測をしております。

必要性のことは我々もよく承知しておりますし、医師会でも承知していただいておりますので、なるべく早い機会に、この問題についても市民に安心をしてもらえる施策を完成したい、こんなふうに考えております。

たまたま生活保健センターの保健用のスペースといいましょうか、保健行政のスペースのことがあって、そこの活用のことも考えてみているんですが、固定的に場所がほしいという、そういうことで、まだ合意になり得ておりません。一番の発足は、歯科というのは１回きりで終わらない診療科目でありますから、応急にとにかく緊急的な痛みを何とか処置していただく、こういうことが、本来の歯科領域の緊急対応でありますので、具体的に可能な方法でやっていただく、いろいろ提案をしてみていますが、残念ながら合意に到達し得ていないということでございますので、なるべく早急に進めていきたいと思っております。

最近伺うところによりますと、老人歯科のことも含めて積極的な提案を受け入れたり、合意の見通しがあり得るというふうに思っておりますので、そのような御理解をお願いしておきたいと思っております。

○議長（福島盛之助君）　内田　勲君。

○21番（内田　勲君）　市長ね、市長のいつもの答弁なんですけれども、やる気があるということですね。それから、生活保健センターのことも考えたけどだめだと。できるだけ早いうちにと、こういうことなんですが、具体的な数値が全然出てこないんですよ。いつごろからどんな話をして、それでいつごろまでに解決したいんだとか、そういう具体的な数字がないと、もうやってくれるのかなと思っていると、これまた３年も４年もたっちゃう。現実に昭和52年からやっているんですよ。よっぽどのことがないと、52年からやったのを平成７年度に着手するなんて考えられませんよね。ここで、ひとつ約束してくださいよ、平成７年度には実施したいと。しかも、生活保健センターでできるでしょう。しかも生活保健センターは、これを建てるときにこういうことも入っているでしょう、目的の中に。それが、どうしてここでできないんですか。ここでやって、夜間のだってそこへ持っていったっていいんでしょう。どうですか、その辺につきましては。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の結論といたしまして、平成７年にはぜひ福祉行政といいましょうか、医療行政の一環として完成を実現をしていく、こういう考え方でおりますので、そのように御理解をいただきたい。また、そういう決意であるというふうに申し上げておきます。

○議長（福島盛之助君）　内田　勲君。

○21番（内田　勲君）　ようやく７年度には完成の実現を目指してという話が出ましたので、一歩前進だと思うんですが、ただし、これに向けて一生懸命、市長が取り組んだとしても、とにかくスペースが８坪程度の提案だけでは、医師会の方が受けないと思うんですね。ですから、先ほどの答えになってないんですが、実際に市長は八王子市とか多摩市を見たのかどうか。で、その辺は相当余裕を持ってやっているのか、その辺を見てくれば、日野市がどのくらい必要かというのはわかると思うんですが、その辺はどうなんですか。市長かあるいは助役はどうですかね。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　八王子市にできました際は、いわゆる南多摩医療圏をカバーする、こういう趣旨で、日野市もそのサービスの範疇にあった、このようで一応安心したわけですが、確かに患者さんにしてみれば、夜中の歯痛も出てくるわけでありますし、なるべく地域地域で確実な施設を持つということが、より必要だということは、もう申すまでもありません。スペースのことがいろいろ話題になるわけでありますが、今の休日準夜施設を建てます際、あそこもトイレとか受付とかあるいは待合とかあるいは先生

方の会議だとか、共用をしていただくということで、いわゆる診療台が１台置けるというスペースで御理解がいただけるというふうに思っておりましたが、２台分は必要だと言われておりますので、そのような状況にぜひ進めていかなければならない、こんなふうに考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　内田　勲君。

**○21番（内田　勲君）**　この問題は、担当部署が医師会の方とお話をしても、市長がその８坪というのを譲らないと、幾ら担当者が話し合いをしても、なかなか上に話が持っていきにくいんですよ、医師から40なり50坪ほしいと言われても、市長がもう８坪でいいんだと一言言ってあれば、まずいかないと思うんです、今、市長の体制の中では。ですから、市長がここで40や50坪、平成７年度に用意しますと言っていただければ、もうすぐ医師会と担当部署が話をして具体的に入れるんですよ。そこの市長の考えがはっきり出てこないと、この話は進まないんですよ。

恐らく市長、もう何回も聞いてますけど、現地見てないんだと思うんですね。助役さんも答えないですから、恐らく見てないんだと思うんですよ。見ていない人が数字をやたら言っちゃったんじゃ、もう話は進まないんですね。それで、担当の方は医師会の方からいろんな説明を受けているから、恐らくもう腹の中では８坪じゃ狭いな、何とか40ぐらい用意したいなと思っていると思うんですよ。ところが、今のこの日野市の行政の中では、残念ながらそれを上に伝えられないんですよ。市長が８坪でいいんだと言ったら、そこへ40なんて言ってみなさいよ、いつどこの部署へ飛ばされちゃうかわかんないですよ。（「そういうこと言っていいの」と呼ぶ者あり）

よく発言してくれましたね、鈴木さん。あなたは、いつもここでもって、そういう不規則発言があると「やめてください」と言うでしょう、ね。自分のときには「やめてください」と、人のときは毎回言ってますよね。私のときはそういうこと言いませんから、何かあったらどんどん言ってください、構いませんから。いいですよ、じゃまた何か機会があったら言ってくださいね。

そういう体制なんです、市長。これに対して反発しているのは共産党だけですよ。こちらの方の議員さん、だれも言いませんでしょう。皆さん、そのように思っているんですよ、市長は気がついてるかどうかしりませんけど。まだきょうは時間がたっぷりあるからやりたいんですけども、市長も体調がよくないようですから、余り私も強いこと言いたくないんですけども、そこだけは何としても市長に返事をいただきたいんです。（「市長は体調いいよ」と呼ぶ者あり）顔色もよくないから、そうはできないです。ど

うですか市長、40坪程度は何とか考えられませんか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　合意のしていただける提案を用意したい、このように考えております。

○議長（福島盛之助君）　内田　勲君。

○21番（内田　勲君）　申しわけありません。ちょっと今わからなかったんで、もう一度はっきり言っていただけますか。済みません。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野歯科医師会の先生方と合意をしていただけるような提案を用意したいというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　内田　勲君。

○21番（内田　勲君）　医師会の方は、最低40ぐらいほしいと言ってんですよ。ですから、合意をしたいということになれば、その程度用意しないと、合意は私はできないと思うんですね。

それから、実際に私も見てきましたけれども、多摩市ぐらいは必要だと思うんですよ。ですから、これを医師会の方に、じゃ中をとって30にしてくれとか20にしてくれといっても、これは無理だと思うんですね。最低40、多摩市と同じぐらい用意してもらえば、それを医師会が50、60じゃなきゃやらないといったら、今度は私が医師会へ行って、市長のかわりにお願いしてきますよ。だから、そんな抽象的な言い方をしないで「まあ40ぐらい用意しましょう」と、こういうふうに言っていただければ話はわかるんですよ。合意できるようにというのは、相手がいることだから幾つで合意するかわからない。40だったらできるんですよ。いかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　合意をしていただけるという要件を用意をするように努力すると申し上げているわけですから、それで十分御理解がいただけるものだと思っております。

○議長（福島盛之助君）　内田　勲君。

○21番（内田　勲君）　それじゃ了解できないから聞いているんですよ。（「市長は……」と呼ぶ者あり）え、何ですか。どうぞ、もっと大きい声で言ってくださいよ、議事録の方も書けないもんね。

市長、もう少し具体的にお願いできませんか。相手があるんですからね、それだと市

長はそういうふうに言っても、20とかいって合意できませんと、相手が合意してくれなきゃいけないんだと言われたら、また12月議会に同じことをやるようなんですよ。私はほかの問題でも、この問題は継続してやりますよということをよく言いますけれども、ここで言って、そういう返事をしてそのままにされちゃうのが多いんですよ。ですから、また次もやりますよと、こういうことを言うわけですね。この問題だって、そういう答弁しかできないんであれば、また12月にその結果どうでした、市長、具体的に数字出したんですかと聞くようですよ。何回も何回もやりたくないんですよ、ほかのこともやらなきゃいけないんで。次は、市立病院の建て替えについてもやらなきゃいけないんですからね。もう少しね、どうですか、市長。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　私は常識的なお答えだと思っておりますが、合意をしていただける提案を用意をしたい、こう言ってるわけですから、そのとおりにひとつ納得をしていただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　内田　勲君。

**○21番（内田　勲君）**　それでは、市長、また角度を変えてお聞きしますけれども、どのぐらいなら合意していただけると思っていますか。具体的にちょっと市長の感触を聞きたいんですよ。あるいは市長は、医師会がびっくりするような数字を出すのかね。どのぐらいを考えているんですか。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　おのずからの一定の基準があり、それでいろいろと何といいましょうか、判断の中で事が決まるわけでありますから、そういう言い方でなくても、お答えには十分なっているというふうに御理解をお願いいたしたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

**○議長（福島盛之助君）**　内田　勲君。

**○21番（内田　勲君）**　共産党は了解したそうですよ。ね、市長。私が質問しているんですよ。答える人が「理解できるでしょう」と言ったって困る、聞いてる方がわかんないでは不満足なんですよ。一番の問題は、このスペースの問題なんです、今までネックになっているのは。ね、市長。両方ともやろうとしているわけです。ただし、スペースの問題、これでもう何年もかかってきちゃってるんだから、ここが解決しなけりゃ、幾らやる気があってもだめなんですよ。何で市長、言えないんですか、どうか40坪とか50坪ぐらい用意する方向で話し合ってみますと。検討しますと答えが出せないということ

は、40を用意できないということなんでしょう。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　頭の中でどういう場所が可能であるかということを検討しているわけでありますから、しばらく時間をいただくということで明確なお答えをする機会をお願いしたいと思っております。

○議長（福島盛之助君）　内田　勲君。

○21番（内田　勲君）　冗談じゃないですよ、市長。もうこれは昭和52年から話しているのですから。今出てきて、今考えろと言ってんじゃないんですよ。ずっとこの問題を検討してきているんですからね、今になって何坪がいいかというのを考える必要ないでしょう。今までのやりとりをずっと聞いてれば。全く聞いてなきゃ別ですよ。市長が、52年から行政と医師会とこういう話し合いをしていて、市長もこの問題には全く関心なくて、ただ担当と医師会と話し合いをして、その報告も聞いてないんだったらわかりますよ。恐らく報告ぐらい聞いてるでしょう。それだったら、８坪ではちっとも話、進んでいないわけですから、医師会が言ってるのはおかしい、８坪ありゃ十分だと、こういう考えなら考えでもいいですよ、それを出せばいいわけですから。それが、相手に合意していただけるような回答をしたいと言ってるんだから、そしたら数字は大体出てくるでしょう。少なくとも40ぐらいのことは出せるんじゃないですか。それを出せないということは考えにないんでしょう。（「はい、生活文化部長」と呼ぶ者あり）

部長はいいですよ。この問題は、部長に幾ら言っても解決しないですよ、市長が40ぐらい用意しますと言わない限り。部長さんの立場もわかるけどね、部長さん、苦労するだけですよ。市長が言ってくれれば、もうすぐ進む話なんですよ。では、まあお答え聞きましょうか。

○議長（福島盛之助君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　規模でございますけれど、一定の診療所にしましても認可の基準というのがございます。その基準はユニット、これは診療台でございますけれど、これが１セットの場合は6.3平米以上であるとか、あるいは待合室は6.6平米以上であるとか、調剤室が6.6平米以上であるとか、これが最低の基準でありますけれど、これによって、各診療所の広さというのが、お客さんの数によっては決まってくる。したがって、ユニット１セットの場合、これが6.3平米以上。今の最低のものでやりますと、１セットの場合19平米以上、こういうことになってくるわけです。したがって、何人用のものを設けるかということだと思います。したがって、今、多摩市、それから八

王子市の方に行っております市民、これが休日ということになりますと、５年度でも71日で割りますと、大体３人平均、こういうことになってこようかと思います。その場合としても、１日平均としまして５人程度、こういうのが、これは平均的な１日の数字でありますけれど、その辺が目安になってきまして、広さの方も必然的に今申し上げました中で確定されるんじゃないだろうか、こんなふうに考えております。したがって、いたずらに最低基準を40坪だとかいうようなことはなく、一つの患者さんの数、このくらいだろう、こういうような判断の中から広さというものが、おのずから決まってくるんではないだろうか、こういうふうに考えております。

したがって、今お示ししてありました27平米、これについては受付であるとかいうようなものは、先ほど申し上げましたけれども、休日準夜診療所と共用でいく、こういう考え方の中でお話を提案をしたわけでございます。したがって、27平米の中ですべてをやってほしいというわけではないわけでございます。受付あるいはトイレであるとか、こうしたものについては共用できる部分がございます。そうした意味の提示の27平米、こういうことでございます。したがって、この合意というのはその辺から出てくる広さの問題かと、こういうふうに思います。

したがって、これから医師会の方とお話を詰める場合、そうしたものを基準として、面積等につきましては、判断をする必要があろう、こういうふうに考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　内田　勲君。

**○21番（内田　勲君）**　せっかく市長がかなり前向きな答弁してくれたのに、また部長が出てきて話がおかしくなっちゃったな。部長、ではあくまでも部長は、今まで提案している内容で８坪で、この内容で今後もお話をしたいと思っているわけですか。

**○議長（福島盛之助君）**　生活文化部長。

**○生活文化部長（小野宗市君）**　広ければ広いほどスペースがあれば、これはよろしかろうとは思っています、当然。しかし、この中でとりあえず提示したというのも、一定の考え方の中で提示してあるというふうに、私は判断をしておりました。しかし、この広さが、これではだめだ、もっと広くということであれば、またさきのお話ししました一つの一定の基準がある、最低でございますけれど。それがどの辺なのかという詰めが必要だ、こういうことでございます。その合意だというふうに考えます。

**○議長（福島盛之助君）**　内田　勲君。

**○21番（内田　勲君）**　前任者も、そういうことで進めてきていると思うんですよ。それで相手がこれで納得してくれていないわけ。それで、こんな何年もかかっちゃってる

わけでしょう。それで、広報でさっきも話がありましたように、市民の方に休日、具合が悪くなった方は八王子市のどこどこへ行きなさい、多摩市のどこどこへ行きなさいと紹介しているわけですね。日野市民の患者さんにとっては、これは大変ありがたいことですよ、紹介してくれるのは。多摩市、八王子市にしたらいい迷惑ですよ。多摩市だって八王子市だって、市の予算をかけているわけでしょう、東京都の補助をもらってるかもしれないけど。日野市民のためにつくったわけじゃないんですから。ないから、今行くのはいいですよ。広報でやって、そこまでやって行かしているんだから、ないうちはそれでしようがないんですけれども、それをとやかく言うつもりはないんですけど、できればそんなことをやめたいわけですよ。必要性があって、患者さんいるわけですから、それだったら早くつくろうというのが、もう筋だと思うんですよ。それが、何年も何年もかかってちっとも進まない、この坪数の問題で暗礁に乗り上げちゃっているわけです。これが、どっちかが譲らない限り話は進まないんですよ。広きゃ広いほどいいんだと、そんな話、だれがしているんですか。300も400坪もよこせと言ってるわけじゃないんだから。いたずらにとか、だれがそんなこと言ってるんですか。だから、部長はね、答弁しなくていいと言ったんですよ。部長としては、そういうこときり言えないんですよ、立場上、腹にそんなこと思ってなくても。今、市長が後ろを向いて、そろそろだれが答えろと言ったんでしょう。もう市長が後ろを向いたら、必ずだれかさっきの田原議員のときもそうですよ。市長が何回か答弁してて、市長が後ろを向いて何かごそごそと言ったら、２列目の部長さん、答えたんですよ。いつもそうなんですね。だから、私があえてとめてあげたんですよ。そういうときの答えというのは期待できないんですよ、まず。

だから、やっぱりこの問題は市長が、本当にそういう方向で言ってくれない限り、幾ら部長が頑張ったって苦しむだけですよ。もしも12月議会、もう一回質問すると部長ずっとやりますか、１時間半、それだけ準備できますか。私、絶対できないと思うんです。市長がこれを譲らない限りは。だから、私、市長にお願いしているんですよ。幾らお願いしたって、時間がくれば終わりなんだから、部長と話している時間ないんです。最初、部長と話し合いしたでしょう。市長がＯＫしない限り、これ解決しないんですよ。いいかげんなところで終わらしたって、きょうやった意味がないんですよ。

今までのいろんな問題で、市長がさっきのような答弁をして、ああいう答弁でもきちっとやってくれるんだったら、私もさっさっとやめていますよ。いつもああいう答弁をして、具体的な数字を言わないで、いかにもやるような返事をしておいて、なかなかやらないのが市長です。市長にもいろいろ事情があると思いますけど、そしたら、その事情

をちゃんと言ってくれればいいですよ。いかにもやるような抽象的な答えだけを言って、お茶を濁しちゃうんだから。

さあ市長、またやりましょうね。どうですか、そういうことで、この間少しは考えがまとまったと思うんですが、もう少し具体的な話は出ませんか。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　今までお答えしているとおりで、しばらく時間をいただき、より明確なお答えのできる用意と手順を進めていきたい、こう申し上げておきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　内田　勲君。

**○21番（内田　勲君）**　それでは、市長、12月議会とは言わずに、12月議会まで実際に市長がそういう会合に出ていってお話し合いできますか。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　医師会あるいは歯科医師会、たびたびお会いもしておりますし、また私の方からお願いをして、お会いする機会を持って、なるべく早くまとまる提案をしていきたい、こう考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　内田　勲君。

**○21番（内田　勲君）**　今までのやりとりをずっと前田助役は聞いていたと思うんですが、助役からもちょっと答弁をいただきたいんですが、今まで長い間、この医師会と話し合いをして、それが幹部の会議の中にのってきたことあるんですかね。その中で、もし討議されましたら、今度は医師会との話し合いじゃなくて、幹部会議の中でこういう問題、これが取り上げられて何か検討されたのかどうか。

それから、今のやりとりを聞いて、助役自身、今後市長に対してどんな助言をしていったらいいか。助役に頑張ってもらわないと、なかなかこれ解決しないと思うんですね。ぜひ助役の気持ちもお聞きしたいんですね。いかがでしょうか。

**○議長（福島盛之助君）**　助役。

**○助役（前田雅夫君）**　答弁を逃れるわけではございませんけれども、私の担当は建設部門等でございまして、計画とか予算とか人事等については共通事項ということになっております。しかしながら、御指名でございますので、ちょっとお答えをいたしますけれども、内田議員さんの御質問、それから市長の答弁、この表現こそ違いますけれども、かなりの部分で一致をしているのではないかというふうに聞いておりました。最後の市長の答弁の中でも、早急に歯科医師会とも会って話し合いをするとか、あるいは来年度

に向けて解決をということも答弁しているわけでございますので、ひとつその辺を御理解をいただきたいというふうに感じた次第でございます。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　内田　勲君。

○21番（内田　勲君）　それでは、本来ですと、市長からもう少し具体的な数字をお聞きしようと思ったんですが、再三の質問にもかからず、それが出てきませんので、先ほどの答弁でとりあえず、きょうのところは、私も……（「収入役がいる」と呼ぶ者あり）収入役はいいでしょう。12月議会では収入役にもお聞きしたいと思うんですが、ぜひ、この問題は具体的に幹部会議で取り上げてもらいたいんですよ。どういう会議があるかわかりませんけれども、市長、助役、収入役、教育長、このメンバーで何か非公式の会議があるわけでしょう、幹部会議というのが。これをどっかで取り上げて、ぜひ検討していただきたいんです。きょうの、私のこのやりとりを踏まえて、ぜひ前向きに検討していただきたいと思うんです。恐らく、担当者と医師会の方とお話しする中では、私みたいな言い方はできないと思うんですね、詰め寄ることも。だから、そこだけに任したんじゃなかなか話が進まないんで、ぜひトップの方で検討して、いかに解決していくかということの結論を出していただいて、一日も早く開設できるようにお願いしたいと思うんです。

で、最初に言いましたように、このほかに在宅老人歯科診療の問題であるとか、特養老人ホーム内に診療所を開設するとか、こういうことも今後お願いしたいんですよ。一遍にお願いしても難しいですから、まずこれを解決して、その後にこういう問題も解決していきたいと思っているんですね。

ですから、いつまでもこの問題に時間をかけられないんですよ。ぜひ前向きに検討していただきたいと思うんです。その点についてどうですか、市長。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　承知いたしました。

○議長（福島盛之助君）　内田　勲君。

○21番（内田　勲君）　市長から、本当に前向きな気持ちのいい返事を最後にやっと聞きましたけれども、不規則発言も思ったより少なくて十分にできたつもりでおりますけれども、やはりこれでもできるまで安心できませんので、とりあえずきょうのところはこの程度の答弁でとどめまして、期待をするところでございます。12月議会までに中間で確認をしていきたいと思います。その中で進んでなければ、再度12月には必ず取り上げるつもりでおりますので、ぜひ前向きな検討をして、平成７年度の予算化の検討の段

階では、これを取り入れていただきたいということを最後にお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（福島盛之助君）　これをもって11の１、日野市内に休日歯科応急診療所を開設せよの質問を終わります。

一般質問12の１、区画整理事業内の諸問題について問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔16番議員　登壇〕

○16番（天野輝男君）　通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回の区画整理事業内の諸問題について問うという、この質問内容は簡単にしたかったわけです。しかしながら、この間、初日の議会の中で補正予算の説明があり、その中の問題を聞いておりますと、特に平山、豊田南区画整理事業の中の国道バイパスの日野３・３・２号線の件で、これは穏やかじゃないなと、私は判断いたしまして、あえてこれらのものを加えながら質問させていただくことにいたします。

この特に平山地域のバイパスの件は、地権者の皆さんや役員の皆さんから、私のところに掘り割りで41メーター掘られてふたもかけない、そのままでは大変困る。何とかならないかという形で、私のところに４年前に実際、話があったわけです。そして、私も国道だし、これは大変なことだな。そして、皆さんの総意であるならば、この問題に取り組みましょうという形で、私は取り組んできたわけです。そして、実際、二人の国会議員の事務所に私はお願いして、私が最後にお願いに行きます。ぜひやってほしいという形の中で、話を進めていたわけです。そして、話の説明の中で、いや日野市ではまだ何にも来てない、４年前に来てなかった。何も来ていない。そして、市民の、また地権者の総意であるならば、これらの問題はぜひ取り上げてみたい、こういう回答をいただいておるから、私はこの問題を再三、一般質問の中で要請をしてきたつもりであります。しかしながら、その工事の手法が変わらない、同じようなことを言っておる。どういうわけかなと、私はすごく残念に思っているところであります。

そして、私は少なくとも、現在、日野市の中の区画整理事業というものは、タケノコのようにあっちでもこっちでもぼこぼこぼこぼこやっておる。そういう中で、手が回らないのかなということを感じておるわけです。そして、市長もこの間、体を悪くしまして手術したということを新聞で知ったわけです。そういう中で、私は、市長も少しは若い人に任せて、部課長に任せながら、もっと仕事をしていった方がよろしいんじゃないかなということを強く感じておるわけであります。

そして、私はこれらの問題、もう一度確認をとりたいと思いますのは、特に平山地域の掘り割り工法、41メーターを掘り割りにして工事を進める方法、日野市の都市計画課ではそのような形で進めるのかどうか、まずその１点をお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　都市計画道路の３・３・２号線の関係でございますけれども、現在、この３・３・２号線につきましては、正確な断面構造といいますか、工事の手法がまだはっきり時期が決まっておりませんので、今、前段として計画をしておるのは掘り割りで計画をしておるということでございます。これは、以前からお話をしておりますけれども、将来的には国が管理する、また国が施行する道路と、こういうふうに都市計画上は位置づけは、一応しておるわけでございますけれども、建設省として、まだ国が直轄で施行するというふうな、国でいうルート承認がまだされていない路線になっているわけです。現在、国のルート承認がされているのは、日野バイパスと通称言われておりますが、多摩平につながる、これがルート承認されている路線という形で、これにつきましては、国の補助金等もついているわけでございますけれども、通称八王子南バイパス、これについてはまだルート承認をされていない。したがって、事前の協議の中でこういう話し合いの計画をされておる、こういうことでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　天野輝男君。

**○16番（天野輝男君）**　計画はこういう形である。そして、ルート承認がされていない。そういう中で、もし具体的にこういう形でやりますよという位置づけをされてしまった場合には、変動は難しいでしょう。そのために、話し合いに行っていただいたら「いや日野市の方では何も言ってこない。だから、日野市の方でぜひそういう要望があるならば、言ってきてください」と、こう言っておるわけですよ。そのあたりの話はすべきじゃないでしょうか、いかがですか。

**○議長（福島盛之助君）**　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　この認可をとる時点で、仮にルート承認されていないといいましても、将来的には国が工事を直轄でやり管理する道路ということになっておりますので、この幅員構成、またはこういうものにつきましては、相武国道事務所が窓口になるわけでございますけれども、ここと事前の調整、こういうものは行いながら進めております。したがって、全く話がいっていないということはございませんで、この認可をとる時点から、一応話し合いはさせていただいておる、こういうことでございます。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　それはわかっておるんですよ。国道は、日野市の、要するに行政の中へ通ってくる。そして、困るのは、地域の皆さんが一番困るわけだから、その人の立場になって物を判断して、いやこういう形でぜひやってほしいということを要請することは必要じゃないですか。いかがですか。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　この３・３・２号線につきましては、以前から地元にも都市計画道路３・３・２号線対策ですか、こういう会もございました。今はたしか川北８自治会まちづくり協議会と一体となったというふうに記憶をしておりますけれども、こういうふうな会議の中で、地元との調整、こういう話し合いもある程度しながら、今回の事業認可になっておるわけでございます。ただ、その中でも国としては、まだルート承認をしていないということで、具体的な話にはなかなか出てこない。ルート承認された時点では、正規な協議、ただ、そうはいいましても、区画整理の事業認可をとるわけでございますので、担当者間での事前の調整、こういうものについてはある程度詰めながら今日まできている。そして、この中で地元にも説明をしておりますのは、一部分豊田と、それから平山を結ぶ、これ都道の下でございますけれども、この都道が立体になります、トンネルになります。それで、地元の言うのは、ある一定のところまで上の方の深い部分ですね、これはトンネルにできないかというふうな話がございまして、こういうところについては、今後、事業をする段階で実施設計の段階でどの程度可能なのかどうか、それを含めて協議していきます、こういうお話をさせていただいておるところでございます。ただ、現時点では、まだその時期が来ていないという形で話が一応中断している、こういうことでございます。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　大体言っていることはわかるんですけれども、私は日野市の区画整理事業、その中に来ております都市計画道路、こういうものの進め方を見ておりましても、やはりちょっと日野市の対応は遅過ぎるんじゃないか、率直に感じておるわけですね。そして、もうちょっとうまくお互いに人間ですから感情の部分はあったとしても、やはり何回も何回も話をすることによって本音で物を話すような部分があると思うんですね。だから、その本音の話をする部分を、実際私どもは聞いておるわけですから、こういう形で民間の方から来ておると思いますが、少なくとも地域の皆さんはこういう意見だ、こういう形のものを考えておるから、こういう形で実際にやっていただけない

かとか、そういう話し合いは必要なんだよ、実際仕事をやるには。そういうものがないから、いつまでたってもごたごたしてしまう部分が、私はあると思うわけです。実際、ぜひこの平山地域の皆さんの要望だから、ぜひ私はこれを生かしていただきたい、このように思うんです。

そして、この道路には、少なくとも下水道のことが一番心配なわけです。市長は市長選挙のときに、5年後にはこの下水道を100%というビラをまいて、それにだまされて投票しちゃった人も、多分いるんじゃないかと、私は思うわけです。そういう中で、この浅川中央幹線は、この道路が伸びてこないことにはできないんだから。できないでしょう。できないんだから、少なくともこの道路の問題については、確かにおくれている部分はあるでしょう。しかしながら、今回多摩川に橋がかかる、このバイパスですね、橋がかかるようになります。平成9年までに開通するということになりました。この道路を一日も早く通したいというのが、国の意見もそういう形でいち早くこの事業を伸ばすという形になってくると思う。日野市で20年もとめちゃっているわけですから。このあたりを利用するというか、こういう問題を話しながら、一日も早くこの道路を開通させるということが、私は皆さんの役目じゃないかなということを感じておるわけであります。そして、あえてこのような問題を言っておるわけです。

だから、そういう面で、我々が議会で言っていることは言いっ放しで聞きっ放しでということでは、私はいけないと思うんですよね。少なくとも、我々が言っていることは真剣に受けとめていただいて、そして、その部分については、そういう国やまた都の方に出向いていく、そういうチャンスがあったときには、こういう問題が出ておる。少なくともこういう問題は解決していただけないですかという努力が必要ですよ。私は、全く努力があるのかないのかということが、この日野市の作業の進め方を見ておりまして、非常に残念に思うわけであります。そして、このような問題を、この間、ちょっと外へ出ていって中へ入ってきましたら、この問題を言っておりましたが、これは掘り割り工のまんま何にもされないで、このままじゃ終わっちゃうなと思ったわけであります。

だから、あえてこのような問題は少なくとも、地域の皆さんは協力をしたい、そして、ぜひこういう形でできないですかという要請があるわけです。これらの問題を、ぜひ真剣に取り組んでいただきたいということを申し上げておきます。どうぞ、これらの問題、そして豊田南区画整理事業も進んできて、この部分は、当然つながるわけであります。そして、一番問題はこの上田、堀之内の地域のこの道路を、どうしたら下水道ができるかという形になるわけであります。一部組合施行でやるという動きがあって、今、中座

しているんでしょうか、中座しておるようですね。この組合施行でもいい、この部分をつなげないことには、10年たってもつながらないんですから。だから、少なくとも万願寺区画整理事業の中でこの国道の部分は、川崎街道、もう間違いなく伸びてくるわけです。その先のことが問題なわけですから、この先の問題の部分を日野市でも真剣に取り組まなければ、下水道はできないんです。浅川中央幹線の方、平山から豊田あの一帯にかけて利用できないんです。この部分を、やはり解決するということが、私は日野市民としての役割じゃないかなということを感じておるわけです。

そして、この６月議会で上田、堀之内地域の組合施行の区画整理事業は、日野市の事業として格上げすべきじゃないかということを、そのときも申し上げたわけです。それは、どうしてもこの事業認可をとるには１年半か２年かかるかもわからないけれども、事業認可がとれれば、道路用地が出てくるんですよ。そういう中で、私は少なくともこれらの問題は格上げをしながら、この地域の皆さんも恐らく市の施行の区画整理事業でやると言えば、もっと喜んでいただけると思いますから、やはりこの問題も取り上げていただきたい。そして、これらの下水道の事業を一日も早く促進するためには、この国道が一番重要な位置を占めてくるわけですから、これらの問題を、ぜひ取り上げていただきたいな、こういうふうに思うんです。

そして、現在、区画整理事業の中で職員が足りないというんだったら、やはり何らかの形で、この18カ所をやっている区画整理事業の中で、これは職員が足りないのは当たり前の話でありますから、こういう部分については、やはり人材を回し、そして国や東京都やそういうところと十二分に対応ができるような体制をつくらないことには、事業が進まないじゃないか、このように思うわけです。

そして、私が一番残念に思うのは、特にこういう形の中の話が、全然私、これ幾ら言っても全然前に進んでいるのかどうか、これは全然我々の耳に入ってこない。こういうところに、ちょっと問題があるなあということを感じておるわけです。これらの問題で、市長が市長選挙のときに、この下水道は５年後には、日野市は普及率100％ということを言っておるわけですから、当然市長はこの浅川中央幹線の下水道の本管は、この国道に入ってくるというのは御存じなわけですから、今後これらの国道の促進に当たって、自分ができなければ部課長に任せて積極的に取り組んでいただけるのかどうか、このあたり一度お答え願いたいと思うんですが、いかがでしょう。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　毎回、市内の都市計画道路並びにその都市計画道路を実現さ

せる区画整理事業のことについて、天野さんからはいろいろ激励をいただいておるわけであります。市の事業ですから市が率先して、あらゆる都に対して国に対して、また事業の促進を要請するということも、もちろん大切であります。事業の量も多いこともありまして、かなり時間がかかっているということもありますが、御指摘に沿ってというよりも、むしろ我々の積極的な意思と働きかけによって、天野議員さんに御指摘いただくような、また御指摘がいただけなくても十分事前に取り組むような積極的取り組みによって、事業の促進を図っていかなければならないというふうに伺っておるところであります。

**○議長（福島盛之助君）**　天野輝男君。

**○16番（天野輝男君）**　ちょっと私が言っていることの答弁になっていないんですね。要するに、この国道の３・３・２号線、平山を通っておるこの国道については、どしても上田地域と堀之内のこの部分のところが一番問題解決できない部分ですよね、その部分を解決するには、やはり今は組合施行の計画のようですけれども、これを格上げしていただいて、そして、市の施行の区画整理事業として認可を受けるならば、事業費も取りやすいと思いますから、そういう形の作業をしていただけませんかという質問なわけなんですね、そのあたりいかがですか。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　堀之内地域に関係いたします、いわゆる３・３・２号線、本来都市計画道路でありますから、市施行で取り組む、何といいましょうか、積極性が必要だと言われることはよくわかるわけでありますが、たまたま今までの経過の中で、地元で自主的ないろいろな御協議の中で、組合施行でも取り組んでやろう、こういうふうに進められておることを承知しておりますので、それに頼るような現状でございます。一度は、国道当局も地元に買収交渉に積極的に立ち向かっていただきまして、地元の関係の方々の合意もあったわけでありますが、急にその予算が別の方に吸収されてしまったということで、まことに残念な機会を失ったということでありますが、再度いろいろな力を集めて取り組んでいきたい。そして、積極的な解決を図っていかなければならない、こういう行政側の現在の考え方でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　天野輝男君。

**○16番（天野輝男君）**　市長の言っていることはちょっとね。今の話は、要するに相武国道事務所が単独でやるというのは、要するに日野３・３・１号線の方ですね、神明から来ているこの部分、1,600メートルぐらいですか、この部分については、要するに相

武国道事務所の方で単独でやってくれるという形になっているわけですね、日野市でなかなか進まないからね。

私の言ってるのは、３・３・２号線の平山の方から来る、この部分は、やはり今からいけば、恐らくまた10年も15年もかかる可能性がありますから、少なくとも多摩川に橋がかかるわけですから、このことを私は応ずると思うんですよ。日野市で国道が通る場所であるし、ぜひ格上げしていただけないか、日野市の施行の区画整理事業にしていただきたいということを要請するならば、私は少なくともこの部分については応じていただける、このように思うんです。そして、日野市の中で、この区画整理事業が市の施行が６カ所行っております。そして、万願寺区画整理事業はもう20年以上もかかっちゃうんですね。地方へ行ってみますと、やっぱり10年サイクルで大体事業をしかけて10年サイクルで完成しているんですよね。やはり10年以内ぐらいのうちに事業を進めなければ、やり残してしまうわけです。そして、やり残した部分に、また新しく申請しますから、今、組合施行以外に市の施行６カ所のこの部分は、全部都道とか国道、この部分の道路がかかわり合うところが全部認可になっていく、見るとね。

だから、私は上田、堀之内の部分のこの国道が来るところの都市計画道路については、必ず格上げしていただいて、そして認めていただけることができると、私はこのように思うんです。また、認めていただかなければどうにもならんです。地域差がますます出てくるわけですよ。下水が使えるところ、使えないところ、使えないところの人たちがもう税金全部払わないなんて言った場合、これは大変なことになると私は思うんです。だから、少なくともそういう地域差をなくすためにも、ぜひ私は努力していただきたいな、このように思うんです。

だから、急にそう言ってもできないかもわかりませんけれども、ぜひやっていただきたい。この部分の組合施行の事業を格上げするように、地域の地権者の皆さんに言えば、多分納得して協力していただけると、私は思うんです。ぜひこういうようなところをお願いしたいと思うんです。そして、日野市の中の区画整理事業の進め方というものに対しては、確かに今たくさんやっておりますから、日野市の中の一般財源から繰り入れということもなかなか難しい部分も出てきてしまっているのも事実であります。しかしながら、これらの事業の中で、私は少なくとも国道とか都道、こういう道路が――都市計画道路が変わってきているところの、この区画整理事業に対しては、もっと積極的に働きかけるならば、予算がないからほかに回されてしまうなんていう、そんなばかなことがあってはいけないんですよ。それをもらえるまで要請をしてぜひこういうことで、私

たち日野市もこの国道、ここの部分については協力していただきたい、そういうことを約束をしながら協力していただくならば、私はこれらの問題は必ずできてくる、このように思っておるわけです。だから、何を優先してやらなきゃならないかということをもっと真剣に考えていただきたいと思うんです。国や東京都の方から予算がつかないから、事業を１年先延ばしするとか、こういうことがあっちゃならないんです。市の施行の区画整理事業というものは、少なくとも調査費をつけていただいたり、事業費はつくわけですから、認めていただいた以上、要望して、そしてもらってくるというのが、私は皆さんの役割じゃないかなと思うんです。そういう面で、ぜひ私はこの日野市民のお困りになっている部分を一日も早く解決する、それが議会での役割であると、このように思うわけです。ぜひこれらの問題をもう少し真剣に取り扱っていただきたい、努力していただきたいということを強く感じております。

もしこういう私どもが言っていることが、前に進まないということであるならば、やはりそれなりのことを私どもも考えて、これらの問題を進めていかなければならないと思うんです。ぜひそういう面で、皆さんにさらに一層努力していただきまして、これらの問題を解決していただいて、そして、下水道の問題がここで一番大きな山になってくるでしょう。これらの問題を解決できるようにしていただきたい、このようにお願いをしておきます。

そして、今回は私、今、万願寺区画整理事業の中でこの今言った日野３・３・２号線のこのバイパスの用地ができておりますね。そして、このバイパスの中にタンポポの花がいっぱい、タンポポとツクシが張りついちゃったわけですね。農家をやった人だったらわかると思うんですが、タンポポは一つの根から土の上に種がふえて植えついてしまいますと、５年もたてばもう一面がタンポポの花だらけになってしまうんですね。また、ツクシもそうです。この種が飛んできますと、もう根が張っちゃうと幾ら根を取っても取ってもなかなか除草はできないんですね。そして、この地域の人たちがタンポポが飛んできて、何回除草剤をまいても草取りができない。だから、これを何とかしてくれないかという話がありました。そして、確かにあの仮舗装ですから、特に今までの取りつけ道路があったとこに道路をつくっておるわけで段差がありますね。その段差があるところは、段差があるから車がぼんと落ちたときに、その部分が壊されてしまって水がたまってしまって御影石のところにはね返って、御影石が真っ黒になっちゃってこすって落とすの大変だという、そういう苦情があるわけですね。

だから、少なくともこの区画整理事業の中のそういう大きいことばかりでなくて、そ

ういう小さいところも、やっぱり草が生えているところは除草したり、また道路が壊れている部分については注意深く見守って工事をして、そういう苦情がないようにしてあげることも、また必要なことじゃないかなと、このように感じておるわけです。そして、今回は、これらの質問だけするつもりでいたわけです。草取りのことと、舗装が壊れている部分の補修工事の部分を早急にやっていただきたいと思うんですが、やっていただけるかどうかお答えください。

**○議長（福島盛之助君）**　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　まず後段の部分で万願寺地区内の除草、それから公道内の除草、それから舗装関係でございますけれども、早速調査をして対応していきたい、こういうふうに思っております。

それと、前段で堀之内の格上げのことがございましたけれども、区画整理事業でございますけれども、今、市施行が6地区やっておるわけです。このうち万願寺と豊田西平山地区は国の補助金対応の事業、それから、残っている3カ所、高幡、万願寺第二、それから東町、これは東京都の交付金対象という形の事業分け方になっておるわけです。そこで、この堀之内の地域を地元組合施行という形でお願いしている一つの理由としては、国庫補助金の取り方にあるわけです。国庫補助金というのは、一つの市で頭が一つある程度決められておりますので、数が多くなればなるほど全体にばらまかれてくるという形になってくるわけです。そういう関係で、できるだけそういうものを東京都の補助金の方で対応していただく、そうするとある程度都の方の余裕がございますので、最近ちょっと都の方の財政も引いてきましたけども、今まではそういう感じで、できるだけ補助金、そういうものを有効に使っていくには、組合で東京都の対応をしていただいた方がいい、こういう一つの考え方もあったわけです。多少社会情勢も変わってきて、今の各自治体の状況も多少変わってきておりますけれども、考え方としては、そういう考え方で進めて組合でお願いをしている、こういうことでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　天野輝男君。

**○16番（天野輝男君）**　だから、私が先ほど言ったように、やはりこの都市計画事業というのは、市の施行で行う場合には、10年ぐらいを契機に事業をやっているんです。それは、どうしても今言ったような国の補助金、都の補助金を取る形の中で、それをつけて事業を行うということが、日野市の財政を圧迫しないで済むわけです。だから、計画的に進めるということが、どうしても必要になってきているわけです。だから、そういう面で格上げができないということであるならば、これはやむを得ない部分があるでしょ

う。しかし、この国道の用地については、いつまでも国道３・３・２号線だけで賄うというわけじゃないでしょう。八王子もずっと進んできておりますから、日野市が抜ければすっと抜けちゃいますよ、この３・３・２号線の方もね。だから、そういう中で、日野市の下水道事業というものは、堀之内のこの部分にかかっているわけですから、ぜひ私は努力していただきたいな、努力して一日も早くこの問題を解決することが、皆さんの役にも立つ、ぜひ私はやっていただきたい、そういうお願いをしておきます。よろしくお願いします。

そして、今後はこの限られた予算の中で、この区画整理事業を進めていくわけですから、ある程度の優先順位をつけなければならないと思うんです。そして、日野市の財政の中で、今、病院問題が盛んに言われておるわけですね。病院問題が盛んに言われて皆さんが心配して言っていても、要するにこの確保している予算がないのに、幾ら騒いだってできないわけですね。だから、その足りない部分を何を切り詰めてその予算を確保するかということが問題じゃないですか。そして、ある程度確保ができるようになれば、当然起債が受けられるでしょう。そして、今後は４－３ブロックを全部移動したり、そういうまたやっかいなことを考えていれば、またそのところを移動するだけで莫大な費用がかかるわけだから、そういう状況ですから、お金がいっぱいあり余っているときであるならば、それは何を言ってもああそうかな、そういう形の受けとめ方もできるでしょう。しかしながら、この日本全国どこの自治体でも、やはり苦しい中で事業を進めているわけです。この苦しい中で、では何を優先してやらなきゃいけないのかということをもっと真剣に考えて、そして事業を進めていくということが、最も私は大切なことじゃないか、このように感じておるわけです。

そして、議員の皆さんの質問の中で、確かに市長のやる意欲はわかるんです。わかっても、この裏づけとなる予算を確保できない、そこに問題があるわけです。まずこの部分を真剣にもっとやる意思がある、それはわかる。問題部分は、やはりその予算の獲得にあるわけです。これをいかに確保するかということを、ぜひ私は考えていただきたい。そして、少なくとも今回は第３次基本計画の最中でありますから、この基本計画の実施には日野市の中のすべての予算を導入しても、そして、30年、50年先へ行ったときに、つくって残して、そして市民の皆さんが感謝できるようなものをつくっていくということが、これからの役目だと思うんです。ぜひそういう面で、中途半端なものをつくるのではなくして、やはりつくる限り、そして予算をどのようにしたら確保できるか、こういう問題をもっと真剣に考えていただいて、これらの問題に取り組んでいただきたいと

いうことを要請して、この種の質問を終わらせていただきます。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって12の１、区画整理事業内の諸問題について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時10分　休憩

午後３時37分　再開

**○議長（福島盛之助君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問12の２、ミニバス運行計画を発展せよの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

**○16番（天野輝男君）**　それでは、引き続き質問させていただきます。

６月定例会で南平を通すところのミニバスの件を通していただけるということ、この計画が、今どの程度進んで、そしていつから通していただけるのかなという期待感を、私の有権者の方が持っていらっしゃるもんで、この計画のことで、まず先にお答え願いたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　ミニバスの南平の通行でございますけれども、南平運行につきましては、地元の住民の方とかなり内容を詰めておるところでございますが、まだやはり停留所あるいは運行経路について、若干詰めが残っております。大方の案ができましたので、京王帝都並びに陸運局の方の手続にもう入るところになっておりますが、やはり陸運局あるいは交通担当の公安委員会等の関係で、早くても年内かというふうな状況でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　天野輝男君。

**○16番（天野輝男君）**　どうもありがとうございました。

年内にバスが通ることになると、大変お年寄りの人も喜んでいただけると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

そして、この日野市の中で、特に日野駅～立川間の日野橋が当時込んでおりますときに、６年ぐらい前だったでしょうかね、このバス路線が中止になってしまいまして、ちょうど日野市日野に住んでいる皆さんから、ミニバスが通る形になっておるけれども、こ

の地域もバスがないと、夜、帰り道、大変困っておるので何とかしてくれないかという中で、ミニバスをちょうど通すというそういう計画が出てきたもんですから、このことを盛んに前の企画財政部長に話をしたんですが、どうしても通すことができなかった。しかし、今現在、立日橋ができまして日野橋に向かうところの交通渋滞が少し緩和できたんですね。だから、一つ道路をつくるということは大変なことだなということを、私、今感じております。

そういう中で、モノレールもできてくれば、また変わってくるんだと思うんですね。しかしながら、実際日野のあの周辺から歩いてきますと、やっぱり25分ぐらい日野駅に出るのにかかっちゃうんです。だから、ミニバスを通すことができるならば、ぜひ通していただきたい、そういうことを言われておりますので、当面はこの市内の中で、私が目につくところは、ここのところが一番交通の不便な地域になってしまっているわけですね。だから、例えば日野駅に出てくるには、この日野橋のところまで歩いていって高幡不動まで行って、高幡不動からこっちへ来るというような、お年寄りはそういう形で実際来ておりますから、このあたりの不便地域のミニバスの運行も、やはり考えるべきじゃないかな、私このように思うんですが、このあたりを少したたき台に乗せて考えていただけるのかどうか、このあたりをお答え願いたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　御質問にありましたように、日野～立川間の甲州街道を通って立川の北口へ行きますバスにつきましては、従前、東京都都営バスが運行しておりました。これは、昭和60年12月15日で廃止になっておりますが、御質問にもありましたように、交通渋滞が激しくてとても定時で運行できない、また利用者も時間的に通れないということで、利用も減ってきておって廃止になった経緯がございます。御質問にもありました立日橋ができましたことによって、日野橋ロータリーの交通は大分緩和されたとは思いますが、さらに立川錦町から北口に行くまでは、まだかなり渋滞しておるのが実態でございます。そういう中では、やはりあそこの立川ロータリーから立川のＪＲの立体のところまで、都市計画道路としての拡幅計画がございます。そういうような拡幅ができますれば、また再開ということもできるかとも思いますが、現状では、まだ十分利用客の便を供し得ないというような判断を京王帝都でも持っておるところでございます。

ただいまは、都営が廃止にはなっておりますが、そのかわりといいますか、代替として京王帝都バスが若干走ってございます。この回数をふやせないかどうかというような

ことについては、交渉してまいりたいと思います。

それから、立川の南口への立日橋を通っての南口の件でございますが、これは立川の南口につきましては、まだ区画整理が十分終わっておりませんで、立川の南口のバスの停留所あるいは回転広場というものはできておりません。そういうこと並びに立川市内を走るバスとの競合というようなこともございますので、この点は難しいというような回答を得ているところでございます。

一番の不便地域は、お話にもありましたように日野警察から東町へかけての甲州街道の両側といいますか、そういうところの住民の方々だと思いますが、一つには、モノレールができますと、甲州街道という箇所の駅でございますが、そこを利用して立川へ行けるというようなこともございます。今後の交通体系の進捗状況にあわせて路線バスもできるだけ増便をするような働きかけはしていきたいと思っております。

**○議長（福島盛之助君）**　天野輝男君。

**○16番（天野輝男君）**　どうもありがとうございます。

京王帝都のバスが少し走っておるということですから、本数をふやすような要請を、まずしていただきたいと思うんですね。そして、平成９年といっても、少し延びるようですね、12年ぐらいに延びるようですから、ちょっとまだ間がありますから、あの地域の少し路線を変更して、日野駅なら日野駅に向かってくる一方通行でもいいですから、万願寺から万願荘へ抜けて、そして甲州街道を日野駅へ向かってくるというバス路線を考えていただければありがたいな、このように思っているんですね。そして、ミニバスの運行も少しずつでありますが、利用客もふえておると思うんですね。だから、できれば、日野市の中を循環、ぐるぐるっと回れるような形が一番いいんでしょうけれども、今はそういうわけにもいかないですから、そのあたりの京王帝都のバスを、もう少し本数を当面は走らせていただけるかどうかを、もう少し言っていただきたいということと、ミニバスの運行も、やはり日野市の市内の中でどうしても交通が不便な地域というのは、どうしてもあるわけですよね。その部分の解消もやはりしてあげることが、市民サービスにつながるんじゃないかな、このように思うわけです。

だから、ぜひその路線を総合的に見直して、どうしても交通の不便な地域で、タクシーに乗らなければ日野駅の方へ来れないというようでは、これは大変困ったことだなと、私思いますので、ぜひこれらの問題も計画の中に入れていただいて、将来的に考えていただければありがたいと思うんですね。どうでしょうか、このあたりをもう一度。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　ミニバスの運行につきましては、従前、このバスの検討委員会というものがございました。そして、お話にもありましたように、不便地域を解消するには、やはり市内循環、都市計画道路の３・４・８号線といいますか、一応日野市を環状として持っております都市計画道路を通れれば一番よろしいということであったわけですが、まだそういうような道路整備ができていない中では、変則的ではありますけれども、平山から高幡不動というような路線を組んだわけでございます。それで、現在ミニバス路線については当初計画を一通り、南平路線がまだ運行しておりませんが、これが最終ということで、一応当初の計画は一通り終わっておるわけです。

その後のバスの利便を図るということになりますと、ただいまミニバス運行は利用客もふえてきておりまので、今後はバスの本数やなにかの時間帯、そういうものも含めまして充実を図っていくことを考えておるところでございます。

お話にありました日野駅～立川のバスにつきましては、従前の路線でもあり、また現在、京王帝都が往復６便走っておりますが、これを充実していくことが先決かというふうに思っております。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　そうしますと、京王帝都で走っておる、こういう大きいバスが、これは日野～立川間だけを走っているんですか。そういう路線があるということでしたら、確かに今、立川の中央線の下、ガード下を拡幅工事をしておりますので、これはそう簡単に終わりそうもありませんが、このあたりのことを配慮していただきまして、ぜひもう少し本数をふやしていただいて、６本ということはもう２時間に１本ぐらいの割合でしょうか、これを少なくとも１時間に１本ぐらいもう少し通していただければ、この地域の人も多少納得できるものがあるのではないか、このように思いますので、ぜひ京王帝都の方に働きかけしていただきたいと思います。

このようなことをお願いして、この種の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福島盛之助君）　これをもって12の２、ミニバス運行計画を発展せよの質問を終わります。

一般質問13の１、酒の自動販売機撤廃を！　――飲酒三ない運動への支援を――の通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔19番議員　登壇〕

○19番（板垣正男君）　一般質問を行ってまいりたいと思います。

私は最近、東京都公立ＰＴＡ連合会の役員から、今、このＰＴＡ連合会で取り組んでおります未成年の飲酒三ない運動に関しまして、地方議会でも取り上げると同時に、行政としての運動への支援の可能性を問われたわけであります。早速、この問題を議会でも取り上げ理事者側とも論議を行いながら、三ない運動の趣旨を本当に生かして成功できるように、私としてもこの運動の支援を込めて質問を行ってまいりたいと考えております。

昨年の９月発行されました我が国のアルコール関連問題の現状ということで、アルコール白書が発行されております。厚生省保健医療医局保健課、そして編者として国立療養所久里浜病院の院長、河野裕明氏、ほかの方々によって、監修が行われて発行されたものであります。私もアルコール白書を拝見したのは初めてでありますけれど、内容を拝見いたしまして、改めて日本国内のアルコール問題の深刻さというだけではなくて、未成年に及んでおりますアルコールによる被害といったものの広がりを感じることができたわけでございます。

この白書の始めに、次のように書かれてございます。我が国の未成年者の飲酒問題について、最近各方面で論議されるようになってきた。マスコミでも取り上げられ、教育関係者の間でも議論されるようになっている。この現象は、未成年者の飲酒は、だれの目でも増加しつつあることを裏うちしている。未成年者の飲酒問題については、1970年代の後半から調査報告が幾つか出されており、1980年代の後半は、アルコール問題全国市民協会が精力的なキャンペーンを行ってきている。アメリカでは1970年代から、未成年者の飲酒問題が社会問題となっており、さまざまな調査研究やキャンペーンや教育が、あるいは治療が系統的になされてきている。しかし、日本においては、従来の調査報告もサンプルは数百名規模の予備調査の程度にとどまっており、まして、未成年者の飲酒問題の対策については皆無に等しいと言ってよい。今回、我々は国立療養所久里浜病院において、未成年者の飲酒問題についてのプロジェクトチームをつくり、我が国の未成年者の飲酒問題についての議論の基礎となるようなデータを集めるための調査を行い、対策を立てるための手がかりを見つけようと考えた。この報告は、現在までに調査とデータ整理が終了した首都圏の8,500人の高校生についての調査結果の詳細を報告するという内容になっているものであります。

以下、高校生における飲酒問題、首都圏8,500人の調査結果について、詳しい報告がなされているものであります。この調査によりますと、ごく一部御紹介をさせていただきたいと思いますが、調査における５段階分類の概略ということで、非飲酒者、酒を飲

まないグループ、正常の青年、家族や親類等周囲から進められて飲むという程度の人たちであります。それから三つ目は、飲酒しているが問題はない青年。年に数回以上、自発的意思で飲酒しているが、ひどく酔っぱらったあるいは失敗したというのがない群れ、そういう階層であります。それから、四つ目の階層になりますと、問題飲酒青年、週１回以上飲酒しており、酔いによってストレスを発散させていると考えており、飲酒による失敗も経験している群れ、重篤問題飲酒青年、週に数回以上飲酒し心理的にアルコールを求めており、アルコール依存症と推定される群れということで、五つの段階を経て調査を行っているわけであります。

ここでも指摘されておりますように、問題飲酒青年、さらに重篤問題飲酒青年は、既にアルコール依存症と推定されるばかりではなくて、20代、30代の早い時期にアルコール依存症に陥る可能性を持った青年群と医学的にも指摘されているわけであります。

以下、飲用する際の問題飲酒青年は、こうした部類に属するものでもございますだけに、私もその点を特に重視して、以下この内容を紹介してまいりたいと思います。

8,500名の首都圏の高校生の飲酒状況ということで調べた結果、問題飲酒青年が全体で11.9%、男子で15.2%、女子で9.2%存在していることが明らかになりました。今、申し上げましたように問題飲酒青年とは飲酒回数が週１回以上とかなり頻繁に飲む状態があるわけでございまして、飲酒にかかわる重大な内容を含んでいるものでございます。さらに重篤問題飲酒青年は、全体で0.5%、男子で1.2%、女子で0.5%となっておりまして、医学的に見ても、アルコール依存症あるいはアルコール乱用と推定される人たちであります。問題飲酒青年以上の青年というのは、専門家のアドバイスやカウンセリングが必要と考えられる、このように述べているわけでございます。

そして、この調査は、お酒をどのように入手するかというところにも調査が及んでいるわけでありますが、その質問と回答では、自動販売機、スーパーで買ったというのが、全体で20.7%、居酒屋、飲み屋で飲んだというのも26%おりますけれど、親の許しを得て家にあったお酒を飲んだというのが19.8%でありますから、自販機、スーパー等で買った割合がかなり高いということがわかるわけでございます。ここで、私は一般質問の表題にありますように、三ない運動との関係で、酒の自動販売機が高校生などへの容易に酒を入手しやすい状態にあるということを、はっきりと見ることができると思うわけでございます。

そこで、市側に第１点目の質問として、次の質問を行ってまいりたいと思います。未成年者のアルコール中毒の傾向は、どのような状況と把握しているかということでござ

います。これは全国的なものでもよろしいです。あるいは東京全体のものでもよろしい。とあわせて市内の実態はどうかということであります。患者あるいは救急等によります未成年者のアルコール中毒症のあらわれはどのようなものかということでございます。3点目は、酒を容易に入手しやすい酒の自動販売機の設置の状況を教えていただきたいと思います。とりあえず、以上3点について質問いたします。

**○議長（福島盛之助君）**　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

**○生活文化部長（藤本享一君）**　未成年者のアルコール中毒症の傾向、こういうことでございまして、それと関連しまして酒の自販機の撤廃、こういう中の実態でございますけれど、特に把握をいたしました件数でございますけれど、特に日野市内の実態ということにつきましては、資料を持ち合わせておりません。全国的なと申しますか、東京消防庁全体の救急車の出動状況における平成元年から平成5年までの資料、数字的なものがございます。これは、未成年者がアルコール中毒によって搬送されたという件数であります。平成元年が1,573人、2年が1,603人、3年が1,717人、4年が1,939人、5年が1,612人、こういうような数字で、特に5年が落ち込んでおるということについては、冷夏であった関係だろう、こういうような分析を消防庁の方でもしておりました。そうした中で、増加の傾向にあるというのは事実であろう、こういうふうに認識をしております。

そうした中で、日野市の実態ということにつきましてはつかみ切れない。この問題につきましては、飲酒禁止法あるいはまた喫煙禁止法というのが古い明治あるいは大正時代から未成年者の飲酒、喫煙というのは法律でもって禁止されておるというような状況の中で、一つの違法行為であります。したがって、警察の方でもいろいろと非行というものに結びつく観点から御指導もしておる。また、少年補導上におきましても、同じような関心をもって対応しておる、こういうような他機関でも課題として取り組んでおるのは事実であります。

そうした中で、自販機が直接的な因果の関係にあるのかどうかということにつきましても、いろいろな数字でアンケートなりをいろいろな団体でもやっているということにつきましては、新聞報道でもされております。そういうような中で、自販機の数でございますけれど、これは全国の酒の自販機の設置台数は、平成5年12月末現在で約20万台であります。19万9,890台という数字でございます。参考までに、他の自動販売機の設置台数は540万9,000台という数字であります。

それで、日野市内には酒の自販機は125台ほど設置をされておるという状況になって

おるということを確認をいたしております。そんな状況が、ただいまの御質問の内容でございますので、そこまでお答えをいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　板垣正男君。

**○19番（板垣正男君）**　ただいまの説明で、相当の実態が明らかになったと思います。東京消防庁管内でもこの五、六年、1,573人から多いときは1,700から1,800、こういう未成年の救急車にお世話になるという事態があらわれているわけであります。昨年の1,612名というのは数字が少ない。冷夏のせいだということであるならば、ことしは猛暑ですから、もっとこの数字が上がるということが予想されるわけであります。果たしてそうなるかどうかは、年度が終わってみないとわかりませんけれど、それにしても年々傾向としては、アルコール中毒症がふえているということは容易にわかるわけでございます。

自販機も全国20万台、市内だけで125台設置されているということになっているそうであります。それで、飲酒を行う高校生に酒の自動販売機についての意見を問うたところ、便利でよいと答えた人が85.2％、これは容易に酒を入手しやすい状況にあるということを物語っていると思います。そして、この白書には、高校生の飲酒を促進する要因として幾つか挙げているわけでありますが、一つはコマーシャル、テレビ、新聞、雑誌等々のものすごい業界のＰＲ、コマーシャルがあると思います。そして、大量消費社会は、歴史的な大人と子供の境界線を消失させてしまったと述べているわけでございまして、コマーシャルの傾向は、ますます低年齢化を意識したコマーシャルの特徴が見られると思うわけでございます。さらに未成年者の飲酒については警察も学校の指導も、たばこへの指導や規制よりも、はるかに甘いという現状がもたらされていると指摘しております。ちなみに神奈川県警の資料では、平成３年度における神奈川県の薬物乱用少年の補導件数、シンナーが2,961人、たばこが２万4,741人、飲酒が2,055人、飲酒による補導の件数がシンナーの補導件数より少ない。あるいはたばこの補導件数の10の１にも満たないというのが実態でございます。というようなことなどが、飲酒促進要因の一つにもなっているのではないかと、ここでは指摘しているわけであります。

さらにこの調査の結果によると、自動販売機の使用経験ありとした人の中に26.2％の高校生が重篤問題飲酒青年の割合となっているということであります。自動販売機を使用した経験のない高校生はわずか3.4％の割合ですから、いかに自動販売機との相関関係が見られるかということも詳しくここで指摘しているわけであります。

さらに高校生の飲酒は、実際に増加しているかという調査でアメリカと日本との比較

がございますが、問題飲酒青年で比較いたしますと、1979年、アメリカでは15.1%を占めておりました。今から14年前の1980年、日本では1.3%の割合でありました。それが10年後の1990年では11.9%を占めるようになりまして、日本の場合、問題飲酒青年がふえているということを明らかにしているわけであります。高校生の飲酒数そのものの変化というものは、余り見られないようでありますけれど、いわばアルコール中毒症あるいはそれに近い状態の高校生がふえているというのが、このアンケート調査からも明らかにされているところであります。

さて、このアンケート調査を行った最後に、次のように結んでおります。現在の日本においては、未成年者の飲酒を促進する要因ばかりが目立ち、未成年者の飲酒を抑制する要因はどこにも見当たらないという現状が明らかになった。以上のことを踏まえるならば、高校生を含む未成年者の飲酒問題の対策が早急に立てられなければならないであろう。未成年者の飲酒問題の対策の要点は、以下の内容にあると考えている。一つは、現在の日本の大量消費経済の流れを変え、自然と共存する経済に移行することで、人間とアルコールの節度ある関係をつくり出すこと。二つには、社会や親への未成年者の飲酒の危険性について、正しい知識の普及を図ることと結んでおります。私もこのアンケート調査を拝見いたしまして、この結んだ指摘に全く同感をするものでございます。

それでは、この酒の自動販売機の問題を法的な問題でどうとらえていったらいいのかということでも、このアルコール白書は詳しく述べているわけであります。先ほど生活文化部長が少し明らかにいたしましたように、未成年者の飲酒は禁止されております。未成年者飲酒禁止法という法律がありまして、第１条に「満20年ニ至ラサル者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス」と定めております。この法律に違反した場合、親権者、酒類販売業者が違反をした場合には１万円以下の科料の罰則が規定されてございます。本人には、未成年保護の立場から罰則の規定はありませんが、親ないし酒を売った業者に科料が科せられるというものであります。この法律は1922年、大正11年に成立いたしたものであります。この法律が22年前の1990年に未成年者喫煙禁止法とともに立法化が図られたそうでありますけれど、酒造業者の反対が強く、議会に上程すること30回目にしてようやくこの法律が成立したそうであります。今、条文を紹介いたしましたように、本人は飲んではいけないとされておりますが、さらに「満20年ニ至ラサル者ノ飲用ニ供スルコトヲ知リテ酒類ヲ販売又ハ供与スルコトヲ得ス」ということも書かれてあるわけでございまして、本人が飲むんだということを知っていながら酒を売った場合、違反だということであります。本人が飲むのか飲まないのかわからないで売ったというのは、違反では

ないというわけでありますから、これはかなり抜け道のある法律の内容になっていると指摘しているわけであります。

アメリカなどは、例えばカリフォルニアの酒類管理法では、身分証明を提示しなければ、その店でお酒を飲ますことができないという規定なども盛り込んで、かなり厳しい内容が細かく条文化されているそうであります。

こうして日本の場合、酒類の販売の促進が図られたものの、これを社会的な常識に沿ったある程度の規制というものが、ほとんど行われないできたというのが、最近までの実態ではないかと思うわけであります。

こうしたもとで、自動販売機の規制をしようではないかという声が、全国の少ないところではありましたけれど、その声が上がっておりました。例えば1989年６月、秩父の小売酒販組合が未成年者飲酒防止等の観点から、自動販売機による酒類の販売をやめることを決めた。さらに1990年の４月には、長崎市の小売酒販組合が酒類を深夜に販売することを自粛することを決めたということだけで、公正取引委員会が介入してまいりまして、その自粛を強制しないようにという行政指導を行った経緯がございます。独占禁止法の中に不当な拘束を排除するという条文があるそうでありますけれど、こうした業界の自主的な決定に対しても、公正取引委員会の介入があったということで、多少行き過ぎの行政指導ではないかと、この白書では指摘しているわけであります。しかしながら、こうした経過をたどりつつも、現在酒類の自動販売機の撤廃を求める運動が、逆に広がっているのが実態ではないかと思います。

未成年者飲酒禁止法による取り締まりの状況というのもございまして、統計数字がございますが、昭和40年に最もピークを迎えております。800人弱の取り締まりが行われたとされておりますが、この40年といえば、テレビでのコマーシャルが始まった年でもあります。そして、45年の少し前、自動販売機が設置されるようになりまして、急速にこのコマーシャルと自動販売機が普及してまいりましたと同時に、未成年者飲酒禁止法による取り締まりがだんだん少なくなっていくという傾向が見られるわけであります。これでは、ますます未成年者の飲酒の機会というのがふえていくということが容易に想像できるわけであります。業界の意向が非常に強く働いているのではないかと思わざるを得ないような結果になっているわけでございまして、私はこうした傾向を見るにつけ、酒類製造業界の強い存在を感じざるを得ないわけであります。

こうしたことで、先ほど紹介いたしましたように、ＰＴＡあるいは消費者団体等々、酒類の自販機の撤廃運動が私たちの身近なところにも広まってまいりました。最近、政

府は規制緩和を盛んに論議をしている中で、この酒類の問題にも及ぶような話も伝わっているわけであります。コンビニエンスストアなどでのアルコールが一段と入手しやすくなるのではないかという危惧の声もあるくらいでございまして、そのことも、例えばことしの６月30日、朝日新聞の記事でも指摘されているところであります。そして、あわせて自販機の撤廃の運動が紹介されているわけでありますが、ＰＴＡ連合会の三ない運動というのは、未成年者は酒を飲まない、大人は自販機で酒を買わない、大人は子供に飲ませない、この三つを未成年者飲酒防止の三ない運動として、今取り組みを行っているわけでございます。ポスターなどもつくっておりますし、ＰＴＡの役員がみずからお酒を販売するお店に伺って、店先にポスターを張らせてほしい、こういう要請活動も行っております。こうしたポスターがつくられ、また街頭に張られるようになりました。大分目立ってまいったわけであります。日本共産党市議団の控室にも張ってございます。教育長は見ていると思いますので、市長にも見ていただきたいと思います。

自治体の取り組みも進んでおりまして、山口県はことしの２月、県の小売酒販組合連合会に対しまして自販機撤廃の検討を要望した。これを受けた会長は、自販機の電気代も出ない店がほとんど、膨大な電気のむだ遣いだ、酒は社会管理が必要で対面販売すべきだと撤廃は当然と主張しております。埼玉県秩父市議会昨年12月、自販機撤廃の決議を全会一致で可決しております。さらに島根県出雲市でも自販機撤廃の動きが市民の中から出ているということなども紹介されております。

ことしの５月12日、ＮＨＫの朝６時50分から７時35分の間の時間帯に高校生の飲酒問題取り組みに関するニュースが２回放送されております。この中で、未成年者の飲酒が社会問題になっていることから、東京都立高等学校ＰＴＡ連合会では、未成年者が酒を買い求めやすい自動販売機の撤廃を求めるなど、飲酒による害を防ぐ運動を進めていくことになりましたと伝えております。これも、また大きな反響を呼んでおるわけでございます。

私の手元に、昨年12月秩父市議会で決議いたしました酒類の自動販売機撤廃に関する決議がございます。市内の小売店組合からの要請に基づいて、議会も全会一致可決をしたわけでございます。

さて、ＰＴＡの三ない運動にこたえて、私は日野市内においても、これにこたえるような対応ができないかということについて伺ってまいりたいと思います。ＰＴＡの三ない運動、未成年者の飲酒三ない運動について、実態をどの程度把握されているかということを、まず伺っておきたいと思います。二つ目は、酒類自動販売機対策として、お酒

の小売店とコンビニエンスストアなど24時間営業店との協議、市も加わった３者の懇談を行ってはどうかということであります。酒の自動販売機を設置しているお店は、小売店が大部分ではないかと思います。小売店の大事な収入源の一つにもなっていることでもあるわけでございますだけに、小売店の自動販売機の撤廃だけではなくて、自動販売機と余り変わりがないくらい自由に買うことのできる24時間営業店への協力要請も、あわせて行う必要があると考えます。

一方的な自粛要請を行っただけでは、なかなか効果はあらわれないでありましょう。そこで、私は小売店、コンビニエンスストア、関係者、市、この三者の懇談を行い、未成年者への自動販売機を利用できないようにする、あるいは容易に酒が手に入るという状況をなくすためにどうすればいいかということを真剣に話し合う場をつくっていただきたいと思います。以上２点、伺いたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　社会教育部長。

**○社会教育部長（大谷俊夫君）**　それでは、４点目の御質問でございますＰＴＡの三ない運動につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

未成年者の飲酒につきましては、大人に比べまして内臓に障害を受けやすく、また急性アルコール中毒等になりやすい、これらの状況から、身体的あるいは精神的影響を子供に及ぼすことでありますので、そこで、未成年者の飲酒を防止しようという運動が高まってまいっております。御質問にもございましたとおり、東京都高等学校ＰＴＡ連合会が厚生省、東京都教育委員会の後援を得まして、自動販売機の撤廃を目指して未成年者の飲酒防止三ない運動として、未成年者は酒を飲まない、酒は自販機で買わない、大人は未成年者に酒を飲ませない、このような三ない運動をしていることは承知をいたしております。

市といたしましても、広く青少年の健全育成の立場から、また家庭教育の面からも機会をとらえて未成年者の飲酒につきまして、どうしたら防止できるか等の話し合いを行っていきたいというふうに考えておりますし、また青少年やあるいはＰＴＡ等が過去に、不良雑誌等の追放のために、やはりこれと同じような三ない運動を展開したことがございますので、これらのＰＴＡ等があるいは青少年等が、こういう運動に立ち上がる場合には、教育委員会といたしましても、それを支援してまいりたい、このように考えます。

**○議長（福島盛之助君）**　生活文化部長。

**○生活文化部長（小野宗市君）**　酒類の自動販売機、これは平成元年から、全国酒類販売組合の自主規制ということで、販売時間も午後11時から午前５時までは販売できない、

こういうような体制をしいておる。これも、今までお話があります因果の関係にあるんだ、広く及ぼすんだ、こういうような配慮の結果であった、こういうような飲酒防止に少しでも配慮した対応をしておる、こういうような自動販機になっておるということであります。

また、昨年の中で厚生省の方でも、これは公衆衛生審議会になりますが、アルコール関連問題専門委員会、これでも酒の自動販売機は撤廃の方向で検討すべき課題だ、こういうような提言をしております。昨日の夜の７時のＮＨＫのテレビで報道をしておりました。これは、まさにこの問題に関連することでありまして、自動販売機の機種を変更する、こういうような国税庁――国税庁の方が、これは販売免許を与えておるというような中での配慮という中で、チケットを、詳細について報道でありますんでよく知りませんけれど、チケットを使わないと販売機は利用できない、そういう機種である、こういうような新しい機種で対応をしていく方向だというようなＮＨＫのテレビ報道がございました。そうしたことで、今の厚生省の提言、こうしたものに対応すべく方法であるというような報道でありました。

ただいまの酒小売店、また大手スーパー、それなりの市との三者協議というような提案でございますが、この問題は、まさに非常に広域的な問題でもあります。家庭教育にも当然課題として、また学校教育、それから職場、それから地域社会というような一つずつのグループの中で常に課題とすべき、いつの時代でも同じだと思います。そういうふうな中で、位置づけられる課題というような取り組みの中で関係機関、こうしたものともよく協議をいたしまして検討をさせていただきたいというふうに考えております。ＮＨＫの昨日のテレビ報道、けさの新聞に載るかなというふうに思っておりましたけれど、載っておりませんでしたけれども、まさにそうした方向づけにあるというようなことは事実だというふうに思っております。そうした情勢を見ながら対応すべき課題かなというふうに考えております。以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　板垣正男君。

**○19番（板垣正男君）**　教育委員会並びに生活文化部、前向きの答弁がなされたように受けとめました。ぜひこの答弁に沿って、今後の対応を鋭意検討を行っていただきたいと思います。

特に教育委員会には、過去の不良雑誌等の取り組みなどの経験もあるわけでございますだけに、この未成年者飲酒三ない運動にも積極的に応援をしていただきたいと思います。聞くところによりますと、東京都公立高等学校ＰＴＡ連合会では、日野市内を会場

といたしまして、この未成年者の飲酒三ない運動についての後援会を持ちたい計画を練っているようであります。その際、日野市内の会場を使うということになりますと、その他、いろいろと日野市の後援等も必要かと思います。その際にはぜひ検討して、後援ないしは側面的な応援をしていただくように、私からも要請を行っておきたいと思います。

さて、この問題は国会でも取り上げられたことを紹介をしておきたいと思います。

ことし６月10日、参議院の厚生委員会で日本共産党の西山登紀子議員が厚生省並びに厚生大臣を相手に質問を行っております。内容は略しまして、厚生大臣が答弁を行っている部分を紹介しておきたいと思います。当時の厚生大臣大内啓伍氏でありますが、次のように述べております。「それが、今御指摘のような未成年者に対して数々の悪い影響を与えているということは、ゆゆしき問題であり憂うべき事態である、こう考えております。1991年のＷＨＯのこの問題に関する専門家会議におきましても、明確に自販機の禁止という問題について勧告をしておりますし、今、御指摘の国内における各種の専門家の提言におきましても、そういう問題が提起されておりまして、やはりこれからの自販機の問題については、それらの方向をしっかり踏まえて我々は考えていかなければならない。つまり、対面販売ということを基本にしていくべきである、このように私は考えております」と厚生大臣が前向きの答弁をしておりますから、ぜひこうした方向で国の行政が進んでいくことを、私たちは期待するわけでありますけれど、地方自治体においても、なし得る部門から手をつけていくということが、私は大切ではないかと思います。

現在、自販機は20万台だと、先ほど部長からも説明がありました。日本の自動販売機の歴史をまとめたものがございますが、この中で1968年、酒造業者の大関が自動販売機の販売をスタートさせたというのが始まりであります。ワンカップ〇〇というようなことで、自動販売機による販売を始めたのが、そもそものスタートであったわけでありますが、1971年大手の酒類メーカー、続々と自動販売機に参入してきたわけであります。特にビールメーカーがものすごい勢いで日本酒を追い上げ、1973年にはほぼ同数に追いついて、その後、はるかに日本酒を追い抜いてしまうというような販売に力を入れてまいったわけであります。

1973年、国税庁が自動販売機での酒類の小売免許を新規には与えないという通達を出してまいりました。しかし、自動販売機の設置は、その後さらにふえてまいりまして、翌1974年には10万台に達したと言われております。1985年には、17万台にふえてまいりました。1986年、国税庁の中央酒類審議会が深夜販売自粛の徹底を具申して、国税庁が

その徹底を図れという通達を出してまいりました。しかし、業界は何ら自粛をする方向ではなくて、その後、自動販売機の設置をさらに進めてまいったわけであります。

1991年、先ほど厚生大臣の答弁の中で紹介いたしました世界保健機構ＷＨＯの専門家会議が東京で開かれたわけでありますけれど、この中で自動販売機によるアルコール飲料の発売禁止を打ち出したわけであります。当時、約19万台日本の各地にこの自動販売機が設置されていたわけであります。そして、現在は約20万台のアルコール販売の自動販売機が設置されているというのが、実態であります。

それでは、各国はどんな対応を行っているかということを、自動販売機の設置だけで申し上げますと、ニュージーランドでは酒類の自動販売機はありません。スイスはたばこはあるけれど酒はない。ノルウェーも自動販売機酒類はありません。アメリカ、これは禁止されております。カナダも許されていない。イギリスもない。フランス、法律によって禁止。オーストラリア、これも酒類の自動販売機はない。というような各国の調査の資料などもございます。

日本だけが、いわば野放しの状態で酒類の自動販売機が設置されて、未成年者も容易に入手できるということに、今なっているわけであります。教育関係者あるいは社会教育に携わる人たちのみならず、国民的な一つの大きな課題として、この問題を考えていく必要があるというふうに私は思います。当然、市政の中においても行政の重要な課題として位置づけて、今後の取り組みを行っていっていただきたいと思います。

最後になりましたけれど、教育長に１点伺っておきたいと思います。たしか学校教育の中にも保健の授業がございますが、中学校ではどの程度、この保健の授業で飲酒の問題について教育が行われているかお聞かせいただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　教育長。

**○教育長（園田　匠君）**　今、議員さんがおっしゃいましたように、中学校の保健体育の中に、いわゆる喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は心身にさまざまな影響を与え、疾病の原因にもなる、こういうような観点から指導をいたしております。そういった意味で、酒というのは非常に肝臓を壊したり内臓、また、私もそうですけれど、酒を飲むとだんだん気分が大きくなってくるというようなことで、非常に精神的な発達も妨げる、こういった影響がございますので、こういった具体的な例を取り上げながら各中学校で指導しております。また、これとあわせまして、薬物乱用といったものが、現在また一つ持ち上がってきております。そういったことで子供たちに、いわゆるそれの身体に及ぼす害というようなものも指導しまして、そして、子供たちが心身ともに健全に体が成

長していくようにという意味で、指導しているというところでございます。

○議長（福島盛之助君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　学校教育の中における飲酒の問題について、今、教育長から説明がございました。中学校の保健の時間は１、２年で年間大体10時間ぐらいかけて、この飲酒の問題を取り扱っているんではないかと思います。３年になりますと、週１時間は、この保健の授業というのがあるようですね。そこで、今、教育長がお話しになったようなことを生徒に指導するということでございます。医学的な見地からの障害の問題もございますでありましょう。また、飲酒による生活の崩れ、仲間との関係も悪くなるというような事例なども報告されてございます。そして、アルコール中毒に至りますと、人格的な崩壊ということなどにもつながっていくわけでございますだけに、まさに心身ともに健康で、そして将来の人格を立派に形成するための中学校時代の学習に意欲を燃やすという見地での教育がなされているものと思います。

最後になりましたけれど、若干の意見を申し上げて、この質問を終わりたいと思います。古来「酒は百薬の長」と言われておりますけれど、百薬の長だけではないようですね。「されど万病のもと」というのが、この言葉に続くそうでございまして、百薬の長だけが強調される傾向がなきにしもあらずのようであります。されど万病のもとということも十分心得ておかなければならないと指摘しておられるのが、先ほど紹介いたしました久里浜病院の院長でございます。

そして、学校教育に求められるのは、アルコールによる一時的な陶酔や快楽を求めるということではなくて、学校教育を通じて本当に喜びを得る能力というものを身につけるのが、この中学校あるいは高校時代の最も大切なことではないかと思います。物をつくることであれ、あるいは人間関係であれ、努力することで得られる喜びを学習によって体得するということが、私は大切なことだと思います。日夜、そういうことで教育現場では先生方、毎日御苦労されて生徒との教育を行っておられることと思います。そうした観点を貫いて、今後も学校教育の中でしっかりとこうした教育が徹底できるように、心から期待を申し上げたいものでございます。

現在、酒販免許の内容というものを踏まえますと、良心のない機械でアルコール依存者や未成年者にも平等に酒を売るということであるならば、何のための免許制だという指摘もあるわけでございます。そうしたことなども踏まえて、今後一層自販機の撤廃に、行政としてもあらゆる可能性を見つけ出して、小売店あるいは消費者、教育関係者等々の協議も続けながら取り組みを進めていっていただきたい、このことを最後にお願い申

し上げまして質問を終わります。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって13の１、酒の自動販売機撤廃を！　――飲酒三ない運動への支援を――の質問を終わります。

一般質問13の２、「サッカーくじ」にレッドカード（反対）をの通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

**○19番（板垣正男君）**　さきの国会で日本共産党を排除いたしましたスポーツ議員連名のもとで進められておりましたサッカーくじの法案化が大きな問題になりました。そして、６月初めに議員立法として国会に上程するということが伝わっていたわけでありますけれど、その後、全国的なサッカーくじ法案化に反対する声が巻き起こってまいりまして、当初予定した６月の議員立法としての国会上程ができなくなって、今日に至っております。私も、この問題はスポーツの健全な発展ということから考えても、重大な事件だと考え、今回の一般質問に取り上げ、教育関係者に質問を行うものであります。

もともとサッカーくじ法案化がいつ問題になってきたのでありましょうか。このサッカーくじの問題は、選手の要請であるとか資金確保に日常的にも大変苦慮している日本オリンピック委員会あるいは日本体育協会などのスポーツ団体が、プロサッカーの創設に際して、イタリアのトトカルチョなどがその収益金の一部をスポーツ振興に充てていることを倣って、資金確保の苦肉の策として1992年１月に各政党に要請したことが発端となって、政治の舞台に登ってきたものと言われております。各党に要請に回って、日本共産党にも来た際、スポーツの現状を打開するためには、問題の解決というのは、国の予算の抜本的な増額にこそあるのではないでしょうかと指摘した際に、日本体育協会の幹部は、全く同感であると述べたそうであります。このサッカーくじの導入については、当初からサッカー関係者あるいは国民の間に強い懸念や反対意見があったところであります。このスポーツ議員連名、桜内芳雄会長でありますが、サッカーくじ導入のプロジェクトチームをつくって法案化を推進してきたわけであります。

日本共産党の国会議員団がスポーツ振興に党派を超えて推進すべきものであるという立場から、繰り返し加盟を申し入れたにもかかわらず、正当な理由も示さず今日まで拒否をし続けてまいったわけであります。

さて、質問の第１点、サッカーくじ導入の法案大綱が既にマスコミなどによって伝えられておりますけれど、この法案大綱の内容はどんなものなのか、掌握している範囲で説明をしていただきたいと思います。２点目は、このサッカーくじ導入法案大綱が発表されて以降、急速に国内の諸団体から反対の表明が上がっておりますが、これらの反対

の表明などについても掌握している範囲で説明をいただきたいと思います。以上２点、とりあえず質問いたします。

○議長（福島盛之助君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　それでは、「サッカーくじ」にレッドカード（反対）をということで御質問いただきました。まず、第１点、第２点の御質問につきまして、お答え申し上げたいと思います。

第１点のサッカーくじ導入の法案大綱の内容はということでございます。スポーツ振興くじ、いわゆるサッカーくじにつきましては、ただいま議員さんの御質問にございましたとおり、国会議員でつくるスポーツ議員連名がスポーツ振興くじ法案といたしまして、議員立法の形で国会に提案しようとしているものでございます。そのため、国あるいは東京都からの情報等がございませんので、新聞等のマスコミ報道によって知る限りにおきまして、お答えを申し上げたいと思います。法案大綱でありますスポーツ振興くじ制度の考え方につきましては、概要を申し上げますと次のとおりでございます。

まず法案の内容の骨子でございますが、４点から要約されます。一つには、スポーツ振興くじの目的、性格についてでございますが、スポーツ振興のための資金を確保するための制度とする。寄附プラス夢プラス知的ゲームとしての性格を持つ制度とする。それから、公正さ、透明性が確保された明るいイメージで国民に理解されるものとするということでございます。２番目といたしましては、実施体制につきましては、実施機関といたしましてスポーツ振興に実績のある特殊法人を実施機関とすることとし、日本体育学校健康センター等が挙げられております。そして、スポーツ振興くじの販売、当選金の払い戻しは全国的な広がりを持ち、信用の置ける機関、金融機関等に再委託をする。それから、運営助成に対するチェックシステムといたしましては、制度の公正さ、透明性を十二分に確保するため、厳正なチェックシステムを構築するために、特殊法人の自己チェック機関を設ける。国の指導監督を徹底する。国の審議機関による審査等による多段階のチェックシステムを設ける、このようになっております。

さらには、Ｊリーグに対する規制につきましては、本制度の前提となりますリーグの試合が公正かつ円滑に行われることへの国民の要請が一層高まることから、Ｊリーグを法律による指定法人とし、試合の公正、かつ円滑な実施の観点から、最小必要限度の規制を課することとしています。

それから、三つ目の運営方法につきましては、いたずらに射幸心をあおらない配慮といたしまして、売り上げに占める当選の割合は２分の１を上回らないとする。当選金に

は所得税を課さないものとする。当選の確率を100万分の１程度の低い率とする。それから、試合当日には販売せず、販売期間は試合前の１週間程度とする。当選金につきましては、国民に夢を与える制度として、最高限度を１億円から２億円とする。それから、対象試合の勝ち負けの結果がすべて合致したものを１等当選とし、また１試合のみ合致しなかったものを２等当選として、当選金を配分する。それから、青少年への販売の取り扱いについては、青少年が当選金を入手することの教育的問題に配慮して、青少年の購入を制限することが適正であるとして18歳以下を制限の対象としております。それから、くじの販売場所につきましては、競技場での販売を行わない。多くの国民が安易にかつ安心して購入できるような販売場所を設定する。くじの価格につきましては、国民が手軽に入手できるように１枚100円から300円程度とする。

それから、四つ目の収益の使途につきましては、スポーツ振興という本制度の創設の趣旨から、その収益についてはスポーツ振興のための資金に充てる。それから、助成の対象はスポーツ施設の設置、運営に当たり地域住民のためのスポーツ事業などを行う各種の公益的なスポーツ団体等とする。それから、国庫への納付も定めておりまして、本制度は国の制度として創立され、広く国民各層の購入するといった社会的な大きな広がりの中で実施されることを踏まえ、国庫納付金制度を設ける。この場合、国庫納付金の使途といたしましては、教育文化の振興、環境の保全、青少年の健全な育成、スポーツの国際交流などの公益目的に充てることが適当である。さらには、その場合、本制度はスポーツ振興のために資金を確保するために創設するものであるから、スポーツ振興に直接使用する割合と国庫納付の割合は同等とする等となっております。このことから、総売上金の50％が配当金であり、残り50％がスポーツ振興資金と国庫納付金が半分ずつとなるようでございます。

以上が新聞等から知るスポーツ振興くじの法案の大綱でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

引き続いて答弁願います。

**○社会教育部長（大谷俊夫君）**　マスコミ報道によりますところの反対表明をした団体等を把握しているかということでございますが、日本ＰＴＡ全国協議会あるいは全日本

教職員組合、日本高等学校教職組合、それから全国私立学校教職員組合連合会等、あと数団体ありますが、全部で11団体が反対の表明を行っております。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　わかりました。大体このサッカーくじ法案大綱の内容というものが明らかになったわけでありますが、私は、今説明のあった内容の大事な点、幾つかあるわけでありますけれど、例えば18歳以下は購入禁止とするけれど、競技場では販売しないが容易に購入できる販売所を設置するとなっているわけですね。18歳以下は購入禁止というのは、教育的な配慮を行ったとされているようでありますけれど、青少年に悪影響を及ぼすということを否定できない一つの証拠をみずからつくってしまっているということが、言えるのではないかと思います。

それから、収益金の分配ですけれど、払戻金や運営費を除いた50％を国庫納付金とし、スポーツ振興への助成金も同程度とするということですね。この法案大綱の設立の趣旨、最初に上げました。資金確保があるということを、部長は説明されましたけれど、まさにここのところが、この法案大綱の目的の中心点にあるんではないかと思うんですね。運営費を除いた50％を国庫納付し、スポーツ振興への助成金も同じ程度の額とするということにしておるわけでありますけれど、国の予算をふやさないで、サッカーのギャンブルによって資金を調達しようということは、私はやっぱりスポーツ本来の筋から外れた内容に、だんだんなっているというふうに思わざるを得ないわけであります。国民に夢をということで、当たれば１億円から２億円の賞金が得られるということになるようでありますけれど、こういう多額の賞金を掲げてくじを容易に買わせようという、そういうねらいも見え隠れするわけでありますけれど、私はこうしたプロサッカーＪリーグを対象にしましたサッカーくじの導入には、今説明のあったような内容からいっても、とても賛成できるものではないということでございます。

サッカーくじの導入というのは、本来スポーツの文化的、教育的な役割をゆがめてしまうということが、一番多くの人たちの指摘する点であります。これは、青少年の人格形成とかモラルの発達などにも障害を及ぼすということなどを指摘する声もあるくらいでございまして、試合の勝ち負けということだけに興味をそそってしまうということにつながっていくと思うんですね。スポーツ全般について言えることでありますけれど、当然スポーツですから、勝ち負けというのは結果としてあるわけでありますが、そこまでいく過程で、本当に教育的なスポーツを通じての役割、あるいは文化としてのスポーツの役割というのが尊重されなければならないのではないかということを考えますと、

勝ち負けにこだわるだけの、このくじの問題、ギャンブルの問題というのは、私は両立しないというふうに考えているわけであります。

それからもう一つは、スポーツ振興の資金を確保するというのが大前提になっておりますけれど、国のスポーツ振興にかかる予算というのが、極めて貧困であるということがわかるわけであります。例えば1979年は173億円のスポーツ振興予算でありましたけれど、1993年度、195億円、金額そのものは多少伸びておりますけれど、国家総予算に占める割合というのが年々減ってきているわけですね。79年当時の173億円というのは、総予算の0.045％を占めておりました。それが93年度は195億円になったものの、総予算に占める割合というのは0.027％。15年前の半分の割合になってしまったということです。政府や文部省がスポーツ振興予算をふやさないで、その財源をギャンブルによって確保しようなどということは、全く本末転倒した発想ではないか、こう私は思わざるを得ないわけであります。

しかも重大なことに、文部省がこのサッカーくじの導入にいろいろと動き回っているということが指摘されているわけです。つい二、三日前の新聞では、サッカーくじ導入をにらんでスポーツ振興策を推進するという文部省の来年度の概算要求の新聞記事が載っております。部長も読んでおられると思うんですけれど、もう既にこのサッカーくじが導入されることを前提に、文部省のスポーツ振興策が概算要求として出されているということでありますから、既成事実をつくっていこうということじゃないかと思います。青少年の教育に直接かかわる文部省がギャンブルの導入にいち早く先取りをするようなことを行っているなどということは、日野の教育委員会としては、とても認めることができないのではないかと思うんです。

そこで、私は次に質問することは、教育とギャンブルというのは両立するかという問題でございます。２点目は、はっきりとサッカーくじの導入に反対するという立場を、私は教育委員会の関係者は明確にすべきではないかと思います。最後の質問については、後で教育長に伺いたいと思いますので、最初にこの教育とサッカーくじの導入の問題について、答弁をいただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　社会教育部長。

**○社会教育部長（大谷俊夫君）**　先ほど法案の大綱のところでも御説明申し上げましたとおり、青少年が当選金を手に入れるというような教育的問題等を配慮いたしまして、青少年の購入を制限しているわけでございます。したがいまして、18歳以下が買えないというような制限対象がございますが、こうしたことが教育的な配慮かどうかわかりま

せんが、教育とギャンブルが両立するかということでございますが、私は一般的には教育とギャンブルは両立しない、このように考えております。

○議長（福島盛之助君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　教育委員会のはっきりした答弁が行われました。教育とギャンブルは両立しない。私も全く同感であります。そうした見地を今後もぜひ貫いていただきたいと思います。それだけに、教育関係の団体が、このサッカーくじに反対する声をいち早く表明しているというのもうなずけるわけであります。

先ほど部長が紹介した以外に、新日本体育連名、全国地域婦人団体連絡協議会、主婦連合会、新日本婦人の会、日本民主青年同盟、第40回日本母親大会実行委員会、子どもと教育文化を守る国民会議などが反対の表明を行ってまいっております。その後さらにふえていると伝えられておりますだけに、このＪリーグサッカーくじの導入問題は、まだまだ国民的な大きな論議がさらに高まっていくと、私は考えております。

赤松文部大臣、当時でありますけれど、にこのサッカーくじ導入の反対の申し入れを行ったという関係者の声などもございますが、時間がないために紹介することはできませんけれど、本当に子供たちの教育を考えるならば、この青少年によって支えられております日本のプロサッカーの正しい発展のためにも、私は極めて憂うべき問題ではないかと思います。

最後になりました。教育長に見解を伺っておきたいと思います。

御承知のように日野の教育は憲法と教育基本法に基づいて進められております。私が詳しく申し上げるまでもなく、この憲法と教育基本法に基づく教育方針は、東京都の教育方針の基本にもなっているところでございます。明確な教育の基本と、その方針が示されているもとで、教育基本法には「教育の目的」として「第１条　教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、……」と続いておりますけれど、人格の完成を目指す教育においてギャンブルを導入しようという、この法案大綱について、教育長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　お答えいたします。

現在、サッカーというのは青少年が非常に興味を持ち、そして、学校でも好んでやっているスポーツ種目でございます。そして、何といいますか子供たちはボールを元気に校庭でけって楽しんでいるというゲームでございます。そして、我が国でも、いわゆるプロのサッカーチームができて、そして青少年の中には熱狂的にこれを支持するチーム

というんですか、そういうのがあってお互いに応援をしているというところでございます。その中で、かけ事と教育が、いわゆるギャンブルと教育は両立するかというようなことでございますけれども、今、議員が教育基本法の第１条をお読みになったように、教育の目的はいわゆる人格の完成を目指して行っているわけでございます。そういった中で、例えば物の大切さ、お金の大切さ、そういったものも、これもやはり人格にかかわってくるものであり、生活の乱れ、いわゆる射幸心をあおって生活の乱れというようなものが起きるということは、教育上好ましくないことでございます。

私もこの俗称サッカーくじというんですか、これについて、今まで余り詳しくは調べてみたことがありませんでしたけれども、議員さんの御質問によりまして、新聞で報道されている要綱を読ませていただきました。そういう中で、これが国会で議員立法で出されている、こういうことでございまして、今出されているのかどうか、今は出されていないんじゃないかと、こう思いますけれども、そういった中で、あくまでも私が危惧いたしますのは、子供たち、小学生、中学生が射幸心をあおられていくようなことがないようにしていかなければならないなというようなことを感じております。

また、この案につきましても、もっと詳しくそのうちに出てくるんだろうと思いますけれども、私どものところへ、いわゆる東京都からも、またほかの自治体からもまだ情報が入っていない段階でございます。そういった中で心配はしております。そういったことで、今後検討を重ねてまいりたい、こう思っております。以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　板垣正男君。

**○19番（板垣正男君）**　今、情報を相当伝えましたから、これから大いにこれらの情報をもとに考えていただきたい。で、教育委員会でもそれなりの調査を行っておりますし、法案大綱の内容なども、かなり明らかになっているわけであります。問題点も指摘いたしました。何よりも、やはりギャンブルというのは、教育とは両立しないということではないかと思います。青少年の発達に直接教育的な関与を持つ教育委員会が、そうした立場を今後も貫いていかれることを強く期待申し上げまして、この質問を終わります。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって13の２、「サッカーくじ」にレッドカード（反対）をの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

次回本会議は９月12日、月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時15分　散会

# 9月12日　月曜日　（第5日）

平成6年
第3回定例会　日野市議会会議録　（第27号）

9月12日　月曜日　（第5日）

出席議員　（28名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1番 | 江口和雄君 | 2番 | 佐藤洋二君 |
| 3番 | 菅原直志君 | 4番 | 渡邉馨鴻君 |
| 5番 | 吉冨正敏君 | 6番 | 小島久君 |
| 7番 | 小川友一君 | 8番 | 森田美津雄君 |
| 9番 | 佐瀬昭二郎君 | 10番 | 中谷好幸君 |
| 11番 | 沢田研二君 | 12番 | 田原茂君 |
| 13番 | 宮沢清子君 | 14番 | 執印真智子君 |
| 15番 | 土方尚功君 | 16番 | 天野輝男君 |
| 17番 | 奥住日出男君 | 18番 | 橋本文子君 |
| 19番 | 板垣正男君 | 20番 | 鈴木美奈子君 |
| 22番 | 馬場繁夫君 | 23番 | 夏井明男君 |
| 24番 | 黒川重憲君 | 26番 | 簗野行雄君 |
| 27番 | 小山良悟君 | 28番 | 一ノ瀬隆君 |
| 29番 | 竹ノ上武俊君 | 30番 | 米沢照男君 |

欠席議員　（2名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 21番 | 内田勲君 | 25番 | 福島盛之助君 |

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 森田喜美男君 | 助役 | 前田雅夫君 |
| 助役 | 坂口泰雄君 | 収入役 | 落合豊君 |
| 企画財政部長 | 大崎茂男君 | 総務部長 | 小林修君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 生活文化部長 | 小野宗市君 |
| 環境部長 | 山口正夫君 | 都市整備部長 | 鈴木栄弘君 |
| 建設部長 | 小俣雅義君 | 福祉部長 | 藤本享一君 |
| 水道部長 | 土方重男君 | 病院事務長 | 須藤雄示君 |
| 教育長 | 園田匠君 | 学校教育部長 | 谷正幸君 |
| 社会教育部長 | 大谷俊夫君 | | |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 局長事務代理 | 田中正美君 | 書記 | 濃沼哲夫君 |
| 書記 | 橘達雄君 | 書記 | 山田二郎君 |
| 書記 | 田倉芳夫君 | 書記 | 鈴木俊之君 |
| 書記 | 堀辺美子君 | 書記 | 永野裕子君 |

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成6年9月12日（月）

午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時27分　開議

○副議長（宮沢清子君）　　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員28名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第１、一般質問を行います。一般質問14の１、生活破壊の村山自民党政治から市民のくらしを守るためにの通告質問者、米沢照男さんの質問を許します。

〔30番議員　登壇〕

○30番（米沢照男君）　　生活破壊の村山自民党政治から市民のくらしを守るためについて一般質問を行います。

去る１日、２日と２日間、愛媛県松山市の会場で開催をされました「第８回全国高齢者大会」には、各地から2,700名からのお年寄りが参加をして、20の分科会、六つの公開講座などが開かれ、熱心な討議が行われています。

大会では、多くの人の発言が相次ぎました。村山自民党内閣の消費税引き上げの策動が、高齢者社会のためではなく、軍事費の拡大や、大企業受けの財源づくりであることは明らかではないか。草の根からの反対運動を進めなければならないとか、今、政府は、高齢者がふえれば大変だ、と邪魔者扱いする。今の繁栄、今の日本は高齢者が築いてきたもの、それをまるで廃棄物みたいに言うのは、罰当たりではないか。高齢者は、大きな遺産を社会に、そして孫たちに残したんです。その高齢者が、イの一番に幸せな人生を送れるようにするのが、政治の当然の仕事ではないでしょうか。こうした高齢者の切実な要求、叫びが会場をこだました大会だった、と報じられています。

そして、この大会では、自民党政治丸のみで、高齢者いじめの軍拡を進める村山内閣を厳しく批判し、国民の暮らしと権利、平和と民主主義を守る戦いに全力を尽くすとの緊急アピールが採択をされています。

自民党政治を継承して細川連立内閣、羽田連立内閣、そして村山連立内閣と引き継がれてきましたけれども、対米従属と大企業奉仕、国民生活破壊と弱い者いじめの悪政がごり押しにされ、とりわけ社会福祉、社会保障の大改悪が強行されつつあります。健康保険法の改悪に伴う入院給食費の患者負担、地域保健法による保健所の統廃合と、保健業務の市町村への転嫁、年金の改悪、各種公共料金の引き上げ、そして消費税の税率アップなどなど、自民党政治のごり押しによって、社会的弱者の嘆きは、かつてなく大きなものになりつつあります。私のきょうの質問は、一つには、入院給食費の患者負担、二

つには、保健所の統廃合、三つには、年金の改悪、四つとして、特養老人ホームの費用徴収基準の改定、この４点に絞って問題点を明らかにしながら、市当局の対応策について伺いたいと思います。

まず、入院給食費の患者負担でありますけれども、入院給食費を保険の対象から外す健康保険法改悪法案が衆議院で採決されたのは、６月23日でありました。周知のように、入院給食費を保険の対象から外し、１日800円、１カ月２万4,000円を患者負担とする内容ですけれども、70歳以上のお年寄りは、現在２万1,000円の入院費と合わせて４万5,000円もの負担となり、入院もままならない、極めて深刻な事態に置かれようとしております。厚生省は、食事は家にいてもとるのだから、病院でも自己負担すべきだ、という言い方をしてきております。これは病気治療の一環としての入院給食の役割を否定し、医療を受ける権利にお金のあるなしの差別を持ち込むことになるわけであります。

また、この健康保険法改悪は、付き添い看護療養費制度の廃止を盛り込んでいます。看護に対する低い診療報酬や、看護婦不足の事態をそのままにして、付き添い看護を廃止すれば、お世話料など他の名目による患者家族の負担をさらに増大させる結果を招くことは明らかであります。

７月13日付の毎日新聞「私見・直言欄」で、消費生活アドバイザーの松崎陽子さんは「健康保険法の改正を憂う」と題して、母の入院体験を踏まえながら、「病院経営が困難という時代に、果たして十分な看護要員の雇用を達成できるのだろうか。看護婦さんの負担だけが増加をして、結局は、患者がつらい思いをするのではないだろうか」と述べておられます。

10月１日から医療の現場では、大きな混乱が予想されています。食事代が患者負担になったけれども、給食内容は改善をされない。自己負担が高過ぎて、入院できない。家族が付き添えないなら、入院はだめだと拒否をされる、などなどの声が上がることが今から目に見えるようであります。国民の命と健康に冷たく、公的医療の破壊に道を開く、余りにひどい健康保険法の改悪であります。既に全国で1,000を超す地方議会で、健康保険法の改悪に反対する意見書が関係機関に送付をされております。安心して暮らせる豊かな老後は、高齢者だけでなく、国民すべての共通した願いであります。

ところが、これほど国民の命と健康にかかわる重大な健康保険法改悪案は、衆議院で７時間、参議院で５時間という異例なスピード審議、しかも深夜と早朝に委員会審議を設定するという中で、新生、公明、日本新党、民社、それに自民、社会、さきがけの悪政推進翼賛勢力によって、一部修正の上、採決が強行されたわけであります。

8月5日、厚生省は官報を通じて、食事療養の平均的な費用を超える金の支払いを受けることができるという省令を発表しましたけれども、厚生省のパンフレットによりますと、医療機関は、標準的な費用よりも高い額の選択メニューを用意することができる。つまり払える金額によって、松竹梅など、標準を超える高額な給食を自由に出してもいい、としております。日本患者家族団体協議会の小林事務局長は、「これは実際には、一般ベッドにあきがなく、高額な差額ベッドに入らざるを得ない。今の差額ベッドと同じだ。給食も、標準給食はあっても、豪華なものがずらりとあれば、実際に一番下は選びたくない。せめて中間にとなってしまう。こんなことで病気の治療はどうなるのか。病気の治療に欠かせない食事がどんどん、医療とは別のところに持っていかれるのが怖い」と言っております。

日本共産党は、健康保険法改悪法案の撤回と、徹底審議を要求して、国民の医療を受ける権利、命と健康、暮らしを守る先頭に立って、国民、患者とともに全力を尽くしてたたかってまいりました。入院給食費の患者負担が10月1日から実施されるということから、全国的にさまざまな波紋が広がっています。多くの住民の粘り強い運動で築き上げてきた地方自治体による乳幼児や障害者などの医療費助成制度が、入院給食費の負担によって有料になってしまうという問題があります。「無料化制度を守れ」という声が全国に広がる中で、入院給食費も助成しようとする自治体が日を追ってふえてきております。東京都を初め、埼玉、茨城、大阪、愛知、神奈川などが既に助成を決めています。東京都は乳幼児、身障者、ひとり親家庭など社会的弱者への助成を決めておりますけれども、一つには、予想される対象者と助成額はそれぞれどのくらいになるのか。2点として、入院給食の患者負担、影響を受けるお年寄りとその額についてお伺いをいたします。

次に、2点目の柱である地域保健法による保健所の統廃合についてであります。衆議院の厚生委員会では、わずか3時間40分の審議で採決が強行されて、この地域保健法が制定をされております。この地域保健法の問題点は、既に御存じのように、一つとして、事実上、保健所の半減を第一の目的としていること、2点目として、本来国が行うべき保健業務を市町村に押しつけ、責任と財政負担まで自治体に転嫁しようとしていること、3点目として、保健所の仕事の大半を情報収集や監督業務にし、保健所が一層国民から遠ざかるとともに、住民の声を聞く唯一の機関である保健所運営協議会を法定機関から任意設置機関に格下げをしてしまう。こういう大きく見て3点が問題となっております。対応する市としても、決して手放しで喜んではいられない状況であります。市当局とし

て、こうした地域保健法に伴う保健所の統廃合、そして保健業務の市町村への押しつけに対して、どう対応されようとしているのか、伺いたいと思います。

3点目の柱であります、年金制度の改悪について質問をいたします。年金の満額支給開始年齢を、現行の60歳から65歳におくらせ、60歳代前半は半額年金にする。厚生年金保険料は、最終的に月収の30%まで引き上げ、ボーナスからも徴収をする。さらには、失業給付受給中の年金支給は停止をする。年金の給付水準は引き下げるなど、年金改悪の中身は、高齢者に対して極めて苛酷なものとなっています。年をとったら早く死ねばいいと言わんばかりの冷たい内容であります。

65歳への支給の繰り延べは、1989年、自民党竹下内閣のときの年金改悪に盛り込まれていましたけれども、国民の強い反対で先送りされ、実現できずに来ていたものであります。周知のように、昨年の衆議院選挙では、社会党は年金の65歳支給反対を公約に掲げてまいりました。ところが、自民党政治継承の細川連立政権がスタートをすると、社会党も与党として積極的に法案化に手をかし、年金の大改悪路線を突き進んでまいりました。

さらに重大なのは、村山内閣が年金改悪を、消費税増税と連携をさせて志向している点であります。連合政権の合意事項案では、高齢社会に必要な財政負担、間接税の税率引き上げをうたっております。国庫負担を減らす一方で、年金財源を専ら国民負担にするのは、高い保険料が払えず、無年金者が増大するなどの悪循環を生み、社会保障としての制度そのものを崩壊に導くことにならざるを得ません。

厚生省を初め、連立与党など年金改悪の推進勢力から、「高齢化社会危機論」が盛んに振りまかれてきましたけれども、これほど国民を欺くものはありません。高齢化社会のため、福祉のためというならば、すべてのお年寄りが安心して豊かな老後を過ごせる医療・年金・介護の抜本的充実が今こそ図られなければならないと思います。高齢化の急速な進行によって、お年寄りを支える勤労者の負担が将来2倍以上になるかのように言う高齢化社会危機論は、全く根拠のないおどかしの宣伝であります。政府は将来、社会の年齢構成だけを取り出して、単純に危機をあおっておりますけれども、その社会を支えることができるかどうかをはかる物差しとして、最も重要な就業者と、その就業者が支える総人口の比率は、政府の統計によっても、現在も高齢化社会のピークと言われる2020年も、ほぼ1対2で変わりがありません。また、政府の危機論が生産力の発展、経済成長を度外視していることにも、そのごまかしがあります。何よりも高齢化社会に備えると言いつつ、年金制度や老人医療の改悪を進め、高齢者、社会的弱者が最大の被

害者となる消費税の税率の引き上げを強行しているところに、政府の高齢化社会危機論のペテン性があらわれていると思います。

年金の改悪や、消費税増税のねらいはどこにあるのか。一つに、財界奉仕の景気対策のために発行した残高200兆円にも上る国債のつけ回し、また、大企業に巨額の利益を保障する、10カ年で600兆円にも上る公共投資や特別の大企業減税のための財源、さらに、庶民の負担で大金持ちのための減税を行うこと、そしてさらには、自衛隊増強と海外派兵、アメリカ追随の国際貢献のための財源づくりであります。

『月刊宝石』92年３月号に、「バブルで消えた３兆円。あなたの年金は大丈夫か」という記事が掲載されたことがあります。その一部をちょっと読み上げてみたいと思います。「余り公にされなかったけれども、サラリーマンが毎月給料から天引きされている年金の保険料が積み立てられ、信託銀行などを通じて株式市場にも投入されていたのだ。そして株暴落が響いて、巨額の含み損を出していた。昨年１年間の株価の下落で、信託銀行が運用している年金資産の含み損率は10％を超え、３兆円以上が泡と消えてなくなった」。こういう実態が明らかにされております。

この年金問題での基本的な方向、解決策は何なのか。基礎年金への国庫負担を現行の３分の１から２分の１にふやせば、当面、保険料も引き上げなくて済むはずであります。財源については、日本共産党が「新日本経済」への提言で指摘しているように、年金と健康保険の負担割合を現在の企業５、労働者５から、ヨーロッパ並みの７対３に変えれば、新たに11兆円が確保されるはずであります。年金財源のあり方の根本的な改革とあわせて、大企業優遇の不公平税制の是正、軍事費を大幅に削減をし、さらには、公共投資の不正、むだにメスを入れるべきであります。こうした措置をとれば、国内総生産世界第２位の日本で、高齢化社会は十分支えられるはずであります。これこそ国民の願う、老後も安心できる真の年金改革であります。こうした年金改悪に対しての市長の見解をこの機会に伺っておきたいと思います。

４点目の柱であります、特養老人ホームの使用徴収基準の改定についてであります。93年12月15日に、中央社会福祉審議会、老人福祉専門分科会が、老人福祉施策において、当面講ずべき措置について、厚生大臣に意見具申を行っております。その主な特徴点は、１に、個別的日常費のあり方について公平の観点から見直すこと、２として、食費相当額については、サービスの利用者が負担するという考え方を徹底する。こういう内容が基本となっております。これを受けて厚生省は、94年３月９日に、全国老人保健福祉関係所管課長会議を開きました。４月１日以降の入所者について、個別的日常費のあり方

を、実態に即して見直し、特養老人ホーム利用者の費用徴収基準の改定を94年４月より実施する方針を打ち出したわけであります。

問題点として指摘されている点は、第１に、今回の費用徴収基準改定は、措置費、公費負担の原則をますます形骸化することになってしまうこと、また、これは受益者負担論の極端な強化であり、自立自助を強要し、まさに特養老人ホームを老人福祉施設とは名ばかりの、有料老人ホーム化への第一歩を推し進めることになります。第２に、嗜好品など個別的日常費の認定については、従来の27万円を一挙に半減させ、12万円とするものであり、これは憲法にも保障された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」にも抵触するおそれがあります。第３に、さらに今回の措置では、費用徴収基準が新旧２本立て方式となり、同じ施設で同様なサービスを受けながら、同一年収階層でも、１日違いで費用徴収基準が違ってくるということになります。公平の観点を欠くということが問題として指摘をされております。この問題については、10月以降も旧基準のまま実施していくために、市独自の助成を検討すべきではないかと私は思いますけれども、この市独自の助成についての市当局のお考えを伺いたいと思います。

以上４点の質問についてお答えをいただきたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　米沢照男さんの質問についての答弁を求めます。福祉部長。

**○福祉部長（藤本享一君）**　１点目、４点目についてお答えをいたしたいと思います。

最初の、人数または金額、負担額の件でございますが、人員につきましては、年度のうちに２度または３度入院しているというようなことから、実績の上では件数ということで御報告をさせていただきたいというふうに思います。今までの実績の中から、70歳以上、また65歳から69歳までを含めまして、入院総延べ日数が18万9,078日でございますが、これを件数8,841件でございますが、8,000人台ということだと思いますが、この金額が１億1,350万6,800円。ほぼ20日間ぐらいの入院を１人がしているというようなことになろうかと思います。

それから４点目でございますが、特養老人ホームの費用徴収基準の改定の件でございます。ただいま議員さんがおっしゃっていましたとおり、入所者本人の負担額でございますが、入所者の被措置費用徴収基準におきまして、本人の前年の収入から租税または社会保険料や医療費等必要経費を控除した収入を基準にして算定をされておるわけですけれども、この負担額につきましては、在宅等々の公平の観点ということで、食事の相当額は原則自己負担ということでの改定でございます。

対象の、今まで必要経費として見ていたものが、年間で27万円という金額であっても

のを、入院中に１人が必要とする経費が月１万円ぐらいと、9,000円というふうに見ておりますが、これを年間12万円に変えまして、それの残りの分に徴収金額を取るというような形から、この改定によって、４月から入所した人ということですが、それ以前は旧来の方法、新しい方法として、この４月から入所した方には、この12万円の費用だけを控除するという形で徴収をしていくということによりまして、今回、４月から以降について差があるわけですけれども、これがさらに、７月から既にしている団体、または10月から予定している団体とあるわけですが、これを旧来のままでできないか、また市の独自の助成計画ができないかというようなお尋ねだというふうに思います。この金額は、４月以降どんどん、改定による方に切りかえられて、将来はずっといくわけですので、費用的にも相当な金額になろうかと思います。たまたま日野市では、健康管理手当を出していたり、また入院の見舞い金制度等である程度フォローはしていただけると思いますが、しかし、本人の負担は相当なものであるというふうには思っております。このことについては、さらに今後、対応につきましては検討を重ねていくつもりでございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　生活文化部長。

**○生活文化部長（小野宗一君）**　保健所の統廃合についてでございますが、本年の６月の22日に、地域保健の対策の強化と、こういうことから、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」というのが可決されておりまして、７月１日交付と、こういうことになっております。「保健所法」という法律の題名も、「地域保健法」、こういうように名称の変更も改正されまして、保健所に関します規定の整備がなされておる、こういう状況でございます。

この中で、平成９年４月１日施行ということで、都道府県の保健所の所管区域につきまして、医療法の２次医療圏、これは多摩地区につきましては五つの医療圏になると、こういうことでございまして、南多摩につきましては、日野市を含めた５市でございます。この医療圏、そうした中で、老人保健法及び老人福祉法の老人保健福祉圏との整合性を確保するように務めるということで、保健所の設置基準というものが示されておるところでございます。

現在、保健所の設置につきましては、人口10万人に１カ所を目安にして設けられております。多摩地区につきましては、保健所が18、相談所が18、36カ所、こういう設置になっております。その前に、保健所法が地域保健法ということに改正になりまして、この保健所の業務というのが、御質問の中にもありましたとおり、地域の健康問題に関す

る調査研究、また市町村職員の研修、技術的助言、それからエイズ等特殊な疾病によりまして、長期療養を必要とする者の保健に関する指導、こういうような指導的な立場になるということであります。したがって、今まで保健所が事務管轄をしておりました妊産婦に対する保健指導であるとか、３歳児に対する健康審査、その他妊産婦・乳幼児に対する健康審査、新生児・妊産婦に対する訪問指導等、また１歳６カ月児に対する健康審査、こうしたもろもろの事務が市町村に移譲になってくる、移管されると、こういうことでございます。また、栄養改善法も改正されまして、同時に栄養相談、あるいは一般的な栄養士等に関する事務、こうした事務、これが市町村に移譲になってくると、こういうことであります。

こうした中で、先ほど申し上げました、多摩地区には保健所18、相談所18、36カ所あるということになっておりますけれど、これが２次医療圏ごとに設置された場合、多摩地区は五つの医療圏ということでございますので、５カ所、それから23区につきましては、七つの医療圏に分かれるという中から、七つ、こういうようなことで、合計12カ所の保健所ということが想定をされるということでありますが、まだ具体的に決まっているわけではございません。今後、国の基本指針、あるいは指針に基づく政令と、あるいは規定、こうしたものが示される予定になっております。

そうした中で、東京都市長会におきましては、本年の６月の中で、強く国、都に要望をしております。文書によって要望書を提出しているという状況にあります。まず、保健所の統廃合についてでありますけれど、この件については、保健所の設置基準につきましては、人口及び圏域の面積、さらには地域の特殊性、こうしたものを勘案して、弾力的な取り扱いとすること、こういう要請であります。また、いろいろこの問題につきましては、財政負担ということも出てまいります。財源措置につきましても、当然恒久的財源の確保を図るような万全な対策をもって移譲については配慮してほしい、こういうような強い文書を国の方に、あるいは都の方に提出しておるという状況にございます。

以上であります。

○副議長（宮沢清子君）　米沢照男さん。

○30番（米沢照男君）　再質問をいたします。

４点目の、特養老人ホームの必要徴収基準の改定に伴う入所者の負担増。４月１日以降入所した者を対象ということで、実際の実施は７月からということであったけれども、それぞれ国の予算編成がおくれたということから、かなり慌ただしい指示、指導があったようであります。したがって、７月からの実施は不可能ということで、経過措置とし

て日野の場合は、７、８、９と３カ月、結果的に市の助成ということで経過したようでありますけれども、その人数と、それから金額が幾らになっているのか。

それから、私の質問である、10月以降もその助成を継続をするということになった場合、例えば今年度、どのくらいの費用負担が予想されるのか、この点を伺いたいと思います。

さらに、私は四つの大きな問題を指摘をしました。これをすべて市で肩がわりすべきだという主張ではありません。むしろ国や都に対して、きちんとこうした改悪に対して、市民の命と暮らしを守る立場から、反対の立場を貫くと同時に、そういう立場で国や都にどんどん物も言うという基本的な姿勢が必要ではないか、ということが私の質問の中心点であります。

ただ、特養老人ホームの費用徴収基準に伴う入所者の負担については、そんなに財政的な大きな負担にはならないんじゃないか、せめてこのくらいは助成に踏み切っていいんじゃないかという私の思いがあるわけですけれども、今後、検討というお答えがありました。市長からぜひ、これについてお答えをいただきたいと思います。

それから、保健所の業務が市町村に移譲されるということで、先日配られた資料によりますと、かなりの保健所業務が市に移譲されることになります。これは答弁にありましたように、万全な財政・財源措置を求めてこれまで国や都に働きかけてきたということであります。ただ、不交付団体については、国の方では財政措置はしないということをちょっと耳にしておりますけれども、その点についてどうなのか。相当激しくこの点は要求を、あるいは運動を展開していく必要があるのではないかと思いますけれども、これに対してのお考えも伺いたいと思います。

あわせて、私の問題提起といいますか、４点にわたっての現状についての問題点、そしてそれに対する対応策について答弁を求めたわけでありますけれども、総体的に市長の方からこれに対しての考え方、姿勢などについて最後に伺いたいと思います。まず細かい点の答弁を先にしていただいて、その後総括的に御答弁をいただきたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　福祉部長。

**○福祉部長（藤本享一君）**　再質問の一番先に御質問のありました、特養老人ホームの入所関係のこの４月以降の対象者でございますが、９月現在で、今20名が、この料金の改定があれば、料金の改定をされるという方が20名でございます。金額に換算しますと、13万5,500円でございます。その他国や都に対する反対の意見等につきましては、この改定の会議等を通じて、各市も同じですけれども、そういう強い意見を今までも言って

きていることろですが、今後もまた常にそのことについては要請をしていきたいというふうに思います。

○副議長（宮沢清子君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗一君）　保健所の統廃合によりまして、当然、業務量というのが市町村が抱えるわけであります。それに対しましての財源措置、こうしたものにつきましては、今御質問の中にありました、不交付団体云々につきましてありますが、そうしたお話はなされたというような話は聞いておりますけれども、これについての現状、このようにするというようなまだ確定的なものはない状況にございます。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　質問がかなりウエートの高い福祉政策の中の事項にかかわっておりまして、我々もちょっと、こういう政治の変化に対して、一体、何が心配でこのような措置がとられるんであろうかということにつきましては、少々納得をしかねるという感じであります。戦後、半世紀近く営々として日本国憲法のもと、民主主義という政治理念のもとで、国民が営々として働いて、高度成長のいろいろな矛盾もある程度はありながらではありますけれど、とにかく今日の我が国の相当高い生活水準を保つことのできる社会を構築した、こういうことでありまして、確かに高齢化社会が現実の課題として直面をしておることも、これも事実ではありますが、いわゆる社会保障という制度のもとで、本来のこの経済成長は、福祉のために目標があると。経済成長によって、福祉のまた水準を維持すると、こういうことが当然の因果関係ということで、我々は理解をしておるものですから、何を慌ててこの時期になって、計算があたかも違ったかのような政策がとられてくるんだろうかということに、大いに不信と異議を持っておる立場であります。

かつて革新都政と言われた時期に、東京都は率先をして老人医療の無料化という大変意義の高い政策をまずスタートさせました。これも、国がまたそれを追って全国的に実施されるようになったわけでありますから、今後、老人医療、あるいは低年齢の子供たちの医療を無料化という政策を進めることによって、国民全体のこの医療に対する自己負担、これがだんだんと軽減をされ、そのことが命と暮らしの国民生活のために、我が国独自の大きな福祉国家を構築をする手段である、このように理解をしておったわけでありますが、老人医療無料化が一部、各月初診料の負担というような形で、だんだんと個人負担がまた実現の課題となってまいっております。

そこで、我々の市といたしましては、健康管理手当によって、月々の初診料をカバーできるという政策を行ってきたわけであります。今度は病院の食事、あるいは特別養護老人ホームの所得による個人負担のありよう、加えて年金制度そのものに、いわゆる給付の大きな改悪が内容として政策化しつつある、こういう状況でありますから、自治体の立場、あるいは市民生活を守る立場からいって、本当に自民党長期の支配下にあっても、相当のことができた、こういう状況が、今度は連立政権政治によって、だんだんとまた後退をする。一体、どういう政治が目的に置かれておるのだろうかと、少々国民として理解に苦しむ状況であります。

当面、行政の立場で今度は何ができるかということになるわけでありますが、主調といたしましては、都政、国政に対して、できるだけこの改悪路線を廃止してもらうこと、あるいはそれに対する施策を裏づけていただくということ、こういうことの要請はもちろんであります。日野市という行政の立場で、直接入院されておる方、あるいは特養老人ホームをこれから地域社会としても推進をしていかなきゃなりません。おのずからの公的な立場でカバーできるかどうかということの検討も必要になってきておるわけであります。急な後退ということはなかなか理解のしにくいことでありますので、理由があるとすれば、なるべく緩慢に、そして国民、市民の理解を得ながら、具体的な施策を進めていくということにならざるを得ない、こんなふうに思っておりますので、日野市としては、いろいろな御意見を聞き、判断をしながら、可能な対応をしていかなきゃならない、このように考えております。

**○副議長（宮沢清子君）**　米沢照男さん。

**○30番（米沢照男君）**　１点だけ確認をさせていただきたいと思いますが、特養老人ホームの費用徴収基準については、先ほど部長の方からは、今後、検討というお答えでした。額については、答弁がありましたように、そう高額な負担ではないように思います。次々と改悪をされる国の福祉や医療、社会保障等のマイナス影響をそっくり次々に肩がわりしていくことは当然できない措置であります。基本的には、今市長が言われたように、国や都に対して、きちんと改悪路線に反対という立場を明らかにしながら、具体的には、財政措置を強く要求していくというそのことが基本だろうと思いますけれども、この特養老人ホームの費用徴収基準の改定については、対象者が少ないということだけでなくて、その対象者がどういう状況で今生活をしているのかという実態からして、せめて国や都に対しての財政的な措置、それを要求する、あるいは制度改悪に反対という立場を貫きながらも、当面の措置として、何とか市として助成できる方向で検討ができないだ

ろうか、という点であります。この点について、もう一言つけ加えていただければと思います。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　期間のこともありますし、当面の緊急手段ということも伴っておるわけでありますので、十分検討いたしまして、なるべく個人負担の増高を求めない方法で対応していきたい、こう考えております。

○副議長（宮沢清子君）　米沢照男さん。

○30番（米沢照男君）　ありがとうございました。

今後に向けての積極的な検討を期待をいたしたいと思います。最後に一言意見を述べて、この質問を終わりたいと思います。

既に皆様御承知のように、この数年来、とりわけ弱い立場にあるお年寄りに対してのさまざまな負担のしわ寄せが行われてまいりました。4年間だけ取り上げましても、お年寄りの医療費を値上げする老人保健法の改悪は、91年4月でありました。さらに健康保険への国庫負担率を引き下げる健康保険法の改悪が、92年の3月に実施をされました。さらに差別医療を全年齢へ拡大をする医療法の改悪が、92年6月に、そして今回、病院入院給食費を患者負担とする健康保険法の改悪が、この6月に強行されたわけであります。いずれも高齢者社会の危機論がベースになっての論調がさまざまな形で行われたわけでありますけれども、先ほど私が指摘したように、そのねらいは明らかであります。

つい2日ほど前の『赤旗』に報道された記事の一部をちょっとこの機会に紹介したいと思いますが、既に皆さんも御存じのことかと思います。村山首相の諮問機関である社会保障制度審議会の将来像委員会が8日、社会保障のあり方について報告書をまとめました。一口に言って、よいサービスは自己負担、保育所や老人ホームなどは、私的契約に変更する。国の責任はあいまいにする。こういう内容であります。

例えば福祉では、保育所や公私の老人ホームなどの措置制度を見直して、利用者との契約とするよう検討すべきである。入所や費用負担について、行政が責任を負う現行の制度を、私的な自由契約に変える方向を持ち出しております。医療では、ボーナスへの保険料賦課など一層の負担像を求めながら、患者がよりよいサービスを選択する場合には、自己負担とすべきである、と指摘をし、付き添い看護の解消、介護・看護人の人材の確保を指摘はしておりますけれども、医療の上昇が過度のものとならないようにとくぎを刺しております。老後保障の切実な課題となっている介護では、保険制度の対応を要求、現在の公的保険の利用か新しい制度の創設かは今後の検討にゆだねるものの、自

主的に保険料の引き上げで賄うという姿勢を打ち出しております。公的年金については、生活費の基本的な部分を支えるものであり、より豊かな生活を望む者は、個人年金、貯蓄、就労などで賄うべきだ、と指摘しております。ボーナスからの年金保険料の取り立て、支給開始を65歳に繰り延べする環境づくりなど、政府の年金改悪法案を後押しをする報告書の内容になっております。

こうしてここ数年振り返っても、さまざまな改悪、とりわけ弱い立場にある老人を初めとしたいわゆる社会的弱者にその矛先が向けられているというのが特徴であります。日本の今日の高齢者は、劣悪な年金、老人差別医療、寝たきり老人問題など極めて深刻な事態に置かれております。まさに豊かさの感じられない、おくれた日本の顔がのぞかれています。こうした事態は、とりわけ80年代の大企業擁護を目的とした異常な利益第一主義、経済効率優先の自民党政治によってもたらされたことは周知のとおりであります。高齢者は利益を生み出さないもの、効率の悪いものの典型とみなされ、真っ先に切り捨てる、こういう対象にされてきた結果であります。この自民党政治の転換なくして、高齢者の豊かな老後もあり得ないことは明白であります。村山自民党政治の存続は、国民、とりわけ高齢者にとって、百害あって一利なしの存在であります。高齢者の暮らしと人権を守るために、村山内閣こそ悪政の張本人である、こういう世論を一層高めて国民的な運動を展開していく必要があると思います。

日本共産党は、さきの党大会で、綱領に「高齢者の生活を保障するため、年金医療、福祉介護の体制の改善、拡充を図ること」を明記をいたしました。これからも引き続きこの立場で全力を尽くすことをつけ加えてこの質問を終わります。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって14の１、生活破壊の村山自民党政治から市民のくらしを守るためにの質問を終わります。

一般質問14の２、浅川堤防道の整備と豊南橋架橋計画についての通告質問者、米沢照男さんの質問を許します。

○30番（米沢照男君）　浅川堤防道の整備と豊南橋架橋計画について質問をいたします。

この問題については、昨年12月の定例市議会でも一般質問を行いましたけれども、最近、広報「ひの」に、豊南橋の架橋計画について、その概要が掲載をされました。長年、懸案事項としてその解決が待たれていました南平の霞堤、このほどようやく樋門の取りつけ工事が完了いたしました。霞堤部分の交通渋滞の解消に、地域住民から期待が高まっていること、こういうことから、今後の見通しについて質問を行います。

一つは、南平の霞堤に樋門が設置をされまして、切れていた堤防が接続をされ、堤防

道の整備による車の渋滞の解消や、ジョギングやサイクリング道路としての活用など期待が寄せられているわけでありますけれども、建設省が近い将来、堤防のかさ上げ工事を計画をしているということから、建設省との協議を待たなければならないというふうに伺っておりますけれども、今後の取り組みの見通しはどうなのか、１点確認の意味で伺っておきたいと思います。

それから２点目は、（仮称）豊南橋についてでありますけれども、前回の質問では、位置の候補を三つに絞ったこと、デザインと形式について比較検討する資料を整えたこと、建設省との協議がまだ成立していないということが明らかにされていました。その後８カ月余りが経過をしております。前回の質問の際の答弁との兼ね合いで、その後どういう取り組みが行われてきたのか。当面、今後どういう取り組みが予定されているのか、伺いたいと思います。

以上２点お伺いをいたします。

**○副議長（宮沢清子君）**　米沢照男さんの質問についての答弁を求めます。建設部長。

**○建設部長（小俣雅義君）**　南平駅北側の通称南平霞堤付近の道路整備の件であります。下水道事業の一環として、南平西排水区間が、平成５年度、６年度事業で設置されました。この完成によって、堤防が接続され、道路整備要件の重要な一つが整う状況となりました。これを受けて、現在建設省と協議中でありますが、今御指摘のとおり、建設省ではこの浅川の緊急改修という位置づけにもなりますけれども、この南平樋門から七生中の前までの右岸について、平成６年度、７年度の事業として本築堤の改修という形で、いわゆる弱小堤防の解消の事業に取りかかっております。建設省側では、まだ実施設計がこれから平成６年度中に行われるということで、関係する線形なんかもその中で明らかになってまいる予定であります。

なお、対岸、左岸側についても、引き続いて平成７年度、８年度事業という形で着手される見込みになっております。この周辺の弱小堤防の解消というのは、建設省の緊急改修事業という形で2001年までの重要プロジェクトの中に位置づけを行われることになっております。こういうような形で道路の整備もさることながら、堤防の整備という問題が前面に出ております。それとの調整が非常に重要になっておりますので、いずれにしてもこの問題を整理した上で、なるべく早く工事、市の圏央道路、あるいはサイクリングロードの整備ができるように努力してまいりたいと思います。

豊南橋につきましては、前回の議会での質問にありましたとおりであります。現在まだ建設省との調整は完了しておりません。市の事業としては、平成５年度事業において

地形測量までが完了している状況であります。できれば年度内には位置の特定をする、これが一番早期に対処しなければならない事業であります。この問題をいずれにしても建設省と協議して、位置を特定した上で、いつでも着手ができる体制を整えていきたいと思います。今後、事業については、全体計画の中にも影響しますので、庁内調整の上、早期実現に向けて努力してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（宮沢清子君）　米沢照男さん。

○30番（米沢照男君）　今、霞堤の樋門取りつけに伴う堤防道の整備の問題、それから（仮称）豊南橋の取り組み、現状について答弁をいただきました。建設省の堤防整備の計画との関連で、市だけの意向では今後の取り組みが展開できない状況にあることもわかりました。ひとつ両方とも重要な課題でありますので、積極的に建設省との協議、条件整備などを進めて、実現に向けて努力をしていただきたいと思います。

それで、現状を１点、感じている点をお伝えをして、対策について１点伺っておきたいと思いますが、霞堤に樋門ができた。しかし、従来の堤防と樋門の高さといいますか、段差があります。そこのもちろん、段差をなくす整備が当然必要なわけですが、しかし、現状でも例えば、時々見かけますが、オートバイが既に通っている状況があります。ちょっと放置しておくと、かなり段差があるだけに、このままでは危険かなという状況があります。堤防道のかさ上げの工事、そしてそれとあわせて、近い将来、道路が整備されるわけですが、その間、現状のままで置いておくのは、かなり危険な状況があるんではないかと。過去に樋門ができる前でしたけれども、高校生だったでしょうか、オートバイで危険な乗り方をして、死亡した事件もありました。そういうことからして、段差のある状況で、通れば通れるという状況のまま置いておくのは、ちょっと危険かなというふうに思います。その点について、対策を要望したいと思いますが、お答えをいただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　供用開始される前の状況でありますが、建設省とも協議の上、安全対策を講じたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　米沢照男さん。

○30番（米沢照男君）　今後の積極的な取り組みを要望して、この質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって14の２、浅川堤防道の整備と豊南橋架橋計画に

ついての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時44分　休憩

午後１時12分　再開

○副議長（宮沢清子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問15の１、雨水利用による日野独自の水源確保へ向けて（その１）の通告質問者、菅原直志さんの質問を許します。

〔３番議員　登壇〕

○３番（菅原直志君）　それでは、通告に従いまして質問させていただきます。無会派の菅原直志です。

ことしの夏の渇水状況は、私たちの市民生活に欠かせない水の問題を考えるよい機会となりました。まずは、この渇水状況を振り返ってみたいと思います。８月31日、厚生省のまとめによりますと、ことしの夏、給水制限をし、一時断水をしているところは、福岡、広島、愛媛、兵庫、愛知など、20府県148市町村に及び、590万人に影響したとされています。これは、1978年の大渇水（457万人）を大きく上回る過去最大の渇水となりました。

福岡市では、９月１日から、午後10時から午前10時の12時間断水に入っています。ちょうど小中学校の２学期が始まり、授業の後に手を洗わなければいけない体育や、水を使う実験の授業は１次限目の科目から外したり、児童生徒に水筒を持ってくるように指導している学校もありました。給食も水を余り使用しないメニューに切りかえるなどの対応に追われました。病院では、手術時間を午前10時以降に繰り下げています。

渇水の状況は、不況から立ち直りを見せていた産業界にも多大な影響を与えました。岡山県水島コンビナートの化学メーカーは自社努力で山口、宮崎から淡水を輸送したにもかかわらず、８月27日にはプラント運休に追い込まれ、またある大手化学メーカーは会社が管理する社宅の下水処理水をタンク車で工場まで運んでいるということです。鉄鋼メーカーも減産に追い込まれ、給水のストップした愛媛県今治市のタオル染色業者の多くは操業停止や従業員の一時帰休を検討しています。

首都圏の渇水も市民生活に不安を与えました。８月に入ってから日々伝えられる貯水

率の減少、私の記憶では毎日２％程度の減少が見られ、テレビの画面からダムの湖底が映し出されるたびに、東京が断水になったらどうしよう、そのような不安がよぎりました。

さてここで第１の質問です。この夏の利根川水系の貯水量の変遷について。

また、利根川水系の貯水量減少に対する水道局の対応はどうだったのでしょうか。

またそれにつけ加えまして、近年の渇水の状況。

また今後、大首都圏、この大首都圏の水需要に対応する供給設備の計画と基本構想、こういったものをお伺いしたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　菅原直志さんの質問についての答弁を求めます。水道部長。

**○水道部長（土方重男君）**　ただいまの利根川水系の貯水量の変遷と貯水量の減少に伴います水道局の対応についてでございますが、ただいま議員さんの方からもお話ありましたとおり、この日本の国土でございますが、今年は空梅雨と申されておりまして、特にただいま議員さんの方からもお話がありました四国を初め、西日本全域にわたりまして深刻な水不足が報道されていることはもう、御承知のとおりでございます。当市つまり都水道の水源でございますが、利根川水系、これは報道関係でも八つのダムというような報道がされております。この八つのダムの渇水経過について申し上げますと、本年の５月下旬には、平年並みの95％の貯水量で貯水されておりました。しかしながら、６月下旬以降、少雨傾向となり、７月中旬に入りまして、ダムの貯水率は63％台までに減少してまいりました。

このような状況下にかんがみまして、第２回利根川水系渇水対策連絡協議会、これは１都５県の会議でございますが、開催されまして、東京都の利根大堰取水分が当時、日量119万立方の削減が確認されたという経緯がございます。これによりまして、都水道局は７月15日、渇水対策本部を設置いたしまして、その後18日に開催しました第１回水道局渇水対策本部会議におきまして、渇水対策の基本方針及び当面の対策を決定いたしております。都民の影響を最小限にとどめ、公平な給水の確保を図るため、合理的な水運用に努めるとともに、都民に節水の協力を要請したという経過でございます。

また、７月19日に開催されました第３回利根川水系渇水対策連絡協議会におきましては、７月22日から10％の取水制限が実施されたということが確認されております。これを受けまして、７月22日に開催しました第２回水道局渇水対策本部会議におきまして、都民の皆様に対しまして、５％の目標といたしまして節水の協力の依頼を行ったということが内容でございます。また広報活動におきましても、このような５％の節水を呼び

かけたわけでございます。

その後、さらに少雨傾向が続きまして、７月26日に、利根川水系のダムの貯水率が50％を切り、当時点におきまして、気象庁の長期予報でも降雨が期待できないということなどから、７月28日に開催されました第４回利根川水系渇水対策連絡協議会におきまして、29日から20％の取水制限が実施され、これに伴いまして、第３回水道局渇水対策本部会議におきまして、都民の給水制限が10％の制限を実施することが決定されたというような経過でございます。

その後も水源事情が好転せずにおりましたので、８月９日には、利根川水系のダムの貯水率が40％を切り、さらには30％台にまで落ち込みまして、８月15日に開催されました第５回利根川水系渇水対策連絡協議会におきまして、８月16日から30％の取水制限が実施されたということが確認されております。これを受けまして、同日開催しました第４回水道局渇水対策本部会議におきまして、15％の給水制限の実施及び都民に対する一層の節水協力をお願いしたということが確認されております。

続きましてその後でございますが、８月20日には、貯水率最低でございますが、20.8％までに減少して、大変心配されていたところでございますが、当日の夜半にかけまして恵みの雨と申しましょうか、降雨がありまして、翌々日、22日になりますが、27％までに回復いたしまして、また河川の流量も好転しましたし、また農業用水の最需要期も過ぎたということも幸いいたしまして、８月30日には取水制限が一時的に緩和され、給水制限についても夜間のみ10％という状況でございます。

２点目の、近年の渇水状況でございます。近年につきましても、さかのぼりまして私どもの方で調べましたところ、昭和48年より平成６年までの過去の21年間の利根川水系の渇水状況でございますが、昭和48年、53年、54年、62年、平成６年の５回という記録が残っております。いずれも10％ないし15％の給水制限を行ったという状況でございます。

以上です。

○副議長（宮沢清子君）　菅原直志さん。

○３番（菅原直志君）　ありがとうございます。

今明らかになったように、非常な渇水状況、そして近年の渇水状況、こういったものがやはり深刻な問題であると。今回などは、本当に断水ぎりぎりの状態まで行ったと、このように判断できると思います。

さて、それに対する日野市としての対応はどうだったかということをここでお話しい

ただきたいと思っております。例えば、市民または企業の呼びかけの方法ですね。

または、現在日野市または都の方では、節水コマという、節水のための水道の管につけるコマがありますが、その方法ですね、配布方法。またはどのぐらい配布されたのか、そういったことについて。

そしてまた、日野市の水道は地下水が混入されておりますが、この地下水の混入の割合はどうだったのか。そしてまた、そのことから危惧される地盤沈下の問題、こういったものはあり得ないのか、考えているのか、そういったところについてもお話しいただきたいと思います。

それから、一番重要なところかもしれませんが、実際にこの節水の制限の中で、給水の制限があった中で、日野市の中の高台のところにもしかしたら断水が一時的にでもあったかもしれない。そういった報告はなかったのか、そういったこともお伺いしたいと思います。

また、この給水制限に対する市民からの問い合わせ、または市民生活に与えた影響、そういったことについても何かコメントがあればお伺いしたい、そのように思います。お願いします。

**○副議長（宮沢清子君）**　水道部長。

**○水道部長（土方重男君）**　ただいまの市民、企業への呼びかけの関係でございますが、先ほど申し上げましたとおり、７月22日の利根川水系の10％の取水制限に伴いまして、市民にお願いしました５％程度の自主節水の協力を願っておるわけでございますが、水道部の庁舎には、同時にでございますが、懸垂幕を掲出したり、あるいはまた水道部の車両に節水のステッカーを掲出いたしまして、節水をお願いした呼びかけでございます。またあわせまして窓口では、ステッカーあるいはリーフレットの節水シール、節水のコマ等の配布を行っております。また日量100立法を超える大口使用者については、東京都の水道局より、節水協力要請をいたしております。

その後、７月29日には、取水制限が20％に強化されております。したがいまして、市民の皆様には、午後の10時からでございますが、翌朝６時までの間、減圧給水10％を実施させていただいている経過でございます。一方では、水道部の職員によりまして、ＪＲの豊田駅、あるいは京王線高幡不動駅におきまして、リーフレット、あるいは節水コマ、ステッカー等を配布いたしまして、じかに協力を呼びかけたわけでございます。一方では、広報車によりまして、市内の循環広報も実施いたしております。あわせまして広報「ひの」でございますが、１日号、15日号におきましても、節水への協力を願って

いる経過でございます。

なお、８月に入りましても、先ほども申し上げましたように、利根川の流量の好転は得られないということから、８月17日には取水制限30％に強化され、市民の皆様には午後１時から５時までと、午後の10時から翌朝６時までの間でございますが、時間帯におきまして減圧給水15％を実施させていただいたということでございます。

このような状況を踏まえまして、水道部の職員によりまして、前回同様、豊田駅におきまして、リーフレット等で節水の協力をお願いいたしました。また、市のプール施設の費用につきましても、８月22日以降、使用日数または時間の短縮等の検討をお願いいたしまして、市民プール、東部会館、あるいは温水プールでございますが、また並びに学校プールの開放は、午前中も中止をお願いしたという経過でございます。また学校プールについても、プール用水の入れかえ等に御協力をいただいたというのが経過でございます。

また、節水コマの配布、使用されたかということでございますが、節水コマは、従来のコマとの節水量を比較いたしますと、洗面所や台所のように流し洗いをするようなところでは、約50％の節水ができると言われております。こういった意味からも、当市では節水コマの普及に市の広報でお知らせして、また水道部の窓口、あるいは市民相談室の窓口、あるいは産業祭の会場等で無料で差し上げまして、節水の協力を願っているわけでございます。今回の渇水対策で用意いたしました節水コマが約3,000個を用意いたしまして、そのうち学校関係で利用いただきましたのが1,800個でございます。また市民の方々が自主的に水道部あるいは市民相談室の窓口の方においでいただいた方には、約100人に節水コマを差し上げているという経過でございます。

それから、地下水の混入の変遷ということでございますが、年次的に申し上げますと、ちょっと時間がかかりますので省略させていただきますが、昭和56年度から出させていただきましたが、昭和56年度が配水量が1,497万5,400立方、年間でございます。蓄水が738万3,000立法でございますので、蓄水の割合が49.3％ということでございます。61年度になりまして、配水量が1,745,万1,500立方のうち、蓄水が519万6,500立方と、29.8％に減少してきているわけでございますが、平成元年度におきまして1,890万200立方、うち蓄水が547万3,000立方で、26.7％という減少にはなっております。したがいまして、平成元年度以降、５年度につきましては、この26.7からほぼ同様の数字でございます。ちなみに平成５年度は25.1％という推計でございます。

当市の蓄水の水源でございますが、19本の深井戸がございます。その用水量は１日当

たり２万立方以上が可能でございますが、東京都の公害防止条例等によりまして、地盤沈下等を考慮されまして、４月から９月の間でございますが、１日当たり１万7,200立方、それから10月から３月の間でございますが、１日当たり１万2,000立方として抑制して取水を行っているということでございます。

また地盤沈下につきましては、このような防止条例のもとで用水したこともございますので、現在のところ、地盤沈下の可能性はないものと認識はしております。

それから、実際に節水は行われたかということでございますが、数字的に私の方で調査いたしておりまして、平成４年度、５年度、６年度３年間で比較させていただきましたのは、７月の配水量あるいは８月の配水量で比較いたしましたところ、平成４年度が、７月が184万1,700立方、配水量が176万700立方、７月に対しまして95.6％でございます。平成５年度でございますが、７月の配水量が174万1,700立方で、８月が168万8,900立方でございます。97.3％。昨年は冷夏ということで、配水量も減少はしているということが言えると思います。今年度の配水量等につきましては、７月が192万6,200立方、８月に入りまして176万2,100立方ということで、91.5％の７月に対しましての割合でございます。このような数字から考えますと、５％程度の節水をしていただいたという経過がございます。

それから、給水制限の影響及び市民からの問い合わせということでございますが、現在、東京都のデータでは、まだ明示されておりませんので、当市のみでお答え申し上げますと、給水制限は先ほども申し上げましたとおり、７月29日から10％、さらには８月17日から30日まででございますが、15％規模での実施でございますが、実施に当たりましては、浄水場あるいは配水場の送水圧の低下でございますが、30メートルとか26メートルというような減圧給水でございますが、これにつきましては、市民の理解と協力が得られましたので、極端な断水あるいは減水等の通報はございませんでした。なお、市民からの広報等での節水制限あるいは給水制限等を掲載いたしましたので、その件についてどの程度の影響があるかという問い合わせは８件ばかりございます。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　菅原直志さん。

○３番（菅原直志君）　ありがとうございました。

幸いというか何というか、首都圏には利根川水系に大きなダムがたくさんあります。そのために、ことしの夏の断水はなかったのかもしれません。しかし、ことしの春先には95％の貯水率があったわけです。それが最低20％まで下がってしまった現実、これは

無視できないことだと思います。これから雨が降るという保障はないわけですし、また、秋冬を経て、来年の夏に、また95%程度の貯水率に戻るという可能性は一体どれだけあるのか。非常に心配になります。

今回の渇水騒動の中で、こんな議論がありました。利根川水系を水源としている埼玉、千葉、群馬などの県知事、それらから東京都知事に対して「東京には小河内ダムがあるだろう。そのダムを放流したら少しは渇水の状況を緩和できるのではないか」、そのような見解が述べられました。しかし、都知事は「小河内ダムは本当の意味で最終手段だ。各自治体の自助努力で賄えている現状では小河内ダムの放流はできない」、そのような見解を示しました。この発言の裏は、「小河内ダムというのは、一度放流したら、また、貯水率を正常に戻すのに二、三年はかかる。そんなダムを簡単に放流できない。都民の生活を保障するために、放流はできない」ということでした。「小河内ダムをつくったのは都民の税金だ」、そのような論理の中から、小河内ダムの放流はしなかったと、そのような報道がありました。この議論に対して、私は特に論評するつもりはありませんが、しかし、これらの話、全体からわかることは、首都圏というのはいつ断水になっても不思議はないということなんです。そして、そのたびに、いわゆる水争い（水利権の取り合い）が生まれてくるのも簡単にわかることだと思います。

現在、これらダムの設計・建設・管理を総合的に監督しているのは、その中心として「水資源開発公団」というのがあります。この公団は水資源開発促進法、水資源開発公団法によって昭和37年に設立された団体です。主務大臣が内閣総理大臣を初め、国土庁、厚生省、農林水産省、通商産業、建設それぞれの各大臣にわたり、そのことから考えても、国民生活全体に多大な影響を与える事業であることがわかります。現在のところ、私たちの水資源のほとんどが、この水資源開発公団の手にゆだねられており、それだけに、この事業内容には関心を持ち続ける必要があると思います。

このダムの建設ですが、これらの建設方法にはさまざまな議論がなされております。しかしその前に、今の水資源開発公団のやっていること、それを簡単にでも結構なのでお伺いしたいと思います。

まずは、利根川、多摩川水系にあるダムの現状を簡単にお願いします。

また、これらのダムの建設時に撤去された民家の数。

これらのダムと運転にかかる費用が市民生活にどのように影響しているか。これは例えば、100円の水道料を支払った場合に、何円分ぐらいそのダム建設費用に割り当てられると考えられるかと、そのようなお話で結構です。

また、今後のダム建設の計画について。

その建設計画に当たって撤去する民家の数について。

また、ダムの性格上、せっかく建設したダムが土砂で埋まってしまうという「堆砂」という現象があります。この現状がどうなっているのか、このあたりをお伺いしたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　水道部長。

**○水道部長（土方重男君）**　ただいまの１点目の、利根川、多摩川水系にあるダムの現状でございますが、先ほども申し上げましたとおり、利根川水系の上流でございますが、八つのダムということでございますが、矢木沢ダム、それから下久保ダム、草木ダム、渡良瀬貯水池、奈良俣ダム、相俣ダム、薗原ダム、藤原ダムと八つでございますが、この中で東京都の水利権は五つでございますが、下久保、草木、渡良瀬、それから奈良俣、矢木沢と、五つが東京都の水利権を持っているところでございます。この貯水量でございますが、非降水期でございますが、これは10月から６月でございますが、４億6,116万3,000立方でございます。降水期は、７月から９月までででございますが、３億4,340万立方というのが貯水量でございます。いずれも先ほど議員さんの方からもお話がありました水資源開発公団、あるいは建設省の管轄で管理されている状況でございます。それから多摩川水系におきましては、御承知のとおり奥多摩の小河内ダムでございますが、これが先ほどもお話があったように、東京都独自のでございますが、１億8,540万立方でございます。なお、これから増水いたします山口貯水池が1,952万8,000立方、それから村山貯水池でございますが、上と下ということがありまして、上が298万3,000立方、下の貯水池が1,184万3,000立方でございます。合わせまして２億1,975万4,000立方ということで、奥多摩の小河内ダムにつきましては東京都の管理でございます。

それから、２点目につきましても、ダムの建設時に撤去された民家数とダムの建設費と運転にかかる費用、市民生活にどのような影響をしているかということでございますが、この資料につきましては東京都の資料で御了解いただきたいと思いますが、小河内ダムでございますが、これが移転されました戸数でございますが、954戸でございます。費用は、151億円ということでございます。矢木沢ダムにつきましては、移転はございません。費用は、119億円でございます。下久保ダムでございますが、移転戸数が364戸でございます。費用につきましては、202億円でございます。草木ダムでございますが、移転戸数230戸。それから費用につきましては、496億円という数字でございます。渡良瀬につきましては、移転戸数はございません。費用につきましては、690億円でござい

ます。奈良俣につきましては、移転戸数ございません。費用につきましては、1,352億円という数字で、費用として残っております。また、100円に対してどのような負担かということでございますが、平成５年度の決算でございますが、100円の使い方での割合は約８円ということで掲載されている状況でございます。

それから、ダムの建設した土砂等堆砂という現象でございますが、現状はどうなっているかということでございますが、日本のダムでございますが、地質等によりまして、大変堆砂そのものは多いということで、泣き所とも言われているようでございます。こういった意味からおきまして、また地質の方で申し上げますと、我が国の地質は特徴的には大きな粒子が――粒子といいましょうか、そういった土砂が多いということで、大変下流に流すのが困難だということが言われております。このような地質を考慮されまして、ダム設計が行われているわけでございますが、私もこの参考等の資料に基づきまして御説明申し上げるので、何分にもちょっとおこがましいんでございますが、大体100年の堆積量を計算いたしまして、ダムが十分に機能を果たせるような設計で行われているというような報告を聞いております。

また、堆砂対策といたしましては、ダムの上流分に砂防ダム、こういったものをつくりまして、土砂の流入を防いでいるという工法がとられているということが言われております。しかしながら、ただいま議員さんの方からもお話があったように、現実的には、ダムの堆砂の除去には水資源開発公団あるいは建設省でも大変苦慮されているということが言われております。ちなみにこれはちょっと古い資料でございますが、堆砂量が載っていたわけでございますが、昭和54年の調査で、日本の全ダムの平均が約６％の堆砂といいましょうか、が認められているというようなことでございますが、先ほども申し上げましたとおり、中部、中国、近畿、それぞれの地質が違うということで、日本の国では中部地方が一番堆砂が多いということが言われているようでございます。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　菅原直志さん。

○３番（菅原直志君）　ありがとうございます。

このダムの建設、そしてまた建設省、または水資源開発公団、これらの存在する意義がどれぐらいあるのか、私、ちょっと疑問に思うところがあるんです。その事業自体は確かに悪くないと思います。しかし、さまざまな問題を含んでいるので、ここであえて提示して、そしてまた、市長はその件について担当外かもしれません。しかし、どのようなお考えでいるのか、そのあたりをお伺いしたいと考えております。

この水資源開発公団、これはダム建設中心主義だというふうに考えます。いわゆる開発中心主義に当たると思います。そのために、ダムの湖に沈んだ故郷をなくした人々が存在しています。また、その補償は本当に妥当だったのか、そういう問題については数々マスコミによって報道されています。現在建設中でありますが、長良川の河口堰を開発したのも、この公団です。この河口堰も本当に必要だったのか、十分な議論がなされたとは思えません。なし崩し的に工事着工に踏み切ったというのが市民の見方だったと思います。水資源開発公団の管理する七つの水系があります。利根川、豊川、木曽川、淀川、吉野川、筑後川、この七つです。このうち河口堰があるのが五つ。利根川、淀川、吉野川、筑後川、この五つに河口堰が完成しております。ほかの二つにはないから、木曽川に必要であると、そのような意識はなかったのでしょうか。本当に木曽川の河口堰が必要だったのかという議論がどのくらいなされているのか。もしかしたら、最近官僚の出向という出向のあり方に対して、さまざまな議論がなされておりますが、出向先で仕事をつくらなければならない的な思想はなかったのでしょうか。「自然保護という観点を抜きにして地元への経済効果を考えた施策ではない」と言い切れるでしょうか。河口堰を必要ないという市民大体と、必要と考える行政の論点の違いは何だったのか、非常に不透明な点がたくさんあると思います。もし、この河口堰建設の手法が水資源開発公団の通常のやり方だとしたら、その妥当性を徹底的に追求すべきだと思いますし、そのためのチェックを怠ってはならないと思います。

さてここでは、水資源開発公団に対する、私なりの見解を表明したわけです。今後も、首都圏にはダム建設が続きます。そのことも踏まえて、首都圏の水資源のほとんどを頼らざるを得ないこの水資源開発公団に対して、市長はどのような見解を持っているのか、ぜひお伺いしたいと思います。市長の答弁をお願いいたします。

**○副議長（宮沢清子君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　この夏は、異常高温と、それから雨の少ないいわゆる少雨の気象が続きまして、国土に対するいろいろな水と国民生活、あるいは治水と経済政策、いろいろな問題の提起をされたというふうに認識をしております。今御質問の中で、いわゆる比較的雨量の多い我々の国土が各地に異常渇水の状況をもたらした、こういうことでありまして、その原因は必ず、因果関係が何らかの形であるはずだと。将来の自然科学がいろんな角度からそれらの現象のよって来るゆえんを解明されるべきではないだろうか、というふうに感じております。

御質問のいわゆる国内の河川、いろいろな意味で大きい役割を果たしつつ、また国土

の保全にも大きくかかわるわけでありまして、長良川河口堰の問題、我々もつぶさに事情を知っているというわけではありませんが、どちらかといいますと、御指摘のとおり、市民的発想からすれば、必要のない施策ではないかと。また一方に、工業用水とかいろいろな見地から、その必要があるという説も長い間あるわけでありまして、政府が一方的なと言える判断で、河口堰の築造に対して、もう既にある程度のスタートを切っているということについては、ほぼいろんな状況を知り得ておるわけでありまして、私どもの見解ということでございますが、なかなか正確な判断ということは、いろいろな要素を確実に把握しているわけではありませんので、判断材料には十分だというものを持ち得ておりませんが、自然を破壊をすると。人工によって自然のいろいろな調節機能を失う、こういうことには一たんそのときのいろいろな判断で行ってしまいますと、回復をしがたい、また大きな汚点も残すということになります。海岸近くの湖沼が淡水化をされるとか、あるいは海水化されるというような例も他にあるわけでありますが、自然を自然のままでなるべく温存することがむしろ建設の定まらない間のとるべき手段ではなかろうか、こんなふうに日ごろ考えております。自然こそなるべく自然らしく残すということが適当ではないだろうかと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　菅原直志さん。

**○3番（菅原直志君）**　ありがとうございます。

自然環境を守るその観点からも、ダム建設、または河口堰の建設、こういったことをとらえていかなければいけない、そのようなお話もいただいたので、安心しているところです。

ただ、今のお話の中で、ちょっと私と認識の違うところが出たんですね。これは一番最初のところで出たんですが、日本の国土は雨量が多いというお話だったんです。しかし、これは人数、人口で割っていった場合に、とてもとてもそんなことは言えないんです。後でこのことも触れますので、そのあたりもぜひぜひお考えいただきたいと思います。

しかし、ここの中で、この話はとりあえずここで切ってもいいと思うんですが、ただ、このダム建設中心主義というところ、または利根川の上流に、または多摩川の上流にダムがあり、その水に私たちが頼っているこの現状、これらから次のようなことが言えると思うんです。「東京に降る雨は迷惑だ。しかし、水源地にはたくさん降ってほしい」。これはひとりよがりな考えじゃないかと思うんです。または1987年の渇水騒動のとき、鈴木都知事と斉藤経団連会長が発言した「信濃川分水大構想」という、その構想があり

ます。これは文書にはなっていないんですが、新聞報道などから寄せられております。この信濃川分水大構想というのは、信濃川の上流域に総貯水量10万立米という超巨大ダムを建設するというもの。三国山脈にトンネルをぶち抜き、そして信濃川の雪解け水を首都圏に持ってこようというものです。当時の新潟県知事、君健男氏は「みずからの水源確保の努力もしないで、利根川がだめなら信濃川から引いてこようというのは、余りにも安易過ぎないか」と猛反発をいたしました。この一連の発言を首都圏、そしてまた日野市としてどうとらえていくのか。その態度は行政としてよくよく考えていくべきことではないかと思います。

ダム建設に関しては、市議会としてなかなか議論できないところかもしれません。しかし、私たちのこの行政が完全に委託している水源です。だからこそ、そしてまた、その事業に対して水道料金を払っているのも市民であり行政です。だからこそ、市民を代表して水道行政に対して議会が、または市長が、行政が物を言っていく、そのような姿勢があってもいいと思い、お話をさせていただきました。

さてこれから、今回の雨水利用の件です。先ほどちょっと認識の違いがあると言った雨の量ですね、このあたりを実際の数字でまずはお話ししたいと思います。日本の平均降水量と世界の降水量を比較した場合、世界の降水量、これは1975年の資料しかありませんでした。これが973ミリメートルです。日本が、これは1985年の数字ですが、1,749ミリメートル、1.5倍の雨の量があります。確かにこれだけ見たら、日本は雨が多い国だと言えるかもしれません。しかし、１人当たりの平均降水量、これを考えた場合、ちょっと認識が違ってくると思います。世界の平均降水量が３万3,975立米、日本は5,459です。そしてまた、東京の平均降水量１人当たりにすると、258立米しかないんです。世界の平均の0.8％しか１人当たりの雨が降っていないという数字なんですね。雨が少ないと思われますサウジアラビア、この国でも１人当たりは２万4,130あります。東京の水が１人当たり降水量が非常に少ない現実、ここからわかると思います。だからこそ私たちは、雨と共存するという思想を必要とされると思います。水源の多くをほかの県に依存して、少ない雨をそのまま川に流してしまう。私たちはもっと雨と上手につき合っていく方法を考える時期に来ているのではないか、そのように思います。新潟県知事の語る「自助努力」をすべきです。だからこそ、ここで「貴重な雨水利用を日野市独自で推進すること」を提案していこうと思います。

下水道整備は都市型洪水をなくすため、という理由もありますが、現状では集中豪雨のたびに、下水道が逆流し、洪水が発生しています。先日も、８月の20日夜から21日に

かけての断続的な集中豪雨によって、三沢地区で幅約30メートル、長さ40メートルにわたって、土砂崩れが起こりました。東京都災害対策本部の発表によると、多摩地域では51棟が床上または床下浸水をし、道路冠水も15カ所ありました。これには日野市内も含まれているのではないかと考えられます。これらの原因の一つが、アスファルト化、コンクリート化による「都市型洪水」と呼ばれるものであり、これら都市型洪水を緩和するための方策として、雨水と上手につき合っていく、そのような思想が必要ではないかと思うんです。

先日、墨田区で開かれておりました「雨水利用東京国際会議」に出席してまいりました。ここで、私が見て、そして触れてきたものを少し紹介したいと思います。まず、墨田区は御存じのように、歴史的に貯水や水の有効利用に対して敏感な自治体です。江戸時代には、下町の道々に水おけをピラミッド型に積み上げ火災に備えておりました。関東大震災や地盤沈下の問題が起こり、それらも、水を大切にするという基盤をつくり上げたと思います。

墨田区の雨水利用の先駆けとなったのは、両国国技館であり、墨田区役所もその思想を取り入れております。日野市でも、この庁舎の中で雨水利用をされていると聞いております。地下の貯水槽にためた雨水をトイレで使用する等、上水道でなくても問題のないところに有効利用されていくのです。また、災害のときの自衛意識から編み出された「天水尊」、これは各家庭の庭などに設置される雨水利用のタンクですが、こういったものや、街角に設置された「路地尊」、これも街角に設置されたものなんですが、これらが付近の道路の打ち水またはやり水として使われ、もちろん災害のときの大切な生活水としての位置づけもあります。路地尊は、だれもがいつでも使用できるものですから、学校帰りの小学生などが、手動ポンプで遊んでいるという報告も受けております。水と親しみ、水を大切に使うという基本的な考え方はこんなところから芽生えてくるのではないでしょうか。まち全体に小さなダムをつくり、自分たちのまちに降った雨水を自分たちで大切に使用する、それが、これからのまちづくりのキーワードになると思います。

そこで、市長に簡単でいいので、お伺いします。これまで述べた雨水の有効利用の考えをこれからのまちづくりの中に取り入れていく構想は持てないでしょうか。例えば、今後新築される物件や、改修される物件、市立病院の建て替え、学校の大改造、多摩平団地の再構築、これらの懸案の中に雨水利用の考えを取り入れていくこと、こういったことに対して、市長のお考えをお伺いしたいと思います。ちょっと時間がないので、簡単で結構です。お願いいたします。

○副議長（宮沢清子君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　水資源の観点から、特に降った雨をなるべく活用する、こういう発想は、極めてこれからの地域社会としても、あるいは都市経営としても、大切な視点になるに違いない、このように御意見には全く賛成であります。

初めに、日本に雨量が多いという言い方をしましたのは、一般論として、比較的モンスーン地帯という国土の位置から、他の地域に比べれば、雨に恵まれておる、こういう意味で言ったわけでありまして、人口比率からすれば、まだまだ足りないといいますか、決して多くないという、そういう論理になるのは当然であります。雨水をこれまで河川のダムというような形で受けとめて利用を進めてきたわけでありますが、地域地域に降る雨そのものを、一つの地域の恵みとしていわゆる雨水活用、そういう観点で取り組むことが大切だということを、かねても認識しておりましたが、具体策として今進めつつあると、こういうことは、議員さん方も御承知のとおりだろうと思っております。

○副議長（宮沢清子君）　　菅原直志さん。

○3番（菅原直志君）　　ありがとうございます。

今市長からお話のあった、雨水利用を日野市でも実践しております、以前から考えておりますと、そういうお話がありました。これは私も、雨水浸透ますなどの取り組みから、非常にいいことだと思います。それをぜひぜひもう一歩推進していただきたい、そのような思いでお話をお伺いしておりました。この雨水浸透ますの件なんですけれども、今、法的拘束力のない要綱の段階だと思うんです。この雨水浸透ますを例えば条例化して、ある程度の法的拘束力を持たせる、ただそこにはまた議論がされると思うんですが、そのような方向での取り組みも今後考えていただきたいと思っております。

また、渇水のときの緊急の場合ですね、これを想像すると、今の都市のあり方が非常に基盤が弱いということもわかります。例えば、断水になった場合に、給水車または給水所、これらの手配がしっかりなされているのかという問題。また、保育園、幼稚園、各種学校への断水のときの対応はしっかりしているか。養護学校への対応。また、病院など公共性のある施設への対応もなされているか。もし、火事が起こった場合、断水時には、消火活動に支障を来さないか、そういった問題も緊急の場合は、行政はなかなか後手後手に回りやすいというお話も聞いております。それをそうなる前に考えていただきたい。そのような対策についての計画を練って、そしてそれを実践していっていただきたい、そのような思いも含めてお願いしたいと思います。

さて現在、各家庭の水道水消費量のうちの20％がトイレの水と言われているんです。

将来的に東京都全体が、今回の私の提案している雨水利用の施策を実施していけば、例えばトイレの水が雨水に切りかわるということがなっていけば、東京都の水道消費量１日約600万立米強ということからも、単純計算で120万立米強の節水になっていくんです。これは埼玉または群馬県にまたがる下久保ダム一つ分の有効貯水量ということも言われておりますので、「ダムを一つつくるのならば、雨水利用を推進していくこと」、こういう思想も大切ではないかと思うんです。ダム建設をすべて否定しているわけではありません。しかし、ダム建設には多大な費用、そして労力、時間をかけ、地域住民のふるさとを奪い、自然を壊しているのがやっぱり実情なんです。そんなに簡単なことではないと思います。しかし、雨水の利用について、今後、行政のさらに一層の検討をお願いして、この質問を終わらせていただきたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　これをもって15の１、雨水利用による日野独自の水源確保へ向けて（その１）の質問を終わります。

一般質問15の２、学校における空き教室の有効利用について（その３）の通告質問者、菅原直志さんの質問を許します。

**○３番（菅原直志君）**　通告に従いまして質問させていただきます。

この件については、３月の議会から毎回毎回質問させていただいておりますので、内容的なものはほとんどお話ししないでもわかると思いますので、現状の取り組みの経過、そういったものについての御返答をいただければと思っております。６月議会以降、７月以降の検討の進展はどうなっているでしょうか。

また、前回の質問の中で、私はこの空き教室の有効利用は、社会教育部も一緒に取り入れた中での検討が必要ではないか、ということもお話しさせていただいたんですが、そのあたりに対する取り組み、どのように考えていらっしゃるか、そういったところのお話をいただきたいと思います。簡単で結構ですので、お願いします。

**○副議長（宮沢清子君）**　菅原直志さんの質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

**○学校教育部長（谷　正幸君）**　余裕教室の活用についての第１回目の会議は、平成６年５月11日に教育委員会内部で実施しましたが、この会議の中では、学校開放について市民の要望がどのような種類のものであるか、主体に社会教育課に出されている意見について報告を受け、現状把握、学校側の対応等について協議しております。協議の中で、「余裕教室の活用と学校開放は、本来は別の概念であるから、これを同時に二つを協議するのは無理である」ということで、「今後は、学校教育部と社会教育部でそれぞれ分

けて協議をする。各部の総意ができた時点で、再度全体で協議をする」という内容で進めてまいりました。

第２回目は、余裕教室活用についての会議は、６月22日に開催されております。前回の意見を踏まえて、学校を管理している学校教育部内で協議をしております。その中では、「当面ある問題、既存の学校施設をどのように開放できるか」ということを中心に協議しております。「音楽室、多目的施設を含めた開放できる学校施設を、早急に学校の協力を得て開放し、そのためには、モデル校を選定し、何校かを試験的に開放していく」という考え方です。さらに、余裕教室の活用については、「大規模改修、改造を含めて、将来的に開放できる施設としての特別室、ランチルームもあります、多目的室もあります。そのほかに特別室、家庭科室とか音楽室の整備を図っていく」ということで意見の一致を見ております。今後は、学校を管理する学校長、教頭を交えて、学校側の考え方を聞きながら、開放に向けて協議いたします。

平成７年度予算を含めた今後の展望……（「結構です」と呼ぶ者あり）ということで、今後の予定ですが、９月になりまして第１回目の学校の校長会の代表とお話し合いをいたしました。

第２回目は、９月の末に実施する予定ですが、モデル校の問題、選定とかいろいろの問題がありまして、９月の初めに話し合いができた内容は、「モデル校というのをつくって、そのモデル校と具体的な話し合いをする。その際に、社会教育部を一緒に交えて検討していこう」ということが、現在まで申し合わせになっている内容でございます。

以上です。

**○福祉部長（藤本享一君）**　菅原直志さん。

**○３番（菅原直志君）**　ありがとうございます。

進展しているという印象を受けますので、なお一層頑張っていただきたいと思っております。

また、この社会教育部を入れていくというのは、やはり市民のニーズをとらえているのは、社会教育部であるという見方なんですね。ですから、その社会教育部もしっかりと入れて、空き教室の有効利用、これについて議論をされるということですから、ぜひお願いします。

また、前回のお話の中では、来年の４月からは何とか事業化していきたい、という答弁もいただいているんですが、そこがどこまでできるか、何とか早目早目に対応を願って、来年の４月できなければ再来年になってしまいますので、そのあたりも、今後とも

頑張って取り組んでいただきたいと思います。これで終わります。

**○副議長（宮沢清子君）**　これをもって15の２、学校における空き教室の有効利用について（その３）の質問を終わります。

一般質問15の３、男女共生社会の実現を目指して～男女混合名簿導入に向けての通告質問者、菅原直志さんの質問を許します。

**○３番（菅原直志君）**　通告に従いまして質問させていただきます。

先日、執印真智子議員もこの混合名簿についての質問をされました。しかし、話を聞いている中で、何かこう、議論にかみ合わないものが感じられたんですね。それは何だろうかと考えて、私なりに得た結論というのは、差別に対する認識が違うんじゃないかなということなんです。そしてそれに対する行動が積極的なのか、または消極的なのか、そのような違いだと思いました。

そこで、今回の質問は、男女共生社会の実現を目指し、一体、何が差別なのかというところを、時間のある中で議論していきたい、そのように考えます。

私たちがふだん生活している一番の基本というのは「日本国憲法」だと思います。この13条の中で、「個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重」これをうたっております。この中の幸福の追求が「自分の生きたい、自分の求めるように生きること」であるとするならば、それを妨げているものの一つに、差別の問題が挙げられると思うんです。幸せになろうとして頑張っているのに、社会通念や常識がその思いを実現できなくさせている。個人をその一個の人格として認めるのではなく、社会通念や常識のステレオタイプが必要以上に幅をきかせている現実があると思うんです。社会通念または常識の壁を乗り越えるのは簡単なことではないと思います。世間の目とのあつれき、それらを時には無視し、時には反発していくためには、かなりのパワーが必要になっていくのだと思います。そして、実はこれが、差別ではないか、と思う一面があります。「だれもが幸せに生きる社会」をつくり上げるには、まずこの差別を認識し、それから差別解消に向けて努力していく必要があるのではないか、そのように考えます。

私はまだ、少ない人生経験ではありますが、しかし、私が感じた差別、そして私が考えてきたこと、それをお話しさせていただきます。

私は、小学校２年生のときに父親を亡くしていることから、社会的に「母子家庭」と呼ばれています。母子家庭だからかわいそう、と言われ、見られてきたと思います。しかし、この「母子家庭はかわいそう」という社会通念は、裏返せば「父母のそろった家庭は幸せで、いわゆる欠損家庭は不幸せ」かということにも当てはまるかもしれません。

もっと言えば、それは父母のそろった家庭をよしとする社会の思い上がりかもしれないんです。「母子家庭だから質素な生活をしなければいけない」「世間に後ろ指を指されないように生きなさい」というのは、それぞれ経済事情の違う母子家庭を、「父親がいなければ貧乏だ」、そのような一くくりにした常識の押しつけ、それにならないでしょうか。このある一つの現象を一くくりにするというステレオタイプが必要以上に大きくなると、それが差別になるんじゃないかと思うんです。

私が大学に進学するときに、近所の人に言われました。「お父さんがいないのに、私立の大学に行くのね。私のめいは国立の地元大学に入学したのに……」。多額の奨学金をお借りして、仕送りなしが条件で大学進学を決めた私に対して、それは、衝撃的な出来事でした。幸せになろうとして頑張った努力を、母子家庭という社会通念がもろくも打ち砕いていったのです。

交通遺児の高校への進学率は約80％と言われています。現在、高校教育がほとんど義務教育化されているのに、遺児たちは高校に行けない。それは、各家庭の事情もあるかもしれませんが、「家計が大変だから高校へ行かないで働く」という意識が根底にあると思う。また、「貧乏人は水を飲め」的な社会慣習が高校進学を阻んでいるとは考えられないでしょうか。そして、個人の好むと好まざるとにかかわらず、「母子家庭の子供は質素にしなければいけない。高校や大学に行ってはいけない。育ててもらった母親のために生きていこう」という思考の働き、それは自然に体の隅々にまでしみ込んでいくのではないか。個人の生き方を社会慣習が押さえつける権利はないはずなのに、世間の目がそうさせない。これは、やはり差別だと思うのです。母子家庭がかわいそうだ、と言うのは、非常に微妙なところだと思います。精神的、経済的な柱を一本なくした家族が、幸せを求める方法が少ないのは不幸なことだと思います。しかし、父親をなくしたのはそれは仕方がないこと、ならばその家庭の補助をするのが福祉である、そのように考えるのです。

しかし、悲しいかな、今の私たちの生活の隅々には、このような見えない差別、またはステレオタイプが幅をきかせた社会があるのではないか。「子供だからこうしなさい」「父親だから父親らしくしなさい」「母親だから母親らしくなさい」「男だから」「女だから」「社会人だから」「日本人だから」、それらの思考のすべてを否定しているのではありません。しかし、個人の人権の前に、その個人が属している社会環境、例えば子供、男、女という、その社会環境を重視し、マクロ的なイメージばかりを先行させる。本当にその個人が求める生き方を認める社会にはなっていないのではないかと思うんで

す。社会の目に合うように行動せざるを得ない生き方の選択、それが、果たして幸せを求めて行動することにつながるのか、本当に疑問です。

ここで言う「差別」を「見えない差別」と名づけたいと思います。見えない差別のやっかいなところは、差別される側が気づかない限り、それが社会通念、常識として社会の正義になってしまうところなのです。

この見えない差別の構図は、母子家庭だけに限られたことではありません。今回問題にしております女性差別問題も、見えない差別の構図に当てはまる事例ではないかと思うんです。幸せを求めて、自分を試したいと思い、社会に挑戦しようと思うのに、「女だから」という理由で社会への挑戦権を自動的に奪われてしまう事例の多さは男性の比ではないかもしれないんです。

昨年まで私は、ある企業のサラリーマンをしておりました。そこで出会った女性の多くは「私は女だから、結婚をしたら会社をやめて家庭に入る」という話をしていました。つまり、彼女たちは、そしてまた社会も、それが普通だと思っているのです。しかし、仕事をしていく中で、彼女たちの仕事ぶりが悪かったということはないと思います。男性と遜色ないと思います。それはやはり、個人の力の問題だと思います。見えない差別は、女性はもちろん男性も、そして社会の意識の中にその常識を求めていく、そしてその常識から逸脱しようとする女性や男性を攻撃しているのではないかと思うんです。

女性の社会的地位向上がなかなか進まない要因の一つに、低賃金労働による男性の経済力への依存が挙げられます。そこに安住せざるを得なかった女性たちが、その男性の経済力へ依存する生活を本当に求めていたか、それは疑問だと思います。また一見、男性天国とも思える現代社会ですが、これらの女性たちに依存された男性も想像以上のプレッシャーに押しつぶされそうになりながら、しかし、かすかに残された男性優位の社会を守るために一生懸命仕事をしている。これが、現在の男女の社会構図ではないでしょうか。男性も女性もそれぞれのステレオタイプに振り回されず、おのおのの個人としてその人物を見れる、そんな社会であってほしいと思うのです。

ガード下の居酒屋で、上司の悪口を言いながら、酔いつぶれる男性たち、「仕事なんていつでもやめてやる」と言いながらも、家族のために嫌な仕事を続ける男性。それが本当に幸せな人生なのでしょうか。

仕事をしたいと夫に言い、共働きをしている女性が、近くのスーパーでレトルト商品を買うと、近所の奥様から「共働きをしているからって、料理に手を抜いちゃだめよね」と言われます。しかし、そんなのは夫婦の勝手だと思うんです。それを世間の目はそう

させない。それが現代社会の社会通念であり社会正義であれば、もっと考えていくべきではないかと思うんです。

私たちが、個人が生きているこの社会を構成する要素は三つあると思うんです。一つは、仕事や生きがい。二つ目は、家庭。そして三つ目は、地域とのかかわりだと思います。これらの要素がうまく回転した場合に、健康で文化的な生活が送れると、そのように考えた場合、多くの男性は家庭や地域社会とのかかわりが少ないのではないか、多くの女性は仕事から除外されているのではないか、そのように考えます。この現実を変えていくのには、まず、素直な現状認識が大切でないかと思うんです。

「女性が生きたいように生きることを妨げるもの」「男性が生きたいように生きることを妨げるもの」「個人が生きたいと思うように生きることを妨げるもの」、それが、世間の目、社会の目であると言っては言い過ぎでしょうか。これが、見えない差別ではないか。そしてこの解決のためには、やはり基本に返った「見える差別解消のための方策」が必要であると思うんです。そこから始まる議論が、今まで見えなかった差別を具体化し、差別の認識を新たにしていくのではないか、そのように思います。

この差別、見えない差別の問題は、教育に大きく責任があると思います。例えば、男は仕事、女は家庭という性別役割分業制などの社会通念や常識は、幼少のときにすり込まれたものだと思いますし、小学校５年生にもなると男性が力が強くなる、というのも男性をステレオタイプ化しているではないかと思います。教室に花を飾るのは女性であり、「○○子ちゃんは女の子らしい」、そのようなステレオタイプが働いているのではないかと思うんです。力のない男性や泣き虫の男性は「女々しい男」と見られ、体力があり、意思のはっきりした女性は「おとこおんな」とされる。それぞれ、すべてが、個性であるはずなのに、それを表現する場所さえなくなっている。男性だって泣きたい、女性だって発言したいのに、それを世間の目がさせない、社会通念が邪魔をする。それが差別だと思うんです。これが、見えない差別だと思うんです。この見えない差別を認識するところから差別の解消が始まるのではないかと思います。まずは、この見えない差別の存在について行政としても真剣に考えていっていただきたいと思うんです。

そして、この見えない差別の解消のためには、やはり見える差別の解消の方策が必要だと思います。それが、今世間で論議されている夫婦別姓の問題、または非嫡出子の差別の問題、そしてまた、今回訴えております男女混合名簿の導入、これらの問題にかかってくると思うんです。これらの議論をする中から、枝葉的に男女共生社会に向けての議論がまちまちで、そしてお茶の間の中で広がっていくのではないか、そのように思うんです。

さて、もう15分しかないんですが、今の私の意見に対して、行政の長として市長はどのように思うのか。一番のポイントは、やはり見えない差別というものを認識していただけるかどうかということだと思います。それらについて行政としてどのように考えていっていただけるか、そのあたりをお話しいただければと思います。お願いします。

**○副議長（宮沢清子君）**　菅原直志さんの質問についての答弁を求めます。市長。

**○市長（森田喜美男君）**　この議会で「学校の名簿等に男女混名簿を」という御提案を聞いて、なるほどな、ということをつくづく教えられた感じがしております。そして、きょうまた菅原議員さんから、いわゆる日本国憲法で育った新しい世代の方々の差別に対する論議の根拠というものを端的に教えていただいたような気持ちがいたしております。御提案の中で一番最初に述べられました、「我々日本国民は、日本国憲法の理念に従って行動する」、こういう認識を持たれておることに対しまして、本当に新しい世代の頼もしい意識、認識というものを知り得た気持ちでおります。

私どもは、過去、いわゆる何といいましょうか、中国から来た儒学という孔子が唱えた道徳論理、これが多分、徳川の時代から明治憲法の時代を通じて、ある程度社会の基本的なルールに用いられた、そういうまた教育のもとに育った経過があるものですから、いわゆる儒学の道徳というものがどちらかといいますと「男女七歳にして席を同じうせず」という言い方があるように、おのずから何かこう、男女差別というものを多少当然視してきた時代があったと思っております。

しかしながら、日本国憲法は、まさに男女同権という基本的な思想に立って構成されておりますので、いろいろな形でまだまだ意識を改革しなきゃならない部分があるということは、当然だと思っております。そして長い間、儒学を尊重したそういう教育理念があったように思っておりますので、いい点はもちろん残さなきゃなりませんが、今日の私どもが律する最高の道徳は民主主義だ、というふうに言うべきだと思っております。したがいまして、民主主義の理念から、その理念に整合し得ない男女差別ということは最も早く払拭すべき領域だろうと、こんなふうに思います。完全な権利の享有ということが、現憲法のもとのまた目指す男女論でなければならない、こういうふうに思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　菅原直志さん。

**○3番（菅原直志君）**　ありがとうございます。

この議論というのは、私もなかなか難しいんだろうなと思います。教育を受けた世代の格差が、一つやっぱり現実問題としてあるということ、そしてまた、意識の問題だと思いますから、この意識について言葉で説明するというのは非常に難しいと思うんです。

だからこそ、なかなか議題にのせにくい、また話し合いにくい問題かもしれません。しかし、現実にたくさんの事例が考えれば考えるほど出てくると思うんです。なぜ、今、夫婦が合意のもとに一つの名字に決められるとなっているのに、97.8%の夫婦が男性の側の名字になっているのか。それはやはり、明治民法のもとで「妻は婚姻によりて夫の家に入る」と、そのような言葉が、やはりそのまま意識の中で変えられずに踏襲されている、そのような現実はないのか。意識の中で考えていかなければいけない問題だと思うんです。

今、さまざまな家庭環境、またはさまざまな社会環境の中で、考え方がおのおの違うという現実があると思います。だからこそ、それらの個人を大切にして、そしてその思いを素直に表現できるような、そういう社会、そういうものにしていくためには、この女性の差別の問題、または男女共生社会への取り組んでいく姿勢、これらが問われていくのではないかと、そのように考えます。

今回、この男女共生社会に向けてということで、混合名簿のところまで行きたかったんですが、もう時間がないので、次回に男女混合名簿への取り組みはどのようになっているのか、そのあたりまで含めてお伺いできればと考えております。しかし、今なかなか問題として出てくる事例を少し御紹介していこうかなと思っています。ほとんど私の話になってしまって申しわけないんですが、今回は我慢して聞いていただければなと思っております。

例えば、今問題になっているのは夫婦別姓の議論ですね。この議論に対して、例えば市役所の中にも――市の職員の中ですね――または一般社会の中でも、片方が通称使用して、社会の中では自分の名前で生きていきたいという考えが実際にあります。そのようにされている御夫婦もたくさんいらっしゃいます。それは、ここに例えば判決例があるんですが、通称使用に対する判例という中で、昭和58年10月13日に、この通称使用はいいことであると――いいことというか、別に周りがとやかく言うことはないという判決が出ているんですね。読みますと、戸籍名を使えというのは、戸籍法にのっとっておりますから、この戸籍法は「各自が戸籍上の氏名以外の関係でこれと異なる氏名を呼称することを別段禁止していない」ということなんです。

私も、また私の友人たちも、結婚を控えている人たちが多いんですが、その人たちといろいろお話をする中で出てくるのは、やはり自分の名前を変えたいという人が幾つか、または自分の名前を変えたくないという人が何人かいらっしゃるわけです。ただ、名前を変えたくないけれど、名前を変えないと婚姻できないということならば、じゃあ、仕

事の上では、通称使用したい。しかし、上司がだめだと言う。これは今の法的な拘束力も全くない話ですから、そのあたりが社会のプレッシャーだと思うんです。で、今まで儒教の云々のお話もありましたけれども、また明治民法の中での問題もあると思います。そして、それらが社会通念として一個の、つまり「結婚したら女性は名前が変わるんだ」的な、「結婚したら妻は夫の家に入るんだ」的な、そのような男性優位の社会は、やはりこれから少しずつ見直していかなければいけない。そうしないと、それぞれが幸せな生き方を選べる、その選択肢が狭められていくと。そのことに対して、私は非常に不安で、だからこそお話をさせていただいているんです。

今回は、随分自分の話または自分の思いだけをお話しさせていただいて、議論にはなかなかならなかったかもしれません。しかし、これから行政の方とも、そしてまた市民の皆さんとも、そして議会の皆さんとも、この女性差別の問題、そして男女共生参画型社会、ともに生きる社会、こういったものについてのお話をさせていただければなと、そのように考えております。そして、その話し合いの連続が、そしてその積み重ねが、この男女共生参画型社会をつくるための大切な作業ではないか、そのように考えております。これらのことを通して、私の今回の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**○副議長（宮沢清子君）**　これをもって15の３、男女共生社会の実現を目指して～男女混合名簿導入に向けての質問を終わります。

一般質問16の１、ゴミに勝てるかゴミ減量リサイクル作戦について問うの通告質問者、小島久さんの質問を許します。

〔６番議員　登壇〕

**○６番（小島　久君）**　議長のお許しをいただきましたので、通告質問に従いまして質問をさせていただきます。

まず、環境保全への取り組みは、いわゆるさまざまな形で始まっておりますけれども、行政も企業も、あるいは消費者も、現時点では十分な対応を行っていないというのが現状であります。バブルが崩壊いたしまして、長期化する平成不況が続いております。しかもその中で、企業の環境問題への取り組みが消極的になりかねない状況にあります。各新聞紙上をにぎわしているのは御存じのとおりであります。

厚生省が昨年発表いたしました、いわゆる我々の日常生活から発生するごみ、1991年度で5,077万トン、人口１人当たり１日1.1キログラムごみを出している計算になります。日野市のごみは、統計報告によりますと、900グラムということでありますから、全国

平均から見ますと、多少ごみの減量に努力している跡がうかがえるかもしれません。

また、日々ごみの増加、これはいろんな理由が挙げられると思うのでありますが、まず、経済規模が拡大されていることと、大量の消費、こういうことが大きな理由として挙げられるんではないかと思うのであります。一方、ごみを処分する施設の設置の問題は、日本全国各地で、住民の理解が得られにくい状況が続いております。東京都のごみ埋立地、こういった経過を見ますと、1927年、いわゆる昭和２年、まず瀬見８号地というような表現で伝えておりますけれども、ここを皮切りに埋め立てが始まりまして、夢の島14号地、若洲15号地、こういったところが既に埋められて今日に来ております。現在は、1976年から1995年を目途に、中央防波堤処分場、通称羽田沖処分場として現在埋め立て使用されていることは御存じのことと思います。しかもこれは、あと２年で満杯になるという状況でございます。

現在、東京都は、23区の最後の処分場として、江東区と千葉県でその建設計画を進めているというふうに伺っております。そういう状況で、東京23区内も、このごみに対する問題は大きな問題として続いていることは御存じのとおりであります。

さて、東京都のごみ収集、これは御存じのように、袋収集で行っているわけでありますけれども、現在はいろいろな議論の中で、炭酸カルシウム入りの透明性の袋を使用するに至りました。この炭酸カルシウム入りの袋使用は、いわゆる東京都が言っていることは、スーパー等のごみ袋では、プラスチック製なので、本来は分別ごみとして処理をする。発熱量の多いポリ袋は、いわゆる焼却炉を傷める、こういうことで、スーパーなどで使っているポリ袋は使用が認めがたいと。大々的に「炭酸カルシウム入りの袋を使用してください」というＰＲに乗り出したわけであります。

しかし、現時点では、スーパー等の業界団体では、一向にプラスチック製でも問題がないと。いわゆる「出口の見えない炭カル論争」というようなことで、経済界と東京都と意見を互い違いにしているということよりも、論争しているというのが現状であります。

そこで我が日野市では、いわゆるボックス収集ということで、グリーンボックスにスーパーなどのごみが捨てられているわけでありますけれども、我が日野市のポリ袋収集、グリーンボックスの中にポリ袋収集で入れて、それを焼却炉で処理しているわけでありますけれども、焼却炉を傷めるということはないのかどうか、こういった点で、まず第１点目をお伺いしたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　小島久さんの質問についての答弁を求めます。環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　ただいま御質問のポリ袋でございますが、前段でちょっとお話申し上げますと、ポリ袋を含めましてプラスチック類といいましょうか、化繊、石油類を原料といたしました廃棄物でございますが、通常、プラスチック類も含めております。現在、全国的に見まして、プラスチック類というのは、関西地方では燃やせるごみとして分別をしている、それから比較的関東の方が燃やせないごみとして分別をしている、こういう状況がございます。大体全国的に見ましても、51％が燃やせないごみ、そして49％が燃やせるごみというふうに、各市まちまちなといいましょうか、二つに大きく議論が分かれているというところでございます。

で、ただいまの御質問にあります、プラスチック総体の量でございます。そういう総体にという理論でいきますと、確かに炉の設計が日野市の場合、1,000キロカロリーから2,500キロカロリー――キログラムでございますが――で設計されております。平常時、2,000キロカロリーで現在推移しておりますので、大きな影響はない、こんなふうには思っております。ただ、これには一定の炭酸カルシウムを私の方で別に注入をいたしまして、機械調整をする、こういうことになります。

ただいまの、それではポリ袋はどうかということでございますが、東京都の調査でも、ポリ袋がごみの中で総量で占める割合は0.2％程度というふうに出ております。したがいまして、現在ポリ袋の占める割合というのは大変微少でございますので、直接的に大きくは影響がない、このように判断をしているところでございます。

以上です。

○副議長（宮沢清子君）　小島　久さん。

○6番（小島　久君）　ありがとうございました。

今お聞きいたしますと、炉には支障がない、というお答えでございますので、次に入らせていただきます。

いわゆるごみの原料、この問題については日野市ばかりではなく、日本全国最大な関心事でありまして、これからも最重要な課題であると認識をしております。どうしたらこのごみが減量の方向に向かっていくのか、真剣に考えなければならない状態になっているのではないかと思うのであります。

そこで幾つかの提案を申したいと思いますが、まず、私の調査の中では、北海道の伊達市で、これは袋収集で行っているということでございますけれども、いわゆる市が指定をいたしました袋、大きい袋と小さい袋があるそうなんですが、大きい袋は１枚60円だそうです。小さい袋は１枚50円、この袋を市民の皆さんに買っていただく、あるいは

この袋以外の袋を使う場合には、シールをこの袋と同じ大きさの、同額のシールを張っていただく。こういうようなことを行ったところ、1988年には伊達市で１万3,316トンのごみが出ていたものが、1992年には8,844トンに減少した。率にして実に34％、３分の１減少されたという実績が報じられております。つまりこのことは、消費者から手数料、いわゆる処理手数料というような名目でそれを徴収することによって、ごみは無料ではないんだ、有料で処理手数料という形でごみの総量を抑制をしたことに成功した、このように報じております。

また、滋賀県の守山市、ここでは、可燃用の袋として１枚20円を年間110枚、これは市の方で支給しているそうでございますけれども、この袋を全部使い切りますと、１枚150円で買っていただく、こういうことを行ったところ、これもごみの減量に成功した、このように報じられております。

そこでお伺いしたいんですけれども、日野市は、ダストボックス方式による収集でありますけれども、一部袋収集の地域もございます。それらも含めまして、ただいま申しました、そういった制度を導入して、ごみを減量する考えがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　環境部長。

**○環境部長（山口正夫君）**　それではお答えいたします。

ただいまの御提案は、袋収集に、袋を有料にして、つまりごみそのものも有料になる。その結果、ごみ全体を三十数％減らしてしまうと、これは一つの手法としてどうかと、こういう御提案でございます。さきに全国市長会でも、前年度でございますが、「ごみの有料化について検討すべきである」という方向を出しております。今後、大きな課題になっていくというふうに思います。

ただ、日野市の場合で申し上げますと、東京都下、23区も含めまして有料化している市は――市ではございませんが、まちといいましょうか、自治体一つが月に400円程度の収集量をいただいているというのがあるようでございますが、この袋を有料化するということが、直接的にごみの減量につながるのかということは、いろいろ議論のあるところでございますけれども、私ども清掃協議会等での話し合いの中でも、逆に不法投棄等がふえないかという心配が、私どもにもまた一部ございます。

そのようなことから、やはり有料化を導入する場合、また一つには、自治法でも自区内処理というのがごみは原則でございますが、一自治体が有料化いたしますと、今度は無料の市へごみがまた集まるというような、事業系のごみでございますけれど、そんな

ような憂いも出てまいりますので、実施をしていくとすれば、かなり広域的な議論が必要であろうと、こんなふうに思っております。

ただ、現在、ダストボックスを廃止するという方向は、いろいろ御意見のある方もいらっしゃいますが、私どもこの前、消費生活の運動をなさる方がアンケートをとりましたら、八十数％の方がダストボックスはいいと、ぜひやめないでほしいという御意見の方がおるようでございます。そんなようなお話も伺っておりますので、これらはやはり、一つの議論の中から、いろいろ討議の中から決めていくべきだというふうに考えております。

以上です。

**○副議長（宮沢清子君）**　小島　久さん。

**○6番（小島　久君）**　ありがとうございました。

市長、考え、いかがでしょうか。同質問で御回答お願いします。

**○副議長（宮沢清子君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　近ごろ、経済成長の中の都市生活の姿が、大量生産を受けて大量消費の構造にしっかり移行しているわけでありまして、その結果、ごみの多量化ということが、また大きな都市問題となって、その解決を迫られておる、これが、都市社会の現実の姿であります。これを処理、解決をするのに、いわゆる有料化方式、つまり一定の経費を負担してもらう、そして基準をオーバーすることについては、また負担の基準を大きくして、その効果をもってごみの減量に期待をする、こういう発想があり得るわけでありまして、私どもの市では、今部長がお答えしておりますとおり、ダストボックス方式を採用してきたものですから、どちらかといいますと、ボックスに生活ごみを投入してしまえば、ごみとの縁はなくなるという単純な形でもって、つまり市民生活にそう負担をかけていない、こういうことで一定の評価があるわけでありますが、いろいろこれも道路交通法上のこと、あるいは今日のようなごみの処理、またそのルールの住民自治としての確立という点からいうと、個人の責任感を求める形には、少々縁遠いということで、確かにまた新たな問題を含んでおる、というふうに受けとめております。

今、御質問に対しまして、端的に、いわゆる有料方式によって成果を上げるか、これも一つの方法でありますし、もっといわゆる、環境問題からごみ問題ということが家庭にまで、また子供の生活にまでいろいろ考えるべき取り組みが進みつつありますので、これらの一定の帰趨を見届けて、有料化、あるいはごみ減量を有料化手段によって期待をするかどうかということの結論は、もう少し状況を見定める期間を持ちたい、こう考

えております。

○副議長（宮沢清子君）　　小島　久さん。

○6番（小島　久君）　　ありがとうございました。

いずれにいたしましても、一定化の有料化というのは、一つの方法であると認識をしていただきましたので、次の質問に移らさせていただきます。

日野市では、平成6年の現在、ごみ集積場所、いわゆる可燃ごみ、これはグリーンボックスですね、これは市内に2,224カ所ボックスが置いてある。置き場所がですね。それから1カ所に複数のボックスが置いてありますから、それらを加えますと、ボックスの数は3,546というふうに伺っております。そのほかに、袋収集の箇所数が1,226カ所、置き場所が指定されている。また、これに不燃ごみのオレンジボックス、これが2,018カ所、置き場所が指定されておりまして、やはり複数の箇所がありますので、数としては2,808個と伺っております。したがいまして、トータルをいたしますと、可燃ごみ、不燃ごみのグリーンとオレンジのボックスが5,468、約5,500になります、置き場所が。ボックスの数が6,354、このようにお伺いをしております。したがって、これらのボックスが、いわゆる日野市内の歩道、車道、あるいは交差点の隅、こういうところにそれぞれ置かれておるわけでありますけれども、これらの点については、交通安全上、あるいは道路管理上、支障がないのかどうか。かつてこれに対する会議というんですか、専門家の検討委員会というんですか、そういうようなものが置かれたというふうにも伺っておりますけれども、この辺についての問題点はないかどうか、お伺いをいたします。

○副議長（宮沢清子君）　　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　　御指摘のように日野市では、一部地域を除きましては、ごみボックスでごみ収集をしているという状況がございます。その設置場所につきましては、専用の設置場所があるところ以外は通常、公道を利用しているというのが現状でございます。公道ですから当然、歩行者や、あるいは通学だとか交通だとか、これは全く障害がないということは言い切れませんけれども、極力、その交通等も配慮しながら、例えば先ほどお話出ましたように、交差点の付近、あるいは曲がり角のといいましょうか、余りにも道路が狭隘な場所、そういうような場所につきましては、極力、その場所を工夫しながら、地元の方とよく協議をしながら設置していると。また、地元からの御要望があれば、場所の移動等につきましても、積極的に応じているというのが現状でございます。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　　小島　久さん。

○6番（小島　久君）　　ありがとうございました。

多少問題があるけれども、工夫をしているというお答えでございます。

建設部長に伺います。同じ市でありながら、ボックスを置く主管課と、それを許可する管理課と、こういうことが一つの市の中で、同じ市の中で、許可する方と許可される方、こういう問題があるわけでありますけれども、ただいま申しました6,354カ所のボックス、それらについての占用の関係は、環境部の方から建設部の方に、そういう申請とかそういう手続とか、行っているんでしょうか、お伺いをいたします。

○副議長（宮沢清子君）　　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　　このダストボックスにつきましては、道路管理上あるいは交通管理上も、非常に頭痛の種でありまして、建設部としても、かねてから交通安全推進本部という会議の中でいろいろ関係課と協議をしてきた経緯があります。限られた場所ではありますけれども、実態調査も行っております。そんな中で、今の論議、なるべく改善をしていただくということになるわけですけれども、具体的な占用物件という形での手続はとっておりません。

○副議長（宮沢清子君）　　小島　久さん。

○6番（小島　久君）　　今お伺いしたところによりますと、道路占用の許可は与えていないし、とっていないと、こういうことでございますので、いわゆる先ほど私が申し上げました6,354個のボックスというのは、環境部が貸し出したというんですか、買っていただいた、あるいは貸し出した、そういうものの調査だけで、道路交通上、問題になりそうな箇所とかということは、全部の区間のところを把握していないんじゃないかというような気がするわけです。というのは、そういった占用の手続がそれぞれの市民の方から、この日野市何丁目の何番地にグリーンボックスなりオレンジボックスなりを置くという占用が環境部を通じて出てくれば、この地点については地元の要望は結構なんですけれども、道路交通上、ちょっとうまくないから、移動してくれとか、いわゆるそういった温かい行政が生きてくるんじゃないか。そのために道路使用の方も、今までより、よりましな交通体系、安全対策の面が可能になってくるんではなかろうか、そのように思うわけでありますので、あえてこれは再質問は求めませんけれども、ひとつそれらの手続関係のものについては、道路交通上、支障ないような状態に処理をしていただきたいということを要望しておきたいと思います。

質問の観点をさらに進めさせていただきます。日野市では「住みよいまちづくり指導

要綱」、これは昭和53年に施行されております。つまり、この指導要綱の中には、環境をよくする面で、いろんな条文がのっておりますけれども、この中に要綱の30条に「ごみ収集に関しては、細則に従い、集積場所及び容器を確保しなければならない」、このようにうたわれております。さらに細則の15条の５の中には、「清掃車等の活動が住民の利便、交通の状況等を考慮して配置すること」、しかも構造まで細かく指定をしております。

そこでお伺いをいたします。つまり、民間の開発する業者は、500平方メートル以上の規模の開発をする場合に、市としてごみ置き場の用地を義務づけております。この要綱によって。しかし、それとは反面、日野市の区画整理事業、この要綱の比ではありません。現在、日野市では、市施行６カ所、組合施行５カ所、さらに新たに組合として開発行為を行う事業が３カ所、予備軍までを含めますと、実に12カ所の区画整理事業が行われ、あるいはこれからも行われようとしております。しかもそのトータルは、全部で333ヘクタールというような造成計画になっております。

そこでお伺いいたします。この区画整理事業は、ただ単に道路、公園、下水道、水道、こういったことを整備するのは当然なんです。それは、区画整理前のいわゆる整備が、しかも曲がりくねった道路を新しい街区に従って施行するわけでありますから、当然であります。なぜ、この区画整理事業の中に、民間の開発業者には、昭和53年からの制定による要綱に従ってごみ置き場の設置を義務づけているにもかかわらず、市みずからの区画整理事業には、それらのものが確保されないのでしょうか、その辺のところをお伺いをしたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　確かに、今議員さんの御指摘のとおり、区画整理事業、従来行っておる事業の中では、この開発行為に準じた形の指導をしていないということでございます。したがいまして、このボックスごみ置き場等については、確保いたしておりません。しかし最近、区画整理事業、これはハードな部分だけじゃなくて、ソフトな面も要求されております。そこで、快適な生活環境の保全、または交通上の問題、こういう問題を考慮いたしまして、ことしでございますけれども、区画整理、都市整備の中にプロジェクトを一つつくりまして、こういう問題点、環境上の問題、それから交通上の問題、総体を検討いたしまして、一つの要綱を一応つくっております。この要綱の中で、これから既に換地が発表されておる地域につきましては、これは新たにそのために換地を切り直すということは非常に困難でございますので、今後、これから換地を切

る地域、こういう地域につきましては、ある一定の基準に基づきまして、そのごみのボックス等を、用地を前もって設定していくという考え方を一応持っております。ある一定の基準が細々とありますけれども、原則としては、１街区に最低でも一つのボックス置き場を設置していくと。それから、今の前段のお話にもございましたとおり、ボックスの収集区域と、それからごみの収集区域との関係もございますので、その大きさ等につきましては、その都度担当部とよく協議をしながら設定をしていくと、こういうふうな基準を一応設けておるということでございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　　小島　久さん。

**○６番（小島　久君）**　　ありがとうございました。

前向きな答弁をいただいたんですが、私は必ずしも、その前向きの答弁に納得しないわけでありますけれども、というのは、今のお答えですと、今後は設定していく考えであると。それは了解なんですが、１街区に一つというのは、今この要綱の中には、きょう要綱を持ってきていないんですが、私の記憶では、グリーンボックスは「10世帯から15世帯に１カ所のグリーンボックスを置きなさい」と指定してあります。それからオレンジボックスは、たしか「20世帯から30世帯を対象に１カ所確保しなさい」。その基準によって、民間の開発業者のときには、その世帯数によって、置き場を定めているわけでありますから、しかも区画整理事業は、１ブロックが大体今1,000坪内外ぐらいでしょうか、一つの区画整理事業を行いますと、150とか200ブロックが設定されるわけでありますから、少なくても１街区のロットの中には、最低でも背割線を含めた前面の道路、後面の道路を含めて２カ所以上ですね。これが本当のまちづくりじゃないんですか。もう１回お答え願えます。

**○副議長（宮沢清子君）**　　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　　確かにこの数そのものは、基準、考え方は一応１街区に１カ所ということになりますと、街区ごとに――これは今説明しているのは、オレンジボックスだけの考え方なんです。それで、ただ、従来は、少なくともこういう考え、発想はなかったわけですけれども、ここで、そういうふうな道路上の交通の問題、それから環境上の問題等考慮して、これだけのものをしていこう。ただ、これは、区画整理の場合は御承知のとおり、即この用地そのものが減歩にはね返ってまいります。今のこの基準でいきますと、大体0.1％ぐらいの減歩の上昇になるのかなと。これは実際、割り込んでまだ見ていませんので、どの程度になるかわかりませんけれども、状況としては、そういう考え方で進めておるわけでございます。

したがいまして、本来は、指導要綱に100％の遵守としてまいれば一番いいと思いますけれども、なかなか、特に市施行より組合施行の関係が今回、地区的には多いわけでございますので、そうでなくとも組合の場合は、平均減歩そのものがもう３割を超えている地域が非常に多いわけです。その中でのさらに公共用地の負担をしていただくというのは、なかなか数は確かに多ければいいわけでございますけれども、地元との交渉、そういう中で難しさがあるというふうに考えております。

ただ、これは一つの基準はこういう考え方でいっているわけでございますので、できるだけそういう意向に沿うような形での換地の切り方、そういうものもしていきたいというふうには考えております。ただ、要綱としては、１街区に原則１個と、こういう考え方でございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　小島　久さん。

**○６番（小島　久君）**　市長にお伺いいたします。

市長は、昭和48年から市長に就任し今日に至っているわけでありますけれども、今現在、区画整理で仮換地が決まり、しかも事業が始まって、施行中にあるというのが、万願寺の第一区画整理区域でございます。この区域に、今私が提案しているまちづくりの、いわゆるごみボックスの集積場所を換地として組み入れる、このことは難しいと思います。今、都市整備部長の答弁のとおりだと思います。

しかし、まだ仮換地もおくれているようでありますけれども、これから発表される西平山、東町、あるいは万願寺の第二、高幡と豊田はあるいは難しい地域にあるかもしれませんけれども、いわゆる少宅地の減歩緩和の救済として、市が先買いで土地を買っております。そのものにプラスをして、このごみボックス用地の部分を先買いをして、それぞれのブロックに設置をする、こういうことが新しい区画整理事業だろうと思うのであります。と申しますのは、説得力がないんですよ。民間の企業には、ごみボックス置き場をつくりなさい。肝心の市がつくらない。しかも今の答弁では、一つのブロックに一つしかつくらない。これじゃあ説得力がないでしょう、市長。市がみずから民間の企業にお願いするためには、市もこうやっていますよ、住みよいまちをつくっておりますよ、胸を張って言うからこそ、民間がついてくるんじゃありませんか。市長に答弁求めます。

**○副議長（宮沢清子君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　開発指導要綱で、まちづくりの一つの基準を示しておるわけでありますから、民間、それから市施行等の区分なく、原則的な考え方は、そうあるべ

きだと思っております。道路幅の街区設定の上で、いろいろなまだ工夫の余地もあるというふうに考えて、余りその点を強調していなかったわけでありますが、考え方としては、そういう原則は、将来のまちづくりに向かってきちんとしておくべきだと、このように思っております。ただ、法規上、いわゆる道路用地、あるいは公園、その公共用地という公共減歩の対象ということが、今までちょっと我々の頭に強過ぎたかもしれませんが、市民生活の上に必要な条件ということで、そういう考え方に適用を広げていかなきゃならないと、こう思ってお伺いした次第であります。

○副議長（宮沢清子君）　小島　久さん。

○6番（小島　久君）　ぜひひとつ、新しい組合施行、あるいは市施行、組合施行もそうですし、市が率先して見本を示す、そういう方向で進めていただきたいということを要望しておきます。

さらに、本題のごみの方に戻らせていただきます。先ほどプラスチック、こういうものについては、燃焼時には余り支障がない、こういう御回答いただきました。かつては、プラスチックを燃焼いたしますと、そのときに塩素水素ガスあるいはダイオキシン、こういった有害物資を発生するので、いわゆる除去方法の施設が必要だということで、我が日野市の処理場にも電気集じん機、そういうようなものが開発されて備えつけられたというふうに伺っております。御存じのように、このプラスチックを燃やすときには、発熱量がずば抜けて高いというふうに伺っております。先ほどの答弁の中では、日野市のカロリーは1,500カロリーというふうにさっき聞いたんですけれども、私の伺っているところにつきましては、通常の場合は、紙が4,000カロリーぐらい出る。プラスチックはその倍の8,000カロリーぐらい出る、こういうふうに聞いております。

したがって、今現在、このプラスチック類は、プラスチック原形そのものは恐らく不燃ごみとして処分されていると思うんでありますけれども、多少、生ごみの中にもまざってくる、こういうふうに考えられますけれども、日野市の清掃の概要、つまりこれは事務報告書の中に出ているわけでありますけれども、不燃ごみ、つまり平成５年度は１万500トンぐらいが家庭内からごみとして出てくる。そのほか、持ち込みの不燃ごみを含めますと、約１万1,000トンぐらいが不燃ごみとして出てきておる。そのうち、これを破砕にかけて、純然たる不燃物が3,636トンだと、こういうふうに報告書では、あるいは概要では出ておるわけでありますけれども、これらのものは、恐らく西多摩にあります埋立場に処分されているというふうに認識しておるわけでありますけれども、そういう理解でよろしいかどうか、お伺いしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　　お答えいたします。

先ほどの答弁で、ちょっと私の方の口足らずといいましょうか、言葉足らずで失礼いたしました。先ほど支障がないと申し上げたのは、ポリ袋、つまりスーパーで売るポリ袋が0.2％の総量でありますので、焼却炉に出るごみ袋だけでは直接的には影響はないというようなつもりでお話をいたしました。言葉を変えて申しますと、議員さんの御質問の中にありますように、確かにプラスチック類を燃やしますと、金属を烈火させたり、先ほど御質問の中にありましたようなガスが発生いたします。そのために耐火レンガ、これらを傷めるというようなこともございます。そこで日野市では、プラスチック類は不燃ごみの方に分類をしているという状況でございます。ただ、やはり、プラスチック類は不燃ごみと申しましても、可燃の中に相当量まざってまいります。

で、御確認の部分でございますが、平成５年度のベースで、不燃物は3,636トン出ましたけれども、そのうち約28％はプラスチック類である、このような御認識をいただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　　小島　久さん。

○６番（小島　久君）　　ありがとうございました。

このごみの減量についての最後の質問になりますけれども、いわゆるこの清掃概要の状況を見ますと、平成元年から平成５年まで、可燃ごみは４万1,000トン内外で、ふえも減りも、若干の1,000トン以下の端数は変動しているわけでありますけれども、やはりごみ減量に向かって、恐らく今までも努力はしているとは思いますけれども、さらなる努力をしていただきまして、次の質問に入らさせていただきます。減量の関係については、質問を終わらせていただきます。

次に、リサイクル関係の質問をいたします。いわゆる日野市の資源リサイクル、昨年の10月に、リサイクル事業の共同組合が発足したというふうに伺っております。現在、学校あるいはその他の公共用地を使いまして、缶と瓶、あるいはその他の品目について回収が行われたと伺っております。カ所数が、学校関係が24カ所、その他の公共用地が63カ所、87カ所を拠点としてそれぞれリサイクルが始まったというふうに伺っておるわけでありますけれども、これについて、いわゆるステーションとして指定してある87カ所のほかに、これからも恐らく拡大をして、さらにリサイクル事業を充実させるという考え方をお持ちのように伺っておりますので、これらのステーションの拡大あるいは充

実、こういった点は、いつの時点から、また何カ所ぐらい具体的にふやす意向があるのかどうか、伺っておきたいと思います。

またさらに、現在そのステーションをもとにして現在は２週に１回、回収をしているようでありますけれども、さらに充実をする目的ということで、毎週これらのものができないかどうか。

さらに、いわゆる資源リサイクルの品目が７品目というふうにうたわれておりますので、かなり広大な敷地をとるということから、これから拡充、拡大する場合、もう少し置き場所の点を考慮して、もうちょっと統一というんですか、そういうような分別収集のための方策ができないのかどうか、それらも含めてお伺いしたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　環境部長。

**○環境部長（山口正夫君）**　御質問の中にございますように、現在、87カ所で実施をいたしております。現在、ステーションの場所の設定がほぼまとまりつつございまして、10月１日から、さらに75カ所、市内で増設をしたい、このように準備を進めているところでございます。これが進みますと、本年度おおよそ65％から70％の市内の地区が分別収集の対象地区になる。今後といたしましては、残りを来年実施をし、100％に持っていきたい、このように思っております。

そこで、次の質問でございますが、今現在、月に２回、２週に１回ということで実施をいたしておりますけれども、これを毎週にできないか、こういうお話でございます。私どもといたしましては、来年度、市内全域に先ほど申しましたように拡大し、制度として安定していくもの、というふうに考えております。その中で回収頻度、回収品目、ステーションの数などが妥当であるかどうか、これまたステーションの数がその地区に足りないというようなことも出てくるのではなかろうかと、このように思いますので、それらのお答えの趣旨につきましてもまた、１回にする、前段でもう少し中身を充実していきたい、このように思っております。

それから、３点目にございました、分別の種類をもう少し、今、紙を４種類、あと空き缶、それから瓶を色別にということで分別をしていただいておりますけれども、この分別の種類をもう少し少なくするということで、その場所が狭くて済むのではなかろうか、こんなお話でございました。確かに出しやすいということはあると思います。

ただ、現在、資源物の再利用のルートを見ますと、大変価格が下がっているという現状がございまして、その資源のルートでも、その価格が下がっているだけに、少しでも作業コストをかけたくないということから、現在実施しておりますのは、最低限の分別

の種類、このように思っています。これをもう少し大ざっぱにということで、瓶、缶を例えば一緒に実施をするということになりますと、今度はそれを分別する作業場を別につくり、他市の例を見ますと、ベルトコンベア等で作業してきているケースも見られますけれども、そのような分別をしませんと、今度は再資源のルートにのせる部分で多少の問題が出てくると、こんなふうに思っています。

御質問の内容、排出方法、そのようなことを考える中での、今後の、いかに出しやすいかということ、また、今、本年度モデル地区として実施いたしておりますけれども、例えば小中学校では空き缶のみ実施をしている。こういう空き缶のみの場所が、もう少し全体的な量が多いならば、そのようなことも考えなければならないでしょうし、これらもモデル地区を実施した経過を見ながら、今後、資源回収の方法、あるいは市民への協力要請、こんなようなことはぜひ検討していく課題である、このように思っているところでございます。

以上です。

**○副議長（宮沢清子君）**　小島　久さん。

**○6番（小島　久君）**　ありがとうございました。

ぜひひとつ、この日野市の資源リサイクルの件につきましては、恐らくこの事業者は、共同組合で行っていることと思いますので、仕事がスムーズにいくように行政とぜひ話し合って、よりよい効果を上げていただきたい、このように要望しておきます。

最後の質問に入らさせていただきます。違った角度から質問をさせていただきます。市長、助役、収入役にお伺いいたします。晩酌というんですか、お酒の話でございますけれども、ビールに例えて、毎日か、あるいは時々でも、自宅で恐らく飲むことがあろうかと思いますので、時々でも飲んでいれば、飲みます、ということで結構でございます。しかもそれは、缶ビールを飲むのか、瓶ビールを飲むのか、そのことをちょっとお伺いしておきたいと思います。市長から恐れ入りますけれども、お答えをいただきたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　一番小さい缶ビール程度を基準にして、毎晩というふうに言っていいかどうかわかりませんが、健康のためにある程度飲用しているというふうにお答えしておきます。それから、その空き缶はきちんと分別をしております。

**○副議長（宮沢清子君）**　前田助役。

**○助役（前田雅夫君）**　私は、晩酌というふうなことはしておりません。ただ、夏場、

冷や汗をかいたときには、缶ビール程度は飲むことはございます。

○副議長（宮沢清子君）　坂口助役。

○助役（坂口泰雄君）　前田助役と同じでございます。

○副議長（宮沢清子君）　収入役。

○収入役（落合　豊君）　余り好きな方ではございませんけれども、かなり長期間にわたっていただいておりますが、余りビールは自分の好みに合わないものなので、たまに缶の方をいただいている、そんな状況でございます。

○副議長（宮沢清子君）　小島　久さん。

○6番（小島　久君）　ありがとうございました。

日野市の理事者はすべて、缶党であります。瓶ではないわけです。私は、瓶も缶も、そのときの状態によって、両方いただきます。なぜ、そういうようなことを質問したかということであります。つまり、原価計算をしたかったわけであります。缶は350ミリリットル、酒屋さんで220円であります。瓶は660ミリリットル、酒屋さんで330円でございます。1ミリリットル当たりそれぞれ計算いたしますと、缶は63銭になります、瓶は50銭になります。これは350と660という元が違いますから、これを同一の単位にしますと、瓶が50銭で、缶は74銭ということで、24銭も缶の方が高いんです。つまり、24銭というと、相当高いんです、やっぱり。何割ぐらいになるんですか。50銭に対して24銭高いわけですから……（「5割」と呼ぶ者あり）そうですね、5割。やっぱり黒川議員さんは頭がいいです。私が計算できないのをすぐ計算していただきまして、ありがとうございます。つまり5割ぐらい高いんですよ。ということは、1日ビール1本を自宅で飲むと1カ月30本ですから、1万円なんですね、ビール瓶だと。缶だと、1万5,000円近くになるわけです。

このことは、どういうことが言われているかといいますと、今、理事者の御答弁、何を飲んでいるかということをお伺いしましたら、缶というのが圧倒的でございました。この原因は、いわゆる共働きとか、あるいは単身赴任の増加だとか、あるいは瓶の配達需要が減少していることとか、あるいはビール会社自体の瓶から缶に生産を変えている状況、そういったことが原因に挙げられると思うのであります。つまり、生活様式の変化に逆らえない状況が来ているんではないかと思うのであります。ちなみにキリンビールは、1980年代では、缶が40％、瓶が56％のシェアでありましたけれども、実に缶の方がさらに多くなって、半々の状態になっているというデータがあります。また、アサヒビールにつきましても、缶と瓶の製造が逆転していると、こういうことであります。し

たがって、それらは缶ビールの生産量がどんどんふえているということが言われております。

一方、これを今度リサイクルするときに、先ほど市長、自分のうちで飲んだときに、缶はちゃんとつぶしてリサイクルをしております、こうおっしゃったんですが、同じリサイクルでも、瓶のリサイクルと缶のリサイクル、結果はあるいは同じかもしれませんけれども、私は缶のリサイクルは、缶は缶として再生ができない。アルミ缶にしてもスチール缶にしても、これは別のエネルギーを加えて、別の製品に、例えばスチール缶は鉄筋建築資材の鉄筋に変わるというふうに伺っております。同じエネルギーが循環するわけでありますけれども、さらに別のエネルギーを加えて、製品としていわゆる建築資材の鉄筋、そういったものに変わっていく、あるいはアルミ缶はアルミサッシ、そういうようなものに変わってくる。瓶は傷がつかない限り、そのままの形でリサイクルに回っていく、ということで、しかも先ほどの、日野市にステーションたくさんあるわけでありますから、しかもそれを拡大して、リサイクルに運動していこうという考え方からすれば、むしろ瓶の中身が安くて、リサイクルになると、こういうことを考えますと、ただ量の問題もございますけれども、瓶にも小瓶、中瓶がありますので、ぜひそこらあたりも考えて、どちらがいいのかなあ、というふうに、私自身は、瓶の方がいいんじゃないかというふうに思っておりますけれども、ぜひひとつ、その辺も、リサイクルを行う関係部課で検討していただきまして、市政に反映していたたければと思いまして、質問の最後に取り上げました。特に御答弁は結構でございます。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって16の１、ゴミに勝てるかゴミ減量リサイクル作戦について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時43分　休憩

午後４時15分　再開

○副議長（宮沢清子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問17の１、多摩平団地14階ビル群を建てる森田市長の構想を問うの通告質問者、夏井明男さんの質問を許します。

〔23番議員　登壇〕

○23番（夏井明男君）　それでは質問をさせていただきます。この問題につきましては、鈴木議員、吉冨議員の方で質問をされていますので、重複を避けた形でお話を承りたいと思います。

私の表題は「14階建てビル群」ということになっております。質問の要旨としては、全体的には公団との交渉経過、それからその交渉の結果、並びに市民へどういうふうな報告をされてきたのか、というのが第１点でありました。それから、今後の手続としてどういうふうに展開をするのか。３番目に、いわゆるこの高層ビル群の市民への影響、住環境の検討をどういうふうにされてきたのか。それから、その14階高層のメリットとデメリットの件ですね。最後に、家賃対策、高齢化対策ということで質問の提出をいたしております。しかし、この時点では、ほかの方から質問をされるということを予測しないで書いてきましたから、この中で答弁のあったものについては省きたいと思います。例えば、高層ビルのいわゆる2,000戸増の14階建てという構想はどういうふうに出てきたのか、それはるる市長の方からお話は承ったところであります。それで、この事前に出しました質問要旨の中の今後の手続のところに絞ってお話を承りたいというふうに思います。

市長も再三お話を聞いておりますから、十分承知をしていることですが、要するに部会への参加の問題です。ちょっと私の方で間違っていれば、訂正していただきたいんですが、平成６年の４月だと思いますが、住都公団多摩平団地建て替え事業行政指導本部設置要綱ということで、調整第１部会の方に、これは対住民対策ということで、住民の要望を聞くというふうな部会ですね。ここに多摩平のまさに住んでいる方の視点からの発想といいますか、そういうものは非常に大事なわけですから、ぜひこれにも参加をさせてほしい、こういうことです。この１点に絞って市長にお聞きをしていきたい。ぜひ参加をしていくということが、日野市の今までの歴史、それから将来つくられるであろう基本構想、長期計画の精神等から見て、この問題については今これからやりとりしなきゃいけませんが、いろいろの角度から見ても、突出した話ではないし、妥当な話だというふうに私は思っておりますが、どうでしょうか、その１点です。

○副議長（宮沢清子君）　夏井明男さんの質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　これまでも何人かの質問にお答えをしてまいっておりますが、特に夏井議員さんから、ビル群を建てる森田市長の構想という表現が行われていることについて少し弁明した後から……（「いや、結構です。それはもう、答弁いただいてい

ますから、十分いただいていますから、結構です。時間がないから」と呼ぶ者あり）いや、多摩平団地の建て替えは、これはあくまで住都公団の公団側の一定の判断なり、目的によって建て替えたいという意向は伝えてきているということでありまして、日野市が求めたことでもありませんし、まして森田市長が構想を持っているなんていうことでは、そういう課題ではない、ということだけははっきりしておきたいと思います。そして、都市整備公団に私の記憶しております、大きい日野市の対応といたしましては、今住んでいらっしゃる市民に御迷惑の及ばないこと、別の言葉で言えば、困った状態をつくり出さないということであります。それから日野市といたしましては、日野市の都市計画を尊重していただく。ましてああいう今日までの優秀な団地として日野市の誇りの一つでもあるわけでありますから、いわゆる団地の環境、特に樹木が多いということでありますので、その樹木は最優先をして、尊重してくださいということ。日野市の要望については、これから具体的に対応しながらということでありまして、日野市から何か積極的に項目をつくって今申し出ている、というようなことはないわけであります。これから公団側の提案に対して、日野市としての対応を行うと、その対応の仕組みが「調整部会」という言い方で、日野市の行政に沿った部会を設けておるということであります。

それから、現在住んでおいでになる住民の方々にいろいろな情報を伺ったり、またお伝えをしたりする、そういう役目は当然でありますから、調整部会に何か組織に議員さんでも定めていただいて迎えるということではなくて、なるべく機会を多く設けて、情報は情報としてお伝えをし、また御意見を聞くと、こういう関係に置きたいということでありまして、全く今まで決まったこともありませんし、それから日野市が突出した行政意図を持っているということではありませんので、そのことをまず、一般論として御承知おきいただきたいと思っております。

**○副議長（宮沢清子君）**　夏井明男さん。

**○23番（夏井明男君）**　市長、そういう話だけでは、納得ができないんですよ。要するに、こういうことなんです。市長はこういうことをおっしゃっています。要するに、今の市民参加、例えば住民自治をさらに前進、ということでテレビでも放映をされましたけれども、日野市で「市民参加の推進要綱」というのをつくりましたですね、つい最近。これはどういうことかというと、市長がおっしゃったように、動機について、要するに間接民主主義という仕組みが非常に弊害を持つ面が出てきている、ゆがみが出てきている。それに対して、直接的な直接民主主義の原理を導入していかなきゃいけないんだ、

そういうことで市民参加を、住民自治の大切なエネルギーとしてやっていきたいんだ、こういうお話をことしの２月の４日に言われています。（「そのとおりです」と呼ぶ者あり）そうですね。その第１条に「この要綱は、日野市の市政における市民参加について必要な事項を定め、市政のあらゆる分野に民主的な市民参加の場を保障することを目的とする」と、こういうことなんです。この信念から言ったら、今私が話をしているのはどこがだめなんですか。それを明確にお答え願いたい。

**○副議長（宮沢清子君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　だめだと言っている部分は一つもないわけでありまして……（「だめだと言っている」と呼ぶ者あり）今読み上げていただきましたとおりの趣旨と精神に基づきまして、市民参加をなるべく尊重していきたいと、こういうことであります。

**○副議長（宮沢清子君）**　夏井明男さん。

**○23番（夏井明男君）**　いや、ですから、今私が要するに、公団のまちづくりの中で住んでいる人の意見を聞くということですね。要するに市長は公団じゃないわけです。公団からの提案があったものを、市民の方がどういうことを考えていらっしゃるのか、どういうことを悩んでいるのか、それを集約をして、反映していかなきゃいけない、と再三おっしゃっていますね。その場を提供するということが一番大事じゃないですか。それで私は、それはなぜいけないのか、一般の行政の仕組みから言って、一般論として、という話でおっしゃっているけれど、到底納得ができない。ここだけの話をされているんですから、参加されていいじゃないですか。制度的にだっていいじゃないですか。何の問題もありません。むしろ制度的に問題があるんだったらおっしゃってください、具体的に。根拠を示してください。

**○副議長（宮沢清子君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　これから実務としていろいろな手法をもって具体化すると、これまた話し合いで十分成り立つことだというふうに思っておりますから、いけないと言ったことは一つもありませんし、どのように対応するのが一番適当であるかということの検討を進めつつあるところだと、こういうふうに御理解をお願いしておきたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　夏井明男さん。

**○23番（夏井明男君）**　市長、それ、全然納得いかないんですよ。というのは、例えば先ほど小島議員から出ましたが、日野市の住みよいまちづくり指導要綱の細則とありま

すね。ここで、23条のところに、日野でこの要綱にかかるような大きな住宅とかビルとか建てる場合には、地域の周辺の住民の方にも、住環境とかそういうのが余り変化してはいけない、そういう方の要望を聞かなきゃいけない、というふうになっていますね。そういう精神でこの細則があります。それはどこに書いてあるかというと、23条に「事業者が開発事業をしようとするときは、その開発区域周辺の住民に、開発事業にかかる計画――これも具体的な計画ですね――の周知を図るために、要するにそういうものを設置しなさい。さらに市へ届け出なさい」というふうにまでおっしゃっています。この精神というのは、周りの方への配慮なんです。それで、それについて実際に運用していると。日野の議会の中でも請願等で、この問題はいろんなケースが出てきます。私が非常に印象的なのは、そういう業者の方、それから市の方も労をとって、住民の方、住んでいる方、それから建てようとされる方、三者で話し合っていろいろやってきています。そういうことを実際やってきている。この精神から言っても、大きな公団を建てるというときに、その周辺の方だけの事情じゃなくて、まさにそこに住んでいる人の話を具体的に聞いていくという場があっていいんじゃないですか。なぜ、いけないんですか。そのために、まさに部会の方に参加をさせてあげて、意見を聞くということは大事なことじゃないですか。いや、承知していますよ、その辺は。前提としてわかった上で話しているんです。どうぞ、答えてください。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　なぜ食い違った受け取り方をされたのか、ちょっと私も判断に悩むわけでありますが、公団の情報を聞いて、一応市の大きい原則として、公共の福祉の増進ということを原点としたこの住宅の戸数をふやすということについては、これが一番大きい課題のはずでありまして、公団には日野市は、賃貸という住宅として、できるだけ御協力しましょう、というふうにはお答えをしておりますが、その計画としての戸数要件でありますとか、またその計画を執行するための、実施するための戸数でありますとか、建物の高さでありますとか、そういうことはこれからの具体化の検討課題ということでありまして、私どもがそれを何かまだ、公団側の意見は、計画はあると思いますけれど、それを何か交渉して、どうこうしたということではないわけであります。ですから、住民の方々にも、もちろんそういうことで納得をいただくわけでありますし、参加の具体的な方針は、これから十分御意見を聞きながら、一番信頼のできる関係を設けていきましょうというつもりでおりますから、何か市が、大変な姿勢を強く張っているなんていうことは全くありませんので、そのように理解をしていただくことだという

ふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君）　夏井明男さん。

○23番（夏井明男君）　市長、突出した話を私は提案しているんじゃないんです。要するにその第１部会というのは、そこに住んでいる方の意見を取りまとめましょう、聞きましょうという窓口なんです。ですから、私が先ほど申し上げた、市民参加を推進する要綱を定めている、これはまさに市政のあらゆる分野です。市民の参加の場を保障するというふうに、原則を述べていらっしゃるんです、原理を述べていらっしゃるんです。これは何も日野市の突出した話ではなくて、時代の流れだと思うんです。

身近な例を申し上げれば、例えば多摩市のコミュニティーセンターがありますけれども、ここに貝取のこぶし館というのが完成をしました。これは行政図書室の方からいただいてる資料ですが、この中では、この辺の地域の方の全世帯を調査をして、意見を聞いて、住民が設計から参加したというふうな話なんです。私は、これは今私が調整部会というか、要するに皆さんの意見をまとめるところに入るということよりも一歩先に進んでいるんです。ですから、決して突出したことでもないんです。ましてこれは企画財政部長に聞かなきゃいけない話ですが、今総務委員会で検討されている基本構想、それから長期計画、この日野市の基本構想、長期計画の一番の特色は何ですか、という話を私、聞いたことがあります。これはどこの市町村でも、大体似てきちゃうわけですけれども、一番の目玉は何かという話を聞いたことがあります。それに対して、答弁は何かというと、市民参加の点なんです、という話があるんです。

その点から長期計画、基本構想を見ますと、今私がこの貝取のこぶし館ということを話したとおり、一つの公共施設を建てるのでも、一番初めにどういうふうなものをつくってほしいのかということを集約をして、それをまとめていくという作業までに市民参加が図られているんですね。これは日野市の長期計画にも入っています、この文言は。これは企画財政部長に聞けばわかることですけれども、そこまで実際の市民要望を踏まえて、それが一番いいだろう、まさに使う人の要望ですから、いいだろう、ということになっているんです。いいですか、市長は再三「公団とは直接交渉しないで結構だ。十分あなた方の環境の問題、生活の問題については守りますから」という話をされていますでしょう。その精神と、今、市の方向性、それから日野市の長期計画等を踏まえても、何の違和感もないんです。どうですか。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　違和感もございませんし、そのつもりでおります。そのとお

りに御了解いただければよろしいんじゃないかと思っております。

○副議長（宮沢清子君）　夏井明男さん。

○23番（夏井明男君）　ですから、この中に要するに実際に住んでいる人の一番の声の反映ということが、今、自治会でもアンケートをとったり、いろんな要望をして、集約をする作業をしているわけです。ですから、その意見を、それはとるかとらないか別ですよ。それは市長がおっしゃるように、国の段階、都の段階の住宅政策はあります。そういう視点もあるでしょう。しかし、実際にそこに住んでいる人の視点から、目線から見ていくということが一番大事ですよね。それを一番端的に謙虚に受けとめていく場というのは、その場で一番適正だと思うんです。ぜひ参加させてあげるべきじゃないですか。どうですか。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そのとおりに今後やっていくつもりでありますから、何か何のために、そういう言い方で指摘されるか、ちょっと私にも不思議な感じがすると、こういうことでありまして、きょうも担当の課長が、何か先日「市長相談」に質問に見えた、そういうことについての回答かたがた、そしてまた、議会が終わったら、市長もきちんとした日程等を設定して、お話に出向いてまいります、というふうにお伝えをしておきなさい、こういうふうに伝えておきました。

○副議長（宮沢清子君）　夏井明男さん。

○23番（夏井明男君）　そうすると市長、あれですか、今私の話をわかっていただいて、行政の対市民との中でどういうふうな意見を聞いていったらいいかというその場ですね、その中に参加して結構だと、こういうふうに理解してよろしいですか。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　わかっていただいて、とおっしゃっいますけれど、初めからわかっているつもりですから、きょう改めてわかったということではございません。基本的な姿勢としてそういう姿勢を、市民参加の姿勢を貫くというのが日野市の行政の特色である、というふうにどなたも御理解がいただけているんじゃないかと思っております。

○副議長（宮沢清子君）　夏井明男さん。

○23番（夏井明男君）　市長、私は言葉の詭弁をやっているんじゃないんです。要するに私は、明確に再三話しているとおりです。そして、これについては多摩平の方も望んでいるわけです。要するに市営住宅の審議会という制度もありますね。ここにも、市営

住宅に住んでいる方の意見も聞きましょう、ということで審議会に参加もしています。参加の窓口もとっています。ですから、いろいろな角度でとっているわけです、そういう形を。決して私は、公団の方に失礼になる話でもありません。どこをじゃあ、法律的に制度的に第何条にこうだ、というふうなものがあればおっしゃっていただきたい。私が例えば提案すれば、この市民参加の推進に関する要綱、３月１日の制定ですが、これの特色だっていいじゃないですか。これは一般原則でね。一つひとつの場面が出てきます。今、多摩平団地の建て替えの問題、大きな問題ですね、2,800からの問題、こういうふうな問題が、私はいろんなところで出てくると思うんです。小さな問題において先ほど私、話したように、準則、細則、それについてすら、周辺の住民の方も市と建て主と三者で話し合いをしているわけでしょう、今現実に。日野市だって随分やってきているじゃないですか。請願もあったりして。その中でいろいろ工夫をして、住民の方の要望も取り入れて、施行業者の方からも譲ってもらって、そこに法律との乖離がありますから、そこで苦闘しているわけですけれど、そこで現実にやってきているわけです。ですから、これを一般原則とすれば、要するにそれの特色ということで、そういうふうな分野に対しての要綱をつくって、まさに市民参加の場をつくってあげればそれで済むんじゃないですか。どうですか。

**○副議長（宮沢清子君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　そういう方針を実務としてこれから展開をしようというつもりでございますから、そのように御理解をいたげれば、突出でも何でもなくて、ごく自然な行政側の何といいましょうか、調整という機能によって成り立つというふうに思っております。

**○副議長（宮沢清子君）**　夏井明男さん。

**○23番（夏井明男君）**　市長、外人としゃべっているんじゃなくて、議事録を見ればわかるでしょうけれど、要するに私の話に対して避けていらっしゃる。要するに私が、まさに具体的な提案をしている。それに対して、「精神的なもので私はやっています」という答弁なんです。それに対する今までの経過が、前の議員の答弁にあったとおりの話なんです。ですから、そういう抽象論ではなくて、具体的な場として、今私が具体的に提案しているわけですから、それでやってはいけないという弊害というんですか、夏井さん、それはむちゃだよ、それは市民参加でもなんでもありませんよ、法規的にもそうですよ、制度的にもこうじゃないですか、ということを明確におっしゃって、そこまでは認めません、というふうな答弁できませんか。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　意思疎通の手段ですから、何か御指摘について特に私の方がちゅうちょしているとか、あるいは状況に適応しないというふうなことではなくて、これからだんだんと具体的な課題に進むことになるでしょうから、そういう市民参加という手法をなるべく機能するようにつくっていこうと、こういうつもりですから、そのように御理解をお願いをしたいということでありまして、私の方も別段、何か拒否せいとかなんとかということは全くあるわけではございませんので、御理解をお願いいたします。

○副議長（宮沢清子君）　夏井明男さん。

○23番（夏井明男君）　市長、要するにこの団地の建て替えについては、鈴木さんも７回、私も７回やっているわけですけれど、いろんな話をさせてもらいました。それで、いろんな情報を提供しますよ、という話もしてくれました。しかし、ほとんどその中身について話はなかったですよね。実際、そういう形です。我々もこれ、形を変えれば市民参加なんです。しかし、市長のこの市民参加というのは、どういう場面を提供する、私の話しているのが一番適切でしょう。第１部会からずっとあって、いろんな分野があるわけでしょう。その中に参加をさせてあげるということが、どこに違和感があるんですか。だから、弊害があるなら言ってくださいよ。一番私は適切だと思います。だから、間違っているんだったら、間違っていると言ってください。私もそれに対してこうだという意見を申し上げますから。（「夏井さんの趣旨と同じ趣旨で進めているっていうんだから、いいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）いや、私が納得ができないから話を、私が無理難題で、何か外人みたいな発想でやっているなんら別、私も日野に住んでここで議会をやってきていますから、市長の物の考え方はわかるから話をしているんで、無理強いしているわけじゃないんです。明確に答えてください。できないんならできないで、ちゃんと言ってください。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　だから、できないということを一つも申し述べていないつもりですから、御指摘のとおりにこれから具体的な方式といいましょうか、やり方といいましょうか、協議をしながら進めていきたいと、このようにお答えをしているのが私のすべての回答でございまして、何か別のことを構えてというようなことは全くございませんので、虚心坦懐、フランクな姿勢で市民参加の形式をだんだんと整えていきたい、こういうことであります。

○副議長（宮沢清子君）　夏井明男さん。

○23番（夏井明男君）　市長、どうしてもそこへ参加させるのが嫌なんですね。だから、理由を言えばいいんですよ。それに対しては、今一般論として行政のあり方として、要するに行政システムのあり方からいって、それはだめなんです、という一番の入り口でその話をされたでしょう。ですから、そこのところをもう少し中身として展開してほしいんです。それがどうしてだめなのか、どこに弊害があるのか、どこに長所があるのかということを、市長、おっしゃっていただきたい。市長自身がだって、市民参加の要綱を定めているんだもの。その精神からいったら、これは当然、そこから押していったって、道理になってくるじゃないですか。それが今までの手法の行政の、まあ何百年とは言いません。明治以降からの行政のシステムとして、そこまではあり得ないんだということであれば、それはどうしてだめなのか、そこのところの話をしてもらいたいんです。ただ抽象論で、それはだめです、行政のシステムとしてだめなんです、という言い方では、納得できる段階じゃないんですよ。だから私も具体的に出しています、いろんな例を。その延長線まで行かないまでも、それと同じでしょう。それはそちらではどうしてだめなのか。それは要綱をつくればいいのか、条例をつくらなきゃ乗り越えられないものなのか、法律の壁があるのか、その辺のことをお話ししてください。これは一度の質問じゃありません。もう七、八回ずっと、いろんな角度からされているわけですから。――助役、いいですよ。この間のあれじゃないけれども、要するに補佐的な立場でいらっしゃるんだから、市長、答えてください、本部長なんですから。多摩平建て替えの本部長でしょう。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　何回お答えしても御理解がいただけないということになれば、行政の側からいろいろな御説明の仕方をし、そういうことで御理解をいただける前進があるんではなかろうかと、こんなふうに思うものですから、我々の行政を責任持って組織の中にあります人たちにもお答えをし、考え方を説明をして御理解いただくという努力をひとつさせていただきたいつもりであります。

○副議長（宮沢清子君）　夏井明男さん。

○23番（夏井明男君）　それでは、市長、市長がじゃあこれから、市民参加を今求めているわけですね。私たちの声も聞いてください、情報も知りたい、という話をしているわけです。それを今本部長としての市長は、どういうふうにそれを市民参加として生かすのか、そういう場を提供しようとされているのか、その話をしてください。

○副議長（宮沢清子君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　まず、共通理解を基礎的に進める手段としては、やっぱりきちんとした意見交換の場をなるべくしばしば持つことによって、事がスタートするんではなかろうかと、こんなふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君）　　夏井明男さん。

○23番（夏井明男君）　　市長、それでは、これは都市整備部長に聞きますけれど、あした（９月13日）ですが、用途地域計画の手続をされているわけですけれども、東京都の方へ日野市としてはこういうふうなまちづくりで進めますということで、原案ですね、原案といっても、住民の方には説明しました、納得もしてもらいました、そういうことで東京都へ持っていかれると思うんですが、そこら辺、要するに準手続的にどういうふうになるのか、話をしていただきたい。手続論で結構です。

○副議長（宮沢清子君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　　東京都へ今議員さんが御指摘のように、９月13日、明日になるわけでございますけれども、これは東京都全域でございます。同時でこの用途地域関係は進めておりますので、東京都全域で９月13日に用途地域の各市の案を提出するということになっております。それで、この案が提出されますと、東京都はこれを東京都の素案という形で今後縦覧を、都市計画法に基づく縦覧、それから公聴会等を行っていくと。そして最終的に、今予定しておりますのが、平成８年の都市計画地方審議会でございますけれども、これに付議される。それで決定をしていきたいと、これが大きな流れでございます。

○副議長（宮沢清子君）　　夏井明男さん。

○23番（夏井明男君）　　ですから、その中身とすれば、恐らく東京都の方へ公団の方と担当の方と市の方も、それから都の方で、その原案の前の段階で、何回か詰めていると思うんです。そうですね、詰めていらっしゃると。要するに東京都のマスタープランとかそうなってきますから、そして多摩平団地はこうだ、というふうなものを詰めていらっしゃる。そこの詰めているところは、もう詰め終わったのかどうか、そういうふうに理解していいかどうか、ちょっとその辺、お答えお願いいたします。

○副議長（宮沢清子君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　　これは初日ですか、鈴木議員さんの御質問にもお答えしましたけれども、東京都からこの見直しにつきまして、基準、それから方針等が示されております。この用途の見直しに対する基準、それから方針等が東京都から示されて

おる。この基準、それからこの方針、これに基づきまして市で案をつくった。当然この案をつくる段階で、東京都とこの内容的なもので、具体的には個々の場所のそういう問題について一応の都の了解はいただいておるということでございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　夏井明男さん。

**○23番（夏井明男君）**　まさにその了解の内容、中身なんですね。それは要するに、私は象徴的な表題になっていますが、いわゆる14階建てのビル群ということを象徴的に申し上げましたけれども、その中身についての概要、この答弁は市長もおっしゃっていましたが、大枠においては決まった、あと細部について詰めるんだとう、その大枠というのは、大枠のその中身です。その模型があるそうですけれども、そこら辺の大枠のところの中身をちょっとお話をしていただきたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　東京都と、それからこれは我々の方、市の方もそうでございますけれども、部分的にここへこういう高い建物とか、それからここへこういうものをつくると、そういう具体的なものは都に対してもまだ行っていないと思います。要するに総体の枠の中で2,000戸増をするには、標準的にこのくらいあれば足りると、容積率等からある程度計算されてくるわけです。そういう形の総枠で決めて、今のこの用途の見直しはしておると。それから、先ほど来市長の方からも話出ましたけれども、これからその内容を、そういうものは、具体的なものは今後検討して、公団と詰めていくということになるわけです。今部会で検討しているのが、その内容をこの前公団から一応、公団の試案というものを聞いたと。段階的には、こういう段階に来ているということです。

**○副議長（宮沢清子君）**　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（宮沢清子君）**　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。夏井明男さん。

**○23番（夏井明男君）**　そうしますと、例えば用途地域等の見直し、資料いただいていますけれども、日野市の要綱、基準法、要綱、条例があるわけですけれど、その要綱もクリアさせるということで図面を引きますと、例えば駐車場も、どれぐらいスペースとるかというのを全部こう、かなり細部について要綱で決めています。細則まで入っているわけですから、それで計算してくる。緑の問題も、現状の緑の数というものを確保す

る。そういうふうに詰めてきますと、公団から今提示されているのを大枠で認められた、というふうに本部長は答弁されているんです。市長が兼任していますが、本部長が答弁されている。大枠として答弁されているということは、公団からそういう要綱についてクリアしている。当然条例もそうですが、そういうことを全部、緑についてもみんなこう、全部詰めてきて、それでできた大枠というのがあるわけです。だから、今、大枠と細部というのが、どの辺まで細部でいいのか。例えば、2,000戸増というのは、要するに文書で取り交わされたものなのかどうか。例えば今、細部を詰めていった。例えばウナギの寝床のような住宅がふえてくるんじゃないか。風圧の問題があるんじゃないか。それからもう一つ、こういう問題もあります。要するに住んでいるお年寄りが、現状の間取りでもいいから、できるだけ家賃を下げるような戸数も欲しいという希望があるんです。ですから、そういうようなものを織り込んでいくような形のものを、その箱の全体的なものに今度織り込んでいくという作業、それで私はおやりになるんだろうと思うんですけれども、大枠としてその建蔽率の問題とか駐車場の問題の場合は、おのずと大枠はもう、公団の設計以外に、それじゃだめだよというもの、根本的なものは私、ないと思うんです。おおむね私は了承されると思うんです。全くそれを根底から覆すだけのものありますか。例えば９月13日に出した、2,000戸増というふうにやったけれども、実際にこれは上からの発想であって、下からの発想じゃなかった。生活者の視点から立ってみると、こういうわけにいかないということで、例えばそれを1,000戸にするとか、そういうことは可能なんですか。９月13日以降に出しても。私は不可能というふうに見ているんですけれど、そこまで2,000戸増にするということを東京都の方も了承して、それで応援をしているでしょう。市もそれに積極的に協力しています。市長の答弁で。そこのところの大枠の話をしてください。

**○副議長（宮沢清子君）**　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　この用途の見直し、それから用途にかかわる前段といたしまして、先ほど市長の方からもお話ございましたとおり、この公団の建て替えの公団からの考え方の大枠ですね。2,000戸の増、それからすべて賃貸にしますとか、この大枠については、一応話し合いの中で、ある程度の合意が出された。それに基づいて計算をしますと、この今の2,000戸という増戸の計画ですね、これは今の計画、新しく変更しておるこの用途でしたときに十分対応できると。現時点で私の方で把握しているのは、そこまでの内容でございまして、これが今御質問のように、1,000戸でいいのかどうかと、こういう話には、私はならないんじゃないかなというふうな気がしております。

これは今後の話し合いの中でどういうふうになってくるか、ちょっとわかりませんけれども、この用途の決めた考え方からいくと、基本的には2,000戸という考え方であろうというふうに考えております。

○副議長（宮沢清子君）　夏井明男さん。

○23番（夏井明男君）　技術的な観点からしても、また東京都の方に事前に、その素案をつくる過程にしても、そこまで相談にのって詰めて、それで用途見直しまで詰めてやってきていますから、日野市はじゃあ、2,000戸を1,000戸にしますなんて言ったら、東京都が怒っちゃうでしょうし、公団も怒っちゃうでしょう。文書でそれが取り交わされたのかどうかお話ありませんけれど、要するに初めから2,000戸ありきなんです。それが答弁がまさにこの間の本会議で、国の住宅政策、東京都の住宅政策の視点からの話なんですね。それで前から市長、おっしゃっているじゃないですか。象徴的な言葉で市長選のときに、何遍もおっしゃっている。要するに「この多摩平のまちの景観、長年住んできたその生活の重み、そういうものから考えて、木を一本も切りません。切らせることはいたしません」と、再三おっしゃっているでしょう。それをみんな聞いているわけです。市長、ですからね、そういうふうな話があると、受けたお年寄りやなんかは、原則的には多摩平団地というのは、こういうふうな生活空間で、原則的に維持されるんだなという理解をしているんですよ。ですから、その住宅環境の中で我々は生活をできるんだ、というふうに市長から聞いているわけです。そういうふうに理解するのは、もっともでしょう。一本も木を切りません。確かに一本も木を切りませんということは、それは物理的に無理だろう。ただ、まち全体の空間としては、そういうふうに維持されるんだろうというふうにすべての人が理解するのは、これはもう道理でしょう。それに対して、14階建ての建物でございます。要するに一変するわけですよ、まさに。まさに一変するわけでしょう。そこのところの話を市長、されていないんだもの。だから、一体市長は何をやっているんだと。市長選のときにあれだけおっしゃって、公約までされて、裏切られた、というふうに思いませんか、その１点で。そういうふうに思うのは、思い過ごしですか。わがままですか。どうですか、そこは。だから私はこういうふうに聞いているんです。だから市民の方にこれから、そういうふうな不安を持って、裏切られたんではないかという気持ちのある人もいっぱいいらっしゃるんだから、そうではないんだということを、今市長は抽象的な言葉でおっしゃっているけれども、現実にはそういうふうに進んでいるんだから、それを信用回復するにはそれしか道がないじゃないですか。そう思いませんか。そこに住んでいる人のわがままですか。わからない、わからな

いと言うけれど、私の方がわからないですよ。市長、どうですか。答えてください。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私どもの考え方といたしまして、公共の福祉のために自治体としてどういうような受け構えを日常的に持っていなきゃならないだろうか、という考え方になるわけでありまして、また、公共の福祉ということは、特に住宅政策では、家を求める、居住を求める方も国民の中に大きく存在すると。それから日野市民にも、現実にお住まいの方にも、公共の住宅に住居を求めたいという方もおいでですから、いわゆるキャパシティー、受け入れ能力として多摩平という今の団地の範囲で、そういうことは可能であるというふうな見解に立ちまして、したがって、戸数のある程度ふえるということは、これもやむを得ないだろうと。そしてそのことによって、日野市のいわゆる市政というエネルギーですが、多摩平周辺の商業圏の問題、あるいは南北通行の問題、いろいろな形で、将来により活力のある、もっと具体的に言えば、消費もある程度高めて、そして商店街や、それから市内全般の活性化に大きく役立つ機会とすべきではなかろうか、このような考え方で増戸論を一応受けとめたということであります。

それから、現在住まっておいでになる方、これはまさに住居は人権と言えるぐらい、居住権という立場に立っての生活の安定、将来に対する安心の確保、これらが大切でありますから、いろいろな建物の複合性によって、それでそれらの諸問題も解決といいましょうか、吸収といいましょうか、そういう全体的な構造論の中で諸問題をそれぞれ解決という形で収れんをさせる、このような見解でおるわけであります。何か過密をつくり出して、自然環境を破壊するということであってもなりませんし、したがって、自然環境を保ちながら、しかも建ぺい率を余り高くしないということで、高度の容積率でそれらを吸収していくというのが都市計画の手法だろうと、このように考えております。

担当の者に、これまでの多摩平に対して説明をしなかったというこの間指摘がありましたので、そのことを聞いてみましたら、一応説明会の会場、あるいは広報等による解説、そして今回は、見直しの市内の全体を市民によく見ていただいて、意見聴取の手続も進めてきた、このように申しておりますので、不行き届きの点が多々あったという御指摘に対しましては、これから十分説明をし、御理解をいただける努力をしなきゃならない、こう考えております。そのためのまた市民参加の要望だと思っておりますので、それなりのきちんとした対応で日野市全体の自治の能力を高めていきたいものだと、こう考えております。

○副議長（宮沢清子君）　夏井明男さん。

○23番（夏井明男君）　市長、私、怒りたくてこれ――市長、今そういうふうにおっしゃっているけれども、部課の方で聞いたら、それだけの概要を余り説明がいってなかったようで、これからやりますという話でしょう。これは何年も前からやっているわけですよ、この議論は。ここへ併設にしてほしいとか、リロケーション住宅的な方式はどうでしょうかとか、それからそこに新しく住まれると、まあ変な話ですけれど、市民税が増収になるんで、その一部を割いて建築費に先投資で投資をすれば、既存の団地以外に住んでいる方の違和感もなく、対策もできるんじゃないか、いろんな提案をさせてもらっています。で、市長はあるときに、そういうことも含めて、今鋭意検討してやっています、という話なんです。でも、ついこの間、お話聞いたら、これからするんですという、こういう話なんです。これは、だまされているんじゃないかというふうに思いますよ。それで市長、今そういうふうにおっしゃるけれども、多摩平に住んでいる方が心配で、市長、今現状はどうなっているんですか、これはどうなっているんですかというふうに聞きたいということで、要望書出していますよね、御返事くださいと。返事、まだ出されていないでしょう。病気もされたということで、待っているんですよ。市長、それはお読みになっているでしょう。なぜ返事を出してあげないんですか。

それから、先ほどのだまされたという言い方、木を一本も切っちゃいけないという話が、現状ではこういうふうに思うじゃないかという、市民の住んでいる人の感情とか、そういうのはわかりませんか。全然、御答弁ないけれど。それが政治の本筋だと思いますよ。そういうことをかわされて今の話をされる政治家は、私は間違いだと思います。真正面からそれに対して答えてください。それを答えられなければ、これから先について、市長がおっしゃっているじゃないですか。一人も泣く人を出さないようにしますよ、そういうふうにやっていきますよ、という話をされているでしょう。この言葉も無意味になりますよ。そういうふうに、その本質の問題なんですよ。ですから真正面から答えてください。心配をして要望書を出している。体のぐあいが悪くなられたからということで、まさに一日千秋の思いでずっと待ってきた。ところが、急にそういう話になってきた。住んでいる人からすれば、すがるような思いですよ。そこの思いの人のところに目線を当てて、その人に話しかけるように話してください。どうぞ、お願いします。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　相当長期にわたる事業でもありますし、時間的な手順というのは、まさにこれからだというふうに思っていたものですから、少々悠長過ぎたと、こういうことであったかもしれません。私も内部を督励することはもちろんでありますが、

そういう御指摘のような事情に少々気が長かったといいましょうか、そんな反省を今いたしておりますので、議会が終わったらという言い方もどうかとは思いますけれど、今後、なるべく誠意を持っていろいろな疑問や、それから要望にお答えのできるような進め方で取り組んでいきたい、こう考えております。

以上です。

**○副議長（宮沢清子君）**　夏井明男さん。

**○23番（夏井明男君）**　今の御答弁、ぜひ抽象的な話ではなくて、具体的に行動していただきたい。今非常に生意気な言い方をしますが、政治家が信用されない時代になっている。そういう時代に入った。ですから市長が「選挙の公約というのは、あれはスローガンです」というふうに本会議でおっしゃったでしょう。下水道の話です。沢田議員の質問だったと思いますけれど、「選挙の公約というのは、あれはスローガンです」という話をされた。また小川議員の方から、「現職の市長が公約を発表するときには、受け手は違うんだ」、そういう話も下水道の普及の関係で話をされた。いくら選挙だといっても、そういうことを振り回すような政治家であってもらいたくない。近くには多摩市のある市長さんは、非常に地味な選挙演説をされた。当選した後にちょっとお会いする機会があったので、率直に話をしました。市長は随分、地味な話をされますね、と言いましたら、市長は、「私も市長という経歴を持って、それで選挙戦に臨むということになれば、非常に一言一言が責任が重いです。ですから、どうしても地味な話になってしまいます」というふうにおっしゃっていました。これが私は政治家の良心だと思うんです。ぜひ信頼をかち得るように行動していただきたいと、生意気なようですが、要望して、この問題については終わります。

**○副議長（宮沢清子君）**　これをもって17の１、多摩平団地14階ビル群を建てる森田市長の構想を問うの質問を終わります。

一般質問17の２、児童・生徒の人権保障をいかに教育現場では確保しているのかの通告質問者、夏井明男さんの質問を許します。

**○23番（夏井明男君）**　第１問目の方が非常に時間がかかってしまいまして、質問を提出して答弁をいただいている理事の方には非常に申しわけないわけですが、質問させていただきます。

この問題につきましては、全国でいろいろ問題が出ております。報道されています。私のこの新聞の切り抜きでも、８月の23日の朝日の新聞ですが、岡山のいじめの「自殺で県教育委員会が校長らを処分」というふうな不幸な記事が出ています。御本人が亡く

なる前に、母親が、いじめを受けているんではないかと２回にわたって学校へ相談に訪れた。学校側は初め、相談した後、本人を含む数人の生徒に事情を聞いたけれども、いじめかどうかわからない、というふうな形で処置をとらなかった。その数日後に不幸なことがあったわけです。

で、日野の中でも、前にいじめの問題等いろんな問題で私も行政報告のときに報告をいただいてきましたけれども、こういうふうな記事が出たときに、親として、自分の学校は大丈夫かな、というふうに率直に思います。まして学校の閉鎖性ということも、学校の教育現場の中からも指摘をされるぐらいです。こういうふうな事例を通して、日野市ではこういうふうなもののないようにといいますか、現場で一つひとつのケースを見ますと、頭の下がるような思いで見詰める事例もありましたけれども、要するに現場の先生がかなり奮闘していらっしゃる、そういう場面もあります。一概にこうだというふうに原因的にも言えない問題ですし、これからもこの問題は戦っていかなければいけない問題ですけれども、それに対して今、日野市の現状を体系的に、個々の問題についてお聞きしたことがあります。しかし、制度としてどういうふうにしてそれが防げているというか、そういう制度的な問題と、それから現場の知恵の問題と、それから最終的には、教育は人に尽きるという、まさに先生の質と言う方は非常に失礼になるんですが、人格の向上を高めるような研修の場というんでしょうか、そういうところの背景といいますか、そういう努力をされている体系的なものを、ぜひここで話をしていただきたい。それよって、父兄の方にある意味では安心をしていただきたいというふうな気持ちも込めまして、この質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○副議長（宮沢清子君）**　夏井明男さんの質問についての答弁を求めます。教育長。

**○教育長（園田　匠君）**　お答えをさせていただきます。

３点あったかと思いますけれども、第１点は、いわゆる学校でいじめが起きたときに、学校は一体どういうふうにそれを対処し、または指導し、取り組んでいくかといったことだと思います。不幸にして新聞等では、いわゆる命を絶つというような報道もされて、心が痛むわけでございますけれど、学校というところは、子供たちが安心して心安らかにといいますか、安定した気持ちで学習、生活をする場でなくてはいけないわけでございます。そういうところでいじめが起きるというようなことは、本当に申しわけないというか、学校としては、そういうことはあってはいけないという立場に立っております。

そこで、一番肝心なのは、ふだんの指導かと思います。子供たちに教科の指導も、それから学級経営、やはり一人の友達として、人間として、お互いを認め合っていくとい

う、いわゆるそういった人権の思想というものを子供たちにきちっとつけていかなければいけないわけでございます。そういったような努力は、各教師一生懸命やっているわけでございます。しかし、集団が学級集団、または学校の何人かの中に、ふとしたことから相手を傷つけるような発言、または態度等がある場合がございます。そういったときに、それを受けた子供の心の傷つきというものは、非常に大きなものがあるわけです。そういったことに対して、どのように学校は指導し対応していくかということで、一つ具体的に、例えばこういうようなことがあります、考えられます、ということを申し上げさせていただきたい、こう思います。

まず第１に、学級担任でございます。学級担任は、やはり子供を見る目、いわゆるいじめを見抜く力というものが学級担任になければいけないと、こう考えております。学級担任の子供を愛する教育愛というものがあって、そして例えば、子供の服装が乱れている、元気がない、言葉遣いにちょっと不審な点がある、ということを見逃さないで感じ取る、そういう力が学級担任になければならないと思います。そういった学級担任または教科担任、教師によって、このいじめの一つの現象を早期につかみ取る、または把握するということがあろうかと思います。

それからもう一つには、子供と担任の人間関係、信頼関係というものがなければ、子供が、自分がいじめに遭ったときに、いわゆる教師に訴えてこない。または仲間の中で、こういうことがありましたと、先生に相談に来ないという状態があるということは悲しいことです。したがって、教師と子供の信頼関係、またひいては子供同士の信頼関係、こういった温かい中にこそ、いわゆるそういったいじめを早期に発見する土壌があろうかと、こう考えております。

不幸にして一人の子供が傷つくようないじめがあった場合でございます。これは担任が聞きっ放し、言いっ放しというようなことではいけないわけでございます。そういうことがあったら、よく子供の心を、また事情を聞くというようなこと、そして私は、これだけの子供が多い、学校は多くの子供を抱えております。したがって、一人の学級担任の力では十分ではないと考えております。ということは、一つのいじめの事象が起きると、その底辺には、やはりそういうような教育の中における土壌があると思いますから、いわゆる教師たちがお互いに力を合わせて、それをなくしていくような対策を立て、また努力をしなければいけない。そういった意味で、いじめがあった場合には、まず学校長へ報告するということ、それから学年でよく話し合っていくというようなことが次の段階として重要であると思います。また、学校長はそれに対して、事実の報告があっ

たら、その事実に基づいて、学校全体としてどのように対応していったらいいのか、また指導していったらいいのか。また、その子供に対してどう指導していったらいいのか、また、いじめる側の子供たちに対しても、どのように指導していったらいいかということを、きちっと指導の一つの考え方を確立するように教師と話し合って、指導助言をしながらやっていくということが大事だと思います。

また、中学校においては、生活指導という一つの部門がございます。ここでもってどういうぐあいに指導していくかということを段取りを立て、そしていかなければいけない。そして、全校の中で取り組むということが必要になれば、職員会で、または職員の研修会でと深めていくことが大事かと思います。これが第２段階でございます。

第３段階でございますけれども、これは心にかかわる問題です。いじめというのは、ある意味では。憎たらしいとか、または弱い者を仲間外れにするとか、非常に心にかかわる問題が深いので、それを解決し、子供たちを立ち直らせていくというのには、相当の教師の努力と、それから時間がかかります。それから温かい、子供を見詰めていくという一つの学校の雰囲気といいますか、方針というものが必要でございます。そういった意味で、いわゆる早急に対応するものと、時間をかけて指導していくものとに分けられて、そして教師が、それぞれの分野で努力をしていく。それも具体的にやっていかなければいけないと思います。そういった意味が第３段階かと、こう思います。

そして、やはり必ず指導を行っていく過程の中で、確認をしていかなければいけない。実際に子供たちが変わっているのか、子供たちの生活の中にそういう変わり方があるのか、変わっていく現象が見られるのかということを、事実に即してやはり見ていくということが必要かと、こう思います。それが第４段階だと思います。

次に、教育委員会でございますが、教育委員会の方は、学校長から報告または連絡等がありましたら、極力指導主事が学校へ赴いて事情を聞いて、そして、それでいろいろな学校のケースを土台にして、学校に指導をし、また助言をする、こういった対策が必要かと、こう思っております。これが第１点目でございます。

それから第２点目でございますけれども、これは、毎日指導しております教師の知恵というものは、やはり大事なものでございます。財産でございます。そういう意味で、その知恵をお互いに出し合って、そして、その中からどういう方法がいいのか、恐らく一つではないと思います。子供の性格、または今までの行動、起こってくる事象によっていろいろな指導方法があろうかと思います。そういったものを教師の知恵を結集してやっていく、それが生活指導部会であり、また学年会であり、職員の職員会であり、研

修会であろうかと、こう思います。そういった知恵を結集していくということが大事かと思います。

第３点目、教師の資質でございますが、最初に申し上げましたとおり、いわゆる教師の子供を見る目というものが、やはり温かく、鋭くなければいけない、と私は考えております。そういった意味で、研修会をやる、または生活指導に従事している生活指導主任、生活指導の先生方を集めまして、指導をしているわけです。その中で、生活指導主任の場合は、特に私は、事例研究をやっていく必要が大事かと思っています。例えば日野市の事例でなくても、先ほどありました、新聞紙上の事例でもそうでございますが、起きてきた場合、じゃあ、うちの学校では、こういう問題が起きたときどうするかというようなことで事例研究を深めていくということは非常に大事かと思います。また、一般の教師も対象にしまして、現在、教職員研究室の方で、例えば子供の心を酌み取るということで、毎年、年に６回、教育相談の手法でもって研修会を開いたりして、子供を見、そしてそういうものを、子供を温かくこう包み込んで指導していくような教師の資質というものを高めるために努力しているところでございます。

以上でございます。

**○副議長（宮沢清子君）**　夏井明男さん。

**○23番（夏井明男君）**　これは、こういうふうな不幸なといいますか、学校の中でこういうようなことがあってはいけないわけで、これだけ大きな学校で、全国的なレベルからいえば、統計的には、という発想では全くないと思うんですね。特に私は、これは要望したいと思いますけれども、今表題としては「人権保障」というふうな形で書かせていただきましたけれども、今問題になっているのは、要するに閉鎖性の社会。病院がそうですね、閉鎖性。医者と患者という。弱い立場ですね、患者は。これの人権問題。それからいわゆる矯正施設の閉鎖性の社会の中の人権保障の問題。今、人権保障の問題は、閉鎖性の社会の中の人権問題が扱われてきていますけれども、学校の中も、特に中学ぐらいになれば、要するに先生に対して、理不尽なことがあれば、抗議もするぐらいになるでしょうし、その辺はいいんですが、小学校であれば、小学校の担任がお山の大将ですから、言葉は悪いですが、要するにそこには、先生と生徒という、年齢的にも圧倒的な違いがある。こんなことを言っては、一生懸命おやりになっている先生には非常に申しわけないんですが、気にくわない子に対して差別をしようと思えばできる。要するに王様ですね。中学校では、いわゆる各教科によっていろんな先生の目が入りますから、今おっしゃったような形で、ある意味で担保されると思うんですけれども、問題行動が

起きているのは確かに中学校でしょうけれども、その根というのは、小学校といいますか、もっと低学年だというふうに言われていますが、その低学年のそういうふうなところの目線といいますか、そういうものの工夫を、私は一段と研究される必要があるんじゃないかというふうに思いますが、一言この辺の問題については、どういうふうに取り組んで、今後取り組んでいく課題として御見解があれば承りたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　お答えさせていただきたいと思います。

議員さんのおっしゃるとおりでございます。やはり教師が、子供を温かく見ていくということ、そして教師の側から、幼い子供に何というんですか、差別をしたりいじめたりというように受け取られるような行動は厳に慎んで、いわゆる指導と、そういうようなこととは一致しない、相反するわけでございますから、そういったことはないようにしていかなければいけない、ということは全く私も、その考えに立つものでございます。それでは教師にそういったような温かい心で子供を見詰めていくという、そういった資質を高めていくというようなことでは、これから教師を対象として研修会もやると同時に、私はやはり、学校の中でそういったことを一つ問題として先生方がそれぞれの学校で研究を深め、話題を深め、そして事例的な研究をしてもらうということが非常に大事かと、こう考えております。そういった意味で、校長会等にも話をしまして、各学校でそういった問題を取り上げて、そして子供の成長を妨げるようなそういうような事態が起きないように、ということで協力を求めてまいりたい、こう考えております。もちろん、教育委員会の研修の中にもそういったことを取り入れてまいりたい、こう考えております。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　夏井明男さん。

○23番（夏井明男君）　この問題については、かなり短い中で御答弁をいただきましたが、引き続き、重大なことですし、また、日野市はここまで具体的な事例として取り組んでいるんだという話ももう少しお聞きしたかったわけですが、もう１問残しておりますので、この問題については以上で終わらせていただきます。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって17の２、児童・生徒の人権保障をいかに教育現場では確保しているのかの質問を終わります。

一般質問17の３、日野駅新改札口を！――大坂上・神明・日野台からみて――の通告質問者、夏井明男さんの質問を許します。

○23番（夏井明男君）　それでは時間がありませんが、質問させていただきます。

この問題につきましては、前回の議会で質問させていただいています。それを踏まえてお話をしていただきたいと思います。前回は、日野市が過去、どういうふうにこの日野駅の改札の問題を考えて取り組んできたのか、いわゆるＪＲ側はどういうふうな認識でこの問題を理解しているのか、その辺のお話をお聞きしたわけです。その前提として、平成４年の駅別の乗車人員について、１日平均ですが、データも御披露させていただきました。平成５年ですが、やはり駅別乗車人員の資料をＪＲの方からいただいていますが、これによりましても、日野駅は１日平均、平成４年と比べて平成５年度は、272人ふえています。ちなみに日野の駅別乗車人員を申し上げますと、２万8,468という数字です。着実にふえてきています。ふえてきた要因については、いろいろな分析ができると思います。

それから、それでは日野の駅のような構造のものがどのぐらいあるか、どういうふうな形態かということを、日野駅の乗車人口に似たような事例の駅がありますから、そこを調べました。そうしますと、豊田駅のように、電車の上に一つの改札を設けて、それが左右に通行人が分かれるというふうなスタイルのものがほとんどでした。例えば、東小金井の駅もそのような形式ですし、武蔵境もそのような形です。武蔵境は西武玉川線が併設をしておりますから、若干事情が違いますが、基本的な構造は同じです。東小金井はこのときに、現在のデータでいえば、２万5,017人です。西国分寺は日野よりも利用が少ないんですが、１万8,349人。これはいわゆる豊田駅の方式になっています。ですから、豊田駅が今現在、３万8,109人という利用ですが、原則的にはそのような形にとられている。

やはり各駅によって、その駅の発達状況、まちの状況が違いますから、専門家でなければ、どのような点が違うか、評価が正確ではありませんけれども、実際に歩いて見てみると、現在の日野駅のような、一つの改札口にはけたところに、もう、すぐ目の前が国道で、いわゆる駅構内が全面的に占めていて、すぐ隣は国道沿いというふうな形になっています。あのような道路状況、要するに利用状況の広場的な状況というんでしょうか、から見ると、かなり問題がある。むしろ早急に解決をしておかないと、前回申し上げたとおり、ＪＲが例えば運行が順調に行かなかった場合の人間のはけ口といいますか、そういう点で非常に大きな問題を残している。ほかの駅では、そういう場合にはどういうふうな形になるか見ると、まだまだ余裕があるような形で、それがはっきりしました。

それを踏まえて、ぜひ企画を中心にして調べていただきたいんですが、それからさら

に、表題にも掲げましたが、日野駅に集まってこられる人数の割合ですが、バス的な、バスを使うといいますか、そういうふうなものを見ても、神明全部ですが、日野台ですと一丁目、二丁目あたりを含みますね。大坂上ですと一丁目から全丁入るんですが、ことしの日野市の資料ですけれども、5,804世帯ということで、栄町、新町、日野本町周辺と同じぐらいの規模、むしろ若干多いぐらいです。そういうふうな状況の背景もあります。これも実態調査をして、調べなきゃいけないんですが、この辺の認識がまだ日野市の方としては足りないんではないかというふうに思うんですが、その辺を含めて取り組みをお話をしていただきたい。特に、長期計画の中に日野駅の改札の問題も提示されておりますから、その辺、実務的な立場から、企画財政部長に残り５分ですが、お答え願えればありがたいと思います。

**○副議長（宮沢清子君）**　夏井明男さんの質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　日野駅の改札口の新設の問題につきましては、６月定例市議会でも御質問いただいたわけでございますが、この改札口につきましては、ただいまほかの駅の御紹介があったわけでございますが、ＪＲは改札口の合理化、合理性を図るために、一応自動改札口を計画いたしまして、ほぼ各駅で終了しておるところでございます。これによりまして、ある程度流れはよくなったというふうに判断しておるところでございます。

また、駅舎につきましては、ただいま豊田駅のような橋上駅が多いということでございますが、これは東西出入り口があったものを、駅を一つにまとめるというようなことで、橋上駅に切りかえている点が多い、というふうに聞いております。御質問の日野駅につきましては、ホームの先端、立川寄りに駅舎があるというようなことで、逆の大坂上の方からすると、不便のように感ずるわけでございます。一般的には、両サイドに駅舎があるか、あるいはホームの中ほどにあるのが一般的でございますけれども、日野駅には端ということで、逆側からすると不便のように感ずるという状況が出てきております。

御質問にありました、特に駅舎のたまりが狭いというようなことでは、せんだっての集中豪雨によります電車の不通が３時間、５時間というふうに続きますと、利用客が改札口で大勢その開通を待ち、混雑するというようなことは考えられるわけでございます。改札口あるいは駅舎の改良につきましては、昭和53年からお願いしているところでございますが、さきの議会でもお答えいたしましたように、まだ駅舎の改良についてはＪＲ

として計画にはのってきておりませんけれども、実情を十分訴え、また大坂上、神明、あるいは日野台からの利用客等のことも調査し、データをもって計画の段階に入るように訴えていきたいというふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君）　夏井明男さん。

○23番（夏井明男君）　ありがとうございます。

要するに日野の駅は、改札を出た途端に、今のたまりの部分がなくて、もう目の前が国道、左側は道路ですね。それからトンネルをくぐって向こうへ行くという形で、要するに駅の構内の中では、事故が起きた場合という言い方おかしいんですが、駅の構内の事故であれば、ＪＲ側の方に第１次的な責任があるんでしょうけれども、駅の狭い、もう出た後のあれだけのたまりの部分で事故が起きれば、国ないし市の方で第１次的な責任が生ずるような形もありますし、それから宇津木台団地の方から来るバスというのが、いわゆる北口の方のロータリーをくぐって来るという構造上から考えても、むしろ危険の度合いからすれば、各駅を丹念に調べていくと、この中央線の沿線の中で、三鷹からですけれども、三鷹の以前は私は調べていませんけれども、三鷹から各駅を見てみると、一番危険度が高いというふうに思います。だからこそ、日野駅の駅長も何とかしてほしいというふうな要望を出されているんだと思うんです。で、駅長が要望を出されているということは、現実にそこで職場としていれば、どのぐらい危険度が高いかということを肌身でわかる立場でいますから、そういう立場からも、ぜひこの問題については総合的な調査をしていただきたいということをお願いをして、終わります。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって一般質問17の３、日野駅新改札口を！――大坂上・神明・日野台からみて――の質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時45分　散会

# 9月13日　火曜日　（第6日）

平成6年
第3回定例会　日野市議会会議録　（第28号）

9月13日　火曜日　（第6日）

出席議員　（30名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1番 | 江口和雄君 | 2番 | 佐藤洋二君 |
| 3番 | 菅原直志君 | 4番 | 渡邉馨鴻君 |
| 5番 | 吉冨正敏君 | 6番 | 小島久君 |
| 7番 | 小川友一君 | 8番 | 森田美津雄君 |
| 9番 | 佐瀬昭二郎君 | 10番 | 中谷好幸君 |
| 11番 | 沢田研二君 | 12番 | 田原茂君 |
| 13番 | 宮沢清子君 | 14番 | 執印真智子君 |
| 15番 | 土方尚功君 | 16番 | 天野輝男君 |
| 17番 | 奥住日出男君 | 18番 | 橋本文子君 |
| 19番 | 板垣正男君 | 20番 | 鈴木美奈子君 |
| 21番 | 内田勲君 | 22番 | 馬場繁夫君 |
| 23番 | 夏井明男君 | 24番 | 黒川重憲君 |
| 25番 | 福島盛之助君 | 26番 | 簏野行雄君 |
| 27番 | 小山良悟君 | 28番 | 一ノ瀬隆君 |
| 29番 | 竹ノ上武俊君 | 30番 | 米沢照男君 |

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 森田喜美男君 | 助役 | 前田雅夫君 |
| 助役 | 坂口泰雄君 | 収入役 | 落合豊君 |
| 企画財政部長 | 大崎茂男君 | 総務部長 | 小林修君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 生活文化部長 | 小野宗市君 |
| 環境部長 | 山口正夫君 | 都市整備部長 | 鈴木栄弘君 |
| 建設部長 | 小俣雅義君 | 福祉部長 | 藤本享一君 |
| 水道部長 | 土方重男君 | 病院事務長 | 須藤雄示君 |
| 教育長 | 園田匠君 | 学校教育部長 | 谷正幸君 |
| 社会教育部長 | 大谷俊夫君 | | |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 局長事務代理 | 田中正美君 | 書記 | 濃沼哲夫君 |
| 書記 | 橘達雄君 | 書記 | 山田二郎君 |
| 書記 | 田倉芳夫君 | 書記 | 鈴木俊之君 |
| 書記 | 堀辺美子君 | 書記 | 永野裕子君 |

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成6年9月13日（火）
午前10時開議

日程第1　一般質問

（議案上程）

日程第2　議案　第68号　日野市国民健康保健条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3　議案　第69号　日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について

（請願上程）

日程第4　請願　第6-41号　年金改悪反対、制度の拡充を求める陳情

| | | |
|---|---|---|
| 日程第　5 | 請 願　第6−42号 | 消費税の税率引き上げ反対、廃止を要求する陳情 |
| 日程第　6 | 請 願　第6−43号 | 米輸入自由化に反対し、食糧の安定供給・安全をもとめる陳情 |
| 日程第　7 | 請　願第6−44号 | 保健所・市町村の公衆衛生機能の拡充強化をもとめる陳情 |
| 日程第　8 | 請 願　第6−45号 | 安心して働ける看護婦制度の拡充を求める陳情 |
| 日程第　9 | 請 願　第6−46号 | 学校図書館事務嘱託員の雇用の継続を求める請願 |
| 日程第　10 | 請 願　第6−47号 | 豊田南地区の区画整理に伴うまちづくりに関する請願 |
| 日程第　11 | 請 願　第6−48号 | 文化施設の充実と、公立校の空き教室と特別教室の市民開放を求める請願 |

本日の会議に付した事件

日程第1

午後１時３分　開議

○議長（福島盛之助君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員23名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問18の１、用途地域見直し素案、地区計画等にみる行政対応に問うの通告質問者、土方尚功君の質問を許します。

〔15番議員登壇〕

○15番（土方尚功君）　議長のお許しをいただきまして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今、議長の方からお話がありましたけれども、用途地域見直し素案、地区計画等にみる行政対応に問うということで、早速入りますが、既に本議会では多摩平の建て替え問題、こういったことを中心に論議がいろいろされているわけですけれども、いろんな様子からしますと、もう既にきょう、市側は用途地域の見直し、あるいは地区計画の原案といいますか、こういったものをもとに東京都へ提出をする、もう既に動かれているんじゃないかというふうに思いますけれども、そういった中、それでいいのかどうかというような視点に立ちまして質問を進めてまいりたいと思います。

特にこの問題、私も６月の広報に出た時点、また８月15日号の広報等を見まして、それなりに今回の質問として絞っていろいろ資料を集めておりました。こういった中に、多摩平の地域の方からも地区計画の見直しをちょっとというようなことで手紙をいただいたり、また万願寺地域の方では、ぜひ用途地域をもう少し広い範囲で見直しをかけてほしいというようなことの申し出等もいただきました。それぞれ内容については個々、事例に照らしながらやっていかなければいけないわけですけれども、私は住まいが万願寺地域ですから、そういった中で、万願寺の方を主体にしながら、そしてあわせて用途地域の見直し、地区計画原案、こういったものについて質問を進めていきたいと思いますけれども、ただいま申し上げましたとおり、地域としては特に福祉ゾーンということ、今回の６月の広報の主とするところは法律に基づいて変化をする状況、これはもう全体に及ぶわけですから、それとして、それ以外にゾーンとして地域的に多摩平の建て替えと、それから万願寺の福祉ゾーン、それにあわせて都の計画をしている姥久保の都営の地域、この三つが柱となっていますので、そういった中、万願寺の福祉ゾーン、こちらの方を中心としながら最後にまとめていきたいと思います。

そういった中、地域の保健福祉計画、これと、これが平成６年から12年度、そしてま

た多摩川苑福祉ゾーン基本計画というものが、これは６月の定例会のときに我々の手元へ届きまして、内容を見ました。果たして今回、都の連携がどこら辺にあるかというようなことで、まず福祉ゾーンに対する考え方、ここら辺をお伺いをして、後に本題としての設問をしたい、このように思いますので、私の市側に通告をした順番からしますと、必ずしも項目ですから、その中に福祉ゾーン基本計画について、用地の取得の年次計画と費用、あるいはまた総合福祉センター、ケアハウス等の収支の予測、それから整備計画の委員会の活動の状況、こういったことで通告もしてございますので、まずこちらでお伺いをしておきたいと思います。特に本定例会の中でも指摘をされて、何人かの議員さんの質問の中にもあらわれていました。

例えば多摩平の方でも、用途地域についてはどうぞ事務的に進められるところは進めていただいても結構です、というような意見もありました。しかし、内容が一番今度の場合には問題になっているわけですけれども、そういったことと、それから田原議員の発言の中にも、市の手法が逆ではないか、特に住民の、ほかの方にもですね、住民の理解があって事を進めていくということが基本であろう、逆に市側がどうも計画だけを立ててしまって、こういう計画があるので理解をしてほしい、こういう持っていき方が今までほとんどですから、私もその視点に立って進めたいと思います。

特に、この福祉ゾーンの基本計画については一通り目を通しました。この中で特に明らかになっているものについては、福祉ゾーンをそれなりに、多摩川苑福祉ゾーンの問題を老人福祉協議会の方で福祉ゾーン計画が出、その後、整備構想調査報告書をつくるに当たって庁内での検討委員会といいますか、整備計画委員会が開かれ、この所管としても設置の整備計画、あるいは環境の整備計画、そして道路の整備計画、それから用途地域の変更計画、取得計画、これは敷地です、こういったことを中心に委員会で検討をいたします、こういったことはもう明らかになってそれは進んできている。しかし内容を見ると、協議会の報告の後、３回ほど会合を開いて、もう既にこの本ができ上がった、こういうことは明らかになったわけですけれども、この中に特に、大変厳しいでしょうけれども将来の見通しを立てて、特別養護老人ホームについては134床、それとあとショートステイ、ミドルステイ、こういったことで26床、デイサービスとして25人、この関係と、あわせて老人保健施設、入所定員80床、デイケアが20人、ほかにケアハウス、総合福祉センター、こういったものを全体をつくって福祉ゾーンとする、こういったことでありますけれども、この、先ほど出ました、やっぱり用途地域を変えないと今の中では施設ができない、こういう視点から用途地域の見直しにかかっている、こういうことは

わかるんですけれども、実際問題として、多摩平の病院の建て替え問題もそうですけれども、果たしてそういった行程を見るときに、４－３ブロックであればやはりそこにある建物をどかし、そしてその後へつくってまたどかした建物をほかのところへつくる、こんなような作業があるんですが、そういう年間スケジュールと費用の関係、こういったことがどうも質問の中でも出てきておりません。

しかし、今回のこの福祉ゾーンについては、特別養護老人ホームが42億2,256万円、このうち国の補助、都の補助をそれぞれ計算出しても、市の持ち出しはそのうち32億8,719万円、それから老人保健施設については26億7,073万円、国、都の補助等を差し引いても市の持ち出しは22億5,773万円、こういった、この老人保健施設について、もし30年間の起債を起こして元利均等の月返済を年間にし4.4％としても、年間１億3,519万円の返済が必要となりますよというような試算があります。しかし、総合福祉センターについては73億1,416万円かかる。ただ、これにかかわる運用の年間の経費、こういったことはこのゾーン計画の中にございません。

それからケアハウスについても７億5,159万円という金額で、これについても運用の費用そのものは計算が出されておりません。つまり全体計画を持ちながら特養のホームと保健施設だけは計算で出していますけれども、市で総体とする福祉センターあるいはケアハウス、こういったものについては取得の価格だけは計算していますけれども、運用の関係の費用は載っておりません。

それと大きなことは、用地の２万1,279平米という土地でありますけれども、これは個人の土地をいずれにしても取得をしていく方向ではあろうかと思いますけれども、こちらの手だて、安く平米、仮に20万としても四十数億、20万ということは約60万か70万の間ということですから、現実にはあの地域では一般の価格とすれば100万前後ということでありますけれども、安く見てもそういう金額がかかる。つまり施設関係の費用としては150億――149億5,904万円という金額が先ほどの建物とかそういう施設関係では実質かかりますし、あと運営の費用がこれに上乗せし、なおかつ土地の取得をするとなりますと何と250億からの事業であります。

一面、日野の今の下水道の進行やら区画整理の事業進行やら、そしてまたなおかつ目先では病院を建て替えましょうというような構想もある中に、果たしてこれが今回出された福祉計画の中の事業の、これだけが実施計画の総体のものが出てきているわけですけれども、用地取得が平成６年、７年、８年ですね、この間に手だてをして、そしてその後建設にかかっていくんだという構想を持っていますけれども、実際問題としてお金

のことの関係等から見て、すぐに用地の取得ができるのかどうか。こういったことで、この点をお伺いを、土地の取得の年次計画です、いずれにしてもこの３年間で用地を取得しますということがここで出された計画ですから、これが過去10年なり前に出されていたものならともかくとして、ここで示された計画の中で明らかにしておりますので、この用地の取得の関係がどのように考えられているのか１点。

それから、総合福祉センター、ケアハウス、こういったことの収支の予測といいますか、１年間どの程度これをつくることによってかかるのか、こういった点。

それから、現実、その後、この報告書以降、整備の計画の委員会が３回しかこれには明記されていませんけれども、その後どのように、今言う質問事項等にかかわって検討がなされているのかどうか。

とりあえずこの３点に絞って、このゾーンの関係をお伺いをして、次に進んでいきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　土方尚功君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

**○福祉部長（藤本享一君）**　ただいまの御質問にお答えをいたしたいと思います。

前半の方で保健福祉計画の問題や、また多摩川福祉ゾーン計画のことについてお話があって、また金額のことも私どもが計画しているとおりのことでございます。

まず、用地の取得につきましては、この保健福祉計画の中で重点事業という発想の中の計画の中でも、６年度から８年度のうちに用地を行うということで計画がなされております。実質的には今年度の予算にこのことは計上してありませんので、７年度、８年度に、どういう形にするかということはまだ決まっておりませんが、借り、起債を対応するか、または分割でするとかというようないろいろの方法があろうかと思いますが、いずれにしましても、この価格で用地は取得していきたいという考えについては、これを継続して進めていきたいということでございます。今、金額の問題も例でお話がありましたが、私どもではこの用地、58億ぐらいかかるんじゃないかというふうに見ているところでございます。

総合福祉センター、ケアハウス等の件でございますが、これの収支予算ということでたしか取得の方の工事費、整備費の方については概算で載っているわけですけれども、これにつきましては、建設の年度が相当先に行くということ、それからその使う内容によっては補助金の積算が具体的なものがもう少し出てこないとつかめないというようなことや、そんなことの中で収入関係がまだ定まらないと申しましょうか、そういうような状況である。これにつきましては、その時点が近づくに間に合うといいますか、近づ

く時点でもう少し精査をして、そういうものを出していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、この委員会の件でございますけれども、多摩川苑福祉ゾーンの整備計画委員の委員会の経過でございますけれども、これにつきましては、平成４年５月にはスタートをいたしまして、福祉整備計画の説明とか全体的な内容の話をしてあります。それから５年の８月には計画の位置づけだとか課題等、また整備予定地の現況と条件の整備等を行っております。また平成６年２月には福祉保健サービスの現状と今後の方向性等についてとか、また施設の機能等についての協議をしております。また平成６年３月には、各施設の面積の設定とかゾーニング、基本計画、また運営計画、そういうようなことを協議をしておるところでございます。

また、今後、今の経費の問題や何か、またはいろいろな面においてこの委員会を活用して検討をさらに進めていくという考えを持ってございます。

**○議長（福島盛之助君）**　土方尚功君。

**○15番（土方尚功君）**　全くこれから、今の話で、土地は約58億円かかる。いずれにしても７年度、８年度の２年間で取得をしてしまおうというような考え方があるようですけれども、これは起債だけ認められれば対応はすぐつくでしょうけれども、果たして所有者あたりに本当に一挙にそこで処分をしてしまおうというような考え方なのかどうか、私も確認はしていませんからあれですけれども、この58億円なんていうのを２年間で取得すれば所得税や何やらで相当、単年度に処理ができるものじゃないだろうというふうに私は思いますけれども、市側がそう言うんですからそれはそれとして、その後、実際には運用の金がちょっと今の段階で予測がつかない。この中には、我々は福祉を全面的に見るんじゃなくて、この中に特に総合福祉センターというようなことで、地域に開かれた、このことがメインになっているわけですから、どれを先につくっていくかというような問題も、仮に認知をしてそういう形になれば地域住民とすれば一番なのは、総合福祉センターができることによって、25メーターのプールやら会合する場所やら、そういったものが地域で一番使えるものがあるわけです。健康増進施設あるいは児童館ですとか図書館ですとか、そういったものがその中へ織り込んでいくというようなことになれば、地域の人はそういった使い勝手のいい場所にそういうものができるということになれば、大いに歓迎をすることでありましょう。

しかし、どうも、やっぱり我々は全体として果たしてどのくらいこの事業にお金がかかるのか、そして市の財政計画の中にどのようにそれを盛り込んでいくのか、こういっ

たことが明らかにされなければいけないというふうに思いますし、一番問題なのは、今回このものが確かに一定の老人、協議会なり、それから市の職員なりが検討して、こういうものができました。かといって議会としては、これをではそこでやりましょうという方向づけはされていないわけです。多摩平の市立病院についてもそういったことがあって、果たして4－3ブロックでできるのかいなや、こういったことが議論をしている。みんなもう議会で、そこの4－3ブロックで結構でしょうということの諮り方ですとか、福祉センターをゾーンとして決めてこういった施設を全部つくりましょうということが議会としても承認をされる場というのがないんです。そこら辺を田原議員もほかの関係で指摘をしてきた部分だと思います。ほかにもあらゆる分野にわたってこういったケースがある。市側がこういう計画を持っているからそれに沿っていく、そんなことが出てきていると思うんです。ですからこれは相当慎重に取り扱いをしなければいけないんじゃないのか。

次の質問に、この程度に――実際には市側はこれ以上求めても私は具体的なものは今の部長の答弁程度で出てこないんじゃないかという判断をしておりますから、これ以上突っ込んでその部分で質問するつもりは毛頭ありません。

しかし、やはり今言うとおり、こういったものをでは議会も行政側もというような必要、認めていきましょうというようなことをこれからもいろんな面で諮っていかなきゃいけないということが一つと、それからちょっと視点があれですけれども、そういった機能を求めておきたいというのはこれはあくまでもこちらの考え方ですから、後にまた御意見を伺うとして、この福祉ゾーンの決め方には四つの柱として、特別養護老人ホーム、総合福祉センター、老人保健施設、ケアハウス、または多目的広場、こういったもので構成をされていますけれども、福祉部としては、このケアハウス等まで含めた全体が福祉ゾーン、こういう考え方でよろしいですか。一応、確認をさせていただきます。

**○議長（福島盛之助君）**　福祉部長。

**○福祉部長（藤本享一君）**　そのように考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　土方尚功君。

**○15番（土方尚功君）**　それでは、福祉ゾーン、今申し上げましたとおり、それからこの建物、そういったものの問題はとりあえず置いておきまして、次に、この計画の中にもやはり土地区画整理によってこの土地ができていますし、実際には個人の土地ですから、実際に今、区画整理が進んでいるのは、要するに公共減歩でありますとか、いろんな関係等も総合されて市がまちづくりを進め、そして地域の人たちにもこういった形で

この事業は進んでいきます。こういったことが根本的にあります。そしてなおかつ、ここは住宅地域としてそのゾーンといいますか、まちづくりの中にはここは住宅地ですということで事業も進めてきております。

なお、地区計画として万願寺は鹿島ガーデンの跡に61年に用途地域というか地区計画、こういったことで設定をされておりますから、そういったことを変更せざるを得ませんよ。それから用途地域が変更することによって高い建物、そういったものが立てられるように変更するわけですけれども、そういったことは十分この福祉ゾーンの計画の中にも問題として取り上げられていますから、それはそれとしてつくった時点の視点は全くそのとおりだということでありますけれども、今回、用途地域の見直しにかかって、たまたま6月の広報で出た。そしてあれを見る限りでは、どことどこだろうというようなことが全体としてはわからない。そういったこともありまして、私も別の角度で言えば都市計画審議会の委員にもなっていますから、いずれ都計審にも諮られてくるということは承知をしておりますし、そういった見直しがありますよというのもある程度は承知をしていますけれども、事やっぱり大きな、多摩平でも問題となってきている部分では、特に多摩平の場合には用途地域の変更とあわせてもう既に建て替えの問題という直面している問題があるからこそ、そう言う。

この万願寺のところは区画整理をやって道路の、この計画からすると道路もつけかえてしまったり、また実際には換地の処分をかえていかないと実態としてそういうことはできない。区画整理の審議委員さんにも、そういった話題になりましたかという質問をしたところ、これは事業変更は事業変更の時点で出しますので今の段階では特にございませんと結論が出た。言い方はちょっと違いますけれども、いずれにしても将来的に事業変更をその審議会にかけますよ、こういうことだそうです。

それから地区計画の関係については、一部、8月15日の出たその前後といいますか、一部地域の住民の方から、万願寺地区区画整理地域の用途変更の拡充についての要望というようなこと、これは市長あてに出されています。議会の方には関係ありませんので、そういう形で一定の地権者が署名をしまして、ゾーンを福祉ゾーンだけに限らないでその周辺まで広げてほしいというような、これは申し出であります。それぞれ個々、住宅をそんなふうにする人は何ら用途地域が変更されなくてもいいという人がいるわけですけれども、やはり逆に用途地域を変更してもらって容積率が上がればもうちょっといいものが建てられる、こういう方もいらっしゃいまして、これはそれぞれ利害関係が絡みますから何とも私は今この場で結論的にどうのということはありませんけれども、やは

り地域の方もそういった一つの考え方を持っているという部分が出ております。

今回の、一遍それは説明会を設けますよ、こういったことも広報でＰＲがされていますし、それから条例を見れば、これは一番最初に鈴木議員がちょっと地区計画の作成の手続上の条例の問題等も出ていましたけれども、一定のそういったことの、市民としてそれを受けた段階でどうすればいいかというような方法は、条例を見ないと出てこない。要するに広報にはそのことが何ら、縦覧はしますよ、ということだけがＰＲされていて、何か問題があったり意見があったらいつまでに出してください、というようなことは一切触れてないわけですから、条例やそういった状況を知っている人以外は、ただ漠然とそれはそういうことになるのかという程度で終わってしまうわけです。市民に特に意見を求めながらやっていこうという市の姿勢には相反する、不足をしている部分じゃないかというふうに思います。

そんなことを前段のあれとして、特に今回、用途地域の見直し素案にかかわる説明会の出席者、二日ほどありましたよね、それと、そこで意見としてどんなものがあるか、それで今後の処理としてどうなのか、もう既にそういったものが処理されているからこそ、きょう東京都へ報告がされていると思いますけれども、それからあわせて地区計画の原案の縦覧について、縦覧者がどの程度あって、どんな意見が窓口であっても集約をされているか、そしてまた今後どのように進めていくのか、これは両方、特に万願寺地区と多摩平団地地区、両方ともそういったものが広報に載っているわけですから、そこら辺の状況をとりあえず伺いたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　まず、用途地域の説明会でございますけれども、今、議員さんの御指摘のとおり６月22日、23日の二日間、説明会を行っております。この説明会に出席されている方が、22日、これは市民会館で行っておりますけれども、このときは40名でございます。二日目は七生公会堂で行ったわけですけれども、非常に少なく９名ということでございます。

それで、主な意見ということでございますけれども、初日の市民会館の場合は主に多摩平団地関係の建て替えに対する意見が多かったということでございます。大半を占めているということでございます。

二日目の七生公会堂の方でございますけれども、このときは一部住居地域で建材屋さん等がございます、こういうのが住環境を壊しているとか、こういう意見が一つ。あとは、現在の都道等が非常に工事がおくれているとか、渋滞しておるとか、そういう問題

点が主に出たということでございます。これが用途関係のものでございます。

地区計画でございますけれども、地区計画につきましては、８月に縦覧を行っておるわけでございますけれども、この中では、まず万願寺地区でございますけれども、万願寺地区につきましては、縦覧者が７名ということでございます。それから多摩平地区につきましては、54名の方が縦覧されているということでございます。その縦覧のときの意見ということにつきましては、万願寺地区につきましては特にそういうふうな、縦覧の期間についての意見というものは特にございませんでした。多摩平につきましては、大体今と、先ほど用途と同じような意見が主でございます。

状況としては以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　土方尚功君。

**○15番（土方尚功君）**　今後どういうふうに、きょうは出しているんですが、この辺だけ解決していきたいと思いますけれども、今後、用途地域の関係はもう既にきょう出されていると思うんですけれど、地区計画の関係のことも付随して抱き合わせで出しているのかどうか、そういったことと、今後いずれにしても条例改正、それぞれが要するに用途地域の見直しについてもいずれ都計審に、それは将来的になるんでしょうが、特に地区計画等については条例で、多摩平については新設といいますか、その部分をふやしていくということと、それから万願寺地域についても一部変えていくわけですが、そういった手法として今後、もう今は意見がないから集約して市の縦覧に付した、その部分でそっくり条例化なりをしていく方向か、そういったことでお話をいただければと思うんですけれど。

**○議長（福島盛之助君）**　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　今後の予定ですけれども、用途地域につきましては一応説明会等も終わりまして市の案という形で東京都にきょう提出をいたしております。その後でございますけれども、東京都として素案を、今のこれをもとにして東京都全域の素案をつくるという形になってございます。これが７年の、今の予定でまいりますと４月前後になるのかという予定でございます。

それは都市計画法に基づく今度は縦覧等を東京都の方で行う。当然この中にはＰＲ、それから公聴会等もあろうかと思いますけれども、それで最終的に平成８年に、２月の都市計画地方審議会で審議される、こういう経過になっております。

特に多摩平等についての意見につきましても、用途としては今、東京都全域で一つのこういう説明会の期間を定めて進めておる関係もございますので、その計画に従ったス

ケジュールを進めていかざるを得ないということでございます。したがいまして、ある程度説明等はいたしまして、100％御理解いただいたかどうかは別といたしまして、一応説明を申し上げて御理解をいただいたというふうに私どもは考えておるわけでございます。

地区計画関係でございますけれども、地区計画も基本的に最終の時点は用途地域と連動するわけでございますので、平成８年２月ごろの都計審にかかる、決定するようなことになるわけでございます。したがって、この地区計画の今後の行程でございますけれども、現在行っておるのは都市計画法の16条縦覧という、法律的には16条縦覧というものでございます。この16条縦覧というのは、上物をつくる時点で意見を聞いてつくるということでございますので、それに対する、特に万願寺地区につきましては、意見もなかったという形で進めさせていただいている。ただ、要望書というのが、縦覧をする前に用途地域の説明の段階に位置づけ、先ほど議員さんからお話がございました意見は出てきております。この時点では、その意見、提出されている方には、こういう万願寺の状況、それから多摩川福祉ゾーンという関係のこういう状況を説明を一応いたしまして、その時点ではそれで一応終わっておりますので、市としては一応このスケジュールに沿って進めさせていただいておるということでございます。

これから地区計画につきましても、最終的には都市計画法の今度は17条の縦覧という、これは決定するための縦覧が残っておるわけです。これは７年度の後半を予定をいたしておるところでございます。

以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　土方尚功君。

**○15番（土方尚功君）**　それぞれ説明をいただきまして流れとしてはわかりますけれども、特にこれから地区計画等についても特別な万願寺なんかについても要望はなかった。それから、特に要望書が出たけれども、それはそのまま理解しているかどうかは別として、一応行政側としては理解をしているという中で対応がされているようでありますけれども、現実、私も特別意見はこれは縦覧を両方しましたけれども、それに伴った意見その他は出しておりません。ただ、感じるところとして、やはりそういった先ほども申し上げましたけれども、ちょっと一方的じゃないかという感覚がありますし、多摩平の中でも確かに下水道の処理場の施設の跡地がどうなるとか、云々とかというようなことも吉冨さんが質問していましたけれども、具体的な回答はなく総体として今の話が進んでいってしまったんですけれども、そういうふうに地域的に見ればありますし、特に戻

して、万願寺の福祉ゾーン、これがさっき申し上げましたとおり区画整理との関係、こういったことについては何の問題もないのかどうか。市のそれは手法として、高幡なんかの事例としても集合換地したものをほかの土地と交換をしましょうという構想すらもあるわけで、自由に市長命令でそういった作業が事務担当としてはせざるを得ないし、そうするわけですけれども、万願寺の場合もせっかくつくった道路を廃道にしてしまうとか、また別に新設をするとか、そういった区画整理事業との整合性ですね、審議会等にもそれはその事業として認められればということですけれども、そこら辺のものが問題がないかどうか。事業変更というような形で対応せざるを得ないと思うんですけれども、そのときに、やっぱりこの地区計画の表示と同じように、全然地域の人に広報に流してなり縦覧をして、何とも言ってこないからいいやという形で済ましちゃうものかどうか。

特に地区計画については、これを決める時も相当地域住民の方々にＰＲをして、それでこういう方向で持っていきます、こういったことは相当会合等も、説明会等も開いたり何かしたわけですね。今回はそのまま、ある意味で変更というのは重要なことだと思うんです。そこの決まっていたことを市の単なる計画といいますか、そういう形の中で用途までそこを見直したり、地区計画を変更していってしまうことが、やっぱり視点としては大きく我々はとらえなきゃいけないというふうに思うわけですけれども、そこら辺でもうちょっと、地区計画は実際には17条縦覧というのは平成７年度ということですから、それまでは原案として出てくると思うんですけれども、改めてそこら辺を含めて、今、都に出した、市としては用途地域の変更とあわせてこの地区計画もこういう変更の予定ですよというようなことで、書類として出されているんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

出されているとしますと、やっぱりこれは相当、実際問題がなかったとは言いながら、ではもう少し突っ込んでこれからいきますが、私は相当検討を加えなきゃいけないんじゃないかというふうに思うのは、これからちょっと進めますけれども、例えば用途地域の区域の問題ですけれども、先ほどあえて私が福祉ゾーンをケアハウスの中に全部入りますよというようなことを確認しました。しかし、この地区計画では、その福祉ゾーンの一部を除いているんです。福祉ゾーンだとしながら、福祉ゾーンの一部を、こちらの計画には福祉ゾーンとして認めているところを、地区計画では福祉ゾーンと認めていないわけです。私の言っていることがわかりますか。図面がないのでわからないかもしれないんですけれども、この中には七つの街区にかかわって福祉ゾーンを設定をしています。

ところが、今回この地区計画で福祉ゾーンの関係に基づいて用途地域の変更をしようとしているところには、１街区分は除かれています。

それから実際問題として、その隣は現実にはほとんど新都市建設公社が持っている土地ですとか、今回、申し出があった人たちの持っている土地ですとか、それから今回の申し出の中にも、要望の中にも、所有者たる――所有者たるというのは、この福祉ゾーンの予定地となる所有者も、隣接しているところにもそういった土地を持っていますから、ぜひ用途地域を上げてほしい、こういう要望をしている１人なんです。ところが市は、その中の七つかかるうちの六つの地域だけをなおかつ今後、区画整理の手法で変えていくであろうことも予測をしながら、もう既に出している。果たしてこういったあり方がいいのかどうか。少なくとも地区計画の変更をするには地域の住民の意見を、「縦覧なりをしました、どうぞ見てください」というのじゃなくて、ここも万願寺の区域の区画整理として進め、地権者の理解を得て公共減歩をしながらこういう土地を設定をした。なおかつその上に、その私権の権利を抑えながら、まちづくりをいかにうまくしましょうかということで地区計画を設定した。ところが、その変更のときには、今度は市はもう一方的に形式張った形だけを踏んで「地域の皆さんにこういうことがあります」という説明すらもないうちに、一方的に用途地域の変更と地区計画の変更をしようとしている。多摩平地域の中にも同じことが言えるわけです。果たしてそれでいいのかどうか。

特に、私らが懸念するのは、譲って、用途地域の変更については、ある意味でそこが有効に使えるという角度からすれば、そのものが結構だということになると思うんです。ところが地区計画というのは、今度はそこに網をかけちゃいますから、仮にこの計画がとんざをすることは普通はないでしょうけれども、先ほど平成８年までは用地を取得しちゃいます、こういう発言がありながら、もしそれができない、そんなようなところだとすれば、殊さらここの８年度の見直しにかけて性急に事の運び過ぎがあってはいけないんじゃないか。仮にこれがとんざをしたときには地権を完全に1,500平米という面積以下のものはできないという制限はもう加わるわけですから、地権の侵害になるわけです。たまたま一所有者だからいいというような言い方をどうも持っているようですけれども、それだっていけないんですよ。そうじゃなくて、やっぱりここのところが、たまたまこの区画は個人の土地で１人の所有者かもしれません。あす亡くなる可能性だってあるわけです。そうすると相続するんです、これは。そうしたときにどうしますか、地区計画をかけて。1,500平米以下の土地には分割できません。住宅なら120平米でいいん

です、ここは。そういったところまでよく検討されているのかどうか。私はこの所有者と相対で話ししたことはありません。話をするともっと細かいいろんなことが出てくるだろうと思うから、あえて行かないんです。そういった先のことまで考えないとね。

今の話からすれば、もう東京都には「これはこういう地区計画で行きます」というような書類を出しているということですから、これを変更することは大変なことでしょう。一度セッティングをしたものを元へ戻すなんて、そんな単純に東京都やなにかが認めるわけないんです。そこら辺をどのように思っていられるのか、ちょっと聞いておきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　まず前段で、区画整理事業との関係でございますけれども、当然、今の計画されております、またはもう事業計画に基づいてできておる地域でございますので、道路その他の公共施設、こういうものはほぼでき上がっておる地域でございます。したがって、この地域が将来的には区画整理の事業の変更をしていかなければならないということでございます。この場合に、当然、費用がかかるわけでございますので、これは区画整理事業費で持つということは、これは権利者の要するに負担という形になってまいりますので、こういうことはできない。したがって、この福祉ゾーンの中で、権利金の費用の中でそういうものは行ってもらう、こういうことにはなろうかと思います。

ただ、今の事業計画の変更の時期ということでございますけれども、これは現時点では福祉ゾーンの実施設計がある程度まとまってまいりましたその時点で、再度打ち合わせをして変更の検討をしていきたいというふうに考えております。

それから、地区計画の今計画されております１宅地1,500平方メートルというふうな制限をかけておるわけでございますけれども、あくまでもこの用途の変更をする上で、この地区はこういう福祉の施設、これをつくるんだという前提でこういうものを進めておるわけでございます。したがって、例えばそれがほかの方向になるというふうな想定とかなにかされますと、都市計画サイドとしては非常に問題があるわけでございますけれども、都市計画サイドとしては、この地区はもうこういう形で指定して決まったんだという考え方で、こういう扱いをしておるということでございます。したがって、変更等はないんだ、この土地利用についての変更等はない、こういう考え方で定めておるものでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　今、部長がおっしゃるとおり、そういうものが市として計画があります、それに基づいて実施を、要するにこういう計画をしたので、こういうことでありますから、これ以上、部長にどうのこうの言ってもしようがないと思うんですが、そうなるとやっぱり理事者の考え方、こういったところに落ち着いていくと思うんです。

今も部長の発言の中に、実施設計が終わった後に当然、事業計画の変更をして実施設計の後に対応していくというような見通しを持ち、なおかつ用途の変更についてはそういった前提で進めていると。さっき言うとおり、このものを果たしてそれでいいのかどうか。問題は、さっき用地の取得や、建物を建てるというので二百数十億の事業になるわけですけれども、本当にそれを６年から12年度までにやりますよということがこの福祉計画にあるんですけれども、現実に今の段階で、それはあくまで市だけの考え方なんです。絵を書いてしまって、余計なことを言えば市の御都合主義でどんどん変えていく、このあらわれだと思うんです。少なくとも、議会でもそうしましょうよということになっていて、市も資金計画を持ち、事業の計画も持っていますということがぱっと出されて、それで少なくとも委員会なり厚生委員会なり、そういったことで審議をされて、それでいいだろうということになっているならともかくとして、これはあくまで計画なんです。だとすると、そこにそういうふうに用途地域の変更以上に地区計画というようなもので規制をかけてしまって、果たしていいのかと思うのが一般の人だと思いますよ。行政マンは上から言われればそのように動かざるを得ない。やりますよ、都市整備部長は。市長が「こういうことで福祉ゾーンにしてこういうものをつくる、だからあわせて用途も変更してしまいなさい」こう言われればそうしますよ。

都営住宅、姥久保なんかは東京都の勧めですから、これはもう完全にそういう形でこれが変更というか、そういうものはないと思うんです。多摩平の公団の部分についても、内容の是非はこれから市民参加でやっていきますというふうに市長は言っていますけれども、そこら辺は、いずれにしても中高層にしておくそのものでは問題がない。一番今入っていられる方がいかに安くまた元へ戻れるかというようなことに中心が置かれておりますし、それから下水道の処理場のとこも、これは地区計画を見たら何ができるんだか全然わかんないです。（「斎場反対」と呼ぶ者あり）斎場は載ってませんけれども、支所ができるのも可能だし、そういったことが、個々見ると、えっというような感じのがいっぱいあるんです。それを地区計画で、きょうは多摩平の方もいらっしゃると思うんで、その辺は十分どういう内容だかというのは御承知だと思うんですけれども、あそこも何に使うかわかんないけれど、とにかく公共的なもので多少高層のものにしても大

丈夫だというようなものが手だてされているんです。

万願寺の中も、さっき言いましたゾーンが福祉だと片方では言っていながら、福祉ゾーンの用途地域が変更しない部分もあり、それから最低面積も1,500としています。果たしてこの1,500というのはどういう基準で出てきたのかなというのがあるんです。それぞれのゾーンなんていうのはもっと大きなゾーン、要するに区画ですから、これが例えば3,000なら3,000でも何ら支障はないと言えば、言えるんです。1,500というのはどこから基準が出てきたのか。

それから地区計画に基づいて、ちょっと私も調べてみました。鹿島台は住宅ですから、住宅のA地区、B地区、万願寺は住宅地区、店舗地区、沿道地区と今度変わりますけれども、1・3・1の沿道の地域、前のですね、今は3・3・2号、こういったことでそれは沿道地区、それから工場地区。それで今度、福祉地区ということで——今言うゾーンのところが福祉地区という形で新設をしようとしています。高幡は店舗地区でAとB、沿道地区、それから住宅のA、B、下耕地については住宅のA、B、南平は沿道地区のA、B、住宅地区、それから京王平山が住宅地区のA、B、C、多摩平が中高層住宅地区と住宅生活関連施設地区、それから公共・公益施設地区のAとB、こういったことで分けているんです。この分け方も、それはA、Bというのは多少のあれがあってA、B、Cぐらいは出るとしても、特に片方では公共・公益施設地区という形で名称をしていますけれども、万願寺だけが福祉施設地区ということで、福祉に限定をしている。こういう地区の設定のあり方というのが果たしていいのかどうかというようなことも、総体を見ると出てくるんです。そこにあったような適当な名前で全部いい。逆に言えば、福祉保健、医療なりを包括すれば、福祉施設じゃなくて公共・公益施設であれば、たまたまその中に病院、仮の話で病院なら病院も建設しなきゃという方向がこれからの計画の中で変わってきたときには、やっぱりまたここも直さなきゃしようがない。こういうことが現実としては出てくるんです。

余りにも市のこういう計画だからと言いながら、それで特に地権者の1人だから問題ないんだというようなことを、ちらっと出たというか、これはどうのこうのと言いませんけれども、そういったことがあったと言いました、ある人が。それはその会議ですから、とらえがいろいろでしょうけれども、ではこれから地区計画なり、そういったものを用途地域を変更するときに、10人なら10人の所有者が、この1区画、この範囲はぜひ、だれもが合意をしているんで方向を変えてほしい、用途地域を、なお、地区計画としてこういう制限を加えても結構です、こういうことになったときに、その対応はできるか

どうか。市の御都合でこういう形ができる以上、そこに地権者が総意をもって対応すれば、行政はそこそこに行政としての対応ができるかどうか。ここら辺も含めて質問したいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　まず名称でございますけれども、万願寺につきましては福祉施設地区、こういうふうに具体的な名称になっておるわけでございます。この内容を見ていただいておわかりのとおり、すべての福祉の施設、今計画されている施設の内容が列挙されておるものでございます。

この用途の変更、都市整備といたしましては、明らかに地域が主として一応コンクリートされたものについてはほかの利用に、要するに転用であるとか、ほかに利用できないかというふうな一つの地区計画の考え方があるわけでございますので、できるだけそれに合ったような形で利用してもらうということで、具体的な名称で地区を決めておるということでございます。これが個々に確定した土地利用がもう決まって公共用地、公共施設の中でも決まっておれば具体的なそういう名称を使っても、むしろその方が地区計画の定め方としてはわかりいいんじゃないかというふうに考え方を持っております。

それから用途地域の変更でございますけれども、用途地域につきましては、法律的に言いますと東京都知事が決定権者でございます。したがって、これにはある一定の基準がございます。その基準に満たされたものについては当然、例えば皆さん方の要望等があって、それがその基準を満たしてものについては変更は十分可能であるというふうに考えております。また、その中で地区計画、これは用途の地区計画の考え方でございますけれども、用途地域である一定の用途を緩和していきますと、それが周辺に及ぼす影響、環境、こういうものを考慮して、ある程度、地区計画をさらにその中で環境を保全していくというのが大きな目的でございますので、その範囲内であれば用途の変更、地区計画の変更等は十分に可能だというふうに考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　土方尚功君。

**○15番（土方尚功君）**　用途の地域の変更は可能だということで、それは要するに先ほど地権者が10人なら10人で一定の条件を満たして都の基準をクリアーすればどんどん用途地域の変更ができる、こういうことでよろしいんですね。

**○議長（福島盛之助君）**　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　すぐ、基本的にはその基準に合ったもの、例えばその基準といいましても面積的な要件、それからそのまちの熟成度、いろんなものが、角度

から審査をされるわけです。それに合致したものは当然、用途の見直しは可能でございます。

では、言われてすぐというわけには、これはまいりませんので、原則としては５年ごとの見直しの中で対応する。ただ、そこに新しい開発計画、区画整理等がある場合は、事業の進捗の状況に応じて用途地域の見直しが可能であるということになっております。

**○議長（福島盛之助君）**　土方尚功君。

**○15番（土方尚功君）**　都計審等も過去何年か、ずっとさかのぼって調べました、会議の様子。つまり地区計画、大体今はその用途地域と一体として、少なくともたまたま見直しだからということで今回出ていますけれども、要するに要件さえそろえばいつでも用途地域の変更は可能なんだということですよね、裏返せば。余りにも今回の市のやり方が、多摩平の方々も不満を持ったり、万願寺は実質的には表に不満が出てきませんということですけれども、実質はみんな持っているんです。余りにも市の身勝手でどんどん用途地域なんか変更していっちゃうんじゃないかと。今回、こういう大きな問題を、福祉計画を市が持っている計画だけでどんどん行政側のサイドでものが進んじゃっていて、後になったときには、いや、もう市はこういう計画でやっているから区画整理もこうやって道路を変えてしまいなさい、ほかのものはできませんよ、こういう押さえを今回やっているわけです。今のやりとりで、市民参加をうたって行政を進めている市長として、今までのやりとりでどういふうに感じていらっしゃいますか。ちょっと伺いたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　国の法律があるわけでありますが、日野市がかつての農村時代から社会的な条件の変化に伴って住宅地帯になってくる。そして住宅地帯になるに伴っていろいろな都市計画的要件を将来に向かって整えていかなきゃならない、こういう情勢の中にあるわけでありまして、日野市にとっては、これは昭和30年代後半のころ、つまり多摩平が大きな団地として日野市に開発をされた、このころからだんだんと都市化の方向に社会情勢が向いてきた、こういうことでありまして、その前に七生村との合併もありまして、過去には八王子都市計画、あるいは立川都市計画ということで、２分割をされていた日野市が独自の都市計画事業を持つことになった、こういうふうに私は記憶しております。そして営々として区画整理事業等を行って、道路や公園や環境整備を進めてきておる、こういうことであります。

たまたま万願寺区画整理事業が相当進行をして市街化の形態がだんだん目に見えてき

ておるわけでありまして、そしてその万願寺区画整理地域の中に広い面積を所有しておられる地主さんが大変好意的に、将来の高齢化社会に向かって日野市としてもいろいろな施設をつくらなきゃならないだろうから２ヘクタール余りの土地を市にゆだねる、こういうお考えの経過があるわけでありまして、私有地ですからいずれは買わなきゃならないということは言うまでもありませんが、所有者の方が大変好意的に市の都合のいいときに支払いのできる方法で所有権移転の手順は進めてもらって結構だ、こういう御意向でもありますので、なるべく年次計画をもって正確に取得の手順を進めるということは望ましいことではありますけれど、多少の年次の延伸とか、あるいは分割とかいうことは御理解をいただけるという信頼関係にあるわけであります。その場所を日野市としては将来の高齢化社会に向かってぜひ必要な特養老人ホーム等を中心とし、あるいはまた中間施設と言われる施策も行って、総合的には福祉文化ゾーンという考え方で今まで進めてまいっておるわけでありまして、一方の区画整理事業がだんだん施行が進みまして、その以前に換地、それぞれの所有される土地の換地ということがありましたし、それから市街化の形態で道路計画も進んでおった、そういう形にはなっておるわけでありますけれど、将来に多少、多摩川苑福祉ゾーンとして将来展望を行います場合には、今までの調査等も行いました結果、その範囲を将来を見通して道路要件を多少変更したり、とりわけ用途地域の見直しを行って将来の計画に整合できる状況をつくっておかなきゃならない、こういうことであります。

なにか行政側がその判断で一方的に事を推し進めているというふうにとられる面があるかもしれませんが、これらは一番将来像を正確に見通しを持っておる行政側が主導的役割に立たざるを得ない、また立ってなすべきである。つまり、一面にはある程度の規制を行い、一面には誘導を行う、これが許された行政の権限でありますので、私権を侵さない形で、なるべく了解の中でそれらの業務を進めていく、こういう過程の中の状況でありまして、一番御迷惑のないように、できるだけまた行政としての公正さとか公平性を失わないように図っていくというのが当然の役割であります。

今まで用途地域といいますと、住居地域がベースになるわけでありますし、その用途地域、いわゆる住居地域、特に一種住居専用地域は高さの制限でありますとか、いろいろ混雑にならない、例えば工業や商業とも分離をした純度の高い、いわゆる環境のいい住宅地をつくろうというのが、本来の第一種住居専用地域の趣旨であります。それから駅に近いところに商業地域をつくるとか、あるいは既存の工業の行われている地域、あるいはこれからの発展を必要とする地域、いろんな意味で住居地域をベースとしながら、

その地域地域に用途を定めていく、こういうことが５年置きの見直しというような形で社会の進歩、あるいは社会情勢の現実に沿う形の見直しをする、こういう趣旨で行われるものでありますので、私が説明するまでもないわけでありますけれど、いわゆる公共の福祉という大きな目標のもとに自治体自身が地域社会に一番必要なものをそろえ、また将来にいろいろな発展ができ、市民生活を守る、こういう事業がきちんと設定をできるように見通したい、こういう趣旨でございますので、行政側が一方的にリードしておるということだけではないと思っております。これからも十分、縦、横、前後の関係も適正に見定めながら運用を図っていきたい、こう考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　土方尚功君。

**○15番（土方尚功君）**　私が主として、市長が今おっしゃったことはもう基本的な考え方のあれだけで、私が求めるのは、市のやり方が少なくともああいうやりとりをしていて地域の人たちなりに理解を求める、その前段ですよ。将来的にはこうしていきたいとか何とかというのはいいんです。現実に今の市民が生活している中に、もうちょっと行政として血の通った行政ができないか、こういう視点でやりとりをしていれば、一方的に市の計画があるからそれに基づいて事務的に行政として進める、そういうあり方があっていいのか。こういう視点で意見を求めたいと思っているんです。まるっきり今の回答じゃあれですから、もう一つあわせて、我々が先ほど来しきりに出します行政と議会との関連の中で、こういった事業を市として「それでいきましょう」という確認をしておく必要があるんじゃないか。この福祉ゾーンに限らず病院や何かにしても。そこら辺のことをこの際、今後、市長としてもやはりそのとおりだと。それでなきゃ、だって計画だけ出してもいつも細かいことを聞いていてもわかんないからこっちも一生懸命質問しますし、そんなとこに一つの委員会なりにやり方はいろいろあるでしょうけれども、議会側としても確かにそれと一緒に歩調を合わせていきましょうということがなければ、今後いろいろな問題が出てくると思うんです、同じように。あくまで市が計画しただけ。そこら辺のことをあわせてどうでしょうか、市長。余計な話ししなくて今の答えだけで結構ですから。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　地方自治体の執行機関、議決機関の関係が円滑にしっくりと両輪となって市民生活を守る、自治体の地域社会の発展に努める、これが一番望ましいと思っております。

**○議長（福島盛之助君）**　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　今回いろいろ各議員さんも質問して、市長は抽象的な回答に終わってしまっている部分がすごく多いんです。納得できませんという、かの有名な米沢議員の発言でありませんけれども、全く、私が求めているのはもっと簡単に「これからぜひ市民の代表として議会の皆さんにはこういう形で一応の了解を求めるようなことを諮っていきますよ」こう言えばそれでいいんです。今の言い方じゃ、とってもじゃないけれど何を言っているかわからない。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘のとおり一生懸命に努めていきたい、このようにお答えを申し上げておきます。

○議長（福島盛之助君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　いずれにしても、どうもそれ以上の進展がなさそうですけれども、やはり地区計画の用途地域の変更はそれなりにあってもいいと私は思いますし、地区計画については、それなりにやっぱり住民の私権を相当制限するものですから慎重に取り扱いをすべきだ、こういうことを強く申し上げ、なおかつたまたま今回、条例の中にミスがありましたのが発見をされました。これについては、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、これの「目的」の中に、単純なミスなんです、言わば。しかし条例は１字１句でも間違いがあればそれなりの手続を踏んで直しをかける、こういうことになろうかと思います。参考に、総務部長、その条例の第１条、２行目に、地区計画の区域内に本来ですと「おける建築物の敷地、構造云々」というのが続くわけですけれども、「区域内においる」と書いてあります。幾ら市長が年を取っても老いることがないように、ぜひ全精力をかけて日野市民のために働いていただくこと、そしてこの訂正をそれなりの手続を踏んで、余り簡単には了解というような発言はいたしません。そんなことを申し上げて、この質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福島盛之助君）　これをもって18の１、用途地域見直し素案、地区計画等にみる行政対応に問うの質問を終わります。

一般質問19の１、学校図書館職員の雇用問題は、教育的見地で解決をの通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

〔10番議員登壇〕

○10番（中谷好幸君）　学校図書館の職員の雇用問題は、教育的見地で解決をについて質問させていただきます。

「日野の学校図書館をもっとよくする会」という団体から、学校図書館事務嘱託職員

の雇用の継続を求める請願というのが今議会に出されておりまして、議会前に議員に請願への協力要請と資料が送られてまいりました。その中の「扉をひらいて」というパンフレットがありますけれども、この内容について少し紹介させていただきたいと思います。

この中で11ページですけれども、酒井さんという女子中学生が「学校図書館の魅力」という作文を書かれて、これが掲載されています。「私が中学１年生のころ、田沼先生という司書の方がいらっしゃいました。そのころ図書館ではいろんなイベントのようなものをやっていました。例えば、市立高幡図書館スタイルのお話し会、たしか年に２回やりました。先生が暗記したフレーズをみんなで暗記したり、先生が自分で書いたイラストを不思議な布に張ってみせてくれたり、魔女特集のときには国語の先生が魔女の格好で出てきたりしました。そして最後は、その月に誕生日がある人が、ろうそくの火を消すのです。みんな懐かしがっていて、とても楽しかったです。また、その先生が『おもしろいよ』と紹介してくれた本にはリクエストが殺到して、１カ月以上本がないこともありました。そんなふうに、みんな先生が大好きだったので図書室は常連客でいつも満員でした。図書室にはいろいろな人が来ています。友達と何人かで連れ立ってくる人、１人で来る人、ボールの方が似合いそうなわきに本を抱えている人、特に先生と仲のいい人はカウンターで先生と『何かおもしろい本ある』なんて話しています。私は部活や塾などで忙しいのですが時間をつくって行ってみると、空席がないことがよくありました。もう一つ私が感心したことは、先生の記憶力です。ここ（図書室）に来た人の顔と名前、どんな本が好きかを覚えていて、次にその人が図書室に来たとき、好きそうな本を紹介してくれるのです。だから、みんな本当に先生のことを慕っていて、私も少しずつ図書室に行くようにしていました。それぐらい魅力があったんです。学校の生徒という決まった客のみが来るその図書館では、司書の方と客とのコミュニケーションが密にとれるのです。それによっておもしろい本に出会えるのです」こういう作文です。

そして、このすてきな先生と言われた田沼先生が、やはりこのパンフレットの中で、「中学校図書館での３年間」という文章を載せられています。読み上げると長くなりますので簡単に紹介させていただきたいと思います。

田沼さんという嘱託職員は90年５月に、かぎのかけられた公立中学校図書館に配属されたということです。最初は、本の分類、配架、本の廃棄や修理から始めたということであります。基本カードは十数年分が戸棚の奥に積んである。こうしたことから仕事の手順についても考えながら、とにかく生徒に来てもらいたい、そこからのスタートだっ

たと言われています。そして、廊下に図書の紹介の展示、あるいは図書室の雰囲気をつくる、図書案内というニュースを出す、あるいはプライバシーの保護や貸し出しの簡素化を図るために貸し出し方法の変更を図る、予約リクエストを始める、こうしてどんどん図書館へ出入りする生徒がふえていったと言われています。

こういうふうに言われています。「昼休み、放課後と生徒がふえていき、休憩時間にも顔を出すようになった。昼休みは満員御礼という感じで、毎日100人以上立っている生徒が多かった。その中で一人ひとりと懸命に向かい合う。ひどいいじめを受けていた生徒たち、図書館に逃げてくるという実感があり、また学校生活からはみ出していた生徒たちとの関係にも悩んだ。時間はかかったが教師ではない立場で、一歩引いた形で受け入れて、個々おのおのとの関係をつくっていった毎日であった。やがて図書館には人がいつもいる状態に定着していった。その中で教師の中から、私という司書を使って授業に図書館を利用しようという動きが出てきた。これは２年目の４月からで、例えば教科との連携をするということで修学旅行の下調べだとか、生き方を学ぶとか、職場訪問に向けて職業の本を紹介するとか、いろいろな教科との連携も図っていった」というふうに言われています。

また「国語の教師から本の紹介をクラス単位でやりましょうという声をかけられて、91年４月からは教室に出かけていって生徒に、お話、読み聞かせ、パネルシアター、ブックトーク、こういうことをやり始めた。中学生がどんな反応をと不安だったけれども楽しんでくれ、貸し出し予約がぐんと伸びていった」と言われています。そして「本の貸し出し数は90年度に1,907冊、これは91年度になると2,825冊、３年目には4,754冊と伸びていった。しかし１人当たり年間で10冊弱の貸し出し冊数はまだまだだ。新任校でも現場で司書の存在実感を得るべく努力し、１年半後に向かいたいと日々頑張っています」――この１年半後というのが来年春ということで、この職員の皆さんの雇用が打ち切られるというふうなことになっているわけであります。

この職員の配置基準について決めた要綱というのは、日野市公立学校図書館事務嘱託職員の採用及び配置基準、こういう内規であります。この条項に該当する嘱託職員は16名ということでありますけれども、私は今読んだような、これまでの実績を生かして希望される方にはぜひ引き続き仕事が続けられるように強く要望する立場から、本日の質問をしたいというふうに思います。

そこで、第１問ですけれども、この要綱で「学校図書館嘱託職員の再任を４年を限度とする」とされた理由について、なぜそういうふうな要綱を決められたのかについて、

端的にお答えしていただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

**○学校教育部長（谷　正幸君）**　学校図書の雇用問題は教育的見地から解決をということなんですが、４年でなぜ切るような形にしたのか、という御質問だと思いますが、ちょっと経緯を御説明したいと思いますが、現在、日野市の小・中学校図書館には本来の司書教諭制度、これは学校図書館法の付則の方に、当分の間、５条１項といいますか、司書教諭を置かないことができる、というような付則がついております。ということで、これが実施されるまでの間、臨時的措置として平成２年度より学校組織による図書館担当教諭の補助として各学校１名の図書館事務嘱託員を配置し、人のいる図書館を目指してその機能化を図っております。図書館事務嘱託員の仕事は週５日間で、１日５時間の勤務をし、図書等、分類、整理、貸し出しなど図書館の仕事をしています。

また、図書契約については１年契約でございます。同じ人が同一校を２年、さらに希望する場合は、今、継続でさらに２年ということで、計４年間ということになっております。このことは、この制度が臨時的措置であること、地域社会の意欲ある方々のボランティア的活動に求めたこと、そして広く多くの方々に学校あるいは児童生徒に接してもらう機会とし、学校理解と協力を深めるということなどがあります。御指摘の雇用問題について、確かにその学校になれた嘱託員から新しい嘱託員に交代することは一時的な低下を来すことは否定するものではありません。このことについては図書館担当教諭を初め学校組織を挙げて対応し、教育活動への支障を来さぬよう、また公認の嘱託員の資質の特性を十分生かしてほしいと考えています。したがって、現在の制度は臨時的なものでありますが、教育委員会の定めた学校教育図書事務嘱託員設置要綱等により一度交代していただき、次の機会に再び協力していただきたいと考えます。

教育委員会としては、学校図書館の充実のために本来の司書教諭の配置について教育長会等を通じて、これまでより引き続き積極的に働きかけていきたいと考えていますが、実現までの間、現在の学校図書館機能の後退をすることなく学校の指導計画、組織に基づいた教育活動が行われるよう、可能な限り改善を図っていきたいと考えます。

以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　中谷好幸君。

**○10番（中谷好幸君）**　臨時的措置だということや、広く多くの方々に学校を理解してもらうためにこういう措置をとったのだというふうな御答弁だったというふうに思います。

日野市では嘱託職員が何人いらっしゃるのかということを、職員課で聞きました。こととし７月現在で141名ということであります。どういうところにいらっしゃるかということなんですが、学童や学校図書館、市史編纂、ふるさと博物館資料収集調査、公民館事業などに嘱託職員の方がいらっしゃるということであります。しかし、嘱託職員の再任が４年に限るという例は、ほかの場合はないようであります。また、全国的に学校図書館にどのような形で職員が配置されているのかということについても、いろいろ聞いてみました。正職員を配置しているのは、岡山市や千葉の市川、本当に一部であります。しかも岡山市や市川市でも全校に正職員を配置しているわけではなくて、その一部が正職員という形になっておりまして、ほとんどの市では嘱託職員という形が大勢のようであります。しかし、嘱託職員の再任について４年を限度とする、そういう例は私の知る限りないようであります。いろいろ広く多く参加していただきたい等々の理由が述べられましたけれども、一口に言って十分説得できるものではないのではないかと思います。

なぜ学校図書館が４年に一度を再任の限度とするということが決められたのかということが非常に重要な問題だと思うんです。この要綱について、私、読んでみました。非常に不自然なところがあります。嘱託職員というのは法的にも１年以内ということになっているわけですね、もともと。ところがこの要綱では、まず嘱託職員は基本的に任用期間は１年間以内という第一の制約というのがつけられているわけであります。ほかの嘱託職員については、これだけなんです、この任用の制約というのは。ところが学校図書館の場合、その上に再任を希望する場合は、一つに勤務状況が良好で学校長が推薦したもの、教育委員会が特に認めたもの、という制約がつけられる。その上に用心深いというのか、念の入ったことに「ただし、４年の限度とする」。学校図書館嘱託職員の要綱については、三重の制約がつけられている。なぜ教育委員会は、この４年を限度とするのか、これだけこだわるのかということに、私は問題の解明の糸口があるように思うんです。

今、教育委員会からの答弁の中でも若干、明らかになったわけですけれども、私、３点、押さえたいというふうに思います。

一つは、日野市は図書館に嘱託職員を配置しましたけれども、この職員は、さっき臨時的措置と言われましたけれども、専門職としての位置づけをしていないということなんです。担当教諭の事務補助という形で人を置いたということだと思うんです。このこと自身は非常に画期的なことで評価できることであるというふうに思いますし、先ほど紹介したような成果をこのことによって見出したわけであります。

二つ目に、こうした実績を踏まえて、今後、日野の学校図書館の機能をどのように発展させるべきなのか、日野市教育委員会のこの基本方針は定まっていないんではないか、ここに問題の中心があるように思うんです。なぜ定まらないのかということですが、これも先ほど御答弁がありましたけれども、国や都の方針が定まっていないからなんです。学校図書館法に定められた司書教諭を配置するのか、それとも岡山市その他で進めている専門職としての学校司書を配置していくのか、それとも今の状態を放置するのか。本来、国や都が方向を定めなければならないわけでありますけれども、これが定まっていない。この中で日野市はどうしていくのかということが、今、問われているわけですけれども、ここがはっきりしていないということに問題があると思うんです。

三つ目に、この方向が定まらないうちに今の嘱託員制度、事務の補助なのか、専門職なのかがあいまいなまま制度として定着させていくということ、ここに教育委員会はためらい、ちゅうちょし、ある意味では恐れている。これが4年の限度でということに、これだけこだわっておられる本当の理由ではないのかというふうに私は考えるわけです。今の指摘について再質問をしたいんですが、4年を限度とするという制約、多くのお母さん方に参加していただきたい、これも確かにあると思いますけれども、基本的には日野市教育委員会の基本的な方針、将来、学校図書館をどう発展させるのか、図書館に不可欠の人の問題、職員をどう位置づけるのか、定まらないで足踏みをしている、このように私は整理したいと思うんですけれども、私の指摘について学校教育部長、どうでしょうか。

**○議長（福島盛之助君）**　学校教育部長。

**○学校教育部長（谷　正幸君）**　ただいまの問題ですけれど、この件について基本的には学校図書事務嘱託員設置要綱どおりの運用を考えていますが、試行期間を含めてことしで5年目に入るんですが、段階的に整備を図ってきたため多少不備な点があり、今後、内部で検討してまいりたいと考えています。

以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　中谷好幸君。

**○10番（中谷好幸君）**　ありがとうございます。

日野市では、学校図書館に嘱託職員を配置して画期的な一歩を踏み出しました。これはだれもが認めるところであります。しかし、さらに学校図書館を発展させることについて、私はためらいがあるのではないかというふうに思います。前進させるのかどうか、ここに問題の中心があることは明確であります。先ほども申しましたけれども、確かに

国や都が責任ある展望を示していない。無責任でありますけれども、しかし日野市は勇気ある一歩を歩み始めたわけでありますから、学校図書館に人を配置して極めて大きな成果を得ているわけでありますから、さらに発展させる立場で頑張っていただきたいと思います。

学校図書館に人を置けば、学校図書館はよみがえるんです。これはある意味では法則的とも言えます。もともと図書館サービスの貢献度というのは、職員が75％、資料が20％、場所、設備が５％というふうに言われています。人を配置するかしないかは、たとえそれが嘱託職員という不安定な配置であっても、これだけの成果が生まれるわけであります。さらに発展させるポイントも、やはり人の問題にあると思います。将来的に司書教諭の配置を展望するのか、それとも学校司書を展望するのか、慎重な検討が必要であるということは認めるわけでありますけれども、いずれにしても職員の専門職としての役割を重視する方向で考えることが重要であると思います。この仕事に献身してこられた人、経験を積んだ本当に優秀な人を４年で打ち切る、涙ながらの退職を迫るということは後退であると思います。日野の学校図書館をさらに発展させる方向で、この問題の解決を図るように教育委員会に強く要望したいと思いますけれども、別の角度から質問したいと思います。

今紹介した設置基準の内規、要綱に先立って、平成３年４月１日に日野市公立図書館事務嘱託員設置要綱というのを定められています。この要綱が最初につくられたわけです。この要綱では、嘱託職員の事務の内容などを規定しています。ちょっと読んでみます。第４条「嘱託員は次の各号に規定する事務を行う」というふうになっています。１、図書館の管理運用に関すること、２、図書等の分類、整理に関すること、３、図書等の貸し出し、返却に関すること、４、図書等の購入、廃棄に関すること、５、図書等の情報管理に関すること、６、児童生徒の読書活動への助言、援助に関すること、その他、学校長が認める事務、こういうふうに定められています。さっき嘱託職員は臨時的措置として置いたんだ、教諭の事務補助だ、だれでもできる、というようなことを強調されたわけですけれども、この設置要綱に定められている嘱託職員の事務というのは、学校司書そのものの、専門職としての学校司書そのものの仕事なんです。あるいは一定の教育を受けていないと、これだけの仕事はできないというふうに思うんです。実際に嘱託職員として採用された方々は、この要綱にこたえて見事に仕事をされてこられたと思うわけであります。

確かに教育委員会は嘱託職員を専門職という位置づけよりも、事務補助とされている

と思います。しかしそれは、報酬だとか待遇などの位置づけであって、仕事の中身でない。仕事の中身はしっかりと専門職としての仕事を要綱で要求されているわけであります。端的に言うと、学校図書館嘱託員に関する二つの要綱、先ほど読み上げた採用基準、配置基準に関する要綱とこの設置要綱の間には矛盾があるんです。今、私は教育委員会の中からできるだけたくさんのお母さん方に参加していただきたいから4年の限度を決めたんだという声とともに、職員というのは普通のお母さんでいいんだ、研修なんか必要ない、いてもらうだけで結構なんだ、というような声も聞こえてくるわけなんです。これは設置要綱の内容よりも設置基準の方を尊重して、仕事の中身まで設置基準に低めるというようにもとれるわけなんです。私は今必要なのは、最初に決められた事務嘱託員設置要綱、この中に高らかにうたい上げられた職員の仕事の内容に合わせて採用基準や設置基準を改める、これが本当の方向ではないかと思うんです。

もう一つ、この要綱についての矛盾を指摘したいと思います。日野市公立学校図書館事務職員の採用及び配置基準、この執行期日は平成4年4月1日になっている。この要綱で、採用は4年を限度とするというふうに決められているわけでありますけれども、この要綱どおり運用すれば、4年の限度は来年の3月ではなくて平成7年度の3月ということになるわけであります。もし来年度打ち切るというんならば、執行期日を平成3年4月1日にさかのぼって適用する、こういうふうに書かなければならないわけであります。

二つ、矛盾を指摘しました。いずれにしても、最初に仕事の中身を定めた日野市立公立学校図書館事務嘱託員設置要綱、この中心となる要綱に、あとからつくった採用配置基準を定めた要綱が対応していないわけであります。仕事の中身に合わせて、すなわち先につくられた要綱に合わせて採用配置基準を見直すべきであるというふうに思うわけであります。こういう方向で学校図書館の発展の方向を考えていただきたいというふうに思うわけでありますけれども、このことについて、学校教育部長にお聞きしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　お答えさせていただきます。

学校図書館嘱託員の皆さんは非常に今、議員の方から報告がございましたように一生懸命働いてくださって、いわゆるいつでも人がいるというようなことで、子供たちも安心して図書館へ行くというような実態があるということを聞いております。

また、学校図書館の役割というのは、学校の教育活動を盛んにするために非常に重要

な役割を持っているわけでございます。そういったことを踏まえながら考えますに、今御指摘のございましたように、この要綱、また細則には、実施の経過の過程でつくったということもございまして、不備がございます。そういったことで、これから検討を重ねて、また学校の方のお考え等も協議しながら検討を重ねて、修正といいますか、改正といいますか、そういったことに取り組んでまいりたい、こう思っております。そういったことで教育委員会としてはいきたい、こう考えております。

以上でございます。

**○議長（福島盛之助君）**　中谷好幸君。

**○10番（中谷好幸君）**　ぜひ、その際、学校図書館の役割について、そもそもまで返って慎重な御検討をいただきたいということを心からお願いしたいと思います。

1989年の国連で採択された子供の権利条約、ことしの４月に批准されまして５月から効力が生まれています。政府や行政機関、私たち一人ひとりの大人に、条約の原則に従って子供たちの権利の状況について点検し、今、改善されることが求められていると思うわけであります。この中で、子供たちの意見の表明の権利、表現、情報の自由など、子供たちの市民的な権利を宣言するとともに、17条でこういう中身が宣言されています。それは、マスメディアへのアクセスの権利であります。ちょっと読んでみたいと思います。

条約の締約国は大衆媒体（マスメディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面、及び道徳面の福祉並びに身心の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため締約国は、A、児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ第29条の精神――これは教育のあれです――精神に沿う情報及び資料を大衆媒体（マスメディア）が普及されるように奨励する、B、国の内外の多様な情報源からの情報及び資料の作成、交換、及び普及における国際協力を奨励する、C、児童用書籍の作成及び普及を奨励する等々の、子供たちに豊富な図書、情報を提供するということを国また行政機関、学校、福祉施設等々に求められているわけであります。

子供たちの多様で自由な読書を支える学校図書館こそ、まさにこの子供の権利にこたえるものであるのではないかと私は思います。戦前の国定教科書一本の統制的な学校教育の反省の上に、戦後、学校図書館の設置が義務づけられました。さまざまな教材、選択可能な豊かな情報を子供に提供する中でこそ一方的な、知識の詰め込みでない、学ぶ過程を重視した教育が成立するものだと考えます。そこに学校図書館の存在理由がある

と思うわけであります。原理的に言えば、図書館が機能していない学校では、自由な子供の権利が守られた教育は成り立たない、こういうことを権利条約は言っているのではないかと思うんです。そういう意味でも、今、国、文部省の責任は重大でありますし、同時に市の教育委員会も、学校図書館をもっとよくするための努力が求められているのではないかというふうに思います。

子供の権利条約は、第３条の１項で、子供に関するすべての措置をとるに当たっては公的もしくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局、または立法機関、いずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとするというふうに宣言しています。学校図書館のこの職員の問題についても、ぜひとも子供の最善の利益を考慮して進めていただきたいというふうに思います。もし、こうした学校図書館の発展の方向について考えるところが教育長、ありましたら、ちょっとお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　教育長。

**○教育長（園田　匠君）**　お答えさせていただきます。

図書館が充実していくような方向で私たちも教育委員会として努力してまいりたい、こう考えております。

また、嘱託員の要綱等の検討に当たっても、そういうことを十分踏まえながら検討してまいりたい、こう考えております。

以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　中谷好幸君。

**○10番（中谷好幸君）**　ありがとうございました。

嘱託職員の皆さんの仕事が報われるように、学校図書館のさらなる発展を願って、この質問を終わりたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって19の１、学校図書館職員の雇用問題は、教育的見地で解決をの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時56分　休憩

午後３時34分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問19の２、乳幼児医療助成を未就学児全体に広げようの通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

〔10番議員登壇〕

○10番（中谷好幸君）　乳幼児医療助成を未就学児全体に広げようについて、質問を行います。

現在、我が国は高齢化と少子化の社会と言われています。女性が生涯を通じて生む子供の数である合計特殊出生率は1991年に全国で1.53、東京都では1.18になっています。著しい出生率の低下の原因については、さまざまな指摘があります。東京都児童福祉審議会が1992年に都知事に対して行った答申では、子育てを取り巻く環境について指摘しています。長時間労働など家庭生活を無視した労働慣行、子育ては母親が専ら引き受けるものとされるおくれた性別役割分業意識、核家族化に伴う経験の不足、情報の不足、さらに住宅環境の悪化、養育費や教育費の負担の増大について指摘しています。

答申は、こうした問題点を指摘し、健やかに子供を生み育てる環境づくり、福祉、保健、医療、教育、労働、住宅などの各行政分野での連携した子育て支援の重要性を強調しています。乳幼児医療の助成についても、重要な子育て支援であります。都民の粘り強い運動で、青森、京都、大坂、沖縄などとともに最後まで残っていた東京都で、３歳未満児への医療助成が実現し、全都道府県でこの制度が実現になりました。かつて老人医療無料化制度が東京都など革新自治体から始まり、ついに当時の自民党政府もこの制度化に取り組まざるを得なかったように、乳幼児医療無料化が国の制度となり、一層の制度が充実することを期待するものではあります。

しかし「人にやさしい」などという欺瞞的なスローガンを掲げた村山政権は、逆に乳幼児医療助成制度への攻撃も強めています。昨日、米沢市議が取り上げたところでありますけれども、６月23日に日本共産党を除く新旧連立与党の賛成で成立した健康保険法改悪は、入院給食費の患者負担を導入しました。やっと地方自治体によって実現した乳幼児やひとり親家庭の医療無料化制度が、有料に逆戻りするということになるわけであります。無料化を守れの世論と運動は急速に広がりました。そして、これにこたえる形で東京都を皮切りに埼玉、茨城など、県段階でこの入院給食費の一部を負担しよう、医療助成の対象に入れようという動きも広がっているわけであります。

ところが、厚生省は８月30日、担当課長名で、入院給食費を県の助成制度の対象にすることは事業の名目が何であれ、今回の制度改正の趣旨に合わない不適切な措置だとい

う通達を送りました。しかし、この厚生省の通知が通じない事態も生まれています。厚生省の通知が出された後も９月に入ってから、大阪、愛知、神奈川、群馬が入院給食の助成を決めています。このことは、日本共産党を除く新旧連立与党が異例のスピード審議で強行した健康保険法の今回の改悪がいかに理不尽なものかを証明するものだと思います。この改悪をゼロ歳児の乳児まで貫徹しようとする政府・厚生省をさらに追い詰め、せっかくつくられた乳幼児医療の無料化制度を守り発展させる必要があると思います。こうした立場で、こうした動きも踏まえて、乳幼児医療助成について質問したいと思います。

第１に、日野市は都内で最も古くからゼロ歳児医療の無料化制度を行っている自治体です。その意味では、この制度の先駆けをつくってきた自治体といえるわけでありますけれども、この乳幼児医療助成の意義や役割について、どのように考えられているか。

二つ目に、健康保険法改悪に伴う給食費負担、東京都は老人医療を除き無料化制度を守るために助成を行う方針だと聞いていますけれども、日野市ではどうなるのでしょうか。

三つ目の質問は、都の医療無料化制度が実現し、23区三多摩の市町村すべてで医療無料化制度が実現しました。しかし、その内容については、23区と三多摩、各自治体によってかなりの隔たりといいますか、差異があるようであります。所得制限は緩和の方向で、また年齢制限も拡大の方向で、できれば未就学児全体にこの制度を適用できるように拡大してほしい、そういうふうに考えるものでありますけれども、この制度の充実、改善について、お聞きしたいと思います。

以上、３点、よろしくお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

**○福祉部長（藤本享一君）**　ただいまの御質問について、お答えをしたいと思います。

今、議員さんがおっしゃいましたように、日野市におきましては長い間、ゼロ歳につきましては所得制限をつけずに行ってきました。これは福祉の面だけといいましょうか、子供の数が少なくなっていくことに対するまた支援といいましょうか、そういう役割も果たしてきたんではないかというふうに思っております。最近では、区の、例えば千代田区みたいにうんと人口が少なくなっているところでは、やはりこういうようなことに力を入れてきているということも聞いておりますが、そういうことの先駆けとして日野市で既にやってきたというふうに感じております。ちなみに申しますと、今、さらに都の制度で１歳と２歳と加えまして、この６月現在では2,822名がこの対象者、資格を得

ているという状況でございます。

それから、各市の状況もいろいろまちまちではございますが、日野市にならってといいましょうか、追いかけてといいましょうか、そういうような状態で市の中でも７市がこの制度をとっているところもあったりするところでございます。

ゼロ歳から例えば５歳児までを対象に仮にするといたしますと、約8,820人ぐらいが該当するんじゃないかというふうに思われています。仮にこれを年12回、もし受診をするとすれば、１件当たり都の試算によります2,945円とした場合には、その他の印刷費とか役務費とか、そういうような経費を加えて考えますと、約３億7,000万円ぐらいが必要になるんじゃないかというふうに考えております。これに若干の3,200万円ほどの都の補助金があるにしましても、今現在の３倍の財源が必要になるんではないかというふうに試算をしております。

また、これの進め方とかということにつきましても、これは市１市だけでできない面がやはりございます。国保連合会等の協力とか、そういうような問題とか、いろいろ問題が起こってくるということを思っております。

御質問の趣旨は十分わかっておるわけですけれども、今このことを考えてみますと、現状の段階では財政的に、また事務処理の面でも相当難しい面があるんじゃないかというふうに、こういう状況だというふうに認識しております。できるだけのことを検討を、またできるだけいい方に向かっての努力はしたいと考えていますが、そんな状況のように認識をしているところでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　中谷好幸君。

**○10番（中谷好幸君）**　答弁漏れがあるんですけれど、東京都の方が今度の健康保険法改悪に伴って乳幼児医療を含めた給食費の助成を行うという方針を決めたというふうに聞いているんで、日野市はどういうふうになるかということです。

**○議長（福島盛之助君）**　福祉部長。

**○福祉部長（藤本享一君）**　大変失礼しました。

給食の関係の助成でございますが、この問題につきましては、東京都の方でこの食事、療養費との定額負担につきましては、医療費であるので現行条例上は定額負担は助成対象となるという考えを持っております。都の決定どおりに私どももいたしたいというふうに思っているところであります。

また、乳幼児医療の市の単独部分につきましても、同一の条例でありますので同一の扱いをしていきたいというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　　市の制度も、都の制度の部分についても健康保険法改悪に伴う給食費の負担については助成でいくというお答えをいただきました。

いずれにしましても、乳幼児医療の助成というのは、若い世帯にとって極めて切実な要求であるということであります。厚生省が「子供の未来プラン研究会」という外郭団体を持っていて、ここが報告書を出して指摘をしているんですけれども、子供を養育する家庭の家計の状況を時系列的に見ると、子供が小学校に就学するまでの期間と、子供が高校に就学した以降の期間、この期間に経済的負担が大きくなるピークがあるというふうに指摘しています。前者は、母親の出産に伴う離職等による所得の減などの影響もあり、後者は、いわゆる塾を初めとする教育費の質の増加が原因だというふうに言っているわけであります。

小学校に子供が入る時期までが経済的に負担の大きい最初のピークに相当するわけでありますけれども、この時期は、子供が最も頻繁に病院、診療所のお世話になる時期でもあります。お医者さんに伺いますと、一般に子供は６カ月過ぎから３歳ぐらいまでが一番病気にかかりやすい。その後、免疫を獲得していき、小学校に入るころには病院にかかることが極端に少なくなっていくということであります。

私は、あるアレルギーのお子さんをお持ちのお母さんからお話を伺いました。医療費にどのぐらいかかるのかということであります。６カ月まではほとんどやはり病気にかからなかった。だから医療の支出はなかった。６カ月を過ぎると月に一、二回は必ず風邪などでお医者さんにかかる。初診料、薬代を合わせると大体、月2,000円から5,000円ぐらいになる。月二回ぐらいのテンポの通院は３歳ぐらいまで続き、そのうちに第二子が生まれ、医療費は２人分になる。すると医療費は5,000円から１万円に月になる。これが今、助成の対象となって大変助かっているわけであります。

以上は一般的な経費なんですが、アレルギーの子供の場合、慢性疾患として定期的に通院するなどさまざまな負担が、このほかに加わる。例えば、アレルギーを特定するためのテスト、血液検査、皮膚テストが半年に１回から１年に１回繰り返される。これが大体１回、１万円だということであります。ぜんそくの発作が夜起こると一般の交通機関が使えず、タクシーを利用することが多い。こういう負担もある。さらに大変なのは、食物に原因のあるアトピーの場合、除去食が必要になる。この食材費には保険の適用も控除もない。ひどい場合は、この除去食だけで月６万から７万かかる子供もいるということであります。

以上は、経済的負担だけを見たものでありますけれども、若い父母の精神的な負担はいかなるものかを察することは容易であります。乳幼児医療無料化制度がこうした父母を大きく励ましているということも間違いありません。ところが3歳になると、その誕生日の次の月から直ちに助成が打ち切られる。あるいは、わずかの所得の差で助成が受けられない場合がある。先ほども述べましたが、子供が病院にかかるピークは3歳未満であります。ですから、先ほど福祉部長が、これが5歳に延びるとどれだけかかるのかという試算を行いましたが、必ずしも、3歳過ぎたら医療にかかる子はだんだん少なくなっていくわけですから、同じ財源がかかるとは私は限らないと思うわけでありますけれども、母親の立場、父母の立場から見ると、3歳以降も病気にかかる子供は慢性疾患が多いわけでありますから、数は少なくとも一層切実になっていくわけであります。私は、いろいろ難しい条件について、福祉部長に伺いましたけれども、一気に未就学児全体に広げることができなくても、少しずつこれを充実する方向で臨んでいただきたい、こういうふうに思うわけであります。

日野市の「乳幼児医療を助成します」という紹介のリーフレットがあります。ここに、所得制限の額の表示がしてあるんです。ここで、この所得制限の制限額、二本立てになっているんです。一つは、国民年金加入、年金未加入者、いわゆる自営業者、もう一つは、厚生年金・共済年金加入者です。所得制限の額が自営業者の場合とサラリーマンの場合が異なるということになっています。

例えば、扶養家族が2名の場合、自営業者の所得制限額は207万6,000円、サラリーマンの場合は423万円です。サラリーマンの423万円というのは、給与収入額にすると590万、600万近いわけですから、サラリーマンの場合はほとんどの方々が、この乳幼児医療の無料化制度を受けることができる。しかし自営業者の場合は、所得額で237万6,000円、収入額で358万、サラリーマンの半分の水準なわけです。ほとんどが乳幼児医療の無料化制度を受けられないという、こういうふうな制度になっているんです。少なくともこのような不平等は、直ちに是正すべきであると思います。このことも含めて、医療の助成の所得制限や年齢制限、是正改善の方向で取り組むつもりがあるかどうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　お考えの趣旨は同じに私どもも感じているわけでございますが、所得制限の件につきまして、国民年金の加入と共済年金等の加入で、確かに所得の相違が出て、私もどうしてかなと実は疑問に思っていたわけでございますが、もし条

件が全く同じであるとするならば、金額が同じでなきゃ不公平じゃないかというふうに正直、感じているところですが、このことはちょっとよく調べてみないとはっきり言えませんが、個人の営業者や何かの場合の必要経費の取り方や何かがもしかしたらあって多少違ったりするのでこういうふうになっているのかと、ちょっと今感じているところですけれど、いずれにしましても、こういうものをもう少し私どもの方でも内容を調査させて、勉強させていただいて、できるだけ受ける側が不公平にならないような体制にしていきたい姿勢で検討をさせていただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　中谷好幸君。

**○10番（中谷好幸君）**　どうしてこういうふうな差が出てきているのかということなんですが、昭和57年に児童手当の所得制限が改悪されたというか、強化された際に、厚生年金など、要するにサラリーマンについては事業者の負担で特例給付をやるというふうな制度改悪というか、改正というのか、そういうことがやられてこういう差別状態が生まれたんだと思うんです。それがそのまま何の関係もない乳児医療費に横滑りされたということが、そもそもの原因ではないかというふうに思うんです。

児童課の方から、各市町村の実施内容についてどうなっているのかという一覧表をいただきました。この中で、小平、保谷、多摩市では、すべて児童手当の所得制限でなくて、自営業者についても特例給付の所得制限で給付を、乳児医療の助成を行っているんです。ですから、できないことはないと思うんです。そういう点も踏まえて、これはぜひとも至急やっていただきたいというふうに思います。このことについて、再度伺いたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　福祉部長。

**○福祉部長（藤本享一君）**　今、議員さんのおっしゃるとおり、各市の資料を私も見させていただきました。この特例、一般というふうな出し方の中から、特例にという市が、今おっしゃるように、また区の中にもあるわけですけれども、このことについて今ここでは、いつから、どうということは申し上げられませんが、その方向で調査、検討をさせていただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　中谷好幸君。

**○10番（中谷好幸君）**　乳児医療助成を未就学児全体に広げる、これは国にやらせる、そういうことも含めて私ども奮闘するということを誓って、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって19の２、乳幼児医療助成を未就学児全体に広げ

ようの質問を終わります。

一般質問20の１、ＪＲ豊田駅西側の踏切道の拡幅についての通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

〔２番議員登壇〕

○２番（佐藤洋二君）　それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。今回は２問とも地域の問題を中心に一般質問をさせていただいておりますけれども、今、議長からもお話がありましたとおり、ＪＲ中央線、豊田駅西側の踏切の拡幅について、こういうタイトルで行います。

この一般質問の要望を一日も早く実現させていただくためには、まず日野市がこの質問の趣旨を理解をされまして、さらには認識を深めていただかなければ、先に進むことのできない問題であります。ぜひ御理解を賜りまして、関係当局のＪＲの旅会社、あるいは東京都に必要な手続きをしていただけるようにお願いを冒頭申し上げまして、質問をさせていただきます。

市内を走るＪＲ中央線の踏切は、東京の方から堀之内踏切、黒川踏切、これから拡幅について質問いたします八王子街道踏切、そして平山第三踏切、平山大踏切、中込踏切と続いておりまして、計６カ所あることになります。この八王子街道踏切は幅員が5.5メートルであります。市内６カ所の踏切の中では、堀之内踏切の幅員7.0メートルに次いで２番目に広い踏切であります。この八王子街道踏切の一日の仕事量、つまりそこを通過する列車は、午前３時57分の上り貨物列車の通過を仕事初めに、Ｅ電と言われております国電の下り電車を見送ります夜中の１時25分までの約21時間と30分間、働き続けています。もちろんこの間には、Ｍ電と呼ばれています特別急行列車や普通列車が運転され、またその間を縫うように貨物列車、臨時列車、回送列車が走り抜けております。

さらに、八王子街道踏切は内側に東洋一の規模を持つ豊田電車区を控えておりますので、豊田どまりの電車が電車区へ入ったり、あるいはこれから本線で走るために出たりの、いわゆる入出庫もありまして、これらの一日のすべてをトータルしますと、この踏切を平日計算で上り327本、下り332本、上下線合わせ実に659本が走っていることになります。きょうお持ちしましたのは、ＪＲが使っておりますダイヤグラムでございます。ごらんのとおり目いっぱいに網の目のように線が広がっております。まさに過密ダイヤと言わざるを得ません。

さて、この踏切を日常的に使っていらっしゃいますある方より、幾つかの苦情と安全に対する御意見をいただきました。その中で一番強い苦情は、踏切の遮断棒が一度下がっ

てしまいますと、時間帯やそのときの交通量の流れで10分近くも警報機が鳴りっ放しでいらいらしてしまうということであります。実際に私もその方と17時から18時の１時間、その現地を調査してみました。実際に10分近くも踏切警報機が、あるいは遮断機が下がり、鳴りっ放しのケースがあります。

例えば、下り電車が２番線に到着をします。所定の時間で客扱いを終了し、その電車は発車します。踏切を通過しようとするときに、あいにくと反対側の上り電車接近のために遮断棒が下がりっ放しであります。その上りが踏切を通過をし、遮断棒が上がると思っていたのに、今度は下り電車接近で警報機が鳴りっ放しという同じ状態が続きます。ここまででほぼ６ないし７分を経過をしております。たまたまこの電車は、特急あるいは鈍行の通過待ちのために１番線で待避しなければなりません。ですから警報機は依然として鳴りっ放しであります。やがて特急などの列車が通過をします。そこで、１番線に待避中の下り電車は信号のあくのを待ちまして発車します。間もなく踏切を通過し、やっと遮断棒が上がり、待っていた人たちが踏切を通過できる、というケースであります。

また、そのほかにも次のような苦情が寄せられています。警報機が鳴り始め、遮断棒が下がる。通行どめを食った人たちは、どちらから列車が来るかと確認のために列車進行方向表示機を見ます。矢印が下り方向を点灯しているので、踏切で待っている人たちは当然のこと通過列車か、あるいは高尾行きかと思います。しかし、来た電車は１番線に入り、しばらくして客扱いが終了したように見えますが、なかなか発車する気配がありません。それもそのはず、その時間帯は駅員さんが１人で車内点検をしているからであります。安全と車内点検を確認し、ドアが閉じられ、１番線より電車が発車していきます。そうしたら構内運転のため速度制限もあり徐行しながら運転されるので、踏切を渡り切り、警報機が鳴りやむまでには時間がかかります。

その他のケースもありますが、ここでは割愛します。

このように、一度下がるとなかなか上がらない遮断棒のため、踏切で待つ人はふえていき、次第に次のような現象が起こります。つまり踏切の前の方に歩行者と自転車に乗った人、あるいは自転車からおりた人のグループがつながり、その後に自動車が続きます。反対側の踏切も同じ光景であります。長い時間、踏切があきませんと、かかるほどその数がふえていきます。目の前を列車が走り抜け、遮断棒がやっと上がりかけます。しかし、この遮断棒が上がり切らないうちにいらいらした人たちが我先へとばかり一斉に先を争い続きます。車が後から無言の圧力をかけて追ってきています。反対側の踏切から

もそんな一団が来るのであります。この踏切で、これまで人や自転車をよけるために自動車同士の接触や、あるいは自動車のタイヤの脱輪、また自動車と人、自転車と人との接触事故が発生しています。お年寄りや幼い子供たちが踏切の中で立ち往生しているというケースもあったといいます。最初に述べましたが、このような状況は、時間帯やそのときの交通量の流れで発生しますので、常時というわけではありません。ただ、そういう条件、すなわち時間帯、交通量の流れで込み合いますから、１本の列車を通すだけでも起こり得る現象であります。

ここで、八王子街道踏切の警報機が鳴動する条件を要約をしてみます。

一つは、上りの電車や貨物や列車の接近で鳴動をする場合です。これは平山第三踏切という踏切を通過した時点で、八王子街道踏切の警報機が鳴動します。

それから下り本線の接近で八王子街道踏切の警報機が鳴動します。これは堀之内踏切の東方から鳴ります。これはかなり交通渋滞の原因になっているのであります。

三つ目には、先ほど申しました下り時間待避での鳴動であります。これは駅手前の黒川踏切という踏切の時点で鳴動します。

また、４番目には、下り１番、本線入庫電車での鳴動であります。これも先ほどの下り１番待避での鳴動と同じように、黒川踏切の近所で警報機が鳴る仕組みとなっております。

五つ目が、電車区からの上り下りでの出庫での鳴動であります。

最後に、３番線、折り返し電車での鳴動。

以上、６通りの鳴動条件があります。電車区、運転区等を控えていない普通の踏切は、今述べました１と２、すなわち上り線、下り線の通過時のみ鳴動するわけでありますからすら、踏切で待つ人はさほど多くはありません。しかし、八王子街道踏切は他踏切より四つも多い鳴動条件を持っており、他と違うことの御理解をいただきたいと思います。

ここで、若干の質問と見解を求めたいと思います。

実は、この一般質問の通告に当たりまして、田原議員と話をしたところ、田原議員もこの問題について近い将来、一般質問に取り上げてみたかった、こういう話をされておりました。したがいまして、この一般質問は私だけでなく田原議員も同じ意味で質問している、このような立場でお聞きし、御回答をいただきたいと思います。

一つは、今、私が八王子街道踏切の実態について触れましたが、市側としまして、この現状、交通量とそれに伴う安全についてどう認識しているか、伺いたいと思います。

二つ目には、これまで旧国鉄、それから現ＪＲと、この八王子街道踏切の拡幅に向け

ての協議なり、あるいは話し合いをされたことがあったのでしょうか。もしあれば、その経過についてお話ししていただきたいと思います。

それから、三鷹－立川間立体化複々線協議会、この協議会へ積極的に参加をし、問題解決に向けての努力をお願いしたいと思いますが、そのお気持ちはあるかどうか。

４番目には、この踏切道の拡幅によりまして、豊田南の区画整理の進捗に支障が生じることがあるかないか、このことについて、お尋ねをいたしたいと思います。

最後に、当面、踏切道の拡幅ができない間は、踏切の混雑防止のために踏切警報機の改良をＪＲにお願いをしていただきたいと思います。

今、ＪＲではＯＰ装置というものを開発して、それを使っております。このＯＰ装置というのは、豊田の駅で例をとりますと、下り１番線に電車が入ってきて、そして下り列車を待つために待避している。そして貨物なり普通列車あるいは特急が通過する、そして下り１番から高尾行きが発車するのでありますけれども、この待避中と、それから下り列車が通過するロス時間があります。この時間を安全性を見ながらボタンを押し、そして八王子街道踏切の遮断棒を上げ、警報機を鳴りやませる、こういう装置であります。もちろんＪＲの方もこの装置につきましては、国鉄の時代からあった装置でありますので、安全には確信を持って使用しているものと思います。

先ほど、この御意見をいただいた方と17時から18時の１時間、現地を踏査したというお話をしましたが、このときに一度、このＯＰ装置を駅で使用した経過があります。ですから話の次第によっては、そのＯＰ装置を積極的に使うことも可能だということであります。ただ、このＯＰ装置は、下り線が込んでいるときに助役が押しますから、助役の仕事が込んでいると押せない、そういうこともあるというふうに話を伺っております。

以上、５点、質問をいたしました。御回答のほどよろしくお願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

**○建設部長（小俣雅義君）**　建設部に関係のあるところだけ先にお答えさせていただきます。

豊田駅西側の踏切は、東京都が管理する都道115号線の踏切ということになります。道路管理者は東京都、ＪＲと豊田南側地域と北側地域を連絡する道路としては、非常に多くの人たちが利用しております。特にここ数年の利用状況を見ますと、車や歩行者、自転車の利用が増加して、あわせて中央線の運転間隔等の影響から遮断時間が長く、道路交通の支障を招いている状況であります。

踏切は一たび事故が発生すると大変多くの犠牲者が出る、重大な結果をもたらすとい

うことであります。したがって、踏切事故を防止するために安全対策として道路管理者は何ができるか。例えば車両制限令に基づく交通できる車両というのは、ある程度決まっております。そういうものの徹底であるとか、あるいはそういう安全対策に必要な標識の設置、そういうようなものについて東京都か道路管理者に対して何らかの措置が講じられることはしてもらいたいということで要請をしていきたいと思っております。

次に、ＪＲ中央線で市内に存在する踏切は、お話しのとおり６カ所ございます。これまで黒川踏切の拡幅についてはＪＲと具体的な協議に入っております。この際も基本方針ということになるわけですけれども、ＪＲでも、また運輸省の指導もあって、平面交差の解消というのが今最優先の課題になっております。一つの踏切を単純に拡幅するということは、なかなか応じてもらえないというのが現状であります。市内に存在する踏切の整備等を、あるいは立体化の促進、こういったことを強く求められているわけであります。この踏切の安全対策については、ＪＲに問題提起をしていきたいと思います。ＪＲ自体としても踏切等における安全というのは一定の考え方もあると思いますので、そのあたり、問題提起をしたいと思います。

踏切遮断機については、事故防止上、安全な操作が行われているわけであります。特に利用者の横断時間はそれぞれ異なります。これから高齢化社会に向けてより一層の安全性が求められているわけであります。踏切信号機の改良、相当専門的な分野にわたってのお話がありました。手動による遮断時間の短縮という方法があるということも、今お聞きいたしました。当然、利用者の安全性、通行者の安全性ということが前提になると思いますし、ＪＲ側の人的な要素も相当大きいのではないかと思います。ＪＲへの具体的な形での交通の利便と安全を兼ね備えた形での対処ができるかどうか、これも要請をしていきたいと思います。

以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　御質問の３点目にございました立川－三鷹間の立体化複々線促進協議会でございますけれども、中央線の立体化複々線につきましては、三鷹－立川間の事業というような計画のもとに昭和44年にこの促進協議会が設立されております。そして関係の市長並びに議長、それから東京都も特別会員となって運動を展開してきたわけでございますが、このたび25年目にしてやっと三鷹－立川間の立体化が事業決定されるに至ったわけでございますが、ちょっと内容を御説明いたしますと、この立体化並びに複々線化という計画の中では、輸送力の増強はもとよりでございますが、第

一の目的といたしましては、やはり踏切の廃止、立体化が第一優先でございます。そういうようなことで三鷹－立川間にあります数多い踏切を廃止するというようなことで、まず最初に立川－国立間の事業に入るというふうに聞いております。

日野市といたしましても、この事業の協議会には昭和47年に加入しておりまして、毎回、協議会に出席しておるところでございます。立川－三鷹の事業が進捗する中で、今後は立川以西の日野、八王子にかかわる踏切解消といいますか、立体化のことも懸案になってくるかと思います。いずれにいたしましても、三鷹－立川間の計画も10年、20年というような長期にわたるものでございます。これの進捗状況に合わせて関係市と協議しながら鉄道の整備運動に関係し、促進に向けて努力していきたいと思っております。

**○議長（福島盛之助君）**　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　それでは、４点目の拡幅による豊田南区画整理事業に対する支障云々でございますけれども、この踏切に接道しておる道路、これは先ほど建設部長の方から説明したとおり、都道でございます。この都道が現状は５メーターから６メーターの形で接道をしておるわけでございますけれども、この区画整理事業の中でこれを６メーターに整備する計画になっております。現状の位置で６メーターで整備する計画になっておりますので、この踏切の拡幅については区画整理事業の中では何ら支障がないというふうに考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　佐藤洋二君。

**○２番（佐藤洋二君）**　それぞれ御回答をしていただきまして、ありがとうございました。ほぼ満足のいく回答と見解だと判断をいたしますが、何点かしつこくなるかもしれませんが、再質問と意見を述べさせていただきたいと思います。

今の建設部長のお答えの中で、二、三点、質問させていただきますが、現状をどう認識しているか、こういう質問に対しまして、制限が可能な車両制限や標識の整備等を東京都の方に伝えていく、こういうお話がありましたが、具体的にはどんな事柄が考えられるのか、それについてのお答えをいただきたいと思います。

二つ目には、旧国鉄とＪＲとの協議についてであります。これまで黒川踏切の拡幅を初め市内に存在する踏切にかかわるＪＲとの協議を平成３年から行ってきている、こういうお話でございます。ＪＲの踏切に対します基本的な考え方は理解するものであり、ぜひその基本的な考え方を推進をしていただきたいと思いますけれども、いわゆる八王子街道踏切の現状に対する安全度、これに対してこれまでの協議なり、あるいは話し合いの中でどのようなことがなされてきたか、記憶にあればそのことの御説明をお願いし

たいと思います。

それから、これは企画財政部長になるかもしれませんが、要請をしていきたいと思います。先ほどもお話ししたんですが、ＪＲの踏切に対する基本的な考え方は、踏切の整理統合と、それから立体化にあるということでありますけれども、踏切の平面交差をなくすことによって、いわゆる立体化ですね、これをすることによってより安全に、より早く、より確実に列車が運転されます。当面、立川と三鷹間の立体化を早期に完成をしていただきまして、次が立川－高尾間を着手していただかなければならないと思っております。御回答のとおり今後ともこの協議会に積極的に参加していただいて、私たちのこの要望が一日も早く解決できるように努力をしていただきたいと思っております。

４番目、都市整備部長にお尋ねしますが、今、５メーターないし６メーターの道路を６メートルに整備というか、統合というか、したい、こういうお話ですが、一部、８メートルという話もあるんですが、６メートルで間違いはないでしょうか。そのことについて、お尋ねをしたいと思います。

それから、これは建設部長になると思いますけれども、現状を的確に判断、理解をして、これが高齢化社会へも配慮した安全第一主義の御回答というふうに感じました。特に踏切信号機の改良につきましては、安全性を考慮しながらＪＲ等の調整をしていきたい、こういう御回答でございました。先ほど申しましたＯＰ装置、建設部長のおっしゃっている手信号ですか、これをできるだけ安全を確認する中で使っていただきたいというふうに思っております。そのためには今後、ＪＲとの協議なり、あるいは話し合いの場があるのかと思います。その場でぜひ意見交換をしていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

以上、再質問として何点か、あるいは要望を何点かしました。

**○議長（福島盛之助君）**　建設部長。

**○建設部長（小俣雅義君）**　具体的な例はということになります。制限の内容ということになりますけれども、これは一つには、道路管理者が道路法に基づいて、当然、道路の構造から来る車両の制限、この八王子踏切、いわゆる当該踏切は車道が5.5メートルですから、そこから歩行スペース、駅周辺の繁華街ということで、通常のケースよりもちょっと厳しいわけですけれども、歩行者が多くて、歩道がなくて、駅前の繁華街、この場合には、相互交通の場合には歩行スペースを1.5メートル取ります。それの半分ということですから、ちょうど車の幅は２メートルが限界、この道路管理者は道路の構造から来る制限をどのように設定するか、それからあとは交通管理者の問題になりますけ

れども、規制ということになります。規制の一つで一番こういう場合で効果があるのは、一方通行です。一方通行の場合は周辺の合意を得れば交通管理者はこれを受け入れるということがありますので、このあたりはやはり交通管理者とも十分協議した上で、周辺の利便性、一方通行にすることによって利便性が失われる面がありますので、これは相当慎重にならなきゃなりませんし、交通管理者はなるべく規制をかけないという一つの方向、流れもあります。その中での協議になります。

この八王子踏切について、ＪＲ当局あるいは旧国鉄からの話し合いの実績はということですけれども、これは先ほど申し上げましたように、ありません。それで具体的にこの踏切の安全について協議したこともまだございません。したがいまして、ＪＲがどのような認識を持って、あるいは東京都の道路管理者がどのような認識を持っているかということは想像はできますけれども、具体的な話し合いのケースはございません。

意見交換の件ですけれども、やはりＪＲの業務ということ、つまり手信号の採用云々というのは、ＪＲ当局としても最大限の利便性と安全性との調整を図った上での現状の対応だということを想像するわけですけれども、その中でも少しでも利便性を高くすることができるかどうか、これは再質問の一番とかかわって安全と絡みますので、慎重にＪＲ当局にも申し入れ、意見交換をしていきたいと思います。

以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　都市整備部長。

**○都市整備部長（鈴木栄弘君）**　区画整理事業の中で計画されておりますのは、側道としては６メーター道路でございます。ただ、ＪＲとの地区界との関係でそこら辺はよく調査してみなければ何とも言えませんけれども、事業の中では６メーターという形で設定していると思います。

**○議長（福島盛之助君）**　佐藤洋二君。

**○２番（佐藤洋二君）**　御回答していただきまして、ありがとうございました。

再度、建設部長にお伺いしたいんですが、この拡幅については積極的に東京都、そしてＪＲの方に申し入れをしていただける、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

**○議長（福島盛之助君）**　建設部長。

**○建設部長（小俣雅義君）**　ＪＲ当局あるいは運輸省の指導のもとでの拡幅という問題は、相当ガードも固いわけです。ただ、現状の中で少しでも改善が図れるかどうか、抜本的には立体化ということになりますけれど、現状の地形では恐らく無理ということになります。そんな中で、少しでも改善が図れるかどうか、それも含めて協議、要請をし

ていきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。

最後に、市長にお尋ねといいましょうか、市長の見解をお聞きしたいんですけれども、３月の議会、６月の議会、今定例会、この３回の中でＪＲに対する一般質問が３回連続してございました。それだけＪＲへの関心度が高まってきている、このように理解をいたします。

実は、これは７区から前回の選挙で当選して、今回、落選しましたけれども、常松裕志さんの「国会瓦版」という新聞があるんですが、私の好きな社会運動をされている方なんですが、この方の新聞の中に、こういう文章があります。要するに、先ほど企画財政部長がおっしゃったように「三鷹－立川間の高架が決まった、そういったニュースを聞いて私は感無量でした。御承知のとおり、この三鷹－立川間立体化複々線化事業は20年間凍りついたように全く動いておりませんでした」こういう文章がございまして、最後にこういう文章があるんです。超党派で取り組む三多摩の国会議員団、私の（常松さん）、当時の村岡運輸大臣、あるいはその後の奥田運輸大臣との国会でのやりとりがあるんですが、「私も以上のような努力をいたしましたが、威力を発揮したのは三多摩選出の９人の国会議員団による超党派の運動です。石川要三代議士を座長に何度となく集まってこの実現のために活動しました。７月31日には鈴木都知事に、９月13日にはＪＲの住田社長に早期スタートを要望するなどの働きかけを行いました。事業スタートが決まった以上、今度は資金問題の解決です。立体化のために約1,800億円、複々線化のために約2,000億円、１メートル当たり3,000万円です。そしてこれに伴う武蔵境、東小金井、小金井、国立などの駅周辺のまちづくりも恐らく莫大な費用が必要になるのです。私は９人の国会議員の一員として、専門の運輸委員でもありますので、人一倍汗をかこうと決意を新たにしているところです」こういう文章があるんです。

日野駅の駅舎改良の話、それから豊田駅のエレベーター、エスカレーターの話、それからきょうの豊田駅の西側の踏切の話、さらには西豊田駅の誘致の問題、いろいろとあるわけです。私は３月の定例会で市長にもお願いしましたけれども、こういう政治力もぜひ使って頑張っていただきたいと述べました。現11区から選出されております５人の代議士がおられます。あるいは東京都の国会議員もおられます。ぜひこういった方々と一緒になってＪＲの問題が一日も早く解決できるようにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか、市長。

○議長（福島盛之助君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　御質問の対象に挙げられております豊田駅西踏切、これは古くから、つまり現在の旭が丘地域、あるいはもっと八王子方面、そして豊田の駅前、あるいは駅以南、この地域と、いわゆる生活道路として役立ってきた道路でありますし、そのまた踏切も以前と同じままで今残っておるという状況ですから、近代化のために少なくとも拡幅はしなきゃならない、こういうことはよく理解できるわけであります。

たまたま、今、旭が丘区画整理におきまして、いわゆる２・２・６号線といっておりましたが、八王子から、同じ八王子、大沢地域だと思いますけれど、今度、平山橋通りといえば一番よくわかると思うんですが、その八王子南方に当たりましては今度トンネルができて、かなり交通量の多い道路になっておりますが、つまりあれが立体化されたということで今御指摘の踏切はちょっと盲点になってしまった、こういう経過があるように思います。しかしながら、線路を境に南北の歩行者あるいは自転車、また車も少なくないと思っておりますので、特に豊田南区画整理事業との関係におきまして、御指摘の豊田西踏切の近代化という発想がクローズアップされてくる、こんなふうに思っております。

大きな意味で、今御指摘にありました三鷹－立川間の中央線立体化、それからそれを契機として立川－八王子間、このような立体化が構想されてくることは、ほぼ見通せるわけでありまして、そういうこともあわせながら、いわゆる日野市に古くから市民の利便に役割を果たしております中央線の安全な環境条件と、それから輸送力の増強ということで、西豊田駅の問題も含めてこれから積極的に行動したい、こう考えております。

○議長（福島盛之助君）　　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　　御回答といいましょうか、コメントをいただきまして、ありがとうございました。ぜひ西豊田駅を含めましてＪＲの問題が一日も早く前進できるように、市長の御努力をお願い申し上げます。

これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（福島盛之助君）　　これをもって20の１、ＪＲ豊田駅西側の踏切道の拡幅についての質問を終わります。

一般質問20の２、湯沢福祉センターの諸問題解決に向けての通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

○２番（佐藤洋二君）　　それでは、表題に基づきまして、もう１問の一般質問をさせていただきます。

日野市では、例年実施しております敬老大会を９月２日に市民会館の大ホールで開催をいたしました。御案内のとおり、午前は浅川を境に南側に居住されている方々、そして午後は北側に居住している方々を対象に、午前と午後を合わせまして約1,800人程度のお年寄りが出席をされました。（逆だよ」と呼ぶ者あり）そうですか、失礼しました。

いずれにしましても、私は所用がありまして午前中は欠席をいたし、午後の部のみに参加でしたが、式典は主催者を代表いたしまして市長の思いやりのこもったお祝いの言葉、また市議会を代表しまして福島議長のあすへの励ましのお祝いの言葉、さらにはたくさんの来賓の方々が駆けつけてくださり、和やかなうちに１部がお開きになったことは、まことに喜ばしい限りでございます。２部では、出席された方々が働き盛りの30代後半から40代後半にかけ流行しました懐かしいヒット曲に耳を傾けながら昔日に思いをはせ、コントの笑いには抱腹絶倒し、敬老大会に参加された方々の中で、今、病気で病院に通っていることも、ぐあいの悪いことも、あるいはさまざまな悩みごともすべて忘れ、楽しい一日が過ごせたものと信じております。そして来年、新たに70歳の仲間入りをされる方々を含め、この日野に住んでいてよかった、来年も頑張って敬老大会に出てこよう、こうしたお年寄りに対しまして、そんな思いやりと優しさのある老人行政が今後も力強く継続されるよう、議員の１人としまして、また市民の１人として願わずにおられませんでした。

ただ、細かいことかもしれませんが、この式典に参加しまして、一つ気がかりなことがありました。たしか昨年もそうでありましたが、市長の祝辞と議長の祝辞の中で、日野における日野にお住まいの70歳以上の方の計数に、かなりの隔たりがあるということであります。どちらが正しい数字かは、すぐに理解できます。些細なことかもしれませんが、指摘をさせていただきます。話を聞いている中で、数字というものは意外と記憶をしているものであります。また、自分たちの世代がどのくらいいるのか、興味を持つ数字であるはずです。出席された方が、どちらの数字が正しいのかと迷ってしまいます。計数披瀝はしっかりした数字を伝えないと、問題を残すのではないでしょうか。

さて、我が国の100歳以上のお年寄りは5,593人にのぼり、過去最高を更新したことが、厚生省が９月９日に発表したことしの全国高齢者名簿でわかりました。前年より791人ふえ、24年連続で前年を上回ったそうであります。また、今年度に100歳になられるお年寄りも3,447人と、これまでで最も多く、1981年に初めて1,000人を超えた100歳以上の人口は、この10年余で５倍以上に急増し、かつてない世界最長寿国の実相を見せており、長寿国に対する新たな対応が求められております。

さて、通告に従い、湯沢福祉センターの諸問題解決に向けてという表題で、一般質問をいたします。これは同センターを好んで利用されておりますお年寄りより、入浴、お風呂の入り方等について改善してほしいという相談がありまして、それをベースにセンターの諸施設の改善を図っていただきたいという立場で、何点かの質問をするものであります。

まず、質問の第１点目でございます。福祉センターの建て替え、あるいは改修を含めまして、その計画があるのか、ないのかということであります。センター構造物は昭和49年、すなわち1974年に建て替えられたものでして、コンクリート建屋の耐用年数が60年とされておりますので、約20年経過しただけでありますから、まだ３分の１の年月も経過しておりません。建物全体は、外壁が一部はがれ落ちたり黒ずんでいるところがありますが、これはその部分を補修したり塗装をすれば当分は使用に耐えられるものと思います。しかし、中を見渡してみますと、20年ほど前の設計、工事ということで、照明、音響、施設面、そして水利などなど、時代の大幅なおくれを感じさせます。したがって、その施設を利用される方々にとっては不便と煩わしさをきっと感じ取っていると思います。この質問をするに当たりまして、今回、改めて二度、センターを訪問をいたしました。１回目の訪問時には五つのサークルがセンターを借りていました。二度目のときは四つのサークルが借りていました。利用頻度は非常に高いようであります。しかし利用された方々は、多分、私と同じ気持ちでこの施設を使用したのではなかったでしょうか。建て替え、改修希望は、こうした設備面とあわせまして、福祉センター条例の目的、事業を円滑に進めていく上でも障害になっているものと思います。センター条例の目的、事業の達成と、現代ニーズにふさわしい施設にするために、早期に建て替え、改修が必要かと考えますが、いかがでしょうか。

質問の二つ目でございます。センター内には現在、老人娯楽室、老人図書室、老人会議室、老人機能室、老人健康相談室などなどが、それぞれ独立して配置をされています。これらの各室がセンターの目的に沿った質的向上はできないものでしょうか。

質問の３番目でございます。玄関を入りますと、真正面がロビーになっております。リラックスしてくつろぐ場所となっておりますけれども、広さとしましては貧弱さが目立ちます。ロビーを広げ、もっとくつろげる場所にすることはできないものでしょうか。お伺いいたします。

質問の４番目でございます。湯沢センターのお風呂は中央センターの風呂と比較しますと、遜色を感じます。それは、湯沢センターには風呂場が１カ所しかないということ

であります。風呂場の増設はできないものでしょうか。お伺いをいたします。

質問の５番目です。センターでの現入浴日は毎週水曜日と金曜日の二日間のみとなっております。この現行二日のみの入浴日をもっと多くの方が利用できるためにも、ふやすことはできないものでしょうか。

質問の６番目でございます。これは、入浴時間の延長についてであります。現行の入浴時間は10時から15時までとなっております。この現行の時間帯をいま少し、終わりの時間を遅くしてほしいという声があります。入浴の終了時間を繰り下げていただくわけにはいきませんでしょうか。

最後の質問でございます。今私が述べました幾つかの事業なり要望を満たすためには、シルバー人材センターの有効活用を図っていかなければ実現ができないと思っております。シルバー人材センターの有効活用を図っていただくわけにはいかないでしょうか。

この７点についての質問をいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

**○福祉部長（藤本享一君）**　ただいまの７点の御質問にお答えをしていきたいと思います。

湯沢の福祉センターにつきましては、御指摘のとおり昭和49年３月に竣工して、その翌月の４月から開設をしてきておる施設でございます。敷地が1,546平米、建築面積が428平方メートルというようなものでございますが、鉄筋コンクリートの２階建ての建物でございます。今回は２回、丁寧に見ていただいたということで、大変御苦労様でございます。

基本計画及び保健福祉計画におきまして、老人福祉施設の整備及びレベルアップの一環として平成６年から10年の前期計画の中で改修工事の対象として、このセンターを位置づけております。

２番目の質問で、このセンターに配置された老人娯楽室、図書室、会議室、機能室、健康相談室等の質の向上についてでございますが、利用用途に沿った対応に努めるように検討をしていきたいというふうに思います。

３番目のロビーの拡幅の件でございますが、これは質問の１でも、改修工事の対象と位置づけておりますということで申し上げましたが、この構造上、ロビーの拡幅は相当、今の段階では難しいというふうに考えているところでございます。

４番目の浴室の、浴場の増設、男女別、ここは一つのお風呂で交代で今は使っているわけでございますが、これはやはり改修工事のときに別々のものを分けてつくっていき

たいというふうに考えております。

週２回の入浴、お風呂の日でございますが、このことをふやすことができないかという件でございますが、平成３年度までは週１回でこれを実施してきたわけですけれども、平成４年度から週２回に改めるとともに、健康チェック等のために看護婦のパートをお願いしまして、配置して今までやってきているところでございます。この件につきましても、また男女別にできることを期待しながら検討をしたいというふうに思います。

入浴時間の延長につきましても、これも一応検討はさせていただきたいというふうに思っております。

最後の、入浴に伴う事業の拡充に伴いまして、シルバー人材センターの有効活用という件でございますが、シルバー人材センターからの派遣職につきましては、清掃関係で今現在２名、それから夜間の管理、機械、警備等でございますが、これにも１名を使ったりして延べ４人を使用させていただいております。雇用しておるところでございますが、今後の事業の展開の中で必要に応じて活用の促進は図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

**○議長（福島盛之助君）**　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決しました。

佐藤洋二君。

**○２番（佐藤洋二君）**　御回答いただきまして、ありがとうございました。何点か再質問をさせていただきたいと思います。

この質問をするに当たりまして、担当の方、あるいは課長、部長とも事前に話をしてまいりましたので、一定のことについてはわかっているわけでありますけれども、さらに聞きたい部分もありますので、再質問という形で質問をさせていただきたいと思います。

バブルの崩壊は、公共機関あるいは企業、家庭、個々人などなど、その影響を大きく与えております。湯沢センターの改修ができなかったのもその１例であると私は理解をしています。ただ、福祉センター条例にも記されております第１条の目的、第３条の事業、これらを完遂するためには、現施設では満たし切れないものがあるのが現実であります。市もそういう満たし切れない部分を補完する立場で改修計画を立てたと推察をい

たしますが、今後の改修の見通しについて、再度お伺いをいたしたいと思います。

それから、各室の質的向上についての再質問をさせていただきたいと思います。今回、改めて二度訪問をし施設を見せていただきましたが、率直に申しまして、どの部屋を見ても目的意識を持ってつくられていないというのが私の実感でございます。20年前であったら近代的施設ということで評価も受けたかもしれませんが、20年経過した今、センターは単なる地区センターの巨大化したものという感じだと私は率直に申し上げたいと思います。

そこで、幾つかの具体的な質問をさせていただきたいと思います。

センターの2階には老人図書室がございます。比較的スペースのある約10坪以上ある図書室であります。その図書室でありますけれども、書庫がありますが、書庫の中に本がそうたくさん入っていないんです。200冊ぐらいはあるんじゃないかと思います。200冊ぐらいでしょうか。内容的には、お年寄りが好んで読まれるような時代劇物、あるいは盆栽物、大変いい本が置かれておりまして、その部分では関心いたしました。しかし、書庫の中に本が余り入っていないということで、蔵書が少ないという感じを受けました。同時に、図書室には机もいすもありません。人によりましては、書庫から本を取り出しましてぺらぺらっとまくってみまして、この本を読もうかな、そういうときにはいすに座りながら机の上に本を置いて判断をすると思います。そういう意味では、まず蔵書が少ないという感じと、それから机といすが必要でないか、こういう気持ちもいたしました。

なお、蔵書の入れかえと申しましょうか、本がたくさん、200冊とあるんですが、これらを定期的に中央図書館なり高幡図書館のものと入れかえしているケースがあるのかどうか、あるいは地元の方々からリクエストがあった場合、それをどういうふうにやってきたのか、それをお伺いしたいと思います。

老人会議室という部屋がございます。ここは会議室というのは名ばかりで、机といすがあるだけでありました。会議に必要なものは何一つ配置されていないのが実態であります。例えば、ホワイトボードとかカセットレコーダーとか、そういった備品を配備をする必要があるんじゃないか、そんな気がいたしました。

老人機能室という部屋があります。やはり机といすが置かれているだけで、機能訓練に必要な設備が何一つ配置されておりませんでした。何を目的とした部屋なのか、またこの20年間、何をしてきたのかわかりません。目的に沿った御説明をいただきたいと思います。

老人健康相談室という部屋がございます。私は平成２年第３回定例会で高齢化問題というタイトルで一般質問をさせていただきました。その中で、高齢者のための110番を開設し、その中で医療の問題、健康の問題、年金の問題、手当ての問題、さらには住居、老人ホーム、ホームヘルパー、仕事などなど、幅広い相談に対応できるようにしてほしい、こういう提言をいたしました。センターの老人健康相談室がどのように運営されてきたのか、お尋ねをいたしたいと思います。

ロビーの拡張についての再質問でございます。今のロビーをもっとくつろげるものにしてほしい、こう思います。具体的には、ロビーの外側を有効的に使い自然を生かした憩いの場にしていただきたいと思います。そしてそこにはテーブルとかいすを配置し、またミニゲートボール場もつくってほしいと思います。なお、現在のロビーの隅に広報とか市議会だよりを置いていただきまして、市のことを少しでも多く知っていただけるように努めていただきたい、こう思います。

お風呂場の問題について質問をいたしたいと思います。御承知のとおり、湯沢センターの入浴施設は一つしかありません。したがって、時間を見計りながら、男の方、女の方が交互に入るのが現実であります。入浴時間が10時から15時までの５時間が可能なわけでありますけれども、男女が交互に入るため、実質的にはその半分の時間しか入浴できないシステムとなっております。浴槽の男女化を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、入浴日の増日について再質問をさせていただきます。現行での入浴日は１週間のうち水曜日と金曜日の二日間のみとなっています。センターでの入浴は汗を流すことだけが目的でなく、そこでの交流、特に風呂場での交流を求めて来館される方が多いはずです。立川の柴崎町のセンターでは月１回だけが入浴できない、あとは全部入浴できる、こういうふうに聞いております。利用者の要請にぜひともこたえていただきたいものだと思っております。

次に、入浴時間の延長についてであります。現行の入浴時間は、先ほども述べましたが10時から15時までとなっております。福祉担当の説明によりますと、時間が決まっているからといって、例えば14時50分ごろ入浴された方に、３時になったので「時間ですよ。出てください」とは言っておらず、そこには臨機応変、幅を持たせていると伺っています。埼玉県で問題となった生活保護者のエアコン論争とは違い、人間のまち、日野の一面がうかがえます。利用者のニーズにこたえる入浴時間の延長をお願いしたいと思います。

最後に、シルバー人材センターの活用について質問をいたします。センターの業務がこの４月ですべてが直営から、いわゆる委託になりました。今、私が幾つかのお願いをしたものを取り組んでいくためには、シルバー人材センターの活用が必要となってまいります。特にシルバー人材センター条例の第１条、目的達成のためにも、ぜひ積極的な活用をお願いいたします。

以上、再質問をさせていただきました。

**○議長（福島盛之助君）**　福祉部長。

**○福祉部長（藤本享一君）**　再質問について、お答えをいたします。

最初の湯沢福祉センターの今後の改修の見通しの件でございますが、この改修につきましては、浴室の男女別とか、また増改修等を初めとする全館を対象とする大規模改修工事として建築工事や電気設備工事、機械設備工事、排水等を行うということで検討を進めております。計画に従いまして、この計画期内の中でできるだけ早く実現ができるように、引き続き改修実現に向けて努力をしていく考えであります。

各室の質的向上という件で、福祉センターの目的といたしますところは、これは教養の向上やら、またレクリェーション、健康の増進等の便宜を総合的に提供するとともに、老人、身障、児童、母子等の各福祉に対する相談、指導、援助等となっておるわけですけれども、湯沢福祉センターの機能訓練室、図書室、老人クラブ室、老人健康相談室等は、目的に従い設置されたものでございます。しかし、その指導、相談を行う職員は今現在、配置されておりませんし、また現状における各活動の利用状況は実質的には市民団体の各種サークルが行う活動に場の提供というのが現状でございます。

したがいまして、湯沢センターの改修を機会に、本来の目的に向けた取り組みを検討をしていきたいというふうに考えております。当面の対応といたしましては、取り組みが可能な会議室の調度や備品等の更新、新設を年次的に整備していきたい。また、図書室の蔵書類の定期的な入れかえ、書架等の整備にも努めていきたいというふうに思います。リクエスト等にどう対応するかというような御質問もございましたが、今までの一部寄贈とか、いろいろの本があったわけですけれども、たしかしばらく入れかえていないので、この件も考えていきたいというふうに思っております。

老人健康相談室や機能訓練室の運用につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

ロビーの件でございますが、ロビーの拡張は、先ほども申しましたように大変難しさがあるわけですが、同センターの前庭を取り込むことが求められるというふうに思いま

すが、同センターの構造または付帯等、用途地域の制約の如何等、検討の必要があると思います。今後のやはり検討課題とさせていただきたいと思います。部分的なものでの活用を最大限にするということにつきましては、努力をしていきたいというふうに思います。

お風呂場の、浴室の増設の件でございますが、これは男女別々の浴場化は必要と考えておりますので、改修計画の中で実現を図っていきたいというふうに考えております。

また、入浴日の増加とか、入浴時間の延長の件でございますが、今、中央福祉センターでも週２回行って、年間99回で行っているわけですが、その利用の人員等、内容を見ますと、中央福祉センターの方が3,761人、湯沢福祉センターは1,273人ということで、男女別というような関係からこのように差が出ているのかというふうに思っております。したがいまして、利用者のニーズにこたえるものとしては、当面、湯沢福祉センターの週２日間のお風呂の日を中央福祉センターとの兼ね合いもあるわけですけれども、週３日実施が可能かどうか、そういうことに向けて方向を考えながら、このことも検討してみたいというふうに思っております。

入浴時間の延長につきましては、まず今申し上げました方策を、男女別化の改修がなりましたら、改めて両福祉センターを含めて一緒に検討を進めたいというふうに思っております。

最後の、シルバー人材センターの活用でございますが、高齢者が生きがいのある生活を送られるように、余暇、文化、健康等の維持を支援する拠点として、福祉センターの整備と充実、また保健、福祉計画においても、その対応を進めていくところでありますが、このためにも福祉センターの事業展開、計画、その点検、見直しにより、本来の目的の達成に向けまして対応の一層の促進のために、その実現の中で新たな事業あるいは既存事業の拡大、拡充等が想定されますので、高齢者の生きがい施策として働き場の確保に向けましてシルバー人材センターの活用は引き続き推進をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（福島盛之助君）　　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　　ありがとうございました。若干の意見を述べまして、再質問を終わりたいと思います。

まず、最初の改修の関係であります。回答では、次年度以降も引き続き改修実現に向けて努力をしていきたい、こういう決意が述べられました。ぜひ実現に向けまして、その努力を続けていっていただきたい、こう思っております。

2番、3番の各室の質的向上とロビーの拡大について意見を述べたいと思います。行政側も指摘した事柄は謙虚に受けとめられ、改修時に改善する努力と、当面、措置できるものに分けられると思いますけれども、当面、措置できるものについては速やかにしていただきたい。それから改修時に努力するものは、全力を挙げて進めていただきたいというふうに考えております。

ただ、老人健康相談室、それから機能訓練室の運用については、今後の検討課題にさせていただきたい、こういうふうな御答弁でございました。今、近代化とか合理化、あるいは企業のリストラが盛んに論じられております。しかし、市民が求め、行政がサービスとして行うものには、必要な要員を遠慮しないで議会に提出をしていただきたいと思います。使った税金は必ずサービスや施策で市民のもとに返ってきます。老人健康相談室、機能訓練室の前向きな検討をよろしくお願いを申し上げます。

一連の入浴問題であります。これは質問の趣旨が理解をされまして大変満足をしております。実現に向けてぜひ頑張っていただきたい、そう思います。

最後のシルバー人材センターの活用につきましては、条例の第1条、この目的を生かしていただくためにも、ぜひ有効活用を図っていっていただきたい、こう思います。

最後に市長の方から、この問題についてのコメントをいただきまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　湯沢福祉センターについての御質問をいただきました。湯沢福祉センターはちょうど住宅公団による高幡団地、それから百草台団地ができ上がって入居者がおいでになったわけでありますが、いわゆる公共的な地域施設がないという御意見が高くなっておりましたところにこたえて、住宅公団の用地を提供してもらい、当時の財政事情なもんですから、住宅公団に立てかえてもらった。たしか20年償還ぐらいになっておりますから、ことしあたり償還が（「7年には返すんです」と呼ぶ者あり）すいませんでした。そんな経過のことを思い出しております。

当初から地域の方々の要望に沿いまして、使用者協議会というふうな意味合いの、組織というほどじゃありませんが、両地区会あるいはその他の関係者の方々の御提言をいただく、あるいは相談をする組織をつくっていただきまして、それに沿ってだんだんと一定の用途を務めてきた、こんなふうに記憶しております。

もう一つ、今はほとんど老人施設になっているということに伺っておりますが、当時は幼児教室というのがあの中の施設に、これもまた自治会が運営をなさる形でずっと継

続をしてやってきたということを思い出しております。いろいろな社会的な変化に伴って、確かに今日的な用途に対して施設が不十分である、あるいは狭隘である、いろいろ御指摘があったわけでありますが、もうしばらく建て替えるということには期間を置いて、今のある状態をなるべく改善をし、要望にかなうような改善や整備を行いまして、規模は小さくても生きた施設として地元にサービスの行える、そういう拠点にしなければならないというふうに伺った次第であります。

○議長（福島盛之助君）　佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。

これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（福島盛之助君）　これをもって20の2、湯沢福祉センターの諸問題解決に向けての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後5時16分　休憩

午後5時43分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問21の1、災害時、市民生活を守るため防災情報センターの組織体制確立を再び問うの通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔22番議員登壇〕

○22番（馬場繁夫君）　本定例会最後の一般質問でありますので、しばらくの間、御協力のほど、よろしくお願いします。

それでは、議長にお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。

平成3年、東京都防災会議で、冬の夕方風速6メートルという火災が発生しやすい条件下で、マグニチュード7.9の地震が発生した場合を想定しました死者数は9,300人、負傷者14万7,000人、建物63万2,000棟が喪失すると、被害予測を推計されているところでございます。関東大震災より人的被害が非常に少ない、大変楽観的であるとの意見も多いことでございます。71年前の震災より過密な人口や、まちにあふれる自動車等がどういう影響を及ぼすかは、計算、数値ではわからない部分があり、いずれも最悪の事態を

対処し得る防災対策の確立を望むものであります。

今回の質問は、平成４年第１回臨時議会、平成５年第４回定例会、平成６年第１回定例会での質問その後の検討結果について、お尋ねいたします。

第１点としましては、防災情報センターが平成５年４月より稼働しているところでありますが、システム運用の人員体制の検討結果がどうなりましたか、まず第１点、お尋ねいたします。

第２点目としまして、総合防災訓練のあり方について、江口議員も質問されているところでございますが、各種団体の訓練でなく、市民中心の訓練のあり方について今後、検討すべきでありますし、これの考えについてお伺いします。

あわせて防災情報センターでの防災教育や非常配置体制での訓練はどうなっているのか、お伺いいたします。

第３点目としまして、消防組織法と消防団条例の整合性の件につきまして、検討結果についてお伺いいたします。

第４点目としまして、自主防災組織のその後の結果についてどうなっているのか、お伺いいたします。

以上４点、よろしくお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　お答え申し上げます。

１点目の組織体制の件でございますけれども、公害防災課は平成５年４月から総務部に属しました。そして２課２係があるわけでございまして、今、議員さんがお尋ねの防災係は５名で仕事をしております。公害係は４名。それに課長を入れまして10名で防災センターの中で事務所を構えているわけでございます。

組織、前からいろいろ言われているわけでございますけれども、我々自身も内部では検討しているわけでございますけれども、組織の問題、また人員増の――人員、独立しましたときの人員はどうなるかという難題がございますので、前回のお答えと一緒のようになってしまうわけですけれども、公害防災の現在は現職員10名で災害が発生した場合は対応していくという現状でございます。

総合防災訓練の件でございますけれども、先日も江口議員さんから御質問があったわけですけれども、日野市の総合防災訓練につきましては、基本的には現在行っている訓練をこれからも実施していきたいと思います。御存じのように、現在の総合防災訓練は開催日が現在、８月の最終日曜日に実施するというふうな設定が多いわけでございます

が、これにつきましては、時間はどうかという問題もあります。また、防災の日である９月１日がいいのでないかという意見もあるようでございます。中には、ことしみたいに猛暑でございますと、早朝か、また夜間にやったらどうかという、いろいろな意見もあることは承知しているところでございます。それについては検討に値する訓練方法だろうと思っています。

また、その内容につきましても、現在行っていますライフラインを中心とした生活関連施設の応急復旧訓練を減らして、市民が直接体験できるような内容のものをふやしていくことも検討の対象になるんではないかと思っているところでございます。

東京都の総合防災訓練などを見させていただきますと、やはり一定の形式に当てはまった、それなりの体裁をととのえるために必要な訓練が、日野市みたいな訓練状況、似通った状況で東京都がやっているようでございますが、今後はいろいろなことを考慮した中で啓発のパンフレットを作成した施設で、教育的な面にも配慮しながら、１人でも多くの市民の方が参加できるような総合防災訓練の内容を中心に検討してまいらなきゃいけないところだと考えているところでございます。

防災教育の件でございますけれども、実際、今現在、防災教育に利用できるパソコンソフトは、防災行政無線設備の整備とあわせて開発してきたわけですけれども、これはゲーム感覚で利用することで防災の知識、特に地域の地震発生の仕組みが理解できるような内容のものでございます。ただ、これは防災センターを訪ねてきてくれる小学生等に利用してもらいたいという目的を持ったものでございます。現在これに利用できるパソコンは１台しかございません。多くの子供たちに利用してもらうには困難とは思っております。ソフトとしての普及が図れるかどうか、今後の私たちの検討課題だと思っているところでございます。

次に消防団の件でございます。さきの３月の議会でも消防団の件について御質問があったわけでございますけれども、そのときも問題点等もちょっと申し上げたわけですけれども、１点目として、法律で規定していません副団長が市長の任命となっている点が１点、それから２点目としては、団員が推薦したものの中からとなっておりまして、これは法律の規定から見ますとちょっと幅の広い点になっている、この２点がちょっと違うところでございます。したがいまして、法律ではあたかも団長が独自に副団長以下の団員の任命ができる可能性があるという、とらえる向きがあると思います。ですから法律で副団長以下の団員につきましても、団長がそれを決めるときは市長の承認を受けてから団長が任命するというのが一般的なものでございます。この点に関しましては、市の

規定と法律の規定との整合性の有無がどうだということが問題になっておりますので、条例事項でございますから簡単に、規則ではございませんので、さきにも御回答申し上げましたように、他市との状況、また法律と照らして、日野市もこのままでいくか、改正するかを、もう少し時間をいただきたいと思っているところでございます。

自主防災組織でございます。この点についても、たびたび議会からも御指摘をいただいているわけでございます。確かに日野市には自主防災組織の姿はございません。他市の状況も調べてみましたけれども、進んでやっている市もございますし、やっていない市もあるわけですけれども、大体、自主防災組織を組織しているところは、その中は自治会単位で組織しているというのが多いわけでございます。それに対して機材とかその他の補助をしているというようなのが他市の姿でございます。日野市は自主防災組織はございませんけれども、消防団の協力によりまして毎年、平成５年度なんかも２万人以上の市民の方の防災に対する教育とか訓練を市民の方にしていただいているわけでございます。そのようなことを位置づけながら、日野市も自主防災組織に向けて何とか進めていきたい。そのときに行政の方がそういう市民の方に強制する形でなくてできれば一番いいんじゃないかと思っておりますので、どういう方向で市民に呼びかけるかということ等も検討の課題だと思っているところでございます。

以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　答弁、どうもありがとうございました。

要するに、まるっきり今までの答弁の内容とは変わっていないということの内容でございました。本当に検討したか、非常に疑問な筋が多いんですけれど、まず第１点の防災情報センターがことしの９月26日に正式なすべて完成を見る運びなんですけれど、そうしますと今の部長の答弁からいきますと、これで防災センターが新しい緊急通報システムを含んで十分機能するんだ、問題がないんだというふうに考えられるんですけれど、具体的に検討というのは、どういう検討をしたのか。そして防災情報センターの配備体制というのは何人ぐらいいればできるのか。今の答弁では、防災課で10名で対応できるんだというように受けとめてしまうんですけれど、その辺をもう少し検討結果を、どういう角度からどういうふうに検討したのか、それをもう少しわかりやすく説明をお願いします。

まず、それを先に。

**○議長（福島盛之助君）**　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　　お答え申し上げます。

確かに防災情報センターという立派な施設、設備ができたわけです。ですから我々としてはソフト面でこれがどう運用面に整合性ができるかということを一番考えるわけでございまして、私たちの課内の中では実際そういうハードの面と我々職員の組織体制、運用面、そういうことを部内で検討させていただきました。平常の場合は今の体制でも大丈夫だと思いますけれども、ただ、ああいういろいろな設備がございますので、理想とすればやっぱり防災課を独立してもらいたいという声が高うございます。そして公害係のときも申し上げましたけれども、防災課の独立と、それから公害の環境課というんですが、独立が一番望ましいというような検討を課内ではしました。それでそのときに、少なくても、これは難しいわけですけれども、課とすれば増員というものがどうしても必要になるということでございます。少なくてもあの機能を完全に掌握していくためには10人ほどの職員がいて、少なくとも二つか三つの課、例えば防災係と消防団係ぐらいは係として欲しいという内容がございます。

それから、今、休日とか夜間は、あそこはだれもいない無人状態でございますので、できれば正職員でなくても24時間体制がとれるということも将来に向けて考えていかなきゃいけない点だろうと思います。そうすることによって、あの防災情報センターの機能がフルに活動するということだろうと思います。

それから、いざ災害が起こった場合は、これは法律で出動体制ができるわけです。そのときに、あの防災センターに応援にもらうのは、今のところ配置しているのは、建設部からと都市整備部から職員を数人出して無線等を使った中で市民と対応等を今考えておりますけれども、あとは第一体制とか、体制の問題がありますから、それに基づいて被害とか災害の大きさによって、それで対応していくわけでございますけれども、それにしてもセンターを活用していくためにはどうしても組織の充実が必要でないかと我々は思って、検討していたところでございます。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　　そうしますと、今、部長が答弁をしまして、将来的に向けては防災課の独立ということで、人員的にも10名ぐらいというような答弁だったかと思うんです。実際そうなると、いつごろまでにそういう体制をつくるんですか。そういう大きな、防災という一つの視点から見ると、そういう方向性を見出した以上、いつまでぐらいに体制づくりをして市民に安全というものを提供していくのか。その辺をもう少し、

将来的にはどういうふうな流れの中で、いつごろまでにどうするんだ、そこら辺をもう少し突っ込んで状況を教えていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　お答え申し上げます。

ここで、いつまでということは正直申して申し上げられませんけれど、今申し上げましたように組織として機能するためには、今言った人数と係ぐらいで独立した一つの課でやっていきたいということの、今現在の公害防災と我々が検討した中で出てきた数字でございます。

ただ、その中でも組織の拡大の問題とか、人員増の問題につながりますから、一つの試案として出しているわけですけれども、これが現実、どのくらいの形で実現するかということはこれから関係部署と検討していかないといけないわけでございますから、今すぐ、いつごろまでに欲しいということまでは、ちょっとここでは申し上げられない状態でございます。内部検討した結果を今、御報告申し上げているところでございますので、御承知願いたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　そうしますと、その検討は前回、私が質問させてもらったことしの平成６年の第１回定例会以降にその問題を協議した、そういう方針を出したということでよろしいですね。ちょっとその辺、答弁してください。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　３月に、前から議員さんからもいろいろ公害防災関係につきましては御指摘があったものでございますから、最終的にはことしの８月に内部検討を終了しまして、一応、防災情報センターと防災対策本部の問題点という形で正式にまとめたもので、それに基づいて御報告申し上げているところでございます。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　もう一度、確認するんですけれども、そうしますと今の段階で、今回できましたシステムが十分運用できるのか、そして運用するためにはどういう訓練が必要なのか、その辺は問題ないのか、それと人間はどういう訓練をしているのか、その辺を確認しておきたいと思います。もし災害がありましたら、すぐ現状の訓練で問題ないのか、その辺、答弁いただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　今、平時の場合ですと、あそこの施設、無線関係でござい

ますけれども、１級の陸上特殊無線技師、これが３名おります。それから２級の無線技師が１名でございます。ですから平時の場合ですと、その４名の無線技師がいれば、これは対応できるということになります。

ただ、災害対策本部等が設けられたときになりますと、その４人プラス少なくともあと最低７人が欲しいという結論が出ているところでございます。ですから平時の場合と、災害の起こった場合は外部から応援体制をして最低でも７人程度の無線対応等の職員が必要になるということを検討した次第でございます。

以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　では市長にもお尋ねするんですけれど、今までの過去の質問から見ますと、市長が完成するまでに云々とか、人員体制も含んでシステムが稼働できるようにしたいんだというような答弁をずっと繰り返してきているんですけれど、９月26日にはもうすべて完成してまいりますので、実際、現状では何ら体制づくりが進んできていないんですけれど、それについて市長はどうなんでしょうか。市長の御意見をまずお伺いします。市長にお尋ねしますので。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　防災情報センターという相当規模の整った情報システムの完成を見ているわけでありますから、この機能が有事の際に立派に目的どおり機能できる、こういう状態まで人員的に組織上あるいは能力上、体制づくりを進めなきゃならないということは、もう御指摘のとおりだというふうに思っております。責任者を定めましていろいろ検討をしてもらっているわけでありますので、その結果に基づいて、できるだけ早く十分に機能も果たせる、そういう体制づくりをしなければならないというふうに考えておりますが、まだその完成の状況にまで内部的に私も報告できるだけの内容になっていないということを反省をいたしております。今後、なるべく早急に今申し上げております組織体制づくりを急いで、有事の際に100％機能できる、こういう実力の達成のために努力をしてまいらなきゃならないというふうに考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　市長、その言葉は何度も聞いてきているんです。ですから具体的に、いつまでにそういう体制をするのか、具体的に日数をお伺いしたいんです。今までも何度も何度も質問をする中でも、努力をしていきますとか、完成できるまでには体制をつくりますとか、そういう非常に抽象的な中でずっと市長は答弁してきている。と

うとう９月26日はもう完成なんですけれど、何らそういうことができていない。もう少しその辺で市長、しっかりとした責任ある答弁をお願いします。もう一度、市長にお尋ねしていきます。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　当面、できるだけ早くと申し上げております。（「当面、できるだけ早くじゃわからないんですよ」と呼ぶ者あり）

先般、防災訓練を行いました。いわゆる災害時に対します私ども補助機関の関係もあるわけでありますので、一度、その専門の防災会議に準ずるものを招集して検討に取り組むということに思い立っておるところであります。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　今、防災センターの機能の中に、非常に地域防災系無線が入るわけです。移動系の無線もありまして、また回線を制御するところもあります。また同報系の無線の屋内スピーカーについて各党にまたお伺い、スピーカーに情報を提供する同報系のがあるわけです。そのほか河川情報整備とか、観測情報設備とか、地理情報とか、地震計とか、いろんな装置があるわけです。ですから、これは常に訓練をしていく、そしてそれを取得していかないと、いざとなったら対応できないわけです。ですから現在の状況の中ではそれが十分できてないんです。ですからいざ災害が起きたら何ができるんですか。日ごろより訓練をして、その機種を十分使いこなせる、これができて初めて、いざ緊急体制になった場合にはその能力を発揮して、このすばらしい緊急通報システムそのものが稼働してくるわけです。そして市民の方にいろんな情報を提供できる。ですから肝心な人員体制もできていませんし、まして、では具体的に訓練ができていないんです。ですからそんな状況じゃ市長、緊急時に対応できませんよ。

ちょっと前のことを振り返ってみたいと思います。

まず、平成４年の第１回臨時定例会の中での人員体制等の質問をさせてもらったんですけれど、市長自身は「現在どういうお答えのできる段階は周知しておりませんが、もちろん設備をする以上、その機能の運用に必要な人員は当然、配置するということは言うまでもありません」それからあと「御指摘の有事にかかわらず当然の対応はしていくということは言うまでもありません」こう市長は言われているわけです。

また、再質問の中でも「なるべく機能の始まるときまでには整った体制をつくるということを十分御理解いただける」こういう市長、答弁しているんです。これが緊急通報システムの工事請負契約締結のときの質問で、市長はそういう答弁をしているんです。

その後、平成５年の第４回定例会におきましても「まだ人員が必ずしも整っていないという状況については、なるべく早く人員の体制づくりを進める考えでございます」さらに質問しましても「庁内で今検討しているという段階でございますので、なるべく早く有効に機能するようにいろいろとそろえていきたい」市長、いつもこういう答弁の繰り返しなんですよ。

それで先ほどの市長、答弁では「防災会議を招集して考えていきたい」あんた、何を言っているんですか、何を。現に昨年の４月からもうシステムが運用しているんです。３カ年事業の最後の年が平成６年の９月26日なんです。もう１年前から実際的には稼働できている状況なんだ。いまだかつて体制ができていない。先ほどの部長の答弁でも、ことしの８月に内部的に検討したなんて、とんでもないことですよ。そもそもこういう施設をつくるときに、新しい施設をつくるときには、当然、現状の人数で対応できるのか、何名人員が必要なのかというのは、そのときに検討するのが当然なことですよ。何ら検討してきていないわけです。そしてとうとう完成まで来てしまった。こんなばかなことないですよ。あんな高価なお金を出して、すばらしい装置が導入されたわけなんです。その装置が稼働しなかったら市長、大変なことですよ、これは。

こんないいかげんなことは、行政ではあり得ないことですよ。それは、十分な人員体制ができないというのは、これは仕方がない。でもある程度対応しながら、あと緊急に横断的な対応をしていくとか、そういういろんな方法があると思うんです。何ら体制もつくらないで「やります、検討します」検討しますって、もう何年言っているんですか。こんなばかにした話はないですよ。もう少し、本当に市民が安心できるような体制をつくるために、もっと真剣に考えてください。

市長、もう一度、答弁ください。

**○議長（福島盛之助君）**　前田助役。

**○助役（前田雅夫君）**　助役が１人のときで、本年の第１回定例市議会での御質問も十分記憶をしております。その中で一番大事なことは、今も御指摘のありました緊急防災システムの完成に伴っての、いわゆる運用のシステムの完成をしなければならないということでございます。それからあと一つ記憶にありますのは、起震車の利用度が低い。利用度の向上を図って有効に使うという記憶を持っております。この防災課長の人事異動が本年の９月にございまして、私が指示したのは、その２点でございます。そのほかにいろいろあるわけでございますけれども、一番大事なところが、この防災システムの完成に伴うところの執行体制の整備、それらを完成までに仕上げて運用に支障がないよ

うにということで指示をしたわけでございます。

そのときに、実はこれだけの指示は準備ができないと思いまして、職員の体制については今の状況下ではふやすことはできない。平常時においては現在の体制で行う。災害時におきましては、いわゆる全庁的に応援体制を組む形での執行体制をつくる。これも、ただ、いわゆる充て損ねのような形での執行体制では継続性がございませんので、俗人で行くようにということでございます。これは、例えば建設のどこかにこのシステムの運用にたけた、そういった素質のある職員がいるという場合には、その職員を充てて教育をしておる。これは、この職員が例えば都市整備部に異動しようが、水道部に異動しようが、いざ災害が起きた場合には一定の部署に就き、その職務を果たしてもらう、そういうシステムでなければこれから動かない。それでひとつ準備するようにということで指示をしたわけでございます。その後、今、総務部長が報告したように一定の方向づけが生まれたということを伺ったわけでございます。

確かに高価な設備をつくり、完成間近にしてこのようなことで大変申しわけなく思っております。至急この体制を整えますので、大変恐縮でございますが、ひとつ御理解をいただきたい、こういうふうに思います。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　ただ人を派遣すれば対応できるという問題じゃないんです。日ごろよりこの機種をどれだけ熟知するか、使いこなさなければ、いざ緊急になると情報が錯綜するし、気持ちも焦ってまいります。通常の少しぐらいの訓練じゃ対応できないんです。たまに練習する程度じゃ、これはいざ緊急になったら対応ができませんよ。パニックになっちゃいますよ。ですから片手間に何かしようというのには限界があります。補助的な部分だったら理解できるんですけれど、その辺をもっと十分考えていただきたいと思うんです。

特に、今回、地元業者に市長の方から匿名という形で調査をしたと思うんですけれど、この調査内容に人員体制はどうなっているか、全部ごらんになりました。部長、ごらんになりました。そしてこれ、十分それに即した内容になっていますか。（「今の御質問の趣旨がちょっとわかりませんから、もう一度言ってください」と呼ぶ者あり）

平成元年、２年にわたりまして、地元業者にシステムを導入するための調査依頼をされたんです。その中に、当然いろんな新しいシステムを導入する場合については、人員体制とか、その中に当然いろんな調査事項の中で指摘がされていると思うんです。それをまず読んだんですか。助役、読んだんですか。市長、読まれましたか。読んでないで

体制づくりなんかできないんだよ。何をやっているんですか、何を。（「大きな声を出せばいいってもんじゃないのよ」「黙ってりゃいいってもんでもないでしょう」と呼ぶ者あり）

**○議長（福島盛之助君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　今、馬場議員さんのおっしゃいました地元業者に調査したというのは、私はまだ読んでおりません。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　これが実態なんですよ。では、もう少しさかのぼって考えてみますと、今回の防災情報センターを導入する過程を見ますと、いろんな問題がすごいんです。

例えば、まず最初、東京都より中継基地、電波の中継基地のアンテナを設置してほしいという要請が日野市に参りました。東京都としては、それを予算化してもう準備を始めた。突然、市長はそれに対して断ったんです。これは大変な問題でしたけれどね。それが、どうも断った理由というのは、新しい日野市が何か設置するということを根拠に断ったような気がしているんです。これからどうも日野市の防災が始まったような気がするんです。本当に日野市の安全性を考えてすばらしい施設をつくっていこう、そして市民に安全なサービスを提供しようという、どうも発想ではなかったのかなという気がするんです。これからやっぱりどうも東京都に対する一つの断る理由から出発したような気がしてならないんです。

そして、その間に私も何度か一般質問を繰り返していました。その当時、同報無線の導入ということで質問してきたんですけれど、市長自身は同報無線については既存の方法の同報無線というのは認識がなく、民法の放送のある一定の時間を買って、そして災害が起きたらそこから日野市の情報を流すとか、ニューメディアで新しいものを考えていきたいという、こういう終始一貫、答弁してきたわけです。

そして昭和61年３月、大雪が降りました。このときに市内が４分の３ぐらい停電になりまして、それでなかなか市民の方に、問い合わせが来ても情報を提供できなかったということを市長自身が反省したわけです。そして突然、61年６月の広報で市民に情報を伝えるための声の緊急放送を、電気通信関係者、専門家に投げかけたわけです。何で広報でこんなことをするか非常にわからないんですけれど、その後、平成元年、平成２年と２カ年にわたって調査、設計を市内の業者に随契で行っているわけです。

市長のいろいろな答弁を見ますと、これは古賀さんがいろいろと質問してきているん

ですけれどね。市長の方に申し出があったのは、たった市内の業者１社だけだった。いろいろ調べたに実はほかに２社ぐらいあった。こういうふうなおかしな中の随意契約で進めてきたわけです。そして今度は平成２年６月の定例会の行政報告だったと思うんですけれど、庁舎201号室では手狭なために防災情報センターの施設ができないんだ、そういうことで土地と集合住宅を含めた場所を、現在の防災情報センターのある場所を購入したわけです。ところが購入したといっても集合住宅だった。そしてその集合住宅も10世帯中８世帯がまだ入居していた、これも議会の中でいろんな方が指摘されたんです。その上に、この集合住宅に防災情報無線のシステムをそっくり入れるのかと。市長自身も「最新設計は全然問題ないんだ」こういう答弁を繰り返してきた。

ところが、やっぱりそれが調べたらできないというのがわかって、平成３年に今度は防災情報基地という建設工事の請負契約金が締結されたんです、４億2,127万円で。そして平成４年８月に臨時議会の中で緊急通報システムの請負工事が８億8,271万円で締結されたわけです。そしてことしの９月26日に３カ年事業の工事が完成するわけなんです。

また、この内容を見ても、先ほど話したように同報無線、新しいニューメディアでやるんだとか、いろんなことを言った人が、突然、言っている矢先に、同じ方法の同報無線を導入したわけです。ですからこういうことを考えても、本当に防災という認識がなくて、本当に市民に安心した防災システムをつくるんだという認識がない中で、場当たり的にやってきた。だからこそ人員体制、この建物の装置ができた、装置を動かす人の配置も考えないで現在に来てしまった。本来であれば、こういう装置をつくる場合はどれだけ人的な人が必要なのか、また人がどうしても確保できなければ、では少ない中でどういう運用をすることができるのか、その装置の置き方の問題とか、いろんなことが対応してくると思うんです。そして、もうなかなか人員をふやすことができないわけです。だからある程度の長い時間をかけて少し内部努力をしながらそこに配置するような計画を立てるわけです。そうしてくれば、完成したときにもう少し人員もふえるし、そしてこれからまた何年かたてば、ある程度の枠は対応できるわけです。そうすれば十分とは言えなくても体制の執行ができるんです。それが普通のやり方なんです。

先ほど大ざっぱに経過を説明しましたが、これが実態ですから、人員体制なんてできないんです。システムができても十分これは稼働しないんですよ。市長、これどうなんですか。先ほど助役から答弁をいただきましたけれど、なかなか理解できませんので、もう一度、市長、答弁を求めます。

○議長（福島盛之助君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　即応体制がまだ不十分だということで御指摘をいただいておるとおりであります。一番私どもが防災情報センターの発想のスタートを切りましたのは、東京都の防災情報計画にのっとりまして庁舎を、屋上に十数トンという重量の塔を建てる、こういうことが東京都の提案としてあったわけでありますけれど、私ども、この庁舎がそれだけの重さに耐えられるかどうか、このことも一応調べました。耐えられるという結論がございましたけれど、将来のことを考えますと、この庁舎で防災――非常の際に防災本部をつくって、そして指令を出すということについてはいろいろとまた当時使っておった部屋とか、あるいは無線機器でありますとか、それをまた停電時にも活用できるような自家発電装置とか、そういうことは思うようにいかないという判断に立ちまして、この庁舎の外に、庁舎の付属建物として（「市長、時間がないんで結論だけひとつお願いします」と呼ぶ者あり）はい。現在の防災情報センターの用地を求め、それからいろいろな経過がございましたけれど、現在の建物を建て、211カ所の同報無線の放送塔も自治会にだんだん普及をさせまして、体制が整ったということであります。

私が専門知識を必ずしも十分持ち得たわけでもありませんが、一番信頼をする当時の庁内で参事という役割でこの計画を進めてもらった（「市長、そういう言い方はちょっとおかしいね」「無責任だよな」と呼ぶ者あり）まあ、ちょっと聞いてください。――そういう大きな変化もございまして、ちょっと思うとおりにいかなかったということも指摘されておるところでありますので、体制を整えて、そうして技術者もまたいろいろ訓練をして、有事の際に十分即応できるような、こういう体制づくりにこれから努めていくということでありまして、まさに御指摘のまだまだ不十分なとおりでありますので（「だから、具体的にいつごろまでその辺は安心できる体制がつくれますか」と呼ぶ者あり）少なくも１年以内にはひとつ実態をつくりたいと思います。（「１年もかかるんですか」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　　では、ちょっと１年なんていうのは不服ですけれど、１年以内ということで市長は断言しましたんで、少なくとも１年以内にはその体制づくりを責任をもってひとつよろしくお願いします。時間がなくなりましたんで、少し早目にお願いします。

２点目の総合防災訓練、これにつきましても、先ほど部長から答弁をいただきましたけれど、やはり大事なことなんです。支援のＮＴＴとか水道とか、いろんなそういう人

たちはいつも一生懸命訓練をしていますし、十分対応できるんです。問題は、市民の方なんです。市民の方の訓練が非常に大事なんで、確かに形としては今の形のひとつパターンがありますけれど、それはよくわかるんですけれど、それを少しはいで、市民の側に立った体制づくり、要するに訓練づくりということをもう少し考えていただきたいと思います。特に人数が少な過ぎます。これはやっぱりもっと自治会の方に出向いて、４月の自治会の役員改正にして、その１年間の自治会の活動の中に組み込んでいかないとなかなか対応できませんから、その辺しっかりした配慮をしながら対応をお願いしたいと思います。

それと一番問題は、職員の訓練なんです。実質的には一人ひとりの部長さんにそれぞれの担当が何をやるかというのをお聞きすればいいんですけれど、時間がないんでしませんけれど、ほとんどの方がなかなか認識していないんだと思います。まして職員の方になると、そういう体制ができないと思います。かなり理解しているのは、やっぱりふだんから対応している建設関係、建設関係の部長さんたちは一番認識が強いと思うんですけれど、ほかの部署というのはなかなか対応できないと思うんです。ですからこれ、ふだんからその体制づくり、これをどうするのか、この辺をしっかりと訓練したり設定したりしていかないと、えらいことになっちゃうと思うんです。

それで、こういうことはどうなんだというのがあるんです。今、日野市の災害が発生したときの各部署の体制というのが条例等で決まっているんですけれど、その内容を見ますと、ちょっとこれはどういう対応をしたらいいのかというのが幾つかあるんです。

例えば、企画課なんですけれど「被災地の調査及び記録、集計に関すること、災害対策の総合調整に関すること」これ、実際、企画課では何かあったときにふだんから災害地の調査や記録、集計はやっていないと思うんです。実際これは災害になったらできないんじゃないかと思うんです、企画課では。

それから誘導班ということで、市民税課が担当しているんですけれど「被害者の誘導及び輸送に関すること」実際、これ、災害になって、これはでは市民課の方たちが実際に被害者を誘導するのが可能なのか。これも少し現実に考えなきゃいけないのかなと。

また「市民の安全対策に関すること」、これもどういう意味なのか、いろいろと内容を見ますと……。

また、産業経済課の場合は「被災者に対する衣服、寝具等、生活必需品の確保及び配分すること」これ、どこにあって、すぐ対応できるのかどうか。

また、市民課とか多摩平支所、七生支所の方でも「災害時における応急食品または主

要食品の確保に関すること」、実際これ、いざとなってもこれがどこにあるのか、すべてまた防災の担当者に聞かなきゃ対応できない。これでは何のための各部署の配置か、わかんなくなるんです。ですから本来、防災の担当者はどこへも行かないでシステムの入力で手がいっぱいになっちゃうんです。何もできないんです。ですからほかのそれぞれの違った担当の方たちが自主的にみずから自分の役割がわかっていて行動できる体制づくりにしなければ、こんなのをつくっても全然効果がないんです。この辺をどうするのか。やっぱりこれはふだんの日常的な訓練を踏まえて、これをもう一度見直しながら、またこれを担当する場合は具体的に、備蓄倉庫はどうなってどうなんだということを具体的にしなきゃいけないんじゃないか。その辺をもっと内容的に検討しなきゃいけないんじゃないないですか。その辺では早急に検討していただきたいと思いますので、その辺の答弁をいただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　総務部長。

**○総務部長（小林　修君）**　今の、特に災害時に対する対応でございます。いろいろ日野市の職員の組織と、また災害の組織と、役割分担が一致していない部署もございます。指摘されたとおりでございますので、その点を各関係部課と我々、防災担当とが密にしなければいけませんから、確かに御指摘のような、ふだんから研修なり訓練が必要だということは痛感しておりますので、何らかの措置を私たちもとって、少なくとも、特におっしゃいましたように、建設部とか都市整備部は雨が降ったり何かすると、行ってすぐ復旧作業をしていただきますけれども、その他の市民誘導だとか、その他のことはなかなか職員がなれていないという面が確かにございますので、その辺の対応を今後一緒に、どうやったら災害に強い行政になるかということも検討させていただきたいと思っております。御指摘のとおりだと思っております。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　ありがとうございました。ひとつ、よろしくお願いします。

あわせて、非常配備体制になった場合、これは本部が設置されますので非常に対応というのは比較的規則等で明確になってわかるんですけれど、問題は、非常配備体制になる、警戒配備体制の中にはなかなかわかりにくいものがあるんです。特に災害、小さな部分的な災害が起きた、そしてそこに駆けつけて応急措置をしてもらうにしても、担当の課長とか総務部長がそれぞれの部や課にお願いするんですけれど、この辺がスムーズに行くような体制づくりとか、また必ず報告も公害防災課の、そういういろんな基本的な部分がどうも、いろいろと見てみますと十分対応できませんので、ここに警戒配備体

制の場合の対応の仕方というのをもう少し明確にしていただいて、十分機能をしていくような、組織が機能をするようなものをつくっていただきたいと思います。これはもう時間がないから答弁要りませんけれど、ひとつ、よろしくお願いします。

３点目なんですけれど、日野市の消防団条例との整合性です、消防組織法との。非常に重要なことなんです。確かにこのことは、どう解釈するかによってえらい問題点が起きてくるわけです。前回の質問の中でも、総務部長は「精力的に検討してみたいと思っている」ということで答弁をいただいたんですけれど、先ほどの答弁では非常に不服なんです。まだやっていないというふうに見られます、ああいう答弁であれば。とんでもないと思うんです。

特にこの中で、団員の推薦したものの中から、この「ものの中」というのは非常に難しい解釈なんです。二つの解釈、要するに複数の中から選べというと、出したそういうものの中からそのものを市長が任命するという、二通りの解釈なんです。市長の解釈はどっちかというと複数の中から自分が選んだという解釈がどうも、過去に何度かあったことなんですけれど、これはやっぱり大事なことですから、これは早急に整合性を図って、消防組織法と同一のように、やはり消防団が推薦したものを市長が任命するんだ、こういう制度に改めることが基本になると思うんです。ですからこれについて、もう一度、担当及び市長の見解をお尋ねしたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　今まで消防団幹部の方々が慣例に基づいてといいましょうか、消防団の側で推薦をされる方を任命という形で公式化したというふうに記憶しておりますので、なお、その間の法規上の根拠をより正確に認識をして、誤りのないといいましょうか、正しいそういう実務体制の組織をつくっていくということが市長の責任だろうというふうに、日ごろ考えております。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　特に消防団というのは、皆さんそれぞれ仕事があって大変な中ボランティアで消防活動、また市民の方の安全を確保できるように従事しているわけです。そういう人の中から団の推薦があって上がってきた団長、副団長については、市長が認めていくという姿勢が大事なんです。ところが、過去に団長を決める場合に、市長が複数持ってこいということを過去に何度か言われて、複数の中から団長を選んだという経緯があるわけです。

それと同時に、昨年の副団長を選ぶわけです。１人の方を選ばなかったんです。それ

で、それは大変な事態になってきたわけです。その方が辞退されたので収拾されたわけです。もしこれが辞退されなければ、所属分団は、もう消防をやめよう、そういうところまで話が来たわけです。ですから市長、少なくとも市民参加、市民自治を主張している市長が、すべて自分が選ぶんだという、そういう傲慢的な人事体制のやり方というのはいただけませんよね。言っていることと実際やっていることが違うんです、市長。市民参加とか、市民参加の要綱をつくったりしているんですけれども、実際はその実態がないし、こういうときに市長の姿勢が出てくるんですよ。自分が選んでいく、自分の思いがなきゃという、それがすべての市長のやり方なんです。ですからそこに議会に承認する人事案件についても、選んでいるのが当たり前だという、そういう形で提出している。とんでもないですよ。そういうものを改めていただきたいんです。

ですから、過去のことがありますので、この条例の整合性については、いつまで、どうするのか、もう少し具体的に市長、答弁いただきます。

**○議長（福島盛之助君）**　市長、答弁願います。

**○市長（森田喜美男君）**　別段、時間を要する問題ではないと思いますから、法律的にといいましょうか、もう一方には皆さんの意見も聞いて間違いのない方法で決定をするという手順を進めていきたいと思っております。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　ありがとうございました。ひとつ、よろしくお願いします。

今度は、自主防災組織云々ということですけれど、この問題についても再三質問をしているところでございますが、なかなか御理解をいただけないで進捗しないんです。災害が起きた、そして何とか体制ができた防災情報センターからいろんな情報が市民に提供されます。ところがその後の受けた市民の対応が十分な体制になってきていないんです。自主防災組織が日野市はないんです。先ほど部長の答弁も、おかしなことを言っていました。これは市長と同じことをしたんですよ。消防団、これ、消防団が自主防災組織に兼ねられるようなニュアンス、市長はそういう答弁をしているんです、過去に。それで部長が自主防災組織が教育をするというニュアンス、そんな趣旨の答弁だったんです。そうじゃなくて、もっと自主防災組織そのものというのをもっと理解していただきたいんです。

市長は過去にいろんなことを言っているんです。えらいことを言っているんですよ。この市長みずからがつくった条例と違うことを広報で言ったり発言しているんです、自主防災組織についても。みずからつくったのとは違うんです。あれはどういうふうに解

釈したらいいんですか。これは大変な問題です。ですからもう一度、自主防災組織について市長の認識及び、今後どういう体制をつくっていくんだということを、もう一度、市長の答弁をいただきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　市長。

**○市長（森田喜美男君）**　日野市には、東京消防庁から一定の契約に基づきまして、日野市消防署あるいは支所という形の、いわゆる行政消防が完成をし得ているわけでありまして、消防署もまたいろいろな助言、御指導があって、事業所や学校や、いろいろな組織の中に自治消防という仕組みが設けられ、自営消防が特に企業等におきましては自主的に組織をされて非常の場合の機能に用意をされておる、こういうその団体が非常に多いわけでありまして、これは勤務時間には機能するわけでありますが、勤務時間外にはなかなかまた難しい面もあるわけでありまして、市民防災組織というのをどういうふうにつくるべきか、なかなか難しいと思います。自治会単位等で積極的にやっていただいておる自治会等もないわけではありませんが、そういうところに既に組織される、自主的に組織される対象に当たりましては、伴って必要なある程度の機材、そういうものを提供するというふうに今まで考えてまいっております。先進地の例も学ぶ必要があると思っております。

それから、一定の支援をする基準を定めて、御指摘のいわゆる自主防災住民組織、こういうことにも日常的に機能のできる、そういう活動は望ましいことだというふうに考えております。

ただ、災害発生時の習慣と申しましょうか、これはまず私は生命の安全を守っていただく、これも全く本能的にそれぞれのその場で判断をしていただく以外にはないわけであります。そういうことに一番重点を置いて、命第一に考えてくださいということを、これまで防災の日に当たっての市民に対する見解を何回か申し述べさせていただいておるわけであります。これから学校とか市民の集団生活の営まれている場はもちろんであります。御指摘の市民防災組織というものを具体化するにはどういう方法が一番適当であるか、このことについても先進市等の例をならう、あるいは東京都の見解を聞くことによって（「何を言ってるんだ、全くもう」と呼ぶ者あり）有事の際に機能のできる生きたそういう行動態はできるかどうか、このことをひとつ取り組んでみたいと思っております。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　市長、地域防災計画の中には「市民の生命、財産の安全確保を

するためには災害に強い都市構造」なんだ、もう一方は「災害に強い市民である」この二つを位置づけているんです。その災害に強い市民の主体的な大きなウエートというのは、やっぱり自主防災組織を指しているんです。この地域防災計画を見ましても「市民の各個人が自分たちのまちは自分たちで守るという深い認識に立って、力を合わせて災害に立ち向かうという防災行動を持つことが不可欠であるといえる」こう言われているんです。市長の認識と違うんです。ここのところ、市長、変えなきゃいけないんじゃないですか。市長は「憲法を市政に生かす」ということを言われているんです。自分たちがつくった法律に従っている。自分でこれはつくった地域防災計画ですよ。本部長は市長ですから。それと違うことを常にやっているわけです。

余り市長に言いたくないんですけれど、私たち市議会議員は30人いるんです。ですから30分の１なんです。市長はたった１人しかいないんです。たった１人なんですよ。だから市長がどういう考えで市政を運営するかによって、すべて決まっちゃうんです。ですから市長個人に対しては、お年を召している割には元気で一生懸命頑張っている。尊敬しますよ。ですけれど、たった１人しかいない市長だったら、市長の視点、市長の考え方で市民の安全やサービスがみんな決まっちゃうんです。将来の日野市も決まってくるんです。だからこそ市長の考え方や認識を変えていただきたい。もっと本当に将来のことを考えながら、いい日野市をつくるために市長に、市長の違いを指摘をさせてもらっているんです。ですからもっと市長、謙虚になって、今ごろ防災組織についても十分そういう認識をしないというのは、ちょっと市長としては余りに芳しくないことです。もう少し認識し直して、しっかりした対応をしてくださいよ。せっかく正しい情報、安全な情報を提供しても対応できないですから。特に、この日野市は丘陵地帯なんです。民間のいろんな開発の中でできたわけです。危険な箇所がたくさんあるんです。いざ災害が発生した場合、ちょっと今、資料がどこかへ行って見つからないんでわからないんですけれど、日野にたくさんの火災、1,500件ぐらいの火災が発生したり、それからがけ崩れがあったり、大、中、小、いろいろの建物が破壊されるわけです。消防では対応できない。消防団でも対応できないんです。ですから地域の中でみんなが助け合って避難していく、また初期消火していく、それによって日野市は助かるんです。だから問題は二次災害をどう食いとめていくか、これが自主防災の基本的な考えなんです。ですからだれも自分の命、他人の命を大事にして早く避難するのが根底なんです。それを効果的に、有効的に活用するためにこの自主防災組織があるんです。ですから機材をつくって自分たちが大変なところを全部やろうというんじゃなくて、まず、どう地域の人たちが、

多くの人が、安全に避難をし助け合って避難していくか、お年寄りが、体の不自由な人も、地域の中でみんなで助けて避難していく、これが大事なことですよ。

最近、いろんな自治会の中でも、地域の中にお年寄りの老人施設とか、いろいろと障害者の施設があって、それで地域として、自治会として、そういうところ経験を積んで、災害のときには皆さんで避難を助け合いしようとか、そういう協定を結んでいるところもあるわけです。消防署が仲介に入っている事例もありますよ。そういうことも大事なんです、市長。それが市民参加の一番基本になるんです。市民参加といっても形が何もなければだめなんです。これは早急に体制づくり、よろしくお願いします。

時間がないんで、これで。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって21の１、災害時、市民生活を守るため防災情報センターの組織体制確立を再び問うの質問を終わります。

一般質問21の２、地球にやさしい循環型都市を求めての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

**○22番（馬場繁夫君）**　かけがえのない地球の空気、成分や温度が自然の生物に及ぼす、また及ぼされたものが制御されており、この見事に調和した緑の地球環境に対して、多くの方々は感動を覚えることでありましょう。しかし、ここ100年ほどの間に科学文明の進展や人口の増加とともに、人類の人間の力が巨大化して、人間自身が地球環境を根底から破壊していると専門家は指摘していることは周知のとおりであります。今、私たちが認識しなければならないことは、人間の力により利便性を求める人間の欲望が大きくなり過ぎて、このまま利便性を求める欲望を追求し過ぎると、近い将来、自然界から私たち人類では適応できないくらい大きなしっぺ返しに見舞われるとの指摘もあるところでございます。尊い緑の地球を守るため、私たちが住んでいる地域で自然の生態系が本来持っている自立性、安全性、循環性を回復するため、できるところから個人や地域で、また行政は計画立案から循環型都市を目指すことが重要でございます。

ここで、時間がないので２点だけに絞って質問します。

雨水の浸透性保存につきましては、昭和59年第３回及び第４回定例会での一般質問、また平成２年第４回定例会での「地球にやさしいエコロジーの街づくりを求めて問う」の質問を行ってまいりました。日野市では、東京都の補助事業を活用してやっと４月より雨水浸透施設に関する要綱を設置し、補助事業がスタートしました。要綱によりますと、雨水浸透補助事業は、既設建物に限定され、一番設置可能な新築建物が除外されており、雨水浸透促進は期待薄であります。新築建物の補助対象拡大を望むものでありま

す。また、市民に雨水浸透の協力をお願いする以上、公共の施設雨水浸透及び雨水利用計画について、どう今後、対応していくのか、これについてお伺いします。

第２点目としましては、雨水浸透促進のほか、雨水の利用面では、下水道の進捗に伴い不要になった浄化槽を雨水タンクに改造して、雨水の有効利用のため改造費の助成制度を設置したらどうかと考えておるんですけれど、これについてのお考えをお伺いします。

以上２点、お願いします。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

**○建設部長（小俣雅義君）**　雨水浸透升につきましては、平成６年、今年度からスタートをいたしました。まだ実際には試みという段階であります。したがいまして、市民への協力要請というものにつきましても、比較的緩やかなものになっております。小金井市等の例から学んで、相当、小金井市でも自己負担の形で成果を挙げているという側面もあります。そんなことからいろいろ検討した結果、新築等については自己負担、既設建物については補助制度、そういう段取りで試みをスタートいたしました。

新築については、東京都の多摩西部建築指導事務所に要請してお願いしております。実際の強制力という点ではまだ疑問が残りますけれども、今後、推移を見ながらより充実させていきたいと思っております。

公共施設での雨水利用の件であります。これについては、既に三沢台の小学校でも試みとして下水道の切りかえに伴う浄化槽を活用した雨水利用をつくって、これも一つの試みとして行って相当の成果が期待されます。今後の整備に当たっては、これを参考にしながら極力、雨水利用を促進していきたいと思っております。

最後に、利用浄化槽の設置、浄化槽の活用に補助制度をという提案でありますが、雨水浸透升の補助制度の充実をより図っていくということで、次の段階になろうかと思います。

以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　馬場繁夫君。

**○22番（馬場繁夫君）**　ありがとうございました。

ちょっとお尋ねしたいんですけれど、今回、初めて日野市でも雨水浸透というのが始まってくるんですけれど、公共施設のとらえ方が非常に不十分だと思うんです。ただ東京都の補助事業を活用してやるということも大事なんですけれど、もう少し、ではこの雨水浸透というのはどういうふうな視点があるのか。例えば、湧水を確保していくとか、

もちろん循環していくことも大事なことなんですけれど、それを形でとらえるんじゃなくて、もう少ししっかりした理念というか、考え方とか、日野市としてはどう位置づけをもって容認していくのか。先ほどちょっと答弁がありましたけれど、利用というふうな、まだ考えていませんけれど、ではこの雨水浸透する分と、雨水をタンクにためてまた活用していくんだ、これをどう整合性を持ちながら、例えば極端なことを言うと、この地域は特に湧水が活発なので湧水を確保するために、そこに地下に浸透する方式を選んでほしいとか、この間、菅原さんが質問された中でもありましたように、トイレの水が実際、使用量が約21％です。これは大変な量になりますから、そういうものを節約することによって、雨水を利用させることによってダムが一つ二つできたと同じような高度の、できるだけの雨水の活用ということも考えてまいりますし、ですからそれがどう、もっと市としてはどういう方針でもってやっていくんだという一つの大きくプロセスをつくっていただきたいんです、方針を。そうしませんと、また場当たり的との形だけ進んでしまいますから、そういうことじゃよくありませんので、それをもっとしっかりしたものをつくっていただきたい。

それで、これからますます市民の皆さんにしっかりした協力体制をしていただく以上、では行政の小・中学校を含んで公共施設はどういう計画を持って、いつまでどうするんだ、そしてただ雨水浸透だけじゃないんです。そこでの教育効果、特に小・中学生の中では、雨水を身近にタンクにためて、それを例えばいろんな授業の一環の中で、花や、いろんな植木に水をやったり、またそれによっていろんな使い方をしていくとか、そういう形をもっと考えた中で施策を展開していきませんと、これは本当の循環都市のまちづくりからちょっとほど遠くなってしまいます。ですからこれはもっと整合性をもってやっていただきたいんです。それが本来であれば基本構想なんです。基本計画なんです。ですから個々のものが、そういうものが中途半端に終わらないためには、またいろんな部署をこえてやるためには、しっかりした基本構想、基本計画を明確にしていくことによって非常に効果的に、また非常に市民の方も理解できるような、こういうものができ上がるんです。残念ながら日野市は、そういうことがなかなかうまくいってないんです。ですからそこをもう少しよくわかっていただきながら体制づくりをしていただきたい。特に湧水を確保するためには、地下浸透というのがどうしてできるのだと。それでまた、災害時に活用できるとかいろんなことのメリットも出てきますから、せっかく前に日野市の地下の湧水とか何かを調査したこともあるんです。調査したものが全然それを次の段階でどう活用していくかというのがないわけです。

それと同時に、きょうはもう質問するのは時間がないからよしましたけれど、緑でも、ただ緑を保護するんじゃなくて、もう少し私たち人間から見た緑被率あるいは緑視率という面の緑の考え方もありますし、また生態系、エコロジー等から見た場合の緑というのはどういう視点になるのか。いろんな動植物とか昆虫なんかも、私たちは住んでいる中で共存共栄ができるような新しい視点の緑の保全、保護、そういうことも考えなければいけませんし、ですからそういう視点で基本計画においても明確にしませんと、これはもう本当に十分な対応ができていません。ですから余りにも今、日野市の基本計画、基本構想は余りにもそういう点、認識しないままで、ただ形だけつくり上げたということがありますので、それは今後、十分対応していただきたいと思うんです。

またこの問題については、これだけの問題で時間を割いて少し質問をさせていただきますので、とりあえずきょうはこのぐらいで終わらせていただきます。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって21の２、地球にやさしい循環型都市を求めての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後７時７分　休憩

午後11時54分　再開

**○議長（福島盛之助君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。９月14日は常任委員会の日でありますが、議事の都合により特に会議を開くことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって９月14日は特に会議を開くことに決しました。

お諮りいたします。９月14日の会議は議事の都合により特に午前零時に繰り上げて開くことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって９月14日の会議時間は午前零時に繰り上げることに決しました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、こ

れに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。明日の本会議は午前零時より開議いたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後11時56分　延会

# 9月14日　水曜日　（第７日）

平成６年
第３回定例会　日野市議会会議録　（第29号）

９月14日　水曜日　（第７日）

出席議員　（30名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 江口和雄君 | ２番 | 佐藤洋二君 |
| ３番 | 菅原直志君 | ４番 | 渡邉馨鴻君 |
| ５番 | 吉冨正敏君 | ６番 | 小島　久君 |
| ７番 | 小川友一君 | ８番 | 森田美津雄君 |
| ９番 | 佐瀬昭二郎君 | 10番 | 中谷好幸君 |
| 11番 | 沢田研二君 | 12番 | 田原　茂君 |
| 13番 | 宮沢清子君 | 14番 | 執印真智子君 |
| 15番 | 土方尚功君 | 16番 | 天野輝男君 |
| 17番 | 奥住日出男君 | 18番 | 橋本文子君 |
| 19番 | 板垣正男君 | 20番 | 鈴木美奈子君 |
| 21番 | 内田　勲君 | 22番 | 馬場繁夫君 |
| 23番 | 夏井明男君 | 24番 | 黒川重憲君 |
| 25番 | 福島盛之助君 | 26番 | 簏野行雄君 |
| 27番 | 小山良悟君 | 28番 | 一ノ瀬　隆君 |
| 29番 | 竹ノ上武俊君 | 30番 | 米沢照男君 |

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 森田喜美男君 | 助役 | 前田雅夫君 |
| 助役 | 坂口泰雄君 | 収入役 | 落合豊君 |
| 企画財政部長 | 大崎茂男君 | 総務部長 | 小林修君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 生活文化部長 | 小野宗市君 |
| 環境部長 | 山口正夫君 | 都市整備部長 | 鈴木栄弘君 |
| 建設部長 | 小俣雅義君 | 福祉部長 | 藤本享一君 |
| 水道部長 | 土方重男君 | 病院事務長 | 須藤雄示君 |
| 教育長 | 園田匠君 | 学校教育部長 | 谷正幸君 |
| 社会教育部長 | 大谷俊夫君 | | |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 局長事務代理 | 田中正美君 | 書記 | 濃沼哲夫君 |
| 書記 | 橘達雄君 | 書記 | 山田二郎君 |
| 書記 | 田倉芳夫君 | 書記 | 鈴木俊之君 |
| 書記 | 堀辺美子君 | 書記 | 永野裕子君 |

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　小野口純子君

議事日程

平成6年9月14日（水）

午前0時開議

（議案上程）

日程第1　議案　第68号　日野市国民健康保健条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2　議案　第69号　日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について

（請願上程）

日程第3　請願　第6－41号　年金改悪反対、制度の拡充を求める陳情

日程第4　請願　第6－42号　消費税の税率引き上げ反対、廃止を要求する陳情

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日程第 5 | 請 願 | 第 6 －43 号 | 米輸入自由化に反対し、食糧の安定供給・安全をもとめる陳情 |
| 日程第 6 | 請 願 | 第 6 －44 号 | 保健所・市町村の公衆衛生機能の拡充強化をもとめる陳情 |
| 日程第 7 | 請 願 | 第 6 －45 号 | 安心して働ける看護婦制度の拡充を求める陳情 |
| 日程第 8 | 請 願 | 第 6 －46 号 | 学校図書館事務嘱託員の雇用の継続を求める請願 |
| 日程第 9 | 請 願 | 第 6 －47 号 | 豊田南地区の区画整理に伴うまちづくりに関する請願 |
| 日程第 10 | 請 願 | 第 6 －48 号 | 文化施設の充実と、公立校の空き教室と特別教室の市民開放を求める請願 |

本日の会議に付した事件

日程第１から第10まで

午前０時０分　開議

○議長（福島盛之助君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより議案第68号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第69号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第68号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定。本議案は、健康保険法等の改正により、日野市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

議案第69号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定。本議案は、健康保険法の改正により日野市立病院使用条例の一部を改正するものであります。

以上２議案の詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　それでは、議案第68号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例、御説明申し上げます。

今回の改正は、ただいま提案のございましたとおり健康保険法、国民健康保険法、老人保健法、この３法が平成６年６月、改正公布されました。これを踏まえまして国の条例準則に従いまして改正をいたすものでございます。

６ページ以降の新旧対照表によって御説明申し上げます。

６ページ、目次の保健施設を保健事業に。第２条２号、国民健康保険又は国民健康保険薬剤師、これを保険医または保険薬剤師を代表する委員。

第５条、療養取扱機関を、保険医医療機関又は保険薬局。その下欄でございますが、療養取扱機関を、保険医医療機関又は保険薬局、これらに改正するものでございますが、これは法の文言が変わりましたので、それに伴って整理をするものでございます。

次に、８ページ、９ページをお開きいただきたいと思います。

第５条３号でございます。これは退職者等の被保険者、それの扶養者の一部負担をう

たった項でございます。

アは居宅での療養、イは入院を書いたものでございます。今回の改正につきましては、アの方の居宅での療養は、在宅医療の推進という立場から、難病、末期がん、重度障害者、あるいは脳卒中患者、これらへの訪問看護事業を拡大する、そして家庭での療養生活を支援するという意味で、このような改正をされております。したがいまして、訪問看護療養費につきましては、保険給付の対象とするということで、それらにかかわる改正でございます。

イの入院にかかわる項でございますが、これは付き添い看護等にかかわる給付の改革という意味でございます。今までと違いまして、これからは病院等が看護、介護を直接提供する、そのようなことによって保険給付の対象とするということでございます。したがいまして、付き添い看護、介護の自己負担というものを解消するための改正でございます。これによって平成７年度末までに医療機関の体制機能を整備して、付き添い看護制度は廃止するということになります。

次に、５条の２、これを削除する改正でございますが、これは看護、移送料の規定でございました。看護につきましては保険給付の対象ということと、移送料につきましては現金給付方式に改めますので、この項は要らなくなりますので削除するものでございます。

次に、10ページ、11ページでございます。出産育児一時金、第５条の５の改正でございます。これは現行の助産費及び育児手当を統合して、新たに出産育児一時金を創設するものでございます。支給額も24万円から30万円に引き上げ、その充実を図るための改正でございます。

中段以降の第５章、保健施設を保健事業。第６条以降につきましては、今までは保健施設として使っていた名称を、これからは広く疾病予防や健康管理事業を推進するという意味から、保健事業に改めます。内容につきましては、準則に従って個々の事業内容を整理したものでございます。

次に、３ページの付則をお願い申し上げます。３ページの最下欄に付則がございます。付則の１は、施行期日をうたったものでございます。ただいま御説明申し上げました改正につきましては、平成６年10月１日から施行する。ただし書きがございますが、これは保健施設を保健事業に改めた項でございます。これにつきましては、来年の４月１日から施行する。

付則の２、これにつきましては、助産費給付の経過規定でございます。助産費が育児

一時金に変わりますので、これは10月１日でございますので、９月末までの出産についての経過規定でございます。

以上、簡単でございますが御説明を申し上げました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　御説明申し上げます。

議案第69号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正は、健康保険法の改正に基づきましての提案するものであります。お手元の４ページ、５ページの新旧対象表をごらんになっていただきたいと思います。

従前、病院につきましては甲表、診療所につきましては乙表という診療点数表がございましたけれども、このたび一本化いたしまして法の文言の整理をいたしましての改正と、あわせまして８月５日でございますけれども、告示237号に基づきまして、いわゆる食事療法、入院の食事代が従前、点数であらわしたものが金額であらわしたということで、今後、新の方でございますが、入院時の食事療養にかかる、食事療養の費用の額の算定に関する基準により算定した額というふうに、従前、点数であらわしたものは額であらわしました。いわゆる1,900円になりまして個人負担が600円。それを受けまして、保険のきかない、交通事故等できかない場合の入院した場合の食事代は従前は条例上15円でございました。が、これを額であらわしますと点数であらわせませんので新しい法に基づいてこれを50％増しということで、これを補ったという意味でございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第68号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第69号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより請願第６－41号、年金改悪反対、制度の拡充を求める陳情の件を議題といた

します。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第６－41号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第６－42号、消費税の税率引き上げ反対、廃止を要求する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第６－42号の常任委員会への付託は、の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第６－43号、米輸入自由化に反対し、食糧の安定供給・安全をもとめる陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第６－43号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第６－44号、保健所・市町村の公衆衛生機能の拡充強化を求める陳情、請願第６－45号、安心して働ける看護婦制度の拡充を求める陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第６－44号、請願第６－45号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第６－46号、学校図書館事務嘱託員の雇用の継続を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第６－46号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において文教委員会に付託いたします。

これより請願第６－47号、豊田南地区の区画整理に伴うまちづくりに関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第６－47号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において建設委員会に付託いたし

ます。

これより請願第６－48号、文化施設の充実と、公立校の空き教室と特別教室の市民開放を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第６－48号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。常任特別委員会はお手元に配付しました日程のとおりです。委員の皆様方には日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は９月28日、水曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午前０時13分　散会

# 9月28日　水曜日　（第８日）

平成６年
第３回定例会　日野市議会会議録　（第30号）

９月28日　水曜日　（第８日）

出席議員　（30名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 江口和雄君 | ２番 | 佐藤洋二君 |
| ３番 | 菅原直志君 | ４番 | 渡邉馨鴻君 |
| ５番 | 吉冨正敏君 | ６番 | 小島　久君 |
| ７番 | 小川友一君 | ８番 | 森田美津雄君 |
| ９番 | 佐瀬昭二郎君 | 10番 | 中谷好幸君 |
| 11番 | 沢田研二君 | 12番 | 田原　茂君 |
| 13番 | 宮沢清子君 | 14番 | 執印真智子君 |
| 15番 | 土方尚功君 | 16番 | 天野輝男君 |
| 17番 | 奥住日出男君 | 18番 | 橋本文子君 |
| 19番 | 板垣正男君 | 20番 | 鈴木美奈子君 |
| 21番 | 内田　勲君 | 22番 | 馬場繁夫君 |
| 23番 | 夏井明男君 | 24番 | 黒川重憲君 |
| 25番 | 福島盛之助君 | 26番 | 旗野行雄君 |
| 27番 | 小山良悟君 | 28番 | 一ノ瀬　隆君 |
| 29番 | 竹ノ上武俊君 | 30番 | 米沢照男君 |

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 森田喜美男君 | 助役 | 前田雅夫君 |
| 助役 | 坂口泰雄君 | 収入役 | 落合豊君 |
| 企画財政部長 | 大崎茂男君 | 総務部長 | 小林修君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 生活文化部長 | 小野宗市君 |
| 環境部長 | 山口正夫君 | 都市整備部長 | 鈴木栄弘君 |
| 建設部長 | 小俣雅義君 | 福祉部長 | 藤本享一君 |
| 水道部長 | 土方重男君 | 病院事務長 | 須藤雄示君 |
| 教育長 | 園田匠君 | 学校教育部長 | 谷正幸君 |
| 社会教育部長 | 大谷俊夫君 | | |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 局長事務代理 | 田中正美君 | 書記 | 濃沼哲夫君 |
| 書記 | 橘達雄君 | 書記 | 山田二郎君 |
| 書記 | 田倉芳夫君 | 書記 | 鈴木俊之君 |
| 書記 | 堀辺美子君 | 書記 | 永野裕子君 |

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　小野口純子君

議事日程

平成6年9月28日（水）

午前10時開議

（議案審査報告）　（総務・文教・厚生・建設）

日程第1　議案　第56号　平成6年度日野市一般会計補正予算（第1号）（総務委員会）

日程第2　議案　第4号　第3次日野市基本構想の制定について

日程第3　議案　第5号　政治倫理の確立のための日野市長の資産等の公開に関する条例の制定について

日程第4　議案　第67号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

（厚生委員会）

日程第　5　議案　第５７号　平成６年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第　6　議案　第６０号　平成６年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）

日程第　7　議案　第６１号　平成６年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）

日程第　8　議案　第６８号　日野市国民健康保健条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　9　議案　第６９号　日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について

（建設委員会）

日程第　10　議案　第５５号　日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　11　議案　第５８号　平成６年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）

日程第　12　議案　第５９号　平成６年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第　13　議案　第６２号　市道路線の一部廃止について

日程第　14　議案　第６３号　市道路線の廃止について

日程第　15　議案　第６４号　市道路線の認定について

（一般会計決算特別委員会）

日程第　16　議案　第４７号　平成５年度日野市一般会計決算の認定について

（特別会計決算特別委員会）

日程第　17　議案　第４８号　平成５年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について

日程第　18　議案　第４９号　平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について

日程第　19　議案　第５０号　平成５年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について

日程第　20　議案　第５１号　平成５年度日野市立総合病院事業会計決算の認定

について

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日程第 21 | 議案 | 第52号 | 平成5年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について |
| 日程第 22 | 議案 | 第53号 | 平成5年度日野市老人保健特別会計決算の認定について |
| 日程第 23 | 議案 | 第54号 | 平成5年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について |
| （請願審査報告） | | | （文教委員会） |
| 日程第 24 | 請願 | 第6－5号 | 「学校五日制にふさわしい、ゆとりある教育内容にするために新学習指導要領を早急に再改訂することを求める意見書」を国にむけて提出することを求める請願 |
| 日程第 25 | 請願 | 第6－35号 | 教職員の給与費半額国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情 |
| | | | （厚生委員会） |
| 日程第 26 | 請願 | 第6－4号 | 年金支給開始を65歳に遅らせることに反対する意見書提出を求める請願 |
| 日程第 27 | 請願 | 第6－23号 | 「日野市立かしまだい地区広場」の施設充実に関する請願 |
| 日程第 28 | 請願 | 第6－28号 | 社会保障の拡充を求める意見書採択の請願 |
| 日程第 29 | 請願 | 第6－38号 | 重度重複障害児・者のための通所施設建設に関する請願 |
| 日程第 30 | 請願 | 第6－41号 | 年金改悪反対、制度の拡充を求める陳情 |
| | | | （建設委員会） |
| 日程第 31 | 請願 | 第6－33号 | 旭が丘六丁目の、仮称“中島ビル”建設計画に関する請願 |
| 日程第 32 | 請願 | 第6－43号 | 米輸入自由化に反対し、食糧の安定供給・安全をもとめる陳情 |
| （継続審査） | | | （総務委員会） |
| 日程第 33 | 請願 | 第6－9号 | 南平一丁目～二丁目住宅地内への路線ミニバス導入計画の見直しについての陳情 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日程第 34 | 請 願 | 第6－12号 | 真に国民のための公共事業推進を求める陳情 |
| 日程第 35 | 請 願 | 第6－13号 | 真に国民のための公共事業を求める陳情 |
| 日程第 36 | 請 願 | 第6－18号 | 「日本のプルトニウム利用に反対する」意見書提出の請願 |
| 日程第 37 | 請 願 | 第6－24号 | 日野市に政治倫理確立の条例制定を求める請願 |
| 日程第 38 | 請 願 | 第6－27号 | 消費税率の引き上げ反対を求める請願 |
| 日程第 39 | 請 願 | 第6－30号 | 「核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める意見書」採択に関する陳情 |
| 日程第 40 | 請 願 | 第6－34号 | 日野市東平山二丁目消防署建設に関する陳情 |
| 日程第 41 | 請 願 | 第6－36号 | 私立幼稚園の教育諸条件改善と父母負担の軽減のため、東京都へ公費助成の拡充を要請する意見書提出を求める陳情 |
| 日程第 42 | 請 願 | 第6－40号 | 核兵器廃絶の国際条約締結に関する請願 |
| 日程第 43 | 請 願 | 第6－42号 | 消費税の税率引き上げ反対、廃止を要求する陳情（文教委員会） |
| 日程第 44 | 請 願 | 第6－46号 | 学校図書館事務嘱託員の雇用の継続を求める請願（厚生委員会） |
| 日程第 45 | 請 願 | 第6－7号 | 多摩平五丁目地区センター設立に関する請願 |
| 日程第 46 | 請 願 | 第6－22号 | 日野市に重度知的障害者が主に入所出来る更生施設の建設に関する請願 |
| 日程第 47 | 請 願 | 第6－37号 | 犬の不妊・去勢手術の委託事業の改善及び猫に対する助成金制度の確立のための陳情 |
| 日程第 48 | 請 願 | 第6－44号 | 保健所・市町村の公衆衛生機能の拡充強化をもとめる陳情 |
| 日程第 49 | 請 願 | 第6－45号 | 安心して働ける看護婦制度の拡充を求める陳情 |
| 日程第 50 | 請 願 | 第6－48号 | 文化施設の充実と、公立校の空き教室と特別教室の市民開放を求める請願（建設委員会） |
| 日程第 51 | 請 願 | 第6－10号 | 公園建設に関する請願 |
| 日程第 52 | 請 願 | 第6－11号 | 神明緑地の伐採反対に関する陳情 |
| 日程第 53 | 請 願 | 第6－15号 | 程久保一丁目下程久保自治会私道を公道移管に関 |

する請願

日程第　54　請 願　第６－26号　地元中小建設業者の不況打開と振興政策を求める請願

日程第　55　請 願　第６－29号　潤徳小学校の北側の環境の保全を求める請願

日程第　56　請 願　第６－32号　緊急避難通路整備及び消雪・凍結防止対策を求める請願

日程第　57　請 願　第６－39号　多摩平団地の建て替えに伴い、住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願

日程第　58　請 願　第６－47号　豊田南地区の区画整理に伴うまちづくりに関する請願

（継続審査議決）

日程第　59　議会運営委員会の継続審査議決に関する件

日程第　60　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　61　スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　62　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　63　市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（請願上程）

日程第　64　請 願　第６－50号　多摩市和田1869番地、公私災害研究会の借家の畳床陥没状況の視察調査を求める陳情

（議案上程）

日程第　65　議 案　第６５号　日野市教育委員会委員の任命について

日程第　66　議 案　第６６号　日野市監査委員の選任について

日程第　67　議員提出議案第10号　在日韓国、朝鮮人高齢者と障害者に対する国民年金、厚生年金適用拡大を求める意見書

日程第　68　議員提出議案第11号　ＮＴＴ日野営業所の廃止に反対し存続を求める決議

日程第　69　議員提出議案第12号　サッカーくじ法案化に反対する意見書

日程第　70　議員提出議案第13号　米輸入自由化に反対し、食糧の安定供給・安全をもとめる意見書

日程第　71　議員提出議案第14号　教職員の給与費半額国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める意見書

日程第　72　議員提出議案第15号　　学校五日制にふさわしい、ゆとりある教育内容にするために新学習指導要領を早急に再改訂することを求める意見書

本日の会議に付した事件

日程第１から第16まで

午後４時48分　開議

○議長（福島盛之助君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時49分　休憩

午後９時43分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第56号、平成６年度日野市一般会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

本件については４常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次、審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（田原　茂君）　それでは、総務委員会に付託されました歳入全般、歳出のうち総務費、消防費、諸支出金、予備費の補正予算、及び第２表、地方債補正の審査経過及び審査結果を御報告申し上げます。

歳入全般の負債額は４億2,331万4,000円、歳出のうち総務費は6,414万5,000円、消防費は59万2,000円、諸支出金は２億817万6,000円、予備費は減額の3,050万円でございます。

主な質疑といたしましては、国際親善推進事務費、32万6,000円の内容といたしまして、中国海淀区へ行くとのことであるが、当初予算当時には計画はなかったのか、市長以下何名で行くのか、行程表はできているのか、かなり思いつきのように見えるがとか、協会の事務局長の分まで市の予算で支出するのはおかしいのではないか、等々の質疑が

出されました。

これらの答弁としては、当初予算当時は全く計画はなかったとのことであり、ことしの３月に市長に招請状が来たのを受けての予算とのことであります。市長以下２名、計３名で行くとのこと、行程表はまだできていないとのことでありました。

これについては、以前、収入役と企画財政部長が行ったときには一部個人負担で回ったこともあったので、きちっとコースも組むべきであるという発言もありました。また、決して思いつきということではなく、国際交流協会発足とあわせ、国際交流の目的で海淀区へ行きたいとのことでありました。

さらに、事務局長は１年雇用の嘱託であるので、市の予算で経費を組んだとの説明がありました。

次に、（仮称）西豊田駅誘致看板設置委託料、470万円についてであります。

まず、看板の高さとか、幅とか、デザインは、どのようなものを想定しているのか、ＪＲ側との調整はついているのか、市長みずからはなかなか出向いていない、過去20年間で５回ぐらいしかＪＲへ出向いていない、このような状態で看板を掲げること自体、市長のポーズにすぎないのではないか、ＪＲ対策ではなく地元対策ではないのか、かえってＪＲを刺激してしまうのではないか、いつごろ看板ができるのか、等々の質疑がされました。

これらの答弁としては、看板は長さ30メートル、高さ５メートルで、２メートル真っ画の文字で、例えば「西豊田駅誘致を」などの看板を考えております。西平山区画整理事業のまちづくり事務所が今あるその周辺の市有地を考えているとのことでありました。ＪＲにはまだ話を一切していないが、理解されるものと思っているとのことでありました。また、地元としても育成会ができる予定でもあるので、それにあわせてアピールをしていくものであり、地元の人たちも希望しているとの説明がありました。予算が通れば３カ月後ぐらいには看板を設置したいとの答弁がなされました。

最後に、日野市企業公社、法人化事務経費3,050万円についてであります。

まず、代表取締役等の名簿はどうなっているのか、事業拡大の基本的な考え方、福祉事業団等の整合性は、等々の質疑がなされました。これらに対する答弁としては、現行の理事10名ほどをそのまま代表取締役等に移行させる方向で考えているとのことであり、全株を市の持ち株とするとのこと、また、福祉事業団等との整合性については競合はしないようにしたいとの説明がありました。

さらに、どれだけの財政的なメリットがあって、どこまでやったら運営できるのかと

の質問に対しては、現段階ではそういうことは把握していないとの答弁がありました。

主な意見としては、（仮称）西豊田駅誘致看板設置についてマイナスの効果も考えられるが、それ以上に市長も本腰で実現に向け努力せよというものであり、国際親善推進経費については、平和のために国際交流を主張してきたので大賛成であるとの意見から、今回の予算計上に向けてのプロセスに問題ありとの意見がありました。

また、友好都市提携については、一定の手続きを経てほしい、事前に議会への報告とともに意見を聞く場を設けてほしいとの意見が出され、企業公社法人化事務経費については、準備が整っていないのではないかとの意見が出されました。

休憩の後、小川友一議員ほか３名の議員より修正案が提案されました。修正内容としては、総務費における日野市企業公社法人化事務経費、3,050万円について、予備費に組みかえるというもので、お手元に配付されたとおりでございます。

提案理由といたしましては、企業公社法人化については代表取締役役員等の明確な提示もなく、内容的にも市民ニーズに十分こたえられるものとは思われない、また、当初予算審議の中で他の団体との整合性を図ったかどうか指摘しておいたにもかかわらず、それについての計画書等も提出されていない、等の説明がございました。

直ちに採決に入り、修正案を賛成多数で可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

**○議長（福島盛之助君）**　これより質疑に入ります。奥住日出男君。

**○17番（奥住日出男君）**　（仮称）西豊田駅の看板の件でちょっとお聞きしたいんですが、都の条例では、屋外の広告物の条例の中で大きさが決められておるんですが、市の条例で縦が５メートル、横30メートルというような看板が立てられるというようなニュースを聞いているんですが、実際に建てられるものかどうか、ちょっとその辺を確認をします。

**○議長（福島盛之助君）**　総務委員長。

**○総務委員長（田原　茂君）**　確かにそのような質問もございました。これに対しては、過去にそういう清流の看板ですか、立っていたときに問題があったということでの指摘もありまして、その辺は大丈夫なのか、こういう質問がございました。

それに対しての市の答弁としては、場所的なものの建てていけないところと、いいところとあるということの説明があって、これについてはクリアーをしている、クリアーできる、というような答弁がございました。

企画財政部長、補足がございますか。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　予算では、ただいま委員長の方から説明がありましたような大きさのものを470万ということで計上しております。屋外広告物といいますか、看板には用途地域等について規制があるというような中で、西平山の地域に現在立ててあるものもございますが、それに相当なものとして技術担当の方に見積もって出したものでございますので、一応そういうようなところも検討をした結果というふうに私どもは受けとめております。

○議長（福島盛之助君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　それ、間違いないですか。確認した結果、立てられているということで問題ないということで。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　立てようとしている場所に同様の大きさのものがあるんで、それと同じようなものを計画したいということで見積もり依頼もお願いした、それでそういうような都市計画上のことも含めて、そういうような金額が出されたということでございます。

○議長（福島盛之助君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　くどいようですけれども、同様のものがあるということは、縦５メーター、横30メーターと同じものなのかどうか。それはどうなんですか。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（大崎茂男君）　同様なものを実測いたしたわけではございませんけれども、大体それと似たものというふうに聞いております。

なお、これを実際に建てるに当たっては場所、位置を決めまして、そのところの用途等を十分、法にかなったようなものにしていきたいというふうに考えております。したがいまして、予算でお願いしております、必ずしも５メートルとか30メートルというものは、ぴたりそのとおりいくかどうかはわかりませんが、その予定で予算は計上させていただきましたが、法の範囲内でやっていきたいと思っております。

○議長（福島盛之助君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　要望になりますけれども、ぜひ、これ、都条例を確認していただいて、ただ同じようなものがあるからというだけじゃなくね。かなり大きな看板になると思うんです、縦５メーター、横30メーターといいますと。これは逆に障害になってはいけませんので、ぜひ確認してから設置をお願いしておきます。要望しておきます。

○議長（福島盛之助君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に、文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○文教委員長（竹ノ上武俊君）　文教委員会に付託されました議案についての審査報告を申し上げます。

本委員会には、議案第56号、平成６年度日野市一般会計補正予算（第１号）、歳出のうち教育費についてでございました。

第六小学校の大規模改造に伴う設計費などの補正予算でございます。総額1,384万8,000円の補正額でございます。

大規模改造などについては、そもそも最初からしっかりしたものにして、数年で被害が出るというようなことがないような、しっかりした方向でやってほしいなど、いろいろと質疑が行われました。

それらの結果、慎重審議をいたしまして全会一致、原案可決と決しました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（橋本文子君）　厚生委員会に付託されました議案第56号、平成６年度日野市一般会計補正予算（第１号）の民生費、衛生費につきまして、厚生委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

民生費の１億405万円、衛生費の1,006万円は、それぞれ増額であります。増額の内訳といたしまして、まず民生費ですが、社会福祉費の関係で、社会福祉総務費の100万円は、生活つなぎ資金の20件増、身体障害者福祉費として心身障害者緊急通報システム２台増と、自動車改造助成の５件増によるものでございます。

また、精神薄弱者福祉費では、第二こばと寮のガス代、水道代の増額分、21万4,000円が計上されております。

心身障害者福祉費の4,849万9,000円、老人福祉費の1,744万4,000円は、ホームヘルパー

派遣の138人、また在宅保護介護の15回が216回にふえたためであります。老人福祉費は、老人福祉手当の25人増と、高齢者住宅のトイレ、風呂の改造費が16件増などであります。

これらの説明に対して委員からの質問といたしまして、福祉の増額が多い理由はという質問を受けた行政側の回答は、例年になく予想以上の件数が出た旨、答弁がされました。

老人福祉費、施設費の185万3,000円につきましては、浅川苑の公共下水道切りかえに伴う合併浄化槽清掃業務委託料がその主たるもので、今後、不要になった合併浄化槽は消防水利として利用したいとの説明でございました。

本件は、厚生委員会といたしましては、慎重審議の結果、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（沢田研二君）　建設委員会に付託されました一般会計補正予算（第１号）の歳出のうち、土木費の建設委員会の審査報告を申し上げます。

土木費の中の管理費、道路橋梁費、住宅費に関する5,294万3,000円の補正です。

主な内容として、道路の拡幅測量、拡幅工事、舗装改良、及び市営住宅駐車場整備などです。

慎重審議の結果、全会一致可決すべきものと決しましたので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって建設委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長報告について意見があれば承ります。板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　日本共産党市議団を代表いたしまして、総務委員会の委員長報告に対して、修正案可決すべきものとの報告がございましたが、それに対する修正案反対、原案賛成の意見を申し上げておきたいと思います。

委員会の審査でも申し上げましたように、歳出のうち総務費の企業公社法人化に伴う関係予算の修正されたものでございます。既にこれまで市側が株式会社日野市企業公社

定款案の資料提出を初めといたしまして、法人化に伴う事業内容の明示、あるいは役員の名簿の提出等、株式会社設立に必要な諸準備がかなりのところまで整ってきたということの説明があったと判断しております。したがって、修正を行うほどのものではないとのことから、この修正案に反対したものでございます。その点を明らかにしておきたいと思います。

さらにもう１点、この補正予算にかかわりますことで、意見を申し上げておきたいと思います。

御承知のように、政府の減税によりまして、地方財政にも大きな影響を及ぼしてまいりました。地方税収の大幅な減収というようなことで、今議会、市民税の減額補正、それに伴います地方債の補正が計上されてございます。地方債の限度額、23億7,280万円でありますが、この地方債の政府の発行、そして補正の計上には大きな問題点があると言わなければならないと思います。この減税に伴う補てんについては、当然、政府の責任でその負担の穴埋めをされるべきものである、このように考えております。事実、1978年と81年、２回、政府の政策減税が行われました。その際には、特別会計からの借り入れの形をとったもので、その償還は全額政府の責任において行われたという経過があったわけでございます。

ところが今回は、この減税に当たって減収の穴埋めに一切政府の責任がとられないで、地方債の発行で穴埋めしようということになっているわけであります。そのため全国の市町村は莫大な額の補てん債の発行を余儀なくされるに至っているという経過をたどって、今回の地方債の補正が行われるということになってきたと思います。政府の責任が言わば放棄された形で、地方にその穴埋めを押しつけてきているということになっていると思います。

御承知のように、地方財政法の第５条は、減税による減収のための地方債の発行を認めてはおりません。このことは百も承知で、政府は例外としてこの地方債の発行を認めるということになっているわけでございまして、法の趣旨に反すると言わなければならないと思います。こうした政府の一方的な例外措置によって、借金をさらに市町村に負わせるということの影響というのは、非常に大きいと言わなければならないと思います。今でも借金財政に苦しんでおります地方自治体の財政を、さらに借金で賄わせようというわけでありますから、その責任は挙げて政府にあると言わなければならないと思います。市長を初め市関係者の皆さんにおいては、今後あらゆる機会を通じまして、政府に対する減収債の補てんの仕方について厳しく批判するとともに、全額その補てんを政府

の責任において行うよう、機会を見つけて意見を上げていくべきではないかということを指摘させていただきまして、意見としておきます。

○議長（福島盛之助君）　一ノ瀬　隆君。

○28番（一ノ瀬　隆君）　護憲市民会議を代表して、一般会計補正予算第１号について、修正案に反対し原案に賛成する意見を申し上げます。

企業公社法人化事業経費については、当初予算で受け入れられず、その後、議会の指摘に沿った担当者の努力がなされ、改めての提案であります。我が会派が指摘しますように、市民要望を実現させ、市政を発展させるためにはどうしても必要な企業公社であります。市職員は60歳で定年であります。60歳はまだまだ若く、人生これからだと思うことは、私自身、その年になって実感するところであります。定年後の職員の英知を結集する再雇用の場としても、企業公社は優れたものと考えます。

決算委員会で、馬場繁夫委員から５時間になんなんとする質疑がありました。ここでの指摘のほとんどは企業公社の法人化によって、ずばり解決するものであります。企業公社法人化事業経費、3,050万は、認めるのは当然であります。

同じ企画調整費の中で、国際親善推進事務費と、西豊田駅誘致対策事業費に対しての議論がありました。平和憲法を守ることを党是とする我が会派は、何よりも大切な平和を守ることを市政の中でも率先すべきだと考えています。姉妹都市交流は平和施策の一つとして、非常に有効なものであります。レッドランズだけでなく、森田市長の在任中に中国にも姉妹都市をつくるべきだと私はかねがね主張してまいりました。東京の郊外といえる日野市と、北京市郊外の海淀区はふさわしい組み合わせだと思います。この友好姉妹都市の締結の早期実現を強く望むものであり、その事務費費用弁償は極めて有効なものであると思います。

私は、ＪＲ東の松田社長にお会いする機会に恵まれました。国鉄時代にはできるだけ新駅はつくらない方針だった、しかしＪＲとなってからは営業の基礎となる駅はできるだけ新設する方針であることを、そのとき社長から聞きました。かつての中央線電車区間で、八王子－豊田間が一番長いということも松田社長は知っていました。西豊田駅は必ず新設されると思います。それを１年でも早く実現するために努力していただきたいと思います。地元育成会もできたと聞きます。西豊田駅新設の運動は、目に見えるものとしての看板設置は、その前進のために効果があるものと考えます。

以上のような重要かつ効果的な施策を含んだ一般会計補正予算であります。当然、原案どおり全会一致可決となる良識ある日野市議会だと考えるところです。しかし、総務

委員会では遺憾ながら修正されました。

ここで、市長に申し上げておきたいと思います。森田市長は、昨年４月、日野市民によって圧倒的に信任されました。日野市民のため、日野市の発展のために自信を持って事に当たっていただきたい。この補正予算、万が一原案が通らなかった場合、地方自治法で与えられた市長の権限を生かしていただきたい。地方自治法第176条により再議に付すべきだと思います。既に多くの施策を実行している企業公社を、議会の指摘に耐え得てさらに発展させるためには、どうしても法人化が必要であります。再議の理由は立派に存在すると思います。

以上、私の意見といたします。

**○議長（福島盛之助君）**　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、文教委員会、厚生委員会、建設委員会は原案可決でありますが、総務委員会は修正であります。よって総務委員会の修正部分を含めた本件について採決いたします。

総務委員会の修正部分を含めた本件について賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

**○議長（福島盛之助君）**　挙手多数であります。よって議案第56号、平成６年度日野市一般会計補正予算（第１号）の件は修正可決されました。

これより議案第４号、第３次日野市基本構想の制定、議案第５号、政治倫理の確立のための日野市長の資産等の公開に関する条例の制定の件を議題といたします。

委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本２件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第67号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題と

いたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（田原　茂君）　それでは、総務委員会の審査経過及び審査結果を御報告申し上げます。

議案第67号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。改正内容につきましては、平成８年４月から建築確認事務が都から市に移行されるのに伴い、職員定数を1,591名から７名ふやし、1,598名とするというものでございます。

主な質疑といたしましては、現在実施している他市の状況はどうか、ことし９月18日に実施された職員採用試験にはこの分は含まれているのか、都の財政的援助はどうなっているのか、場所はどこを想定しているのか、場所についての整備費補助等はあるのか、用地を借りる場合の借地権はどうなっているのか、等々の質問が出されました。

これに対する答弁としては、実施している周辺の市の例として、23区の平均申請件数は、1,562件、平均職員数は42.6人であり、１人当たり36件担当。八王子市では、年平均3,541件の申請で職員が39人、職員１人当たり91件を担当。町田市では、2,880件を職員35人、職員１人当たり82件を担当。平成７年にスタートする予定の調布市においては、921件の申請件数を14人の職員で担当。府中市では、1,214件の申請について15人の予定をしているということでございました。また、平成８年にスタートする三鷹市では、963件で13人で担当。武蔵野市では808件の申請について13人で担当していく予定、という説明がございました。

日野市としては、過去平均1,003件となるので、都が出している標準モデルに当てはめて13名の職員を予定しているということでありました。

職員の採用試験については、11人をこの分として予定しているとのことでありました。

また、都の財政的援助は、前期３カ年で２分の１補助、後期２カ年で３分の１の補助が、人件費、事務費見合いで出るということ、人的支援としては都から２名出向してくるが、給料は市が支払うことになっているということであります。

場所については、第二駐車場として借りている三菱銀行の土地、660平米の利用を考えており、平成７年度で予算計上して事務所をつくっていくという予定が、説明がなされました。このような場所確保についての整備費補助はないということであり、都市長会としても財政的配慮を現行の５年から10年への延長を予算要望として提出しているということでありました。土地の貸借契約については、今年度より駐車場周辺及び事務所

用地として借りているということであり、借地権は適用外との説明がありました。

意見としては、できるだけ都からの財政的援助をもらえるよう努力すべきであるということでございました。

慎重審査の結果、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第67号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第57号、平成６年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（橋本文子君）　議案第57号、国民健康保険特別会計補正予算（第１号）につきまして、厚生委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

補正額は、歳入歳出とも3,062万7,000円であります。

歳入は、平成５年度退職被保険者等、療養給付費交付金の64万7,000円と、繰越金の2,998万円が計上されたものです。

歳出では、診療報酬明細書処理委託料として、医療費通知が１回から２回にふえたこと、退職被保険者と療養費保険者負担分の不足分、また健康保険条例一部改正に伴い、出産育児一事金支給費が24万円から30万円に引き上げられたことなどによるものです。その他老人保健事業費拠出金としての医療費積立の315万円、健康普及事業経費としての郵便料、68万円が計上されたものであります。

厚生委員会としましては、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって議案第57号、平成６年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第60号、平成６年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

**○厚生委員長（橋本文子君）**　議案第60号、市立総合病院事業会計補正予算（第１号）につきまして、厚生委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本委員会では、９月16日、慎重に審査を行いましたが、全委員の意見で最終日の28日、再度、９時半から委員会を開会することにいたしました。

本日の委員会におきましては、一昨日、26日における市立病院等対策特別委員会から理事者側に対して要求のあった資料と同じものを出していただきました。そこで、一たん休憩をとりまして、各会派それぞれが資料によって慎重に検討を行った上で委員会を再開いたしました。

そこで、奥住委員から、議案第60号、平成６年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）に対する付帯意見が提案されました。この付帯意見をもとにして、委員側の意見といたしましては「４－３ブロックについては議会に対して十分説明がなかった。４－３ブロックについて議会も承認していない。議会と協力して進める事業であるはずなのに、2,500万円の補正と抱き合わせて４－３ブロックを承認させようとするものだ」等の意見が出る反面、「2,500万円は４－３ブロックが前提であったはずである。突然浮上したものではなく方向ははっきりしていた。付帯意見に対して多数の意見がその移行であればやむを得ない。前回のとおり全面的に認めていきたい。３月予算の一般質問の中でも市長の口から４－３ブロックでいきたいとの答弁があった。市長の不退転の決意も見られるし、議会としても積極的に認めていきたい。しかし付帯意見についてはやむを得ない」等の意見内容でございました。

付帯意見の内容は、病院建設地については議会の承認を得ること、本補正予算は議会の承認後に執行すること、以上、２項目であります。この付帯意見をつけまして、全員

一致可決すべきものと決しました。

○議長（福島盛之助君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後10時29分　休憩

午後11時21分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

厚生委員長。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（橋本文子君）　以上で厚生委員会の審査報告を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　厚生委員長にお伺いしたいと思います。

市立病院の建て替えに関する基本設計費については、いわゆる多摩平の４－３ブロック、四丁目３番地への建て替えの計画を前提に提出された補正予算だと思いますけれども、厚生委員会では、この多摩平４－３ブロックへの建て替えについての市長からの決意というようなものは、厚生委員会で表明されましたでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　厚生委員長。

○18番（橋本文子君）　お答えいたします。

委員会におきましては、企画財政部長の方からそのような決意のほどはお伺いいたしましたけれども、市長はそこに出席なさっておられませんでしたので、市長からは直接伺っておりません。

○議長（福島盛之助君）　中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君）　もしよろしければ、多摩平４－３ブロックへの市立病院の建て替え計画、この決意について、市長の決意をお伺いしたいと思いますけれども、よろしくお願いしたいと思います。（「厚生委員会の付帯意見を無視した発言だぞ」「委員会で言ってしまったんじゃないの」「委員会軽視だよ」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　厚生委員長。

○18番（橋本文子君）　議運の御報告のとおりに私は今、この会を進めさせていただい

ておりますので、よろしくお願いいたします。（「議長、市長に要求しているんだから」「いやいや。委員長が今言ったじゃない。改めてやれ」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第60号、平成６年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第61号、平成６年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（橋本文子君）　議案第61号、平成６年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）につきまして、厚生委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

補正額は、歳入歳出とも6,210万円であります。これは、平成５年度老人保健審査手数料精算交付金及び医療費国庫負担金、並びに繰越金であります。詳細はお手元に配付された資料のとおりでございます。

厚生委員会といたしましては、慎重審議の結果、全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第61号、平成６年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第68号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第

69号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（橋本文子君）　厚生委員会に付託されました議案第68号、議案第69号、御報告を申し上げたいと思います。

68号は、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、健康保険法の改正により準拠して個々の事業内容を整備し、あるいはこの改正によって、入院した場合の付き添い看護の自己負担は解消されること等の内容でございます。

条例中の「助産費」という見出しは、新しい条例では「出産育児一時金」として統合され、従来、24万円支給されていたものが30万円に引き上げられることになります。

詳細はお手元に配付された資料のとおりでございます。

次に、議案第69号でございますが、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定についての審査報告でございます。

本議案も、議案第68号と同様、健康保険法の改定に伴うものでございます。詳細はお手元に配付された資料の新旧対照表のとおりでございます。

厚生委員会といたしましては、議案第68号、議案第69号とも全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　議案第68号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、一言、要望意見を申し上げておきたいと思います。

今回の国保条例の一部改正は、今、委員長が報告されましたように、従来の助産費が、出産育児一時金として名称が改められて、24万から30万円にアップをされる、いわゆる改正でありますので、もちろん賛成でありますけれども、しかし、その財源措置については、御承知のように、政府が92年の国保改悪の際、助産費への国の負担を廃止をして地方交付税に繰り込んでしまったために、不交付団体では事実上、必要財源は自治体の

持ち出しにならざるを得ません。５年度決算では、人件費、助産費など市財政へのマイナス影響は、市当局から提出をされた資料によりましても、１億1,257万5,000円となります。

さらに６年度の予算では、１億1,672万円のマイナス影響が予想されております。現在の国保事業が極めて深刻な財政状況にあるという、この実態に照らしましても、国への財政措置を今後とも積極的に要求をしていく必要があろうかと思います。市当局が今後とも鋭意努力されるように、強く要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第68号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第69号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第55号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（沢田研二君）　議案第55号の建設委員会の審査報告を申し上げます。

日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

従来、この条例に定められた地区計画の区域は６区域でありましたが、今回、これに南百草園地区と多摩みなみが丘地区を加えるものです。さらに、両地区とも別表第２、それぞれの地区状況に沿った備考を加えたものです。

担当課長の説明では、住民との話し合いも十分に行い、所定の手続きも終了しているとのことであり、採決の結果、全会一致可決すべきものと決した次第です。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　１点、委員長に確認をさせていただきます。

一般質問で私も、今、多摩平の用途地域の見直しですとか地区計画に絡む問題で一般質問をしておりますが、その中でも事例として挙げさせていただきました計画地区の区分の関係で、特に多摩みなみが丘地区においては、区分というのが表示がされていない。要するに、棒線で、ないという状況でありますけれども、ほかの状況を照らすと、初めてここに地区が表示されないという事例になります。これは都市計画審議会なり、いろいろな経過を経ておりますけれども、全体の整合から見ると、ここら辺に、例えば住宅地区でA、Bに分かれなくても、住宅地区という表示があってしかるべきではないのかというふうに私は判断をしているんですが、そこら辺について検討がされたかどうか、お伺いしたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　建設委員長。

**○11番（沢田研二君）**　質疑、意見等については、ございませんでした。先ほど報告しましたように、担当課長の方からの住民との話し合いは十分というようなことの説明はありましたけれども、内容等の質疑はございませんでしたので、もしこの場で内容説明が必要であれば、担当部長の方から説明をさせたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　土方尚功君。

**○15番（土方尚功君）**　委員長には、そういった回答で結構ですし、行政の方にも、実はこの問題については条例の中にも、条例の一部にミスがあるというような指摘もさせていただきました。今後、いずれにしてもこの結果が手直しをされたものは行政報告なり何なりにその手だてが対応されると思いますので、ぜひ今の環境を総体的に見て、部分的にこういうふうに出てきますと何の不自然もないんですけれども、総体的に見たときにどうかということで、一応検討をいただくように問題提起とさせていただいて、質問は終わります。

**○議長（福島盛之助君）**　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって議案第55号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第58号、平成６年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）、議案第59号、平成６年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

**○建設委員長（沢田研二君）**　議案第58号、第59号の建設委員会の審査報告を申し上げます。

第58号議案は、土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）であります。

国、都からの補助金と繰越金の補正を含め、２億9,310万円を歳入とする補正です。５地区の区画整理助成経費、主には建物移転の経費でございますが、及び高幡と豊田南区画整理区の区画整理事業委託料等が主たる歳出です。

全会一致可決と決した次第です。

第59号議案は、下水道事業特別会計補正予算（第１号）であります。

繰越金等の補正、1,080万円を下水道の修繕料等としての歳出するものです。

採決の結果、全会一致可決すべきものと決した次第です。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（福島盛之助君）**　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって議案第58号、平成６年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）、議案第59号、平成６年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第62号、市道路線の一部廃止、議案第63号、市道路線の廃止、議案第64号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（沢田研二君）　議案第62号、63号、64号の建設委員会の審査報告を申し上げます。

第62号、63号は市道路線の廃止、64号は市道路線の認定でございます。認定路線は９カ所ですが、それぞれ現地視察を実施した上で審査いたしました。

廃止路線の２件は、新規認定道路への編入と新設道路へのつけかえによるものです。

また、認定９路線は、道路整備、寄付、開発行為に伴う新設道路等ですが、それぞれ現地を見て確認のため、サイクルロードの舗装方法の検討・調査、及び行きどまり道路についての確認がされましたが、３議案とも全会一致可決すべきものと決した次第です。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第62号、市道路線の一部廃止、議案第63号、市道路線の廃止、議案第64号、市道路線の認定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第47号、平成５年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。

一般会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔一般会計決算特別委員長　登壇〕

○一般会計決算特別委員長（鈴木美奈子君）　平成５年度一般会計決算特別委員会の審査報告を申し上げます。

９月19日、20日、21日の三日間の日程でございましたが、会期を１日延ばしまして、本日の28日、３時過ぎに閉会いたしました。

決算の審査に当たりまして、委員の皆様方には長時間にわたり大変御苦労様でござい

ました。おかげさまをもちまして慎重審査ができましたことに対し敬意を表するとともに、また、資料の提出に当たりましては、御協力をいただきました職員の皆様、そしてまた誠意を持って決算内容の説明に当たられました執行部の関係各位に対しましても厚くお礼を申し上げる次第でございます。

議案審査に入る前に、委員長、副委員長の選出が行われ、委員長には私、鈴木美奈子と、副委員長には吉冨正敏委員が選任されました。

次に、審査方法及び審査日程を協議し、議案第47号、平成５年度一般会計決算の審査に入りました。

初めに歳入の決算額、453億3,554万1,894円の内容説明がございました。その後、５名の委員から18件の質疑が行われ、主な質疑は次のとおりでございます。

市税の落ち込みについて、市債の総額と金利について、今後の財政計画について、国庫負担金について、以上が歳入全般の決算の審査状況でございました。

次に、歳出の決算額、443億2,323万7,640円と、翌年度の繰越額10億1,230万4,254円を、あわせて審査に入りました。

歳出のうち、議会費、総務費の歳出の内容説明があり、その後、11人の委員から32件の質疑がございました。主な質疑は次のとおりでございます。

Ａ５版の市民読本の配布状況について、財産管理台帳の整備について、都立美術館誘致への取り組みについて、電算化による経費削減の効果について、連絡バスの利用状況と補助金について、七生支所の業務拡充について、契約事務入札方法について、ＴＡＭＡらいふ21の評価について、以上が議会費と総務費の審査状況でございました。

続いて９月20日、民生費の審査状況でございますが、民生費に対しましては、11人の委員から43件の質疑がございました。主な質疑は次のとおりでございます。

老人給食について、自治会集会所の補助金について、被爆者援護経費について、女性センターの建て替えについて、保健福祉計画策定後の実施の計画と市民参加について、寝たきり老人の巡回入浴サービス委託について、保育園における延長保育の要望、対応について、地区センターの整備について、児童館の内容充実について、以上が民生費の審査状況でございます。

次に、衛生費、労働費の審査状況でございますが、これには３人の委員から５件の質疑がございました。主な質疑は次のとおりでございます。

狂犬病発生の予防と飼い主の啓蒙について、可燃ごみ処理施設のダイオキシン測定について、地下水汚染の環境調査について、以上が衛生費、労働費の審査状況でございま

した。

次に、農業費、商工費、土木費、消防費の審査状況でございますが、これに対しましては７人の委員から20件の質疑が出されまして、質疑の内容については次のとおりでございます。

農業用水経費について、多摩川遊歩道、立日橋、日野橋の整備について、多摩平消防署の移転について、浸水地域対策について、街路灯の設置について、以上が農業費、商工費、土木費、消防費の審査状況であり、以上をもって二日目の審査を終了いたしました。

続いて９月21日の、教育費、公債費、諸支出金、予備費の審査状況でございますが、これにつきましては、10人の委員から29件の質疑がございました。主な質疑は次のとおりでございます。

学校図書館事務嘱託員について、５年生の大成荘への移動教室の補助金について、三沢台小学校の雨水利用整備工事について、陸上競技場の公認化について、自然体験広場について、心身障害学級について、幼児教育事業について、小・中学校の整備費用と今後の計画について、以上が教育費、公債費、諸支出金、予備費の審査状況でございました。

次に、決算全体に及びます総括質問が10人の委員から27件にわたり行われました。主な質疑は次のとおりでございます。

南多摩農業共済事務組合負担金について、要綱の不備な点について、移動図書館について、効率的な財政運用について、地方分権における福祉計画について、企業公社の内容及び市の責任の所在について、でございました。しかし予定した時間をかなりオーバーいたしまして９時過ぎになりましたので、ここで議事進行もございましたので、途中で質疑を打ち切りまして、残りを28日に行うことを確認し、三日目の審査を終了いたしました。

そして本日、28日、企業公社の内容についての質疑を行い、平成５年度一般会計決算特別委員会の審査を終了いたしました。

その後、決算の意見は本会議において各会派の代表者によって行うことを決定し、一たん委員会を休会し、採決に入り、議案第47号、平成５年度日野市一般会計決算は挙手少数のため不認定とすべきものと決しました。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　　１点、質問をさせていただきます。

52ページ、53ページの議会費なんですが、この中に速記委託料536万5,194円があります。これについてですが、これは本会議、また予算、決算委員会での速記の方の委託料と考えますが、この後、市民への情報公開をどのようにしているかということについての質問はありましたでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　　一般会計決算特別委員長。

○一般会計決算特別委員長（鈴木美奈子君）　　ただいまの質問にお答えいたしますが、議会費については質問がございませんでしたので、もしよろしかったら担当の方からお答えさせていただきます。

○議長（福島盛之助君）　　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　　それでは委員長のお許しが出ましたので、担当の方に質問をしたいと思います。

ここで速記の委託料というのがつきまして、本会議の分というのは製本されて図書館ですとかいろんなところに置かれて、市民が必要なときに目にするということができていると思いますが、予算とか決算の委員会については、情報公開というのは今のところどんなふうな扱いになっているんでしょうか。その点を、確認を含めてお尋ねしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　　議会事務局長事務代理。

○議会事務局長事務代理（田中正美君）　　予算、決算の製本あるいは情報公開、それらにつきましては公開ということになってございます。

○議長（福島盛之助君）　　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　　そうしますと、これまでは市民から要望があっても実際に議会事務局の窓口でそれを受け取るということができなかったように私は考えておりましたが、そのあたりはどうだったのか。出しやすい状況にあったのかどうか。私の認識が違っていたのかわかりませんけれども、これまでは市民のところまで出すということが難しかったように私は考えていたんですけれども、そのあたりはどうなんでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　　議会事務局長事務代理。

○議会事務局長事務代理（田中正美君）　　今まで特にそれらの速記を上げた製本のものを公開で要求があった、請求があったということはございませんけれども、議員さんを通じて市民の方々に各特別委員会、予算、決算の特別委員会、それらのものは私どもの方から情報は提供してございますので、議員さんを通じて市民の方たちに情報が伝わっ

たものと考えております。

○議長（福島盛之助君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　そうしますと、要するに議員を通さないと情報がとれないというものが現実だったというふうに思うんですが、私はこういう形で市民の税金も使っておりますので、やはり本会議の記録と同じように市の図書館で、またはいろいろな場所で予算とか決算委員会、こういうものの議事録もやっぱり見られるようにしていくべきだろうというふうに考えているんです。

それともう一つ、各常任委員会の中には、今、マイクだけしか入っておりませんので、速記が入っていないですよね。これもやはり本会議の議事録と同じように、市民がいつでも必要なときに見られるような形に整えていって、情報公開を積極的にすることが必要というふうに考えておりますが、今このことについてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　議会事務局長事務代理。

○議会事務局長事務代理（田中正美君）　現在は常任委員会についてはテープの記録をとっており、それらを活字にしてございます。平成７年度に当たりましては、議会事務局を通し議長にお願いを申し上げ、また各議員等にお願いを申し上げて、できるだけ御要望に沿うよう努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（福島盛之助君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　このあたりになりますと、議長にもお願いをしないといけないのかと思いますが、ぜひ議会の情報を流すことだけが情報公開のすべてではないと思いますし、市民参加のすべてではないと思いますが、やはり積極的に公開をしていくことが必要だと思いますので、ぜひお願いをしたいのですが、議長の方から、例えば担当のところにどのような形で言っているのか、要望という形で言っているのか、その辺、もしお聞かせ願えるようでしたらお願いしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　その件につきましては、これから十分研究をいたしまして努力させていただきます。

執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　それでは、ぜひ、ここから先はどのように予算がついていくかということに絡んでくるんだと思うんです。それは、私は平成５年度の決算の中で話をさせていただいているわけですが、情報をきちっと出していくというところに立って、ぜひ速記の方、それから製本ですか、市民がどこでもいつでも見られるような形で、こ

の議会の情報が公開されるような予算というのを、ぜひ平成７年度に向けては考えていっていただきたいというふうに思いますが、企画の方では今どのように考えていらっしゃるでしょうか。

**○議長（福島盛之助君）**　企画財政部長。

**○企画財政部長（大崎茂男君）**　予算編成につきましては、毎年度いろいろ各担当課から要望がございます。そういう要望につきまして、一定の収入の中で財源として使えるものについて、要望のある中のものの重要性、優先性、緊急性等を判断して検討しておるところでございまして、この速記関係につきましても、これまでも予算要望はあったかと思いますが、それで委員会等も、テープ等も出てきたことかと思いますが、今後の財政の見通しの中で判断していきたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　執印真智子君。

**○14番（執印真智子君）**　それでは、ぜひその辺は積極的にお願いをしたいと思います。これは議会にも絡んでくることだとは思いますけれども、やはり市の、今、市民参加要綱ですか、それをつくって市民参加ということをやっているわけですけれども、やはり情報をきちっと出していくということが市民参加のまず第一歩だというふうに思いますので、またそれから、ただいまも議会事務局次長の方からお答えをいただいたわけですが、議会事務局長もまだ決まっていないということもありますので、その辺も含めて、議会事務局の仕事というのは議会の仕事だけではなくて、やはり議会の情報をどうやって市民に出していって、市民が市の決まりごと、それから市の進み方に積極的に参加していけるかというところにもかかわってくると思いますので、ぜひしっかりと予算をつけてほしいということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

**○議長（福島盛之助君）**　お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し先議することに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今、定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を９月29日まで１日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって会期は９月29日まで１日間延長することに決しました。

お諮りいたします。９月29日の会議は議事の都合により特に午前零時に繰り上げて開くことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって９月29日の会議時間は午前零時に繰り上げることに決定いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。明日の本会議は午前零時より開議いたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後11時59分　延会

# 9月29日　木曜日　（第9日）

平成6年
第3回定例会　日野市議会会議録　（第31号）

9月29日　木曜日　（第9日）

出席議員　（30名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1番 | 江口和雄君 | 2番 | 佐藤洋二君 |
| 3番 | 菅原直志君 | 4番 | 渡邉馨鴻君 |
| 5番 | 吉冨正敏君 | 6番 | 小島久君 |
| 7番 | 小川友一君 | 8番 | 森田美津雄君 |
| 9番 | 佐瀬昭二郎君 | 10番 | 中谷好幸君 |
| 11番 | 沢田研二君 | 12番 | 田原茂君 |
| 13番 | 宮沢清子君 | 14番 | 執印真智子君 |
| 15番 | 土方尚功君 | 16番 | 天野輝男君 |
| 17番 | 奥住日出男君 | 18番 | 橋本文子君 |
| 19番 | 板垣正男君 | 20番 | 鈴木美奈子君 |
| 21番 | 内田勲君 | 22番 | 馬場繁夫君 |
| 23番 | 夏井明男君 | 24番 | 黒川重憲君 |
| 25番 | 福島盛之助君 | 26番 | 旗野行雄君 |
| 27番 | 小山良悟君 | 28番 | 一ノ瀬隆君 |
| 29番 | 竹ノ上武俊君 | 30番 | 米沢照男君 |

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 森田喜美男君 | 助役 | 前田雅夫君 |
| 助役 | 坂口泰雄君 | 収入役 | 落合豊君 |
| 企画財政部長 | 大崎茂男君 | 総務部長 | 小林修君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 生活文化部長 | 小野宗市君 |
| 環境部長 | 山口正夫君 | 都市整備部長 | 鈴木栄弘君 |
| 建設部長 | 小俣雅義君 | 福祉部長 | 藤本享一君 |
| 水道部長 | 土方重男君 | 病院事務長 | 須藤雄示君 |
| 教育長 | 園田匠君 | 学校教育部長 | 谷正幸君 |
| 社会教育部長 | 大谷俊夫君 | | |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 局長事務代理 | 田中正美君 | 書記 | 濃沼哲夫君 |
| 書記 | 橘達雄君 | 書記 | 山田二郎君 |
| 書記 | 田倉芳夫君 | 書記 | 鈴木俊之君 |
| 書記 | 堀辺美子君 | 書記 | 永野裕子君 |

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　小野口純子君

議事日程

平成6年9月29日（木）

午前0時開議

| | | | |
|---|---|---|---|
| （議案審査報告） | | （一般会計決算特別委員会） | |
| 日程第1 | 議案 | 第47号 | 平成5年度日野市一般会計決算の認定について |
| | | （特別会計決算特別委員会） | |
| 日程第2 | 議案 | 第48号 | 平成5年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第3 | 議案 | 第49号 | 平成5年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について |
| 日程第4 | 議案 | 第50号 | 平成5年度日野市下水道事業特別会計決算の認定 |

について

日程第　5　議 案　第５１号　平成５年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について

日程第　6　議 案　第５２号　平成５年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について

日程第　7　議 案　第５３号　平成５年度日野市老人保健特別会計決算の認定について

日程第　8　議 案　第５４号　平成５年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について

（請願審査報告）　（文教委員会）

日程第　9　請 願　第６－５号　「学校五日制にふさわしい、ゆとりある教育内容にするために新学習指導要領を早急に再改訂することを求める意見書」を国にむけて提出することを求める請願

日程第　10　請 願　第６－35号　教職員の給与費半額国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情

（厚生委員会）

日程第　11　請 願　第６－４号　年金支給開始を６５歳に遅らせることに反対する意見書提出を求める請願

日程第　12　請 願　第６－23号　「日野市立かしまだい地区広場」の施設充実に関する請願

日程第　13　請 願　第６－28号　社会保障の拡充を求める意見書採択の請願

日程第　14　請 願　第６－38号　重度重複障害児・者のための通所施設建設に関する請願

日程第　15　請 願　第６－41号　年金改悪反対、制度の拡充を求める陳情

（建設委員会）

日程第　16　請 願　第６－33号　旭が丘六丁目の、仮称“中島ビル”建設計画に関する請願

日程第　17　請 願　第６－43号　米輸入自由化に反対し、食糧の安定供給・安全をもとめる陳情

（継続審査）　（総務委員会）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日程第 18 | 請 願 | 第6－9号 | 南平一丁目～二丁目住宅地内への路線ミニバス導入計画の見直しについての陳情 |
| 日程第 19 | 請 願 | 第6－12号 | 真に国民のための公共事業推進を求める陳情 |
| 日程第 20 | 請 願 | 第6－13号 | 真に国民のための公共事業を求める陳情 |
| 日程第 21 | 請 願 | 第6－18号 | 「日本のプルトニウム利用に反対する」意見書提出の請願 |
| 日程第 22 | 請 願 | 第6－24号 | 日野市に政治倫理確立の条例制定を求める請願 |
| 日程第 23 | 請 願 | 第6－27号 | 消費税率の引き上げ反対を求める請願 |
| 日程第 24 | 請 願 | 第6－30号 | 「核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める意見書」採択に関する陳情 |
| 日程第 25 | 請 願 | 第6－34号 | 日野市東平山二丁目消防署建設に関する陳情 |
| 日程第 26 | 請 願 | 第6－36号 | 私立幼稚園の教育諸条件改善と父母負担の軽減のため、東京都へ公費助成の拡充を要請する意見書提出を求める陳情 |
| 日程第 27 | 請 願 | 第6－40号 | 核兵器廃絶の国際条約締結に関する請願 |
| 日程第 28 | 請 願 | 第6－42号 | 消費税の税率引き上げ反対、廃止を要求する陳情（文教委員会） |
| 日程第 29 | 請 願 | 第6－46号 | 学校図書館事務嘱託員の雇用の継続を求める請願（厚生委員会） |
| 日程第 30 | 請 願 | 第6－7号 | 多摩平五丁目地区センター設立に関する請願 |
| 日程第 31 | 請 願 | 第6－22号 | 日野市に重度知的障害者が主に入所出来る更生施設の建設に関する請願 |
| 日程第 32 | 請 願 | 第6－37号 | 犬の不妊・去勢手術の委託事業の改善及び猫に対する助成金制度の確立のための陳情 |
| 日程第 33 | 請 願 | 第6－44号 | 保健所・市町村の公衆衛生機能の拡充強化をもとめる陳情 |
| 日程第 34 | 請 願 | 第6－45号 | 安心して働ける看護婦制度の拡充を求める陳情 |
| 日程第 35 | 請 願 | 第6－48号 | 文化施設の充実と、公立校の空き教室と特別教室の市民開放を求める請願（建設委員会） |
| 日程第 36 | 請 願 | 第6－10号 | 公園建設に関する請願 |

日程第　37　請　願　　第６－11号　　神明緑地の伐採反対に関する陳情

日程第　38　請　願　　第６－15号　　程久保一丁目下程久保自治会私道を公道移管に関する請願

日程第　39　請　願　　第６－26号　　地元中小建設業者の不況打開と振興政策を求める請願

日程第　40　請　願　　第６－29号　　潤徳小学校の北側の環境の保全を求める請願

日程第　41　請　願　　第６－32号　　緊急避難通路整備及び消雪・凍結防止対策を求める請願

日程第　42　請　願　　第６－39号　　多摩平団地の建て替えに伴い、住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願

日程第　43　請　願　　第６－47号　　豊田南地区の区画整理に伴うまちづくりに関する請願

（継続審査議決）

日程第　44　議会運営委員会の継続審査議決に関する件

日程第　45　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　46　スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　47　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　48　市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（請願上程）

日程第　49　請　願　　第６－50号　　多摩市和田1869番地、公私災害研究会の借家の畳床陥没状況の視察調査を求める陳情

（議案上程）

日程第　50　議　案　　第６５号　　日野市教育委員会委員の任命について

日程第　51　議　案　　第６６号　　日野市監査委員の選任について

日程第　52　議員提出議案第10号　　在日韓国、朝鮮人高齢者と障害者に対する国民年金、厚生年金適用拡大を求める意見書

日程第　53　議員提出議案第11号　　ＮＴＴ日野営業所の廃止に反対し存続を求める決議

日程第　54　議員提出議案第12号　　サッカーくじ法案化に反対する意見書

日程第　55　議員提出議案第13号　　米輸入自由化に反対し、食糧の安定供給・安全をもとめる意見書

日程第　56　議員提出議案第14号　教職員の給与費半額国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める意見書

日程第　57　議員提出議案第15号　学校五日制にふさわしい、ゆとりある教育内容にするために新学習指導要領を早急に再改訂することを求める意見書

本日の会議に付した事件

日程第１から第57まで

午前０時０分　開議

○議長（福島盛之助君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

小川友一君。

○７番（小川友一君）　ただいま委員長報告の中で、企業公社の内容についてという御説明をいただいたわけでありますけれども、市長の職務権限の中で、市長の任意団体であります企業公社が設立されて以来、法的に問題があるのではないかということをずっと言い続けてきた１人として、今回、この決算委員会の場で企業公社の内容について質疑がなされたという委員長報告がありました。どのような内容の質疑が交わされたのか、もう少し詳細に御説明いただきたい。これが１点。

同時に、平成６年度の当初予算の中で、企業公社の法人化事務経費3,050万が計上された経過の中で、今回の９月議会の中に補正予算として計上されたわけでありますけれども、なぜこの企業公社の事務経費が認められないのか、認めることができないのか、というふうな質問があったかどうか。

以上、２点をお願いします。

○議長（福島盛之助君）　一般会計決算特別委員長。

○一般会計決算特別委員長（鈴木美奈子君）　お答えいたします。

企業公社に職員を送っているのは何人送っているのか、あるいは派遣か出向か、それから企業公社の指導監督、市の責任はどうであるか、また契約についてはどういうことであるか、企業公社の決算書の資料などを示してほしいということで、委員の皆さんに資料が渡されました。

助役の答弁などでは、他の自治体などでも調べて、世田谷などでも調べて、そして公的責任を明確化するために、また議会での決算、財政報告などを義務づけられるので、なお経営なども明確になるので、柔軟な市民サービスもでき、また公社の業務は市の業務の執行という形で、企画財政部の職員を市長よりの職務として、組織、規則の中に、企画事務の中において、そして企業公社の中で仕事をしているという報告もございました。

そして９月の補正予算の計上の問題については、質問はございませんでした。

○議長（福島盛之助君）　小川友一君。

○７番（小川友一君）　ただいまの委員長の報告によりますと、質疑の内容等はあったわけでありますけれども、それに対して執行部サイドがどのようなやりとりがなされた

かというふうな内容については、何一つわからないわけでありますけれども、この件について、何点か質問というよりも確認だけさせていただきまして、なぜ企業公社を法人化する事務経費が認められなかったのか、この部分に焦点を合わせた中で質問をさせていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　一般会計決算特別委員長。

○一般会計決算特別委員長（鈴木美奈子君）　質問は結構でございますけれども、非常に長い時間をかけて質疑が行われまして、もしよろしかったら担当の方から答えていただいた方が私は正確ではないかというふうに思いますので、担当の方より答弁させていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　小川友一君。

○7番（小川友一君）　私が今、委員長にお願いしたのは、質問はさせていただけますかというふうなことをお願いしたわけですけれども、それはよろしいんでしょうか。

（「はい。どうぞ」と呼ぶ者あり）

長い時間をかけて御審議をなされたということで、わかるわけでありますけれども、この企業公社は設立以来、非常に問題が多い市長の任意団体である。今これだけの行政改革がうたわれている中で、市長の職務権限をフルに生かした、いわゆる透明性のない任意団体であるという指摘は、平成3年、平成4年と一般質問を通じて市長にしてきたわけであります。そこで、当初予算の中で、法人化に向けての事務経費が計上された件に関しては、私はよしとするところであります。

しかし、法人化をするに当たって、内容を整備しなさいといって平成6年度の当初予算の中で予備費に戻されて、そして新たに議会から指摘された部分を整理をして、そして再度、補正予算でも何でもいいから上げてきて議会に示していただきたいという議会からの指摘があって、あれから6カ月がたって議会に示されたわけでありますけれども、内容の整備もしないで、議会が認めないからというふうな理論、これは成り立たないわけでありまして、企業公社がこれから法人化に向かってしっかりとして透明性を持った法人格としてやっていけるような将来構想や、いわゆる市長の方から示された企業公社の業務の委託範囲とか、それから市の職員ができないような仕事を企業公社にかわってやっていただくことによっての財政面でのメリットや、さまざまな市長の外郭団体との整合をどういうふうに図って企業公社はこれから展開をしていくのか、そのような構想を示していただければ我々も法人化に向けてはよしとします、というふうなお話をさせていただいたわけであります。よって、今回の9月の補正に関しましては、すべてその

ようなものがそろっていないという判断の中で、修正をさせていただいた経過であります。

多分、今回の決算委員会の中では、自治法の中にうたわれている何点かの法に抵触する部分が議論がなされたのではないかと思います。今、委員長の報告の中で、長い時間をかけて質疑がなされたということの経過を聞きました。私は、質問はもうこの場ではしません。改めて、新たな形でしたいと思いますが、１点、２点だけはどうしても市長に指摘をさせていただきたい。

この企業公社は法に抵触をしますよ、あなたの職務権限だけでこういうふうなことをやっていてはいけませんという指摘は、平成４年12月議会で市長にお伝えしたと思います。まさに今回出された役員の名簿を見ても、自治法第142条、長の兼業禁止に抵触することは、これはもう明らかなわけであります。そしてまた、地方公共事業の公開性の意味から行っても、市長の職務権限だからといって市長と企業公社が随意契約を結ぶ、このことも公開性の原則から大きく離れているということは間違いないわけであります。理事者サイドから言わせれば、日野市の事務規則の中で市長の職務権限の中に、見積書は出さなくていい、そしてまた、さまざまなものを職務権限の範囲の中で、この随意契約の部分も職務権限の範囲で市長がクリアーをしている。しかし、日野市契約事務規則の第20条の中に、一定の工事や正常の請負は130万円を超えるものはすべて公開が原則の一般競争入札をすべきだ、というふうなこともうたわれています。いわゆる都合のよい部分だけを行政サイドはとらえて、しっかりと規定をされている随意契約の第20条を画した中で随意契約は合法に適正に対応しているというふうな理事者の考えは、改めていただきたい。

もう１点、出向なのか何かはわかりませんけれども、基本的に企業公社が運営をしていくのには、現行の社員、そして今回出された役員では、これだけ多様化した事業内容のものを単なる、いわゆるピンはねをして職員の方々の再雇用の場を与えるという、その部分だけが大きく争点となって、市長の言っている市民ニーズにこたえられる、そして市民の要望にこたえられる、そして財政的に大きくこれから厳しい財政状況の中で、日野市の自治体に貢献できる法人格として育てるためには、もう少し研究・調査をして、役員も、そして業務内容も、業務の委託の範囲も、しっかりと明記をして議会に示していただきたい。我々もそれを望んで、このように多くの法違反をしているあなたの任意団体である企業公社の公正化を図っていただきたい。このことをお願いをさせていただき、改めてこの法違反の件については指摘をさせていただき、また質問をさせていただ

きます。

何か、私が今述べた件で、市長より御答弁があればお聞きしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまでの各議会の経過の中で、いろいろと御指摘をいただいてまいっております。我々にしてみますと、いわゆる法人化という根拠のある性格を早く持って、法に適合できる、こういう運営をしていきたい、こういうふうに願っておる次第でありまして、そのことについて何か不透明だと言われる部分が、ちょっと腑に落ちない点も感じるわけであります。

今回、予算提案をしております意味は、要するに法人格をとらせていただく、そして今までの準ずるということで取り扱ってきておりますこれを適法化できる、またいろいろな調整の仕事を正確にやっていく、こういう意図でお願いをしておるわけであります。今回は決算書も提出を申し上げておりますし、御指摘のことにつきましては、ほぼ御理解がお願いできたんではなかろうかというふうに思っておりましたが、そこまでまだ至らないという点に、我々も大きくまた反省もしなきゃならない、こういうことを考えておる次第であります。

○議長（福島盛之助君）　小川友一君。

○7番（小川友一君）　私は、今これで引き下がろうと思いましたけれども、今の市長の答弁を聞いて、どうもかみ合っていないのではないかということで、再質問をさせていただきたいと思います。

今議会の初日に職員食堂の件で質問をさせていただきました。いわゆる公共施設の転貸禁止の部分があることも理事者サイドば十分理解をしている。使用貸借の契約をしておいて、企業公社と日野給食センターとが契約をしている契約書を見ました。その中にいろいろ、本来、市で行わなくてはいけないような、災害時には炊き出しをしなさいとか、こういうふうなものは企業公社がやるべきことではなくて、市がやるべきことです。

それと、先ほどの私は決算委員会の場で傍聴をさせていただいた中で、私がもし今回、食堂で事故があったらどこが責任をとるんでしょうか、という質問をしました。そのとき市長は、日野給食センターが責任をとりますと。契約書を見たら、そのとおりうたってあります。しかし、先の応答の中で管財課長の話、いわゆる請負契約は元請けが責任をとるんですよ、元請けが。そこでパーセンテージをとるんであれば。これはもう社会の通念なんです。責任をとらないで、ただそこにいれば一定の手数料をいただくような法人ではなくて、再雇用の人が自分の汗を流して市民要望にこたえる、そして市民ニー

ズにこたえられるような仕事をすること、そして報酬をもらうことが本来の再雇用なんです。座っていて、ピンはねで報酬を与えるような法人格にはなっていただきたくないんですよ、市長。

市長が考えている再雇用の場は、これは結構だと思います。であれば、企業公社がそういうふうな形ではなくて、日野市の自治体ではできないような、いわゆるこの目的に書いてあるように、企業公社がやることによって行政にメリットがあって、市民が喜ぶような仕事を企業公社にやってもらうような法人格に向けていくことが、あなたの責任なんです。そうでしょう。私はその部分を言っているんです。いかがですか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘のことには全く同感でございますし、そのつもりで業務を担当する、こういうことに何ら違背するところはないんでなかろうかと思っております。

○議長（福島盛之助君）　小川友一君。

○7番（小川友一君）　わかりました。

次に法人化に向けての事務経費を計上する際には、計上する前に、我々にまた再度、修正をかけなくていいような計画書を示していただいて、それから予算計上をしていただきたい。やみくもにばっと出してくるのではなくて、いろいろ協議して、この部分はこうしたらいいじゃないかというふうな協議をした中で、ある程度整理ができた段階で予算計上をしていただきたい。このことを市長にお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そういう内容をもって御提案をし、また説明をしてきた、こう思っております。なお足りない点があれば、完全にするために努力はしなければならない、こう思っております。

○議長（福島盛之助君）　小川友一君。

○7番（小川友一君）　期待をしていますので、期待をして質問を終わります。

○議長（福島盛之助君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。佐藤洋二君。

〔2番議員　登壇〕

○2番（佐藤洋二君）　無会派日本社会党としまして、議案第47号、平成5年度日野市

一般会計決算に対しまして認定に賛成の立場を明らかにし、意見を述べます。

平成５年度は、バブル経済の崩壊以降、景気停滞の影響による財政の落ち込みなどで、本市の財政状況も大変厳しいものがありましたが、行政水準を低下させないため、こうした財政状況に対処する市長として、経常経費の節減を徹底し、財政調整基金による財源補てんを中心とします各種基金の有効活用をはじめ、さまざまな財政把握を行うなど財政の確保に努め、453億の歳入を確保、充塡確保に積極的に取り組む姿勢を示し、多くの市民要望を実現させた点を高く評価するものであります。

さて、歳出面であります。平成５年度の歳出は、中央集権の政府の出先機関的なもの、あるいは下請け機関的となりがちな地方自治でなく、憲法第92条で言うところの地方自治の本旨に基づく市民の立場に立ったものであり、本市の市政に取り組む基本市政の一つである「憲法を市政に生かし16万3,000市民の命と暮らしを守る」、こういう基本理念が生かされた歳出であり、歳入面同様、高く評価できるものと思います。

そのことの一つ一つを具体的な事象で述べるには時間がありませんが、ここで述べたいのは、今日的課題であります高齢者、障害者対策を中心とします福祉施策の充実、まちづくりの促進、教育・文化の振興策、さらには緑の推進やごみ問題、そして交通対策についても積極的な取り組みが感じられるものであります。これらの主要な施策の成果は、これまで我が党が予算要求や本会議、各種の委員会などなどで主張してきて、生活者の立場の施策が十分でないにしろ反映されたものと考えております。

最後に、要望を一つ申し上げます。市立病院の建て替え問題は、これまで多くの時間をかけ、論議を進めてまいりました。もう百家争鳴のときではないと考えます。議会のこれまでの経過を真摯な態度で受けとめ、一日も早い……（時間切れ）

**○議長（福島盛之助君）**　　菅原直志君。

〔３番議員　登壇〕

**○３番（菅原直志君）**　　無会派の菅原直志です。

平成５年度決算認定に対して賛成の立場から意見表明させていただきます。

平成５年度はバブル経済の崩壊による財政難をいかに乗り切るか、そして少ない緊縮財政をその中でどれだけ大きな効果を生み出せるか、これがポイントだったと思います。今回の会計の審議の中で特に論議になったのは、さまざまな委託先があります。その委託先の総合的な再点検をする必要は、これはあるであろうと私は判断します。

例えば企業公社またはシルバー人材センター、これらに対しては、細かなところまで総合的に再点検しなければいけない。そして、それらを育てる気持ちがあるのならば、

手続きをしっかりして不透明な点のないようにすべきであると判断します。今回の法に抵触するのではないか、そのような意見もある中で、それについては市長から適切でなかったかもしれない旨の発言がありました。そのことに対しては、私は評価したいと思う。

そして、年次計画であった福祉関係、保健福祉計画の作成、多摩川苑福祉ゾーン計画の策定、そして栄町高齢者在宅サービスセンターの計画、そしてまた教育面でいきますと、学習指導要領改定における生活課に対する対策、そして小学校の大規模改造など、当初述べた少ない財源で大きな効果を生む必要があった、そういうことに関しては最低限、頑張ったのではないかと評価します。

そしてまた、最後になりますけれども、この財政難の中でも長期的な展望に立った政策、これが必要だと思います。その上で、市立総合病院設立基金、ここに10億円は何とか計上している、その点を評価して、そして私はこの平成５年度決算認定に対しては賛成いたします。

ただ、先ほども出ましたが、企業公社、そしてシルバー人材センター、そしてまた委託について、もう一度点検をすることを強く要望して、私の意見表明といたします。

終わります。

**○議長（福島盛之助君）**　渡邉馨鴻君。

〔４番議員　登壇〕

**○４番（渡邉馨鴻君）**　無会派の渡邉でございます。

厳しい財政の中、膨大な借金を抱える中、さまざまの制約のある中、乏しい予算を運用され、市民のための行政を進めてこられた関係職員の皆さんの御苦労に感謝して、さらなる御奮闘をお願いして、これから私の決算に対する意見を述べさせていただきたいと思います。

私の立場は、不承認になります。というのは、まず、同じこの市内で、同じ税金を払っている同じ市民が、余りにも不平等ではないか。地域間格差、消防自動車も入らない地域、大雨のたびに水浸しになる地域、放置自転車に泣かされている地域、区画整理事業のアンバランス等々、公平とは言えない行政がまだまだたくさん残っているんじゃないか。

特に二つ目、学校関係、教育でありますが、教育費について、今ほど菅原議員の方からは評価するというお話がありましたが、私の目から見て、28校のうち20校以上に及ぶ雨漏りの学校、使用に耐えないトイレ、まさに学校は今スラム化しております。冬の防

音はできても夏の防音はできません。不公平な、不合理な予算執行が行われています。

例えば、毎年減らされているところの教育予算、昨年度は２億円ばかり減になっております。やむを得ません。としても、途中で減額補正がさらに２億円、そしてその上に１億2,000万余の不用費という形でピンはねです。（「ピンはねじゃないんだよ。だれが取ったんだ」と呼ぶ者あり）使わせないわけです。学校現場は紙もありません。再三申し上げますが、学校現場は、今、このような立派な紙はないんです。消しゴムが使えないような紙を使っているのが実態です。その辺のところをひとつ十分考えていただいて、６年度の決算、そして７年度の予算編成については十分考えていただいて、日野市の教育の向上に頑張ってほしいと思います。

私は、日野市の子供たちのために、あえて本予算は承認できないことを申し上げ……

**○議長（福島盛之助君）**　発言時間が終了いたしましたので、発言を中止してください。

次に、沢田研二君。

〔11番議員　登壇〕

**○11番（沢田研二君）**　市民クラブを代表いたしまして、平成５年度一般会計決算に対しての意見を述べさせていただきます。

私ども市民クラブは、これまでも一貫して予算、決算時のみならず、日常から限られた財源の効率的な運用と効率的な行政運営、すなわち行政改革の推進を目指し、市民生活の改善、向上が図られるよう、提言またチェックを心がけているところでございます。

さて、平成５年度の決算は、監査委員の意見書に明示されていますように、関係法令及び議会議決の趣旨に沿っておおむね適正に執行されているとのことであり、関係各位の御労苦に敬意を表したいと思います。また、理事者側からの報告書とも言える主要な施策の成果及び事務報告書を通じ、１年間の実績を細部にわたって報告されていますが、極めて厳しい財政状況の中で、快適な市民生活がおくれるような環境づくりや市民ニーズに沿った行政を行うか、といったことの苦労がうかがわれ、この点からも関係者の皆さんの御苦労に敬意を表する次第です。

しかしながら、財政運営全般については、何点かに関して問題点の指摘を行わせていただきたいと思います。個々の項目については既に特別委員会の中で十分時間をかけ、それぞれの会派、委員から多くの問題提起が行われていますので、この場での重複は時間の関係もあり、避けたいと思います。

そこで、問題点の指摘の第１点は、総合決算額の項で示されていますが、前年度と比べ歳入で６億6,000万の増収がある中で、歳出では逆に４億の減少とし、差し引きして1

0億強の残額としています。この10億円は、現状の厳しい財政のもとで、次年度の有効な財源として活用されることは当然ですが、しかし既に平成５年度の当初予算を組む段階で、９億円からの予算ショートという形でスタートしていることから、既にいろんな分野で市民要望が断念を強いられてきています。加えてまた、予算があるにもかかわらず予定の事業を中止、または先送りすることは、まさしく市民との約束、期待を裏切る行為となるものであり、決して市民本位の行政運営とは言いがたい政策であると言わざるを得ません。

ここに、代表的な事例を２点だけ取り上げますが、これはいずれも当初予算との比較でございますが、１点目は民生費の関係で、約２億4,000万の不用額計上、もう１点は、先ほども触れられましたが教育費で、約３億3,000万円近い不用額計上とした決算の件でございます。言うまでもなく民生費、教育費というのは、市民のだれもが共通して充実を願う分野です。このような分野ですら、市民要望から目をそらした施策が行われるということは、仮に財政厳しい折で節減に努めた結果という説明が行われたとしても、節減と事業計画の中止及び先送りは、根本的に質の異なることであり、市民へ受け入れられる施策ではないと申し上げておきます。

加えて申し添えるるならば、厳しい経済情勢がゆえに、行政側からの積極的な施策が今こそ必要なときといえるのではないかと思います。

次に、指摘の第２点目ですが、理事者側の総括として、主要な財政指摘である実質収支比率の６％、経常収支比率の80.7％、構成比比率の9.9％をよしとする評価についてであります。

まず、実質収支ですが、赤字より黒字がよいことは当然のこととはいえ、黒字の程度は財政執行の実績・成果にも関係するものであり、とりわけ減額予算の中で６％は決して評価に値するものではないと見るべきです。むしろ多くの市民要望・期待を裏切った結果といえます。

また、経常収支比率の80.7％は、言うまでもなく80％ラインは危険ラインと言われている中にあって、特に日野市の場合は人件費と公債費が三多摩27市の類似他市より大きく上回っており、極めて危惧されるべきことです。さらに、公債費の9.9％ですが、これも限界値の10％にほぼ達しており、これ以上のアップは財政運営に大きな影響をもたらすものと思われます。特に第３次基本計画に取り組もうというときにこのような状況にあるということは、計画に極めて大きな支障を来すものと深刻に受けとめるべきとの指摘もいたします。

財政運営に当たっては節減を徹底し、効率的な財政運営に努めたとの総括がされていますが、示されたおのおのの数値や、ただいま指摘させていただいた点などを含め評価するならば、残念ながら厳しさの足りない総括と言わざるを得ません。特に厳しい財政の効率的な運営策の一つとして、民間活力を生かした行政サービスの実施策である企業公社については、準備段階から4年も経過をしていながら、いまだ明確な体制が整わず、加えて手続き、手順に大きな問題点も見られるなど、極めて遺憾なことと言わざるを得ません。行政改革の面、また効率的な財政運営の面からも、早急に法に則した明確な体制整備を行い、その役割・目的を果たすことを望みます。このことを3点目の指摘事項といたします。

以上、問題点が随所に見受けられる中で、それらについての改善を強く要望・期待して、本決算を否決といたします。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　中谷好幸君。

〔10番議員　登壇〕

○10番（中谷好幸君）　日本共産党市議団を代表して1993年度（平成5年度）一般会計決算に対し認定の立場から意見を申し上げます。

今議会から一般会計予算、決算の委員会審査報告に対する意見の表明に対し、時間制限が設けられることになりました。日本共産党市議団は、議会運営のルールづくり一般を否定するものではありません。しかし、今回のように無会派や少数会派にとって不利になるルールの改定を議会運営委員会の多数で強行するというやり方には、反対であります。最初に、遺憾の意を表明しておきます。

1993年度、日野市一般会計決算は、歳入総額453億3,554万円、前年度比0.4％減、歳出総額443億2,323万円、前年度比1.2％減となり、歳入歳出とも前年比マイナスであります。バブルの崩壊後の不況は93年度に入り一層深刻化しました。この影響で歳入の60％を占める市税の伸びは、前年度比1.8％増にとどまりました。財政環境は極めて厳しいものとなりましたけれども、経常経費の節減や基金の活用などによって財源確保がなされ、市民の暮らしを守る施策の積極的な展開が図られました。日野市民の切実な要求、重要な行政課題の多くが解決し、あるいは実現に向けて大きな一歩を進めたと思います。

健康と福祉の分野では「保健福祉計画」や「多摩川苑福祉ゾーン基本計画」が策定され、「栄町高齢者在宅サービスセンター」が建設されるなど、日野市の高齢者福祉の将来展望にかかわる施策の重要な前進がありました。

また、市立病院建て替え建設基金は、厳しい財政条件のもとで10億円の積み増しがなされ、40億円の大台に乗りました。市立病院建て替えの展望を大きく切り開くものとなりました。

教育の面では、人口急増時代に建てられた小・中学校の校舎などが一斉に改修時期を迎えておりますけれども、第三小、高幡台小、七小、四小、二小、四中などで改修、整備工事が行われました。また、市民プールの１期工事を完成させたことも市民の期待にこたえるものでありました。

まちづくりの面では、引き続き土地区画整理、下水道事業など、都市基盤整備が積極的に展開され、下水道では整備人口普及率57％を達成しました。（「27％だよ」と呼ぶ者あり）また、「農業のあるまちづくり計画」の策定、「向島用水親水路」「平山用水ふれあい水辺整備」などが進められました。これらの事業は「資源の改修・リサイクル事業」の取り組みなどとともに、市民参加のまちづくりの新たな発展方向を示唆するものとして、高く評価したいと思います。

時間の関係で、すべての施策について触れることはできませんけれども、厳しい財政環境のもとで、市民本位の施策の前進に御奮闘いただいた市当局、職員の皆さんに心から敬意を表するものであります。

次に、決算審査の中で気づいた問題点について述べたいと思います。

第１に、不況の長期化に伴う税収減とともに、地方財政の悪化に拍車をかける国庫補助金の削減問題であります。

1985年に暫定措置として始められた国庫補助金の削減は、今年度、10年目を迎えました。この10年間の日野市財政への影響額は、決算委員会に提出された資料によれば52億円に達しています。これに加えて近年では国庫補助・負担金などの「一般財源化」が行われ、国保の国庫負担金の削減なども３年間で３億円を超えているわけであります。こうした国庫補助金のカットによって、例えば、これも決算委員会に提出された資料でありますけれども、民生費財源内訳を見ますと、1984年に民生費の財源の25％を占めていた国庫支出金は、1993年には16％にまで下がっているわけであります。

その一方、市の一般財源で賄う部分については、1984年には49.5％であったものが、1993年には60％にも達しているわけであります。「地方分権」とか「地方への権限委譲」などという政府の言い分は、その実態を見るなら、社会保障などに対する責任の放棄、地方自治体に対する負担の押しつけにほかならないことをはっきりと示しているわけであります。この１年間余で自民党政権から、旧連立、新連立村山政権へと移行しました

が、地方自治体への負担転嫁、消費税の引き上げや年金・国保の改悪など、国民への犠牲の押しつけという自民党政治は継承され、改まるどころか一層ひどくなるばかりであります。戦後三度目と言われる今日の地方財政の困難を解決するためには、国民的運動、革新運動による悪政の転換以外にないということを、闘う決意も込めて指摘したいと思います。

第２に、今決算委員会の中で、財政の困難を強調しつつ、返す刀で、例えば老人理美容券など福祉の見直しを求める意見が出されました。政府・自治省が「行政リストラ」の名によって新たな「地方行革」、地方自治体の福祉見直しを強調しているときでありますので、このことについても一言、意見を述べなければなりません。

老人理美容券は、老人健康増進事業として推進されています。日野市では、70歳になればだれでも理容、美容のサービスを受けることができるというこの制度が、お年寄りの精神的、肉体的健康の増進に寄与している役割は、約１億円という事業費には換算できない、はるかに大きな意義があると思います。所得制限を設けている他市では、例えば「税金をたくさん納めている高齢者がサービスを受けられないのは不公平ではないか」という声が、高齢者の中から上がってくるなど、所得制限によって高齢者の間での心の溝がつくられるというようなことも起こっていると聞いています。わずかばかりの財政の節減を行うために、制度の魂をなくしてしまうようなことは絶対に避けていただきたい、このことを強く要望したいと思います。

また、決算委員会の中で、児童館の運営経費を例に指摘したところでありますけれども、経常経費の節減が、いわゆる「節約」の限度を超え、事業の縮小、レベルダウンになりかねないような事態も一部で見受けられます。経費の節減については、子供たちや障害者、高齢者など弱者にしわ寄せされないような配慮をお願いしたいと思います。

第３に、企業公社にかかわる議論がありましたので、このことについても若干、意見を述べておきたいと思います。

決算委員会では、任意の団体である企業公社に職員を派遣することに法的問題はないのか、などの議論がありました。もともと第三セクターの設立は、行政サービスの一部に市場原理、あるいは民間活力を導入するなどの名目で、1980年代、政府自治省などによって音頭がとられ、東京都などによって推進されてきたものであります。法律的にはさまざまな問題、無理があっても、強引に展開されてきた経過があります。第三セクターに公務員を派遣する問題もその一つで、地方公務員法にも地方自治法にも規定は一切ないにもかかわらず、拡大解釈と運用によって行われてまいりました。知事と副知事の間

で契約を結ぶという兼職禁止に違反する実態も生まれ、後から実態に合わせる形で自治法の改正が行われたという経過もあります。企業公社設立のプロセスに問題があるかのような、市長の責任を追及する意見もありましたけれども、全く的が外れていると言わなければなりません。第三セクターそのものに、法的にはまだ整っていない問題、矛盾があるということを理解すべきであります。こうした背景を踏まえるならば、日野市企業公社については一日も早く株式会社化を行い、むしろきっちりとした法的規制のもとで事業が行われることが求められているものと考えます。

以上、決算委員会の中で気づいた若干の問題について、意見を述べさせていただきました。内外ともに激動しています。きょう言ったことが、あすには180度ひっくり返るというような無節操な政治家が政権を担当する。まさに国民にとっては災難であります。森田市長は「地方自治の営みは悠久である」というふうにおっしゃいました。激動の時代であるだけに、憲法を市政に生かす人間尊重の市政運営、緑と清流、自然との調和を目指すまちづくりの理念を掲げ前進することが、第一になっていると思います。このことに心からの同感の気持ちを表明し、決算について認定の意見とさせていただきます。

ありがとうございました。

**○議長（福島盛之助君）**　橋本文子君。

〔18番議員　登壇〕

**○18番（橋本文子君）**　護憲市民会議を代表いたしまして、平成５年度一般会計決算に対して認定の立場から意見を申し上げたいと思います。

長引く不況の中で、知恵を出し合い、体を使って市民のニーズに呼応しながら予算執行が行われたことに対して、市長並びに職員の皆様の御努力に、まずは感謝申し上げたいと思います。

予算額448億9,122万6,000円に対しまして、453億3,554万1,894円の歳入がございました。決算額は443億2,323万7,640円ということで、98.73％の執行率であります。監査委員の審査意見書にも特筆されているとおり、ホームヘルパー派遣事業、栄町サービスセンター竣工等に代表される福祉事業の充実、あるいはストックヤード新設、資源改修事業、向島用水親水路整備、緑地用地取得等に見られる、自然を取り戻すためと、限りある資源を大切にするための施策、商店街活性化推進事業や高幡市営住宅建て替えについても、まちの活性化をはかることで市民の暮らしを豊かにし、「住宅は人権」の理念を掲げる森田市長の市政に対する方向を示すものとして、大いに評価するところであります。

そこで、もう少し具体的に決算書の中から意見を申し上げることにいたします。

まず、福祉の分野からということで、重度脳性麻痺者等介護人派遣。家族介護、他人介護、合わせて1,385万7,300円は、まさに日野市ならではの事業です。これは重い障害を持つ人たちが、これまで施設に入所するか、家族が丸抱えして犠牲になるかという選択しかできなかった中で、他人のヘルパーだけでなく、家族がヘルパーとして認められ、自宅で暮らしながら制度の中でハンディキャップを支えられるというノーマライゼーションのまちづくりの突破口とも言える事業だと思います。車いすタクシーの運行事業につきましても、他市と比較してトップレベルの御報告がございました。さらに、運行時間についても、夜中まで延長する会社が出てきたということは、理事者側の御努力とタクシー会社の御協力によるものと、敬意を表するところでございます。

次に、特別養護老人ホーム浅川苑についてですが、職員の皆さんのきめ細やかな仕事ぶりと温かい家庭的な雰囲気づくりによって、寝たきりのお年寄りが安心して暮らしておられます。そのことで御家族の方々も、とても喜んでおられます。しかし、福祉というのは限りなく前進させなければなりません。そのような意味で、正規の職員を採用されるときは、今後、年齢の幅を大きく広げていく必要があるのではないでしょうか。その理由は、二つございます。

一つは、若い人の特性と、40歳、50歳、60歳代の人たちの豊かな経験に基づいて築かれた豊富な知恵、それぞれに違った年代の人たちの持っている能力を寄せ合うことで、より充実したサービスの提供ができるということ。

二つ目は、これからの福祉は質の高いマンパワーが決め手になるはずです。市としても、その人材養成にこれからは力を入れていきたいということでございました。おおむね子育ての終わった市民の皆さんも、そういう行政の熱意に応じていきたい、福祉の仕事をライフワークとして充実した生き方をしたい、こんな気持ちを持つ方が大変多くなりました。このような考えを持っておられる方々をマンパワーとして生かしていこうというお考えがあるなら、年齢制限の幅が問題になってまいります。働き方についても、理想を申し上げれば、自己決定が基本ではないでしょうか。フルタイムで働きたい人、パートタイムで働きたい人、それぞれが自分で決める自己決定、自立する市民になるための育ち合う場としての福祉の分野という意味合いも込めて、提言をさせていただきました。

次は、女性センターについて一言申し上げたいと思います。

開設から12年目を迎えた女性センターですが、歴代の館長、職員、嘱託事務局員、さ

らにはセンターを使用する多くのグループ、市民の皆さんの御協力によって女性の地位向上、男女共生社会を目指す人々がどんどん育ち合っています。支出済額2,292万2,449円、たったこれだけの予算で、しかもあの使いにくいちっぽけな建物でと言いたいわけでございます。この金額の中には、887万5,000円の日野市女性社会事業協会補助金も含まれております。ここの発展は他に類を見ないといっても過言ではございません。家事サービスを初めとして産後のお手伝い、保育、お年寄りの世話等々に加え、女性が社会進出をするきっかけとして、英会話を習ったり教えたり、あるいは洋裁の仕事を引き受けたり頼んだり、仕事の内容に制限はございません。会員として参加した人たちが自分の思いで仕事を引き受ける、つくり出していく、そういうことがすべて自己決定だということでございます。最近では、宣伝をしなくても入会希望者がふえて活気が出てきたということで、大変評価を高くしています。ＴＡＭＡらいふ21中央沿線８市合同女性フォーラムも女性センターで準備されたものですが、市民も協力をいたしました。３歳の幼児から83歳まで参加希望者が多く、300人ほど入場をお断りする人が出たほどでございます。これも100万円の金額としては大変効率のいい使い方ではなかったかと、高く評価しています。

さて、商店街活性化推進事業補助金、6,262万5,000円は、日野市三大商業核の一つ、多摩平商店街の活性化のために執行されたものでございます。大資本によるスーパーやコンビニエンスストアが次々と出現する一方、個人経営の商店は営業がやりにくい状況の中で、シャッターをおろす店も出始めています。人と人が親しく行き交うまち、顔と顔がわかり、楽しい会話の弾むまち、そんなまちを取り戻したい市民ニーズにこたえた予算執行であったと思います。

日野市には、全国に類のない水路清流課というセクションがございます。緑と清流を掲げて21年、その申し子とも言うべき水路清流課のフィルターを通して、平成４年度から５年度にかけて向島用水路整備工事が行われ、平成５年度は8,341万6,489円が第２期分として執行されました。潤徳小学校に通う子供たちを中心に、ことしの夏はこのすばらしいわんどの水辺で遊ぶ子供の姿が見られ、カワセミも来る向島用水は全国的にも知られるようになりました。遠くの市からも、清流を取り戻したい市民や行政の担当者などもたくさん見学に訪れるそうです。これからも胸を張って自慢できるこのような施策を、どんどん進めていただきたいと思います。水と緑は一体のものです。緑は水循環の中で息づき、あらゆる生物も人も、緑と水によって生かされています。失われ続けている畑や田んぼをこれ以上失わないために、地場生産、地場消費の仕組みをつくるにはど

うすればいいのか、水循環の中に雨水のことも組み入れて、水路網の保全のためにはどんな施策をすればいいのか、市民と職員と知恵を出し合って事業を、学校教育や社会教育の中でも、水と親しみ、遊ぶなどの体験をすることによって、緑や清流を取り戻すことができるようになるでしょう。

次に、市立病院建て替えにつきましては、日野市民すべての待ち望むところでございます。市民の生命と健康を守る拠点として、一刻も早く建て替えが実現できるように総力を挙げて取り組んでください。市民と行政と議会が協力して、安心して住み続けられるまちをつくり出すことが先決であります。

最後に、一番大切な提言を行って終わりにしたいと思います。

それは、市民参加、市民参画といった方が正しいかもしれません。市民と行政はお互いに向き合い、意見を出し合ってまちづくりを進めるべきです。これまでは、ややもすれば行政主導型、市民不在の施策が行われてきたように思います。熱心過ぎるためについ先行してしまう、気づかないために情報を出しそびれてしまう、そのようなことがあると、市民から見ると市民不在と映ってしまいます。急がば回れ、ゆっくりと、丁寧に、市民のニーズを集約して進めることが結果的には基盤のしっかりしたゆるぎない方策につながることになるのではないでしょうか。市民参画のまちづくりについて、あらゆる分野でその手法を編み出していただきたい。このことを強く要望いたします。

最後に、収入役のポストが長期にわたり空席であったにもかかわらず、職務代理の御努力で立派な決算書を作成されたことに対して、心から敬意を表して意見を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

**○議長（福島盛之助君）**　天野輝男君。

〔16番議員　登壇〕

**○16番（天野輝男君）**　民主クラブでは、平成５年度日野市一般会計決算審査をいたしました結果、一般会計決算の不認定の立場から報告を申し上げます。

平成５年度の普通会計決算は、歳入総額482億8,192万円で、前年度対比0.9％増、金額で４億4,493万円であります。歳出総額は465億6,892万円で、前年度比1.1％減、金額にして５億4,007万円となり、歳入はわずかながら伸びたものの、歳出は前年度に引き続きマイナスとなっております。その財源の減少になった予算を組み立てるに当たりまして、各部局に５％を削減をする圧縮予算の予算編成をさせなくてはならなかったということを聞いておるわけであります。

形式収支は17億1,003億円となり、この形式収支から翌年度への繰り越すべき財源を差し引くと、実質収支は17億1,085万円で、前年度比に大幅に増加したわけであります。歳入の約60％を占める市税の伸びは、前年度比20％増となっております。

市民税につきまして所得割は、譲渡所得の落ち込みなどが大きく影響しており、また法人税は長引く景気の停滞によって、地方譲与税は前年度比９％、金額で8,593万5,000円の増にとどまり、利子割交付金は前年度対比37％増の、金額で２億1,157万6,000円の大幅なアップとなっております。特別地方交付金は、前年度比0.9％のアップで、金額にしてわずかでありますが、22億8,000円にとどまっております。

自動車取得交付税、交付金は前年度比11％を削減して、金額にして5,652万6,000円の減収であり、景気の低迷が著しく出ておるように思われました。

地方交付税、交通安全対策特別交付金も前年度比５％から10％の減収であります。

分担金及び負担金は、前年度比11％増であります。

使用料及び手数料は前年度比９％増で、金額にして5,006万3,000円でありました。

国庫支出金、前年度比11％増であります。金額にして２億5,562万9,433円であります。

都支出金、前年度比やはり７％増額をしております。そして金額にして２億5,849万7,972円であります。

財産収入、これは前年度比79％の減額でありました。（「意見を言えばいいじゃないか」「読めばわかる」と呼ぶ者あり）２億6,641万9,171円の減収であります。

寄附金、56％の増であり、２億1,989万円の増収であります。

繰入金、前年度比22％の減であります。これは９億3,284万8,470円の減収であります。

繰越金につきましても14％の減額で、1,017万5,000円の減収であります。

諸収入は22％の増額であり、３億2,047万3,664円の増収であります。

市債につきましては、57％の減額であります。そして７億8,680万円の減収となり、歳入17の款のうちで前年度比６の款が減収となっており、金額にして46億8,026万2,380円であります。そして歳入17の款で前年度比11の款が増収となっておりますが、金額にして36億8,026万2,380円で、平成４年度より10億円の減収になっていることが明らかであります。これらの面で、ハードの面の事業や、そして市民はますますこの10億円の減収、そしてこれらのハードな部分の日野市の中の事業を見たときに、私は大変疑問を持っておるわけであります。

そして、収益事業は前年度比28.3％、財産収入は前年度比39.4％となっており、日本国内の経済情勢の影響が大きく、経済回復の道はまだまだ長引くことが予測され、日野

市においても大変厳しい状況にあるということがいえるでしょう。

こうした財政状況に対処するため、経常経費の節減を徹底し、また財政調整基金10億円、公共施設建設基金20億円、職員退職金手当２億円の取り崩しなどにより財源の確保を行ってまいりました。これらの基金の取り崩しは、第２次基本構想の中で基本計画、実施計画の事業計画を進めるものではなく、効率的な財政運営とは全く考えられません。

日野市のように区画整理事業を市の施行が６カ所、組合施行が13カ所と、ハードの面で事業費が計上されておる市町村はありません。予算が確保できなければ事業をしない、先送りするというような形では、いつこの区画整理事業が解決するか見通しは立たないのが現状であります。そして、バブルの前であったならば、土地さえ売却するならば事業費は清算できたわけで、今日では国土法も路線価格を下回らなければ土地は売れない、そういうような、慎重に対応しなければならないときが来ており、そして区画整理を行っておる地権者たちに、今後このような形で事業を進めていくならば大幅な負担がかかり、税金が増額になっていくということがますます明らかになってきておるわけであります。そして、地権者の不信感が増すことになるわけであります。

そのためには、私は区画整理事業内の公共事業を徹底的に見直すことが必要である、このように思うのであります。そして例えば豊田南の区画整理事業の中で、人道橋を建設するというような、そういう考え方はやはり改めてきておると思うんです。そして車道を考えるならば、また申請を改めて出すならば、補助金がいただけるのではないか。また、そのような努力をすることが必要であるということを申し述べておきます。

そして、都市計画道路につきまして、この日野市の中においては都道３・４・８号線、国道３・３・１号線、３・３・２号線の促進は、下水道の本管として多摩中央幹線、浅川中央幹線として道路を利用させていただくことになっております。これらの問題を積極的に進めるということが市民サービスにも私は強くつながると思うのであります。そのような努力を積極的に国や東京都に働きかけていただきたいということを要望しておきます。

また、国道、日野３・３・１号線、神明から川崎街道までは３年前に調査費、測量も終わり、土地の売買だけが残っておりました。この事業は建設省の相武国土事務所で単独でやってくれる形になっておりました。にもかかわらず、この予算が政府の関係でいろいろなところへ行ってしまって、そして現在、何の見通しも立っていない。事業をこういう形でやるという、この話が出ているわけです。もっと何で努力して日野市では進めていかないのか、このことは私は大変疑問に思うわけであります。そして国や東京都

と協議を進めながら、そして日野市において地域差があってはならないわけであります。森田市長は、市長選挙の公約のときに、３年、５年後には下水道100％ということを掲げて選挙戦を闘いました。しかしながら、今の状況であるならば20年先へ行ってしまうかわからない、こういう下水道事業に対しては、少なくともっと前向きに努力していただきたいということを要望しておきたいと思います。

私たちは日野市民として、そして日野に住んでいる以上、誇りを持っておるわけであります。その誇りが地域差のために公平性、平等性がないというようなことになったならば、私は日野市民の１人として大変恥ずかしいわけであります。ぜひ、これらのものを選挙公約に掲げている以上、しっかりと対応していただきたいということをお願いしておきます。

そして市立病院の件であります。この市立病院も日野市の中においては大変老朽化してまいりました。かつては赤痢や伝染病の隔離病院でありました。そこから出発しているために老朽化している部分もあるでしょう。そしてこの市立病院の建て替えということが日野市民の大きな願いであると、私はこのように思うのであります。この病院のために、昭和63年度、議会に病院対策特別委員会を設置していただきました。そしてこの病院問題を取り組んでまいりました。そして何回も市立病院の中からも答申が出されました。これらの問題を一日も早く解決していただきたいという形の中で、市長はかつては、四、五年前までは、この日野市の中に市立病院と同じような形のものを二つつくりたいという願いがあったわけであります。しかしながら、これらの問題はできなかったわけであります。そして今の日野市の中の予算であるならば、これらのことはできなくて当たり前であります。そのできない部分をどのようにしたらできるかということが、今定例会でも盛んに議論されたところであります。そして市立病院の建て替え問題、そしてこの予算、設計費を確保することによって、これらの問題を具体的にしていかなきゃならないということは明らかであります。しかしながら、現在の４－３ブロックにつくるという、その市長の考え方は、それなりに問題があるのではないか。と申しますのは、消防署の移転につきまして、また保育園の移転に対しても、まだ結論が出ていないからであります。これらの問題を解決するには、少なくとも具体的なものを示していただいて、議会で十二分に審議ができるような形のものをつくっていただきたいということを要望しておきます。

保健福祉計画であります。これは５年度に国や東京都の保健・福祉施策にかかわる動向を踏まえてできたものであります。これは政府の10年計画のゴールドプランに基づい

たものが、この計画の中に盛り込まれておるわけで、各自治省ではこれらを位置づけをしまして、そして三多摩において、東京都において、このゴールドプランの計画が具体的にされております。ある市町村ではもう既にそのハードの部分の事業に着手しております。しかしながら、日野市の中ではそれらのものが具体的に出てきていないのが現状であります。これらのものを一日も早く具体的にするためには、少なくとも日野市の中においては多摩川苑福祉ゾーンという形の中で、この土地が確保をされておるわけであります。ここに一日も早く具体的に一つ一つハード部分の施設ができていくことができるように努力をしていただきたいということを要請しておきます。

そして今回、日野市の企業公社の件で、再三指摘されました。理事者は数年前から議会で、その場しのぎの答弁ばかりしておりました。それが今回の決算委員会の中で５時間に及ぶ審議が繰り返されてきたわけであります。企業公社として法人格になっていないということは、私も納得できないわけであります。もう何年も審議をしながら、そして株式にするという形であるならば、少なくとも株式の登記はそんなに１年も２年もかかるわけはないんです。書類さえそろってぴたっと合うならば、半年ぐらいで少なくともできるでしょう。それをやらないというところに私は問題があると思うんです。市長は職員の派遣も、日野市の職員を派遣をしておるわけです。そしてその業務に携わらせておる。こういうことは自治省では職務権限の中で兼業を禁止をしておる。自治法142条ではです。特に、これは長でありますけれども、ここには理事とかいろいろ者が入っています。

「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をし、若しくは当該普通地方公共団体において経費を負担する事業につきその団体の長、委員会若しくは委員若しくはこれらの委任を受けた者に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない」――ここに明らかに、森田市長が株式会社の社長になったり、企業公社の長になって、市長職と兼務することはできないんです。これは自治法に違反しておるんであります。このことをしっかりと私は認識をしていただきたいと思うわけです。（「だれも社長にならないよ」「誤解しているよ」と呼ぶ者あり）

最後に、ぜひ私はこれらの問題を一日も早く具体的にして、そして民間に委託するべきところはするということが必要になってくるわけです。そして一人ひとりの職員を大事にすることによって日野市の職員の能力を高めながら、日野市において何が必要であるかということをしっかりとつくり上げていただきたいということを要望しておきたい

と思います。

また、多摩平の団地の建て替え問題につきまして、日野当局では公団の意向を市民の皆さんに伝えていないように思われるわけであります。そして市長が、市長の中では絶対的にあっても、国や東京都や、また公団の建て替え、こういう問題に対しては、公団の意向を市の中に生かさなければならない部分があるわけです。そしてその部分は、やはり用途変更の見直し、これが一番大きなかぎを握っているわけでありますから、これらのあたりも市民に十分説得をして、選挙公約で何を言っているか私は知りませんけれども、このあたりも市民にしっかりと説明をして、そして市民が納得できるようなものを築いていただきたいということを要望しておきます。

そして私は、私の近くにある市民のスポーツ公園につきまして、特に陸上競技場が公認グラウンドとして認められない。それはフェンスをつけ、そしていすを並べるなら、これは簡単にできるわけです。あと、工具を用意するという形の中で、これらのものをぜひ私はつくっていただきたい。そして学校週休２日制になる可能性があるでしょう。そのときには、陸上競技場は人が利用する人がいないんですから、余り、これは子供たちが自由に土、日、利用できるような形の中のものをつくって個々市民の健康、そして青少年の育成につながれば大変よろしいと思いますので、ぜひこれらの問題を取り上げて、公認グラウンドになるような努力をしていただきたいと思います。

こうして私は今回の一般会計決算委員会におきまして、そしてこれらの問題を一つ一つ細かく見たときに、日野市の中においては、まだまだ大変な問題が山積しておるということを身をもって体験したわけであります。そしてこれらの問題を解決するには、やはり１人の人の能力ではもう限界が来ておる。そしてみんなで協力しながら、これらの問題を解決していくということが最も大切なことであるということを強く感じたわけであります。

平成５年度の、４年度対比を見て、教育費が一番削減されておる。そして前年度対比15％の削減であります。金額にして10億2,742万802円の減収となっておるんです。そして現在（「違うよ。パーセンテージは農業費の方が高い」と呼ぶ者あり）本当だよ。よく調べてみな。――このような小・中学校の教育上の、雨漏りがしておったり、またグラウンドの整備が悪い。このような教育上、支障があるということは、どんな予算をさておいてもこれらの問題に取り組んでいただきたいということを私は要請をしておきたいと思います。

また、日野市内の図書館の修繕のことで、中央図書館が３年前に雨漏りがしたり、エ

レベーターが悪かったり、電気が老朽化して蛍光灯がつかなかったり、そういう部分があるわけであります。これらの問題を３年間も予算がないということでカットしておるということは、大変私は遺憾であります。そして日野市はかつては図書行政では全国一を誇っておりました。これらの問題をぜひ革新市長ではできなかったと言われるようなことであってはならないと思うんです。そういう面で、ぜひ私はハードの面でもっと日野市の中に、どこに新館をつくったらいいのかというようなことを具体的に基本計画の中に位置づけていただき、これらの問題に取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

私はこれらの日野市の中のこの基金の取り崩し、そして今後どのような形で日野市の中の事業を進めていくかということは、やはり市民との意見、議会の意見を十二分に聞き入れながら、その基本構想、基本計画、実施計画の中で具体的にしていきながら、ハードな部分の森田市長が一番できない部分を手がけていくということが最も必要じゃないかということを指摘しておきます。そして民主クラブの平成５年度一般会計決算を不認定の立場から意見を述べました。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

〔22番議員　登壇〕

○22番（馬場繁夫君）　それでは、公明党を代表いたしまして、平成５年度一般会計決算の意見を述べたいと思います。

歳入決算は453億3,554万1,894円で、前年度決算に比べまして0.4％の減額になっております。市税の伸び率も前年度比1.8％の伸びで、趨勢比率を見ましても平成３年度を100といたしました場合、103.9と伸び率も低く、景気の低迷があらわれている。

自主財源の構成比率は79.4％で、前年度79.3％と比較しても伸び率が低く、平成３年度を100とした場合、98.6％と趨勢比率の減少を示しておるところであります。

基金の取り崩しは５基金、32億3,587万円で、11基金残高は113億6,717万円で、病院建設基金42億8,972万円を差し引きました実質的基金残高は70億7,745万円で、平成元年度の43％までに取り崩しをしているところでございます。平成３年度、23億9,000万円、平成４年度、33億6,000万円、平成５年度、32億3,000万円、平成６年度、20億3,000万円と、４年間連続で基金の取り崩しをして、予算の編成をしている。しかも経常収支比率は平成４年度、79.5、平成５年度80.7と、80％を超えると財政の硬直化の危険があるとされているところでございますが、財政計画がないことが委員会質疑で明らかとなりました。

昭和61年の日野市行財政の調査検討の最終答申におきまして、市税の３分の１を法人税に依存し、市税全体の２割強を占める法人市民税は、景気の変動や将来の産業構造の変化を受けやすく、将来の伸び率は楽観できない。限られた財源枠内で都市基盤整備や高齢化社会への対応と市民生活を充実するためには、市財政の計画化とその効率的運用に努力を払うべきであると指摘されているにもかかわらず、いまだ財政計画がないことはまことに遺憾であります。

高齢化社会の移行に伴い、福祉計画における地域福祉充実のための在宅福祉を支える在宅サービス拠点の整備や、ホームヘルプサービス等の事業を促進するほか、市民要望の高い市立総合病院の早期建て替え、都市基盤整備の促進、高度化する市民サービスの向上のためには、財政計画の策定や事務事業の見直しを図り、将来も安心できる福祉社会実現のため、行財政ビジョンを全庁挙げて取り組んでいただきたい。財政の裏付けのある計画的な施策が展開できる市政へと大きく転換を望むものであります。

地方主権の時代、地方分権の時代が到来し、避けては通れない時代の潮流であります。この視点から見ますと、日野市第３次基本構想、基本計画の策定のプロセス及び急速な高齢化に対応した福祉社会整備、まちづくり総合ビジョンや行政の環境への取り組み、方針等々、種々の問題点を指摘せざるを得ない。新たな行政と市民の参加民主主義による市民とともに築く地方分権の流れは既に始まっている。自治体間競争に日野市はおくれをとってしまったようであります。

昭和61年、地方公共団体の執行機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律の制定に始まり、平成２年、福祉８法の改正等により老人保健福祉計画の策定が市町村に義務づけられ、中央主権から地方分権へと、市町村主導型の福祉新時代へとスタートが切られたところでございます。

中核都市、広域連合構想や建築確認行政の移管や、地域保健法（案）によれば、保健所の一部を市町村に移管するなど、急速に地方分権の波が押し寄せてきている。これを法の義務化ととらえるのか、それとも市民や高齢者のための保健福祉、医療の連携した道路や住宅、公共施設、また余暇時間の活用や自然エコロジーや循環都市等を含めた総合的なまちづくりを進めるのか、大きな行政の分岐点であります。行政と市民とでともに築き上げる真の市民のための地方分権のスタートであります。行政の発想の転換を強く望むものであります。

日野市企業公社につきましては、決算委員会での質疑を通して種々の問題が明らかになりました。法律や条例に基づかないで、180条３の運用により職員２人を派遣してい

ることであります。職員は地方公共団体の本来の業務に専念する義務がある以上、地方公共団体以外の業務に職員が従事することは慎重でなければならない。公務員法などの法令に沿って派遣する場合は、地方自治法第252条17から見ても、派遣先で給料の支払いをするべきである。法律や条例に基づかないでの派遣については、昭和58年、最高裁で地方公共団体が給料を支払うことは違法な公金の支出であるとの判決も出ているところでございます。企業公社に派遣している職員の給料は、日野市が支払うのは違法な公金の支出であります。職員の派遣は法に基づいて派遣職員の不利益がこうむらないように、法に沿って派遣をするべきであります。

本来は、一般競争入札が基本であります。随意契約の場合においては見積書も必要でございますが、見積書の提出がない。また、企業公社みずから仕事のできる十分な能力がない状態にもかかわらず、１億円を超える委託料を随意契約したことの問題点、また一般競争入札に適しないのであれば、なぜ大成荘や日野山荘の開設の時点で競争入札を行わなかったのか、大変問題であります。府中市や調布市における委託や管理料と比較しても約２倍の経費がかかっている状況でございます。これを見ましても、契約違反は明白であります。日野市企業公社役員に助役等が就任していることは、地方自治法142条、166条、168条に抵触しており、このような兼職の違法行為を行うべきではありません。任命権者である森田市長の責任は重大であります。企業公社の運用は、疑義を感じざるを得ません。任命権者である市長の命令で企業公社に派遣している２人の職員及び助役等が不利益をこうむらないよう、法律に沿って最善の処置を講ずるべきであります。

よって、一般会計決算にかかわる給料の違法な公金の支出、及び契約違反、委託料の適正化の疑義等によりまして、一般会計決算は不認定である。

以上、意見といたします。

**○議長（福島盛之助君）**　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は不認定であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

**○議長（福島盛之助君）**　挙手多数であります。よって議案第47号、平成５年度日野市一般会計決算の認定の件は認定されませんでした。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１時37分　休憩

午前２時３分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第48号、平成５年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第49号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第50号、平成５年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第51号、平成５年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第52号、平成５年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第53号、平成５年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第54号、平成５年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

特別会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計決算特別委員長　登壇〕

○特別会計決算特別委員長（小島　久君）　それでは、平成５年度特別会計決算特別委員会に付託されました７議案について、審査報告を申し上げます。

議案審議に入る前に、委員長、副委員長の選出が行われました。委員長には、私、小島久、副委員長には、江口和雄委員が選任されました。

次に、審査の方法を協議をいたしまして、七つの特別会計決算、すなわち議案第48号から議案54号まで審査を行いました。

それでは、各会計審査に出されました質疑、意見を簡単に申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

まず初めに、議案第48号、平成５年度日野市国民健康保険特別会計決算につきましては、１名の委員の方から質疑が行われました。

質疑の内容は、滞納繰越の徴収実績の落ち込みについて、ということでございます。前年度に比較いたしまして3.2ポイントほどの実績落ち込みがございましたので、その点についての質疑が行われました。

そのほかには特に意見はなく、採決の結果、議案第48号、平成５年度日野市国民健康保険特別会計決算は、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第49号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の件につきまし

ては、３名の委員の方々から質疑が行われました。質疑の内容は、農業のある、まちづくり計画策定調査委託料、予算で1,009万4,000円計上されております。地域につきましては、東光寺第一、東光寺第二、これらの地域の調査を行った、そういうことでございます。

二つ目は、区画整理事業に対する一般会計からの繰出金について、そのほか万願寺の区画整理区域内から川崎街道までの、いわゆる３・３・２号線の用地買収の進捗状況、あるいは第二万願寺土地区画整理事業区域内の市街化予想図に対する計画変更に対する件、そういう御質問が行われました。

また、意見といたしましては、用途地域の変更や保留地の処分、そういうものについては、地域の実情に合ったことを考慮して処分をしていただきたい、等の発言がありました。

採決の結果、議案第49号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計決算は、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第50号、平成５年度日野市下水道事業特別会計決算は、２名の委員の方々から質疑が行われました。質疑の内容につきましては、下水道の整備率と水洗化の普及率についてであります。下水道の普及率は人口普及で56％、水洗化率は46.1％という回答がございました。

特に意見はありませんでした。

採決の結果、議案第50号、平成５年度日野市下水道事業特別会計決算は、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第51号、平成５年度日野市立総合病院事業会計決算は、２名の委員の方から質疑が行われました。

質疑の内容につきましては、監査委員が指摘しております原価計算についてはどうか、また、医業収益に対する人件費の増加についてはどうか、というような質疑が行われました。

そのほかには特に意見はなく、採決の結果、議案第51号、平成５年度日野市立総合病院事業会計決算は、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第52号、平成５年度日野市受託水道事業特別会計決算は、２名の委員の方々から質疑が行われました。

質疑の内容は、下水道料金の徴収方法について、市内の水道管からの漏水はどのくらいあるのか、等の質疑でございました。

そのほかに特に意見はなく、採決の結果、議案第52号、平成５年度日野市受託水道事業特別会計決算は、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第53号、平成５年度日野市老人保健特別会計決算は、特段、質疑、意見等もなく、採決の結果、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第54号、平成５年度日野市老人入院共済事業特別会計決算は、３名の委員から質疑が行われました。

質疑の内容につきましては、対象者の拡大について、いわゆる対象年齢をもう少し引き下げられないか、あるいは繰入金の補正があった理由、及び不用額が出た理由等について質疑が行われました。

また、意見といたしまして、共済制度としての発足の経緯から、立派な制度、体制の確立を目指してほしい、との発言がございました。

採決の結果、議案第54号、平成５年度日野市老人入院共済事業特別会計決算は、全員一致で認定すべきものと決しました。

以上で、７議案の特別会計決算の審査報告を申し上げました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本７件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本７件について採決いたします。本７件に対する委員長報告は認定であります。本７件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第48号、平成５年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第49号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第50号、平成５年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第51号、平成５年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第52号、平成５年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第53号、平成５年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第54号、平成５年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定の件は認定されました。

これより請願第６－５号、「学校五日制にふさわしい、ゆとりある教育内容にするために新学習指導要領を早急に再改訂することを求める意見書」を国にむけて提出するこ

とを求める請願、請願第６－35号、教職員の給与費半額国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○文教委員長（竹ノ上武俊君）　文教委員会に付託されました請願２件について、審査結果を御報告を申し上げます。

請願第６－５号でございます。「学校五日制にふさわしい、ゆとりある教育内容にするために新学習指導要領を早急に再改訂することを求める意見書」を国にむけて提出することを求める請願でございます。

東京都教職員組合日野地区協議会の議長、遠田弘さんほか5,794人から提出をされたものでございます。

文教委員会におきましては、教育委員会の見解、また、あるいは非公式でございますが、教諭の見解、学校長の見解等についても意見交換などを行った次第でございます。学校教育法28条で定められております教諭の立場からは、児童の教育をつかさどる立場ということで、いろいろの実情、報告なども受けたわけでございます。

また、同じく、校長は第28条で公務をつかさどり、所属職員を監督するという職務でございますので、そういう立場からの意見などを得ることができました。

これらの素材をもとにいたしまして、文教委員会は３月の定例会、６月の定例会、そしてまた閉会中の審議、今定例会と、４回にわたる審議を重ねてきたわけでございます。非常に膨大な質疑が行われましたので、この請願につきましては、若干の質疑経過を、質疑の内容を御報告をさせていただきます。

請願の受けとめ方につきまして、大きく分けますと二つの立場に立っての質疑というものが展開されたように思います。膨大な内容でございますので、そのごく特徴的な点だけを御報告をさせていただきます。

請願の要旨の趣旨に全面的に賛成である、そういう立場から意見書を提出すべきであるという質疑も、数多く行われました。請願の趣旨というのは、簡潔に言いますと、次のような例を挙げて説明をすることができると思いますし、質疑の中でもそういうことが展開されたわけでございます。

例えば、小学１年生の漢字をどれだけ１年間で学習するかという変化などが行われております。1960年代のときには、学習指導要領で46文字を学習して覚えればよいというものでございましたが、70年代になりまして76、あるいは、その後10年ごとに字数がふえていく。１年生、２年生で習得する漢字の数が、以前は151字、現在は240字にふえているわけでございます。算数の例もたくさん資料をいただいたわけですけれども、二つだけ御紹介をいたしたいと思います。

例えば、１から10までをどういうふうに小学１年生で学習をするか、このことについては、すべての子供に、急がずにゆっくり、確かに教えるという観点で授業を進める場合、どういうふうにするか、という例などがございます。これをゆったりした形でやっていくには、最初は、例えば物、まあ積み木ですね、こういうものをいじることから始めまして、そしてそれを分けたり集めたりしまして、感覚的に、例えば一つというのはどういうものなのか、二つ、三つというのはどういうものなのかということなどをして、しかる後に１の数字を教えていくというような、そういう過程を踏んでいって、そして基数といいますか、数字の概念をつかませる。しかる後に計算をしていく、こういうことが当初の学習指導要領では行われてきたわけでございます。

しかし、これが新学習指導要領になりますと、教科書の中で、以前の場合には１から10を習得するにふさわしいページ数というものは、1960年代の学習指導要領では43.3％使われておりました。それが現在の70年代以降になりますと、教科書の中で１から10を覚えさせるためのページ数というのは、27ページに縮小をされるというような変化などがあるわけでございます。

二つを申し上げましたので、もう一つだけ紹介いたします。例えば、比例というようなことなどがございますが、こういうことにつきましても、当初の学習指導要領では中学１年で25ページで比例の学習というような例が資料から説明しておりますので（「めちゃめちゃだ。問題発言だぞ」「一般質問じゃないよ」と呼ぶ者あり）しばらくお聞きください――そして600分の比例に対する概念を教育して実際の訓練は56題という演習をさせる。そして、こういう方向でございましたが、現在はこれが小学６年生に比例というのがおりまして、ページ数も18ページに減っている。授業時間も405分、そして演習課題も34題と減っている。こういうことをもとにいたしまして、たくさん例は聞いたわけでございますけれども、こういう中で、今すべての子供に行き届いた教育をさせるということになると、非常に現場の教師にとっては困難がある。そういうことで、学校現場から悲痛の声が起きている、こういう趣旨が請願に訴えられたわけで、またこれを、

「そうなんだ」という同感の質疑もございました。

また、そういうことにおいて、１例として、中学校における選択強化、この拡大が、やはり差別、選別につながるのではないか、あるいは、不登校や学校嫌い、非行の原因になるのではないか、全くそういう背景があるんだ、という質疑もなされたわけでございます。

そして、新学習指導要領は詰め込みになっている。特に週学校五日制になるとそういう傾向があらわれるんだという請願の趣旨を同感する立場での質疑が提起をされました。これらは一つの質疑の特徴というふうに、委員長として私は見たわけでございます。

もう一方の質疑の特徴についても、たくさん行われたわけでございますけれど、その特徴的な点だけを御報告をさせていただきたいと思います。

この請願の趣旨については、結論部分、先ほど読み上げましたタイトル部分に当たると思いますけれども、このことについては全く賛成である。しかし、この請願を提出されている要旨に出ている文は、請願者の皆さんが伝えたい内容については偏りがあるのではないか、そういう立場からの具体的な批判の質疑が行われたわけでございます。それは「悲痛の声」というのが先ほど言いましたけれども、これはちょっと表現が強過ぎるのではないか、実際にそういう声は出ていないよという見解もあるんだというような質疑なども行われました。

また中学校における選択教科の拡大ということが差別、選別、不登校や学校嫌い、非行の原因になるんだというのは、一方的な見方ではないか、そういうような質疑も繰り返されたわけでございます。

また、学校五日制の趣旨については、全体的に歓迎をされているというけれども、まだ全体的な歓迎という表現は、ちょっと現実とそぐわないのではないか、こういうような立場からの質疑が行われたわけでございます。

しかし、こういう質疑をされた方も、この請願の最終的な趣旨については全く賛成である、というような質疑が行われました。

なおまた、教育委員会でも論議されたそうでございますけれども、この請願の要旨については若干のいろいろの批判的な教育長等の答弁がございましたが、学校五日制のもとでの新学習指導要領の再改訂ということについては、教育委員会としても全く賛成であるという答弁なども行われたわけでございます。

以上のような質疑の審議の中で、四日間にわたる審議の中で採決というところになってまいりました。（「そういう報告はまずいよ」「不公平だよ」と呼ぶ者あり）

さらに、意見書を提出するに当たりまして、この意見書の内容について、どういうふうにするかということも文教委員会では論議となりました。請願者は、生の声を文部省等に伝えてほしいというような趣旨で請願が出されていると思いますし、そういう立場の見解もございました。

また、先ほど、もう一方の質疑として指摘されましたように、具体的にこの請願の要旨の表現というものは省略すべきであるという見解の意見もあったわけでございます。正副委員長で文章をまとめるに当たりまして、大変苦しむところでございますので、この点についても具体的な事項については学習指導要領の現実についていろいろ批判的な見解であるけれども、請願には全員賛成であるのかということを委員長は確認をとったわけでございます。そのような審議の結果、全会一致本請願については採択というふうに決しました。よろしく御審議をお願いいたします。

以上のような経過で、後ほど意見書を提案させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、請願６－35号でございます。これは、教職員の給与費半額国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情でございます。

これも東京都教職員組合日野地区協議会の議長、遠田弘さんが陳情されたものでございます。８月23日付で提出をされました。

この件につきましても慎重審議を行いましたところ、全会一致採択と決しましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　今の文教委員長の報告は、非常に事実を正確に伝えていないというふうに思います。冒頭でるる申し上げた内容のことについては、全く委員会の中でも話にも出ていません。要するに内容として、いわゆる委員長の見解をそこでるる述べられた形であって、こういうふうな委員長報告になりますと、委員長としての公平な立場の報告をこれから信用することができない、そういうふうな報告に非常になっているというふうに私は思います。

先ほどのお話ですが、請願者の趣旨を理解して十分に質疑をやってきたわけでありまして、その中で明白になったのは、そういう物の見方もあるということであって、一つ

一つ現場の先生の話も聞き、また教育の担当の方にもお聞きをし、さらに校長先生等の現場の話もるる聞いたところです。その基本的な立場からすれば、いわゆる組合から出た一つの物の見方ということであって、これを日野の文教委員会、さらに日野の議会として出すにふさわしいものかどうかということを丁寧に議論したところではありますが、今の文教委員長の報告ですと、その辺の部分についてはカットされているということで、このような報告は、これからは厳に慎んでいただきたいということを申し上げたいと思います。

**○議長（福島盛之助君）**　渡邉馨鴻君。

**○4番（渡邉馨鴻君）**　今、夏井議員のお話のとおりでありまして、やはり日野市議会として意見書を上げるからには、文章をそれなりにきちっと整理しなくちゃいけない、そういうことでもって文章の整理をやったわけで、てにをはの問題からあったわけで、教育問題として、意見書を日野市議会として上げるためにはそれなりの文章表現でなければ、日野市としてのメンツにもかかわる、名誉にもかかわる問題というふうに考えて、いろいろ苦心惨憺、全会一致という形の文章にまとめ上げたわけで、今の委員長の報告、ちょっと不審に思うわけであります。今後、そのようなことについては、私見を交えないで、ありのままをきちんと報告していただきたい、そのように考えます。

以上です。

**○議長（福島盛之助君）**　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本2件について採決いたします。本2件に対する委員長報告は採択であります。本2件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（福島盛之助君）**　御異議ないものと認めます。よって請願第6－5号、「学校五日制にふさわしい、ゆとりある教育内容にするために新学習指導要領を早急に再改訂することを求める意見書」を国にむけて提出することを求める請願、請願第6－35号、教職員の給与費半額国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第6－4号、年金支給開始を65歳に遅らせることに反対する意見書提出を求める請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（橋本文子君）　請願第６－４号、年金支給開始を65歳に遅らせることに反対する意見書提出を求める請願について、厚生委員会の審査結果を御報告申し上げます。

本請願は、平成６年３月、第１回定例会におきまして本委員会に付託されたものであります。宮井慎一様を代表として、ほか120名の方から出されております。

政府の動きとして、年金支給開始を60歳から65歳におくらせるための年金制度改悪が見られる。このような理不尽な年金制度の改悪をやめ、60歳支給を堅持するよう内閣総理大臣及び厚生大臣に対して意見書提出を求める請願です。

委員の側からは、60歳の定年後、働く場そのものが保障されておらず、まして病弱の人は、たとえ働き場があっても思うように働くことができないことを考えると採択すべきとの声がある一方、子供の生まれるのが減少している、年金支給者がふえ続けては、現状の中では65歳に延ばされるのもやむなし、との意見もございました。

以上、厚生委員会としましては慎重審査の結果、挙手少数で不採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　請願、採択の立場から一言意見を述べておきたいと思います。

この請願は、今、委員長報告にもありましたけれども、年金、医療など社会保障の改善を目指す日野連絡会から提出された極めて切実な要求の請願であります。ちょっと引用いたしますと「高齢になればなるほど個人的な体力の差は大きくなるものです。60歳を過ぎてなお健康で働き続けることのできる人は幸いです。しかし、病弱な体であるため、あるいは長年、過酷な労働を強いられてきたため、働き続けることができない人も多いのです。この人たちに政府は65歳までどうして生きていけというのでしょうか。私たちは政府に支給開始を65歳におくらせることを柱とした理不尽な年金制度改悪をやめ、60歳支給を堅持するよう強く求めます」こういう切実な訴えの請願であります。

この請願は採択をして、市民の願いと期待にこたえるのが本来的な市議会の責務であろうと思います。採択の立場からの具体的な意見につきましては、この後、請願６－28、さらに請願６－41と、あと２件の請願、いずれも委員会では不採択であります。この、特に６－28については、年金改悪だけではなくて健保の改悪反対、そして地域保健法の制定に伴う保健所の統廃合等に対しての反対などの内容が盛り込まれた請願であります

ので、この６－28の委員長報告の際に、具体的な採択の立場からの意見を述べたいと思います。この場では、採択だけを主張して意見といたします。

○議長（福島盛之助君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（福島盛之助君）　挙手多数であります。よって請願第６－４号、年金支給開始を65歳に遅らせることに反対する意見書提出を求める請願の件は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第６－23号、「日野市立かしまだい地区広場」の施設充実に関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（橋本文子君）　請願６－23号、「日野市立かしまだい地区広場」の施設充実に関する請願について、厚生委員会の審査結果の御報告を申し上げます。

請願者は、程久保483番地の66にお住まいの大谷ハルイ様ほか61名の方たちでございます。

請願内容は、かしまだい地区広場にベンチの設置とゲートボール用具を収納するための物置設置とトイレをつくってください、というものでございます。

厚生委員会としましては、行政側もこの件については、請願者と地元の方々と積極的に計らっていただき、とりわけ、かしまだい地区広場団体使用連絡協議会の方々と話し合っていただくことを意見として出す中で、全会一致採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。佐瀬昭二郎君。

○９番（佐瀬昭二郎君）　今の委員長の報告にもありましたけれども、このかしまだい地区広場は、この場所が地区広場として決まる特別の経緯から、地元の諸団体に自主的に管理・運営をゆだねるということになってきていると思います。それが、今、委員長がおっしゃった団体使用連絡協議会ですけれども、鹿島台自治会、三井台自治会、また

みなみがおか自治会、３自治会と、その自治会外でスポーツ活動等をしている諸団体がこの協議会をつくって地区広場が開設されて以降ずっと自主的に管理・運営に当たってきた。したがって、このかしまだい地区広場に新たな設備等を設置する場合は、やはりこの団体使用連絡協議会における検討と同意が必要になろうかと思いますけれども、そのあたりのことを十分留意して採択された請願の今後の運用に当たっていただきたいと強く要望するものです。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。請願第６－23号、「日野市立かしまだい地区広場」の施設充実に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第６－28号、社会保障の拡充を求める意見書採択の請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（橋本文子君）　請願第６－28号、社会保障の拡充を求める意見書採択の請願について、厚生委員会の審査結果を御報告申し上げます。

本請願は、平成６年６月の第２回定例会におきまして本委員会に付託されたものであります。請願代表は、東京土建一般労働組合日野支部、執行委員長、土方茂様で、ほか71名の方から出されたものでございます。

請願内容は、次の５項目からなっております。

一つ、年金支給開始の65歳への繰り延べ、掛け金の引き上げ、給付金の引き下げなどの年金関連法案の改正を行わないこと。

二つ、全額国庫負担による最低保障年額（月額７万円）を創設し、無年金者、低額年金者をなくすこと、当面、国民年金に対する国庫負担率を３分の２に引き上げること。

三つ、病院給食に自己負担を導入する健康保険法改悪を行わないこと。

四つ、高齢者の入院制限や治療が差別されないよう診療報酬を改善すること。

五つ、地域保健法制定による保険の統廃合をやめ、区市町村の公衆衛生の拡充を図ること。

採択をしていきたいという委員の側からの意見といたしましては「政府は高齢化社会危機論を振りまいて年金改悪やむなしを押しつけようとしているが、これは間違った推計によるものであること。つまり、厚生省の人口問題研究所の、20歳から64歳を生産年齢としてとらえること自体、非現実的だ」という意見です。「20歳未満で働いている人はたくさんいるし、65歳すぎてからも働き続けている人もたくさんいる。そのことからも、高齢化社会危機論は正しくない」というものです。

また、年金の積立金についても、現在100兆円もあり、やがて721兆円も見込まれることからしても、採択をするべきだという意見でありました。

一方、不採択を主張する側からは、あくまでも財源がないので勤労者の負担が大きくなり、年金受給者が安定した受給が得られなくなること、積立金については、災害時に備えるためのストックであるという判断だそうでございます。一たん災害が起きたらパニックになって大変なことになるから、そのような事態にならないよう積立金は大事に残しておくべき、という意見でございます。

厚生委員会といたしましては、慎重審査の結果、挙手少数で不採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（福島盛之助君）**　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。米沢照男君。

**○30番（米沢照男君）**　請願、採択の立場から、一言、意見を述べておきたいと思います。

先ほど委員長からも報告がありましたように、この請願、社会保障の拡充を求める意見書採択の請願は、東京土建一般労働組合日野支部から提出をされたものであります。

内容は、年金改悪反対のほか、病院給食に自己負担を導入する健康保険法改正を行わないこと、そして地域保健法制定による保健所の統廃合をやめ、区市町村の公衆衛生の拡充を図ることが主な内容であります。

まず、年金改悪の中身でありますけれども、既に皆さんも御承知のように、まず第１は、年金満額支給開始年齢を現行の60歳から65歳におくらせて、60歳代前半は半額年金とする、第２には、厚生年金保険料は、最終的に月収の30％まで引き上げ、ボーナスからも徴収をする、第３に、失業給付受給中の年金支給は停止をする、年金の給付水準は

引き下げる、などが内容であります。

65歳への支給繰り延べは、すでに1989年、自民党竹下政権の際に、年金改悪に盛り込まれた経過がありましたけれども、国民の強い反対で実現できずに来ていたものであります。御承知のように、昨年、自民党政治を継承する細川連立政権のもとで、年金改悪法案が国会に提出をされました。今、村山内閣のもとで年金改悪路線が引き継がれて、法案の早期成立が急がれているわけであります。そこで、こうした年金改悪反対の請願が相次いで3団体から切なる要求として出されたわけであります。まさに高齢者を初めとした国民、市民の悲痛な叫びであると私は思います。この市民の声を国政に反映をさせていく、このことこそを市議会の本来的な責務であろうと私は思います。

この請願の審査に当たって野党からは、委員長報告にありましたように高齢者社会の危機論が再三再四、強調をされました。しかし、高齢者社会のためというなら、すべてのお年寄りが安心して豊かな老後を過ごせる医療、年金、介護の抜本的充実が今こそ図られるべきであります。高齢化の急速な進行によって、お年寄りを支える勤労者の負担が将来、2倍以上になるかのように言う高齢化社会危機論は、全く根拠のないおどかしの宣伝であります。政府は、将来、社会の年齢構成だけを取り出して、単純に危機をあおっておりますけれども、その社会を支えることができるかどうかを計る物差しとして、最も重要な就業者とその就業者が支える総人口の比率は、政府の統計によっても、現在の高齢化社会のピークと言われる2020年もほぼ1対2で、かわりはありません。また、政府の危機論が生産力の発展、経済成長を度外視していることにも、そのごまかしがあります。何よりも高齢化社会に備えると言いつつ、年金制度や老人医療の改悪を進め、高齢者、社会的弱者が最大の被害者となる消費税の税率の引き上げを強行しようとしている政府の高齢化社会危機論の欺瞞性がここにもあらわれているわけであります。

年金の改悪や消費税の増税をねらう、この真の目的、ねらいは何なのか。一つには、財界奉仕の景気対策のために発行した残高200兆円にものぼる国債のつけ回し、また大企業に巨額の利益を保障する、10カ年で600兆円にのぼる公共投資や、特別の大企業減税のための財源、さらに庶民の負担で大金持ちのための減税を行うこと、さらには自衛隊増強と海外派兵、アメリカ追随の国際貢献のための財源づくりが、その真のねらいであると言われております。

私は、ここで、1992年3月の月刊「宝石」に掲載をされた「バブルで消えた3兆円、あなたの年金は大丈夫か」この1節を引用したいと思います。

「余り公にされなかったが、サラリーマンの毎月給料から天引きされている年金の保

険料が積み立てられ、信託銀行などを通じて株式市場に投入されていたのだ。そして株暴落が響いて巨額の含み損を出していた。昨年１年間の株価の下落で信託銀行が運用している年金資産の含み損率は10％を超え、３兆円以上が泡となって消えてなくなった」こう実態が暴露をされております。

そこで、高齢者社会の危機論が叫ばれているわけですが、それでは、どうすれば年金の財源を確保することができるか、このことについても一言触れておきたいと思いますけれども、基礎年金への国庫負担を現行の３分の１から２分の１にふやせば、当面、保険料を引き上げることはしないで済みます。

第２には、年金、健康保険の負担割合を現在の企業５、労働者５から、ヨーロッパ並みの７対３の比率にすれば11兆円の新たな財源を確保することができるわけであります。年金財源のあり方の根本的な改革とあわせて、さらに大企業優遇の不公平税制の是正、第２には軍事費の大幅な削減、第３に公共投資の不正、むだにメスを入れる、こうした措置をとれば、国内総生産、世界第２位の日本で、高齢化社会は十分支えられるわけであります。これこそ国民の願う、老後も安心して暮らせる真の年金対策であります。高齢化社会のためなどと云々するなら、すべてのお年寄りが本当に安心して豊かな老後を過ごせる医療、年金、介護の抜本的な充実を今こそ図らなければなりません。この請願を不採択にする、もしそういうことになるなら、市民の健康、暮らしを守る市議会の本来的な責務をみずから放棄することになるわけであります。深刻で切実な要求に背を向けて請願不採択が強行されるとしたら、圧倒的多数の市民から厳しい批判を避けることはできないであろうと、私は改めて声を大にして請願の採択を叫びたいところであります。

既に私は、こうした切実な請願の不採択を予測をして、こういうビラをつくってみました。「血も涙もない市議会、野党の仕打ち」、これは近く名前入りで全戸配布を予定いたしております。市民代表の市議会がなぜ市民の声に目をふさぐのか、絶対、納得できません。「市民から激しい怒りの声、生活破壊の悪政に断固反対をし市民の立場を貫いた日本共産党護憲市民会議」こういう中見出しをつけたビラであります。多くの市民の判断にゆだねたいと思います。

もう一度申し上げます。この請願は、採択をすべきであります。

○議長（福島盛之助君）　　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　　それでは、社会保障の充実を求める意見書採択の請願につきましては、意見を述べさせていただきます。

年金の財政危機が予想されている要因は、急速に進む高齢化、出生率の低下、平均寿命の伸び等と言われております。65歳以上の人口は、1990年、平成２年では、1,482万人で、総人口の12％でありましたが、10年後の2000年、平成10年には2,134万人、総人口の16.3％で、2020年、平成32年になりますと3,188万人、総人口の23.6％と、ピークを迎えるわけでございます。先ほどの意見の中に、就業者と総人口の対比が一番正しいんだというふうなことがありましたが、この就業者の中には数多くの、特に若い世代の無年金者が多数含まれておりますので、この対比は正確ではありません。年金制度の加入者と受給者の比較が一番正確な数値になってまいります。

厚生年金でこの対比を見ますと、1990年、平成２年では加入者2,992万人で、老齢年金を受給している人は447万人で、現役世代の6.7人で１人の年金受給者を扶養しております。2000年、平成12年になりますと、加入者が3,071万人で、受給者、767万人を現役世代４人で１人の年金受給者を扶養するわけになります。ピーク時の2020年、平成32年になりますと、出生率の低下で勤労世代が減少したため加入者も減少しまして2,952万人で、受給者、1,178万人と増加しまして、2.5人で１人の年金受給者を扶養することになってまいります。

また、年金加入者の勤労世帯の給料より社会保障料を引きました実質的受け取り金額は、受給者の年金水準を下回るという問題も指摘されております。しかも住宅費や教育費等の出費を考えますと、勤労世帯の生活が苦しいというアンバランスが生じてくることも予測されまして、勤労者と受給者のバランスのとれた年金制度が必要になってまいります。現状のままで推移すれば、年金費用を支える被保険者の負担可能な限界を超えてしまい、年金財政は容易ならぬ時代になってまいります。今後は各制度ごとに過大過重な保険料負担を強いることのない適正化のための年金制度の見直しは、必要不可欠であります。月額７万円の最低保障年金を創設し、無年金者、生活者年金をなくすことにつきましては、年金制度とは、働く現役世代が支払う保険料で扶養する制度で、言いかえれば若い世代から加入し、老年世代への所得の振替が行われる制度であります。世代間の順送りの扶養であります。無年金者に年金を支給しますと、その支払いのために勤労者にさらに過大なる負担にもなってまいります。働く現役世代が支払う保険料で扶養する年金制度の根幹的な制度や公平の原則をも破壊してまいります。

地域保健法は、保健分野における国と市、自治体の責務の整備や保健行政に関する基本指針の策定、保健所の機能強化等を柱とするもので、これによりまして保健所は規模を拡大して保健センターの指導や、結核、エイズ、難病対策など専門的な業務を専念す

る。保健行政は実施主体を市町村に移し、市民に最も身近なレベルでの福祉・保健医療の連帯強化を図り、きめの細かい市民サービスを提供することであります。地域保健の見直しは時代の要請と言えましょう。よって、請願の不採択に賛成する意見といたします。

**○議長（福島盛之助君）**　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

**○議長（福島盛之助君）**　挙手多数であります。よって請願第６－28号、社会保障の拡充を求める意見書採択の請願の件は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第６－38号、重度重複障害児・者のための通所施設建設に関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

**○厚生委員長（橋本文子君）**　請願第６－38号、重度重複障害児・者のための通所施設に関する請願について、厚生委員会の審査経過並びに結果報告を申し上げます。

本請願は、平成６年９月６日の定例会におきまして、本委員会に付託されたものであります。伏見浩子様ほか5,080名の方から提出されました。重度の身体障害、知的障害を二重に背負っている市民は、つばさ学園にも、はくちょう学園にも入ることができないこと、現在既に24時間在宅を余儀なくされている重度重複障害者のためにも、通所施設を建設して、ともに生きるまちづくりを推進していただきたいという内容の請願です。

重度重複障害児・者については、保健・福祉制度として通所を基本に考えているという理事者側の御答弁がございました。20名対応できるものとして考慮中であり、遠くないうちにつくりたい、定員いっぱい市民が入れるための法外の施設をつくっていくという御答弁がございました。

委員からの意見といたしましては、日野市としても重要な事業として計画進捗中であること、全市的問題で、しかも切実であること、健常者中心の社会から共存共栄の社会をつくり上げるためにも、みんなで助け合っていけるような社会構造が必要であることなどが出されました。

なお、本請願で切実に訴えておられる御家族を訪問して、本音のところをしっかり聞

いてくることも意見として出されましたので、つけ加えておきます。

以上、本委員会では、全会一致採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって請願第６－38号、重度重複障害児・者のための通所施設建設に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第６－41号、年金改悪反対、制度の拡充を求める陳情の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（橋本文子君）　請願第６－41号、年金改悪反対、制度の拡充を求める陳情について、厚生委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本陳情は、平成６年９月６日の定例会におきまして本委員会に付託されたものでありまして、細田伊三様ほか４名の方から出されております。

陳情の要旨は、本年３月18日に国会に提出された国民年金、厚生年金法の改正案に対して、一定の改善があるとはいえ基本的には現行の年金制度を大きく改悪するものであり、労働者、国民の老後生活を脅かし、負担増を強いるものであるから認めることはできないということで、次の５項目を意見書として政府機関に対して提出を求めるものであります。

１、年金満額支給年齢65歳への繰り延べは行わないこと。

１、年金掛け金の大幅引き上げとボーナスからの徴収はしないこと。

１、年金水準の切り下げとなる年金額の算定基礎を可処分所得としないこと。

１、国庫負担をふやし、基礎年金を充実させること。

１、雇用保険の失業給付との併給を維持すること。

というものでございます。

以上の陳情に対しまして、厚生委員会では、その内容がほとんど請願第６－４号と同じだということで一括審議をさせていただきました。厚生委員会といたしましては、挙手少数で不採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　具体的な内容については先ほどるる述べましたので、一言、意見にとどめたいと思いますけれども、私も随分長いこと議員をやらせていただいておりますけれども、これほど切実な、血を吐くような思いの請願を、これほど冷たく扱う前例はございません。私は、お年寄りや体の不自由な皆さんなど、社会的弱者に光を当てること、このことこそが政治の原点でなければならないと確信をしておりますし、そういう立場からの市民の叫び、市民の要求に対しては、素直に市議会がそれを受けとめて対応していく、このことこそが本来の市議会の責務であろうと思います。

先ほど、高齢者社会危機論の立場からの発言がありました。一言、反論をしておきますけれども、今日、公的年金の保険料の積立金は総額100兆円を超えております。さらに国庫負担金の削減は、1990年、1,000億円に及んでおります。そして、今後、1995年には3,000億円もの国庫支出金の削減が計画をされております。高齢化社会の危機論というのは、こういう今の連合政権のもとでの改悪路線のもとで、ためにする宣伝が行われている、それに乗せられているのが今の論議であったと思います。

一言反論をし、そしてこの請願の採択を主張して意見といたします。

○議長（福島盛之助君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（福島盛之助君）　挙手多数であります。よって請願第６－41号、年金改悪反対、制度の拡充を求める陳情の件は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第６－33号、旭が丘六丁目の、仮称“中島ビル”建設計画に関する請願、請願第６－43号、米輸入自由化に反対し、食糧の安定供給・安全をもとめる陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（沢田研二君）　建設委員会に付託されました二つの請願を採択しましたので、御報告申し上げます。

請願第６－33号は、旭が丘六丁目の、仮称〝中島ビル〟建設計画に関する請願の件です。

本請願は、旭が丘六丁目、日野平山台住宅にお住まいの六田清貴様ほか1,913名からのものです。

日野平山台住宅は約20年前に建設され、以来、緑多く恵まれた住環境の中で生活を送ってきています。この地域は工業地域ですが、住宅、学校がほとんどであり、実質は住居地域とみなし得る状況から、この環境を極力維持したいというのが住民の願いです。本年６月、４階建ての多目的建築物の計画が公開され、この建物が建設されると約半数の世帯が日の当たらない生活となり、また、自動車での買い物客による障害が予想されることから、周辺地域住民の日照権、生活権等々、住民の利益を損なわないよう行政側としての指導を行ってほしいとの請願です。

委員会としては、慎重審議の結果、行政としての本格的協議はこれからとのことですが、事前の住民との話し合いで一定の配慮が示されつつあることや、行政としても一層の努力をしたいとのことから、全会一致採択すべきものと決した次第です。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、請願第６－43号、米輸入自由化に反対し、食糧の安定供給・安全をもとめる陳情の件です。

本陳情は、多摩平六丁目に住む細田伊三様からのものです。

政府は米の輸入自由化、すべての農畜産物の完全自由化につながるガット・ウルグアイラウンド農業合意案の受け入れを決定し、国会にその協定の批准、承認を求めようとしています。この合意案が実施されれば日本の農業は壊滅的な打撃を受け、また国民の主食である米が国内で自給できないことにもなり、食糧の安全性や安定供給が脅かされることは明白です。加えて政府の減反政策は国民の合意を得られないものです。以上のことから、米の輸入自由化に反対し食糧の安定供給と安全を目指すよう、政府関係機関に要請してほしいというものです。

委員会としては慎重審議の結果、安全な食糧を安定的に確保するための努力は当然のこととして、全会一致採択すべきものと決した次第です。

以上２件、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は採択であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって請願第６－33号、旭が丘六丁目の、仮称〝中島ビル〟建設計画に関する請願、請願第６－43号、米輸入自由化に反対し、食糧の安定供給・安全をもとめる陳情の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第６－９号、南平一丁目～二丁目住宅地内への路線ミニバス導入計画の見直しについての陳情、請願第６－12号、真に国民のための公共事業推進を求める陳情、請願第６－13号、真に国民のための公共事業を求める陳情、請願第６－18号、「日本のプルトニウム利用に反対する」意見書提出の請願、請願第６－24号、日野市に政治倫理確立の条例制定を求める請願、請願第６－27号、消費税率の引き上げ反対を求める請願、請願第６－30号、「核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結を求める意見書」採択に関する陳情、請願第６－34号、日野市東平山二丁目消防署建設に関する陳情、請願第６－36号、私立幼稚園の教育諸条件改善と父母負担の軽減のため、東京都へ公費助成の拡充を要請する意見書提出を求める陳情、請願第６－40号、核兵器廃絶の国際条約締結に関する請願、請願第６－42号、消費税の税率引き上げ反対、廃止を要求する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本11件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第６－46号、学校図書館事務嘱託員の雇用の継続を求める請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本件については、文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第６－７号、多摩平五丁目地区センター設立に関する請願、請願第６－22号、日野市に重度知的障害者が主に入所出来る更生施設の建設に関する請願、請願第６－37号、犬の不妊・去勢手術の委託事業の改善及び猫に対する助成金制度の確立のための陳情、請願第６－44号、保健所・市町村の公衆衛生機能の拡充強化をもとめる陳情、請願第６－45号、安心して働ける看護婦制度の拡充を求める陳情、請願第６－48号、文化施設の充実と、公立校の空き教室と特別教室の市民開放を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本６件については、厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第６－10号、公園建設に関する請願、請願第６－11号、神明緑地の伐採反対に関する陳情、請願第６－15号、程久保一丁目下程久保自治会私道を公道移管に関する請願、請願第６－26号、地元中小建設業者の不況打開と振興政策を求める請願、請願第６－29号、潤徳小学校の北側の環境の保全を求める請願、請願第６－32号、緊急避難通路整備及び消雪・凍結防止対策を求める請願、請願第６－39号、多摩平団地の建て替えに伴い、住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願、請願第６－47号、豊田南地区の区画整理に伴うまちづくりに関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本８件については、建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第44、議会運営委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

議会運営委員会委員長より議会の効率的な運営に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり

閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第45、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より下水道に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第46、スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・文化施設対策特別委員長よりスポーツ・文化施設に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第47、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より交通に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第48、市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等対策特別委員長より市立病院等に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第６－50号、多摩市和田1869番地、公私災害研究会の借家の畳床陥没状況の視察調査を求める陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６－50号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第６－50号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第65号、日野市教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第65号、日野市教育委員会委員の任命について。

本議案は、日野市教育委員会委員の任命に関するもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第４条第１項の規定により議会の同意を求めるものであります。

恐れ入りますが空欄の上段に、住所、東京都国分寺市西本町二丁目７番の19号、氏名、小松恒夫、生年月日、大正14年６月30日、なお、下欄に、住所、東京都日野市大字日野1229番地の３、氏名、古谷洋太、生年月日、昭和２年１月９日と御記入くださるようお願いいたします。

よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　お諮りいたします。本件については質疑、意見を省略し直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。まず初めに小松恒夫氏について採決いたします。

本件を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。

次に、古谷洋太氏について採決いたします。

本件を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第65号、日野市教育委員会委員の任命の件はこれに同意することに決しました。

これより議案第66号、日野市監査委員の選任の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第66号、日野市監査委員の選任について。

本議案は、日野市監査委員の選任について、地方自治法第196条第１項の規定により議会の同意を求めるものであります。恐れ入りますが空欄に、住所、東京都日野市栄町四丁目３番地の44、氏名、星野幸夫、生年月日、昭和10年４月16日と御記入くださるようお願いいたします。

よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　お諮りいたします。本件については質疑、意見を省略し直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって本件について採決いたします。

本件を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第66号、日野市監査委員の選任の件はこれに同意することに決しました。

これより議員提出議案第10号、在日韓国、朝鮮人高齢者と障害者に対する国民年金、厚生年金適用拡大を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○18番（橋本文子君）　議員提出議案第10号、在日韓国、朝鮮人高齢者と障害者に対する国民年金、厚生年金適用拡大を求める意見書でございます。

案文はお手元に配付したとおりでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げ

ます。

○議長（福島盛之助君）　　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第10号、在日韓国、朝鮮人高齢者と障害者に対する国民年金、厚生年金適用拡大を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第11号、ＮＴＴ日野営業所の廃止に反対し存続を求める決議の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○28番（一ノ瀬　隆君）　　議員提出議案第11号、ＮＴＴ日野営業所の廃止に反対し存続を求める決議を提案させていただきます。

文案はお手元の印刷物のとおりであります。この日野市議会の決議の可否がＮＴＴ日野営業所の存続に重大な影響を与えるものと聞いております。市民生活を守るためぜひとも可決されますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（福島盛之助君）　　挙手少数であります。よって議員提出議案第11号、ＮＴＴ日野営業所の廃止に反対し存続を求める決議の件は否決されました。

これより議員提出議案第12号、サッカーくじ法案化に反対する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○19番（板垣正男君）　　議員提出議案第12号であります。サッカーくじ法案化に反対する意見書でございます。

案文につきましては、各議員のお手元に配付させていただいたとおりでございます。全会一致可決できますよう、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（福島盛之助君）　　挙手多数であります。よって議員提出議案第12号、サッカー

くじ法案化に反対する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第13号、米輸入自由化に反対し、食糧の安定供給・安全をもとめる意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○11番（沢田研二君）　議員提出議案第13号、米輸入自由化に反対し、食糧の安定供給・安全をもとめる意見書でございます。

意見書の内容はお手元に配付してあるとおりです。よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第13号、米輸入自由化に反対し、食糧の安定供給・安全をもとめる意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第14号、教職員の給与費半額国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○29番（竹ノ上武俊君）　議員提出議案第14号、教職員の給与費半額国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める意見書でございます。

議案につきましては、お手元に配付したとおりでございますので、よろしく御採択をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第14号、教職員の給与費半額国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第15号、学校五日制にふさわしい、ゆとりある教育内容にするために新学習指導要領を早急に再改訂することを求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○29番（竹ノ上武俊君）　議員提出議案第15号、学校五日制にふさわしい、ゆとりある教育内容にするために新学習指導要領を早急に再改訂することを求める意見書でございます。

案文につきましては、お手元に配付したとおりでございますので、全会一致で可決をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第15号、学校五日制にふさわしい、ゆとりある教育内容にするために新学習指導要領を早急に再改訂することを求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって平成６年第３回日野市議会定例会を閉会いたします。

午前３時38分　閉会

地方自治法第123条第２項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長　福　島　盛之助

署名議員　吉　冨　正　敏

署名議員　小　島　　久